

平成23年  
9 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成23年 9 月 2 日開会

平成23年10月11日閉会

## 平成23年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 9月2日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
押川修一郎議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第21号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

### 自9月3日（土曜日）

### 至9月6日（火曜日） 休 会

### 9月7日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第22号及び第23号追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 代表質問	12
<b>中野廣明議員質問（自由民主党）</b>	12

- ・知事の政治姿勢について
- ・長期計画等について
- ・鉄道交通（日豊本線の快適性向上）について
- ・行財政改革について
- ・福祉行政（社会保障費の状況、少子化対策、自殺対策）について
- ・林業の振興（林業公社）について
- ・産業の振興（中小企業の現状）について
- ・農業振興対策について
- ・口蹄疫対策について
- ・土木行政（入札制度）について
- ・教育行政（アクションプラン、運動部活動、医療教育）について

内村仁子議員関連質問（福祉行政について）

清山知憲議員関連質問（福祉行政、教育行政について）

<b>押川修一郎議員質問（自由民主党）</b>	34
-------------------------	----

- ・知事の政治姿勢について
- ・県職員の不祥事について
- ・情報発信（トップセールス等）について
- ・県民歌について
- ・県の財政状況等について
- ・防災対策について
- ・高齢者対策について
- ・林業の振興について
- ・有害鳥獣被害対策について
- ・新幹線対策について
- ・スポーツランドの推進について
- ・農業の振興について
- ・入札・契約制度改革について
- ・人権教育及び領土教育について
- ・犯罪被害者対策について

**9月8日（木曜日）**

1.	出席議員 -----	65
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	65
1.	代表質問 -----	66

**西村 賢議員質問（新みやざき） ----- 66**

- ・知事の政治姿勢について
- ・経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」について
- ・口蹄疫からの復興について
- ・中山間地域の振興について
- ・公社等の現状について
- ・観光客の誘致について
- ・少子化・子育て対策について
- ・障がい者福祉について
- ・治安対策について

**高橋 透議員質問（社会民主党宮崎県議団） ----- 91**

- ・知事の政治姿勢（エネルギー政策、九州広域行政機構、道州制）について
- ・医療・福祉対策について
- ・防災対策について
- ・観光振興対策について

- ・農林水産業振興対策について
- ・中山間地域振興計画について
- ・教育問題（延岡しろやま支援学校）について
- ・暴力団排除条例について

太田清海議員関連質問（教育問題について）

**河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団）** ----- 112

- ・県政運営（新みやざき創造戦略への評価、みやざき感謝プロジェクト、みやざき元気プロジェクト等）について
- ・口蹄疫復興対策について
- ・防災対策について
- ・NPO法人の支援について
- ・難病対策について
- ・交通サービスと地域活性化について
- ・教育の再生（指導力不足教員、エネルギー教育、いじめの複雑化・潜在化についての対策）について
- ・警察行政（飲酒運転根絶対策、自転車事故対策）について

重松幸次郎議員関連質問（交通サービスと地域活性化について）

**9月9日（金曜日）**

- 1. 出席議員 ----- 133
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 133
- 1. 一般質問 ----- 134

**後藤哲朗議員質問** ----- 134

- ・知事の政治姿勢（伝統文化の継承、政策課題研究）について
- ・宮崎県市町村間連携支援基金設置事業について
- ・安心・安全のまちづくり、セーフコミュニティについて
- ・子ども・子育て新システムについて
- ・経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」（木質バイオマス、東九州メディカルバレー構想の推進）について

**右松隆央議員質問** ----- 145

- ・知事の政治姿勢について
- ・県財政の状況について
- ・行財政改革について
- ・地震・津波の防災対策について
- ・口蹄疫からの復興と防疫体制について

**徳重忠夫議員質問** ----- 159

- ・知事の政治姿勢について
- ・口蹄疫からの再生・復興について
- ・単独及び合併処理浄化槽の法定検査について
- ・新燃岳噴火に伴う土石流対策について
- ・都城志布志道路の進捗及び国道221号（高崎新田地区）の道路拡幅について
- ・武道の必修化について

**宮原義久議員質問** ----- 172

- ・知事の政治姿勢について
- ・県職員の諸問題について
- ・地下水問題について
- ・農業問題（口蹄疫関係、西諸畑地かんがい事業）について

**岩下斌彦議員質問** ----- 187

- ・県南地域の経済浮揚について
- ・県立福島高等学校の存続について
- ・県立芸術劇場について
- ・就学前教育について
- ・県南地域の企業誘致について
- ・港湾・漁港の整備について
- ・太陽光発電補助金について
- ・猿害対策について

自 9月10日（土曜日） 休 会  
 至 9月11日（日曜日）  
 9月12日（月曜日）

- 1. 出席議員 ----- 201
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 201
- 1. 一般質問 ----- 202

**鳥飼謙二議員質問** ----- 202

- ・知事の政治姿勢について
- ・原子力発電とエネルギーについて
- ・T P Pについて
- ・児童の社会的養護について
- ・行財政改革と職員処遇について

**井本英雄議員質問** ----- 216

- ・ワークシェアリングについて

- ・ T P P について
- ・ 高校教育（P I S A 教育と大学受験、東日本大震災ボランティア修学旅行、メディカル・サイエンスコース）について
- ・ 新エネルギー（オーランチオキトリウム）について
- ・ 障がい者用トイレについて
- ・ 鹿児島一宮崎間への観光列車の誘致について
- ・ S O H O について

**井上紀代子議員質問** ----- 227

- ・ 食の安心・安全について
- ・ 障がい者雇用について
- ・ 福祉問題（地域連携クリティカルパス、児童虐待）について
- ・ 教育問題（延岡しろやま支援学校、防災教育、サマーセミナー、高校統廃合）について
- ・ 中山間地域振興計画の策定について
- ・ 宮崎海岸の侵食対策について

**蓬原正三議員質問** ----- 241

- ・ 知事の政治姿勢（危機管理、政策提案等）について
- ・ 国際化（姉妹都市、海外技術研修員制度、留学生支援等）について
- ・ 技術の地産地消（宮崎生まれの技術、ロボット技術、風力発電等）について
- ・ 集落の機能維持（水路の保全、耕作放棄地等）について
- ・ 若者が定着できる環境づくり（若者の就職支援、景気・雇用対策等）について
- ・ 学校耐震化（非構造部材の耐震化等）について

**外山 衛議員質問** ----- 256

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 宮崎県総合計画（県民への周知、理解）について
- ・ 東アジアの観光客誘客（県産品の販路拡大等）について
- ・ 建設業界の実情（他業種への進出状況等）について
- ・ 東日本大震災を教訓とした教育について
- ・ 高校総体、全国高総文祭の総括について
- ・ 県警の採用に関することについて

**9月13日（火曜日）**

1. 出席議員 ----- 271
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 271

1. 一般質問 -----	272
<b>坂口博美議員質問</b> -----	272
・ 知事の政治姿勢について	
・ 財政問題について	
・ 農政問題（儲かる農業の実現、口蹄疫からの復興等）について	
・ 防災対策について	
<b>新見昌安議員質問</b> -----	285
・ 防災対策について	
・ 省エネルギー対策等について	
・ 文書センターについて	
・ 有機農業の推進について	
・ 農作業事故防止について	
・ 生活弱者対策について	
・ 教育行政（ICT化、スポーツ基本法、運動部活動の休部・廃部）について	
・ 警察に係る課題（チャイルドシート使用率向上）について	
<b>中野一則議員質問</b> -----	299
・ 知事の政治姿勢（職員の不祥事、人事異動、入札制度の見直し、郷土の先覚者等）について	
・ 教育行政（教科書採択のあり方、県総合運動公園のスポーツ施設整備）について	
・ 農政問題（人工授精自粛）について	
・ 商工観光行政（霧島ジオパーク）について（要望）	
<b>函師博規議員質問</b> -----	310
・ 高齢者福祉施策の実態について	
・ ブランド農産品振興策について	
・ 教育地域格差是正について	
<b>星原 透議員質問</b> -----	321
・ 知事の政治姿勢について	
・ 中山間地域振興計画について	
・ 食品加工研究施設の設置について	
・ 観光と国際交流について	
・ 災害対策について	
1. 議案に対する質疑 -----	334
前屋敷恵美議員 -----	334

1. 議案第22号及び第23号採決 -----	337
1. 議案第1号から第21号まで及び請願委員会付託 -----	337
<b>自9月14日（水曜日）</b>	
<b>常任委員会</b>	
<b>至9月16日（金曜日）</b>	
<b>自9月17日（土曜日）</b>	
<b>休        会</b>	
<b>至9月19日（月曜日）</b>	
<b>9月20日（火曜日）</b>	
<b>特別委員会</b>	
<b>9月21日（水曜日）</b>	
<b>休        会</b>	
<b>9月22日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	341
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	341
1. 常任委員長審査結果報告 -----	342
山下博三総務政策常任委員長 -----	342
黒木正一厚生常任委員長 -----	344
松村悟郎商工建設常任委員長 -----	346
田口雄二環境農林水産常任委員長 -----	347
河野哲也文教警察企業常任委員長 -----	348
1. 討        論 -----	350
前屋敷恵美議員（議案第3号、第19号、第20号に反対、議案第7号に賛成、 請願第3号継続に反対） -----	350
1. 議案第3号、第19号及び第20号採決 -----	351
1. 議案第1号、第2号、第4号から第18号まで及び第21号採決 -----	351
1. 請願第6号採決 -----	351
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	352
1. 議員発議案送付の通知 -----	352
1. 議員発議案第1号から第15号まで追加上程、採決 -----	353
1. 議案第24号から第28号まで上程 -----	353
1. 知事提案理由説明 -----	353
<b>自9月23日（金曜日）</b>	
<b>休        会</b>	
<b>至9月27日（火曜日）</b>	
<b>9月28日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	357
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	357
1. 議案第24号から第28号までに対する質疑 -----	358
前屋敷恵美議員 -----	358



1. 議員発議案送付の通知 -----	362
1. 議員発議案第16号上程、採決 -----	362
1. 議案第24号から第28号まで決算特別委員会付託 -----	362
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	362
<b>自9月29日（木曜日）</b>	
<b>決算特別委員会</b>	
<b>至9月30日（金曜日）</b>	
<b>自10月1日（土曜日）</b>	
<b>休    会</b>	
<b>至10月2日（日曜日）</b>	
<b>10月3日（月曜日）</b>	
<b>決算特別委員会</b>	
<b>自10月4日（火曜日）</b>	
<b>休    会</b>	
<b>至10月5日（水曜日）</b>	
<b>10月6日（木曜日）</b>	
<b>決算特別委員会</b>	
<b>自10月7日（金曜日）</b>	
<b>休    会</b>	
<b>至10月10日（月曜日）</b>	
<b>10月11日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	367
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	367
1. 決算特別委員長審査結果報告 -----	368
十屋幸平決算特別委員長 -----	368
1. 討    論 -----	370
前屋敷恵美議員（議案第24号に反対） -----	370
1. 議案第24号採決 -----	371
1. 議案第25号から第28号まで採決 -----	372
1. 議員発議案送付の通知 -----	372
1. 議員発議案第17号追加上程、採決 -----	372
1. 閉    会 -----	372
<hr/>	
1. 資    料 -----	373
平成23年9月定例県議会日程 -----	375
議案送付文書 -----	377
代表質問時間割 -----	380
一般質問時間割 -----	381
議案・請願委員会審査結果表 -----	382
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	384
決算議案委員会審査結果表 -----	385

1. 決算特別委員会各分科会主査報告 -----	387
1. 議案議決件名一覧表 -----	395
1. 意見書、その他 -----	401
円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書 -----	403
専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書 -----	404
特定疾患治療研究事業の充実と財源確保を求める意見書 -----	405
「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の恒久法への見直しを求める 意見書 -----	406
東九州自動車道の全線開通を求める意見書 -----	407
細島港臨海工業地帯の低レベル放射性廃棄物の早期処理を求める意見書 -----	408
公共交通機関の存続に向けJ R九州等に係る経営支援継続を求める意見書 ---	409
30人以下学級実現・義務教育費国庫負担拡充等に係る意見書 -----	410
原子力発電・エネルギー政策に関する意見書 -----	411
大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書 -----	412
第11回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣 -----	413
行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める 意見書 -----	414
国の経済対策により造成した基金の設置期限の延長等必要な財政措置を 求める意見書 -----	415
環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書 -----	416
社会資本整備予算の確保に関する意見書 -----	417
決算特別委員会の設置について -----	418
葉たばこ農家の支援を求める意見書 -----	419
1. 請願一覧表 -----	421
1. 議事経過 -----	427

9月2日（金）

# 平成 23 年 9 月 2 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

- |      |         |                 |
|------|---------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一 | (郷中の会)          |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会)      |
| 3 番  | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団)      |
| 4 番  | 渡 辺 創   | (新みやざき)         |
| 5 番  | 西 村 賢   | ( 同 )           |
| 6 番  | 黒 木 正 一 | (自由民主党)         |
| 7 番  | 松 村 悟 郎 | ( 同 )           |
| 8 番  | 内 村 仁 子 | ( 同 )           |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗 | ( 同 )           |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | ( 同 )           |
| 11 番 | 二 見 康 之 | ( 同 )           |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | ( 同 )           |
| 13 番 | 外 山 三 博 | ( 同 )           |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新)         |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団)      |
| 16 番 | 高 橋 透   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 17 番 | 太 田 清 海 | ( 同 )           |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき)         |
| 19 番 | 星 原 透   | (自由民主党)         |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | ( 同 )           |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | ( 同 )           |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | ( 同 )           |
| 24 番 | 外 山 衛   | ( 同 )           |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | ( 同 )           |
| 26 番 | 山 下 博 三 | ( 同 )           |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき)         |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党)         |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | ( 同 )           |
| 34 番 | 中 野 一 則 | ( 同 )           |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | ( 同 )           |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | ( 同 )           |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | ( 同 )           |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | ( 同 )           |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | ( 同 )           |

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長     | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長         | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長     | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長     | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者       | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長         | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長         | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長           | 近 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 長       | 佐 藤 勇 夫   |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   |
| 人 事 委 員         | 江 夏 由 宇 子 |
| 代 表 監 査 委 員     | 宮 本 尊     |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修 稔   |
| 総 務 課 長     | 山之内 稔     |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

---

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成23年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員39名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、右松隆央議員、鳥飼謙二議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 皆さん、おはようございます。御報告いたします。

去る8月26日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成23年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計21件、その内訳は、補正予算案2件、条例10件、予算・条例以外9件であります。このほか3件の報告があります。また、さらに人事案件及び決算認定案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から10月11日までの40日間とすることに決定をいたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月7日から2日間の日程で代表質問、9日から3日間の日程で一般質問を

行います。代表質問については、質問人数を5名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやざき55分以内、社会民主党45分以内、公明党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計15名以内とし、質問順序は、6日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。9月14日から16日までの間で各常任委員会を開催していただき、22日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。その後、28日に普通会計及び公営企業会計決算議案の審査のため、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。休会中の9月29日から10月6日までの間に決算特別委員会を開催していただき、10月11日の最終日に、付託された議案の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いをいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日より10月11日までの40日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたします。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

### ◎ 議案第1号から第21号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第21号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

### ◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成23年度9月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、御報告とおわびを申し上げます。

昨日公表いたしましたとおり、延岡県税・総務事務所職員による多額の公用郵便切手の横領事件が発覚いたしました。また、職員による盗撮事件も複数発生をしております。

職員の服務規律の保持につきましては、日ごろから指導を行い、コンプライアンス意識の徹底に努めますとともに、金銭や物品の管理につきましても、不適正な事務処理や準公金等横領事件の発生を踏まえ、チェック体制の徹底を図っていたにもかかわらず、このような不祥事が続発しましたことは、痛恨のきわみであり、県議会、県民の皆様へ深くおわびを申し上げます。今後、関係職員の処分はもとより、職員一

人一人の綱紀粛正を改めて徹底いたしますとともに、組織を挙げて、このような個人の非違行為の発生を防ぐ仕組みづくりなど、再発防止に全力で取り組み、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

では、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

去る8月27日で口蹄疫終息宣言から1年が経過しました。昨年4月に本県で発生し、3カ月にわたり猛威を振るった口蹄疫は、多くの家畜のとうとい命を奪い、また、農畜産業はもとより、観光・商工業など県内経済に甚大な被害をもたらすとともに、県民生活に深刻な影響を及ぼしました。今もなお、人工授精や各種イベント等の自粛などによる影響から脱し切れていないところではありますが、この区切りを契機として、改めまして、県民の皆様への御理解と御協力をいただきながら、口蹄疫からの再生・復興に向け、より一層、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

まず、防疫対策につきましては、二度と同じような事態を引き起こすことのないよう、これまでにさまざまな防疫強化の取り組み等を実施してまいりました。今後はさらに、民間獣医師を家畜防疫員として活用するなどの獣医師確保対策を行うとともに、関係施設の防疫設備を整備するなど、家畜防疫体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、牛肉の消費が減退する中で、J Aグループ等とも連携した牛肉の消費拡大に取り組むとともに、国の口蹄疫畜産再生基金や本県の口蹄疫復興対策基金、口蹄疫復興宝くじなどの

活用や、宮崎県口蹄疫復興財団等を通じた市町村や関係団体等への支援などにより、再生・復興への取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

口蹄疫による影響は甚大であります。国や県、市町村、経済団体、そして県民一人一人が力を結集して課題を一つ一つ克服し、真に本県の再生・復興につながるよう、また、「みやざき新生」を目指して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」についてであります。

国内経済の停滞が長期化する中、最近の急激な円高により、輸出産業を中心に経営環境の厳しさが増えています。国において、その対策が検討されているところでありますが、本県においては、口蹄疫や新燃岳の噴火等の影響により、経済活動そのものが低迷している状況にあります。そこで、口蹄疫終息宣言から1年に当たり、県民総力戦で宮崎の元気を取り戻すための取り組みとして、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」の展開を図ることといたしました。

これまでも、当初の骨格予算や6月の肉付け予算により、経済活性化のための対策を講じてまいりました。さらには、口蹄疫復興対策のファンド事業や、今議会に提案をいたしました9月補正予算案も含めると、総額約1,122億円の事業が実施ないし予定されることとなります。みやざき元気プロジェクトは、これらの事業を初め、今後、必要に応じた補正予算や来年度当初予算をも視野に入れつつ、行政や民間団体、県民が連携し、広義の地産地消など県内需要の拡大等を通じ経済活性化に取り組もうとするものであり、同時に、県民の皆様への御理解と御

協力の呼びかけでもあります。

このプロジェクトは3つの柱で構成しております。まず1つ目は、「停滞している県内経済活動の回復」であり、緊急的な雇用対策や金融対策等のほか、県単独事業の増額など公共事業の積極的な実施、口蹄疫終息1周年イベント等による需要喚起などに努めてまいります。2つ目の「将来を見据えた産業づくりのスタートアップ」では、「食の王国みやざきづくり」や戦略的な企業立地、東九州メディカルバレー構想の推進などによる将来のエンジン産業の育成、さらに、広くアジアに目を向けた海外展開を推進しますとともに、東九州自動車道や細島港など産業を支える基盤の整備を促進してまいります。3つ目は、資金や価値が県内を円滑に循環する「地域経済循環システムの仕組みづくり」であり、農林水産物を初め県産品の購入促進など広い意味での地産地消、さらに100万泊県民運動などに取り組んでまいります。以上のような基本的な視点に立ち、宮崎の元気を回復する取り組みを総合的に推進してまいりたいと考えております。

厳しい状況にある牛肉の消費拡大や県産品・県内施設の利用、県内イベントへの積極的な参加など、県民一人一人ができることから取り組んでいただき、その積み重ねにより県内経済を循環させていくことが大切だと考えておりますので、県議会議員の皆様を初め県民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

3点目は、アジアナ航空就航10周年についてでございます。

アジアナ航空が宮崎—ソウル間に就航し、本年4月に10周年を迎えましたことから、先月28日から30日までの2泊3日の日程で、外山県議会議長や宮崎県商工会議所連合会の米良会頭ほ

か経済界の皆様とともに、韓国を訪問してまいりました。韓国では、アジアナ航空のユン社長にお会いし、今後とも相互に協力しながら路線の維持発展を図っていくことを確認いたしますとともに、韓国山林庁や韓国観光公社、韓国旅行業協会、主要旅行会社等を訪問し、本県杉材の利用推進や観光客の誘致についてお願いをしてきたところであります。国内経済が停滞する中、拡大・発展するアジアとの交流を促進することは非常に重要でありますので、今後とも本県就航の航空会社等と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計38億643万5,000円、特別会計3,614万9,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億697万2,000円、寄附金20万円、繰入金12億1,090万9,000円、繰越金23億1,474万1,000円、諸収入1億7,361万3,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,843億5,643万5,000円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、東日本大震災対策についてであります。被災者生活再建支援法に基づく支援制度の原資となる基金に対し、本県負担額を拠出することといたしました。この制度は、大規模な地震や風水害などの自然災害により、多数の住宅が全壊するなどの被害が発生した場合に、被災世帯に対して住宅の被害の程度や再建方法に応じて支援金を交付する全国規模での相互支援制度であり、基金には、各都道府県がそれぞれの世帯数に応じた額を拠出することとなっております。

今回、東日本大震災に伴う支援金の規模が、現在の基金の額を大きく上回ることから、この対応のために必要となる追加拠出と、今後発生する災害に備えた新たな拠出を行うものであります。

次に、口蹄疫・経済復興対策についてであります。先ほど御説明しましたとおり、民間獣医師の活用や獣医師確保のための修学資金の増額により、家畜保健衛生所の家畜防疫体制の人的強化を図る一方で、農業改良普及センターや県立農業高校等において、車両消毒装置や噴霧シャワー設備を備えた更衣衛生施設の整備を行うなど、県有施設における防疫体制の強化を図ることとしております。また、畜産と耕種のバランスのとれた産地構造への転換を促進するために、土地利用型野菜の契約栽培に取り組む農家の生産リスク軽減を目的とした新たな資金を造成することとしております。

その他の対策といたしまして、エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池補強工事に要する費用の追加貸し付けを行うこととしております。地元住民の皆様の安全・安心の確保を最優先に対応するため、この補強工事に要する経費3億3,800万円につきまして、県と市町村とが折半して公社へ貸し付けることとし、今回、1億6,900万円を措置することといたしました。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正によりまして、地方税に係る不申告等に関する過料の額が引き上げられたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号「執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一



部を改正する条例」は、現在、月額制としております委員の報酬を、地方自治法の趣旨や勤務実態等を踏まえ、日額と月額の併用制とするための条例の改正であります。

議案第5号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災の被災者支援のため、本県に避難してきた世帯のうち、経済的な理由から就学等が困難となった世帯の幼児・児童・生徒の緊急的な就学等支援を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第11号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」は、県の公の施設の指定管理者を指定するに当たり、現行条例ではすべて公募することとしておりますが、緊急の場合等においては、非公募により候補者を選定し当該候補者を指定することについて、議会の議決に付することができるよう、特例規定を整備するもの等であります。

議案第16号は、日向警察署庁舎建設主体工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第21号「宮崎県中山間地域振興計画の策定について」は、宮崎県中山間地域振興条例第7条の規定に基づき、中山間地域の振興に関する計画を策定することについて、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第12号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」外7件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から6日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時20分散会

9月7日（水）

# 平成 23 年 9 月 7 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (郷中の会)          |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦   | (自民党つくしの会)      |
| 3 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (新みやざき)         |
| 5 番  | 西 村 賢     | (同)             |
| 6 番  | 黒 木 正 一   | (自由民主党)         |
| 7 番  | 松 村 悟 郎   | (同)             |
| 8 番  | 内 村 仁 子   | (同)             |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗   | (同)             |
| 10 番 | 右 松 隆 央   | (同)             |
| 11 番 | 二 見 康 之   | (同)             |
| 12 番 | 清 山 知 憲   | (同)             |
| 13 番 | 外 山 三 博   | (同)             |
| 14 番 | 凶 師 博 規   | (日日新)           |
| 15 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 16 番 | 高 橋 透     | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 17 番 | 太 田 清 海   | (同)             |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (新みやざき)         |
| 19 番 | 星 原 透     | (自由民主党)         |
| 20 番 | 蓬 原 正 三   | (同)             |
| 21 番 | 井 本 英 雄   | (同)             |
| 22 番 | 丸 山 裕 次郎  | (同)             |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | (同)             |
| 24 番 | 外 山 衛     | (同)             |
| 25 番 | 宮 原 義 久   | (同)             |
| 26 番 | 山 下 博 三   | (同)             |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき)         |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫   | (同)             |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (自由民主党)         |
| 33 番 | 横 田 照 夫   | (同)             |
| 34 番 | 中 野 一 則   | (同)             |
| 35 番 | 中 野 廣 明   | (同)             |
| 36 番 | 福 田 作 弥   | (同)             |
| 37 番 | 坂 口 博 美   | (同)             |
| 38 番 | 中 村 幸 一   | (同)             |
| 39 番 | 十 屋 幸 平   | (同)             |

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長           | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長           | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長             | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |
| 代 表 監 査 委 員       | 宮 本 尊     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝     |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     |
| 総 務 課 長     | 山 之 内 稔   |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

---

◎ 議案第22号及び第23号追加上程

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第22号及び第23号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第22号及び第23号について、御説明申し上げます。

まず、議案第22号は、教育委員会委員近藤好子氏が平成23年10月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく近藤好子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

次に、議案第23号は、人事委員会委員黒木奉武氏から平成23年9月30日をもって人事委員会委員を辞職したい旨の申し出がありましたので、これを承認することとし、その後任委員として村社秀継氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 代表質問

○外山三博議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、中野明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。今回は1時間の持ち時間、代表質問であります。昨年今ごろ、何をしておったかな。やっぱり議会でした。そしてまた、知事も昨年の議会、何を考えておられたのかな。そんな思いもしたわけでありまして。昨年今ごろは、口蹄疫が終息いたしまして、安堵しておったわけでありまして、その後、鳥インフルエンザ、そして新燃岳の噴火、そしてまた、3・11東北大震災が発生いたしました。本当に自然の脅威、水の脅威を感じたところでありまして。そしてまた、そのがれきの処理も終わらない間に今回の台風で、和歌山、奈良を中心とする大災害が発生いたしました。亡くなられた方、被災された方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っております。本当に災害はいつ来るかわかりません。行政、我々においても、しっかりした日常の対応が必要じゃないかと、ますます確信したところでありまして。

今、戦後66年であります。私がどこか近くに就職したのが昭和42年でありました。そのときから現在までいろんなことがありました。話をしますと長いから省略いたしますけど、しかし、今ほど世界の経済状況、日本の経済・社会

状況、こんな先の見えない状況というのは、私の経験でも初めてであります。ましてや国におんぶに抱っここの地方自治体、言わずもがなの状態であります。県も一生懸命、行政改革に取り組んでおられます。あと2～3年すると、このままでいくと再建団体になりますと、脅しのような言葉も出るような状況であります。したがって、今、本当に地方はなすすべもないというのが実情じゃなかろうかと思っております。

このような時期の代表質問でありますから、大変恥ずかしい話でありますけれども、私も生まれて初めて、県の総合長期計画、戦略評価一覧表、六次・七次宮崎県農業振興計画、宮崎県行財政改革大綱2007、みやざき行財政改革プラン、農業センサスを一読しました。一読しながら、さすが県庁の職員、文章がうまいな、机の上ではよく考えているなど、本当に感心をいたしました。しかし、それを見ながら、私の周辺の農業、そういうところと現実と比較をしてみますと、その乖離については何か複雑な思いがありました。したがって、今回の選挙、そのすばらしい計画の中に「大変革の時代」という言葉が使われております。それから、「成果重視の県政運営」という言葉が使われております。私は、まさしく今、この時代はそういう感覚——もう遅いと思えますけど、今からでもしっかりそういう感覚になって県政運営に当たる必要があるんじゃないかと思っております。そういうことで、その2つの言葉を念頭に置いて、今回の質問をいたしたいと思えます。

まず、知事にお伺いをいたします。

知事就任以来8カ月たちました。県行政は課題山積であります。いろんな分野について知事は最高責任者であります。そういう中で、これ

はそのまま言葉を伝えますと、国富辺で、「新しい知事はどんげや」と、そういうふうに聞かれます。私は正直だから、「頑張っちゃう」とか、まだよう言いません。「まだようわからん。まだこれからじゃないっちゃうかい」と、そういうふうに答えております。というのは、知事は一生懸命やられていると思えますけど、どうも言い方が、例えば「県民総力戦」——私もそうですけど、何を県民総力戦でやるのか。主語がないんですね。そういう抽象的な表現の仕方では、なかなか県民は理解できない。知事がやりたいことはいっぱいあるでしょうけど、しかし、まずは順序というのがあります。知事が先頭に立って、これはやりたいというようなことがあれば、ぜひアピールし、大きな声を出されたほうが、私は選挙運動にもなると思えます。知事の考えをお伺いいたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

知事として考えていること、それから県として取り組みたいこと、これを県民の皆様におわかりやすくお伝えする、大変重要なことであると認識をしております。今、御指摘のあった県民総力戦という言葉でございますが、これは私が県政に取り組むに当たって、「対話と協働による県民総力戦」というものを、基本的な考え、基本的な姿勢として掲げておるものでございまして、例えば憲法で国民主権と掲げてあるのと同様に、県政推進に当たっての基本的な理念というふうに考えておるところでございます。その理念を踏まえて、具体的にどのような方向を目指し、どのような取り組みをしていくのか、これはまた別の言葉によって語られるべきものであるというふうに認識をしておるところで

ざいます。

例えば、今回の東日本大震災の被災地・被災者を支援していこうということを、口蹄疫以来の大変お世話になった感謝の気持ちで、「みやぎ感謝プロジェクト」ということで、県民の皆様のを、総力を結集して取り組んでいくということでございます。また、先日取りまとめました経済活性化対策「みやぎ元気プロジェクト」であります。これは口蹄疫1年という節目に当たり、宮崎も県民一人一人の力を結集して元気を出していこうということで、方向性を掲げながら、一人一人できること、例えばイベントに参加する、県産品を買っていただく、そのような取り組みをしていただだけませんかという呼びかけをさせていただいたものであります。さらには、今回策定をいたしました長期ビジョン「未来みやぎ創造プラン」、総合計画におきましては、県民の主な役割ということで、県民の皆さんに具体的にこのようなことをしていただだけませんかというようなところを掲げたところでございます。今後とも、さまざまな形で、県民総力戦という基本的な考え方、理念の上に立った具体的な方向性というものをわかりやすく訴えますとともに、市町村、民間、そして県民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 いろいろ今、お話を聞きました。憲法論が出ますと、余計わからんようになってくる。もうちょっとわかりやすく、今後はワンフレーズとかそういうのでやられたほうが、県民にはわかりやすい。それがまた選挙にもつながると思っております。

次に、戦略評価一覧表についてお尋ねをいたします。

評価というのは、目的追求だろうと思います。私の目的追求というのは、わかりやすく例をとりますと、私の会社が東京で何億かするような事業をとりたい、事業を契約したいという大きな目的があります。そうすると、東京に何回か行かんといかんわけです。飛行機で行くとか、東京に何回行ったかというのは、あくまでも手段であって、何回行ってもいい。契約ができて結果が出てくれば、それでよしとするわけですけれども、その中には費用対効果というのものもあるわけです。だから、今の評価、こんな厚いものが出ています。これなんか見ますと、私は何でとかいうような気になるんですね。例えば東京に行って成果が出たから、これはAですよ。成果が出ても、5回行く予定が3回だったら、これはBかなと。極端な言い方をするとですよ。成果は出らなくても、東京に行く回数を予定どおり10回行ったから成果としてはAだとか、簡単に言うとそういうシステムになっているんです。それと、この成果表にはコスト、金額が入っていないんです。費用対効果もわからん。そういうことでありますので、全然だめだということじゃありません。もうちょっと大きな目的、目標を持った政策評価に変える必要があるんじゃないかと思います。県民政策部長の意見をお伺いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 御指摘のとおり、総合計画の評価・検証に当たりましては、いかに成果につなげていくかという視点が最も重要であると考えております。このため、アクションプランにおきましては、10の重点プログラムそれぞれにつきまして、合計特殊出生率や医療体制に対する満足度、雇用創出数など、成果や達成度をはかるための48の重点指標を掲げますとともに、毎年度作成する工程表につつま

しては、それぞれの取り組み事項に対しましてその進捗状況を見ていくための取り組み指標、これは163ありますけど、それを設定したところでございます。

政策評価をどのように実施するのかにつきましては、現在検討中でございますが、外部有識者による専門的、あるいは今、議員が言われましたように、県民の実感に近い視点からの御意見をいただきながら、アクションプランに掲げた10の重点プログラムの達成につながるよう工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○中野廣明議員** どこか質問しようと思ったら、数が多くてわからんようになりました。覚えているのは、教育長を評価するわけじゃないんです。例えばその項目の中に、30人学級になったというところが、いろいろ評価してA・A・Aなんです。当たり前ですよ、40人学級から30人学級にしてマイナスだったらせんほうがましですから。こんなのをするんだったら、30人学級になって学力がこれだけ伸びましたと。せめて客観的な数値ぐらい出るような評価じゃないとだめだと思います。特に県土整備部長なんか、インフラ整備は金があれば何ぼでもできるわけです。だから、部長としては幾らでもやりたい。道路を1本つくった。いろいろやってA・A・Bとかついている。これは金だけの問題ですよ、土木なんかには言わせれば。そういうことで、これを言っていると時間がありませんから、ぜひ思い切った検討をしていただいて見直していただきたい。言うならば、県民の生産額、今、3兆5,000億ぐらい、これをどうやって上げるか、貧乏県からどうやって脱出するか、もうちょっとそういう大きいところの目標を持ってやってもらいたいと思うわけでありま

す。

次に、知事にお尋ねいたします。

8月31日の新聞に載っておりました。「鹿児島県、7月観光動向宿泊客数24%増、新幹線効果」ということであります。昔は宮崎も陸の孤島と言われておりました。その感覚が一時消えました。高速道路も、最後ではありますけれども、何とか2年先に開通するというようなことでして、今度は新幹線が通ってまた、日豊本線の鹿児島―宮崎、ガタゴトガタゴト、あんな列車が走るのかなと思っておったわけですけど、知事として、日豊本線の宮崎―鹿児島、大分もあるわけですけど、とりあえず鹿児島線の改善取り組みについてどのように理解されているのか、お尋ねいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 県におきましては、これまでも鉄道の快適性の向上を初めとして、さまざまな要望をJR九州に対して行ってきております。御指摘がありました九州新幹線の開通があったわけでございますが、宮崎―鹿児島中央間につきましては、この3月のダイヤ改正に合わせて、具体的には、レールの交換でありますとか、まくら木のコンクリート化などの線路の改良、「リレーつばめ」車両の導入、さらには特急を8往復から10往復へ増便していただいた。さらには車内サービスを行う客室乗務員の配置などが行われたところであります。また、さらに高速化に向けても要望し、先日は唐池社長さんが、ポイントの改良などでさらなる高速化に努めてまいりたいというようなこともおっしゃったところでございます。今後とも、JR九州に対して、そのような観点から要望してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** ぜひこの分は知事が旗を振って先頭に立ってやっていただきたい。また県民

の評価は上がると思います。よろしくお願ひします。

次に、総務部長にお尋ねいたします。

宮崎県行財政改革大綱、みやざき行財政改革プラン、県公社等改革指針ができております。その担当部長は総務部長ですね。そういうことで、林業公社について総務部長としてはどのような考えを持っておられるか、どのように検討されたのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** 今お話がありましたように、林業公社につきましては、公社等改革指針に基づく改革の対象法人ともなっておりますことから、総務部といたしましても、所管部局とともに、経営改善の進捗状況について、特に留意しながらチェックを行ってきたところでもあります。その中で、公社では、借入金償還の一部に伐採収入を充てるなど、自立性の向上に向けました地道な取り組みが認められたわけではありますが、木材の価格低迷などによりまして、経営は依然として厳しい状況にあります。そういうことがありますので、総務部といたしましても、収入確保のための新しい事業実施、あるいは効率的・効果的な事業運営体制の整備というような経営改善の取り組みにつきまして、必要な意見を申し上げてきたところでもあります。先日、宮崎県林業公社改革検討会議が設置されました。総務部もこのメンバーに入っておりますので、その中でさらに必要な意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

**○中野廣明議員** 改革プランの中に「公社等改革の着実な推進」と入っております。部長は、財政をつかさどる、大臣ではありませんけど、部長でありますから、財政面からもしっかり考え方を述べて臨んでいただきたいと思ひます。

次に、知事にお伺ひいたします。ことしから、ひもつき補助金を段階的に廃止すると。地域の自由裁量を拡大するための地域自主戦略交付金が交付されました。本県の交付額は68億1,600万円で九州最低額であるということでもあります。いろいろ中身を見ますと、ある程度、公共工事の着工とかそういう部分で配分というのがありますけど、そういうことを考えると、九州各県と比較した場合、宮崎は事業が大変少なかったのかな、何かほかの原因があるのかなと思ひます。知事は総務省出身でありますから、一番詳しいと思ひます。お答えいただきます。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、御質問がありました地域自主戦略交付金は、社会資本整備総合交付金などの各省庁が所管する地方向けの投資関係補助金の一部について一括交付金化されたものであります。今年度、全体の9割が継続事業の量に応じて配分されたということで、これは本県のようなインフラ整備がおくれている県にとって不利になるということで、その見直しというものを要望しておるところでございますが、結果的に今回の配分につきましては、本県の場合、他県に比べて継続事業量の要望額が少ないことなどによりまして、このような厳しい配分になったものというふうに考えてございます。

この対象事業だけではなく、投資関係事業全体について見てみますと、21年度の決算ベースの数字となりますが、本県の歳出に占める投資的経費の割合が19.2%となっておりまして、都道府県全体の平均値15.5%を大きく上回って、全国では19位の水準となっております。ただ、九州の中では、先ほどお話にもありました九州新幹線など大きな事業を抱えている県もござい



まして、この割合は福岡に次いで2番目に低いということになっておるところでございますが、全国的に比較すると19位というところでございます。都道府県によりまして、人口、面積、社会資本整備の進捗状況などさまざまな要因が絡んでまいりますので、単純に比較することはできないわけではありますが、今後とも必要な事業というものを的確に取り組むことができるよう、その財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 一応私も、九州管内の歳出に占める投資的経費の割合を調べてみました。全国平均は、言われたとおり15.5%であります。福岡県が16.7%、佐賀県が23.8%、長崎県が22.0%、熊本県が22.0%、大分県が21.6%、宮崎県が19.2%、鹿児島県が23.0%、沖縄県が23.2%であります。福岡は別格として、確かに宮崎は投資的経費の割合が低くなっております。そういうことで少なかったかなという話もありますけど、一方では、19.2%ということで、継続的な事業がなかった。宮崎はこれだけインフラ整備がおくれているのに、何で継続事業がなかったかという、これはやっぱり大きな問題だろうと思います。インフラ整備がおくれている本県においては、今、財政改革中ではありますが、財政改革も、収入に合わせて支出を切ったくるとするのはだれでもできると私は思うんです。その中で県の財政をよくすると同時に、宮崎県の景気を浮揚するためには、ぎりぎりのところまででも借金をするとか、今の計画を見ているとそういうのが感じられないんです。ぜひそういうことも含めて頑張ってもらいたい。それがまた、知事、申しわけないけど、一般的にこういうのが少ないというのは、知事、副知事は本省から見えているわけです。県民一

般も、本省から来てくれているからいろいろ金を持ってきてくれるだろうと、みんなそう期待している。特に今回の事業なんかは農政の事業がいっぱい入っている。対象となるのは仕方がなかったけれども、やはりそういうことを県民は期待しておりますから、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次に、福祉保健部長にお尋ねいたします。

国では、社会保障と税源の一体改革の議論がされております。そして、急速に進む社会保障費の増大は待ったなしであります。本県でも待ったなしであります。現在、県が負担している社会保障費はどのようになっているのか、また、本県独自の社会保障費はどのようになっているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 議員御承知のとおりでございますが、我が国の社会保障は、その制度設計を国が行い、年金など一部の分野を除き、地方自治体が給付・運営の主体となりまして、経費の一部を負担するという仕組みになっておるところでございます。国の推計でございますが、平成22年度の社会保障費は、国庫負担が27兆6,000億円、地方負担が16兆8,000億円で、今後も、毎年度の自然増といたしまして、国が約1兆円、地方が約7,000億円と見込まれているところでございます。

こうした中、本年度の県の予算でございますが、高齢者医療や介護保険等の負担金、生活保護の扶助費など国の制度事業が594億円、また県単独の医療費助成事業が23億円、合わせて617億円と、福祉保健部の予算全体の6割を超えておりまして、前年度比4.0%、約24億円の増となっております。社会保障につきましては、御承知のとおり、国、地方とも厳しい財政事情の中、その持続可能な制度の構築が極

めて重要な課題でございまして、現在、国において、社会保障と税の一体改革を進めるため、社会保障給付の全体像や費用設計、またその財源等について、地方単独事業を含めさまざまな検討が行われておりますので、その動きを注視してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 関連がありますので、総務部長にお尋ねいたします。社会保障費、これは待ったなしに本県も出るわけでありまして。そして、これは固定費、義務的経費的なものですから、歳出に占める割合が50%以上になってくる。社会保障費ばかりふえていきますと、一般財源、政策経費が少なくなるということで、ますます宮崎県は貧乏県になってくるということでありまして。そうなりますと、今、部長が答えた財源、これは基本的にはどういう形になっているのかというのを、県民にわかりやすく説明してもらいたいと思います。

**○総務部長（稲用博美君）** 社会保障関係費の財源につきましては、国庫支出金と一般財源で構成されておりますが、三位一体改革の際に主な国庫支出金が一般財源化されましたことから、現在では、財源のほとんどを県税や地方交付税などの一般財源で賄っている状況であります。このうち地方交付税につきましては、毎年度国が定めます基準に基づいて、社会保障に係る標準的な行政サービスを提供するために必要な費用を算出し、例えば65歳以上の人口などに応じて算定される仕組みとなっております。地方交付税におきましては、実際に措置した額ではなく、標準的な経費として算定した額の一定割合が交付されておりますけれども、県が単独で行っております乳幼児や重度障がい者等への医療費の助成などについては、算定の対象になっておりません。県といたしましては、ふえ

続ける社会保障関係費に対応できるように、地方交付税の総額確保はもちろんのこと、現在、国において検討が進められております社会保障と税の一体改革の中で、地方が単独で負担している社会保障関係費の財源が確実に担保されるよう、全国知事会等を通じて国に強く訴えてまいりたいというふうに考えております。

**○中野廣明議員** 私も詳しいことは知りませんが、宮崎県の社会保障費、これは限定的でありますけど、この金額は地方交付税に入っているか入っていないかと。一応算定基準にはあるということですね。人口を基準にしてその中に計算はされているけど、実態は、県が実際使っている社会保障費が丸々地方交付税の中に入っているかどうかはわからないということではないですか。そういうことありますから、今後、この問題については、いろんな問題解決のあり方について県民総力戦でやるべきじゃないかな、そういうことで質問をいたしました。

次に、少子化についてお尋ねいたします。今、日本において痛みを感じない最大の課題は、私は少子化であると思っております。少子化の進行は、日本の社会経済力の低下、労働力人口の減少など、マイナス要因ばかりであると私は思っております。将来は移民制度を導入せざるを得なくなるんじゃないかな、そんな妄想まで持っております。そこで、本県の少子化の現状と対策はどのようになっているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県の出生数及び合計特殊出生率につきましては、全国と同様に減少を続けておまして、近年やや回復傾向にあるものの、依然として少子化の傾向は続いているという状況でございまして。なお、合計特殊出生率は、平成18年以降、沖縄県に次いで

全国第2位を維持しておりますけれども、人口維持に必要とされる水準には及んでいないという状況でございます。本県では、現在、次世代育成支援宮崎県行動計画に基づきまして、全庁挙げて少子化・子育て支援対策に取り組んでいるところでありますが、先般、官民が一体となって子育て支援に取り組みます「未来みやざき子育て県民運動」の推進協議会が立ち上がりまして、知事が先頭に立ってこの運動を展開していくこととしております。少子化・子育て支援対策につきましては、国において制度のあり方などについて検討がなされているところでありますが、県としましては、このような動きを踏まえ、本県のすぐれた保育環境や地域のきずななどを生かしながら、今後とも、総合的に各種施策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野・明議員 関連質問をお願いいたします。

○外山三博議長 通告がありますので、関連質問を許します。なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲内となります。内村仁子議員。

○内村仁子議員 子育て支援について、福祉保健部長に関連質問をいたします。

今の答弁にありましたように、生み育てやすい環境をつくるのが、子育てに対しては一番大事じゃないかと思っております。まず、多くの場で「地域の子供は地域で育てる」と言われております。私も地域の子育てに複数かかわっておりますが、県内の子育てに対するボランティア活動やファミリーサポートセンター事業についての県の認識と、今後の対応について伺います。私は、都城市議会でもファミリーサポートセンターの開設を訴えてまいりました。この制度は、働きながら子育てをしている家

族、専業主婦であるが保護者の病気や急病時の子育て、核家族による子育てのストレス解消支援に、平成17年度から、次世代育成支援対策法に基づく支援事業として実施されております。都城市においても本年度から実施されることになりました。この事業に対する県の認識と今後の対応についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 子育て支援のボランティア活動など県民参加による取り組みは、子育て支援対策を推進する上で大変重要であると認識しております。このため、県民総ぐるみで子育てを支援する、先ほど申し上げましたが、未来みやざき子育て県民運動の推進を図りながら、官民が一体となって子育てを支援する機運の醸成や仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。また、その中でも、県民同士の共助によりますファミリーサポートセンター事業は、現在7市町で実施されておりますが、この事業は、県民参加型の子育て支援策として大変有効な取り組みであり、今後とも、事業の拡大に向けて、市町村に対し積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○内村仁子議員 ありがとうございます。

次に、幼児教育と保育の質の向上として、認定こども園の事業が実施されています。幼保一体化を生む新たな次世代育成支援の包括的・一元的な制度の構築に向けての施策、認定こども園が、これからは大変重要になっていくものと思っております。私は、先般、東京都品川区の幼保一体化事業について研修してまいりました。品川区では4カ所で幼保事業を実施しており、ことし6月に完成した最新の品川区立北品川すこやか園に行つてまいりました。地域との交流施設、幼稚園から延長保育への移行、待機児童への一時的救済対応、特別支援の必要な幼

児へのサポーターの導入などをされており、幼保・小・中の一貫体制が整備されておりました。県内の状況及び今後の取り組みについて、幼保施設は何%ぐらいになっているものか、あわせて伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県の認定こども園でございますけれども、本県で第1号となりました平成19年1月以降、22カ所設置をされておりまして、幼稚園、保育園総数の約4.5%となっております。また、その内訳でございますが、幼稚園型18カ所、保育所型2カ所、幼保連携型が2カ所でございます。県はこれまで、制度の周知や認定等に係る相談に対応してきておりまして、平成21年度からは運営費の支援も行っているところでございます。現在、国は、幼保一元化を含めました子ども・子育て新システムの制度案の検討を行っておりますけれども、県といたしましては、今後とも国の動きを注視していきますとともに、認定こども園の円滑な運営が図られるよう、市町村、関係機関と連携しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

**○内村仁子議員** 3問目をお願いいたします。

続いて、児童虐待についてお尋ねします。今、肉親による痛ましい虐待が報道されています。胸が張り裂けるような思いで私も聞かせてもらっておりますが、その多くは幼児への虐待と思っております。しかし、近年、高学年児童に対する虐待が発生しており、この要因、実態とその対応について伺います。育児疲れ等から来る虐待であれば、幼児への虐待が出るのかなと思いますが、高学年に対する虐待の実態とその対応について伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 昨年度、本県の児童相談所に対応いたしました児童虐待の相

談処理件数でございますが、451件と全国同様、過去最多となっております。このうち、高校生等の高学年の児童に対する虐待は、17件で全体の3.8%となっております。内訳といたしましては、ネグレクトが8件と最も多く、次いで心理的虐待が5件、身体的虐待が2件、性的虐待が2件となっております。

児童虐待の要因といたしましては、経済的な事情や虐待者の心身の状況、養育に関する悩みなど、家庭が抱えるさまざまな問題が要因になってくるものと考えております。

虐待への対応につきましては、原則といたしまして、48時間以内に児童の安否を確認いたしますとともに、児童に危害が及ぶような緊急性の高い場合は、職権による一時保護や施設への入所措置等を行うなど、迅速かつ的確な支援を行っているところであります。なお、性的虐待などの精神面の支援が必要なケースにつきましては、児童相談所において継続的なカウンセリングを実施するとともに、関係機関との連携を図りながら心のケアに努めているところでございます。

**○中野廣明議員** 次に、自殺について質問をいたします。今週末の9月10日は「世界自殺予防デー」であります。我が国では、平成10年から13年連続して、年間の自殺者数が3万人を超える状況が続いております。本県でも平成9年以来、自殺者が300人を超えており、平成19年には、10万人当たりの自殺者数が全国でワースト2位であります。深刻な状況にあります。そこで、本県における自殺の現状と自殺対策の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県の自殺者数でございますけれども、平成19年の394人をピ

ークに、その後3年連続で減少いたしまして、平成22年は307人となっておりますが、依然として深刻な状況が続いているものと認識をいたしているところでございます。このため県では、知事を本部長といたします宮崎県自殺対策推進本部と、民間団体等から成ります宮崎県自殺対策推進協議会が連携いたしまして、総合的な自殺対策に取り組んでいるところであります。

取り組みとしましては、県民への自殺に対する正しい認識の普及に努めますとともに、医療専門職などに対する研修のほか、民間団体、市町村が自主的に行う事業に対して支援を行っております。また、NPOが運営いたします自殺防止電話に加えまして、本年3月から、新たな自殺防止電話「ライフネット宮崎」を開設したところでありまして、今後とも、民間団体や市町村と連携しながら、自殺のない地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 関連質問をお願いします。

○外山三博議長 関連質問を許します。清山知憲議員。

○清山知憲議員 関連質問をさせていただきます。自由民主党の清山知憲でございます。

先日、厚生常任委員会でも宮崎県精神保健福祉センターを視察いたしまして、宮崎県内の自殺問題の大変厳しい状況をお伺いいたしました。そこでまず、自殺の発生の多い時間帯と県内における自殺相談の電話窓口、これの対応可能な時間帯について、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成21年の厚生労働省の統計でございますが、全国の死亡時間別の自殺者数でございますけれども、男性では早朝の5時台、6時台が多く、女性では昼間の12時台、3時台が多くなっております。ま

た、本県の自殺相談窓口の対応時間でございますけれども、NPO法人が運営いたします宮崎自殺防止センターが、日曜日、水曜日及び金曜日の午後8時から11時まで相談を受け付けており、県が運営いたしますライフネット宮崎は、そのNPO法人が相談を受け付けていない曜日の午後7時から11時まで相談を受け付けております。このほか、昼間の時間帯では、各保健所や精神保健福祉センターにおいても相談を受け付けているところでございます。

○清山知憲議員 ありがとうございます。今、御説明がございましたとおり、自殺の多い時間帯が、男性ならば早朝、女性ならば昼間ということでありましたが、残念ながら宮崎県内の自殺相談の窓口としては、こういった時間帯になかなか対応できていないのが現状かなと思います。現在、NPO法人や宮崎県の担当者さんは、非常に努力されており、頑張っておられると思いますけれども、厳しく利用者の視点に立つと、どうしても曜日によって電話番号が異なる、そして、1週間のうち25時間という電話相談可能な時間というのは、全国47都道府県で5番目の長さでございます。自殺率の高い本県においては、やはりもう少し相談窓口の対応時間の拡充が必要かなと痛感いたします。そこで、全国47都道府県のうち42の都道府県で自殺相談の窓口対応をされている「いのちの電話」という民間組織がございますけれども、ここは、そのうち21の都道府県で24時間休みなしの自殺相談の窓口対応を行っております。宮崎県内においては、私、先日、東京の事務局に伺いましたところ、なかなかボランティアの担い手がいなくてということで事業を展開されておりませんが、こういった民間のいのちの電話さん、もしくは現在、宮崎県内で活動されておられる

ビフレンダーズさん、こうした民間の組織の存在そのもの、もしくは活動状況を、より宮崎県に周知していただく。例えばパネル展やシンポジウム、その他広告媒体を通して、より多くのボランティアの方々、有志の方々がいれば、こういった、例えば既存のビフレンダーズさんは、より体制の強化につながるかもしれないし、いのちの電話さんは、宮崎県内での事業展開につながるかもしれない。ぜひ宮崎県としてそうした取り組みを強化していただきたいと思いますが、部長の御見解をお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 確かに議員がおっしゃったとおりでございますけれども、自殺予防のための相談電話は、直接的に自殺を防ぐ観点から、大変重要な役割を果たしているものと認識をいたしております。このため県では、相談窓口を記載いたしました「こころの電話帳」の全戸配布や新聞広告などによりまして、その周知に努めているところであります。今年度は、テレビCMや自殺防止週間等の街頭キャンペーンにおいて相談窓口の周知を図りますとともに、自殺対策フォーラムなどにおいて、電話相談の活動をされている、お話にございました国際ビフレンダーズやいのちの電話の取り組みも、広く県民の皆さんに知っていただきたいと考えているところでございます。また、民間団体によります相談窓口の開設につきましては、これまで相談員の募集や養成に対して支援を行ってきたところでございます。今後とも、新たな相談窓口の開設等に当たりましては、関係団体と十分に連携を図りながら支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。こう

した、いのちの電話さんやビフレンダーズさん知らない県民はまだ多くございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

**○中野廣明議員** 次に、林業公社について質問をいたします。

もう皆さんいろいろ御存じだと思いますけど、今現在、林業公社の借入金残高合計が339億円となっております。1ヘクタール当たり借入金が301万円であります。1ヘクタール当たり300万円で売れば、借金はチャラになるということであります。宮崎県が211億円、日本政策金融公庫が60億円、ここは利息が2%から、まだ6.5%までであると。よく聞く話ですが、ぼったくりじゃないかなと思います。市中銀行が68億円。県がみんな債務保証をしております。ですから、銀行は取りはぐれはないということであります。そして、23年度の県貸付金が大体11億7,200万円、濃淡はありますが、これがずっと続いてきている感じであります。そして、この計画が終了するのは平成80年。あと58年であります。もうだれもないんじゃないかなと思います。そこで、部長にお尋ねいたします。平成19年度策定の林業公社第3期経営計画の実施状況、そして今後の対応について、部としてどのような考えがあるのか、お尋ねいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 林業公社は、平成20年度から29年度までの10年間を計画期間とする第3期経営計画に基づき、経営に取り組んでいるところでございますが、この計画では、長期借入金の償還について、県の貸付金と伐採収入を充てることとしております。しかしながら、第3期経営計画策定時以降の木材価格の低迷などにより、計画どおりの伐採収入が確保できず、計画と実績に大きな乖離が生じておりまして、平成20年度末に4億2,700万円あった

資金残高が、22年度末には2億7,500万円まで減少しております。このまま推移しますと、平成24年度には資金が底をつく事態となることが見込まれますことから、県としましては、今年度、林業公社の存続・廃止を含め、検討を行っているところであります。検討に当たりましては、林業公社の果たすべき役割や、県民負担が最小になることを基本に、関係部局とも十分な議論を行うとともに、県議会の皆様の御意見もお伺いしながら、林業公社のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 今、全国に40何ぼありますけれども、林業公社を解散したのが4公社、4県であります。なお、参考に申し上げますと、今、環境森林部の林業関係の予算が179億円、これは職員の給料も入っております。そして、これは統計課からもらった数字です。統計課というのはいろんな数値がありますけれども、林業産出額という数値があります。これは林家が売った金額の合計。ちょっと数字が古いですけど、平成20年が261億円であります。そして林家が売って残った金、付加価値とか言われておりますけれども、県内総生産が約157億円あります。こういう数字であります。借金がいかに大きいのか。県の林業公社の予算も、少ないとは言いませんけど、かなりいつているなということでもあります。私はここで解決方法を質問するつもりはありません。こういうことを含めて県庁の中でまずはしっかり議論をして、どうするかということを検討していただきたいと強く要望しておきます。

続きまして、商工観光労働部長にお尋ねいたします。日本経済、失われた20年という中で、3年前のリーマンショックがありました。そして、アメリカ、中国等々は、とりあえずそれか

ら抜け出しました。日本はまだまだデフレを残したままの今のような状態であります。そして、昨年のお蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳、ことしの東日本大震災、円高の状況下での本県の産業、中小企業はどのような状況にあるのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 本県産業は、先ほどお話にもありましたような長引く景気低迷に加え、一連の災害の影響により大きなダメージを受けたところでありますが、最近の経済指標では、有効求人倍率が改善傾向にあり、また、直近ではございますが、主要ホテル・旅館の宿泊客数が昨年度をやや上回り、一昨年度の水準にまでほぼ回復するなど、一部に持ち直しの動きが見られてきております。しかしながら、企業あるいは業界団体から伺っているところでは、まだまだ厳しいという声も多く、また、最近の急激な円高などもあり、先行き不透明な状況にあると考えております。このような中で、中小企業につきましては、金融支援や需要喚起対策等により、近年、倒産件数は低位で推移しているものの、依然として経営環境には厳しいものがありますことから、今後とも、その経営状況等を注視していく必要があると考えております。

**○中野廣明議員** 確かに今、業界の状況というのは部長が答弁されたとおりであります。ただ、一昨年の数値に返ったということは、一昨年から中小企業金融円滑化法が入ったわけです。その時点で、現状の借金は払えんから、リスク、つまり支払い猶予をしておるわけです。ですから、一昨年の景気に返ったという意味では、企業はこれが終わったときには、また苦しいわけです。同じ大臣ですから、また1年延期するということになれば、少しは延びますけ

ど。

そういう中で、本県は、この円滑化法、23年の3月までに8,416件が申し込んでいるわけです。この人たちがどうなるかということなんです。私は、今本当に宮崎の状況で新しい企業を立ち上げるといのは難しいと思うんです。いかに、今の中小企業を支援するところは支援して頑張ってもらって雇用を守るかということが、一番大事だと思っている。そういう意味で、来年の3月31日で一応終わるわけですね。今の状況がどうなのか、そういうのをしっかり把握しながら、その状況によって、県としてここはしっかりした対応、ファンドをつくるとか方法はまだいろいろありますから、そういう対応を今すべきだと思っているんですけど、部長の見解をお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 今、議員が御指摘のとおり、返済猶予後に経営悪化原因を放置していた場合、さまざまな問題が発生することも懸念されるところでございます。このようなことから、金融庁は、この債務軽減期間を企業の経営を改善すべき期間ととらえ、金融機関に対して、いわゆるコンサルティング機能を発揮するよう指導しておりまして、これに従い、県内の金融機関や信用保証協会も、企業訪問等を通じ、経営課題の把握や経営改善計画の作成支援等にもこれまで以上に努めているところでございます。

また、県におきましても、中小企業等経営基盤強化支援事業によりまして、関係商工団体の協力のもと、中小企業診断士等の専門家や経営指導員から成る経営支援チームを全県下に14チーム設置しておりまして、経営改善計画の作成支援等を行っており、また、資金面からも県中小企業融資制度において経営再建等支援貸付な

どを設けているところでございます。

県といたしましては、御指摘のような懸念を十分念頭に置きまして、今後とも、金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、商工団体等の関係機関と連携をしながら、中小企業に対する金融支援と経営支援が一体的に推進されるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○中野廣明議員** 本当にこれは中身がわかりません。企業が自慢して言う話でもありませんから。今聞いておりますと、何か他人事で、国がしておる、しておると、そんなふうに聞こえます。しっかりこれは実態をとらえて対応するように。県は本部をつくるのが好きですから、その実態によっては、ぜひそういうのもつくって対応をしっかりと、3月が期限ですから、次の議会ぐらいいまでは、どういう状況かを県として報告できるように、他人じゃなくて、部としての意見を精査してもらいたいと思います。

続きまして、農政水産部長にお尋ねいたします。

今回、私は、農業センサス等もゆっくり読みましたけど、本当に日本の農業に、いい数字、元気の出る数字はありません。それはちょっとのけて、平成21年度の農業産出額というのを農林水産省が発表いたしました。この中身は、平成21年の農業産出額、県は3,073億円であります。最高のときが何年か前、3,700億円までありました。全国第5位ということでもあります。その中の上位10品目を申し上げますと、肉用牛が512億円、ブロイラーが499億円、豚が470億円、米が227億円、キュウリが169億円、ピーマンが112億円、生乳が94億円、鶏卵が80億円、葉たばこが75億円、カンショが60億円でありま



す。こういう状況になっております。宮崎の上位品目を見ますと、牛が、まず口蹄疫の中でどうなっているかというのがあります。キュウリは今のところまあまあかなと思います。ピーマンとか生乳、鶏卵、葉たばこ——この葉たばこが、また後で言いますけど、大変なことになっております。そういうことを考えて、農政水産部としては平成22年度の出荷額をどのようにとらえているのか、お尋ねいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 平成22年の農業産出額につきましては、例年の12月公表に向けまして、現在、農林水産省において算定の作業が進められていると伺っております。このため、平成22年の産出額につきまして、平成21年の産出額を参考に、主要品目等について出荷量や販売状況等を考慮し、試算してみたところ、肉用牛、豚、生乳につきましては、口蹄疫による影響で、おおむね2割程度減少するものと思われれます。また、米、葉たばこにつきましても、景気低迷や需給緩和の影響等による価格の低下、あるいは天候不順による収穫量の減少等で、1割から2割程度減少するものと思われれます。一方、ブロイラー、鶏卵、キュウリ、ピーマン、カンショにつきましても、おおむね横ばい、もしくはやや増加すると思われ、これらの状況から、農業産出額全体としては、おおむね1割程度減少するものと想定しております。以上でございます。

**○中野廣明議員** 今、私は、本県の農業が復興するとすれば、口蹄疫前の金額にいかに戻すかというのが一つの大きな目標、目的だと思っております。そういう中で、畜産が大体半分以上、1,700億ぐらいを占めておりました。これが今後どうなるか。これをもとに戻せるかということが、やっぱり大事なことです。そういうこ

とになりますと、口蹄疫からの復興、畜産の復興・復興を今どういうことでやっているのか、ちょっとお聞きいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 畜産につきまして、農家の口蹄疫からの再開状況を見ますと、8月末時点で戸数で57%、また、繁殖牛や母豚などの生産基盤となる頭数ベースで47%となっております。また、子牛や子豚までを入れた頭数は、全処分頭数に対して牛36%、豚23%、全体で26%となっております。これは、まだ再開されていない農家が相当数おられること、また、再開された農家も、現在、計画的な導入を実施していること、また、大きく増頭が見込める子牛、子豚の出産期はこれからであることなどによるものと考えております。また、県全体の飼養頭数について、口蹄疫の発生前と直近のデータを比較してみますと、牛で81%、豚で84%となっており、それぞれ6万頭程度、また14万8,000頭程度が減少しているところであります。県といたしましては、長期計画の目標としている口蹄疫の発生前と同水準の頭数が確保できるということを目指しまして、再開農家の経営が軌道に乗るための支援を継続いたしますとともに、防疫体制の強化に努めながら、自給飼料基盤の確立や種畜の造成、導入促進等によりまして、生産基盤の強化を図っていくこととしております。以上でございます。

**○中野廣明議員** 復興といえば西都・児湯地区の話ですけど、畜産の復興というのは宮崎県全体ですから、そういう中で頭数がどうなっているかという話じゃないと、私はどうもぴんと来ん。しっかり目に見えるような計画——部長は診断士の資格を持っていますね。分析できるはずですから、しっかりその辺をわかるように……。今のようなことを言って、聞いておってど

うなっているか余りわからん。そういうことで、ぜひわかるような計画を立ててください。

それから、葉たばこ、お茶生産についてはどのような認識か、お尋ねいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** まず、葉たばこにつきましては、宮崎県たばこ耕作組合によりますと、今回の廃作募集に伴い、9月2日時点で約半分の生産者が廃作を希望していると伺っており、大変厳しい状況にあると認識しております。このため、県といたしましては、関係機関・団体で構成する葉たばこ廃作に伴う対策会議に加えまして、9月6日に葉たばこ構造改革支援緊急プロジェクトチームを部内に設置し、関係機関・団体と連携を図りながら、廃作を希望する農家に対する経営転換の支援や、廃作に伴う農地の流動化や有効活用を促進する一方で、葉たばこの品質、収量確保対策や共同利用施設の再編など、葉たばこ栽培を継続する農家への支援に一生懸命取り組むこととしております。

次に、お茶につきましては、リーフ茶の消費が全国的に低迷し、厳しい状況であります。品質の高い茶につきましては高値で取引されている状況もあります。このため、県といたしましては、各普及センターに設置した技術支援チームの活動や、総合農試茶業支場に整備した製茶技術研修センターの活用等により、高品質な荒茶生産を積極的に推進し、成果も上がってきているところであります。また、販売面では首都圏でのみやざき茶販売協力店の設置など、新たな販路開拓等にも取り組むこととしており、生産から流通に至る総合的な対策を進めながら、本県の茶業経営の安定向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○中野・明議員** 今、葉たばこの件で、部長は

残った人の話をされましたけど、きのう、数値が出ました。ことしの葉たばこ耕作者が359人。436人減ったということです。問題は、面積が765ヘクタールになった。715ヘクタール減った。半分農地があいたということになる。葉たばこ農家の人たちは、借りて耕作されている人たちが多いんですね。そういうことで、今後、耕作放棄地も含めてしっかりどうするかということだろうと思います。

ちょっとよざんになりますけど、今、JTがやめる人に奨励金を出しております。反当たり20万。いろいろ聞いたら、やめる人で28万もらう人は、私だったら、私の孫の代までたばこ耕作はしませんとかいうような条件。そこまでやるのかなと思ったわけです。そこから先は何も言うことはありませんけど、そういう実情でありますから、ぜひいろいろと……。農業はバラ色の計画じゃありませんよ。本当に大変ですよ。そういうことでしっかり頑張ってもらいたいと思います。

次に、今盛んに農政の計画に載っております、6次産業、農商工連携、農産物に付加価値をつける、これはそれぞれどのような意味があるのか。みんなあれを読んでいる人は区分がわからんと思うんです。これをしっかりわかりやすく説明してください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 6次産業化は、例えばでございますけれども、稲作農家が米粉パンの加工を行い、直売所経営を展開するなど、農林漁業者みずからが農業を起点としまして、加工・販売等の分野にまで経営の多角化を進め、農林漁業者の所得の向上を図るものがあります。

また、農商工連携は、食品会社と養鶏農家が連携し、宮崎県産地鶏の胸肉を活用したウイン

ナーを開発するという事例がございますが、そのような事例に見られますように、農林漁業者と商工業者等が連携し、相互の経営資源を活用して、革新的な生産技術の開発や新たなビジネスの創出に取り組むというものでございます。

一方、農産物の高付加価値化ということがございますが、これは、このように生産物に加工や直売によって新たな価値を付加することを意味し、6次産業化や農商工連携を通じて目指すところであります。

県といたしましては、このような取り組みを一層強化することにより、「儲かる農業の実現」につなげてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 国は新しい言葉をつくり出すけど、中身は変わらないんですね。6次産業、農商工連携、そして付加価値をつける。今までは付加価値をつけるために、こういう6次産業とか農商工連携、産学官連携をやりたいということで、今でもずっと産業支援財団で同じことをやっている。何でそれが進まんかというのは、宮崎は中小企業、そういう対象になる企業が少ないんです。だからできない。6次産業、農商工連携といったって、パターンを簡単に言いますと、農業法人がどんどん大きくなる。農業法人によっては自前で耕作するのが一つ、もう一つは農家に委託して買い取る。これでいいのは、農家にとってはつくるときに利益が計算できるということです。もうかる契約かどうかというのはこれからです。農商工連携だって、今いろんな加工をして売っております。それはそれでいいんだけど、そういう金額は宮崎県の3,000億の製造品出荷額にどれぐらい影響するか。これはこれで進めんといかんけど、何か今、6次産業、農商工連携がこれからの農業をつくってくれるような雰囲気になっている。決

して私はそんなことじゃないと思っておりますので、今やっている部分と、また新しく始めるんじゃないかと、既にやっているそこら辺と二重行政にならんように、あなたも商工におったから、ひとつ頑張ってもらいたいと思います。

次に、口蹄疫対策についてお尋ねいたします。口蹄疫復興財団が基金30億円で設立されました。その目的と実施状況、理事長は副知事ですかね、お願いします。

**○副知事(牧元幸司君)** 御質問がございました口蹄疫復興財団につきましては、口蹄疫によりまして大きな影響を受けました県内経済の早期回復、また県民生活の再建を図ることを目的にいたしまして、本年3月に設立をされたところでございます。財団におきましては、県から1,000億円の無利子貸し付けというものを受けて、運用型ファンドというものを造成しているところでございます。そして、今、議員から御指摘があった30億というのは、運用益が30億ということでございまして、これを活用いたしまして、平成27年度までの5年間にわたりまして、地域の活性化でございまして、あるいは観光・商工業の振興、さらには農畜産業の再生といったような取り組みを、地域の実情に応じて幅広く支援を申し上げるということでございます。これを通じまして県内経済の回復を進めるということでございます。具体的には、市町村、商工団体が企画・提案を行ってございまして、そういった提案をいただいております事業の中から、効果が期待できるというものを選択いたしまして助成をするということでございます。

現在の状況でございますけれども、提案の公募でございまして、あるいは要望額の調査というものをやっているところでございます。採

択に当たりましては、経済情勢を見きわめながら、柔軟かつ機動的に支援するということを基本にいたしまして、現在準備を進めているところでございます。口蹄疫からの再生・復興については、先ほど来、議員から御指摘のあるところでございますけれども、もちろん、これはさまざま取り組みが必要ということでございます。財団の行います事業と県が行います事業というものを適切に組み合わせまして、全体としてスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**○中野廣明議員** 私は、これは目的が間違っていると思うんです。口蹄疫の復興というならば、口蹄疫復興の状況で、2年前、県民にどういふ被害なりがあったかといいますと、まずは畜産農家、そして畜産関連農家、そして飲食店等々とか、その時期、集会とか飲み方が減って出る金は減ったでしょう。本当に口蹄疫で痛みを味わった人たちがどうしているかということでもあります。しかも、今聞くと、これは宮崎県の経済対策だというふうに聞こえる。復興対策であれば、5年も時間をかけてやる分じゃないと。旅館組合等も含めて、そのときのマイナスが今、尾を引いているわけです。だから、しっかりこれは目的を持って、もうこれは仕方のない話ですけども、まだ牛関係でも、授精しなかった部分、後で押川議員が質問しますからやめますけど、そういう口蹄疫で損失をこうむったところをいかに助けるかというのが、私は本来の目的だろうと思っております。

それと、この事業は、観光だったら観光に4億、5億やるわけです。従来の仕事とどこが違うんだと。ただ5億ふえたと。総務部長、来年になると、財団から5億来ておるから、従来の

経費を5億落としますとか、そんなことをしたらだめですよ。そういう事業なんですよ、これは。もうちょっと考えて。

それから、財団になりましたから、この中身については議会では何も決議できません。そういうことで、私は、今回、県議会も含めて考えると、車の両輪というのはおかしいなど。お互いに言うところは言うて、ノーと言うところはノーと言うべきだなど、そんな気がいたしました。私は、この計画、前から言っていますけど、我々の意見は何も入っていない。そういうことじゃ我々も何をしているかわからん。しっかりノーと言うところはノーと、今後、私は言うていこうと思っております。

次に、埋却地の確保状況はどのようになっているか、部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長(岡村 巖君)** 迅速な防疫作業を行う上で、埋却地の確保は大変重要な要素でございまして、改正された家畜伝染病予防法においても、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中で埋却地の確保が義務づけされたところでもあります。これまで、家畜防疫指導強化対策事業を活用して実施しました牛飼養農家約7,000戸の現地聞き取り調査では、7月末時点で「埋却地を確保している」と答えた農家は約7割となっておりますが、すべての畜産農家において埋却地が確保されることを基本に、10月末を目途に、市町村と連携して、農家に対する指導や確保状況の全体的な把握を行うこととしております。なお、9月1日から来年3月にかけて実施いたします家畜防疫員による巡回調査の中で、より詳細な調査・指導を行ってまいることとしております。以上でございます。

**○中野・明議員** 去年か、ことしの6月か、知事にも質問いたしました。要は、県としては、

法律どおり埋却地は個人の責任でやらせようということなんですよね。例えば鹿児島県を見ますと、鹿児島県は去年の11月の時点で、公有地は調査によりできる限り可能性を確認済みということで、例えば試算では、牛は370万頭、豚は1,570万頭を埋却可能とするということで、みんな了解をとって、行政も一緒になってそういうのを準備しているということです。宮崎県は一番痛い目に遭っているんです。その中でも、国の検証委員会は、「口蹄疫の一義的な責任は県にある。発生後、埋却地の早期確保ができず時間がかかった。このことがウイルスの量をふやし、感染を拡大させた一因となった」と、はっきり言われている。私もそのころよく言われた。「・明さん、県は何で火元を消さんで火の粉ばっかり消しちょっとや」と言われた。まさしくそうだと思うんです。法律も、最初の法律があって埋却地でもたもたしている。特措法をちょっと前向きで出した。そして、改正したらまたもとの法律に変わった。それはそれでよいがない。国のことだから。だけど、そのとおりやっておったら、あんなに拡大したんですよ。責任をどこがとれということじゃないんです。知事なんかそのとき現場におられたわけですから、埋却地の一つが、東国原知事の、農政水産部長やらのチャンバラになったと私は思っているんです。そういうことを含めて、しっかり確保すべきだと私は思っているんです。知事、どうですか、埋却地の取得については。知事の考え方を。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のように、今、農家の方、また、市町村、関係団体と一緒にしながら、しっかりと埋却地の確保に努めているところであります。

**○中野廣明議員** 知事、努めていないから私が

言うんです。全体の畜産農家の70%を回ってどうなるかとかしか聞いていない。知事も6月のときにちゃんとやったじゃないですか。「7月には協議会を開いてそういう方針を決めます」と答えているんですよ。ちゃんと責任持ってやってくださいよ、それは。強く要望しておきます。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。

急激な入札制度改革で業界も混乱し、業者も土木従事者も減少いたしました。さらに業界では公共事業の減少を心配している。業界の入札制度改革前と入札制度改革後の状況はどのようなことか。また、一般競争入札250万円の根拠、これがどうも私は理解できません。この根拠はどのようなになっているのか。また、業種によっては、入札エリアとかいろんな検討すべき課題がまだあると思いますが、入札制度改革後の現況について県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** まず、建設業者の状況についてであります。平成23年3月末時点における県内の建設業許可業者数は5,004者であり、入札制度改革が進められる前の平成19年3月末時点の5,525者から521者減少しております。

次に、一般競争入札を予定価格250万円以上とした理由についてであります。指名競争入札におきましては、業者選定に恣意性の余地が残るというようなことや、入札参加業者数が限定されることにより競争性が不足する場合もあるというような問題点が、一般的に指摘をされております。そのため、入札の透明性、競争性を確保し、談合事件により失われた県民の県政への信頼を早急に回復する必要があったことから、それまで指名競争入札であった250万円以上の工事について、一般競争入札としたところであり

ます。

次に、地域要件についてであります。県の公共事業費が大幅に減少している中で、その範囲を狭めてしまいますと、業種や地域によっては応札可能な工事が著しく減少してしまうことも考えられます。そのため、入札参加機会を広く確保した上で、価格のみの競争に加え、総合評価落札方式を活用することにより、技術にすぐれ、経営努力を行い、地域にも貢献している建設業者が受注しやすい環境を整備しているところであります。しかしながら、地域要件につきましては、これまでさまざまな御意見もあり、検討すべき課題の一つであると認識しているところでもあります。議員が冒頭おっしゃられました、成果を出すということが大変重要だと私も思っておりますので、そういった成果を出すという視点で、地域要件の見直しも含めまして、今後とも幅広く御意見を伺いながら、入札・契約制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 入札で余り成果を出されると業者のもうけがなくなりますから、ほどほどにやってください。私は、何で佐賀県と宮崎の貧乏県が250万円なのかなと。300万だったらどうなのとか、いろいろあるんですよ。よく聞くんですけど、舗装なんか、私の家の近くの業者がえびのに行っている。一方では、えびのから国富に来てしておる。これも何か、もうちょっと業者に対して心配りがあっても——心配りというか思いやりとか。それだけ経費が要っているわけです。それでなおかつとっているということは、かなりもうけもなくなっているという話だろうと。今、企業は、とにかくもうけはゼロでもいいと、資金を返すために仕事をとらんといかんというのが多いんです。そう

いうことも含めて、造園にしてもほとんどないですよ。造園なんか考えると、沿道修景美化、あれなんかも回数が減っている。私もずっと県道を通って帰ると、わきは草ぼうぼうになってゴーストタウンのようで元気がなくなる。草刈りぐらい2～3回ふやしてもいいんじゃないかなと思いますけど、総務部長、その辺も含めて、とにかく県民が望むのは、県庁の財政がよくなってくれるより、やっぱり県民の生活が少しは元気が出るほうがましだと、喜ぶと思います。県民の目線で見ればそうです。そういうことで、いろいろ頑張ってくださいと思います。

それから、私のライフワークでありました都市計画、これに書いてあります。規制緩和、条例の見直し、出ていました。ただ、せっかくここまで見直してくれて、何で大集落じゃないといかんのかなとか、何で50軒じゃないかんのと。私が言っているのは、インフラが整っている集落のちょっと端っこになったりとか、そういうときはどうなるのか。担当が前向きならいいけれども、これはまた担当といろんなことが起こってくる。せっかくここまで、私のライフワークも8割か9割、8年ぶりにできたかなと思うんですけど、再度いろいろ見直しをお願いしたいと思います。

それでは、教育長にお尋ねいたします。総合計画の中で、「全国学力・学習状況調査で平均正答率が全国を上回る調査科目割合」の指標について、小・中・高が平成22年の50%から、26年に75%に上げるというふうに設定されております。私は、50%というのは、勉強の好きな人、好かん人を入れて、これから上げるというのは、かなりの何かの根拠がないと、30人学級にすればまた別かなと思いますけど、教育長の

見解をお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語及び算数・数学の2教科について、それぞれ「知識」に関するA問題と「活用」に関するB問題に分けて、計8科目で実施されているところであり、本県の平成22年度の結果につきましては、小中学校合わせて8科目中4科目、割合でいいますと全科目数の50%の科目が全国平均を上回る状況でありました。その実態を踏まえまして、本年度策定いたしました第二次宮崎県教育振興基本計画におきましては、小中学校ともに、すべての科目について全国平均を上回ることが県民の皆様の願いにこたえることになるという考えから、10年後の学力向上の目標値として、全国平均を上回る科目の割合を100%と設定したところであり、したがって、宮崎県総合計画アクションプランにおける4年後の平成26年度の目標値とし、中間的な目標という位置づけで75%という数値目標を設定したものであります。

**○中野・明議員** 私は、今思うと、小学校、中学校で学んだことが、結構、世の中で通用しているなと思うんです。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、私は地元の人から聞いたんですけど、今、地元でいろんなスポーツ少年団等が頑張っております。そのたびにいろいろ協力を求められますけれども、各地域でスポーツ少年が頑張っているが、中学校の運動部活では、専門的に指導できる教師が指導に当たっていない場合もあると聞いている。俗に言うと、せっかく小学校で少年スポーツ団で頑張っていて、中学校に行ったら技術が落ちるとか、そんな声もあるわけですね。教育委員会としては、状況に対してど

のように対応されているのか、お尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 学校における運動部活動につきましては、技能の習得ばかりではなくて、集団の仲間意識や思いやりの心の醸成、さらには、目標達成に向けて努力する姿勢や自分の責任を果たす態度の育成など、現在の学校教育の大きな柱であります「生きる力」を身につけさせる上で、大変重要な教育活動であると認識をいたしております。このような意義を踏まえまして、各中学校におきましては、教員が指導に当たっているところではありますが、御指摘にありましたように、学校によっては、教員配置の関係上、競技歴がなかったり、専門的な指導ができない教員が指導に当たっている状況も見られます。そのため、県教育委員会では、部活動の適正な運営と基本的な指導技術の向上を図るために、毎年度、2つから3つの競技につきまして研修会を実施し、その質の向上に努めているところであります。また、県中学校体育連盟におきましては、運動部活動の充実を図りますために外部指導者制度を設けまして、平成23年度は377名の方が登録をされ、指導に当たっていただいております。このほかにも、各学校におきましては、専門的な技術を持った地域の方々に協力をいただいている状況があります。県教育委員会といたしましては、今後とも、関係団体と連携しながら教員の指導力の向上を図りますとともに、地域の指導者にも御支援をいただくなど、運動部活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 今、なでしこジャパンが頑張っていますけど、小さいときから一生懸命頑張ったああいう人たちが、そういうふうに出てきております。やはり私は指導者が大事だと思

うんです。仮に研修を受けたとしても、試合の駆け引きとか微妙なところまでは研修ではどうにもならないと思っております。私の家の近くにも、高校を出てヤクルトに入って、体を壊して帰ってきて、少年野球をやっている方がおられます。ぜひそういう人たちをどんどん活用して、何も教室にばかり補助員を入れたりしないで、こっちのスポーツのほうにもしっかり教育長、頑張ってもらいたいと思います。そういうことで、どこでもいいんですけど、国富で採用するとすれば、簡単に採用できるんですか。その方法について。

○教育長（渡辺義人君） 地域の方々に中学校の運動部活動へ協力いただく際には、学校から地域の競技団体等に推薦や紹介をお願いする場合がありますとか、保護者等から学校に紹介がある場合など、さまざまなケースがございますけれども、最終的にはそれぞれの学校長が判断することになります。今後とも、指導力のある地域の方々の御協力をいただきながら、部活動の充実に努めていきたい、また、努めていきたいと思っております。以上です。

○中野・明議員 最終的には学校長ということになります。学校長も、1足す1が2の人もおれば、1足す1が3、4と判断する人もおります。ぜひ教育長のほうで、そういう分に対してはしっかり前向きで対応してもらうように、通知なり、校長先生に対して周知方をお願いいたします。

次に、学校の医療についてお尋ねいたします。昨今、軽症であるにもかかわらず救急車を呼んだり、時間外に受診したりするなど、それが医療に携わる方々にとってどれだけ迷惑なことであるか、モラルを疑うようなことが話題になります。そこで、県内の中学、高等学校にお

ける保健学習において、地域における医療の現状、みずからの健康の管理、基本的な病気に対する理解について、どの程度教えられているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校における健康教育につきましては、子供たちが生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う上で大変重要であります。そのため、各学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、中学校では48時間、高等学校では70時間の保健学習を行っております。その中で、地域の医療につきましては、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担う保健所や保健センター、医療機関があることを理解させるとともに、疾病を予防するためには、これらの関係機関を有効に活用する必要があることなどにつきまして、それぞれの発達段階に応じながら指導しているところであります。また、健康管理や基本的な疾病につきましては、1つには、健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養、睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。2つには、疾病については、年齢、性別、免疫、生活習慣などの自分自身にかかわる要因ですとか、大気や水質の衛生状態等の身の回りの要因、これらがかかわり合って発生すること。3つ目に、医薬品については正しく使用すること、こういったことなどについて理解を深めることができるように指導しているところであります。

○中野廣明議員 関連質問をお願いいたします。

○外山三博議長 清山知憲議員。

○清山知憲議員 医療と関連した教育委員会の取り組みということで、関連質問をさせていただきます。



まず、医学部進学者やその他の医療従事者をふやすための教育委員会の取り組みとして、どのように取り組まれているのか、お伺いしたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 医師、看護師など医療従事者の確保は、県政の重要な課題であり、県教育委員会といたしましても、医療従事者を志望する生徒の学力向上や、志を高めるための取り組みの充実を図っているところであります。具体的には、全県下の高校3年生を対象に実施しております合同学習会におきまして、医学部等を目指すコースを開設したり、本年度より、医学部等を目指す高校2年生を対象とした学力向上のためのパワーアップセミナーを実施して、全県下の志を同じくする高校生が一堂に会して切磋琢磨する機会を設け、確かな学力の養成に努めているところであります。また、宮崎大学の協力を得まして、「宮崎サイエンスキャンプ」における医療に関する実習等や、福祉保健部と連携して、医師になるためのガイダンスを行う「医学部講座」を実施しております。それから、各高等学校におきましては、インターンシップ等の実施を指導してございまして、病院での「一日医師体験」や「ふれあい看護体験」、医師や看護師等による出前講座、医学部等に進学した卒業生の体験発表などによりまして、キャリア教育推進の観点から、医療従事者を目指す生徒の志を高める取り組みの充実を努めているところであります。さらには、医療体制の整備という地域の要請や、医療を目指す生徒の夢の実現のために、普通科高校において、メディカル・サイエンス科等への学科改編を行っているところであります。今後とも、本県の将来を担う、また将来の医療を担う人材の育成に積極的に取り組んでまいります。以上で

す。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。地域社会の課題に関して、教育委員会が積極的に取り組んでおられることがよくわかりました。しかし、県内で、私立学校を除いて県立高校だけでも8,000名を超える学生が毎年卒業されておりますけれども、教育委員会の地域社会の課題に対するコミットメントを、医療分野に進む学生以外の一般の学生方、広くその方々に向けていただくことで、より地域医療の体制を守る、そうしたインパクトをもたらすことができるんじゃないかと思ひまして、次の質問を用意いたしました。

先ほど中野議員からございましたとおり、学生のうちから医療提供体制への理解、もしくは薬や基本的な病気に関する理解を深めていただくことで、将来にわたって限られた医療資源を有効活用し、また、自身の健康増進を図ることができると考えております。先ほど、保健学習に関して御説明がありましたけれども、学習指導要領に基づく保健学習以外でも、保健指導といった機会においてそうした理解を深めていただくことが必要かなと考えますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 各学校では、子供たちが保健学習で習得した知識を活用いたしまして、自他の健康を管理したり、受診の際などの適切な意思決定や行動ができる実践力を身につけられるように、道徳教育、特別活動等と関連づけながら、教育活動全体で健康に関する指導に取り組んでいるところであります。具体的には、高等学校の保健学習においては、救急時や休日・夜間には医療が受けにくいことや、医療を受けるのが不便な地域があることなどについて理解させますとともに、1つには、病気やけ

がの状態に応じて適切な治療を受けるためには、身近にかかりつけ医を持つこと。2つには、より精密な検査や専門的な治療が必要なときには、かかりつけ医からの紹介を受けて適切な医療機関で受診することなど、医療機関の有効利用について指導しているところでありませう。また、医薬品につきましても、使用回数、使用時間、使用量などにつきましても正しく理解する必要があることを指導することとなっておりますが、学習活動はもちろんでありますけれども、修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の前後に行う特別活動ですとか、健康相談等の保健指導で改めて関連づけて取り扱うなど、実践力を高める指導の工夫・改善に努めているところであります。県教育委員会といたしましては、御指摘の点を十分踏まえまして、学校医や学校薬剤師等と連携を図りながら、子供たちが社会の一員として、将来にわたり適切な判断や行動ができるように、健康教育の一層の充実を努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。私自身、救急医療の現場で働いていたり、もしくは先日行われた宮大の医学生による急病センターでの調査結果を拝見しますと、若年者において、夜間当直体制への理解がなかったり、基本的な体調管理、健康管理に関する理解が乏しかったりすることを非常に強く実感いたします。延岡市などでは、地域の医療体制を守るための市民運動が非常に盛り上がりを見せたりしておりますけれども、新聞や宮崎県の広報番組などを全く見ない若年者が毎年ふえておりまして、行政のメッセージが届かない人たちがふえている印象を持ちます。そういった意味では、高等学校などでの公教育というのは、公共への理解や自身の健康管理への理解を深める最後の

とりでかなと思いますので、一層取り組みの充実をよろしくお願ひしたいと思ひまして、終わりとさせていただきます。

**○中野廣明議員** あと4分残っております。今、後悔しておりますけど、2～3問通告を取りやめました。惜しいなと思ひておりますけど、最後に一言だけ申し上げたいと思ひます。

今の時期、行政は大変であります。民間も大変であります。そのためには、まずは県が中心になるわけですから、知事を中心に、この改革プランでは職員の研修、意識改革とか書いてありますけど、私は、まず、管理職、課長以上の意識改革、目的追求というようなものをしっかり持ってやっていただきたいと思ひております。また、議会も同じように、我々は地域の代弁者だと思ひております。我々が地域の意見を伝えるということだと思ひます。そういうことを考えますと、やっぱり車の両輪というのはおかしいなと思ひます。議論をばんばんやって、イエスカノーかと、それぐらい、こういうときこそやらんといかんのかなと思ひて、少し心新たにしたところあります。

どうもきょうはお疲れさまでした。(拍手)

**○外山三博議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、押川修一郎議員。

**○押川修一郎議員**〔登壇〕(拍手) 午前中に引き続きまして、自民党を代表して代表質問をさせていただきます。

近畿・東海地方を中心に大雨をもたらしました台風12号は4日未明に日本海に抜けましたが、この台風により、奈良県上北山村では、8月30日の降り始めからの雨量が1,800ミリを超える記録的な豪雨となり、また周辺各地も大雨によって土砂崩れや河川の増水、はんらんが相次ぎ、一部メディアによりますと、本日までに死亡者が50名、行方不明者が55名となり、平成に入って以降、最悪の事態となるおそれが出てきておるようであります。亡くなられた皆様方には心からお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。そして、一日も早い復興を願っておるところであります。

それでは、通告に従いまして順次質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

河野知事が東国原前知事の後を継ぐ形で知事に就任して7カ月余りが過ぎますが、知事が就任半年を迎えた7月21日前後、新聞各紙に半年間の知事の県政に対する姿勢についての評価が掲載されておりました。各市町村長や県民の多くは、知事の話聞く姿勢を高く評価されております。一方では、存在感が余りないという指摘が多いようであります。これは、知名度が異常に高かった前知事との単純な比較でそういう印象になってしまうのでしょうか。仕方がない側面もありますが、私は、そもそも河野知事にパフォーマンスなど必要はないと思います。ただ、パフォーマンスはなくても、河野知事らしさはもっと出していくべきではないかと考えております。知事は、記者会見やインタビューなど公の場での発言で、非常に慎重な言い回しをされます。官僚的な話し方と言われる人もおりますし、政治家であるわけですから、こうした

ところにも、もっと知事らしさがあってもよいのではないかと思いますけれども、政治家としての知事をもっと意識して、今後どのような姿勢で県政に臨んでいかれるのか、お伺いをします。

壇上からの質問は以上で、後の質問は質問者席から行います。以上であります。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

私の政治姿勢についてということでありますが、知事就任以来7カ月余りたちました。県民フォーラム、それから市町村長との円卓トークなど、さまざまな意見交換、またいろんな団体との意見交換をさせていただいておりまして、いろいろな御意見、御指摘をそれぞれ真摯に受けとめますとともに、政策の立案、実施に当たっては、そういった問題というものを、本質を見きわめた上でしっかりと自分のカラーも出せるようにと取り組んできておるつもりであります。これまで、東日本大震災に対して本県独自の支援を行う「みやざき感謝プロジェクト」でありますとか、県内経済の活性化を図ろうという「みやざき元気プロジェクト」、さらには県民総ぐるみで子育てを頑張っていこうという「未来みやざき子育て県民運動」などの施策に、私なりの思いを注いだところでございます。

今、質問議員御指摘のように、記者会見なり、いろんな答弁の中で、慎重な物の言い回し、それがえてして官僚的ではないか、また思いが伝わらないのではないかという御指摘をいただいております。そういった御指摘もしっかり受けとめながら、前任者が歯にきぬ着せぬ物言いをして、いろいろ物議を醸

したというところもございまして、それをそばで見ていた人間としましては、余り無用な波風を起こしたくないという思いがつついあるわけでございますが、でも大事なことは、午前中の議会でも御指摘がありましたように、やはり知事としての思い、それから県としてどういうことがしたいんだということをしっかりと県民の皆様にお伝えをして、そして一緒の方向を向いて、それぞれの力を合わせていくということだというふうに考えております。政治家としては、方向性を示す、夢を示すこと、将来を示すことが大変重要だと考えておりますので、自分のいろんな物言いも含めて、しっかりと政治家としての立場を踏まえて、県民の皆様先頭に立ってこの宮崎を率いてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○押川修一郎議員 知事らしさというのが、今の答弁ではどうもやっぱりトーンが落ちているなというふうに私は思います。知事になられて、政治家でありますから、おれについてこいというぐらい、おれが宮崎を引っ張っていくんだという気概を持って県政を引っ張っていただかなければ、この宮崎丸は、本当に大変な時代でありますし、沈没するわけにはいきませんから、知事、もっと、らしさ、自分らしさというものを出してほしい、そんなふうに思います。もう7カ月たつわけでありますから、そういう気持ちでぜひやっていただければありがたいと思います。

次に、県職員の不祥事についてであります。

先日、県職員による公用郵便切手の横領事件が明らかになりましたが、その直前にも県職員による盗撮事件が相次いで発生しております。知事は今議会の冒頭で謝罪されましたが、これだけ繰り返し不祥事が起きている状況を考えれ

ば、謝罪だけでは済まないような気がしてなりません。近年の県職員による不祥事の件数はどういった状況なのか、再発防止に向けた実効性のある対策はどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成19年度以降でございますが、知事部局におきましては、交通法令違反を含みます35件の不祥事が発生しまして、当事者65名、管理監督者54名に対して懲戒処分を行い、当事者のうち4名を免職としております。平成19年度は、談合事件でありますとか、不適正事務処理の問題等がございましたので、かなり数字も、19年度以降の数字としては多くなっているところでございます。

職員の服務規律の保持につきましては、研修機関はもとより、すべての職場におきましてコンプライアンス研修を実施しますとともに、年に2回、服務通知を発しております。さらに、19年度の不適正な事務処理の発覚などを受けまして、全庁的なコンプライアンス推進体制の整備を図るとともに、物品管理体制の見直しや、準公金などの取り扱いの厳格化を図り、指導を徹底してきたところでございます。このような取り組みを進めてきたにもかかわらず、今回、公用切手の横領事件を初めとします不祥事が発生しましたことは、痛恨のきわみでありまして、県議会、そして県民の皆様改めて深くおわびを申し上げる次第であります。

一連の事件を受けまして、9月1日にコンプライアンス推進委員会を開催し、委員長である副知事から全職員に、メールの形での通知であります。通知を発して、職務規律の保持を強く指導したところであります。今後とも、職員一人一人の綱紀肅正を改めて徹底いたしますとともに、個々の事務処理におきます非違行為の

発生を防ぐ新たな仕組みづくりなど、再発防止に全力で取り組んで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 繰り返し職員のそういう研修あたりをされておるわけでありますけれども、なかなか改善が見られないということになるというふうに思います。そういう中で今回、副知事が先頭に立って全職員に通知をされたというようなことでありますし、繰り返し起きていることが問題であるわけでありますから、今後、県民の皆様の信頼を損なわないような形の中で、しっかり取り組んでいただきたいということを要望として申し上げておきたいと思っております。

次に、県政の情報発信についてお伺いをいたします。

全国の知事あるいは市町村長などは、ありとあらゆる形で自分たちの地域の情報発信を行っております。本県の場合、この分野では前知事が全国的に見てもかなりたけていたと思っております。芸能活動を長い期間やっていたことを考えれば、それはある意味、当然のことだと思っております。しかし、こうした同じやり方をまねしても仕方がない、そのことは知事自身十分認識されていると思っております。このために知事は、観光や物産などの定着・定番化を図ることを目的に、「オールみやざき営業チーム」として、民間と行政が一体となって、そしてメディアとも連携・協力をしながら、県外に向けた情報発信や販売促進を行う取り組みを始められました。知事一人の、自分自身の個性に頼らないPR方法は、実によいアイデアだと思っておりますし、まさに県民総力戦、県庁総力戦で宮崎を県外に売り込んでいく、大変重要なことだと思っております。ただ、一つ残念なのが、この取り組みが現在は観

光や物産など限られた分野で行われているということでもあります。6月議会で清山議員が取り上げました医師確保に関する知事のトップセールスを初め、企業誘致や移住など、まさにオールみやざきで総合的に取り組んで、PRや情報発信を行っていくべきであると思っておりますが、知事の考え方を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 大変重要な点であります。この厳しい状況の中で県民一人一人の力を結集した県民総力戦を呼びかけておるところでございます。県庁としましても、限られた人的資源、物的資源、財源などを有効活用するために、まさに御指摘のありましたような県庁総力戦が必要だろうということで、例に挙げいただきました観光、物産分野におきましては、「オールみやざき営業チーム」をつくって取り組んでいるところであります。杉のPRであれば、「チームみやざきスギ」というものをつくってやっておるわけでございますが、今、御質問がございました企業誘致、移住促進、医師確保、こういった分野につきましても、その基本的な考え方は同様でございます。

例えば、企業誘致につきましては、私が本部長を務めます企業立地推進本部を設置しまして、全庁的に企業誘致に関する情報を収集する、アンテナを立てる、企業立地推進局に情報を集約して取り組んでいこうということで進めておりますし、医師確保につきましては、教育委員会や病院局と連携した取り組みでありますとか、全職員向けに医師や医学生に関する情報提供を依頼するなど、職員のネットワークを活用した取り組みを行っております。また、今年度は、医師確保対策をより効果的に推進するため、宮崎大学、県医師会及び市町村とも連携した「地域医療支援機構」を立ち上げるというこ

とにしておるところでございます。移住促進についても、同様の基本的な考え方で取り組んでおります。さまざまな行政課題に対しまして、「オールみやぎき営業チーム」と同じような発想で、県庁総力戦で当たってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** わかりました。特に、企業誘致とか医師確保というのは県政の重要課題でありますので、ぜひ知事が先頭になって頑張っていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、宮崎県民歌についてお伺いをいたします。

知事にお尋ねいたします。県民歌、3番までとは言いません、1番だけでもよいですが、歌うことができますか。あるいは歌詞は御存じでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** いろいろな行事で聞きますし、1番の歌詞は存じております。2番、3番まではなかなかですが、歌うこと、そのメロディーラインも覚えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。歌えるということで、真の宮崎県民になられたんだなというふうに思うところあります。ぜひ歌声も披露していただきたいと思っておりましたけれども、本日は時間もありませんから、また別の機会をお願いをすることにしたいと思います。

実は県民歌は、昭和38年、置県80年を記念してつくられたものでありますが、歌詞は全国からの公募だったようであります。最終的には、日南市の酒井さんという方の詩が採用されておるようであります。この歌には、本県の豊かな自然がいつまでもあり続けてほしい、未来に向かって県勢が大きく発展してほしいといった作

詞家の気持ちが込められているように思います。メロディーも非常にやわらかいため、聞いていて心がずっと和んでくるような実感ができます。これだけすばらしい県民歌でありながら、公の場で歌われる機会が少ないのではないかと思います。できれば、県主催のイベント、行事などでもっと積極的に県民歌を活用すべきではないかと考えますが、知事の考え方をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘のように、この歌詞、特に1番の歌詞は、宮崎の自然環境のすばらしさがぎゅっと濃縮されたいい歌詞だと思いますし、メロディーラインも大変覚えやすく、テンポもいい、よくできた曲ではないかという印象を受けております。県民の皆様にも親しまれ、愛唱されますように、県主催のスポーツ大会などで歌っていただくなど、周知に努めておりますし、県民手帳や県のホームページにも歌詞や楽譜を掲載しております。直接音楽を聞きたい方は、ホームページからダウンロードできるほか、御要望があれば複製したCDもお送りするというようなことも取り組んでおるところでございます。今後とも、県民歌が県民の皆様にも浸透して、いろいろな機会に歌われるよう、県の広報誌によるPRや市町村などへの働きかけに努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 私も県の行事、いろんなところに出ますが、6月に開催されます県民さわやかスポーツ大会、このときには歌いますけれども、後はほとんど聞いたことがありませんから、ぜひ、今ありましたとおり、いろんなところでやっていただきたいと思っております。

次に、同じく県民歌について教育長にお尋ねいたしたいと思います。教育長は県民歌、大丈夫ですね。

○教育長（渡辺義人君） 美声ではありませんが、ちゃんと歌えます。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。答弁を聞いてほっといたしました。この県民歌は、ぜひ子供たちに覚えて歌ってもらいたいと私は考えております。自分たちの郷土の歌なのですから、学校の校歌のように、将来どこへ行っても幾つになっても、郷土のことを思いながら口ずさんでもらえるようにしてもらいたいと考えております。これは、まさに教育基本法や宮崎県教育振興基本計画にある「我が国と郷土を愛する」理念と合致するものであります。学校において県民歌を現在どのように教えているのか、また学校行事等での県民歌の活用のある方について教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 宮崎県民歌についてであります。本県におきましては、子供たちが県民歌に親しみをもちよう、音楽科の宮崎県版の副教材の中に掲載してありまして、音楽の授業などで指導している学校もございます。また、高校生などを含む選手たちが参加します国民体育大会の結団壮行式などの際に歌うことで、県民の代表としての意識を高めているところでもあります。さらに、新規採用教職員の研修会におきましても、県民歌を歌い、本県教職員としての自覚を促すとともに、県民歌のすばらしさを子供たちに伝えることができるように指導しているところでもあります。県民歌は、郷土の豊かな自然や風土、未来への夢などを明るくさわやかに表現したものであり、私自身、大変愛着がございます。今後、学校行事や県レベルの大会での活用を検討するなど、県民歌の輪が広まっていくよう、いろいろと工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○押川修一郎議員 これは、平成21年4月4

日、宮日の「窓」欄に載っておりました。宮崎在住の主婦の岡本さんといわれる方ですが、今は農業大学校でありますけれども、当時、営農研修所、ここからある時間になると県民歌が流れておって、学校で習わなくても自然と歌を覚えて、今、この歌を聞くと懐かしく感じられるというような投稿であります。そして、学校や職場でも毎日流してみてもどうかとか、県民と一緒に歌える郷土の歌として歌い続けていけたらと思う一人ですということでもあります。「ああ、我が郷土宮崎県」、軽快なリズム、明るく元気の出る歌だということでもあります。

それから、これは7月14日でありますが、やはり宮日の「窓」欄に載っておりましたけれども、県民歌の意義、当局の考えはということでも投稿が来ております。ぜひ広報誌あるいはラジオを使って流してほしいというような要望が来ておるところであります。先ほどありましたように、知事も教育長も、また幹部の皆さん方も、いろんなところでこれを協議していただいて、宮崎県人であることを意識しながら頑張ってもらえるような、そういう県民歌にしていただければありがたいと思います。

次に、県の財政状況等についてお伺いをいたします。

長引く景気の低迷により、国、地方の税収の増加が期待できない中、ふえ続ける社会保障関係費の財源につきましては、国における「社会保障と税の一体改革」の具体的な取り扱いがいまだ明らかにされておられません。本県におきましては、これまで基金の取り崩しに頼らざるを得ない財政運営を強いられてきております。6月に策定されました「みやざき行財政改革プラン」におきましては、何の対策も行わなければ

多額の収支不足に陥り、財政再生団体に陥るおそれがあるとされ、財政健全化に向けての取り組みが進められるということで、大きな課題になっておるところであります。

一方で、県内経済や県民の暮らしに目を転じてみますと、昨年の口蹄疫の発生以来、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火により、基幹産業であります畜産業を初めとする農業や、その関連産業はもとより、観光業や運輸業など、県内経済のあらゆる分野に深刻な影響が生じております。県財政の大きな役割の一つは県内経済の活性化であり、このような時期だからこそ、地域経済を回し、県民生活の安定や県内経済の復興を図るための取り組みを進めることが重要であると考えますが、そのためには本県の財政がどのような状況にあるのかが大きなポイントとなります。そこで、県の財政状況についてどのようにとらえられているのか、知事の基本的考え方をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の財政は、そもそも県税を初めとする自主財源が約3割、それ以外の地方交付税や国庫支出金などの依存財源の比率が高いという、まず構造的な問題を抱えているところであります。さらに、貴重な自主財源であります県税というものが、長引く景気の低迷、さらには口蹄疫等の影響によりまして、減少傾向が続いているという厳しい状況、さらには依存財源である地方交付税につきましても、近年、減少傾向に歯どめがかかっておりますものの、三位一体の改革以前の水準を下回っている状況にあるなど、厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。

なお、県債残高につきましては、償還財源が確保されております臨時財政対策債などを除いた場合、今年度末で6,348億円まで圧縮が図られ

る見込みではあります、引き続き、一定の公債費負担が続くものと考えております。

このような状況の中で、少子高齢化の進展に伴いまして、毎年度、数十億円単位となる社会保障関係費の増嵩等に対応しながら、口蹄疫からの再生、さらに疲弊した県内経済の復興対策などに多額の財政負担が見込まれることとなりますので、本県の財政状況は、大変厳しい状況に置かれるものと認識しております。

**○押川修一郎議員** まさしく今、知事が言われたとおりで、私たちもそこらあたりは十分認識をしておかなければならぬというふうに思います。

そういう中で、次に、来年度の予算編成についてでありますけれども、知事就任後最初の予算となった23年度予算につきましては、当初の骨格予算と6月の肉付け予算で2回にわたり編成がされたということであります。これは、知事の政策提案の実現に向けた取り組みを初め、県内経済への波及効果の高い県単公共事業の追加的な措置など、本県の実情を踏まえた予算編成であったというふうに評価をするところであります。

しかしながら、今申し上げましたように、県内経済は回復に向けた端緒についたばかりであり、まだまだ後押しが必要な状況であります。また、東日本大震災の発生を契機とする県民の安全確保に対する取り組みの充実や、医師不足への対応、さらには道路や港湾の整備など、本県には数多くの課題が山積しており、私たち県議会自由民主党も先日、来年度に向けた知事への申し入れを行ったところであります。財政状況が厳しい中、県財政のかじ取りは非常に難しい局面を迎えると思っておりますが、就任されて2回目となる平成24年度の予算編成について、知事



の基本的な考え方をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほど御説明しました本県の厳しい財政状況を踏まえますと、まずは基金の取り崩しに頼らない、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みというものを、引き続き着実に実施していく必要があるかと考えております。また同時に、口蹄疫の発生や新燃岳の噴火等によりまして停滞している県内の経済の活性化を図る「みやざき元気プロジェクト」というものを推進していくとともに、議員御指摘のとおり、東日本大震災を契機としました県民の安全・安心を確保する取り組みでありますとか、地域医療の確保、さらには東九州自動車道を初めとする社会基盤の整備など、さまざまな重点施策にも取り組んでいくことが重要であると考えております。したがって、平成24年度の当初予算につきましては、6月に新たに策定をいたしました第3期の財政改革推進計画に基づきまして、徹底した財源の捻出に努めながら、選択と集中の考え方のもとに、県が抱えるさまざまな課題に的確に対応した優先度の高い事業に、積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

**○押川修一郎議員** 特に、県単公共事業は機械的に削るのではなくて、社会資本整備がおこなわれている本県においては、特に選択と集中を進める中でしっかりやってほしいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

県庁舎の耐震についてであります。去る7月25日、宮崎県防災会議地震専門部会が開催され、東日本大震災を受けて改定する地域防災計画の基礎となる地震・津波被害の想定につい

て、日向灘地震の想定を現在のマグニチュード7.5からマグニチュード8ないし9へ引き上げるよう求める意見が出されたということでありまます。過去最大の日向灘地震は江戸時代の1662年に発生をしておりますが、このときの地震の規模はマグニチュード7.6、震源が日向灘沖合の浅いところにあった可能性が指摘をされており、場所によっては震度6の揺れがあったのではないかと推定をされております。このときと同じように、沖合の浅い部分を震源として仮にマグニチュード8ないし9の地震が発生すると、県庁舎の多くが甚大な被害をこうむるのではないかと危惧されております。6月議会の私の質問で、本庁舎のあり方は今後検討したいとの答弁をいただいておりますが、地震規模の想定が高目に見直されることになった場合、全庁舎の耐震について改めて見直しを行う必要があるのではないかと考えますが、総務部長の見解をお聞かせください。

**○総務部長（稲用博美君）** 県庁舎につきましては、必要な耐震補強工事を行いまして、建築基準法に基づく耐震性能は確保されておりますが、中には老朽化が進んでいるものもありますことから、日向灘地震で現在想定されております震度6強の地震が発生しました場合に、建物が倒壊する危険性は低いものの、ひび割れ等によりまして、業務での使用が困難となる事態が懸念されるところであります。このため、現在、災害時の行政機能の維持を図るため、新たな災害対策拠点施設の整備を含めた県庁舎のあり方について、庁内に検討委員会を設置して検討を行っているところであります。日向灘地震の想定規模につきましては、県地域防災計画の見直しの中で現在、検討を進めているところでありますが、その結果、地震想定規模が引き上

げられました場合には、県庁舎の耐震性能の再点検を行いまして、必要な対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○押川修一郎議員** しっかりお願いをしておきたいと思います。

次に、道路、橋梁の津波対策についてであります。阪神・淡路大震災や今回の東日本大震災を見まして、地震発生直後の救急活動や火災などの2次災害への対応、水や食料などの緊急物資の輸送を初め、復旧活動に際しての機材や人員の輸送など、地震発生時における道路機能の確保は重要な課題であると改めて認識をしたところであります。

県においては、宮崎県地震減災計画に、緊急輸送道路の未改良箇所や危険箇所の整備促進、優先確保ルートの橋梁の耐震化などについて具体的な数値目標を掲げ、着実に耐震化の取り組みを推進されております。しかしながら、これはあくまでも地震についての対策であるというふうに聞いておきまして、津波の想定はなされていないということでもあります。東日本大震災を踏まえれば、緊急輸送道路や橋梁の津波対策も急を要すると思いますが、津波に視点を置いた対策を今後どのように講じていくつもりなのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 道路や橋梁の津波対策につきましては、我が国の道路施設が津波により被災した事例が少なく、研究も進んでいないことから、現在の設計基準等に反映されていないところであります。道路施設に対する津波対策としましては、例えば、想定される津波の高さ以上に道路をかさ上げすることが考えられますが、沿道の住民生活への影響を考慮しますと、現実的には困難であります。

このため県としましては、災害時の迂回路や

救援ルートとなる緊急輸送道路などの橋梁の耐震化や、落石防止等の防災対策を引き続き重点的に推進しますとともに、被災して交通途絶となった場合には、緊急輸送道路の応急復旧を最優先に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。また、今後は、津波からの速やかな避難を促すため、道路標高の表示方法の検討や、道路情報板による情報提供などの対策にも取り組みたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 確かに一番なのは、津波、地震、そうでありますけれども、1秒でも早く1メートルでも高く避難をするようにということが今、言われているようでありますし、いついかなるときにこういう状況になるかわかりませんから、そういう方向の中で今後もしっかり取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思います。

次に、液状化対策についてお尋ねいたします。先日、私たちは、千葉県香取市や浦安市の液状化被害の実態を視察してまいりました。地盤が緩み、電柱が土中にずっぽりと埋まったり、反対にマンホールが浮き上がったり、道路や歩道が陥没して、自動車や人の往来に支障を来しておるところも多数見受けられました。液状化の恒久対策には、地盤の改良を含めた大規模な工事が必要になり、多額の費用がかかるとされております。また、湾岸部だけでなく、内陸部でも沼や川の埋立地、下水道工事などで埋め戻しに砂を使っているエリアなど、液状化リスクの高い地域は多いと言われております。本県において液状化の危険性が高い地域はどういったところがあるのか、総務部長にお伺いします。また、この液状化について特に緊急輸送道路の対策はどのようになっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県では、平成19年に実施いたしました「地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」におきまして、ボーリング調査や土質試験の結果、また地下水の水位などをもとに液状化の危険性が高いと考えられます地域を予想しております。その中で、日向灘地震が発生した場合には、宮崎市、延岡市、日南市、串間市、門川町などの海岸沿いを中心に、西都市や国富町などでも液状化の危険性が高いと予想しているところでもあります。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 本県における緊急輸送道路を初めとする国県道の液状化対策につきましましては、橋梁などの重要な構造物の設計におきまして、基礎地盤が液状化すると判定された場合には、基礎ぐいの本数をふやすなど液状化の影響を考慮した設計を行うこととしております。

なお、今回の東日本大震災の液状化による被害の発生を受けまして、国において液状化対策技術検討会議が設置され、検討成果が8月末に示されたところでもあります。この成果を受けて、各技術基準のあり方が検討されますことから、県といたしましては、これらの状況を踏まえ、今後とも、液状化対策につきましまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ただいま総務部長並びに県土整備部長にお答えをさせていただいたところでもありますけれども、先ほど言いましたとおり、2カ所を見てまいりましたが、本当に大変な状況であります。今できておるものに対しては仕方ないというふうにも思いますけれども、これは安全性の面から対策はしてほしいと思います。今後においては、湾岸部あるいは内陸部にあってもこういう危険性があるということでもありますし、液状化になるおそれがあるというこ

とでありますから、液状化対策はしっかりやっておく必要があるなというふうに思います。今の答弁でも出てきておりますから、今後、対策は十分やっていただきたいというふうに思っております。

次に、地域と連携した避難訓練についてであります。東日本大震災が発生した時刻は午後2時46分、被害に遭った子供たちの多くが下校途中、あるいは下校後に津波に遭遇しておると見られます。関係者によりますと、地震があと1時間おくれれば子供たちの被害はさらに大きくふえた可能性が高いというふうに言われております。登下校ということになりますと、学校の先生が避難誘導を行うことも簡単にはできません。そうすると、学校のある地域との連携が重要ではないかというふうに考えます。地域全体で子供たちを避難誘導する、そのためには日ごろから地域と連携して避難訓練を行うことが大切だと考えます。特に、今回地震が発生した平日の昼間であれば、仕事で会社など勤めに出ている大人が少ない時間帯でもありますので、そうしたことなども視野に入れて、学校において訓練を行っておくことが必要ではないかと考えますが、教育長の考えをお聞きいたします。

○教育長（渡辺義人君） 災害はいつどこで発生するとも限りませんことから、各学校におきましましては、学校以外で遭遇した場合につきましても、近くの高台にすぐに避難するなど、子供たちが自分の身を守るための行動について具体的な指導を行いますとともに、その指導内容につきましても、保護者等へ広く周知しているところでもあります。また、県内におきましては、地域住民と子供たちが一緒に地域を回りながら、危険箇所や避難場所を確認する取り組みや、地域と学校が合同で避難所を運営する訓練

を実施している学校もございます。このような地域と連携した取り組みは、子供たちがみずから適切に判断し、行動できる資質や能力を育成する上で、非常に効果的な取り組みだと考えております。県教育委員会といたしましては、学校が主体となる避難訓練に加えまして、例えば地域が実施します自主防災訓練に子供たちも参加するなど、学校と地域が連携した取り組みを推進することにより、各学校における防災教育が一層充実するように支援してまいりたいと考えております。以上です。

**○押川修一郎議員** 確かに大事なことは、子供たちがみずから適切に判断ができる、そして行動ができる、そういった能力を育成する、そういう意味からも、地域コミュニティーの中でそういった訓練等にもぜひ子供たちを出していただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、高齢者対策についてお伺いをいたします。

65歳以上のひとり暮らしの高齢者は全国的に増加しており、平成17年度の国勢調査では386万人、高齢者人口に占める割合が19%となっております。同じく本県におきましても、ひとり暮らし高齢者は平成17年が約4万7,000人となっており、5年前の平成12年と比べて約7,500人も増加している状況であります。このような中、懸念されるのが、ひとり暮らしの高齢者がだれにもみとられることなく息を引き取り、その後、相当期間放置される、いわゆる孤独死の増加であります。孤独死または孤立死と言われているようではありますが、定義が確立していないため、きちんとした統計が存在しないとのことであります。しかしながら、ひとり暮らし高齢者が増加していることを考えれば、孤独死が必然的に増加していくことは明らかであります。そ

こで、お尋ねします。確たるデータはないと思いますが、本県における孤独死の実態を県はどのようにとらえているのか、またその防止策として具体的にどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ただいまお話がございましたとおり、孤独死につきましては、明確な定義がなされておらず、統計的に把握することは困難なところでございます。

なお、私どもで宮崎県高齢者孤独死防止対策連絡会議というのを設けておりますけれども、そこで把握しております平成22年中の65歳以上独居者、ひとり暮らしの方の検死件数でございますが、これが281件となっているところでございます。

このような中、孤独死を防止するため、県におきましては、市町村や住民による見守りなどの活動を支援いたします「共に支え合う地域福祉推進事業」や「地域支え合い体制づくり事業」などに取り組みますとともに、警察や消防、市町村等で構成する連絡会議を開催いたしまして、対応策の検討や連携の強化を図っているところでございます。また、市町村におきましても、ひとり暮らしの高齢者などに対しまして、民生委員による訪問活動や配食サービスなどを通じた安否確認、緊急通報システムの設置などを行っているほか、民生委員、福祉協力員などにより見守りネットワークの構築等に取り組んでいるところでございます。今後とも、市町村などと連携しながら、孤独死される方を一人でも減らすことができるよう努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。22年中に65歳以上の独居死の検死件数が281件というところでありますけれども、恐らく今後さらに

ふえていくというように想定ができるわけであり、今ありましたとおり、市町村を初め、いろんな関係団体の方々との連携をしながら、十分対応していただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、買い物弱者対策についてであります。買い物弱者は、高齢者が多く暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模な団地などで、徐々に増加の兆候が見られ始めているとのことであります。その数は全国でも約600万人とも言われております。先月、宮日新聞に延岡市内で実施された高齢者に対するアンケート調査の記事が掲載されておりましたが、高齢者の45%が買い物に不便さを感じているとのことでありますので、本県にも相当程度の買い物弱者がいるのではないかとこのように推測されます。

買い物弱者は新たな行政課題だと思っておりますが、この対策に積極的に取り組んでいる事例が幾つかあります。例えば、コンビニのセブンイレブンが、JAと組んで過疎地などでの移動販売を行っております。また、福岡県の芦屋町では、中心市街地の空洞化で買い物が不便になった高齢者を支援するため、町がスーパーマーケットの店舗を建設し、運営を民間に委託するという取り組みを始められておるようであります。買い物弱者対策は、民間だけあるいは行政だけで取り組める問題ではありません。民間と行政が協力し合いながら進めていかなければ、解決を図ることが難しいのではないかとと思っておりますが、本県の買い物弱者の実態をどのようにとらえ、今後どのような取り組みを行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 買い物弱者の問題につきましては、本県におきましても、中山間地域の市町村を対象に聞き取りをし

た結果によりますと、1,873の集落のうち約半数に当たる894集落が「日常の買い物が不便である」と回答しているなど、高齢化の進展等と相まって、今後ともますます大きな問題になるものと認識しております。

このため県としましては、これまで、「まちなか商業再生支援事業」「中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業」等によりまして、美郷町や日之影町等の商工団体が実施する買い物代行や宅配などの取り組みに対し、支援を行ってきたところであります。また、今般、県商工会連合会内に設置されました、買い物弱者の実態把握や対策の検討に取り組む「買い物弱者対策調査研究委員会」に、県の関係課も参画をさせていただいているところでございます。買い物弱者対策につきましては、事業主体をどうするのか、事業の採算性をどう確保するのかといった課題がありますとともに、地域住民の生活支援や福祉のあり方等にも深くかかわってくる問題でありますので、今後とも、関係部局や市町村、関係団体と連携しながら、有効な施策を検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 特に、中山間地の問題は大変だろうというふうに思うわけであり、今も言いましたとおり、これは行政あるいは民間だけではどうもなりませんから、一緒になって、自治体まで含んで、中山間地あるいは町なかのそういったお店がなくなったところあたりの対策——県内どこにあるか、ちょっと私もまだわかりませんが、中山間地あたりは大体想像がつくわけであり、そういった形の中で取り組みを、ぜひともお願いしておきたいというふうに思います。

次に、介護問題についてであります。本県における要介護者は平成23年3月末現在で約5

万1,000人ということであり、介護保険制度がスタートした平成12年度が3万1,500人でありましたので、この10年で2万人近くもふえておるといふことでもあります。高齢化の進行が著しいため、今後、介護や支援を要する高齢者はますます増加していくものと思われまふ。このような中、本県の特別養護老人ホームの入所待機者は、昨年の4月1日現在で3,425名に上つておるといふことでもあります。年々増加傾向だといふことでもあります。しかしながら、国の調査によりますと、将来的な不安から、とりあえず入所の申し込みをする人が多く、例えば在宅でひとり暮らしをされている要介護度の高い高齢者のように、すぐに入所が必要な待機者は全体の1割程度であるといふことが明らかになっております。入所待機者の多くが緊急性が高くない一方で、1割の高齢者が待たなしの状況である実態を踏まえ、その対策について県はどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ただいまお話がございましたように、特別養護老人ホームへの申込者数でございますけれども、昨年4月時点で3,425人となっておりますが、その入所申込者のうち、在宅で生活されている要介護4以上の重度の方が全体の約4分の1となっております。これらの方々への対応が重要な課題の一つであると認識をしております。申込者への対応につきましては、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホームの整備に努めますとともに、在宅での生活を支援するため、デイサービスや訪問介護等の利用促進にも努めているところであります。今後の対応につきましては、来年度、平成24年度からの第五期介護保険事業支援計画の策定におい

て、申込者の状況等を踏まえながら、市町村と十分協議してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 先ほども言いましたし、ただいまもありましたけれども、これからも増加する傾向だといふふうに思います。特に、なかなか聞き取りは難しいかもしれませんが、急を要する方々から入所ができるような形の中で、市町村あたりとも十分御検討していただいて、対策に取り組んでいただければありがたいと思います。

次に、森林経営計画についてお伺いします。

本県は、全国有数の森林県であります。木材価格の長引く低下傾向により、森林や林業、木材産業を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような中、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギー源としての森林バイオマスに対する期待感が高まっており、8月26日には、再生可能エネルギー全量買い取り法案が成立しましたことから、エネルギーとしての利用も含め、資源としての木材の価値がようやく見直される時期が来たのではないかといふふうに思うところであります。

ことし4月、10年後に木材の自給率50%以上を目指す森林・林業再生プランを実行するために、森林法が改正されました。この改正により、森林所有者等がこれまで作成してきた森林施業計画が廃止され、来年4月からは新たに森林経営計画を作成することになっております。しかしながら、私の地元の森林組合や森林所有者などからは、間伐面積をふやさないと森林経営計画の認定基準に合格しないとか、新たに設けられた森林環境保全直接支援事業では、5ヘクタール以上まとめないといふ補助金が出なくなるということなどから、林業経営は逆に厳しくなるのではないかといふ話が出ておりま

す。そこで、森林経営計画の創設の趣旨と、森林施業計画、森林経営計画の違いについて、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 今回創設された森林経営計画制度につきましては、施業の集約化や路網整備によるコスト低減を図ることにより、森林所有者等が持続可能な森林経営を実現することをねらいとしたものであります。森林経営計画制度の詳細につきましては、現在、国で検討されているところではありますが、森林施業計画との主な違いにつきましては、現時点で示されている範囲で申し上げますと、1つには、計画の対象となる森林については、一体的な森林施業を進める観点から、これまでの30ヘクタール以上という面積要件のかわりに、隣接する森林をまとめた区域とすること、2つには、コスト低減に不可欠な作業路網の整備に関する事項を、新たに計画内容として盛り込むこと、3つには、森林経営計画に認定された森林のみを森林整備の補助対象にすることなどとなっております。以上です。

**○押川修一郎議員** 何とか事業は理解をしたところであります。しかし、現場においては、市町村マスタープランをいつまでに作成すればいいのか、また森林経営計画はいつごろまでに作成すればいいのかということで、不安がっていらっしゃるところでありまして、再度、環境森林部長に、わかる範囲内でお答えをいただきたいと思っております。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 森林法は本年4月に改正されましたが、この中で、市町村森林整備計画は来年3月末までに作成することとされております。また、森林経営計画につきましては、基本的には来年4月1日以降作成することになります。これまでの森林施業計画につ

きましては、来年4月以降も、それぞれの施業計画の認定後5年間は有効とされておりますけれども、補助制度との関連などについては、まだ明らかにされていないところでございます。

**○押川修一郎議員** 市町村マスタープランについては24年3月まで、森林経営計画については施業計画の残の間までにできるだけ早くつくっていただければということで理解をしてよろしいでしょうか。——わかりました。

次に、里山の小規模な森林所有者の中には、熱心に森づくりをされている人たちがいます。持続的な経営ができる規模ではないとしても、森林が荒廃しないように一生懸命取り組んでいられるわけであります。里山は小規模であるために、森林所有者の数も多く、また分散もしておりますので、5ヘクタール以上まとめて間伐するのは非常に困難であります。そこで、森林環境保全直接支援事業における間伐5ヘクタールの採択要件は、里山などの森林については緩和することはできないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 御指摘のとおり、里山等の森林につきましては、5ヘクタール以上の間伐を実施することが困難なため、必要な間伐が進まない場合が生じるのではないかとこのように懸念をしております。このため、里山等における間伐については、面積が確保できない場合であっても補助の対象となるように、採択要件の緩和を国に対して要望しているところでございます。

**○押川修一郎議員** 里山は、今言いましたように、なかなか面積もまとまりにくいわけありますから、今、部長のほうからありましたとおり、さらに積極的に国のほうにも緩和の要請をお願いしておきたいと思っております。

次に、本県の杉は成長が早いという利点があり、40年生ぐらいで皆伐することができます。一方で、成長が早いために、傾斜のきついところなどは、長伐期に持っていくと大きくなり過ぎて、台風などによって倒れる危険性があるということでもあります。本県の林業は、40年生程度の短い林齢で皆伐し、再造林する循環型林業を行うのが最もよいやり方ではないかと考えておりますが、森林経営計画になることで、伐採林齢や面積に関してどのような影響が出てくるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 森林経営計画における伐採林齢につきましては、杉を例にとりますと、木材生産機能の高い森林では35年生以上とされる予定でありますので、それ以上の林齢での伐採については問題はないものと考えます。伐採面積につきましては、木材生産機能の高い森林について、連続して20ヘクタールを超える伐採に対して制限が追加される予定であります。これは、林地保全の観点等から設けられるものであります。一方では、森林所有者等の一部に影響を及ぼす可能性がありますので、今後、伐採計画における工夫改善が必要になる場合もあるのではないかと考えております。

**○押川修一郎議員** 伐採については、本県の場合は問題ないというふうに理解をいたしました。それから、伐採面積でありますけれども、連続して20ヘクタールということありますから、今までのように、どこかの企業なりあるいは業者さんが来て大規模な伐採をすることあたりに制限がかけられるということによろしいでしょうか。——ありがとうございます。

次に、有害鳥獣被害対策についてお伺いをいたします。

私は、平成21年度から22年度にかけて、県森林・林業活性化研究委員会の委員長として、野生鳥獣被害対策について調査研究をさせていただきました。野生鳥獣による直接的な農林作物への被害額は、平成19年度が約2億2,700万円、20年度が約2億7,000万円、21年度が約2億9,000万円と、年々増加しており、平成21年度の主な鳥獣別の被害状況は、シカが全体の39%、次いでイノシシが34%、猿が12%となっております。

このような中、侵入防止さくの設定や追い払いなどの対策に積極的に取り組んでいるところでありますが、私が今回特に取り上げたいのが猿の捕獲についてであります。シカやイノシシは生息数は多いのですが、有害捕獲とあわせて狩猟がありますので、ある程度の捕獲頭数が実績としてあります。しかし、猿の場合は一般的に有害捕獲だけありますので、なかなか捕獲実績が伸びないという課題があります。平成21年度の統計では、シカの推定生息数は約6万8,000頭、そのうち2万176頭が捕獲されております。捕獲率は約30%、猿は推定生息数が約5,000頭、捕獲頭数が1,022頭ですので、捕獲率は約20%と、シカに比べて10ポイントも低い状態であります。そこで、有害鳥獣対策の中で、特に猿害対策について県はどのように取り組んでいく考えでおられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 近年の野生猿による農林作物の被害は、収入の減少ばかりでなく、農林家の生産意欲を低下させるなど、大きな問題となっております。このような中、集落における農作物の取り残し等が無自覚なえづけにつながり、野生猿による被害拡大の一因にもなっております。このため県では、昨年度、



鳥獣被害対策緊急プロジェクトを立ち上げ、全庁を挙げて、野生鳥獣を近づけない集落環境づくりや電気さくの設定等、地域が一体となった被害防止対策を徹底するとともに、シカ・猿対策指導捕獲員を県内22市町村に48名配置し、猿の追い払いやわなによる捕獲を推進しているところでもあります。また、平成19年度から市町村と連携し、野生猿特別捕獲班の活動を支援しているところであり、このような取り組みの結果、捕獲数は増加傾向にあり、昨年度は1,428頭の猿を有害捕獲したところでございます。今後とも、市町村や関係部局と連携して、効果的な野生猿の被害防止対策に取り組むとともに、被害状況に応じた適切な捕獲に努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** シカ・猿対策指導捕獲員を県内22市町村に48名配置というような効果もあってか、昨年度は1,428頭の猿が有害捕獲されたということでありまして、実績としては上がっておるんだなというふうに思いました。

次に、狩猟者の確保についてであります。近年の本県における主な鳥獣の捕獲頭数は、横ばいか増加傾向にありますが、狩猟免許所持者数は平成17年度の7,466人から平成21年度は6,384人と減少し、これまで3年ごとの大量更新時には500人ずつ減少している状況にあります。さらに、高齢化が進行しており、狩猟免許所持者のうち60歳以上の占める割合は、平成21年度が69%になっておるようであります。担い手を確保するために、狩猟免許を取得しやすい環境の整備に努める必要があると思いますが、その対策について環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 狩猟者の減少、高齢化が進む中で、適正な捕獲を実施していくためには、新たな狩猟者を確保していくこ

とが重要であります。このため県では、受験希望者を対象に事前講習会を開催するとともに、狩猟免許試験などのPRを通して、新たな狩猟者の確保に努めているところであります。また、昨年度から、試験会場に高千穂町を加えて4つの会場で銃とわなの免許試験を実施するとともに、特に希望の多いわなにつきましては、さらに1回追加して試験を実施したところであります。この結果、昨年度は前年より90名多い328名が受験されたところです。今後とも、猟友会や市町村等と連携を図りながら、受験しやすい環境づくりを進め、狩猟者の確保に努めてまいります。

**○押川修一郎議員** 328名が昨年受験されたということでもあります。その中で、銃とわなのそれぞれの合格者の内訳がわかればお伺いいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 328名の受験者のうちの合格者数ですが、銃が58人、わなが248人、延べで306人となっております。平成21年度の合格者数が212人でしたので、94人の増となっております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。やはり銃のほうが少ないわけでありませうけれども、銃が少ない理由というのは、やっぱり山間部でも興味なくなった方々が多いという話を実は聞くんです。若い人たちに興味を持たせるような工夫というのもぜひお願いしながら、できればフィフティ・フィフティぐらいで受験者、合格数が上がって行って、狩猟も、そういう銃あたりも何とか確保していただければありがたい、そのように思っております。

次に、鳥獣被害防止総合対策交付金についてであります。この交付金は、野生鳥獣から農林作物の被害軽減を図るため、市町村が作成した

被害防止計画に基づき、地域ぐるみで行う総合的な取り組みに対して助成を行うものであります。具体的には、捕獲機材の導入やモンキードッグ等を活用した追い払い、侵入防止さくの整備や捕獲鳥獣を食肉利用するための処理加工施設の整備などに対して、定額あるいは2分の1以内の補助を行うものであります。この交付金は、例年だと12億円程度の予算なのであります。今年度は緊急対策枠として100億円が予算措置されており、本県においても、各市町村からの要望に基づき、県から国に対して交付金の申請がなされておると聞いております。

先日、各都道府県からの要望に対する国からの内示額が示されましたが、九州各県では、長崎県が7億4,000万円、佐賀県が7億円、大分県が3億6,000万円、熊本県が2億8,000万円とある中で、本県は8,500万円と、驚くほど低い内示額となっております。もともと、各市町村からの要望があつて積み上げた総額が約1億6,000万円程度しかなかったようではありますが、農林作物への被害が年間3億円を超えるような現状であります。それも毎年大幅に増加している中でありますから、果たして市町村の対策がこの程度のものでよかったのかと大きな疑問を持っておるところであります。私は、市町村がこの交付金に対して十分な理解をしていなかった、言い換えれば、県からの説明が不十分だったためではないかというふうに思うところありますけれども、この交付金の申請に当たって、県から市町村への周知はどのように図られたのか、そして、それが十分なものだったのかを農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本交付金につきましては、市町村や関係機関・団体に対し、国の予算概算決定前後の昨年11月と1月の2回

にわたり、事業説明とあわせまして要望調査を行い、その結果を取りまとめて国に要望したところでございます。しかしながら、全国段階におきましては、予算額の2倍以上の要望が上がっており、結果としましては、本県への配分率は52.3%で、全国平均の48.9%とほぼ同等でありましたが、額で見ますと、他県と比較して低いものとなっております。今後は、事業の周知や要望調査の段階で、養成いたしました鳥獣被害対策マイスターや地域リーダーを活用しながら、集落内の合意形成を積極的に進め、事業の掘り起こしを行うとともに、国に対しても交付金配分のあり方について検討を要望するなど、被害防止のため必要な予算確保に鋭意努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 再質に入りますけれども、緊急対策ということであったわけでありますから、その部分をどのように地域の中に説明し、予算額確保のために努められたかということで、再度、お伺いをいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 御指摘のように、鳥獣被害防止総合対策交付金については、平成23年度には緊急対策枠として100億円の予算措置がなされたところでございます。このため県としましては、早急に事業趣旨の徹底が必要と考えまして、事業概要が判明いたしました11月に国の担当者を招き、市町村、関係団体等に対し説明と要望調査を行い、さらに事業決定後の1月には、その詳細について再度、説明を行いますとともに、追加の要望調査を実施したところであります。この間におきまして、事業採択の前提となります市町村被害防止計画の作成について、全市町村での作成を目標に推進し、その結果、23市町村で作成が行われるなど、事業啓発に努めたところでございます。しかしな

がら、他県の要望が多かったため、相対的に低い配分額となったところでございます。

○押川修一郎議員 ただいま御答弁をいただきましたが、この交付金の緊急対策は単年度で終了する可能性が高いと思われまます。今後の対策について、特に十分な予算確保に向けてどのように取り組んでいく考えでおられるのか、こちらは、現在のチーム長であり、農林水産省から来ていただいております副知事にお伺いをいたします。

○副知事(牧元幸司君) 鳥獣被害対策についてでございますが、これにつきましては、県政の重要課題と位置づけておりまして、今、御指摘ございましたように、私をチーム長といたします緊急プロジェクトチームを立ち上げまして、全庁的な取り組みを行っているところでございます。このような中で、鳥獣を寄せつけない地域力の向上というものを目指しまして、被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策という3つの柱から成る総合的な取り組みを進めているところでございます。今後につきましても、被害の的確な把握でございますとか、あるいは県下全域におきますモデル集落の設置でございますとか、あるいは鳥獣被害マイスターの育成等、一層の工夫を行いながら対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

そのような中で、御指摘いただきました鳥獣被害防止総合対策交付金についてでございますけれども、これにつきましては、私自身も先般、農林水産省に赴きまして、予算枠の確保について要望を行ったところでございます。

○押川修一郎議員 再度、副知事にお伺いいたしますけれども、農林水産省への要望に際してはどのような反応であったでしょうか、お聞かせください。

○副知事(牧元幸司君) 農林水産省に対しましては、本県独自に進めております鳥獣被害対策緊急プロジェクトの総合的な取り組みについて説明をいたしまして、一定の評価をいただいたところでございます。

それでは、来年の予算についてどうなるのかということで、来年度の鳥獣被害防止総合対策交付金についてでございますけれども、これは何分、現在、概算要求に向けて作業中ということで、まだ方向性は明らかになっていないところでございますので、予算措置の継続につきまして、強く要望させていただいたところでございます。

○押川修一郎議員 先ほどからやりとりさせていただいておりますけれども、これは22年度の重点施策でありますし、我が県は鳥獣対策、いろいろ事業をやられておるわけであります。そういう中で、財源が乏しい本県で、一番困るのは市町村。末端の中山間地を控えている市町村が一番被害をこうむるわけであります。私は、今回、緊急対策ということで100億組んでありますから、これを例年と同じような金額しか予算としてとれないということになれば、本当に残念な結果でならないなというふうに考えておるんです。午前中にも中野明議員からありましたが、一括交付金においてもそうでありますけれども、今後、いろんなこういった予算を獲得する場面というのが出てくるんだろうというふうに思うんです。そういうときに、やはり皆さん方はそうでありますけれども、せっかく宮崎県の東京事務所、大阪事務所、いろいろあるわけありますから、そこらあたりとの連携の中で、こういったことが起こらないような形で万全を期してほしいと思っておりますけれども、通告はしておりませんが、知事、今までのやりとりの

中でお考えがあればお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、本県にとって貴重な財源の確保の取り組みであります。関係者が連携して、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。

次に、新幹線対策についてお伺いします。

J R九州の発表によりますと、新幹線の全線開通から3カ月間の利用状況は、博多―熊本間が約218万7,000人で、前年同期の在来線特急利用に比べて35%の増、熊本―鹿児島中央間が約129万3,000人で62%の大幅増になったとのことです。震災の影響が懸念されたにもかかわらず、一定の集客が図られているようであり、J Rでは、関西方面からの観光客が鹿児島方面に向かっているとの分析を行っているようです。

県内の主要ホテル・旅館の宿泊客数を調べたところ、新幹線が開通した3月から5月は、前年に比べて1万1,000人から2万6,000人の大幅なマイナスが連続して続いておりますけれども、6月になってようやく1,400人のプラスに転じた状況であります。7月も1万6,000人のプラスになっておりますが、比較をしている昨年同様の数字は、口蹄疫で観光客が大きく減少していた時期であります。私は、新幹線効果は事実上ほとんど出ないのではないかというふうに思っております。こうした状況であります。こうした状況でありますが、商工観光労働部長は、新幹線効果をもとに分析されているのか、また現在、新幹線対策としてどのような事業に取り組んでおられるのか、またその効果についてお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 九州新幹線の全線開通後の利用状況につきましては、た

だいま議員からお話のありましたように、J R九州によりますと、開通直後こそ大震災の影響で伸び悩んでいたものの、その後は好調となっており、また新八代駅と本県を高速バスで結ぶ「B&Sみやざき」も、利用状況が伸びつつあると伺っております。新幹線停車駅のない本県としましても、誘客対策として、南九州3県で連携したプロモーションの展開や、2次アクセス対策としての観光バス「ぐるりんひむか号」の運行、レンタカープランの造成要請などに取り組むとともに、旅行会社への旅行商品造成支援などを行ってきたところであります。

最近の主要なホテル・旅館宿泊者数の動向によりますと、先ほどもお話がございましたが、直近のデータのある7月は対前年比123.4%、さらに2年前、対前々年比99.6%と、回復傾向を見せており、また、データはございませんが、8月についても、宿泊施設や旅行会社等の関係者から、にぎわいが戻りつつあると伺っておりますので、これには新幹線効果もある程度は寄与しているのではないかと考えております。

ことし10月から12月にかけては、J Rグループと南九州の3県が連携して観光PRと全国からの集中的な送客を行う、「熊本・宮崎・鹿児島デスティネーションキャンペーン」を実施することとしておりますので、これを核としたしまして、新幹線効果を少しでも多く取り込むよう、さらなる観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○押川修一郎議員** わかりました。なかなかデータがとりにくい状況かと思っておりますけれども、今後、半年、1年かけてデータあたりも十分とっていただいて、それなりの、また新幹線は新幹線としての本県誘客に努めていただければありがたいと思います。

しかしながら、今、答弁をいただいたわけ  
ありますけれども、私は、新幹線から観光客を  
宮崎に引っ張ってくるというのはなかなか難し  
い面もあるのかなということ、自分自身思っ  
ております。そこで、交通インフラが十分に  
なく、公共交通の利便性が低いことを考えれば、  
やはり航空機をうまく活用して観光誘客を進め  
ていくことも現実的な取り組みではないかと考  
えます。そのためには、できるだけ低価格で、  
そして路線が充実していることが重要である  
と思っております。県民政策部長にお尋ねしま  
すが、低価格運賃を売り物にしてあります格  
安航空会社（LCC）の誘致についてどのよ  
うに考えているか、また国内外の航空路線  
拡充について、さらに積極的に取り組んで  
いく考えはないか、お伺いをいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 大都市圏から  
遠隔地にあり、また陸・海の交通基盤が脆弱な  
本県にとりまして、航空路線は地域経済の活  
性化や東アジアとの交流拡大のための重要  
な交通基盤であると認識しているところで  
ございます。このため県といたしましては、  
航空路線の維持・充実を図るため、引き  
続き、航空会社に対し、増便や機材の大  
型化等につきまして、働きかけを行って  
まいりますとともに、経済発展著しい中  
国や国内主要都市などとの新たな路線開  
設につきまして、LCCの誘致を含め、積  
極的に取り組んでまいりたいと考えてお  
ります。以上でございます。

**○押川修一郎議員** よろしくお願  
いをしておきます。

次に、スポーツランドの推進について  
お伺いいたします。

私の地元西都市では、毎年、東京ヤク  
ルトスワローズの二軍春季キャンプが行  
われておりま

すが、来年春のキャンプは13年ぶりに  
西都市で1カ月間通しで行うとの発表が  
先日なされ、地元としても大変うれしく  
思っております。ヤクルトは一軍が昭和  
63年2月に西都市でのキャンプをスタ  
ートさせましたが、残念ながら、平成12  
年から沖縄県でのキャンプに移行して  
おります。串間市でキャンプを行って  
いた中日ドラゴンズは平成8年から沖  
縄へ、日向市に来ていた近鉄バファロ  
ーズも、オリックス・ブルーウェーブ  
と経営統合した後、沖縄県宮古市でキ  
ャンプを行っております。東京読売巨  
人軍についても、ことしの春季キャンプ  
から沖縄県で2次キャンプが行われ  
ることになりました。これまで、埼玉  
西武ライオンズや福岡ソフトバンク  
ホークスのように誘致に成功したチ  
ームもありますが、反対に、他県に誘  
致されていったケースが多く、本県  
がこれまで築き上げてきたスポーツラ  
ンドの柱が少しずつ崩れ始めている  
ような不安を抱かざるを得ません。  
プロ野球チームの春季キャンプは、  
スポーツランドみやぎの代名詞とい  
いますか、看板みたいなものだとい  
うふうに考えます。ぜひ本県で実  
施してもらいたいものであります  
が、本県でキャンプの実績がある  
ヤクルトや中日、監督が串間市出  
身の千葉ロッテマリーンズなどは、  
やり方次第では誘致の可能性があ  
るように思われます。プロ野球チ  
ームのキャンプ誘致について、知  
事のトップセールスで積極的に仕  
掛けていってもよいのではない  
かと思っておりますが、知事の考  
え方をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** プロ野  
球キャンプであります。何十万人  
という単位で多くの観客の方、  
それからマスコミの方が来県さ  
れるなど、経済効果、また宮崎  
という情報発信に大変大きな  
効果があるものと考えておりま  
して、スポー

ツラドみやぎきの推進にとりまして、一つの重要な柱であると認識をしております。このため、県や地元市が連携して、これまで施設整備でありますとか、球団に対する県産品の贈呈、また観客向けに、キャンプガイドマップの作成や観光情報サイトの「旬ナビ」による情報提供を行うなど、より充実したキャンプになるような受け入れ環境の整備や盛り上げ対策に取り組んでまいったところでございます。

御質問にありましたようなキャンプの新たな誘致等につきまして、まずは今、キャンプを行っていただいている球団の継続を図っていくということが大変重要でございますので、私も、キャンプ期間中に各球団の激励に回ったときなど、機会あるごとに強くお願いをしておりますところでございますし、新たな誘致につきましても、球団の情報収集に努めるとともに、受け入れの主体となります市町村の意向でありますとか、受け入れ環境の整備状況などを踏まえながら、これも積極的に対応してまいりたいと考えております。一方、県民の皆様にもぜひ、キャンプ地宮崎としての熱意を示す、おもてなしの精神で受け入れるということで、キャンプのとき、それからオープン戦のときはもとよりであります。このたび10月に開催されます「プロ野球ファーム日本選手権」でありますとか、「フェニックス・リーグ」などにも積極的に足を運んで盛り上げていただきたい、御協力をお願いしたい、そのように考えております。

○押川修一郎議員 まさしく県民総力戦でこういった問題にも取り組んでいかなくちゃいけないと思いますし、誘致をする、あるいは逆に他県にとられる、そういうことがあっては、なかなか大変だというふうに思いますから、一緒になってこういった運動を盛り上げる必要があ

るかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、農業の振興についてお伺いします。

菅前総理大臣は昨年11月、TPPへの参加交渉を開始する方針を打ち出すと同時に、みずから議長となる「食と農林漁業の再生実現会議」を設置し、農林漁業の強化に向けた議論を行ってまいりましたが、先月2日、その中間提言が取りまとめられました。その内容は、農業法人の資本増強に向けたファンド創設や、新規就農者支援、農地の規模拡大といったことなどありますが、これに対して8月21日付の西日本新聞に、食品流通学の専門家である中村学園大学の甲斐教授の「TPPへの交渉参加ありきの姿勢が見え見え。TPPの言葉を隠したままで、国民をだますかのような美辞麗句を並べ立てた提言に、農家は怒るべきだ」とのコメントが載っております。新しい野田総理大臣もTPP参加には積極的な考え方を持っていると聞いておりますので、今後の行方が大いに気になるところでありますが、農林水産業を基幹産業とする本県としては、TPPに対して断固として反対の姿勢を訴え続けていかなければなりません。TPPに対する知事の認識を再度お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) TPPでございますが、現在、アメリカやオーストラリアなど環太平洋地域の9カ国が参加をいたしまして、農畜産物などの関税の取り扱いや政府調達、また人の移動など、幅広い範囲にわたります経済連携の枠組みにつきまして協議が進められております。国におきましては、なかなか政権の方針というものはっきりしないので、不安を感じておるところでございますが、今御指摘のありましたように、8月2日「我が国の食と農林漁業

の再生のための中間提言」として、我が国の食と農林漁業の再生の姿と当面検討すべき政策というものが提示されたところでございますが、具体的な手段でありますとか工程が示されておられません、また提言の内容につきましても、国民的な議論がなされている状況にはないと考えております。世界的な人口増加などによります食料需給の逼迫が予想される中で、将来にわたる安定的な食料確保は、基本的には国内農業の強化により担保すべきである、またその中で、農業県である宮崎としてはしかるべき役割を果たすべきであると考えております。これまでも申しておりましたとおり、我が国の農業戦略、食料戦略というものが明らかにされていない状況の中で、現段階でT P Pへの参加を認めることはできないものと考えておるところでございます。

**○押川修一郎議員** そういう中で、民主党、2年で3人目の野田政権が誕生したところであります。どのような方向に今後、日本丸のかじ取りをされるか、不透明でありますけれども、T P P交渉は11月のA P E Cが一つの山場になると思いますので、今後、全国知事会あるいは政府に対して、反対の立場での発言あるいは要請をお願いしておきたいと思っております。

次に、農業機械のレンタル利用についてであります。農業の生産コストの削減を図るため、農業機械のレンタル利用がふえております。県では、J Aグループでの取り組みが始まっております。農機は購入すると相当な経費がかかります。例えば、4条植え(クランク式)田植え機は小売価格で約90万円、2条刈り(16.5馬力)コンバインは小売価格が約300万円ですから、それ以上馬力が大きくなると相当の金額になるということでもあります。J Aのレンタルでは、田

植え機は補償料込みで1日当たり1万7,000円、コンバインは同じく5万円で借り受けることができます。こうした農機は年間に使用する日数も限られているわけですから、かなり割安ということになります。特に、新規就農者にとっては、農機を購入するということになると、それなりの初期投資が必要になるわけですから、このレンタル事業を活用すれば、大きな負担軽減になるわけでありまして、近年、燃油高騰の問題もありますし、農作物は全体的に価格が低迷しておりますので、できるだけ生産コストを抑えるようにして、所得の向上につなげていきたいと思うのであります。農機のレンタル事業を普及拡大していくために県の支援等は検討できないか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(岡村 巖君)** 農業機械につきましては、農業を効率的に行う上で必要不可欠なものであります。省力化、効率化を追求する余り、過剰投資となり、農家経営を圧迫している状況も一部に見受けられます。そのような中で、農業者が必要な機械を必要な期間だけ借りるレンタル方式については、農業者の経営コストの低減につながるるとともに、緊急時や農繁期の機械不足など、幅広い農家のさまざまなニーズにこたえられる大変有効な仕組みであると考えております。このため、今後、県といたしましては、レンタル利用に対する農業者の実態や意向把握を行うとともに、レンタル事業の優位性啓発や、地域間での機材の相互利用調整のあり方など、レンタル利用の普及定着に向けた仕組みづくりや支援のあり方などを検討してまいりたいと思っております。

**○押川修一郎議員** 新たにコストを下げるという意味でも、レンタルというのは大事だろうと

いうふうに思います。さきの東日本大震災、津波の被害、あるいは今回の台風で農機具等も相当被害が出ていると思いますし、これまた新しく購入するということになると大変でありますし、二重ローンも発生するような状況でありますから、新たな宮崎県の農業の方向の中で、ぜひレンタル事業あたりが活用できて、コストが下がる中でのまた御検討もお願いをしておきたいと思います。

次に、セシウム牛及び枝肉価格低迷に対する肥育農家対策についてであります。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故が長期化する中、7月8日、福島県南相馬市の農家が出荷した肉用牛から放射性セシウムが検出されたことが明らかになりましたが、それ以降、放射性セシウムに汚染された稲わらが与えられていた可能性のある肉用牛の存在が、17都道府県で相次いで確認され、その一部は、本県においても20数店舗の小売店などで販売されていたということでもあります。そこで、農政水産部長にお尋ねしますが、放射性セシウムに汚染された稲わらが、本県に持ち込まれたり、肉用牛に与えられたりしている事実はないのか、お伺いをいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 放射性セシウムに汚染された稲わらなどの県内での流通、使用等につきましては、国の依頼に基づきまして、飼料取扱業者、市町村、農協等の団体への調査を行うとともに、さらに本県独自で、肉用牛肥育農家及び酪農家全戸に対して聞き取り調査を実施したところでございます。その結果、県内での流通、使用等の実績はないことを確認しております。また、飼料取扱業者や畜産農家に対しましては、稲わら等を購入する場合には、原発事故以降に東北・関東など16都県にお

いて収集されたものでないことの確認を確実にを行うこと、及び万が一購入した場合には、直ちに使用を中止し、県または市町村、農協等へ報告するよう指導しているところでございます。

**○押川修一郎議員** わかりました。

次に、こうしたセシウム牛をめぐる一連の報道によって、震災以降消費が低迷していた牛肉の消費が一気に冷え込むとともに、7月12日には、東京の枝肉市場で牛肉が一時、1キログラム当たり607円と大暴落、その後もAの4で1,400円から1,500円程度と、価格が大きく下落している状況であります。口蹄疫からの再生・復興に向けて関係者が一丸となって取り組んでいるやさきの原発事故による消費低迷に、畜産農家は頭を抱えている状況であります。畜産農家が安心して経営を再開、継続していくために、枝肉価格の安定につながる消費拡大対策の実施が重要であります。県では牛肉の消費拡大に向けてどのように取り組んでいこうとされておられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県の肉用牛振興にとりましては、まず安全・安心な牛肉を生産すること、そして国内外の販路を開拓、また拡大すること、さらには県内外の牛肉の消費拡大を図ることが大変重要であると考えております。そのため、関係団体と連携して、現在、県内外に431店舗展開しております指定店の拡大や、トップセールス、また各種フェアの開催等に取り組みますとともに、香港・マカオを初めとする海外への輸出対策につきましても、強化していくこととしております。また、今回、JAグループ等と連携いたしまして、宮崎県産和牛肉消費拡大パックの販売や、みやざき再生・復興プレミアム牛肉商品券の発行を予定してお



りまして、県民の皆様の御協力をいただき、さらなる消費拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 時間が余りありませんので、急ぎたいと思います。

次に、県内の肥育牛農家は、近年の子牛価格や飼料価格の高騰に加え、原発事故による消費の減退、枝肉価格の下落など、三、四重の苦しみ状況になっております。このような中、4月から6月の肥育牛経営安定対策、いわゆるマル緊でありますけれども、3万3,000円が通常よりも早期に交付される場所があります。また、7月分以降は毎月算定、交付されるということでありまして、国においても、肥育経営の直面している現状を考慮した制度の改善が図られております。しかしながら、マル緊の発動はあったものの、対象となる経費の算定に輸送費や屠場経費などが含まれていないことから、肥育農家の生産経費から見たときに約2万円ほどの赤字の状態ということになります。肥育農家が安定した経営が継続できなければ、子牛競り市での購買も厳しくなると思いますので、肥育農家の経営継続に向けた支援も必要ではないかというふうに考えますが、国に対して、対象経費の算定について制度の改善を要望していただくわけにはいかないか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 肉用牛肥育経営につきましては、枝肉価格の低迷に加えまして、配合飼料価格の高騰などにより、大変厳しい状況にあると認識しております。このような中、新マル緊事業につきましては、国に対して地域の実態を踏まえた運用の改善を要望してきました結果、今年度から、粗収益の算定基準となる枝肉価格に、全国主要市場の取引データ

けではなく、本県を初めとする地域の肉用牛主産県の相対取引データが採用されるなど、一定の改善が行われたところでございます。今後とも、肥育経営の再生産が可能となる補てん水準の確保、また積立金が不足した場合の財源確保など、より地域の実態を踏まえた制度の運用がなされますよう、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひ、肥育農家対策、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、口蹄疫発生に伴う人工授精自粛対策についてであります。昨年、口蹄疫が発生した直後の4月23日、県は、全農協や畜連を通じて家畜の人工授精自粛の要請を行いました。県内各地域ともその要請にこたえ、約3カ月、人工授精を自粛し、その後、制限区域の解除に伴い、7月下旬から一斉に人工授精が始まりました。このことにより、授精自粛期間中に本来授精が行われて生まれるはずであった子牛の出荷時期、ことしの12月から来年の2月ごろまで競りに出される牛が激減する状況になっております。また、その後は一斉に授精が開始されたため、来年3月から5月ごろまで、反対に通常の出荷頭数を大きく上回る子牛が出荷されると予想されておりますが、こうした競り市の牛の極端な増減によって、子牛の価格が低下することが懸念されております。このような状況について県はどのように認識をされておられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 昨年の人工授精の自粛につきましては、県内での蔓延防止を図る観点から、防疫指針に定める制限区域以外の地域も含めた全県を対象に要請させていただいたことありまして、その結果、他の地域への感染が最小限に食い止められたと考えてお

ります。人工授精の約3カ月にわたる自粛とともに、自粛解除後、一斉に人工授精が行われた結果、ことし12月から来年2月まで子牛出荷頭数が減少し、また3月から5月は出荷頭数が激増することが予想されております。このように、県内子牛市場における出荷頭数が大きく増減することから、購買者の確保が難しい、あるいは子牛価格の下落が懸念されます。また、繁殖農家においては、子牛の出荷ができない期間の資金繰りが苦しくなるなどの影響が想定され、大変厳しい状況であると認識しております。

**○押川修一郎議員** ただいま御答弁をいただきましたが、部長も私と同じ認識をしていただいているなということで、同感だというふうに思っています。そういう中で、畜産農家は非常に大きな不安を抱えているわけではありますが、その懸念を払拭するための対策、どのように取り組みを考えておられるのか、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 市場関係者におきましては、出荷頭数の平準化を図るために、子牛競り市への早期出荷の検討を進めているところであり、県といたしましても、円滑な出荷調整が行われることを目的に、競り市の子牛価格対策並びに購買者対策として、農畜産業振興機構に設置されている口蹄疫畜産再生基金が活用できるよう、国と調整をしている段階でございます。今後、国からの了解が得られ次第、早急に市場開設者や農業者等に対して周知徹底し、円滑な出荷調整が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。一方、子牛出荷が減少する時期の運転資金不足に対応するため、経済変動・伝染病等対策資金や農林漁業セーフティネット資金などの各種制度資金の活

用を図ることとしております。

**○押川修一郎議員** ぜひ、これはしっかり国のほうにも要望をさらに強くしていただいて、対策をお願いしておきたいと思っております。

次に、入札・契約制度改革についてお伺いします。

談合事件によって失われた県政に対する県民の信頼を回復するため、指名競争入札から一般競争入札への移行が図られてきたわけですが、この制度改革と公共工事の大幅な減少とが相まって、建設産業の多くは厳しい経営環境に直面しております。予定価格が3,000万円未満の公共工事は、できれば指名競争入札を復活させてほしいと、これまでも何度もお願いをしてまいりました。先日も知事に対して申し入れを行いました。残念ながら、前向きな回答はいただけませんでした。

地元建設産業の話聞いても、明るい話題は非常に少ない。次から次に仲間が仕事を失っていく。知事や部長は、「建設産業は社会資本整備の担い手であり、災害時の緊急対応などにも大きな役割を果たしてもらっている。地域経済と雇用を支える重要な産業である」と繰り返し答弁をされておりますが、本当にそう思っているのだろうかと思念を抱かざるを得ません。建設産業を取り巻く環境は悪化しております。一たび災害が発生したときには、機動力のある地元業者がいないと大変なことになってしまいます。県では、総合評価方式をうまく活用して、地元業者への一定の配慮をされておりますが、今後、さらに地元業者が受注しやすい入札・契約制度の見直しについて、知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御質問にありました総合評価落札方式につきましては、工事の品質確

保を図る観点から、「価格」と「技術力など価格以外の要素」を総合的に評価しまして、落札者を決定する方式でありまして、企業の技術力に加えまして、入札参加者の本店所在地や災害時の協力体制など、地域の建設業者の役割を適切に評価することによりまして、地元の建設業者の育成にもつながる制度であると考えております。

平成22年度は、公共三部で発注件数の最も多い土木一式工事におきまして、競争入札案件の78%に適用しております。その発注事務所管内の建設業者が受注した割合は92%となっております。価格のみの一般競争入札と比較しまして、10ポイント程度高くなっているところがあります。一方で、実績の少ない建設業者の受注機会確保などの観点も重要であると考えておりますので、価格のみの一般競争入札との併用を基本に、工事内容等を勘案しながら、適用しているところでもあります。

入札・契約制度につきましては、工事の品質確保を図るほか、技術にすぐれ、経営努力を行い、地域にも貢献している建設業者が受注しやすい環境づくりという観点から、引き続き、総合評価落札方式を活用してまいりますとともに、地域要件の見直しも含めまして、今後とも、幅広く意見を伺いながら、適正な施工の確保や建設業の果たす重要な役割というものをしっかりと勘案して、制度の検証と必要な見直しや改善に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 今後とも総合評価方式を中心に進めていく考えのようではありますが、この総合評価方式は、企業の技術力の評価項目の中に、過去10年の同種類似工事の実績の有無を問う部分があります。ここに市町村発注の工事を

対象として入れていないのは、九州では本県と熊本県と鹿児島県だけであります。地元業者ができるだけ受注しやすくするため、国・県発注工事と同様に、市町村発注工事も対象にしてもらえないかと考えますが、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 総合評価落札方式のうち、施工実績等を重視して評価します特別簡易型におきましては、工事の品質確保を図る観点から、企業や技術者が過去に行った工事の実績や経験として、過去10年間の国または県が発注した入札対象となる工事と同様な工事の実績や経験を評価対象としております。御質問にあります市町村が発注した工事につきましては、監督・検査基準を策定していない、あるいは工事の成績評定を実施していない市町村があるため、県が求める品質が確保できる施工能力や技術力の確認が難しいことから、工事の実績や経験については、国または県に限定しているところでもあります。

なお、予定価格4,000万未満の土木一式工事などにつきましては、地元の建設業者が受注しやすい地域企業育成型の総合評価落札方式を原則適用しております。この方式であります。技術力の評価において施工実績は問わないことから、国や県の実績が少ない建設業者の受注機会の確保が図られているものと考えております。

**○押川修一郎議員** 先ほども言いましたけれども、緊急時には特に地元業者というのが必要でありますから、やはり地元業者が育成されるような形の中で、今後とも御検討をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、人権教育、領土教育についてお伺いします。

初めに、人権教育についてであります。ことしの4月1日の閣議において、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部が変更され、新たに、「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が、この基本計画の中に盛り込まれました。このことを受けて政府の拉致対策本部は、5月26日付で各都道府県知事と教育委員長に対して、拉致問題に関する理解促進活動等の実施を求める通知を行っております。わかりやすく言えば、北朝鮮による拉致事件を人権教育として全国の学校で取り上げるよう、通知がなされたということであり、北朝鮮による拉致事件は、明らかな人権問題でありますので、学校教育においてこのことをきちんと取り上げて子供たちに教えていくことは、ある意味、当然のことであると思います。県では、政府の通知をどのように受けとめ、それに基づいてどのような対応をされているのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 北朝鮮による拉致につきましては、日本国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であると認識をいたしております。本県におきましても、政府が認定した拉致被害者の方を初め、拉致の可能性を排除できない特定失踪者がおられ、その方々の一刻も早い帰国が実現されることを願ってやみません。

今回の政府の要請は、拉致問題の解決のためには幅広い国民各層の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることを目的になされたものであります。県教育委員会といたしましては、この要請をしっかりと受けとめ、発達段階に応じて児童生徒の拉致問題への理解が深まるよう、人権教育のより一層の推進を図ることが重要であると考えております。

現在、県教育委員会では、教職員の手引となります「宮崎県人権教育基本資料」の中で拉致問題を示し、人権侵害を受けた人の立場に立って理解すること、人権問題を正しく理解しようとする態度を育てることなどを指導しているところであります。また、公立小・中・高等学校、特別支援学校の校長や各学校の人権教育担当教員等に対する研修の機会をとらえまして、拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であるとの指導を行っているところであります。今後につきましては、今回の政府の要請の趣旨を十分踏まえまして、教職員等に対する人権教育研修をより一層充実させますとともに、政府が作成いたしました拉致問題啓発ビデオ「めぐみ」が、各学校における社会科や道徳の時間、ホームルームの時間等で教材として取り上げられるように、活用の拡大を図りたいと考えております。さらには、12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせた取り組みなど、拉致問題に係る人権教育の推進に取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。よろしく願いをしておきます。

次に、領土教育についてであります。昨年9月7日、尖閣諸島周辺において領海を侵犯し、違法操業を行っていた中国漁船が、意図的に海上保安庁の巡視船に衝突を繰り返し、中国人船長が逮捕される事件が発生したのは御案内のとおりであります。竹島の問題につきましても、韓国による占拠が、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であることは、改めて申し上げることはありませんけれども、そういうことでもあります。また、北方領土につきましては、昨年11月、ロシアのメドベージェフ大

統領が北方領土を訪問したことに加え、韓国の国会議員までも北方領土を訪問するという暴挙がありました。このように、我が国固有の領土をめぐり、周辺諸国が勝手な主張や行動を繰り返しておりますが、こうしたときだからこそ、我が国の領土に関する問題について、子供たちに正しく理解をしてもらう必要があると思います。学校現場で領土教育を正しく行うことは、教育基本法や宮崎県教育振興基本計画の「我が国と郷土を愛する」という基本的な考え方に沿うものであります。学校における領土教育問題について、小・中・高、それぞれの取り組みについて教育長にお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 領土について正しく認識することは、国民として重要なことであり、小・中・高等学校の学習指導要領におきましても、我が国の領土に対する理解や、不法に占拠されている事実などにつきまして、的確に扱うように明示をされております。このことを受けまして、小学校におきましては、北方領土などの島の名称や我が国の位置と領土について、地図帳や地球儀などで具体的にとらえる学習を行っております。また、中学校におきましては、北方領土や竹島など我が国固有の領土につきまして、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土につきましては、現在、ロシア連邦によって不法に占拠されており、返還を求めていることや、竹島につきましては、我が国と韓国の間には主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に、我が国の領土、領域について理解を深めさせる学習を行っております。さらに、高等学校におきましては、地理の学習の中で、小学校、中学校までの学習を踏まえ、北方領土など当面する領土問題につきまして、我が国が正当に主張している立場に基づい

て学習を深めているところであります。今後とも、学習指導要領の趣旨の徹底を図り、領土に関する学習が適切に行われるように指導してまいりますと考えております。以上です。

**○押川修一郎議員** 学校教育の中で領土問題、しっかり子供たちに教えていただきたいというふうに思います。

次に、犯罪被害者対策についてお伺いします。

連日のように凶悪な事件がマスコミで報道されておりますが、こうした犯罪の陰には、社会が手を差し伸べてやらなければならない被害者やその遺族などが必ず存在するわけであり、被害者の家族は、命を奪われ、財産を奪われといった直接的な被害だけでなく、犯罪に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、周囲のうわさや中傷、マスコミ報道によるプライバシー侵害など、さまざまな問題に苦しめられております。

このような中、被害者同士が、みずから集う自助グループなどの組織をつくっているようがあります。6月には、九州や沖縄で起きた殺人事件や交通事故などで両親を亡くした人たちが、県を越えて連携を図っていく「九州・沖縄犯罪被害者連絡会」という組織を立ち上げたとの報道がなされております。被害者同士が支え合い、励まし合うことで、被害者を孤立させることがなくなると思いますので、こうした自助グループが結成されるのは大切なことではないでしょうか。本県にはこのような自助グループがあるのか、またこうした組織に対してどのように支援をされておられるのか、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 本県におきましても、平成19年に犯罪被害者自助グループが結

成をされております。この自助グループは、事件・事故等の被害者やその御家族、御遺族が傷ついた心をいやせる場として、それぞれの思いを語り合うために集い、被害の早期回復及び軽減に資することを目的としたものでありまして、現在、交通事故被害者の御遺族の方々が参加をしておられます。

自助グループへの支援でございますけれども、警察本部が被害者支援業務を委託しております「公益社団法人みやざき被害者支援センター」におきまして、毎月1回、交流会を開催いたしますほか、自助グループの周知のための広報啓発活動を行っております。警察におきましても、引き続き、みやざき被害者支援センターとの連携を強化いたしまして、自助グループへの支援を行いますとともに、犯罪被害者等への情報提供、それから付き添い等の支援を推進していく所存でございます。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。本当に問題を共有できるということで大変喜ばれるだろうと思いますし、知らないことも知りながら、自分自身は安らぐ場所とか、そういう意味でも、やはりこういった組織というのは大事だろうと思いますので、今後ともいろんな形での支援あたりをお願い申し上げておきたいと思います。

最後に、自転車の交通違反ということで準備をしておりましたけれども、時間が参りましたので、以上をもちまして、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会

9月8日（木）

# 平成 23 年 9 月 8 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- |      |           |                             |
|------|-----------|-----------------------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (郷 中 の 会)                   |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦   | (自 民 党 つ く し の 会)           |
| 3 番  | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (新 み や ざ き)                 |
| 5 番  | 西 村 賢     | ( 同 )                       |
| 6 番  | 黒 木 正 一   | (自 由 民 主 党)                 |
| 7 番  | 松 村 悟 郎   | ( 同 )                       |
| 8 番  | 内 村 仁 子   | ( 同 )                       |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )                       |
| 10 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                       |
| 11 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                       |
| 12 番 | 清 山 知 憲   | ( 同 )                       |
| 13 番 | 外 山 三 博   | ( 同 )                       |
| 14 番 | 凶 師 博 規   | (日 日 新)                     |
| 15 番 | 河 野 哲 也   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 16 番 | 高 橋 透     | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)       |
| 17 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                       |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (新 み や ざ き)                 |
| 19 番 | 星 原 透     | (自 由 民 主 党)                 |
| 20 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                       |
| 21 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                       |
| 22 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                       |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )                       |
| 24 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                       |
| 25 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )                       |
| 26 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                       |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二   | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)       |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新 み や ざ き)                 |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                       |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (自 由 民 主 党)                 |
| 33 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                       |
| 34 番 | 中 野 一 則   | ( 同 )                       |
| 35 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )                       |
| 36 番 | 福 田 作 弥   | ( 同 )                       |
| 37 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )                       |
| 38 番 | 中 村 幸 一   | ( 同 )                       |
| 39 番 | 十 屋 幸 平   | ( 同 )                       |

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長           | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長           | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長             | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |
| 代 表 監 査 委 員       | 宮 本 尊     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝     |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     |
| 総 務 課 長     | 山 之 内 稔   |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |



◎ 代表質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、新みやざき、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。新みやざきを代表しまして、日向市選出、西村賢が代表質問を行います。本日は、日向市からもたくさんの方に応援に来ていただいております。4年ぶりのことでもあります。本当にありがとうございます。東日本の大震災から間もなく半年となります。その災害の恐ろしさを忘れる前に、今回の台風12号、奈良県、和歌山県初め多くの地域で、死者、行方不明者が100人を超す大きな災害となりました。被災された方々には、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。改選後、初めての代表質問となりますので、多少総花的になると思いますが、執行部の皆様方の明快な答弁をよろしくお願いいたします。特に河野知事、本日は誕生日であります。おめでとうございます。昨日も押川議員のほうから知事らしくと、知事らしさを求める声もありました。ぜひ新たな1年、また健康に過ごされて、県勢発展のリーダーとして活躍していただけますようお願い申し上げます。

それでは質問に移ります。まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

9月2日に、野田新内閣が誕生いたしました。野田総理の誕生のきっかけになった民主党代表選挙の演説は、みずからをドジョウに見立

てるなど、自虐的な言い回しは逆に好感を得ました。前財務大臣として、東日本大震災からの復興には一時的な増税も必要だと復興増税の必要性を訴え、その増税路線に対しては、今なお与党内からも大きな反発があります。しかし、国民にとって都合の悪いことをしっかりと訴えるということは、逆に信頼感も高まったのではないかとも思います。その新総理、また新内閣に対しまして、河野知事の所感、また、復興において増税が必要であるという復興増税路線について、知事のお考えを伺います。

また、私が6月議会一般質問の際に、知事に対して、東日本の被災地にぜひとも行ってもらいたいという質問を行いました。その6月議会終了後にすぐさま東北の地へ向かわれ、実際に被災地を目の当たりにしてこられ、どのように感じられたか。また、水産業初め本県にとってもゆかりのある東北地域で、今後どのような復旧支援、復興支援に本県が取り組んでいくのか、知事のお考えをお聞かせください。

以下、質問者席より質問を続けさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えをいたします。

まず、このような場で誕生日をお祝いいただき、大変感激し、恐縮しておるところでございます。きょうは少し河野カラーを出してみたところでございますが、本当の意味でのカラーを出せるよう、御指摘を踏まえて政治家としての思いをしっかりと伝えてまいりたいと考えております。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)はい。

新内閣への期待についてであります。我が国は今、東日本大震災からの復旧・復興や原発事故の収束を初め、円高・デフレ対策、財政改

革、外交・防衛問題など、内憂外患、国内外に重要課題が山積しております。先行きが極めて不透明で、社会全体に閉塞感が漂っていると感じております。新内閣には、この国難と言える状況を乗り越えるための具体的な方針・政策というものを明らかに示していただき、そして何よりも政権内部での意思決定のシステムを明確にさせていただき、日本の再生に全力を尽くしていただきたいと考えております。また、復興増税路線につきましては、総理が将来世代に負担を先送りすることなく、逃げずに向き合おうとしているその姿勢については共感するところでございますが、一口に増税路線といいましても、規模をどうするのか、どういう税目をどれほど上げてどれだけの期間行うのか、さらには大切なのは、どのタイミングで行うのか、さまざまな検討課題もございます。大震災の後、厳しい経済・雇用状況や円高に苦しむ中小企業、さらに本県においては、口蹄疫からの再生・復興等で大変厳しい状況もございますので、こういったものを踏まえ、慎重に判断がなされるべきものと考えております。

次に、東日本大震災についてであります。今回の大震災に際しましては、公務などの事情が許す限り、早い段階でみずから被災地を訪問し、その状況を自分自身しっかり確認したいと考えておりましたが、7月に2回、宮城県、岩手県を訪問する機会を得ることができました。それまでも、現地に派遣した職員やメディアでの情報で、被害の状況は承知していたわけですが、津波で町が壊滅し、瓦れきと化している状況などのすさまじさを、改めてみずからの五感をもって認識したところであります。また、私みずから勤務したことのあります宮城県、その変わり果てた姿に胸ふさがる思いもし

たところでございます。また同時に、その現実に向き合っておられます被災者の皆様、そしてこの復旧・復興に向けて尽力されております現場の行政、またさまざまな団体の皆様の背負っておられるものの重さというものを痛感したところであります。被災地や被災者の支援につきましては、これまで「みやぎ感謝プロジェクト」として、職員やボランティアの派遣などの人的支援や救援物資による支援などに、県内市町村や県民の皆様と連携し、また御協力をいただきつつ取り組んできたところであります。被災地におきましては、震災発生から半年が経過し、避難所から仮設住宅への入居が進むなど、状況が時々刻々変化しております。また、ニーズも変化しております。支援内容につきましても、例えば、職員の派遣が、避難所の運営支援などの短期的・事務的なものから、公共施設の復旧業務などの長期的・技術的・専門的なものへと変化しております。現地はまだまだ復旧途上でありまして、本格的な復興には相当長い期間を要するものと考えております。被災3県から他の都道府県へ避難しておられる方が全国で6万数千人、県内にも100数十人いらっしゃるという状況もございます。このような状況、また復興までの長い道のりを念頭に置きつつ、その時々被災地・被災者のニーズに応じた支援を息長く継続して行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 今、話にも出たように、本県に避難している方々への支援、また東北地域への支援を継続していただきますようお願いを申し上げます。また、知事自身も現場をみずから見てみる、またいろんなところに足を運ぶという大切さを改めて感じられたと思います。また、その思いを持って、宮崎県内にも多くの

困っている地域がありますので、みずからの足で出向くということ、その姿勢をまた本県にもつなげていただきたいと思います。

この震災に関しまして、少し関連して質問をさせていただきますが、環境森林部長にお伺いをいたします。この津波被害に際しまして、我々会派としても東北の視察に行きました。その際、松林を見ますと、本当に多くの防潮林がなぎ倒されておりまして、非常に津波の恐ろしさというものを感じたところでありましたが、この防潮林、正式には潮害防備保安林と言うようです。この松林、本県にも長い海岸線には防潮林が広がっております。この管理というものが、ふだんであれば、砂をせきとめたり、塩害を食い止めるといった重要な役割を担っておるんですけれども、本県の管理というものがどうなっているのか。一時は松くい虫等々の被害が大変深刻だということもありましたけれども、現在はどうかを伺います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 潮害防備保安林は、海岸沿いの集落や農地、公共施設などを高波や潮風から守るため、森林法に基づいて指定されております。県内では、延岡市から串間市にかけ、松林を中心に1,307ヘクタールの潮害防備保安林が指定されておりまして、その内訳は、国有保安林が669ヘクタール、民有保安林が638ヘクタールであります。これらの保安林の管理につきましては、県や国が関係機関と一体となって、現地の状況に応じ、植栽や除間伐に加え、松くい虫の薬剤防除などを行い、保安林機能の強化・保全を図っているところであります。

**○西村 賢議員** 改めて、継続してその保安林の保護・育成に努めていただきたいと思います。

次に、昨年の口蹄疫、また新燃岳の噴火、鳥インフルエンザの三重苦の被害を経て、またさらに東日本大震災の影響で、本県も経済が厳しい状況が続いておりますが、知事もこの9月議会の提案理由説明の場において、県民総力戦で県民の元気を取り戻すための取り組みとして、経済活性化策「みやぎき元気プロジェクト」の展開を図るとの方向性を打ち出しました。このプロジェクトを広く県民に周知し、また理解、協力を得ることが大事なことであると思います。その「みやぎき元気プロジェクト」の内容を質問する前に、もうすぐ東日本大震災から半年となりますが、震災前と比べて、今、本県の経済、また雇用情勢がどうなったのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 東日本大震災が本県商工業者に与えた影響につきましては、商工会議所及び商工会を通じて、5月と8月の2回、調査を実施し、いずれも約3,000の事業所から回答をいただいたところでございます。それによりますと、売り上げが減少した事業所は、5月調査では全体の41.7%で、影響も卸小売業、宿泊業初め幅広い業種にわたっており、売り上げの減少要因として、消費マインドの低下、次いで仕入れ先の業務停止や縮小、物流の混乱、原材料不足などとなっております。一方、8月の調査では、売り上げの減少した事業所は33.3%と、8.4ポイント減少するなど、5月時点と比べますと、影響の度合いが減っていることがうかがわれ、その要因としても、消費マインドの低下とするものが最も多いという点は変わらないものの、次いで仕入れ価格の高騰、納品先の業務縮小などとなり、5月時点と比べますと、物流の混乱、原材料不足を要因とするものは減ってきておりま

す。しかしながら、業界団体等から伺っているところでは、まだまだ厳しいという声も多く、また最近の急激な円高などもあり、経済情勢の先行きは依然不透明な状況にあると考えております。また、県内の雇用情勢につきましては、有効求人倍率で見ますと、震災前の2月で0.54倍、震災後の4月で0.56倍、直近の7月で0.58倍と改善傾向が続いており、雇用面の指標で見ると、現時点では大きな影響は見られない状況にあります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。雇用面では余り大きな影響がないということで、今、改善傾向にあるということ、非常にいいことであると思います。

今回の「みやざき元気プロジェクト」は、「停滞している県内経済活動の回復」「将来を見据えた産業づくりのスタートアップ」「地域経済循環システムの仕組みづくり」の三本柱で構成されております。順に内容について質問を行いたいと思いますが、そもそも口蹄疫発生以前から本県経済は厳しい状況でありました。平成21年度から、緊急雇用基金事業、またふるさと雇用基金事業などを活用し、さまざまな雇用対策の施策を講じてきたと思います。その雇用者数が何人であるのか。また現在、それらの事業により、どのくらいの方が正規雇用につながったのか。これまでの成果を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 2つの基金事業を合わせまして、延べ人数で申し上げますと、21年度は1,791人、22年度は3,815人が新たに雇用されたところであり、今年度は3,580人が雇用される見込みとなっております。また、ふるさと雇用基金事業におきましては、正規雇用化した事業主に一時金を支給することとして

おりますが、これによりまして、これまでに202人が正規雇用されております。

○西村 賢議員 過去の事業がどのように雇用に結びついているかという視点が重要であると思われましたので、質問させていただきました。今のお答えですと、202名の方が正規雇用につながっている。非常に実績が上がってきているので、本当によかったと思います。これがさらにつながっていきますように、県当局、またさらに努力を重ねていただきたいと思います。

次に、本県の物産販売の状況について伺います。先月31日に、東京日本橋高島屋で開催しました宮崎県物産展「第24回 日向自慢みやざき展」に参加してまいりました。本県からも内村議員、また渡辺議員も一緒になって伺いました。さらに本県出身の花田景子さんも参加されて、会場も非常ににぎわっておりました。このみやざき展にこれまでも何度か足を運んでおりますが、今回特に人気が高かったように感じました。東国原前知事のおかげもあって、本県の物産が全国区の知名度になったこともありますが、そのよいところは今後も伸ばしていかなければなりません。最近では、県庁への観光客も減ってきているように感じますが、みやざき物産館初め新宿みやざき館KONNEなど、本県アンテナショップの現状はどうかをお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） みやざき物産館、新宿みやざき館KONNEなどの本県アンテナショップ全体の売り上げ状況は、県庁が観光地化するなどの宮崎ブームによりまして、平成19年度から21年度の3カ年は、20年度の12億9,900万をピークに、毎年12億円台の売り上げを記録したところでありました。しかしながら、昨年度は、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新

燃岳の影響などもあり、ピーク時と比較しますと、24.2%減の9億8,500万円となっております。また、今年度に入りまして、4月から8月までの売り上げは、東日本大震災等による消費の低迷などもあり、前年同期比では34.7%の減少となっているところでございます。

○西村 賢議員 かなり大きな減少が見られていると思います。きょうは日向からも多数来ておりますので、ぜひ帰りの際には物産館にも寄っていただくようお願いをいたします。

その中でも、天神のみやざき館KONNEが今閉館中でありまして、今後どのような形でリニューアルされていくのか伺います。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 県におきましては、北部九州における県産品の販路拡大・PRを行うため、昨年4月に福岡市中心部の天神地区に天神みやざき館KONNEを開設し、運営を行ってまいりましたが、入居施設側の都合によりまして、1年間の賃貸借契約が切れる本年4月23日をもって閉店せざるを得なかったところであります。しかしながら、アンテナショップは、県産品の販路開拓や市場調査を図る上で有効な方策の一つであり、多くの人・物・情報が集まる福岡市に開設する意義は大きく、県としましては、継続的な設置が望ましいものと考えております。アンテナショップの開設には、立地条件や運営方法、財源確保等の課題もありますが、県物産貿易振興センターなどの関係団体とも連携を図りながら、引き続き、新たな開設に向けての調査検討を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、6次産業化について伺います。先日、特別委員会の県内調査で、西都市に新設されました、冷凍野菜、カット野菜工場のジェイエイフーズみやざきを訪問いたしま

した。ニーズが増しているお弁当や惣菜に利用される野菜を加工する工場とのことですが、この工場の規模、また最新設備には、今後も大きな可能性を感じさせられました。夏場などの本県の野菜生産の落ち込む時期への対応など、まだまだ課題はあるかと思いますが、農家の安定収入や農業の活性化にも非常に大きな期待が持てる施設であります。この工場の取り組みを踏まえまして、今後、6次産業化を推進するに当たり、県のかかわり方について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 6次産業化は、農林漁業者が加工や販売の分野にも事業展開いたしまして、そこから生じます付加価値を経営に取り込むものですが、今回のジェイエイフーズみやざきの取り組みは、産地において生産から加工・販売に至る一連の取り組みを強化し、まさに地域全体の6次産業化につながる大変重要なものであると認識しております。このため県では、冷凍加工に関する豊富なノウハウや販売チャンネルを有する千葉県の食品企業との連携をコーディネートいたしますとともに、新たな産地育成のため、大規模実証試験の実施や省力化機械の導入などの積極的な支援を行ってきたところであります。本県農畜水産物の付加価値を高める6次産業化は、地域経済の活性化を図る上で大変有効な取り組みの一つでありますので、県といたしましても、今後とも、関係部局、また地元市町村等との緊密な連携のもと、生産・供給体制の確立や加工技術の高度化、また新商品開発や販路開拓、さらには必要な資金の確保やパートナー企業とのマッチングなどについて、幅広く支援してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この6次産業化について、昨

日もよくわからんというような部分の質問もありましたけれども、やはり農家の所得安定、もしくは所得の向上につながる手段の一つであると思います。また、この工場を含めまして、農家にとって今後、農家の所得向上にどのようにつながっていくのか。また、具体的に農家のメリットを教えてくださいたいと思います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 6次産業化の一つといたしまして、例えば、県内に加工・業務用野菜に対応した加工施設が整備されるということは、地元に出荷先が確保されますとともに、契約取引が基本となりますため、市場価格に左右されない安定した農家所得が確保されるものと考えております。また、契約取引では、農業者が収益を予測した生産計画を立てることが可能になることから、低コスト化に向けた規模拡大や機械導入等を計画的に実施することで、さらなる所得向上につながるものと考えております。県といたしましても、6次産業化の推進とともに、農家所得向上に直結する低コスト化や生産性の向上に向けた支援を行い、「儲かる農業の実現」に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。

次に、公共事業費について伺います。今年度の県単公共事業は124億円、前年度比24.1%の増とのことですが、県内の厳しい経済情勢を勘案して措置されたものであると考えられます。公共事業の迅速な発注は、直接的に建設関連業の雇用にも結びつきますし、地域の経済活性化にもつながると思います。しかし、これまでの入札制度改革によって、発注額が高くても落札額が低い場合、結局、企業も赤字覚悟で落札し、そのしわ寄せは下請や資材業者に広く及んできたわけです。それが当然、景気対策には

つながらない、そのようなケースも多々ありました。実際に多くの建設関連業が倒産や廃業をし、地域社会にはより厳しい状況を招きました。その後、県も最低制限価格の見直しなどを行ってきて、一定の落ち着きを見せてきたところではありますが、総合評価方式に対する不満など今も抱えております。公共事業には、適正かつ公正な入札は必要であります。企業側にも競争力や企業努力というものが求められる時代であるのは当然のことです。今回の県単公共事業の増加を見るに、県も公共事業の発注が直接的に景気・雇用につながるとの見方をしていると思いますが、総務部長に今回の県単公共事業費増のねらいについて伺います。

**○総務部長（稲用博美君）** 平成23年度予算における県単公共事業につきましては、6月の肉付け予算までを含めまして、対前年度比で24.1%増としたところでもあります。県単公共事業につきましては、比較的きめ細かな事業の発注が多く、県内全体への経済波及効果も期待できるものと考えております。したがって、厳しい財政状況の中ではありますが、県債残高の抑制など財政改革の取り組みとの均衡を図りながら、6月の肉付け予算におきまして、口蹄疫の発生などにより停滞している県内経済の活性化や新燃岳噴火に伴う降灰対策として、約22億円を追加的に措置したところでございます。

**○西村 賢議員** 答弁ありがとうございます。公共事業が地域経済に即効性のある経済対策であることは、この数年間は理解されなかったところがあります。

次に、入札制度の見直しについて、昨日、押川議員の質問にもありましたが、例えば地域ごとの発注機会の拡大、もしくは最低制限価格のさらなる見直し、また役所の関与が大きい総合

評価落札方式の見直しなど、今後どのような見直しがあるのか、いまだ建設業界にとっても入札制度改革に対する要望が非常に多いのもありますし、この数年間、試行というものを通じて繰り返してきた結果でもあると思います。今後の入札制度の見直しについて、どのような視点で行っていくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 入札・契約制度につきましては、改革と並行して制度の検証を行いまして、最低制限価格の引き上げや地元の建設業者が受注しやすい「地域企業育成型」総合評価落札方式の創設、あるいはまた予定価格の事後公表など、必要な見直しを随時行ってまいりました。また、総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図り、地域の建設業者の育成や技術力向上にもつながる制度であると考えておりまして、その適用を拡大してきたところであります。県としましては、引き続き、価格のみの一般競争入札との併用を基本に、総合評価落札方式を活用してまいりますとともに、地域要件の見直しも含め、今後とも、幅広く意見を伺いながら、入札・契約制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。

次に、県内のインフラ整備についてお伺いをいたします。東日本大震災が発生し、東北地方の復興を全国民が考えていく中ではありますが、県民の中からは、東北地方の復興財源確保のために、本県の公共事業がストップしたり減らされたりするのではないかと懸念をよく耳にしました。我々新みやざき会派としても、6月に当時の櫻井財務副大臣のもとを訪ね、意見交換をしたところではありますが、その際にも

我々は、震災復興は本当に大事であるけれども、本県のおくれたインフラ整備への配慮も要望したところでありました。国としては、ほかの地域の整備をとめてまで復興財源に回すような措置は考えていないと、そのときの考え方ははっきりと話をさせていただきました。ただ、その際にも政府から、復興対策のために国は公共事業費5%保留という措置をとり、各都道府県には差し引いた分を交付金等として渡してきました。その5%保留の影響が、本県の補助事業などに影響が出ていないか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 本年度の国の公共事業費の減額や今回の5%留保によりまして、補助公共事業等の執行につきましては大変厳しい状況ではありますが、重要度の高い箇所を優先的に施工するなど、留保による影響を最小限に抑えるための工夫を行っているところであります。その結果、県土整備部におきましては、工事の中止や中断などは発生していません。また、留保の解除に当たりましては、被災地の対応のほか、今、議員も言われましたけれども、本県のように社会資本整備のおくれた地方へも十分配慮していただきますよう、国に対して要望してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 我々議会も一緒になって、このおくれたインフラ整備というものは、国に訴えていかなければならない問題だと思います。それとともに、やはり東日本の復興も考えながらいかなければならないという苦しみもありますけれども、それはバランスよくやっていただくようお願いいたします。

次に、今後の県北の経済発展、また県内の産業集積に期待のかかる細島港の活用について伺

います。細島港が重点港湾に選定され、1年がたちました。その間に新規着工の港にも選ばれ、44億円もの予算をかけて新規整備が見込まれております。今後の高速道路の整備も含め、県北地域にとってはもちろんのことですが、県全体としても、東九州の海の玄関として、今後の産業活性化にも期待されております。その重点港湾選定から1年が過ぎました。企業立地や細島港の活用を希望する状況はどうか、まず、知事が各地でトップセールスを行っていると思いますが、その感触、手ごたえをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 企業立地のためのトップセールス、いろいろな機会をとらえて、積極的に行っているところであります。これまで、今、御指摘のありましたようなインフラ整備のおくれというものが、本県の企業立地活動におきまして、いわばハンディ、おもしろとなっていたわけですが、おかげさまで細島港が重点港湾に指定され、国、県が連携しながら着実に整備を進めていくということになった。さらには、東九州自動車道の整備というものも相まって、交通基盤の整備が進んでいるということを企業に対してもしっかりと説明して、関心を持っていただいているところでございます。今後とも、インフラ整備の充実を図り、これから伸び行く地域だということをしかりとPRしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 港と高速道路の整備というのは、県北のみではなく、県全体の悲願でありますので、これを通じた上で、これまで以上にトップセールスを知事に頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

同じく、商工観光労働部長に、重点港湾選定後の細島地区企業立地の現状をお伺いします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 細島港が重点港湾に選定された平成22年8月以降、当地区への立地企業として2社を認定しているところでございます。

○西村 賢議員 今、2社ということですが、これは港を活用する企業とは直接関係がないということで、ぜひ今後は港もしくは物流に関する企業に対してもアプローチを続けていただきたいと思っております。

次に、今後の細島港の活用のためにも、現在、ソーラーフロンティア社がつくっている太陽電池の輸出港を細島港にという動きがあります。その地元の期待にはなかなかこたえてもらえずに、現状は厳しいという話もありますが、やはり先方も民間企業でありますから、これからの利便性、そしてコストなど、総合的に判断されると思っております。その中で日向市からも、国富町の工場付近に高速道路のスマートインターをつくって、それで物流対策をよくすることがいいのではないかと提案が出ておりますが、現在の取り組み状況、また県の考えを県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) スマートインターチェンジの整備に当たりましては、地元自治体が必要性と整備効果等の検討を行い、国、県、市町村、高速道路株式会社等から成る地区協議会を設立し、採算性等の検証を行った上で実施計画を作成しまして、連結許可申請を行うなどの手続を踏む必要があります。このため現在、国富町におきまして、地区協議会の設立に向けた検討が進められているところであります。県といたしましては、スマートインターチェンジは、地域振興や利用者の利便性向上に寄与すると考えておりますことから、国富町の検討やその意向を踏まえながら、関係機関との



連絡調整など必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 国富のスマートインターも含めて、平成25年度には細島もしくは延岡方面まで高速道路がつながりますので、ぜひそれまでに間に合うような検討、そして取り組みをお願いしたいと思います。

次に、地域循環システムの仕組みづくりについて伺います。今回、地域の地産地消として、農産品だけではなく、さまざまな分野にも関連していこうという動きがあります。現在、新燃岳の降灰対策として、その灰を利用しようという動きもありますが、それも一つの地産地消ではないかと思えます。今回は、本県の骨材利用について伺いをいたします。骨材とは、コンクリートやアスファルト混合物をつくる際に用いられる材料である砂利、また砂を指しますが、天然素材である砂や石以外にも、高炉スラグなどの人工骨材、またコンクリートを破砕した再生骨材があります。平成21年度の県内の使用砕石の使用割合の数字を見ますと、本県は九州で最も県外からの輸入が多い県となっており、3割が県外からの流入となっております。道路整備等に欠かせない砕石などの骨材を地元で調達することが望ましいと思えますが、県内比率を高めていくためにどのような取り組みができるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 公共事業における地産地消の取り組みは、県内産業振興の観点から、大変重要なことであると認識しております。県発注工事につきましては、宮崎県工事請負契約約款に、県独自に資材購入先は県内業者から選定するよう努めることを明記しますとともに、砕石等を使用する主要建設資材の製造

関係団体、例えば生コンクリート工業組合等がありますが、このような団体に対しまして、可能な範囲で県内からより多くの原材料を調達していただくよう、地産地消に関する協力要請を行っているところであります。今後とも、幅広く関係団体等の御意見を伺いながら、公共工事における地産地消の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。その取り組みが進むように、よろしく願いいたします。

次に、JRや高速道路など、県内インフラの有効活用について伺います。我々議員も、西日本高速道路株式会社、またJR九州などに、高速道路整備や鉄道の利便性の改善へ陳情・要望に出向いております。先月も県北の議員で、道路整備や鉄道の改善を要望に向かいましたが、逆に意見交換の場では、ぜひとも宮崎県として、整備した後の有効活用をお願いしたいと要望もされました。まず、鉄道の有効活用・利用促進の取り組みについて、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 県では現在、鉄道の利用促進を図るため、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会と連携しまして、車両やダイヤ改正など鉄道に関する情報や沿線地域の見どころ等の発信に努めますとともに、JR日南線や吉都線の沿線自治体などが実施します駅の美化活動あるいはチラシの作成、イベントへの支援などを行っているところでございます。また、観光列車「海幸山幸」の平日運行に対する支援のほか、JR九州に対しましても、利用しやすいダイヤの編成や車両、駅舎の改善などの要望活動を行っているところでございます。鉄道は県民の生活を支える重要な交通手段でもあります

ことから、県といたしましても、今後とも、鉄道の利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。JR九州には、これから延岡駅周辺の再開発、また九州新幹線から本県へ結ぶB&Sなど、本県にとっても恩恵が大きい事業がたくさんあります。今、一民間企業ではありますけれども、互いに協力体制をとっていただきたいと要望申し上げます。

次に、県土整備部長に高速道路の活用についてお伺いをいたします。

○県土整備部長(児玉宏紀君) 高速道路の利用促進につきましては、これまでも、県と県内市町村で構成します宮崎県高速道路利用促進協議会におきまして、開通区間の周知やETC利用促進キャンペーンを行うなど、県民の皆様に対し、広く高速道路の利用を促してきたところでありまして、本年度におきましても、現在、「宮崎ハイウェイ 走って!もらって!キャンペーン」を実施しているところであります。また、去る8月には、本県と西日本高速道路株式会社の間で締結しました包括的相互協力協定におきまして、高速道路等における利用者の利便性向上及び利用促進を図ることなどが盛り込まれておりまして、今後とも、西日本高速道路株式会社と連携しながら、さらなる利用促進に努めてまいります。さらに、県民が高速道路を利用できる環境を早期に整えるためには、東九州自動車道、それからまた九州中央自動車道のミッシングリンクの早期解消が大変重要であると考えておりますので、国や関係機関に対しまして強く求めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今も御答弁ありましたけれども、まだまだつながっていない東九州自動車道

等を利用することは、まだ利便性はよくありません。でも、積極的に利用することで、1回当たりの時間は10分、15分かもしれませんけれども、1年通じれば大きな時間短縮につながると思います。県職員の旅費制度を拝見しますと、県職員の県内出張には、基本的には一般道路を通行するようになっているようですが、県職員の仕事の効率化を考える上では、鉄道や高速道路をもっと活用すべきではないかと思いますが、その点につきまして、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長(稲用博美君) 職員が出張します場合には、条例に基づきまして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅費が支給されまして、基本的に公共交通機関または公用車を利用することになりますが、職員は、用務の時間や場所等を考慮し、合理的な経路及び方法を選択して出張を行っております。こうした中で、JRにおける特急列車や高速道路の利用など、別に利用料金を必要とするものにつきましては、時間短縮など一定の効果がある場合にはその利用を認めておりまして、現在、JRについては、普通列車も含め相当程度の利用がありますが、高速道路につきましては、限定的な利用にとどまっている状況にあります。県といたしましては、経費節約という予算執行上の原則を踏まえながら、今後、特に高速道路の整備等の進捗による時間短縮の効果等を見きわめた上で、必要に応じた利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 経費節約ということも非常に重要なところでありますけれども、早く、例えば県北から帰ってきて、例えば4人乗っておられた場合、県職員の方が3人以上は高速道路を使っていいよとか、そうしたほうが、県職員の

方の時給換算すると申しわけないんですけども、3,000円とか2,000円とかいう時給が換算されるのであれば、その方が15分、1人が短縮すると、そちらのほうが私は経済効果も高まるというか、逆に経費削減効果も高まるのではないかと思います。下の一般道をゆっくり来ると、どうしても渋滞にかかってしまったり、予想以上の長い時間、運転することで疲れもあると思います。できるだけ早く帰ってきて早く仕事をする、私はこれは別に経費削減の観点からは外れていないと思いますので、そのことも今後検討していただきますように、部長にお願い申し上げます。

続きまして、今回、地域循環システムの仕組みづくりで、私はこれは最も重要なことではないかと思いますが、高校や大学に進学の際、若者が県外に行ってしまう、いわゆる人材流失を取り上げております。このことは今に始まったことではなく、長い間、都市部への人材供給をしてきた本県にとって大きな課題であると思います。この人材流失を防ぐために、具体的な取り組みがなされるのか、とどまる、または戻ってこられる環境づくりを商工観光労働部長に、そして、若者が地元に残り、地場の職場で活躍するためのキャリア教育を含めた人材育成をどう考えていくのか、教育長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 地域経済の維持発展を図る上で、若者の県内就職を促進することは大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、これまでも県内の働く場づくりに向けて、地場産業の振興と企業立地の推進を車の両輪として各種施策を展開してきたところであり、特に地域の特色・資源を生かした産業の振興という観点からは、食

品産業の活性化や農商工連携の推進、さらには成長産業として期待される太陽電池関連産業や東九州メディカルバレー構想に基づく医療関連産業の集積等を図っているところであります。また、お話にありました、いわゆるU・Iターンを含めまして、若者の県内事業所への就職を支援するため、就職説明会の開催や相談窓口での情報提供等を実施しているところでありますが、若者に県内事業所に対する認識や理解を深めてもらうことがまずは大切でありますので、本年度から新たに、大学や高専等の技術系学生を対象に、ものづくり企業の視察を実施するなど、県内事業所とのマッチングにも力を入れております。さらに今後は、インターンシップの県内事業所への受け入れ促進等の取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

**○教育長（渡辺義人君）** 県内に雇用がふえて、若者が県内にとどまり、本県の経済・産業に貢献していくことは、本県が発展する上で極めて重要なことと考えておりまして、県教育委員会といたしましても、県内企業に対して求人要請等を実施し、地元への就職を希望する若者が活躍できる職場を広げる取り組みを行っているところであります。また、児童生徒が社会的・職業的に自立するために必要な基盤となります能力や態度を育てることを目的として実施しますキャリア教育は、高校や大学等から社会・職業への円滑な移行を実現する上で大変重要なものであると認識いたしております。このため、県立高等学校キャリア教育総合推進事業を通して、すべての県立高校で地元企業でのインターンシップ、地域人材を生かした外部講師による職業講話等により、仕事に対する心構えなどを身につけさせる取り組みも実施しているところであります。さらに、宮崎ものづくり人材

育成塾におきまして、高校生に地元企業のすぐれた技能者の実践的な指導を受けさせるなど、さまざまな取り組みによりまして、地元企業のよさを知らせますとともに、地域産業への理解を深めさせる取り組みも行っているところであります。県教育委員会といたしましては、本年度、策定いたしました「第二次宮崎県教育振興基本計画」の5つの大きな柱の一つとして、「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」を掲げているところでありまして、今後、この計画に基づきましてキャリア教育を積極的に推進し、将来の宮崎の産業を担う人材育成に努めてまいります。

○西村 賢議員 両部長の答弁、ありがとうございました。ただ、お二方の部長の答弁を聞きますと、まだまだ今までの事業の継続といった色も濃いところがあります。当然、その事業の内容を濃くしていくということは非常に重要なことであると思えますけれども、これだけ大きな目標を掲げているわけですから、ぜひこれまでの枠を超えて新しいものにも取り組んでいただきたいと思えます。またその期待もしまして、次の質問に移ります。

次に、口蹄疫からの復興について伺います。

口蹄疫の終息から1年がたちました。議会冒頭でも知事は、畜産業や観光、商業への影響、また防疫対策などにも触れられました。改めて河野知事に、振り返ってこの1年の感想と、これからの復興に対する思いを伺いたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 口蹄疫の終息から、8月27日で1年を迎えたわけでありまして。約30万頭もの家族同然の家畜を犠牲とすることになりまして、畜産業のみならず、地域経済、県民生活に深い傷跡を残すこととなりましたことを改

めて重く受けとめておるところであります。この間、休む間もなく消毒作業に当たっていただきました畜産農家の皆様、そして温かい御支援をいただきました県民の皆様、また県外の皆様、全国の皆様に対して、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。畜産、そして本県の経済を取り巻く状況は、大変厳しいものがございしますが、30万頭の犠牲に報いるためにも、また、全国から寄せられた御支援に対する感謝の思い——この御支援にこたえるためにも、復興のモデルを全国に示すという気概を持って、何としても口蹄疫からの再生・復興を実現していかななくてはならないという思いを、この1年という節目を迎えるに当たって強くしたところであります。今後とも、畜産農家の皆様に寄り添いながら、市町村、関係団体と連携を図りまして、本県畜産の新生に向けた取組みを一步一步着実に進めてまいりますとともに、県内経済・県民生活の回復、また産業構造・産地構造の転換に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 本当に二度とあってはならないことであると思えます。先ほど答弁にありました復興のモデルを全国に示すという知事の言葉——本当にこの宮崎県が全国から受けた恩恵に対して、やはり二度と出さないための仕組みづくり、そして復興のあり方というものをぜひ全国に発信していけるように、まだまだこの被害、また復興は続いております。また力を出していただいて、ぜひ畜産農家、また商業、観光業の復興のために力を入れていただきたいと思えます。

続けて、感染ルートの解明について質問いたしますが、現在、国による感染ルートの解明調査はどうなっているのか。中間取りまとめを踏

まえて、今後の動きも副知事に伺いたいと思います。

**○副知事（牧元幸司君）** 口蹄疫の感染経路の究明についてでございます。昨年の発生初期から、国の疫学調査チーム、それから県の疫学班が一体となりまして、発生農場を中心に聞き取り調査等を行ったところでございます。この結果、昨年11月に国から「疫学調査に係る中間とりまとめ」が公表されたところでございます。この中では、感染経路につきましては、「アジア地域の口蹄疫発生国から人、あるいは物を介して我が国に侵入したと推定されるものの、人の出入りに関する正確な記録が取られていないこと等から、情報収集には限界がみられた」との報告にとどまっているところでございます。一方、県といたしましても、検証委員会におきまして、これは本当に現場の皆様のさまざまな御協力をいただきながら、感染ルートの調査を行ったところでございますが、残念ながら、感染ルートの特定には至っていないところでございます。今後についてでございます。本年4月に改正されました家畜伝染病予防法におきましても、「国は速やかに発生の原因を究明するよう努める」とされたところでございます。これらを受けまして、現在、国は感染拡大の要因等の調査を継続して行っているところでございます。県も協力しながら、聞き取り調査等を行っているところでございます。今後、これらの調査に、今回分離されました口蹄疫ウイルスの毒性を調べるための感染実験等を加えまして、まだいつ報告されるかというスケジュールは明確になっていないところでございますけれども、最終報告がなされるものと聞いているところでございます。

**○西村 賢議員** ぜひ今後も国に対して要望を

続けていただきたいと思います。

次に、粗飼料対策について伺います。昨日も押川議員のほうから、「本県には汚染された稲わらは入っていないのか」という質問に対しまして、「東北、また関東地方からの放射能に汚染された稲わらは入っていない」との答弁がありました。しかし、全国的には、一大産地であります東北地方の稲わらが使用できないこともあって、今後の国産の稲わら確保が困難になるのではないかという見方もされております。本県の稲わら確保の状況、また、本県が粗飼料確保を行うための安定した生産地づくりを行っていくにはどうしたらいいのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 粗飼料の確保を進めることは、防疫面や安全で安心な畜産物を生産する上で、非常に重要でありますことから、飼料生産受託組織の育成や飼料作物用機械の導入支援などを行い、生産拡大を図ってまいったところでございます。その結果、平成22年度の自給粗飼料の作付面積は、全国第3位の3万500ヘクタールとなり、自給率は約90%に達したところであります。県といたしましては、粗飼料自給率100%を目指して、引き続き、飼料生産基盤の整備や飼料生産の外部委託化、また飼料用米等の増産・利用の促進などの対策を進めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** これもすばらしい取り組みの成果が少しずつ出ていると思います。

続けて質問を行います。これも昨日質問が出ましたが、再度質問をさせていただきます。ことしの年末から来年初めについて起こり得る人工授精自粛期間による影響についてですが、これは昨年の7月の臨時議会から私も質問を続けております。いよいよその時期が間近に迫り、

農家にとっては収入が途絶えるその時期を戦々恐々としております。先日、テレビのニュースを見ておりますと、宮崎市議会では、この9月議会に個別農家を支援する議案が出されたとのことでした。これによって、財源のある地域の農家は助かり、また、財源のない地域の農家は支援がもらえないという事態も出てくるわけですが、このような事態は避けなければならないことであると私は思います。口蹄疫によって厳しい経営が続く中、福島原発の問題で枝肉の価格の下落、また子牛価格の低迷は、さらに追い打ちをかける厳しい状況となっております。県は、この収入が途絶える期間、畜産農家をどのように支援していくのかを伺います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 人工授精の約3カ月にわたる自粛によりまして、繁殖農家においては、子牛の出荷ができない期間の資金繰り等の影響が想定されております。県といたしましては、運転資金不足に対応するため、経済変動・伝染病等対策資金や、また農林漁業セーフティネット資金などの各種制度資金の活用で、十分な対応を図っていきたくと考えております。また、市場関係者の皆様が検討を進めている早期出荷の取り組みについて、円滑な出荷調整が行われるよう、子牛価格対策並びに購買者対策として、農畜産業振興機構の口蹄疫畜産再生基金の活用に向け、国と調整している段階でございます。

○西村 賢議員 それは昨日の押川議員に対する答弁にもあったことであると思いますが、本当に12月ということであれば3カ月後の話であります。その時間、その調整がつかない場合というのは、やはりお金も出せないとか手段もないということです。そうってから農家に知らされても、農家は大変なことになります。そ

の時期がどのぐらいになるのか、部長、今答えることはできますか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 今後、国からの了解が得られ次第、早急に市場開設者や農業者等に対して周知徹底させていただき、人工授精自粛の影響が最小限となるよう取り組んでまいりたいと考えているわけですが、現在、一日も早く了解を得られるようということで、国に対して今強く要望しているところでございます。

○西村 賢議員 その思いはわかりました。これは、仮に了解が得られないということもあるんでしょうか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 私どもといたしましては、何とか理解いただきますよう、今、詰めの段階であると認識しております。

○西村 賢議員 これ以上は質問というか追及もできませんけれども、ぜひこれは一刻も早く方向性を示し、また12月にも安心して年を越せるということを一——やはり県が自粛してくれというふうに、県内各畜産農家に人工授精の自粛を迫ったわけですから、そのことも責任を感じていただきたいと思います。知事はこの問題は重々承知であると思いますので、畜産農家に対しても、できる限り安心して経営していただくようなアピールもあわせてお願いしたいと思います。

次に、全国的に大きな問題となっております安愚楽牧場の破綻の影響について伺います。600億円を超える負債を抱え、経営破綻した安愚楽牧場がありますが、その破綻の一因が、口蹄疫や原発事故の影響であるとも言われております。昨年、口蹄疫の際には、県内にこれだけ多くの農場があったのかということが明らかにされましたが、本県にも数多くの預託農家がいた

ことも明らかとなりました。この破綻によって、本県の預託農家等、いわゆる個人の農家等に影響がないのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 安愚楽牧場に係る県内の預託農家は、8月現在、22戸の約4,000頭となっております。牧場の経営破綻に伴う預託農家への影響としましては、8月9日の民事再生法適用申請以前の6月、7月及び8月8日までの預託料の一部が未払いの状況となっております。8月9日以降は、2週間ごとに預託料が全額支払われていると聞いておりますが、民事再生法手続の進展によっては、預託農家の経営に大きな影響があることも懸念されます。県におきましては、預託農家の状況や民事再生法手続の状況につきまして情報を収集するなど、今後とも、引き続き注視してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、本県畜産業の再生・復興のために、これまで以上の販路拡大が重要であると思います。少子高齢化などで国内の市場が手狭になる中、富裕層が多く、また市場の拡大が期待できる東アジアに、一層の輸出拡大をしていくことが重要ではないかと思います。既に、本県産の良質な牛肉は海外でも高い評価を受け、特に香港やマカオなどへは、年間50トンを超える出荷を行ってきました。今回の福島原発事故、また口蹄疫などの影響で、たびたび輸出が中断されてきたようですが、現在の状況はどうであるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県産和牛肉の海外輸出につきましては、平成2年度のアメリカを皮切りに、香港、シンガポール、マカオへと順次拡大を図りまして、途中、口蹄疫やBSEの発生による中断がありましたものの、輸

出再開後の平成19年度の年間輸出量は28トン、20年度は約36トン、21年度には約56トンと、年々増加してきたところでございます。しかしながら、昨年の口蹄疫の発生により、現在の輸出相手国は香港とマカオのみとなり、さらに3月の東日本大震災での原発事故の影響等により、震災後の4カ月間の輸出量は、香港で約3トン、マカオで約2トンとなっており、震災前の4カ月間と比較しますと、香港で6分の1、マカオで3分の2まで減少している状況でございます。

○西村 賢議員 この震災の影響というものが非常に大きいということが、今の答弁でわかりました。当然、これを震災前の状況、口蹄疫前の状況に戻さなくてはなりませんし、これまで以上に伸ばしていく、いわゆる出荷トン数を伸ばしていかなければならないんですが、牛肉の国外への輸出に対して、本県がどう支援していくのかをお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 現在、国内の牛肉消費が低迷している状況や、また我が国が超高齢社会を迎えていることを踏まえ、本県産和牛肉の海外への販路拡大は、肉用牛肥育経営の安定を図る上で大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、「より良き宮崎牛づくり対策協議会」を中心に、関係団体と連携を図りながら、海外における宮崎牛フェアの開催や商談会等の参加に対する支援、また宮崎牛指定店の拡大などを行い、海外への販路開拓等に努めているところであり、その一環としまして、ことしの11月には、香港での市場調査等を行うとともに、マカオフードフェスティバルに参加することとしております。また、現在、輸出が中断しております国や中国を初め東アジア地域を中心とした国との

二国間協議の早期成立について、国に要望してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これは非常に期待ができることでもありますので、今後とも、力を入れていっていただきたいと思っておりますし、場合によっては、海外に戦略的に出て行こうとする県内企業、もしくは協力企業に対しては、さまざまな支援を検討していただきたいと思っております。

次に、口蹄疫復興宝くじについて伺います。いよいよ10月15日から販売されます口蹄疫復興宝くじであります。これは震災以外では全国初の宝くじでもあります。けさ方、水間元議員からも電話がありまして、「よし、頑張れ」ということと、また皆様方に対して、この宝くじの成立に関して非常に御尽力いただいたことへのお礼をあわせて申し上げます。この実現に至るまでには、大変な御苦勞があったと聞いておりますが、この宝くじの本県への収益金は、14億円から16億円程度であるとも伺っております。当然、これは全国的に売り上げてもらわなくてはなりません。時期的に口蹄疫の終息から1年がたち、大丈夫かなという心配もあります。ぜひこれは議会の皆様、もしくは県民の皆様にも、協力して買っていただかなくてはならないんですが、まず、この宝くじが売れた場合、25日までの販売とのことですが、収益金が県に入る、県の歳入の時期、そしてこの用途について、具体的な用途が決まっているのかをお伺いします。

○総務部長（稲用博美君） 宝くじの収益につきましては、発売終了後、約1カ月後に配分されるために、11月中には——11月末になるかと思っております——配分されるものと考えております。収益金の用途につきましては、一たん宮崎県口蹄疫復興対策基金に積み立てた上で、農畜

産業はもとより、観光・商工業の振興策など、口蹄疫からの再生・復興を図るため、複数年にわたり、必要性の高い継続的な事業の財源に充てる予定としております。なお、口蹄疫復興宝くじは、お話がありましたように、発売期間が10月15日から25日までの11日間というふうに短いことから、県内はもちろんのこと、全国においてもできる限り多くの方に購入いただきますよう、販売促進に取り組んでまいりたいと考えています。なお、県の職員互助会も臨時売りさばき所に指定いたしました。職員はもちろんですが、議員の皆さんも御購入できますので、できるだけたくさん御購入いただきますようによろしくお願いいたします。

○西村 賢議員 ぜひ、これが当たったことによって、またいろんな形で寄附とか助成ができればと思います。本当にこの宝くじがどれくらい売れるかという心配もあります。ぜひ知事におかれましては、県政のテレビに出演されたりラジオに出演される、もしくは県外のいろんな会議に出られるときには、いろんな県の方にもアピールをよろしくお願いいたします。

次に、中山間地振興について伺います。

中山間地の振興対しまして、本県も、交流人口をふやし、中山間地域の魅力を盛り上げていくために、イベントやまちおこしなどを助けるソフト事業を行ってまいりました。本年度の事業でも専門家を派遣するなど、人が地域をつくるという大切さを認識されているのだと思います。その中で、本県にも「中山間盛り上げ隊」というものがありますが、県内の登録された有志が、依頼のあった中山間地へ出向いて、イベントや奉仕作業等の手伝いを行うという、まさに人と人がつながる事業でもあります。特に、都市部の方が中山間地へ手助けに行くこと



いう気持ちも非常にありがたいところであり  
ます。「宮崎中山間ネット」というホームページ  
がありまして、この中にはブログ等もあり、さ  
らにここで隊員の申し込みができるという、見  
ごたえがあっておもしろいホームページがある  
んですが、ぜひこれも広くPRしていただきた  
いと思います。この「中山間盛り上げ隊」は、  
中山間地の方々にとっても勇気づけられる取  
組みであります。この活動実績はどうである  
のか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 「中山間盛り  
上げ隊」派遣事業につきましては、3つの派遣  
形態によりまして事業を推進しております。ま  
ず、日帰りでボランティア活動を行う短期派遣  
につきましては、平成22年度において、272名の  
隊員登録がなされておりまして、8市町村から  
の依頼を受けまして、合計33回、延べ193名を派  
遣しております。また、中山間地域に数カ月在  
住しながら活動する中長期派遣につきましては、  
昨年11月からの5カ月間、1名を諸塚村に  
派遣したところでございます。さらに、職員を  
町村役場に2年間派遣しています県職員派遣に  
つきましては、西米良村、諸塚村、日之影町  
に、それぞれ1名、計3名を派遣したところで  
ございます。これらの取り組みによりまして、  
中山間地における各種活動の維持・活性化と、  
都市と中山間地域との人的交流の促進が図られ  
ておりまして、今後も、「中山間盛り上げ隊」  
の活動内容を幅広く周知しまして、隊員の確保  
と支援活動地域の拡大に努めたいと考えており  
ます。

○**西村 賢議員** 次に、「いきいき集落」につ  
いて伺います。この「いきいき集落推進事業」  
がスタートし、みずからの地域を盛り上げよう  
とする自発的な動きが中山間地域からも広がっ

ているように感じます。先ほどの「宮崎中山間  
ネット」のホームページでも、現在の「いきい  
き集落」が検索でき、また、その地域がどのよ  
うな活動を行っているか、その地に行かなくて  
も見ることはできます。これらの活動の成果と  
今後の取り組みについて伺います。また、「い  
きいき集落」の地域分布を見ますと、県北に固  
まっているようにも見えます。中山間地対策を  
行っていくに当たり、いまだに「いきいき集  
落」に認定されていない地域をどうやっていく  
のか、この地域に対しての県の支援もあわせて  
お伺いします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 「いきいき集  
落」の取り組みにつきましては、住民主体によ  
る元気な集落づくりを推進するために行ってお  
りまして、現在、95集落を「いきいき集落」と  
して認定しております。県といたしましては、  
「いきいき集落」に対しまして、認定証やのぼ  
り旗の交付のほか、スタートアップの取組み  
や他の集落のモデルとなり得る取組みへの助  
成や、集落相互の情報交換を図るための研修交  
流会も実施しているところでございます。この  
「いきいき集落」につきましては、集落活性化  
の支援の一つとして取り組んでいるわけござ  
いいますが、「いきいき集落」に認定されなく  
ても、独自で活動されている地域もあるわけ  
でございます。我々は、そういう地域につきま  
して、できるだけ多く「いきいき集落」に応募  
していただく、そして「いきいき集落」の事業  
の趣旨を御理解いただくよう、PRあるいは啓  
発に努めたいと思っておりますが、もう一つ考  
えなければいけないのは、平成23年2月に行  
われた市町村からの聞き取りによりまして、本  
県の集落の中には、今後、集落機能の維持が  
困難となる集落や消滅の可能性があると考  
えられる

集落がありまして、そういった集落につきましては、「いきいき集落」としての活動が非常に厳しいところもありまして、その対策について、大きな課題であると認識しているところでございます。このような集落につきましては、引き続き「中山間盛り上げ隊」といった外部人材の活用等による集落の活性化に取り組んでいきますが、加えて、集落点検によりまして、集落の現状や今後の課題を把握しまして、住民だけでなく市町村も交えた話し合いによって、集落の将来的なあるべき姿を整理する必要があると考えております。そのような中で、集落の持つ国土保全機能にも十分留意しながら、集落の再編整備等についても検討せざるを得ない、そういう場合もあると考えているところでございます。以上でございます。

○西村 賢議員 本当にソフト事業は重要なことであると思えますし、今、最後に部長が話をされました、本当に厳しい状況の地域もでございます。これからその地域をどう助けていくか、さらなる支援も必要などあると思えますので、また手を差し伸べていただきますようお願いを申し上げます。

さらに質問を続けます。またホームページの紹介になってしまいますが、みやざき「郷ナビ」というホームページがあります。これも非常によくできているホームページでありまして、中山間地の民宿、もしくは旅館などが探せるホームページであります。実際にこんなところに泊まれるのだろうかというような民家も載っており、非常に驚きました。中山間地にとっては、町の活性化、住民の生きがい、また交流人口をふやしていくこと、そして経済活動につながっていくことに、地域の宿泊というものは非常に大きな力になると思えます。五ヶ瀬

町の農家民泊などは海外からも非常に人気もあり、また、中国からも多くの誘客があると聞いております。しかし、中山間地の宿泊は、アクセスが悪かったり人数の制限があるなど、さまざまな課題もありますが、魅力ある大自然、もしくは都会にない自然環境を持った中山間地域の宿泊は、県内の宿泊者数をふやしていくには大きな資源でもあります。今議会に提案されております県の施策「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」、それとどう結びつけていくのかお伺いします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」につきましては、本議会で提案しております「宮崎県中山間地域振興計画（案）」におきましても掲げているところでございますが、県民一人一人に本県の中山間地域の魅力を理解していただくとともに、都市と中山間地域との交流促進、さらには県内観光による経済効果など、さまざまな効果があるものと期待しておりまして、具体的な進め方につきましては、現在、関係部局において検討を行っているところでございます。中山間地域対策としての運動の展開に当たりましては、中山間地域が有している自然や食、伝統文化など、すぐれた地域資源について見詰め直しまして、それらの資源を生かした特産品の開発、レストランや民宿といった取り組みを支援しますとともに、関係部局や市町村と連携しながら、中山間地域の持つ地域資源や観光に関する情報につきまして積極的に発信を行いまして、広く県民の理解促進に努め、中山間地域を訪れようという意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○西村 賢議員 ぜひ、その部長の思いが中山間地に届きますように、よろしくお願ひしたい

と思います。

鳥獣被害対策につきましては、昨日に多くの質問がなされましたので、割愛させていただきます。

次に、公社改革について伺います。

まず、林業公社について伺いますが、平成17年から19年の3年間をかけて抜本的に改革指針を策定してまいりました。19年に議会報告を経て、公社運営がなされてきたと思いますが、その指針が打ち出された際も、平成80年に黒字化という長期的な展望が疑問視されていなかったわけではないと思います。これは昨日の中野議員の質問にもありましたが、どうしても森林という長期的に考えざるを得ない資源は一部仕方がないことかもしれませんが、平成16年の主伐開始から数年で見直しをせざるを得ない状況は、見通しの甘さを指摘しないわけにはまいりません。木材価格の低迷により、公社分収金が激減しているということが大きな理由ではありますが、来年度には資金残高が赤字に転じることから、早急な対応が必要であると思います。そこで、今回も見直しには林業公社改革研究会で有識者の意見を伺うことになっているようですが、恐らく現行の経営計画策定の際にも、有識者の意見というものが盛り込まれてきたと思います。有識者の助言というものが今後どの程度盛り込まれていくものなのか、先に環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** まず、平成17年に県が設置しました有識者で構成する林業公社基本問題等研究会におきましては、林業公社の経営形態について、県営林への意向、他団体との統合、公社として存続の3つの形態について検討した結果、公社として存続することが適切であるとして、平成19年3月に、県にその旨

の提言がなされたところであります。この提言においては、債務の増加の抑制などを柱とする抜本的改革を今後実行していくことを前提に、国内外における木材の需給や価格の動向についても盛り込まれていましたので、公社においては、これらを十分に踏まえ、平成20年度からの10カ年間の第3期経営計画を作成したところであります。次に、今回、4月に県が設置した有識者による林業公社改革研究会は、平成20年以降の木材価格の下落等により、公社は第3期経営計画どおりの収入が確保できておらず、24年度には資金残高が底をつくことが見込まれることから、改めて存続・廃止を含めた検討を行っているところであります。今後、県及び林業公社におきましては、この研究会の御意見を十分に踏まえた上で、林業公社の今後のあり方等について検討を行ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。有識者の方々の意見というのは、我々のような素人から見る視点とは、また全然違うところから見ていると思います。今後も大丈夫かなという思いを持ってこの質問をしているわけでありませけれども、今後、やはり破綻とか、その最悪の状況を避けていく必要があると思います。現実的に破綻となってしまうと、債権放棄などを含めて、非常に大きな県の財産を失うこととなりますし、また当然、行政の責任も問われます。そのためには、今後どのような対策を講じていくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 林業公社の経営状況は、毎年度、資金残高が減少するなど、非常に厳しい状況にあります。森林の持つ公益的機能の維持・増進、これまで行ってきた分収林契約の確実な履行、あるいは県民の負担を

最小限にするといった観点からも、経営の破綻といった事態は避けなければならないと考えております。そのため、林業公社の今後のあり方といたしましては、公社として存続あるいは公社を廃止して県営林に移行、この2つの案を中心に検討することが適切であろうと考えております。県としましては、今後、これらの選択肢のメリット・デメリットを慎重に検討した上で結論を出していきたいと考えております。

○西村 賢議員 銀行等からも多くの借金があり、非常に大変なこの林業公社の見直しの問題ですが、やはりこれはみんなで知恵を絞って乗り切っていかなければならない問題であると思います。これは全国的に見ましても、林業公社を抱える他県では、もっと厳しい県もたくさんございました。宮崎県は本当にまだましかなと思えるようなところもありました。そもそも現在の木材価格が安いことも、国に責任がないわけでもありませんし、やはり昭和30年代に特措法までつくって造林政策を国主導で行ってきたことによる影響も非常に大きいわけです。この場で国に文句を言ってもしょうがない話ではありますが、さらなる問題の先送りとならないように、今回でしっかりと県の対策を講じていただきますようお願いを申し上げます。

次に、道路公社について質問をいたします。道路公社の管理下にあります小倉ヶ浜有料道路、一ツ葉有料道路がありますが、できたころは県内の道路事情も悪く、非常によかった時代であったと思いますが、小倉ヶ浜有料道路に際しては、都市計画道路が真横にできてしまい、また、一ツ葉北線では並行して県道が整備され、南道路は並行して赤江大橋が開通し、今後も整備が進捗していく状況にあります。この生活道路の進捗というものは、地域住民にとって

は悲願でありますけれども、年々、道路公社の経営を厳しくしてきた一端ではないかと思えます。この整備進捗によって利用者確保が厳しい状況ではありますが、小倉ヶ浜道路に関しましては平成25年度、一ツ葉道路に関しては32年度には料金徴収期間が終わり、償還完了して無料開放するという計画になっておりますが、現在その見通しはどうか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 一ツ葉有料道路につきましては、平成19年に、料金の値下げとともに料金徴収期間を10年間延長したところでありまして、現時点での試算では、計画どおり平成32年には無料化できるものと考えております。また、小倉ヶ浜有料道路につきましては、現在、未償還金の取り扱いを含めた料金徴収期間満了後の方針を検討しているところでありまして、できるだけ早い時期にその方向性を出したいと考えております。

○西村 賢議員 できるだけ早い時期に——これは私、質問のたびに同じ回答をいただいております。また、まだかな、まだかなと心待ちにしているところもあります。また、計画どおり順調ということではっておりますが、料金徴収が順調ということは、25年の5月には小倉ヶ浜は無料化されていくということになると思えます。その中で、それは日向市民にとってもうれしいことでもありますし、私も何度も、25年度には高速道路が開通する、そのときに合わせて無料化してくれという思いをずっと訴えてまいりました。しかし、これは代表質問でもありませんし、道路公社全体の経営のことを考えて、一つの提案といたしますが、小倉ヶ浜道路は25年5月に料金徴収期間が終わります。でも、その際には、6億5,000万程度の未償還金が残るので

はないかと言われております。実質、これは一ツ葉のほうの料金収入で返済していかねばなりません。それでは、やはり日向市民としても心苦しいところもありますので、例えば西都インターチェンジへつながる広瀬バイパスの開通の時期、それは時期的に平成20年代後半になるでしょうが、そのときに合わせて一ツ葉の北線も無料化していく、そのようなことはできないのか。これは質問しても答えはないでしょうから、あくまで提案にとどめますが、林業公社と違って、道路公社は長期的な借入金を民間銀行からしているわけでもありませんし、県の出資金も29億円超ありますけれども、これは道路をつくったものとして考えれば、そんなに高いお金ではないと思います。無料化して、経済の活性化、道路の有効利用というものを積極的に考えていったほうがいいのではないかなと私は思いますが、これも考慮していただきますように、提案をさせていただきます。

次に、観光客の誘致について伺います。

先月、日向市で行われました全日本サーフィン選手権では、県内外から選手や観客が訪れ、非常ににぎわっておりました。河野知事も開会式に出られたということで、本当にありがたいことでもあります。大会期間中は、日向市内にも多くの方々が滞在し、波及効果もあったように感じました。今後もサーフィン大会が県内各地で開催されることによって、本県観光にとって大きな力になることを期待したいと思います。そこで、本県もサーフィン誘客を意識した「波旅プロジェクト」を行っておりますが、実際には予算額も少なく、言葉よりも本気度は感じられません。この「波旅プロジェクト」について、どのような効果を期待しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 「波旅プロジェクト」は、全国トップクラスの良好なサーフィン環境を活用しながら、サーフィン愛好者はもとより、一般観光客をも対象にして、ダイビングなどのほかのマリンスポーツやグルメ、温泉などの地域の魅力を組み合わせ、観光の振興を図ることを目的としているところでございます。このため、昨年度、サーフィン関係者や観光関係者、関係市町村等で構成する波旅プロジェクト推進会議において策定した基本指針に基づき、本年度から「波旅プロジェクト」の事業をスタートさせたところであります。具体的には、7月に青島サーフィンセンターにおきまして実施した「波旅宮崎」テイクオフプロモーションを皮切りに、サーフィンを初めとするマリンスポーツの情報発信に努めているところであります。また、サーフポイントごとの実情に応じた取り組みが必要であることにかんがみ、地域ごとに設置されました地域推進会議や関係団体の取り組みを支援していくこととしております。県といたしましては、市町村や関係団体等とそれぞれの役割分担のもと、連携を強化しながら、「波旅プロジェクト」を本県観光振興の大きな柱と育てるべく、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これは、ねらいとか今部長がおっしゃったような取り組みというのは非常にいいものがあると思いますが、内容は、予算措置も200万円ぐらいしかないというのもありますし、実際に関係者に聞きましても、そんなに事業自体も進行していないという話も聞きます。ぜひこれは、地域のそれぞれの沿岸部になってしまいますけれども、自治体、もしくはその地域のさまざまな団体と協力してやっていただくように、また県としても、「恋旅」とかいろん

なプロジェクトがありますけれども、せめて、そのプロジェクトと同じぐらいの予算規模の獲得をしていただきたいと思います。

続きまして、九州新幹線からの観光客誘致について伺います。開通から半年がたちまして、新幹線効果による本県駅への乗降客、もしくはレンタカーによる観光客の増加も見られるとのことですが、今後も、新八代から宮崎を結ぶB&Sの活用にも期待がかけられるところでありま。昨年、新幹線の開通を考えて、観光客を本県に導くためのバスルート開発のために、多額の予算を計上しておりましたが、そのバスルートの事業の実績は今どのような状況であるのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 「九州新幹線観光バスルート実証実験事業」につきましては、ふるさと雇用再生特別基金を活用して実施しておりまして、熊本駅と延岡駅を結ぶ熊本ルートと鹿児島中央駅と宮崎市内を結ぶ鹿児島ルートの2ルートで、観光バス「ぐるりんひむか号」を運行しております。22年10月から運行を開始いたしました。土日祝日運行であること、また事前予約制であることといった条件があることや、事業の認知度不足のため、これまでのところ、残念ながら期待したほどの効果は上がっておりません。このため、ことし10月から12月にかけて、JRグループとともに実施します「熊本・宮崎・鹿児島デスティネーションキャンペーン」に合わせまして、本事業のPR強化を行うとともに、当日の乗車受け付けや利用者特典の導入等により、利用者の増加につなげていきたいと考えております。

**○西村 賢議員** このような事業自体があったのか、このようなバスがあったのかも私も存じ上げなかったわけですが、予算をかけてこのバ

スルートの開発というものに力を入れてきたわけですから、かけた以上は、うまく軌道に乗っていくように今後とも指導していただきたいと思いますし、やはり始めてしまうとやめるわけにもいきませんから、ぜひ改善を続けていただきたいと思います。

次に、海外からの誘客について伺いをします。東日本大震災の影響等で、外国人観光客の訪日は一時50%減となったとの報道もありました。徐々に回復基調にあるとは思いますが、本県の海外からの観光客の推移はどうなっているのかお伺いします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 海外からの観光客につきましては、3月に発生しました東日本大震災及び原子力発電所事故により、日本への渡航が激減いたしました。このため、県では、定期便が就航し、本県への観光客が多い韓国、台湾を中心に、4月から8月にかけて、知事、副知事のトップセールスを含む、切れ目のない現地でのプロモーション活動を展開したところであり、「宮崎の観光は安全」とのメッセージを強く発信するとともに、旅行会社が行う本県への旅行商品造成や、マスメディア等を活用した広告作成に対する支援を行ってまいりました。主要ホテル・旅館における外国人宿泊者数を見ますと、3月から4月には大幅に落ち込んだところですが、7月には、昨年、一昨年を超える水準にまで持ち直し、回復傾向にあると考えております。

**○西村 賢議員** 回復基調であるということ、非常にいい流れができつつあると思います。この海外からの集客の中で、今、アジアからの観光客誘致というものに関しましては、宮崎のみならず、全国各地で誘致合戦が繰り広げられているところではありますが、本県にとって

も、定期航空路線のある台湾や韓国、また個人観光客のビザ発給が大幅に緩和された中国は、非常に期待が持てる場所です。本県の未来みやざき創造プラン、いわゆるアクションプラン工程表によりますと、平成22年度、韓国からの観光客2万9,732人を平成26年には5万人に、台湾の9,647人を26年には2万人に、香港の2,696人を26年には1万人に、中国の平成21年1,763人を26年には1万人にという具体的な目標を掲げて、さまざまな施策を講じている場所です。ぜひこの目標達成に期待したい場所です。この目標達成ができれば合計で9万人、本当に倍以上の方に来てもらう取り組みが必要であると思いますが、いろいろ心配する点もごさいます。今の定期便数で足りるのか、もしくは定期航空路線のない地域はどうなのか、例えば、この目標を達成するための具体的な取り組みというものがあるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 議員のお話にありましたように、アクションプランでは、海外誘客に係る平成26年度の目標値を、韓国が5万人、台湾が2万人、香港が1万人、中国が1万人と、意欲的に設定したところごさいます。これらの目標達成に向けて、定期便のある韓国や台湾につきましては、先ほど申し上げましたように、切れ目のない観光プロモーション活動を継続して実施してあります。また、中国につきましても、個人観光客へのビザ発給要件が大幅に緩和され、訪日観光客の増加が見込まれますことから、8月に副知事を団長に北京を訪問し、中国国家旅遊局、これは日本では観光庁に相当する組織になりますが、その副局長や北京市政府副市長を初め、北京市旅遊委員会、中国国際航空、現地大手旅行会社で

ある中国旅行社等の代表の方々にお会いしまして、本県の1年を通じて快適にゴルフができる環境、美しい海と豊かな自然、日本の発祥につながる神話・伝説等について御紹介し、観光・リゾート宮崎をPRしてきた場所です。今後とも、中国を初めとする東アジア地域の市場における本県の知名度向上に努め、現地の旅行会社や航空会社との連携強化を図ること、新たな観光需要を掘り起こし、海外からの観光客増加につなげていきたいと考えてあります。以上ごさいます。

**○西村 賢議員** 実際、キャリアとして今、韓国と宮崎を飛んでいるエアバスというのも、140から170席ぐらいの座席しかありません。例えば、新幹線にしても、700系と言われるもので500席、そういったものから1割でも本県の観光客がふえていったとしても、実際、倍にふやさなきゃいけないという計画は、今考えるとどうかとも思いますけれども、やはり段階的にふやしていく、目標に向かっていくということは重要であると思いますので、ぜひ実現に向けて、これは段階的に頑張っていたきたいと思ひます。

次に、少子化対策、子育て対策について伺ひます。

少子化対策として、本県にも結婚支援事業というものがありますが、少子化の原因である晩婚化や生涯未婚者の増加というものをなくし、出会いそのものの機会をふやしていこうというねらいがあったかと思ひます。縁結び応援事業は、平成20年から始まっている取り組みであります。これまでの取り組みの成果、今後の取り組みについて、福祉保健部長に伺ひます。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ただいまお話がございましたとおり、未婚化・晩婚化の進行

は、少子化の大きな要因の一つでありますことから、県ではこれまで、結婚を応援する民間団体を支援し、社会全体で結婚を応援する機運づくりに努めてきたところでございます。具体的には、平成20年度から、民間団体が実施いたします出会いや交流の機会の情報を独身者へ電子メールで提供しており、昨年度は約800名の独身者に情報提供を行いまして、団体が企画するイベント等に延べ約4,000名が参加されております。今年度につきましては、民間団体の意見交換会等を実施いたしまして、ネットワーク化を図りますとともに、独身者を対象にいたしました話し方講座などのセミナー開催や、県ホームページを活用した出会いや交流の機会の情報提供を行うことといたしております。このような結婚を応援する取り組みは、未婚化・晩婚化対策の一つとして大変重要であると考えておりますので、今後とも、結婚を応援する事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 少し時間がなくなってきましたので、質問を割愛して前に進めていきますが、次に、障がい者福祉について伺います。

健常者であっても、高齢化とともに障がいを持つことがあります。高齢化社会である現在、障がい者の数自体がふえているのか。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳といった障害者手帳の配付状況はどうなっているのか、それぞれの推移と今後の傾向について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 障害者手帳所持者の状況についてでございます。平成17年度と平成22年度の5年間の推移をずっと見てまいりますと、身体障害者手帳が平成17年度5万8,575人、平成22年度6万3,942人で、5,367人の増加でございます。療育手帳が平成17年

度8,700人、平成22年度9,767人で、1,067人の増加、精神障害者保健福祉手帳が平成17年度3,301人、平成22年度4,691人で、1,390人の増となっているところでございます。3つの手帳を単純に合計しますと、重複等があるわけでございますけれども、平成17年度7万576人、平成22年度7万8,400人で、7,824人の増となっております。この傾向は続いていくものというふうに考えております。

○西村 賢議員 合計で7,824人、これは単純には言えないとのことですが、5年間でこれだけ多くの障がい者の方の増加が見られますし、例えば割合でいえば、精神障害者保健福祉手帳がこの5年間で1,390人もふえている。非常に多くの増加が見られております。このような障がい者の増加に対しまして、社会としても大きく変わっていかざるを得ない部分もありますが、ハード整備等々以外にも、例えば、障がい者の雇用・生活をどう助けていくのかということもあります。本県も障害者就業・生活支援センターを設けまして、就業支援を行っていると思えます。しかし、健常者であっても厳しい就職難のときでもあります。当然、企業側にも理解を求めていかなければなりませんし、協力も必要であると思えますが、その状況はどうであるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 障害者就業・生活支援センターにつきましては、障がいのある方の就業・生活面の一体的な支援や企業からの障がい者雇用に関する身近な総合相談窓口といたしまして、県内7つの障がい保健福祉圏域に設置されておるところでございます。当該センターの平成22年度における実績といたしましては、相談に対する指導助言が1万7,612件、関係機関との連絡調整が6,222件などとなっております。



ます。次に、本県の障がい者雇用の現状についてでございますが、宮崎労働局の調査では、平成22年6月1日現在でございますけれども、法定雇用率1.8%が適用される県内企業549社のうち、法定雇用率を達成した企業の割合は69.4%で、都道府県別で1位となっております。また、障がい者実雇用率でございますが、これは2.03%でございますが、これは都道府県別では8位となっている状況でございます。県としましては、厳しい経済・雇用状況の中ではございますけれども、今後とも、当センターを中心に、宮崎労働局等の関係機関と一層の連携をいたしまして、企業への理解を図るなど、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今の答弁の中で、障がい者雇用に積極的に推進している本県企業、いわゆる協力している企業の割合が、都道府県別で1位ということであります。非常に障がい者に対しても目を向けている企業が県内に多いということは、本当にありがたいことであると思いません。

次に、障がい者スポーツについて伺いたしたいと思います。韓国テグで行われました世界陸上、陸上競技400メートルにおきまして、義足のランナー、南アフリカのオスカー・ピストリウス選手が注目を集めました。準決勝まで進み、障がい者のみならず、多くの方々に勇気を与えてくれました。パラリンピックなど障がい者スポーツの最高峰もありますが、ここでは、本県の障がい者スポーツの実情、また普及のための県の取り組みについて伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 障がい者スポーツは、リハビリテーションの手段としてだけでなく、障がいのある方々の健康増進、それか

ら社会参加の推進、さらには障がいや障がい者に対する理解の促進にも大きな役割を果たしております。このため、県では、宮崎県障害者スポーツ協会と連携いたしまして、市町村単位でのスポーツ教室の開催やスポーツクラブへの助成、宮崎県障がい者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への宮崎県選手団の派遣など、障がい者スポーツの普及促進に取り組んでいるところでございます。特に、毎年5月に開催しております宮崎県障がい者スポーツ大会への参加者は年々増加いたしております、大会記録が更新されるなど、競技力も向上いたしております。県といたしましては、今後とも、障がい者スポーツの一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。

少し時間がなくなりましたので、質問を割愛しますが、最後に、ネット犯罪の県内の状況について伺いたしたいと思います。昨年の全国のサイバー犯罪の検挙件数は6,933件、過去最高となりました。ハッカーやフィッシング詐欺に加え、これまでも有名人の殺人予告など悪質なものは全国的にニュースになりましたが、匿名性の高いインターネットでは、さまざまな犯罪やトラブルも発生しております。本県でも先月、ホームページの問い合わせフォームに殺人予告の書き込みをした男性が威力業務妨害で逮捕されました。また、先日、インターネット掲示板に誹謗中傷を書かれた被害者が裁判所に訴え、開示命令を出し、プロバイダーは、悪質な書き込みをした数人の住所、氏名を開示したという報道もありました。このようなネット中傷者と被害者は、精神的に追い込まれるケースもありますが、ここでは警察本部長に、本県のサイバー犯罪の現状と対策について伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） サイバー犯罪に関しましては、相談として警察に寄せられたものが、本年8月末現在で732件であります。昨年同期と比較して130件の増加ということではありません。相談件数が最も多いものは、いわゆるワンクリック詐欺などの詐欺・悪徳商法に関する相談、次いでインターネット掲示板への誹謗中傷の書き込みに関する相談などというふうになっております。また、検挙でありますけれども、8月末現在で33件、昨年同期と比較いたしまして19件の増加であります。内容といたしましては、詐欺が15件、青少年育成条例違反が3件、児童買春・児童ポルノ法違反が2件というような状況でございます。対策でありますけれども、サイバー犯罪の現状を広く県民の皆様方に知っていただくということで、新聞・テレビ等をお願いをした広報啓発活動を行っております。そのほか、被害防止をするために、サイバー犯罪の実態やネット上のトラブルへの対処方法、こういった情報提供を行いますサイバーセキュリティカレッジを開催しております。本年は、これまでに51回、1万3,000の方が受講しておられます。ちなみに、ことし検挙いたしました事件の中で、18歳未満の児童が被害者となったものが5件ございます。いずれも携帯電話でコミュニティーサイトを利用しての被害であります。したがって、特に、児童生徒、保護者、学校関係者に対する被害防止のためのフィルタリングの普及に向けた啓発活動に力を入れているところでございます。

○西村 賢議員 以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、社会民主党宮崎県議団、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 午前中の質問の中で、きょうが河野知事の誕生日と紹介されました。47歳ですか、おめでとうございます。そしてまた、河野カラーを出すんだということで、きょうは、紫色でしょうか、カッターシャツのアピールをされました。60歳の還暦は赤をイメージしまして、紫は古希の70歳だと、私、伺っておりますが、70歳の70は、恐らく、さまざまな世代に果敢に挑む、最低でも70点以上出すんだと、そういう決意ということで受けとめさせていただきたいと思っております。

ちなみに、実はおとといが私の誕生日でございます。別に気にはしませんから何もいいんですが、5歳になられました秋篠宮家の悠仁様も、私と同じ誕生日でございます。そしてテレビを見ていましたら、なでしこジャパンの澤穂希選手も一緒でした。ヤワラちゃんこと谷亮子、今、議員です。この方も同じだというふうに記憶しております。いささか脱線しましたが、御紹介しておきます。

まずは、東北大震災、そして福島原発事故、放射能漏れで大変たくさんの方々はまだ避難をされております。そして、先日の台風12号のすさまじい記録的な豪雨によって多くの命が奪われました。不幸にも亡くなられた方々、そして災害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げる次第であります。

さて先日、5日夕方、たまたまテレビを見ておりましたら、泉谷しげるさんが、昨年開催さ

れた口蹄疫義援イベントを、ことしも来月の22日に開催していただくことが決定したと報道がありました。記者発表の中で泉谷しげるさんがおっしゃっていたことが記憶に残っておりますが、「非常事態宣言を乗り越えた強さや感謝の気持ちを生かせないか。宮崎が口蹄疫からの復興を成功させれば、東北の方々への勇気となる」というようなことを話されていました。口蹄疫の記憶が風化しつつある中で、昨年苦しんだことを忘れることなく、被災地の思いをこの宮崎でもしっかりとつないで、宮崎が元気になることが東北の方々に元氣と勇気をつなぐことになると、改めて受けとめたところでございます。泉谷さんは、本来であれば東北3県を中心にイベントをされるはずだと、私自身は思っておりましたが、あえてこの宮崎で再びイベントをやっていただくことに心から感謝を申し上げます。

本題に移ります。さきの6月議会では多くの議員が原発に関する質問をなされたようですが、今議会の代表質問、あすからの一般質問、原発に関する質問が少ないようです。そこで私、まず知事に、脱原発に対する知事の見解をお伺いしてまいりたいと思います。

6月議会での原発に対する質問に対し知事は、「国が方針、選択肢を示し、国民的議論を高めていく」と答弁をされ、今後原発はどうあるべきか、原発に対する態度は明確にされなかったと思います。福島原発事故はいまだに収束を見ず、世界じゅうに原発事故の恐怖を与え、さまざまな分野への悪影響を与え続けています。また、国内には賛否両論ありますが、国民的議論がさらに高まっています。改めて原発に対する知事みずからの考えを伺います。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降

壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

原子力発電についてであります。今回の福島第一原子力発電所の事故によりまして、これまでの基準や考え方では安全性が確保されないということが明らかになり、原子力発電に対する国民の不安が非常に高くなっております。一方で、これまでの原子力政策は、安全性の確保を前提にその割合を高めてきた結果、東日本大震災が発生する前は電力の3割を原子力が占めるまでになっておりまして、短期間でかわりの電源を確保することは難しい状況にあるのではないかと考えております。

このような中で、コスト、技術面など解決すべき課題はあるものの、中長期的には再生可能エネルギーの割合を高めていく必要があると考えておりまして、本県としましては、太陽光発電、さらにはバイオマス発電などに積極的に取り組んでまいりたい、本県ならではの役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。今後の原子力政策につきましては国の責任において決定される事項でございまして、国民の安全を守るという視点から、国民の理解が得られるような、国民的議論を経た上で判断される必要があるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 期待していた答弁ではなかったと私は思います。知事は広島県出身ですよね、被爆地出身だということで、実は非常に興味深く、答弁を期待していたんですが、原発は小さくしていこうという思いは少しは伝わりましたが、将来的に原発とはさよならしようというような思いの、はっきりした答弁をいただくとありがたかったかなと思います。

次に移りますが、本県における電力需要に対する発電能力と発電量はどのようになっているのか、県民政策部長にお尋ねいたします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 本県における発電能力は現時点で、九州電力の水力発電が約195万キロワット、企業局の水力発電が約16万キロワット、このほか家庭や企業で導入されている発電設備は約26万キロワットとなっております。また、これらの設備から実際に発電された電力量につきましては、平成22年度分は、企業等による自家消費分を除きまして26.5億キロワットアワーとなっております。この発電電力量が県内の電力消費量をどれだけ賄っているかといいますと、県内の電力消費量は、企業等による自家消費分を除きまして、平成22年度で76.3億キロワットアワーとなっておりますので、その割合は34.7%となります。以上でございます。

○**高橋 透議員** 電力需要に対して自前で対応している、賄っているのが34.7%ということで理解をしたいと思います。そこで、新エネルギーの導入、知事もお話しされましたが、いわゆるアクションプラン、ここに目標値が示されておりますけれども、現在、20万キロワットから、平成26年に40万キロワットと設定されております。太陽光発電、いろんな普及拡大に力を入れていただいておりますが、本県の発電能力は拡大していくと思うんです。そういう意味では、すごくびっくりしたのはバイオマスなんです。この発電が平成15年3,499キロワットアワー、平成22年には13万8,810キロワットアワーまで伸びているんです。ざっと40倍です。この数年で40倍伸びているんですが、このバイオマス発電について、今後も伸びていく要素があるの

か、環境森林部長にお尋ねいたします。

○**環境森林部長（加藤裕彦君）** 鶏ふんや木質チップなどを燃料とした県内のバイオマス発電につきましては、平成21年度末における発電能力は約13万9,000キロワットであり、この5年間でおよそ5倍の伸びとなっております。また、県内の最近の動きといたしまして、畜ふんを燃料とした新たな発電施設や、燃料の約6割を木質バイオマスで賄う大型の発電施設が、それぞれ来年度の稼働に向けて現在建設中であり、再生可能エネルギーは、コスト面や安定した供給などについて解決すべき課題が指摘されておりますが、去る8月末には再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入する法律が成立するなど、徐々にバイオマス発電に取り組みやすい環境が整いつつあるものと考えております。本県では、林地残材や畜ふんなどまだ利用されていないバイオマス資源が豊富にありますので、今後、バイオマス発電は期待できる分野であると考えております。

○**高橋 透議員** ありがとうございます。今おっしゃいましたように再生可能エネルギー固定価格買取法が成立した関係で、バイオマスもまだ伸びるよということでございました。

そこで、次は企業局にお尋ねをするわけですが、この固定価格買取法が成立した関係で、電力買い取りの対象が太陽光、風力、小規模水力、地熱、バイオマスということになります。そこで、この法律が成立したことを受けて、企業局も新たな電源開発が可能になるとは思われますが、企業局長の見解を求めたいと思います。

○**企業局長（瀧砂公一君）** お話にありました法律の成立に伴いまして、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が来年7月から実施されることになりました。この制度は、電力会社に、

太陽光や水力などの再生可能エネルギーで発電した電気を一定の期間、一定の価格で買い取ることを義務づけるものでございまして、再生可能エネルギーの普及が進むものと期待をされているところでございます。企業局といたしましては、これまでも太陽光発電ですとかマイクロ水力発電に取り組んできているところでございますけれども、新たな事業化につきましては、今後、国において決定される買取価格ですとか買取期間等の動向も見ながら、またそれぞれの再生可能エネルギーの特性ですとか採算性等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 まだはっきりした答弁はできないだろうと思います。仮にそういう方向で流れるとしたときの話になるんでしょうけど、県内には治水ダムなり砂防ダムなど、小規模水力と言われるダムが数多く存在していると思うんですが、既存のダムを活用した発電事業に取り組む可能性は探れないものか、いま一度企業局長に答弁をお願いします。

○企業局長（瀆砂公一君） 企業局におきましては現在、利用されていないエネルギーの有効活用という観点から、延岡市の祝子ダムの河川維持流量を活用いたしましたマイクロ水力発電の施設を来年1月の完成を目指して建設しているところでございます。また今年度は、綾北ダムにおきましても同様の発電の事業化の可能性を調査することとしております。御質問にありました治水ダムあるいは砂防ダムを利用した発電でありますけれども、特に砂防ダムなんかは山間部の急峻な地形の中にあるということもございまして、建設あるいは工事上の技術的な問題、あるいは年間を通して発電に必要な水量が安定して得られるかというような問題もござい

ますので、その辺も十分調査し、関係機関とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 この流れがうまくいけば可能性として期待できるかなという答弁のようでありましたが、確かにダムの場所なり水の量なり関係してくるので、いろいろと検討は必要だと思えます。私の地元には日南ダムとか広渡ダム等があります。これが小規模水力に当たるかどうか私も疑問でありますけれども、可能性があるということ、今後また勉強させていただきたいと思えます。来年7月施行ということで、再生可能エネルギー固定価格買取法、先ほどもありましたように、買取価格の額なり期間が非常にかぎになるろうかと思えます。ただ、私が申し上げたいことは、既存のダムの活用は、それぞれ付随する関係法があつて、これを乗り越えないとできないということも、今、企業局長がおっしゃったとおりでありますけれども、この事業を現実的なものとするために、新たなダムを建設して発電施設をつくるんじゃなくて、ぜひ、こういった初期投資をかなり抑制できる事業にさせていただきたい。水力発電の先駆けである本県がこうした取り組みに積極果敢に挑戦していただくように強く要望しておきたいと思えます。

次に移ります。九州広域行政機構に対する本県のスタンスについてお伺いしていきたいと思えます。

九州広域行政機構の設置によりまして廃止される国の出先機関についてお尋ねしますが、現在、国の出先は、福岡県と熊本県にその中心となる局事務所が置かれておりますが、廃止後も現状の組織が継承されていくのか、知事にお尋ねしたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 九州広域行政機構の構想ではありますが、地方分権をより一層進めるという観点から、地方との二重行政やガバナンスの欠如など国の出先機関が抱える問題を解消して、住民ニーズに迅速かつ的確に対応するために、国の出先機関を丸ごと受け入れる組織として、九州知事会において構想を取りまとめて国に提案をしているものでございます。この構想では、受け入れる国の出先機関を各県の知事が分担して管理することとしまして、職員は各県の担当知事の指揮・監督に服しながら、それぞれ現在の勤務地及び所属で今までの職務に当たるということ、現段階の構想では想定をしております。

○高橋 透議員 広域行政機構の運営ですけれども、どのくらい費用がかかって、また本県の負担はどのくらいになるのかお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 九州広域行政機構で受け入れを目指している国の出先機関の職員数や歳出の規模でございますが、平成20年度に公表された資料によりますと、職員数約1万2,000人、歳出規模は約1兆3,000億円となっております。機構の運営に当たりましては、これらの人件費や事業費など事務の執行に要する財源につきましては、当然、国において全額措置されることを前提としているところであります。ただし、新たに機構という組織を設置することとなりますと、機構の運営にかかる新たな経費が必要となってくるわけでありまして、この経費負担のあり方などにつきましては、今後、機構の詳細な制度設計を行う中で検討していくことになるかと考えております。

○高橋 透議員 機構の運営にお金がかかるということはわかりました。中身については詳細

を今後検討されるということではありますが、費用負担、新たなコストだというふうに思います。本県も負担をするということでしょうか。これもいろいろと議論されるところじゃないかと思いますが、廃止される出先機関、各県が管理分担ということでもございましたが、分権なんだから、局とか事務所の場所を移すぐらいの——例えば宮崎は農業県です。農政局は宮崎が担当してもいいじゃないですか。あるいは九州の中で一番道路網が未整備、鉄道も貧弱——地方整備局は宮崎が担当してもいい。そんなことを知事は——この人は何を言っているんですかと思われるかもしれませんが、ぜひ知事会の中で言っていただきたいと思っています。宮崎県のトップとしてしっかり意見をぶつけていただきたいと思っています。

続けていきますが、奈良県が関西広域連合参加を見合わせております。ここは九州広域行政機構と違って、各県が持っている事務を集約するということです。ここに奈良県の知事は疑問を持たれたということです。分権なのに、なぜ各県が持っている事務を集めるのか。これは分権じゃなくて集権じゃないですかということなんです。後ほどまた質問しますが、道州制も、分権と言いながらも、結局流れはそういうところに行くとは非常に心配しているんです。州都があるところに権力は集まっていく、そういうところを私たちは見きわめて、宮崎県は道州制については慎重になるべきだということを申し上げているんです。各都道府県があって、今回の広域行政機構でいくと、新たな組織、行政ができると思いますから、奈良県の知事も言うように屋上屋を重ねることにならないか。分権を目指しているのに、中身をしっかりと見るとそれは集権じゃないかということ、

しっかりチェックいただきたいと思います。

そこで知事にいま一度お尋ねするのは、これまで知事は、市町村への権限移譲とか基盤強化はよく言われてきました。宮崎県の知事として道州制の考え方、まだはっきり態度を示されていない気がしてならないんですが、道州制についての本県のスタンスについてお聞かせいただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 道州制につきまして、これまで国、地方、経済団体、各方面で議論がなされているところでありますが、単なる広域行政対応をどうするかというよりも、国や地方のあり方そのものを抜本的に変えるものになる、国民生活に大きな影響を及ぼすものというふうに考えておりますが、残念ながら今、国民的な議論が深まっているという状況にはないと認識をしております。道州制につきましては、地方分権を今の状況からより一層推進していくための有効な選択肢の一つであると考えておるところであります。国民の間でまず十分な議論を行うこと、あわせて、現在の都道府県制につきましても改めて整理なり検証を行う議論の過程が必要であろうと考えております。

**○高橋 透議員** 私が申し上げたいことは、道州制で宮崎が生き残れるのかということ非常に大事にしたいと思っているんです。「九州が均衡して発展していける」、そういうことはどこも言うと思うんです。しかし、自治体の大きさは別にして、ぜひ市町村合併を振り返っていただきたいと思うんです。かなり不満も出ておりますし、先ほど言いました、「身近にあった行政が結局遠くなった」「権力がどんどんと離れていった」、そういった御意見、御不満を言われる方もたくさんいらっしゃいます。例えば、今回の東北大震災、合併したことに

よっていろんな地域のつながりが非常に薄くなってきた結果、うまくいっていないところもあるらしいんです。福島県の飯館村は合併していないんです。非常にあそこは連携してやっていらっしゃる、つながりが維持できていると聞いております。そういったところもぜひ参考にしていただきたいし、もし道州制になるとしたら、今のいびつな国の形が変わるような、いわゆる格差が一番問題なんです。いろんな地方でも格差がいっぱいあります。九州を見てもわかるように、格差はいっぱいあるでしょう。そこが変えられるような改革の足がかりに、今度の広域行政機構、ぜひ宮崎で整備局、農政局をとってください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。医療・福祉対策について質問してまいりたいと思ひます。

精神疾患の患者数が急増したということが新聞で報道されました。96年から98年にかけて、このころから糖尿病と患者数が並んだということを見たところであります。実は98年にはもう自殺者は3万人を超えているんです。このころからしっかり精神疾患に対する分析なり——今度5大疾病に加えるわけですが、このころから5大疾病に加えるような検討をしてもよかつたんじゃないかということ素人なりに考えたところあります。年間3万人を超える自殺者の9割が精神疾患にかかっていた可能性があるということが言われておまして、早急な対策が求められていると思ひます。そこでお尋ねします。精神疾患が5大疾病に追加されました。本県の医療計画の見直しもなされていくと思ひます。医療計画の見直しのスケジュール及び概要について、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） まず、現在の医療計画でございますけれども、国の方針に基づきまして、がんや脳卒中など重点的に医療提供体制の構築を目指す4疾病のほか、精神疾患等につきましても、「現状と課題」や「施策の方向」を示しているところでございます。このような中、お話にございましたけれども、先般、国の社会保障審議会医療部会において、精神疾患についてもがんや脳卒中などと同様に位置づけ、各医療機関等の機能分担や連携など、さらなる医療提供体制の構築を図るべき疾患とすることが了承されたところでございます。今後、国において医療計画策定に関する基本方針等が示される予定でございます。また、本県計画の期間が平成24年度までとなっておりますので、これらを踏まえながら来年度中に見直しを行いたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 精神科救急体制の現状と課題についてお尋ねをしていきたいと思っております。救急に行きましてベッドがあいていても、実は性別の関係で、女性が行ったときに女性が入るベッドがなかったとか、精神保健指定医の確保に、特に夜間帯において苦慮されていると伺っております。時には保健師が夜中じゅう、翌朝の病院があく時間まで見て連れていくというケースもあるみたいです。精神科救急体制の現状をどう認識して、その課題にどう取り組んでいけるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県では、平成9年から精神科救急医療システムを宮崎県精神科病院協会等に委託して運営しております。土曜日、日曜日、祝日及び年末年始において、県内20病院が当番制で医療体制の確保を図っているところでございます。課題といたしましては、平日夜間の体制がないことや、土曜

日の対応が一部地域に限られていること、診療所、病院及び後方支援機関であります県立宮崎病院相互の役割分担の明確化を図ることなどが挙げられているところであります。このため県では、精神科医療機関、消防機関、警察の代表などで構成いたします宮崎県精神科救急医療システム連絡調整委員会を設置いたしまして、救急対応時間の拡大や医療機関相互の連携のあり方につきましても協議を進めているところでございます。今後とも、緊急な医療を必要とする精神障がい者等のための医療体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。精神疾患の治療には時間がかかるんです。したがって、救急とかりハビリなどの役割分担を、ぜひ地域の病院ごとに決めていただきたい、あるいは退院後もその人が生活しているところで治療ができる計画になるように、検討をお願いしたいと思っております。

次に、自殺対策についてお尋ねしていきます。自殺の原因は広範囲にわたっておるわけで、したがって、国は、厚生労働省を窓口にするのではなくて、内閣府をその対策の窓口しております。より部局横断的な総ぐるみ対策とするためには、本県の自殺対策の窓口、現状は福祉保健部ですね。ぜひ福祉保健部から県民政策部に移行すべきではないでしょうか、お尋ねしたいと思っております。

○福祉保健部長（土持正弘君） 多くの自殺は、さまざまな要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死であると言われており、その要因でございますけれども、健康問題や経済問題、家庭問題など多岐にわたっております。しかしながら、自殺者は、先ほど議員のほうからもお話ございましたが、自殺の直前にうつ病



等の精神疾患に罹患している場合が多く、うつ病の予防等のメンタルケアが重要であることから、精神保健の担当部局である福祉保健部が所管をしているところでございます。

なお、自殺対策を効果的に推進するためには、関係する部局が横断的に連携を図っていく必要がありますことから、平成19年に、知事を本部長、副知事を副本部長、各部長などを本部員とする宮崎県自殺対策推進本部を設置いたしまして、関係部局が一体となった取り組みを推進しているところでございます。

**○高橋 透議員** 自殺の原因が広範囲にわたっているということの一つの理由として、私は申し上げました。そして、自殺対策本部というのは当然のことで、そこで横断的にやるためにつくっているわけですね。ただ私は、指揮命令をしっかりとすることは県民政策部のほうがいいんじゃないかと。今の体制も活動的なものとして理解はします。いつでしたか、四役体制で県民政策部が候補にも上がりましたが、それだけ部局を調整する権限と機能を持ち合わせている部だと思いますので、発展的に移行するという意味で、今後お考えをお願いしたいと思います。

次に、セーフティネット貸付について質問していきます。社会福祉協議会が窓口となっております生活福祉資金制度で、借入れ困難な多重債務者を救済する貸付制度はできないんですかということをお聞きしました。県、市町村をお願いをしますが、県のほうではなかなか困難なようでありました。関係団体でその後ずっと検討、研究を重ねられた中で、実はいよいよ中身が固まって——本来であれば自治体にも入っていただいて、4者、5者でセーフティネット貸付制度をスタートしたかったんです

が、余り先送りもできないということで、労働者福祉団体中央会、九州労働金庫、日本労働者信用基金協会、この3者でセーフティネット貸付制度を発足すると伺っております。ちなみに、労働金庫は会員向けに低利の貸付制度は持っているわけで、会員以外にもサービスを提供しますよと、そういう意味であります。福岡、熊本もこういうセーフティネット事業をやっているんですが、そこでは県がかかわっているんです。いろんな運営補助金なりを出しているんです。この3者で今のところスタートするセーフティネット貸付制度、県として何も関与しなくていいのか、その辺の見解を県民政策部長にお尋ねしたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 今回、今、議員がおっしゃいました3者でそういう制度をつくれるということございまして、民間の金融機関・団体が行います多重債務者向けのセーフティネット貸付は、深刻化する多重債務問題の解決に資する一つの手法と考えておりました、大変評価するものでございます。今、議員もおっしゃいましたが、県としましては、借入れや返済に対するモラルハザード発生の危険性、あるいは当該制度は貸付対象が勤労者に限定されることなどから、公平性の観点から一般県民の理解が得られるかなどの問題がありまして、貸付原資や貸し倒れ補てんのために支出するといった直接的な関与は大変難しいと考えているところでございます。多重債務問題に対する行政としての県の役割は、相談への対応に加え、県民が多重債務に陥らないよう啓発を行うことが基本であると考えているところでございます。したがって、今回の新たな貸付制度に対しましては、県多重債務者対策協議会などを通じた周知・広報、あるいは相談業務におい

て連携を図りたいと考えておりました、県としてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○高橋 透議員** 県民政策部長の思いは十分伝わりました。あとはお金を出すかどうかの問題でありまして、周知とかいろんな相談事業で連携していこうということで、それにもお金は間接的に入っているんでしょうけれども、思いはよくわかりましたから、いかに関与して連携していくか、いま一度、このことを今後も十分検討を重ねていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、改正障害者基本法、この点について触れてみたいと思います。私、6月議会でも少し触れさせていただきましたが、日本は、国連の障害者権利条約をまだ批准しておりません。批准要件を満たすために国内法の整備が必要になってきます。このたび障害者基本法が一部改正されまして、今後、障害者自立支援法にかわる障害者総合福祉法、そして障害者差別禁止法の制定が予定をされています。冒頭言いました障害者基本法、あわせてこの3つがしっかりと改正されたときに批准ができると考えております。ただ、この障害者基本法の問題点もあるようですが、まずは障害者基本法の改正の経緯、概要について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 国は、障害者権利条約の締結に向けまして、ただいまお話ございましたけれども、平成21年から25年までの5年間で国内法の整備を初めとする障がい者に係る制度の集中的な改革を行うこととしておりました、その一環として、今般、障害者基本法の改正が行われたものでございます。今回の改正概要についてであります、障がい者の定義

が大幅に見直されたほか、差別の禁止に関し新たな条項が設けられるとともに、基本的施策について、「教育」や「労働」等の規定の見直しや「防災及び防犯」等の追加が行われ、さらに、施策の実施状況を監視する機関といたしまして内閣府に障害者政策委員会が設置されることになりました。国においては引き続き、障害者総合福祉法や障害者差別禁止法の制定が予定されておりますので、県といたしましては、今回の改正法の趣旨を十分踏まえつつ、今後の制度改革の動向も注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 私、先ほど、改正された障害者基本法、課題があると言いました。権利条約の批准の第一歩として改正された基本法ですけれども、障がいのあるなしにかかわらずともに学び合うインクルーシブ教育、この実現に向けた根拠としては不十分だということが今、運動団体のほうから指摘をされております。この改正障害者基本法、理念法なんです、「可能な限り」という文言が実は5回出てきます。日本には「基本法」という名のつく法律が38本あるそうですけれども、「可能な限り」という文言があるのは、この改正法と中央省庁等改革基本法のみだそうでございます。私が言いたいところなんです、第16条全文を読むと時間ありませんので省略しますが、この16条、これまでの分離教育から共生、ともに学ぶ教育に転換をしていまいしょうという内容の条文です。ここに「可能な限り」という文言が使われております。「可能な限り」ということになると努力義務という意味に解釈をされます。いわゆる骨抜きにされるんじゃないかということなんです。当事者の方々は非常に心配しておまして、今頑張ってもらっている特別支援教育の充実を

すればいいというふうに骨抜きにされてしまうのではないかと、不安と期待が交錯しているというふうに聞いております。この障害者基本法を受けて、今後の本県の特別支援教育のあり方はどうなっていくのか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 今回の障害者基本法の改正では、教育につきまして、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ」などの条文が新たに加えられたところであります。この趣旨は、法の目的であります、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、教育分野の基本的方向性が示されたものであると認識をいたしております。県教育委員会といたしましてはこれまでも、障がいのある児童生徒が地域で学校生活を送れるように、特別支援学校への高等部の設置や、身体に障がいのある生徒が高校の教育課程の履修ができるように県立高等学校生活支援員の配置などに取り組んでまいりました。また、高校生が障がいのある人との交流をみずから企画して行う「高校生発！共に育つ人づくり推進事業」や、特別支援学校と小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習を通じて、将来の共生社会を担う人材の育成に努めているところであります。現在、文部科学省の中央教育審議会に設置されました「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」におきまして、就学指導のあり方、合理的配慮など具体的な検討がなされておりますことから、今後は、このような国の動向を注視しながら特別支援教育の一層の充実に向けてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 本県の特別支援教育、大変頑張っていたいただいていると思います。それは認め

ておりますが、裏を返せば、他の都道府県は頑張っていないんですね。宮崎が飛び抜けているんじゃないかと、宮崎は当たり前頑張ってきただけで、そういうこともあるわけですが、インクルーシブ教育、分離から共生の教育のあり方について、今後問われていきます。先ほども言いましたように、特別支援教育の充実ではなくて、障がいのあるなしにかかわらず地域の普通学級にその籍が保障される制度、障がい児が普通学級から排除されない合理的配慮がなされる仕組みが問われていくことを申し上げておきたいと思っております。

次に移ります。県立病院会計の決算の所見を伺いたいと思っております。

県立病院会計の赤字についてはこの間ずっと問われてきた問題であります。縮小傾向にあると思っております。ことし3月に示された県立病院の第二期中期経営計画によりますと、22年度決算見込みは6億2,900万円の赤字が計上されておりましたが、先月、8月に出されました決算見込みによりますと3億7,400万円の赤字決算となっております。これについては職員の意識改革なり徹底した歳出削減などの取り組み、経営努力が生んだ結果だというふうに、それぞれ皆様方に敬意を表する次第ではありますが、22年度決算において収支がかなり圧縮されたその主な要因について、病院局長にお尋ねをいたします。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 県立病院では、平成18年度に策定した第一期の中期経営計画の目標達成のため、議員御指摘のとおり、職員の経営参画意識の醸成を図りながら、7対1入院基本料を初めとする新たな施設基準の取得や、疾病ごとの包括請求方式でありますDPCの導入による収益の確保、さらには医療器械や薬剤

等の共同購入や後発医薬品の採用など、徹底した経費削減に病院一丸となって取り組んでまいりました。その結果、平成22年度決算では、これまでの積み重ねてきた取り組みが一定の成果を見せるとともに、診療報酬のプラス改定の追い風も受け、計画期間においては最も収支が改善したところでありまして、職員のコスト意識の向上など赤字体質の改善が進んできたのではないかと考えております。

**○高橋 透議員** 18年度から第一期が始まって、職員一丸となって経営改革に取り組んでこられたその結果だと思えます。こういう取り組みがますます強化されて収支改善されていけば、私からの期待も込めてなんです。第二期の計画では25年度で黒字ということで示してありますが、1年前倒しでひょっとしたら黒字化できるのではないのでしょうか、病院局長にお尋ねしたいと思います。

**○病院局長（甲斐景早文君）** 御指摘のとおり収支が改善はしてきております。しかしながら、現在休診中の診療科の医師確保に確実な見通しが立たないことに加えまして、来年4月に予定される診療報酬改定の内容も不透明であるなど、病院事業を取り巻く環境は決して楽観視できないと認識をしているところであります。このような状況ではありますが、平成25年度までに病院事業全体での黒字化という第二期中期経営計画の目標達成に向けまして、医師の確保に全力を挙げることはもとより、県立病院の役割であります高度医療への特化を進めることにより診療収入の確保を図るなど、さらなる経営改善に取り組んでいく必要があると考えております。

**○高橋 透議員** 職員もみずから血を流して頑張っていらっしゃるわけで、今後ともさらに職

員一丸となって努力いただきたいと思っています。今答弁いただいた病院局長みずからも頻繁に3病院に出向いていらっしゃると聞いております。いよいよ正念場でありますから、医師確保はもちろんですが、県民目線を失われることなく、さらなる経営改革に取り組んでいかれるようお願いしておきたいと思えます。

次に、防災対策について質問してまいります。

地域防災計画の見直しが進められているわけですが、実は玄海原発がある佐賀県と隣接する長崎県は、玄海原発から30キロ圏内を避難区域とする素案を公表しております。そこで、本県の地域防災計画の見直しにおいて、鹿児島県の川内原発、あるいは愛媛県の伊方原発の事故を想定した内容は盛り込まれていくのか、知事にお尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在のところ、本県、国の原子力安全委員会の原子力防災に関する指針の中で示されておりますE P Z（防災対策を重点的に充実すべき範囲）の10キロメートル圏の範囲外にありますことから、県の地域防災計画の中には具体的な記載をしていないところがあります。福島原発の事故につきましては、収束に向けた作業が現在も進められている段階でありまして、今後の原子力防災に関する国の考え方、E P Zの範囲をどの程度広げるのかというようなところも含めて整理をされていないことから、現状では本県の地域防災計画にどのような内容を盛り込むか、具体的な内容等を決めている段階ではございません。しかしながら、今回の大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響の広がりというものが、震災前に想定されていたものを大きく上回っている状況でございますので、何らかの記述を本県としても検

討する必要があるのではないかと考えております。今後とも必要な情報収集を進めてまいりますとともに、電力会社に対しましては、今後の原子力発電所における徹底した安全確保でありますとか防災対策に万全を期すよう要請してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** まだ今からということでありませうが、EPZですか、片仮名は——私は調べましたからわかります。原子力の防災対策の重点地域、そういった範囲を示すんでしょうけど、今度の原発事故でふと思ったのは、わからない用語が多いんです。「メルトダウン」「ベント」、何ですかこれと、みんな思われるんです。「溶け出している」とか「廃棄」「溶け出して大変な状態なのだよ」ということで、ちゃんと政府は発表してほしいんです。そういったところから国民は正確な情報をしっかりと受けられない、そんなことがあると思うんです。EPZ——AKB48はわかりますよ。私の次男坊が今えらく狂っているみたいですけど。私は、そういうところから日本という国は国民目線で政治をやっていないのではないかとということをつくづく、今回の原発事故で思ったところでありませう。今から盛り込まれていくいろんな項目、常在危機——6月議会でも使われた方がいらっしやると思いますが、緊急時に迅速かつ的確にいろんなことができる、そういう体制をぜひつくっていただくことをお願いしておきたいと思ひます。

次に、原発はちょっと置きますが、津波が非常に想定をされていると思うんです。海沿いの地域の人々の人命救助、それと復旧には、当然道路の整備が必要であります、東北大震災では「くしの歯作戦」と呼ばれる救援輸送ルートが効果を発揮したところでありませう。いわゆる

くしの歯作戦、本県でもしっかりと機能するのかどうか、県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** くしの歯作戦であります、これを宮崎県に置きかえますと、くしの歯の根元となる縦軸のラインが東九州自動車道に当たり、また、くしの歯となる横軸のラインが東九州自動車道から日向灘沿岸部につながる国県道等に当たると想定されます。しかしながら、くしの歯の根元となります東九州自動車道の県内の供用率は34%と非常に低く、現状ではくしの歯としての防災機能は十分に発揮できない状況でございます。県といたしましては、このような観点からも東九州自動車道の早期整備に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 今、部長がおっしゃったのは、くしの柄の部分のことをおっしゃったと思うんですけど、私は歯のところを今から県土整備部長には答弁いただきたいと思ひて、議場配付までさせていただきましたが、くしの歯作戦が宮崎に通用しないとすればどこを改良しなくちゃいけないか。まずはくしの柄のところ、今、部長がおっしゃったとおり縦軸も改良整備が必要なんですけど、この地図を見てください。南のほうの日南海岸に行きますと、実は横軸になるルートがないんです。赤色で書いてあるのは、わかりやすくなるように実は私が書きました。この地図には載っていなかったんです。これは日南市道でありませう、起点は、日南海岸のところに富士海水浴場とありますが、ここから北郷の郷之原に抜ける富士郷之原線です。国道220号も非常に課題を持っていて、皆さん方の御努力によって何とかまた線上にのったようでありませう、その改良も急がれるわけですが、実は、津波があつて道路が崩壊したとき

に、日南海岸線ルートにいらっしゃる、生活していらっしゃる方、あるいはここは産業道路でもあります。あるいは年間100万人を超える観光客が行き来をしています。この人たちが閉じ込められるわけです。緊急輸送道路はどこになるかといったら、くしの歯がもげているんです。くしの歯をどこにするかといったら、赤線で引いた道路が有効になるんじゃないだろうかということで、議場配付して皆さん方に説明したところであります。巨大津波を想定したときの避難道路の確保、災害直後の救援に必要な横軸となる輸送道、絶対確保が必要と思われまますから、ぜひこのくしの歯作戦が何とか遠からず早く活用できるようにしたいわけです。この横軸の見解について、いま一度県土整備部長に認識をお尋ねしたいと思います。考え方を答弁してください。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 市道の富士郷之原線につきましては、議員お話がありましたように、東九州自動車道と海岸沿いの国道220号を結ぶ道路でございます。現在、全く未整備の道路でございます。当該地域では現在、東九州自動車道の清武から日南間の整備が進められております。また国道220号におきましても、本年度から国において日南防災事業に着手されたところでございます。県といたしましては、これら両路線の進捗状況等を見ながら、富士郷之原線につきましては、道路管理者であります日南市と本路線の整備について協議を行ってまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 時限性を求めて私は言っているわけではなくて、安心・安全、防災です。必要な道路ですから、高速道、そして220号、そして横軸、お金をどこが出すかは別にして、何とか連携・協力して早期に改良できるようにお願

いしたいと思います。

次に移ります。観光対策についてお尋ねしていきますが、いわゆる東国原知事後の観光、本当に河野知事には申しわけないんですが、一番環境が悪いときにバトンタッチをされたなど、私も同情するわけです。近年の観光客の推移、観光動向が出ていましたので見てみますと、東国原知事が就任された1～2年がピークみたいなんです。それでも平成12年の1,273万人には及ばないんです。翌年の21年には1,200万人を割り込んでいます。その後22年、御承知のとおり口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、非常に苦しんだ1年でありましたから、まだ数字は出ていませんが、さらに観光客数は落ち込んでいると思います。河野知事のアクションプラン、具体的な数値目標を示してさまざまな施策を掲げてありますが、県内外の観光客が減少し続ける東国原後の宮崎観光をどう盛り返していけるのか。国外・国内・県内対策の3つの視点からどう立て直していけるか、知事にお尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の観光振興について3つの視点からということでございますが、まず国外対策、どんどん発展拡大しておりますアジア、大変重要だと考えておりました、韓国、台湾、中国、香港などの東アジア地域を中心に、本県の知名度の向上対策でありますとか、旅行会社や航空会社などとタイアップした旅行商品の企画、造成の支援に取り組んでいるところでございます。私も8月に韓国、副知事も6月に韓国、8月に中国に出向くなど、現地でのプロモーション活動を展開しております。実際行ってみるによりまして、原発事故の放射線の影響が宮崎にはないというようなことも、必ずしも正確には伝わっていないという

ころもございますので、そういった情報をいかに正確に伝えるか。また、足しげく通うことによって熱意を伝えることも大事であるということを実感したところであります。

次に、国内対策としましては、本県ならではの魅力を生かした観光PRでありますとか、旅行会社に対する旅行商品化の働きかけなどの取り組みを行っております。また、全線開通しました九州新幹線からの観光客の誘客を図るため、南九州3県と連携したプロモーションをこの10月から開始することとしております。私も、7月にはJR西日本を訪問し、8月にはJR九州と連携したイベントに参加するなどトップセールスに努めているところであります。

最後に、県内対策であります。私は、選挙時の政策提案の中で「100万泊県民運動」をお示しして取り組んでいるところでございますが、これは、県内観光の活性化による経済効果とともに、中長期的には国内外の観光誘客の促進にも効果があるものと期待をしておるところでございます。このため、具体的には、県民の方々に対する観光情報の発信や、市町村などにおける観光地の魅力向上の取り組みに対する支援などさらに充実してまいりたいと考えております。

本県経済の再生・復興を図る上で観光への取り組みというのは大変重要だと考えておりますので、今言いましたような3つの視点から取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。私も、最後の県内対策の100万泊県民運動ですか、非常に興味のある施策だというふうに思いました。これはやりようによっては何とかクリアできる施策だと思うんです。ぜひ議会も率先して家族を連れて泊まって、100万泊を成功させたい

というふうに思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、農林水産業振興対策についてであります。まず、TPP問題に対する宮崎県のスタンスについてお尋ねしていきたいと思えます。11月にアジア太平洋経済協力会議、APEC首脳会議がありますが、ここでいよいよオバマ大統領が大枠合意を目指してまとめられると報道されております。もう時間もないんです。したがって、政権も野田政権にかわった。このTPP、にわかに騒いでおるようですが、参加検討が具体的に議論されてくると思えます。きのうも質問がありまして答弁なさいましたが、このTPP、農業のみならず医療、労働など幅広い分野に影響を与えます。本県の農業をどう守るか、中山間地域をどう守るか、そのために農業団体を中心に今、交渉参加することもだめだよということで意思表示、行動されておりますが、いま一度知事から、本県のTPPに対するスタンスをお聞かせいただきたいと思えます。

**○知事(河野俊嗣君)** 国におきましては、TPP参加による高いレベルの経済連携と食料自給率の向上や農業・農村の振興を両立させることを目的としまして「食と農林漁業の再生実現会議」を設置しまして、8月2日に中間提言が提示をされております。しかしながら、この中間提言では、当面検討すべき政策が提示されたものの、大震災からの再生・復興が緒についたばかりで、農業の将来をどうするのか具体的な手段、工程が示されておらず、また提言の内容につきましても国民的な議論がなされている状況にはございません。さらには、関税撤廃を大前提としたこのTPPは、国の食料政策、農業政策の根幹にかかわる大変重要な問題でありま

して、将来にわたる安定的な食料確保は、持続的な国内生産などにより担保することが大変重要な国の責務であると考えております。したがって、国内農業への影響や食料自給率向上等の農林漁業の再生実現が可能なのかどうか、そういったところが不透明な状況におきましては、T P Pへの参加を認めることはできないと考えておるところであります。

**○高橋 透議員** 知事の答弁を聞いていて、ニュアンスのとり方もあるんでしょうけど、いろんな条件を整えばとか、不透明なところで今はだめだと。ただ私は、T P Pそのものは、いわゆる完全自由化を前提としているわけだから、これは話にならないと。実は7月に、農民連盟と農民連盟推薦議員と県議会議員で意見交換会をしましたが、「参加検討もうちはだめだよ」ということで強く意見も言われたところがあります。基本のところ、スタンスは、知事、一緒だと思うんです。私ははっきり、T P P、今も反対であるということを強くあらゆる場で言っていたきたいし、食料自給率を50%としようという中でのT P P参加は非常に矛盾しているわけですから、今後とも粘り強く、いろんな団体と——宮崎県では経済団体、あるいは建設業協会もそうでしたが、連携して集会をしました。宮崎県は農業ですぞ野広く経済が回っているという認識をお持ちのようです。経済団体の方も含めてですね。だから連携はしっかりとれると思いますから、今後もしっかりと知事がリーダーシップをとってT P Pへの反対行動を示していただきたいと思います。

次に、風評被害対策についてお尋ねをさせていただきますが、福島原発事故に伴って、東北地方などにおいては非常に農水産物の風評被害が発生しております。その状況は本当にはかり知れま

せん。私は、原因は初動にあったと思っています。つまり、実態被害をそれこそ迅速・的確に公表しなかった。このことがかえって風評被害を拡大していった。そのことだというふうに私はと思っています。このことに対する知事の見解を堂々と述べてください。お願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** まさに御指摘のとおりでありまして、今回の原子力発電所の事故の状況、それから放射性物質の拡散などにつきましては、国が責任を持って情報収集し、得られた情報を速やかに、かつわかりやすく国民あるいは全世界に対して説明していくことが重要であったと考えておるところであります。国におきましては現在、食品中の放射性物質のモニタリング検査や出荷制限などの措置を講じているところですが、いまだ収束への道筋は立っておりませんで、本県としましては農畜水産物への風評被害対策を強化するよう国に対し強く要望しておるところでございます。本県産の農畜水産物につきましては安全性を懸念する状況にはないわけでございますが、県としましては引き続き、全庁的に情報を共有しますとともに、消費者の皆様へ正確な情報を提供するなど、農畜水産物を安心して食べていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 余り過敏になるなというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますけど、例えば学校給食ですよね、地産地消を求めてその割合を高めてきていますが、全部じゃありません。いろんなところから食材は入ってくると思うんです。そここのところまでチェックが今度は必要になってくるかもしれないです。これは言い過ぎになるかもしれませんが、知事もおっしゃいましたように情報収集をして、的確に指示ができる体制をとっていただきたいと思



います。私は責任は政府にあると思います。ぜひ今後ともしっかりお願いしたいと思います。

次に、公共建築物への県産材活用策ですが、公共建築物における木造率の目標は、本県の現状は14.9%ですか、これを10年後に2倍にするということで30%の目標を立てておりますが、我が県は杉生産量日本一でありますから、さらなる上を目指さにかいかんと思うんです。10年後に30%じゃなくて、むしろ宮崎県はもっと上を目指す。40、50をどこかでやるんだよというようなことをぜひアナウンスしていただきたい。そのような考えを環境森林部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 昨年10月の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行に伴い、県では同年11月に「県産材利用推進に関する基本方針」を改正しまして、民間が整備する病院や老人ホーム等を含めた公共建築物の木造率を、平成20年度の約15%から、平成32年度には倍増の30%とする数値目標を掲げたところでございます。議員のおっしゃったとおりでございます。この目標達成に向けて、副知事をトップとする県産材利用推進委員会において、全庁的に県有施設の木造化・木質化に取り組んでいるところでございます。また、市町村に対しまして同法律で規定する市町村方針の策定を働きかけているところでございますが、多くの市町村で策定または策定準備が進められています。木造化を促進していくためには、建築基準法等関係法令の制約などにより木造化が難しい建築物もあることや、市町村、民間の理解、協力を得ることなどクリアすべき課題もありますことから、まずは昨年度設定した目標を確実に達成するため最大限の努力をしていきたいと考えております。

**○高橋 透議員** 今の答弁の中で「木造化が難しい建築物」ということがありました。私も先日、難しい木造建築物の構造計算について話を聞いたことがあるんです。厚生常任委員会で日南の保育園に視察に行かれたと思うんですけど、八角形の建物なんです。木造です。ところが、安全性なりを計算する設計者が宮崎県にはいないとおっしゃるんです。いらっしゃるんですけど、少ないんです。そして時間とか手間暇かかる割には費用が合わないということもあるんでしょう。だから敬遠される。需要がないからそういう設計者も育たないというかふえないと思います。そこはそことして一つの問題でしようけど、いろんな木造の建物がふえれば仕事もふえるわけですから、設計者も育っていく、ふえていくということがありますので、ぜひ木造化率をどんどん高めていって、飢肥杉が県内に広まっていくように頑張ってくださいようお願いします。

次に、中山間地域振興計画についてお尋ねいたします。

まず、いわゆる限界集落、当初、国土交通省が「限界集落」を使って不評だったものですから、この呼称を改めましょうということで募集をして、今、宮崎県、「いきいき集落」を使っているというふうに思っていたら、「限界集落といきいき集落は違うんですよ」というふうに説明を受けました。ただ、マスコミとかメディアでもあの当時、東国原知事が色紙に「いきいき集落」と書いて宣伝されたんです。だから恐らく、私も含めて、「限界集落」は「いきいき集落」という名前にかわったんだなと思っていらっしゃると思います。ここで尋ねしますが、いわゆる限界集落との違い、県民政策部長、説明をお願いします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** いわゆる「限界集落」という言葉につきましては、「高齢化率が50%を超え、冠婚葬祭等の社会的共同生活の維持が困難になった集落」という定義で、調べてみますと、1991年に高知大学の**大野晃教授**が論文で書かれた学術用語でございます。それに対しまして「いきいき集落」は、高齢化率や社会的共同生活の状況にかかわらず、住民みずからが考え、行動するような元気な集落づくりを行っている中山間地域の集落について、応募により県が認定しているものでございます。したがって、高齢化率50%を超える集落かどうかではなく、元気な集落づくりを行っている集落について、いきいき集落として支援を行っているところでございます。

○**高橋 透議員** いきいき集落、先ほども西村議員が質問していましたが、西諸地域は1カ所もないんです。これはなぜですか。いま一度答弁をお願いします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** いきいき集落でございますけれども、住民主体で元気な集落づくりを行っているところであればどこでも認定するというので、そういった集落には積極的に応募していただきたいと考えているわけでございます。しかしながら、今、議員のほうで御指摘にありましたように、地域によって認定されている集落が少ない。県北地域は非常に多くなっている、そういう状況もあります。要因をいろいろ考えますと、例えば、県職員の派遣の有無、あるいは市町村の取り組み姿勢に、いろいろ差が生じている。あるいは独自に集落活性化のための活動をやって、特段県の事業の支援を求めない集落もあると思います。いずれにしてもいろんな原因があるんだろうと思いますが、我々としましては、いきいき集落の趣

旨や支援の内容等が住民に十分行き届いていなくて応募に至っていないケースもあるのではないかと、そういうことも考えておきまして、今後、その拡大を図っていくことが課題であると考えております。以上でございます。

○**高橋 透議員** 今、支援を求めないという答弁がありましたが、私、いろいろと実態を調べていただきたいと思っています。「うちはもういいわ」というところは確かにあると思うんです。ただ、元気なむらづくり、まちづくり、いわゆる村おこしには3つのキーワードがあるんです。まず、「若者」「よそ者」「ばか者」なんです。限界集落には若者はいません。よそ者もいません。ばか者がいるかもしれませんが、いないんでしょうね。ただ、いずれ年をとっていきますから集落機能低下することは間違いありませんので、ぜひ掘り起こしをお願いします。

時間がありません。あと2つは飛ばします。

教育問題に行きます。実は、延岡に4月開校予定の延岡しろやま支援学校であります。新聞等に保護者や団体の方でいろいろと不満が載っていましたが、来年4月開校が危ぶまれる報道がありました。来年4月開校に向けての進捗状況を教育長に伺います。

○**教育長（渡辺義人君）** 今議会に議案として上程をされております、平成24年4月に開校予定の延岡しろやま支援学校につきましては、ことし4月に、県立延岡わかあゆ支援学校内に専任の教職員を配置した新設県立特別支援学校開設準備委員会を設置しまして、教育目標や指導計画の作成、校章や校歌の制定、給食の実施方法など、学校運営上のさまざまな事柄につきまして細部にわたり検討するとともに、開校準備の進行管理を行いながら開校に向けた万全の準

備を進めているところであります。また、施設設備の工事進捗状況につきましては、現在、管理棟、聴覚障がい教育棟及び相談棟が完成をしております。その他、今年度に整備を予定している施設設備につきましても当初の計画どおり順調に工事が進んでおります。なお、運動場と駐車場の一部につきましては、現在行っている工事の資材置き場や搬入路として使用する必要がありますことから、その整備につきましては開校年度の平成24年度を予定しているところであります。

なお、これらの開校に向けた準備の進捗状況につきましては、保護者など関係者の皆様に逐次かつ積極的に情報提供を行ってきたところであります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 通告がありますので、関連質問を許します。なお、発言時間は主質問者の質問時間の範囲内となります。太田清海議員。

○太田清海議員 来年4月開校に向けて建設中ということですが、基本設計、実施設計、そして建設と手順を追って進めていくわけですが、その折々に、保護者、職員の意見を反映するために十分聞くというのは非常に大切なことだと思うんですが、どのような体制をつくられたのか、開催回数など教えてください。

○教育長（渡辺義人君） 延岡しろやま支援学校の整備に当たりましては、平成20年度の基本構想の段階から、保護者を含む関係者の意見を聴取するとともにパブリックコメントを実施し、基本設計や実施設計におきましても、3つの学校の保護者、教職員、医療・福祉等の関係者を対象として意見聴取を行ってまいりました。また平成22年度は、保護者等に対する説明会を合計で14回実施いたしましたほか、新設特

別支援学校に関する説明小冊子を配付するなど、情報提供や説明に努めてまいりました。そのような機会を通して得られました保護者の皆様方の御意見を受けて、例えば、スクールバスのバスヤードですとか保護者の送迎用の屋根つきの駐車場を拡張したり、寄宿舎に明るい日差しが差し込むように天窗を設置したりするなど、可能な限り整備計画への反映に努めたところであります。今年度におきましても、保護者の代表や3校の教職員が参加する検討会を4月から8月までに延べ200回以上実施をいたしまして、十分に協議を行っているところであります。さらに、こうした協議の内容や進捗状況を保護者向けの定期的な会報でお知らせしますとともに、参観日などの機会をとらえた保護者説明会や完成した施設の見学会を開催し御意見を伺うなど、引き続き丁寧な説明や意見交換に努めているところであります。

○太田清海議員 丁寧な説明をされたというふうに理解をいたします。

一つ、昼食をとるランチルームについてありますが、通常は厨房の隣にランチルームがあったほうがいいわけですよ、衛生面からも時間的な面からもですね。ただ、3つの障がいですから、中には騒音にいら立つ子もいらっしゃるといことも聞いております。ですから分けたほうがいいということも思いますが、今回、ランチルームはつくらずに5カ所の多目的室を使うということになっていますが、配ぜんをすること、それから下ぜんのときの衛生上の問題とか、給食指導に養護教諭、看護師が5カ所見ていかにゃならんというところ辺の問題もあろうかと思いますが、この辺についてはどう思われますか。

○教育長（渡辺義人君） 給食につきまして

は、例えば、それぞれの棟からの移動時間を短くすることですとか、大きな音や集団が苦手な自閉症の子供たちへの配慮、感染症への対応等を考慮いたしまして、全員が一堂に会して食事をとる形ではなくて、障がいの部門別に食事をとることにいたしております。このため、厨房棟から給食を入れた食缶を各部門の棟に給食用ワゴンで運ぶこととなりますので、現在、厨房棟から各棟までの動線ですとか、食缶や給食用ワゴンの必要数、配ぜんなどに必要な人数等につきまして詳細な検討を進めているところであります。

なお、特別支援学校における給食は、児童生徒の生活力を高める大切な学習の場でありますことから、児童生徒が職員と一緒に配ぜんや片づけを行うことも含めて、児童生徒の実態に応じた給食のあり方についても検討しているところであります。また、給食中に誤嚥や発作等を起こす心配のある児童生徒につきましては、教員と一緒に給食をとりながら児童生徒の様子を確認しますとともに、緊急時に養護教諭や看護師が速やかな対応がとれるように、給食時の見守り体制等について検討を進めているところであります。

**○太田清海議員** 3つをまとめて質問したいと思いますが、聴覚障がい者の場合、ととろ聴覚支援学校ですが、土々呂駅が近かったから部活動を十分にやって列車で帰っていたと。今度はちょっと遠くなりますよね、その辺の部活動の場合のスクールバスの活用なんかを工夫しないといかんかなというのが一つ。

それから、運動場は来年ということですが、知的障がい者の場合、発散をしていくということが大事なことで、ストレスがたまる子がいるんだよということも聞いております。その辺を

どうするか。

最後に、知的障がい児の高等部は3階になっているんです。発作とかいろいろあったりして事故が起こってもいけませんので、その辺はどうされるかということをお聞きしたいと思います。

**○教育長(渡辺義人君)** まず、1点目でありませんが、現在、延岡ととろ聴覚支援学校の幼児、児童生徒は、すべてJR利用や保護者送迎等、スクールバス以外の交通手段で通学いたしております。移転後の通学につきましては、それぞれの家庭から学校までの通学経路や距離が変わりますことから、通学方法に変更が生じる場合も考えられます。このため、スクールバスの利用の必要性も含めまして、一人一人の児童生徒の通学方法について詳細に検討しているところであります。

2点目の運動場であります。運動場につきましては来年度の整備を予定いたしておりますことから、現在、工事期間中の授業計画等の詳細について、開設準備委員会において検討しているところであります。こうした検討の中で、児童生徒のパニックや疲労時のストレスを和らげたり、日常的な情緒の安定を図りますために、運動場等の広い空間を利用することがありますことから、その点の配慮が必要になるものと考えております。このために、隣接する延岡高等学校の野球練習場を運動場のかわりとして利用するほか、これまでより大幅に広くなります体育館、新しく設置いたしますクールダウン室、中庭の遊具などの施設設備を有効に活用しますとともに、必要に応じて近隣の運動施設を利用したり校外学習を計画したりするなど、児童生徒の情緒の安定に配慮した対応を検討してまいりたいと考えております。

3点目であります、事故防止等の安全対策ということであろうかと思えます。知的障がい教育棟の2階と3階につきましては、それぞれの教室の窓に転落防止用の手すりや、校舎間の渡り廊下の両側部分に1.2メートル程度の壁を取りつけるなど、事故防止のための対応を図っているところでもあります。また、パニックを起こしやすい生徒や危険の認知等が困難な生徒には特に配慮が必要でありますので、教職員が個別に対応するなどしっかりとした指導体制を組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 次に、暴力団排除条例について質問してまいります。

8月1日から施行となりました条例、社会全体で暴力団を排除する体制をさらに強化する目的で制定されたものと伺っておりますが、この条例の期待される効果について、警察本部長にお尋ねします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** この条例の目的でありますけれども、暴力団排除活動を効果的に推進して県民の皆様の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。その目的達成のために、条例の中におきまして、県の事務事業からの暴力団排除、それから各事業者の暴力団に対する利益供与の禁止、また各種契約時における暴力団排除措置など、暴力団との関係遮断について規定をしております。例えば「利益供与の禁止」に関しましては、これまで暴力団との関係が断ち切れずに、みかじめ料とかトラブル解決のための用心棒料の支払いを行っていた事業者の皆さんが、この条例を盾にして暴力団との関係を断ち切ることができます。

また、契約時における措置に関しましては、あらゆる商取引に関しまして、契約書面に暴力

団と判明した場合に契約の解約の規定を盛り込むということで、相手方が暴力団とわかれば一方的に解約することができることとなります。例えば、暴力団組織による宴会場等の利用、ゴルフプレー等についても、申し込み時はもちろんでありますけれども、事後に判明した場合でも契約を解除することができることとなります。当然のことながら、これに関しましてトラブル等がありましたら、事件があれば検挙活動、その他必要があれば警察が保護等の必要な支援を行うということになります。そういった関係で、先ほど御指摘がございましたように、社会全体で暴力団を孤立化させる体制が強化されるということになります。

**○高橋 透議員** 次に、市町村へこの条例が設置できれば、さらにその効果が期待できると思うんです。そこで、市町村の条例制定の状況、あるいは働きかけ、どうでしょうか。本部長、答弁ください。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 県内の市町村における暴力団排除条例の制定に向けまして、警察のほうでは積極的な働きかけを行っております。その結果、すべての市町村から制定に向けての御理解をいただいております。各市町村での暴力団排除条例の制定作業の進捗状況でございますけれども、確認をいたしましたところ、昨日現在、15の市町村が9月議会に既に条例案を上程した旨の回答を得ているところでございます。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。

けさニュースで、福岡県でまた発砲事件があったということが出ていましたけど、あそこは最近、発砲事件とか爆弾事件が多いですね。福岡は昨年4月に全国に先駆けて条例を制定しているみたいですが、ただ、罰則規定がな

いということ——本県のも罰則規定がありませんね。だから、今度、9月の改定で罰則規定を設けるとか、繁華街を指定して改善するようなことが新聞に載っていましたが、いろいろと取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、犯罪被害者等給付金制度の概要について伺いたいと思います。警察本部長、よろしくをお願いします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 犯罪被害給付制度は、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族、またはそれにより重傷病等の重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、国が給付金を支給してその精神的・経済的被害の緩和を図って支援する制度でありまして、昭和56年に施行されております。この犯罪被害者等給付金は3種類ございます。一つが犯罪被害により亡くなられた御遺族に支給される遺族給付金、それから犯罪被害により重傷病を負った方に支給される重傷病給付金、そして犯罪被害により身体に障がいが残った方に支給される障害給付金の3種類でございますけれども、本県では昨年1年間で5件、総額約1,000万円が支給されております。

**○高橋 透議員** 身体を害する犯罪以外は対象外ということをこの前新聞で見ました。詐欺で何百万も友達にとられて一銭も返ってこないという女性の方の記事を見ました。そこで、みやざき被害者支援センターというのがあるって心のケアとかされていると思うんです。その活動状況、支援状況について伺いたいと思います。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 被害者支援につきましては、被害に遭った方に対して必要な支援を途切れることなくきめ細やかに行うことが大変重要であります。警察では、公益社団法人みやざき被害者支援センターと連携をいたしま

して犯罪被害者等に対する支援に取り組んでおります。このみやざき被害者支援センターでございますけれども、市町村の負担金、それから警察からの業務委託費、そして賛助会員の方々の賛助金等によって運営をされております。主な活動といたしましては、専門相談員による相談の受理、臨床心理士によるカウンセリング、弁護士による法律相談、裁判所や病院への付き添いといった支援活動を行っております。また、犯罪被害者等は社会全体で支えることが重要でありますので、その機運を醸成するというようなことのために、県内の小・中・高校生を中心に命の大切さを学ぶ一行詩コンクールを開催するなど、広報・啓発活動にも力を入れているところでございます。

**○高橋 透議員** このみやざき被害者支援センターで十分な心のケアをするためには十分な体制が必要であります。そのためには運営費なんです。賛助会員を募っているということをおっしゃいましたが、実は県議会議員でこの賛助会員に入っているのは、私を含めて4名なんです。年間3,000円でございますので、どうかほかの議員の方々も賛助会員になっていただいて、被害に遭われた方々の支援をしていこうではありませんか。

以上で、社会民主党県議団を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○外山三博議長** ここで休憩いたします。

午後2時30分休憩

---

午後2時40分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 代表質問の最後となりました。日本列島に豪雨をもたらした台風12号は、全国で死者54名、行方不明者55名という甚大な被害のつめ跡を残すこととなりました。心より、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様へお見舞いを申し上げます。

野田新内閣が船出いたしました。今度こそ山積みする課題を遅滞なく解決していただきたい。「政治家が一步誤れば、国をつぶすか、国民をひじょうな疲弊に陥れる」、野田首相が学んだ松下政経塾の創設者、故松下幸之助氏の言葉であります。まさに政権交代後の2年間で実感した言葉であります。また、松下氏は、政治家の第一の使命は、「国民の声をつかまえること」との箴言を残されています。私たちは、県民の痛みを感じ、声をつかまえることのできる政治家でありたいと決意し、公明党宮崎県議団を代表し、質問させていただきます。

まずは、県政運営について知事にお伺いいたします。

東国原県政の新みやざき創造戦略についての外部評価の結果内容が発表されました。評価委員会は、進捗として重点56項目のうち31項目をAとし、25項目をB、成果として20項目がA、35項目をBといたしました。昨日、この政策評価A、B、Cの段階的評価に意味があるのかという厳しい発言がありましたが、私は率直に検証すべきだと考えます。そこで、今後のアクションプランを推進するに当たってこの結果をどのように生かしていくのか、お伺いいたします。

みやざき感謝プロジェクトについてお伺いいたします。7月16日～26日に派遣されていた第16班の東日本大震災被災地派遣報告書を読ま

せていただきました。4月1日から継続して行っている山元町役場への職員派遣、県職員11名、都城市職員2名、串間市職員2名、諸塚村職員2名、計17名の職員で参加。支援内容は、総合案内、罹災証明発行、罹災証明データ入力、がれき撤去申請、応急修理、仮設住宅申請、拾得写真の洗浄・引き渡し、避難所運営と、多岐にわたっていました。今後復旧活動が本格化していく中で、現地の役場職員だけでの対応は難しく、被災地支援の派遣職員の必要性、山元町が復興に向けて進み出していることへの実感等が報告されていました。また、滞在中に、宮崎県産の杉を使ってつくられた学童机・いすの贈呈式が行われたこともホットな話題として紹介されていました。一本の報告を読んだだけでも、このプロジェクトが被災地の皆様にとってどれだけの力になってきたかをひしひしと感じているところであります。そこで、第20班の職員派遣で一区切りをつけると聞いておりますが、東日本大震災の支援について、これまでの取り組みを総括していただきたいと思えます。

先日、県北の建設関係団体との意見交換を行いました。地域性が考慮された公共事業の積極的な実施、入札制度の見直し、高速道を初めとするさらなるインフラ整備等、緊急的な課題をいただきました。ぜひ知事の経済活性化対策の第一ステップ、みやざき元気プロジェクトを早急に展開していかなければならない、そのように感じているところでございます。プロジェクトとは、何かの大きな目標を集団で達成するための計画を指します。プロジェクトであるならば、例えば今回、何人かの議員からも出ています100万泊県民運動のように、より具体的な達成目標の提示が今後なされるべきだと考えます。

このプロジェクトはどのような目標の達成を目指しているのかお伺いいたします。

口蹄疫復興対策についても知事にお伺いいたします。

口蹄疫終息から1年、再生・復興への取り組みがやっと動き出したという感がありますが、昨年8月に策定した再生・復興方針に沿って今ある課題についてお伺いいたします。再開農家の数、57%で704戸、導入頭数47%で3万3,346頭とお聞きしました。まず、再生・復興の進捗状況についてお伺いいたします。

防災対策について総務部長にお伺いいたします。

情報誌「ダイヤモンド」によると、安心・安全なまちの指標として、防災拠点や水道管などの耐震化率をはかる「ハード力」、防災に予算を組む財政余裕度があるかをはかる「財政力」、住民による防災組織などの充実度をはかる「人的ソフト力」、災害の被害想定やエリア別危険度リストを作成し、住民と情報共有をはかる「情報ソフト力」の4つが挙げられていました。特別委員会の調査において、自主防災組織について協議した中で、課題として挙げたのが要援護者の支援についてでありました。7月に発表された総務省の災害時要援護者の避難支援対策の調査結果によると、宮崎県では、要援護者の名簿が整備されている市町村は53.8%にとどまっています。さまざまな課題がある中で、県としてこれまでの取り組みと今後どのように対策を進めるのか、お伺いいたします。

NPO法人の支援について県民政策部長にお伺いいたします。

6月議会でも取り上げましたが、東日本大震災の復興ボランティア活動に欠かせない存在となった特定非営利活動法人、いわゆるNPO法

人、災害時のみならず、日ごろから地域発展に貢献するNPO法人を支援する改正NPO法が7月15日に成立し、認定NPO法人に寄附した場合の優遇税制の拡充なども7月22日に実現いたしました。我が公明党が推進する協働型福祉社会の共助のかなめであるNPO法人の支援強化がようやく図られたところであります。県におきましても、NPO法人との協働を推進されていますが、まず、NPO法人への事業委託状況について、過去5年間の件数及び事業費の推移と委託内容の状況をお示しください。

難病対策について福祉保健部長にお伺いいたします。

先日、県難病団体連絡協議会の会長より、「進行性骨化性線維異形成症など5つの疾患を医療費助成の対象となる特定疾患に認定することや、専門医不足の解消などを県に求め、知事に要望書と署名簿を提出させていただいた」と報告をいただきました。要望書の内容は、6月の県議会で請願として採択されております。私自身、昨年の9月議会で、「成人スティル病などは若年に多い。就労支援は考えられるか」と執行部にただして以来、難病対策にかかわらせていただいているところであります。このとき相談を受けた成人スティル病の青年も、国の難病就労システムの中で今技術を身につけているところがございます。そのとき奔走してくださったのが県難病団体連絡協議会の会長なのです。もしこの支援組織がなければと思うと、今後私も全力で支援していきたい、そのように考えております。そこで、県の財政逼迫の状況は理解しているところがございますが、本年6月議会において、5疾患を県独自事業の特定疾患に認定を求める請願が採択されましたが、請願に対する県の対応をお伺いいたします。



以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、政策評価のアクションプランへの反映についてであります。新みやざき創造戦略の政策評価につきましては、各部局における内部評価や検証を踏まえまして、進捗状況や成果につきましてA、B、Cの3段階評価を行ったところであります。これがどういう形で評価がなされたか、そこも大事なんですけど、最も重要なのは、評価・検証のプロセスの中で課題を明確にし、それをいかにして有効な解決策につなげていくかという視点であります。そのような認識のもとに、各部局による内部検証の過程におきまして、各項目ごとに課題と今後の方向性を整理した上で外部評価委員会に報告し、それを評価いただくとともに、課題の解決に向けた意見交換を行ってきたところでもあります。アクションプランを推進するに当たりまして、今回の政策評価の結果を次の施策展開につなげてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の支援についてであります。今回の大震災に際しましては、まず、発生直後のDMATや緊急消防援助隊などの派遣あるいは救援物資の輸送など、応急対策として必要な支援を行ったところでもあります。その後、被災地の避難所運営支援等のための職員派遣など、全国知事会等の調整に基づく支援に加え、本県とつながりの深い気仙沼の漁業の復興支援でありますとか、本県の農畜水産品を使った炊き出しや県産杉材の机・いすの提供など、本県の特色を生かした独自の支援にも取り組んできているところでもあります。また、被災地の役に何としてもあたりたいという県民の皆様

の声が数多くありましたので、ボランティアを公募いたしまして、みやざき県民復興協力隊として、被災家屋内外の片づけ、がれき撤去などの活動に従事していただいたところでもあります。これらの支援は、「みやざき感謝プロジェクト」という名前のもとに、県内市町村や県民の皆様と連携して、さらには県民の皆様からの寄附を一部財源とする基金を活用して取り組んでいるところでもあります。

次に、元気プロジェクトの目指す目標についてであります。本県の経済状況、長引く景気低迷に加えまして、口蹄疫や新燃岳の噴火などの影響により、経済活動そのものが停滞している現状にあります。このため、まずは県内経済の活性化を図ることが何よりも重要であるという認識から、口蹄疫終息宣言から1年というこのタイミングをとらえまして、このたび、「みやざき元気プロジェクト」ということで取りまとめたところでもあります。これは、アクションプランに掲げました重点施策のうち、経済活性化対策として平成23年度に取り組み施策・事業を具体的に掲げまして、県民の皆様にお示ししたものでありまして、9月補正予算案までの取り組みとして、県の予算、それから口蹄疫の復興ファンドなどの事業を活用しまして、現時点では総額約1,122億円の規模となっているところでございます。

ただ、これで終わりということではなしに、今後も必要な財源措置というものは検討する必要がありますかというふうに考えておりますし、大事なことは、県としてはこういういろんな事業を用意しておりますと、これとあわせて、市町村も関係団体も県民の皆様も、それぞれできることに取り組んでいただいて、宮崎の元気の回復、経済の活性化に取り組んでいこうと、そ

ういうメッセージを出させていただいたところ  
でございます。

したがいまして、このプロジェクトの中では、新たに広い意味での地産地消でありますとか、御指摘のありました100万泊県民運動など、県内需要を喚起し、経済活動を活発化させることを目的としました地域経済循環システムの構築を図ることなども盛り込んでいるところであります。経済界あるいは県民の皆様にもぜひとも御理解、御協力をいただきたいというふう  
に考えております。私といたしましては、このプロジェクトの展開によりまして、厳しい経済・雇用情勢の早急な回復を図りますとともに、アクションプランで目指す将来を見据えた産業づくりにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、口蹄疫からの再生・復興に向けた取り組みの進捗状況についてであります。口蹄疫からの再生・復興につきましては、5月に策定しました工程表に基づき、関係機関・団体とも十分に意見交換を重ねながら、防疫体制の強化や畜産・農業の再生、経済・雇用対策などに取り組んでいるところであります。

防疫につきましては、県の防疫マニュアルの見直しや防疫演習を行うとともに、関係12の団体と防疫協定を締結してまいりました。また、家畜防疫員の体制を強化し、飼養衛生管理基準の遵守や埋却地の確保などにつきまして、県内全農場の巡回指導を実施するなど、防疫体制の強化に取り組んでいるところであります。

次に、畜産・農業の再生につきましては、市町村、関係団体と一体となりまして、畜産農家個々の実情を踏まえて、経営再開に向けた支援・指導を行いますとともに、冷凍野菜加工施設の整備など、産業構造、産地構造の転換に向け

た取り組みも行っているところであります。

経済・雇用対策につきましては、プレミアム商品券の発行支援やイベントの開催、公共事業などを行ってまいりました。さらに、今後、口蹄疫復興対策運用型ファンドを活用した事業にも取り組んでいくこととしております。今後とも、再生・復興方針に掲げました早急な県内経済の回復、県民生活の回復、全国のモデルとなるような畜産の再構築、産業構造・産地構造の転換といった目標に向けまして、市町村、関係団体と連携して全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県民政策部長（渡邊亮一君）〔登壇〕 お答えします。

NPO法人への事業委託についてでございます。過去5年間の委託件数及び事業費は、県との協働事業に関してでございますが、平成18年度は25件の1億2,500万円、19年度は33件の8,400万円、20年度は33件の7,800万円、21年度は40件の1億5,000万円、22年度は35件の2億1,300万円となっております。年度によればらつきはありますが、平均しますと33件程度、1億3,000万円程度の委託を行っております。委託内容としましては、まちづくり、環境保全、福祉など多岐の分野において、NPO法人の柔軟な発想や専門知識等の特性を生かした事業を実施しているところでございます。このほか、協働事業とは別に、県が作成した仕様書等に基づき実施している事業委託もございません。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

災害時要援護者支援対策についてであります。災害時要援護者の支援につきましては、住民の避難に直接的にかかわる分野として、市町

村が支援計画の策定などを行うこととなっており、県としましては、市町村への支援を中心に対策の推進を図ってまいりました。具体的には、市町村における災害時要援護者の避難支援計画の策定を推進するため、平成20年に災害時要援護者避難支援モデルプランを策定し、各市町村への説明会を実施したほか、平成21年度以降も先進的な取り組み事例の紹介を行うなど、継続的に取り組んできたところでございます。支援のためには、要援護者の個人情報、市町村、自治会、民生委員等の相互で共有する必要があり、それに伴う本人の承諾や個人情報保護などの課題もありますが、今後とも引き続き市町村等と連携しながら、訓練の実施なども交えました災害時要援護者の支援対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

難病対策についてでございます。現在、国の指定しました56疾患について、特定疾患治療研究事業の一環として医療費助成等が行われているところでございます。難病に関する治療法の開発や研究の推進は、国の責任において実施すべきであると考えておりますが、特定疾患治療研究事業については、国が本来補助すべき額の5割程度しか県へ交付されていないという大変厳しい状況にあります。請願が採択された5疾患につきましては、特定疾患治療研究事業の対象疾患とはなっていないことから、県としましては国に対し、その対象疾患として位置づけるよう、さまざまな機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○河野哲也議員 御答弁ありがとうございます

た。1問ずつ再質をさせていただきます。

東日本大震災の支援、みやぎ感謝プロジェクトについてお伺いいたします。私が教職についていたときの同僚も参加していました。7月25日から29日、山元町における夏休み学校サポートの活動報告も読ませていただきました。

「授業等の支援、校務支援を中心に活動した中で、さまざまな苦難を乗り越えながら、自分や山元町の未来を明るくしようと真剣に学習している子供たちに心打たれた。どのような状況下でも、子供たちから遊ぶことや体を動かすことを奪ってはならない。支援は相手のニーズに応じなければならない。支援される側のニーズは日々変化している。恩返ししたいという強い思いを持っている宮崎県民だからこそ、慎重になる必要がある」と結んでありました。そこで、知事に、今後の被災地への支援の方向性をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この大震災につきましては、震災発生から半年が経過しようとしておりまして、避難所から仮設住宅への入居が進むなど、被災地の状況が時々刻々変化をしておるわけであります。支援につきましても、救援物資の需要というものが少なくなりまして、また、職員の派遣につきましても、避難所の運営支援など短期的・事務的なものから、公共施設の復旧業務など長期的・技術的なものへと変化をしております。先ほど20班で一区切りという話がございましたが、これは1週間程度で派遣をしています短期派遣が一区切りということでございまして、1カ月、2カ月単位での長期派遣での技術者、また医療関係者というものは、引き続き派遣をしておるところでございます。

同時に、被災3県から他の都道府県へ避難しておられる方が全国で6万数千人、本県にも百

数十人いらっしゃるということで、こうした避難者への支援というものをあわせて行っております。また、津波被害の大きかった沿岸部を中心に、ボランティアに対するニーズは依然として継続しているというふうにも伺っております。このような状況を踏まえつつ、本格的な復興には相当長期を要するというのを念頭に置きまして、今、報告書にもありましたように、その時々の被災地、被災者のニーズに応じた支援というものをこれからも行ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 知事が最後に述べたように、ニーズに合った支援、それと、新たに県内避難者についての支援が必要になってきたと考えます。避難者の不安払拭のため、コミュニティーの形成というのが今後大事になってくるのではないかと思います。

次、みやざき元気プロジェクトです。知事の今回の提案説明の中で、みやざき元気プロジェクトは、平成24年度当初予算も視野に入れると発言されましたが、2年間をめどとするのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） このプロジェクトの中に掲げました施策の中には、今後の事業の進捗や成果などを見ながら継続して実施すべきというものもございますし、今後の経済情勢等を見ながら新たに事業を構築すべきものもあると考えております。したがって、1年で終わり、それで期間を2年にするというように、かっちり期間を決めるということではございませんで、来年度の当初予算も視野に入っておるわけですが、施策の組み立てや具体的な事業のリニューアルは別として、その成果が上がるまでは、県政の重要な経済活性化プロジェクトとして継続して取り組んでまいりたい

と考えております。

○河野哲也議員 先ほど高橋議員からも横文字云々という話がありましたが、プロジェクトという言葉は非常にこだわらなきゃいけないのかなという気がしました。実を言うと、2009年、見事に打ち上げに成功した東大阪の中小企業の夢を乗せた人工衛星「まいど1号」、その中心となった株式会社アオキというのは、リーマンショックで世界的大不況の真っただ中、同じ年の4月に宮崎にまいど技術センターを開設したんです。その社長と昨日お会いする機会がありまして、お話することができました。真っ先にお聞きしたのは、「なぜ、宮崎に」ということでありました。明快な答えでした。人工衛星プロジェクトを進める中で、これからはメカだけじゃなくてエレキが必要だと。電気系が必要だと。宮崎にエレクトロニクスに強い人材がたくさんいると。見つけ出したんですね、青木社長は。その技術が欲しくて立地したそうです。県の誘致も確かにあったそうですが、一番の理由がそれだったというふうにおっしゃっていました。あとは宮崎県民の人柄だというふうにもおっしゃっていました。とっても熱い方でした。もう次のプロジェクトは決まっています。私、感じたのは、大きな発言をして自分にプレッシャーかけてそれを実現する。それじゃないといけないんじゃないかなと。その意味のプロジェクトということでぜひ、知事、考えていただきたいなど。何としても目標実現のプロジェクトにしていきたいと、そのように考えます。

続いて、防災対策でございます。災害時要援護者の支援のポイントは、「情報は確実に、支援は的確に」と言われます。政府も、自治体に要援護者の避難支援計画の個別計画を策定する

よう求めています。早急な整備が必要だと考えます。宮崎大学の原田教授から、防災ネットワークとして、行政、NPO、そして企業の力をまぜ合わせて多様な防災力をつくる、そのための企業防災の視点が提言されました。そこで、防災対策の一つである企業防災について、県としてこれまでの取り組みと今後の方向性について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 災害時におきまして企業が果たす役割につきましても、県民であります従業員の安全確保や復旧・復興に向けた企業活動による社会的、経済的な貢献など、その重要性について、県といたしましても十分に認識をしておるところでございます。企業防災推進のためには、防災訓練や事業所の耐震化に努めていただきますとともに、各企業におきまして、災害時に業務を継続するための事業継続契約、いわゆるBCPと言われるものですが、その策定にも取り組んでいただく必要があるというふうに考えております。県といたしましては、こうした企業の取り組みに資するように、企業向けの防災セミナーを平成21年度に4カ所で開催いたしました。また、企業の要請を受けまして出前防災講座を行うなど、さまざまな機会をとらえまして企業防災に関する知識の普及や啓発などを行ってきたところでありまして、今後とも継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 防災力強化のために中小企業に何としても強くなっていただきたいなど、それが重要だなということを感じます。

防災のハード力として、地震災害発生時の災害応急対策の実施対策拠点や、避難所となる公共施設の耐震化率を見ると、神奈川県が89.8%、愛知県87.8%、東京都87.6%、上位3つ紹

介しましたが、本県の防災拠点となる公共施設の耐震化進捗状況と推進のための対策について、総務部長、お伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 本県におきます防災拠点となる公共施設の耐震化の状況につきまして、平成21年度末時点の数字になりますが、耐震率が県では87.9%、これは県の施設という意味ですが、市町村分で70.9%、県と市町村合わせた全体で見ますと73.6%であります。全国平均の70.9%は上回っている状況であります。施設の種別ごとに見ますと、社会福祉施設など一部耐震率が全国平均を下回っているものもございます。県といたしましては、県有施設の耐震率の向上に引き続き計画的に取り組んでまいりますとともに、各市町村に対しましても耐震化の推進を要請してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 県の強制力というか、啓発程度の指導しかできないと計画書に書いてあったんですけど、できるだけ100%に近づく対策を県がリードしてほしいと、そのように考えます。

続きまして、NPO法人の支援についてお伺いいたします。NPO法人の活動を推進するため、県はどのような支援を行っておられますか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） NPO法人の活動を促進するため、県では、NPO法人制度に関する相談を直接受け付けているほか、NPOと行政の間に立って相談事業等を行いますNPO活動支援センターに対する補助金の交付、あるいはNPOの運営等についての専門知識を有する税理士等をアドバイザーとして派遣する事業等を行っております。また、各種助成金等の情報提供や企画力を向上させるための研修会

を開催するなどの支援もあわせて行っているところでございます。さらに、今年度からは、国の交付金により設置しました新しい公共支援基金を活用しまして、NPO等財政運営基盤強化事業や寄附募集支援事業等に取り組んでいるところでございます。公共サービスの担い手としてのNPO法人の果たす役割は、ますます重要になってくることから、県といたしましても、今後とも支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○河野哲也議員** 県の積極的な支援を確認することができました。現在、全国の法人数は4万2,000を超えています。ただ、寄附優遇税制の対象となる認定NPO法人は要件が非常に厳しく、223にとどまっているというふうにお聞きしています。また、認定NPO法人については、東京都に半数近く集中する一方、一つも存在しない空白県も15県あると。非常に隔たりがあります。全法人の約7割が財政難と人材不足などの問題を抱えているというふう聞いております。ところで、県内の認定NPO法人数、設置状況等を県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 平成23年7月31日現在、県内のNPO法人343法人のうち、認定NPO法人は1法人となっております。以上でございます。

**○河野哲也議員** 今回の改正の特徴、これは認定権限を国から都道府県等に移したことによって、認定手続の迅速化、現場でのきめ細やかな対応が可能になると言われております。それと寄附税制の改正によって税控除が導入され、認定NPO法人、仮認定NPO法人への寄附はその対象となって、寄附が集まりやすくなるという効果が期待されております。そこで、NPO法人法の改正により、新たな認定NPO法人制

度が設けられたことを受けて、県の対応をお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 改正特定非営利活動促進法の来年4月の施行に向けまして、現在、国では、施行令等の制定準備が進められているところでございます。NPO法人への寄附を促す仕組みである認定制度につきましては、今回、都道府県等が行う制度として位置づけられましたが、あわせて、認定要件の緩和や仮認定制度の導入がなされているところでございます。このことは、NPO法人にとって認定への道を大きく開くものでございまして、寄附に支えられたNPO法人の活動を活発化する契機ととらえまして、県といたしましては、制度の周知や働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○河野哲也議員** また、改正NPO法によって認定NPO法人の活動内容が大変拡充されまして、観光の振興や中山間地域の活性化の活動も可能になったというふう聞いています。どうか県の積極的な推進をお願いしたいと思ます。

次に、交通サービスと地域活性化についてであります。

昨年11月の議会において、私も、県北地域におけるICT利活用広域連携事業を活用したデマンド方式のバス運行支援システムの取り組み等を質問させていただきました。これまでも昨年の総務政策常任委員会を初め、本議会でもコミュニティバスの運営やデマンド交通システム等の公共交通ネットワークの質疑があり、その重要性を確認されております。そして、本年の新規事業として、未来をつなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業が予算計上されております。そこで、県民政策部長に、この未来をつな

ぐ地域公共交通ネットワーク創造事業の内容についてお尋ねいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 本県では、バス利用者の減少によりまして、バス路線の維持が困難になってきておりまして、高齢者や学生などの地域の交通手段の確保が重要な課題となっております。この事業は、こうした地域が抱える公共交通の課題やその解決策につきまして、県と市町村で研究会を設置しまして、先進事例も参考にしながら調査研究を行いますとともに、デマンド方式の導入やスクールバスの混乗化、この混乗化というのは、通学時に生徒以外の住民も利用するというところでございますが、この混乗化など新たな実証実験等を行う市町村を支援することによりまして、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの確立を図ろうとするものでございます。

〔「関連質問をお願いします」と呼ぶ者あり〕

**○外山三博議長** 関連質問を許します。重松幸次郎議員。

**○重松幸次郎議員** 公明党の重松でございます。ただいまの御答弁につきまして関連質問をさせていただきます。

答弁にありましたとおり、デマンド方式によるコミュニティバスの運行についてでございますが、デマンドバスは、私も議員になる前からテレビ、雑誌等で見聞しておりまして、市街地活性化の立場で大変興味深く思っていたわけであり、これまでの県議会での各委員会での会議録、また、定例議会会議録などを読ませていただき、大変参考になりました。ただいま御説明のとおり、デマンド交通は、ドア・ツー・ドアのサービスであるタクシーの便利さをバス並みの料金で実現するシステムであり、予約に合

わせて自宅や外出先まで車が迎えに来て、地域内の行きたいところまで運んでくれる大変便利なサービスであります。それらはまた、単なる公共交通サービスの提供にとどまらず、多種多様な財政削減効果や、高齢者への生きがい創出、また交通弱者対策、そして、地域商店街の活性化をもたらし、新たな事業の展開と雇用が促進されるなど、サービスインフラの整備がこれからの地域価値を高める上でも、この交通ネットワーク創造事業は非常に重要な施策であると思っております。

そこで、またお尋ねいたしますが、県内におきまして、コミュニティバスが運行されている市町村は幾つあるのか、また、デマンド方式が採用されている市町村は幾つあるのかを、県民政策部長にお伺いします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** コミュニティバスが運行されている市町村数は20でございます。また、そのうちデマンド方式が採用されている市町村数は6つであります。以上でございます。

**○重松幸次郎議員** ありがとうございます。これから各市町村と連携して、ますます事業運営を拡大していただきたいと思っております。そして、できましたら、コンピューターシステムなどのIT活用を含めて、デマンド交通の実証実験または本格導入をお願いしたいと思っております。

全国各地の公共交通空白地域でも、コンピューターによるデマンド交通システムを活用して、より高度化することで、利用者のサービス向上と乗車率をアップすることが期待されております。先日、私は、デマンド交通のシステムを開発している名古屋の会社を訪問し、システムの概要を尋ね、あわせて岐阜県可児市——岐阜市及び名古屋市から30キロ圏内で、人口10万

の都市でありますけれども、そこに視察に行つてまいりました。そこでもコンピューター受け付けを採用されており、さまざまな予約内容を運行時間に合わせて車両ごとに整理されて、運転者に送信ができ、運転手は車両に登載されている端末からジャーナル用紙に印字をされて——システム会社では液晶パネルになっておりますけれども、効率的に送迎ができ、安全運転に専念できるということでありました。同市のアンケート調査によりますと、デマンドバスを利用された方の評価は、9割以上が満足されており、「すごく早く目的地に行けるので満足」「とてもありがたいので、将来にわたって存続させてほしい」などの声でございます。

そしてさらに、デマンド交通に関する住民サービスの向上や、各地域の運営主体等がより効率的なサービスを実現するために設立された全国デマンド交通システム導入機関連絡協議会という協議会がございます。そのホームページから、取り組まれた自治体の声を紹介いたしますと、1つ目は、「デマンド交通は、高齢者の足の確保というだけでなく、病院や商店の集客にも貢献しているほか、外出を容易にしている点で高齢者の健康増進にもつながっている。地域の足として機能していると実感しております」

(石川県宝達志水町)。2つ目は、「財政支援を削減しながら、住民の生活交通の確保、利便向上を図ることができました。町内のすべての地域の方からも大変喜んでいただいております、町としてもデマンド交通システムを導入してよかったと感じております」(長野県富士見町)などと、高い評価をされております。さらに、同協議会のシステム導入の意義づけとして、システム構築での一番のポイントは、地域住民から賞賛されるベストなサービスとなるように、

地域みずからが改良・改善を繰り返していけるところに、このデマンド交通システムの最大の社会的意義があると述べられております。つまり、実証実験や運用された過去のデータを活用し、行政、住民、事業者の各セクターの受ける利益、負担コストを、地域に応じて適正にコントロールする運営体制が日々更新され、確立されていくことが大事だということでありました。

そして、このシステムが構築されると、その先には、デマンド交通にとどまらず、ツールを活用して、今後の高齢者対策であるシルバーサポートシステム、行政サービス、買い物、介護相談受け付けなどにつながっていくことも申し添えておきたいと思っております。

このデマンド交通はとても有効な施策でありますので、多くの地域で導入を検討していただきたいと思っておりますが、県民政策部長の見解をお尋ねいたします。

**○県民政策部長(渡邊亮一君)** デマンド方式は、利用者の少ない地域で、利用者の予約に応じて運行することから、運行コストの縮減や利便性の向上等に有効な方式であると考えているところでございます。現在、本県でも日向市のコミュニティバスで、ケーブルテレビの画面を使った予約システムが稼働しております。県といたしましても、デマンド方式について市町村とともに調査研究を進めまして、市町村に対し、必要な支援を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○重松幸次郎議員** 各市町村の我が党の議員も連携して、デマンドバス及び公共交通サービス地域活性化の推進に取り組んでまいります。

以上で私の関連質問を終わります。ありがとうございました。



○河野哲也議員 難病対策について福祉保健部長にお伺いします。先ほどの答弁をちょっと確認したいと思うんですが、「対象疾患として位置づけるよう、さまざまな機会をとらえて要望してまいりたいと考えております」というのは、今までも要望していましたということで確認してよろしいでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） おっしゃるとおりでございます。平成21年6月議会で、特定疾患治療研究事業の対象疾患とするよう、4疾患について請願があったわけでございますけれども、これにつきましては、21・22年度、国のほうに要望を行っております。今回、その4疾患に成人スティル病を加えた5疾患についての請願がございましたので、これの対応について先ほど御答弁したということでございます。

○河野哲也議員 ありがとうございます。難病の治療に携わることのできるお医者さんは偏在しています。移動に時間をかけ、難病患者の方々は治療してもらっているわけです。非常に難しい問題でございますが、難病に係る専門医の確保について、県の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 難病患者の方々が、症例数が少ないことなどから、専門の医師が身近にいない場合があるという実情につきましては、先般来、団体の方等からも伺っているという状況でございます。難病患者の皆さんが地域において適切な診療を受けることができる環境を整備することは、重要な課題であると認識をしております。県におきましては、重症難病患者の受け入れを円滑に行うため、重症難病患者入院施設確保事業を実施しております。地域の医療機関等の協力関係の充実を順次図っていているという状況でございます。

○河野哲也議員 公明党の国会議員から、仙台

市の進行性筋ジストロフィーという難病の青年の体験報告がありました。3月11日、東日本大震災が発生したとき、その青年は、揺れだけではなく、さらに停電という恐怖に襲われたと。停電すると、人工呼吸器の電源は内蔵バッテリーに切りかわるわけですけど、使用限度は約6時間が目安。それまでに電源が確保できなければ生命の危機に直面する。その青年は、たまたま居合わせたヘルパーの機転で自家発電機のある病院に一時避難し、間一髪で命をつなぐことができたというふうに報告をいただきました。災害時の難病患者、障がい者市民への支援計画等、今後策定されていくと思いますが、やはり当事者の参加、当事者の考え、思いが酌まれた計画でなくてはいけないというふうに考えております。避難訓練など、難病患者の災害対応について県としてどのように考えておりますか。よろしくお祈いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 難病患者の災害時における対応につきましては、難病患者の皆さんが生活している地域において、避難や医療等のケアが速やかに対応できる体制を整えておくことが重要と考えております。県といたしましては、各保健所において特定疾患治療研究事業対象者の名簿を作成し、同意を得られた患者さんについて、災害時に備え、消防署や市町村への情報提供を行っております。今後とも、市町村における災害時要援護者支援計画策定や地域における避難訓練実施の際に、各地域の保健所を通じて適切な情報提供等を行ってまいりたいと考えます。

○河野哲也議員 どうかよろしくお祈いいたします。

口蹄疫復興対策について農政水産部長にお伺いいたします。複数の議員から、農民の声、不

安な声を代表して質問がありますが、重なる部分はあるかもしれませんが、大事な点として質問をさせていただきます。

確かに工程どおりに努力していただいております。しかし、昨日も質問がありましたが、埋却地は10月1日までに確保率100%を目指せるのでしょうか。その他の課題としてお伺いいたしますが、畜産経営再開の支援として、今後の畜産のあり方で、販売戦略を念頭に置いた県産牛、豚肉の新たな肉質の検討が始まっていると聞いています。安くておいしい赤身の和牛が注目されている中で、霜降りにこだわり続けるのか、また、豚肉について、県は後継ブランドの開発を検討しているとお聞きしています。ただ、今、全国的な要因で枝肉価格が低迷しているわけでありまして。まずは短期的な牛肉の消費拡大への対策を伺いたいと思います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 牛の枝肉価格回復のためには、牛肉の消費拡大を図ることが大変重要であると認識しております。このため、今回、JAグループ等と連携いたしまして、宮崎県産和牛肉消費拡大パックの販売や、みやざき再生・復興プレミアム牛肉商品券の発行を予定しております。県民の皆様の協力をいただきながら消費拡大を図ることとしております。また、引き続き関係団体と連携して、現在、県内外に431店舗展開しております指定店の拡大や、トップセールス、また、各種フェアの開催等に取り組みますとともに、香港、マカオを初めとする海外への輸出対策につきましても強化を行いまして、本県産牛肉の販売拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ぜひ販売拡大戦略を具体的に進めていただきたいということを要望しておきます。

6月議会における副知事の答弁で、再生・復興のために産地構造、産業構造の転換を進める必要があるとし、例えば、国・県合わせて10億円の補助を受けて設置されているJA経済連の冷凍野菜加工施設を核としまして、付加価値の高い土地利用型農業の推進などに取り組んでいるとありました。そこで、畜産から耕種への転換の一つの位置づけの施設として、西都市に冷凍野菜加工施設が稼働しておりますが、畜産からの転換による農家及び農地の受け入れをどのように見込んでいるか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 冷凍加工施設の本格稼働に向けては、西都・児湯地域を中心に関係機関が一体となって、加工原料の生産・供給を行う農家や農地の確保に取り組んできたところであります。この結果、主力品目のハウレンソウを栽培する農家は、法人を含め全体で86戸、面積で151ヘクタールとなり、このうち畜産との複合経営の中で新たに栽培を開始する農家は11戸で、面積は10ヘクタールとなっております。さらに、法人等が畜産農家から飼料畑を借り受けて栽培する面積は45ヘクタールとなっております。県としましては、本議会にお願いしております不作時の減収に伴う所得の減少等を補てんする制度とともに、引き続き、機械化一貫体系の確立に向けた支援等を行いながら、今後、さらに畜産農家の参画や飼料畑の有効活用を図り、加工原料用野菜の産地確立に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** この転換が持続可能なものなのか、これは今後も注視していかなければならないと思っております。

国や県の検証委員会の報告書は、密集地域における防疫上のリスクの高さを問題視しております。国や県に適正な飼育規模の検討を提言さ

れました。適正な飼育規模を議論するのは前例のない試みだけに、相当難航しているのではないのでしょうか。過密飼養解消のためのふさわしい飼養体制というのを農家に示していくのか、お伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫からの再生・復興に当たりましては、昨年の経験を踏まえ、防疫や環境に配慮した飼養密度等の課題について検討を行うこととしておりまして、生産者の代表や関係団体、大学関係者等で構成する意見交換会を開催したところであります。意見交換会におきましては、「防疫や生産性の向上等の観点から、飼養密度を含めた適正な飼養管理について検討することは必要である」。あるいは、「飼養規模等を制限するのではなく、関係者の共通理解を醸成することが必要である」といったさまざまな観点からの御意見をいただきました。県といたしましては、これらの意見を踏まえ、家畜防疫が徹底され、かつ生産性が高く、持続可能な畜産経営を推進する観点から、適正な飼養規模・密度あるいは適正な飼養管理について関係者が共通理解をし、普及啓発、実践を行っていくために、その基本となるガイドラインを、市町村や関係団体と協議を行い、10月をめどに策定するということとしております。

○河野哲也議員 済みません、ちょっと確認ですけど、今、10月策定のガイドラインのお話がありましたが、これは強制力を持たせるというふうに考えるのでしょうか。

○農政水産部長（岡村 巖君） ガイドラインにつきましては、現在その内容等について鋭意検討しているわけですが、基本的には、基準を定めて強制するという性格のものではなくて、関係者が共通理解をして、普及啓

発、実践を行っていくための基本となるものと考えております。

○河野哲也議員 進むかどうかというちょっとはてながつきそうなあれですけれども、どうか飼育規模の適正化と経営安定化が両立可能な方策を今後とも考えていただきたいと、そのように思います。

教育の再生についてとの観点で、3点教育長にお伺いいたします。

指導力不足教員についてであります。教育情報誌の中で、ここまで学校のシステムがゆがんでいるのかと、愕然とする記事を見つけました。抜粋して紹介いたします。これは他県の記事です。「教師失格のレッテルを張られた若い教師の訴えである。新聞のホームページに指導力不足教員の数が載っていた。全国上位の多さだという。本県で認定・研修制度が整った結果、認定者がふえたのではないかとの見方を示した。しかし、私は、校長から指導力不足の指導は受けていない」。間をとります。「一緒に特別研修を受けていた先生は、学校の校内研修の授業のときに市教委が来て参観した。それまで何の指導もなく、3月になっていきなり校長に指導力不足教員と言われたそうである。一方、3年連続で学級崩壊させている先生が指導力不足教員ではない。さらに、他の学年より10時間程度授業がおくれている50代の先生が指導力不足教員ではない。こんないいかげんな手続で指導力不足教員にさせられている人がいっぱいいるのだ」と、このような記事でございました。

本県の「指導が不適切な教員」の現状、認定までの手続、研修の内容についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 指導が不適切な教員

につきましては、平成19年の教育公務員特例法の一部改正によりまして、指導改善のための研修が法定化されました。その後の本県の状況といたしましては、平成22年度に指導が不適切な教員として2名を認定いたしました。指導改善のための特別研修を実施した結果、改善が認められ、両名とも学校に復帰いたしております。

認定手続であります。指導に課題のある教員に対しましては、まずは各学校において、校長が中心となって当該教員と十分コミュニケーションをとりながら研修を行い、改善を図っております。それでもなお改善が見られない場合には、県教育委員会におきまして、医師や弁護士、PTA関係者等で構成します審査委員会の意見を参考にいたしまして判定会議を行い、指導が不適切な教員として認定をいたしております。認定の後には、主に県の教育研修センターにおきまして、原則1年間の特別研修を実施することになります。研修の内容であります。それぞれ個々の教員の課題に応じて作成をした研修計画に基づきまして、自己の課題を認識させるための個別面談やカウンセリング、指導力を向上させるための講義・演習や授業研究、さらには社会性を高めるための福祉施設等での体験研修などを実施しているところであります。以上です。

**○河野哲也議員** 本県ではゆがんだシステムはないというふうに信じております。今回質問はいたしません。精神疾患等による休職者の復職システムについてもしっかりと対応していかれることを強く望みます。

次に、エネルギー教育についてであります。3月の東日本大震災によって福島県で原子力発電所の事故が起きて以来、放射性物質の影響を

心配する声が東北を初め関東圏でも広がっております。エネルギー教育の指導においても学校の対応が課題となってきました。来年度、本格的に中学校理科において40年ぶりに放射線に関する指導内容が復活いたします。新指導要領によると、理科第一分野「科学技術と人間」のエネルギー資源にかかわる項目において、「放射線の性質と利用にも触れること」と表記されております。約40年前の理科第一分野の教科書を見ると、当時の指導内容は、物質を構成する原子について指導する際、その構造として原子核、電子、中性子の解説に加えて、原子核が核分裂によって別の物質に変化するときにアルファ線、ベータ線、ガンマ線といった放射線が発生するなど解説されています。実際のところ、総合学習などでエネルギーに関する教育実践に取り組んだ中学校以外の理科教員のほとんどが、この指導項目について実際の指導経験がないところから、どの程度の指導を行うのか戸惑っているという声をお聞きします。

一方、小学校においても、原子力発電所の扱いにおいて慎重になっております。先日、愛知県豊橋市教育委員会は、市内の小学3・4年生に配布している社会科副読本の「原発は必要」との記述を、東京電力福島第一原発の事故を受けて修正する検討を始めたとの報道がありました。また、市内の全52小学校に指導する際、教育の中立性を保たれるよう配慮することを求める通知を出したともありました。原発の是非について、国の議論をまって修正するかどうかの結論を出すとのことでございます。

そこで、本県の学校における原子力、放射線に関する教育の現状と今後の対策についてお問い合わせいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 原子力や放射線に関

しましては、小学校3・4年生の社会科及び中学校、高等学校の社会科や理科等で、児童生徒の発達の段階を踏まえまして、学習指導要領に基づいて指導しているところであります。具体例といたしましては、中学校3年生の理科におきましては、人間は、水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていること、また、エネルギーの有効な利用の大切さや放射線の性質と利用についても指導いたしております。今後の対応といたしましては、福島第一原発の事故を受けまして、文部科学省では、児童生徒が放射線等についての正しい基礎知識を学ぶための副読本を作成し、全国の小・中・高等学校・特別支援学校に配布する予定と聞いております。県教育委員会といたしましては、この副読本も活用しながら、原子力等のエネルギーに関する学習が適切に行われるよう指導してまいりたいと考えております。以上です。

**○河野哲也議員** 教える側が不安にならないように、子供のためにしっかり注視していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

いじめ対策についてでございます。いじめによる自殺をとめることができません。昨年、小・中・高校の自殺した児童生徒数は、全国で147人となっています。先日、県立図書館で行われている自殺予防週間のパネル展に行かせていただきました。本県の若年層の自殺数がゼロでないことを確認しました。いじめが原因になっているのではと非常に心配になったところございました。8月4日に文科省が、「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を発表いたしました。その中で、小・中・高・特別支援学校のいじめの認知件数は約7万5,000件、前年度約7万3,000件、児童生

徒1,000人当たりの認知件数は5.6件、前年度5.1件とありました。諸問題についての調査結果を見ると、全体的には横ばいあるいは低下傾向にある中で、平成18年度以降、毎年大幅な減少を続けてきたいじめの認知件数が増加に転じました。しかも今回の調査には、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県は含まれておりません。いじめ認知件数の実数は、小学校が前年度比1,222件増の3万5,988件、中学校が237件増の3万2,348件、高校が975件増の6,617件、特別支援学校が83件増の342件、すべての校種で増加しております。また、いじめの態様では、「冷やかしかからかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われる」が前年度比3,118件増の5万235件、「仲間外れ、集団により無視をされる」が113件増の1万5,614件となっています。本県も同様な状況なのでございましょうか。本県の学校におけるいじめの現状について、まずは伺います。

**○教育長（渡辺義人君）** 文部科学省が実施をいたしました平成22年度の調査によりますと、本県の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校が23件、中学校が40件、高等学校が37件、特別支援学校が5件で、合計で105件となっております。児童生徒1,000人当たりの認知件数で申し上げますと、本県は0.85件であり、全国平均の5.74件に比べて低い状況にあります。

**○河野哲也議員** 本県は、07年度から4年連続で減少しております。全国が注目する結果になっておりますが、しかし、ゼロではありません。また、105件中いじめが解消したのは86件と報告を受けております。解決率81.9%です。人数に直すと19人の子供たちはいまだに苦しんでいるということで私は考えております。

私も複数の相談をまだ受けています。いじめ

は複雑化していると言われております。要因は家庭の不安定さが挙げられています。いじめが顕在化しています。例えば携帯電話の普及によるネットいじめです。特定の子の嫌がる写真を投稿したり、書き込みで集中攻撃をしたりしながら、学校生活ではそのそぶりも見せないのです。いじめ問題に対して学校や県教育委員会はどのような取り組みを行っているか、お伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 各学校におきましては、いじめは、人として絶対に許されない行為であるということ、道徳の時間や学級活動等におきましてすべての子供たちに指導の徹底を図ることにより、いじめの未然防止に努めております。また、校長のリーダーシップのもとに定期的にいじめ対策委員会を開催し、教職員間で情報の共有と対応の確認を行いますとともに、学級担任だけではなく、養護教諭や生徒指導主事等との連携も図りながら、すべての教職員による組織的な対応に努めているところであります。さらに、アンケート調査を年間に複数回実施しながら、いじめの状況を詳細に把握したり、継続的に教育相談を実施したりするなどして、早期発見・早期対応に努めているところであります。県教育委員会におきましては、いじめ問題への取り組みチェックシートを作成・配布いたしまして、すべての学校がいじめの問題への取り組み状況を定期的に点検・見直ししながら、小さいいじめも見逃さず、きめ細かな対応を行うよう指導しているところであります。また、スクールカウンセラーやスクールアシスタントを配置したり、実情に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣したりして、各学校におけるいじめ問題の取り組みを支援しているところであります。先ほど御質問の中でも紹

介がございましたけれども、今後とも、いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るといふ危機感を持って、いじめのない学校づくりに努めるよう指導してまいりたいと思います。以上です。

**○河野哲也議員** 私もいじめをなくせるのは教師だけだと考えます。もっと先生方に、いじめは、子供の命にかかわる最大の事件であるという認識を持っていただきたいと思います。いじめの発見をどのように行っているのでしょうか。いじめを発見したとき、学校ではどのように対応するか、方法を示すことができるのでしょうか。いじめが解決されたか最終的にだれが判断するのでしょうか。校長が、「わかりませんでした」。絶対にあってはならないことです。もう一度、どうか早期発見・早期解決の不断の取り組みをお願いいたします。

警察行政についてでございます。

飲酒運転根絶対策について、警察本部長にお伺いいたします。平成18年8月25日、福岡市海の中道道路で、今でも記憶がよみがえりますが、飲酒運転により3児死亡した事故がありました。あれから早くも5年たちます。福岡県は、事件の後、飲酒運転による事故が激減しました。ところが、昨年22年、また増加し、全国最悪となったそうです。本県の平成22年の飲酒運転検挙状況についてお伺いいたします。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 本県におきまして飲酒運転の検挙状況であります。今御指摘のように、平成18年の福岡の事故以来、減少傾向にはございます。昨年の本県における飲酒運転検挙件数は579件であります。これは、5年前の平成18年の検挙件数996件と比較いたしますと、41.9%減少しているという状況にあります。

○河野哲也議員 21年、酒酔い・酒気帯びへの罰則の強化は、平成19年に続いて行われております。救護義務違反、つまりひき逃げの罰則が厳しくなった背景は、飲酒運転者が事故を起こしたときに、重い刑罰、危険運転致死傷罪を適用されないよう、現場から逃走するひき逃げが多発したからでございます。また、飲酒検査拒否については、厳罰化によって飲酒の検査を拒否する者の増加が懸念され、引き上げとなりました。悪質運転者の増加を考え、免許欠格期間も最長5年から10年になりました。そこで、罰則強化による効果についてお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） ただいまおっしゃられたように、平成19年9月の道路交通法の一部改正、罰則の大幅強化、そして21年6月の行政処分の強化、これによりまして、先ほど申し上げましたように、県内における飲酒運転の検挙件数は減少いたしました。飲酒事故につきましても、5年前、平成18年の90件から昨年は62件へということで、31.1%減少をしております。それから、飲酒運転により運転免許を取り消された者、これは平成21年が前年比プラス99人の199人、平成22年が前年比プラス186人の385人ということになっておりまして、2年間で約4倍に増加するなど、悪質運転者の排除ができていないものというふうに考えております。

○河野哲也議員 実は、福岡も厳罰による効果が3～4年は続いたんですね。だけど、やっぱり福岡で見られるように、厳罰による抑制効果も数年というふうには有識者がおっしゃっています。さまざまな抑止効果に取り組んでいるにもかかわらず事故が絶えないのは、一つにはアルコール依存から飲酒運転を繰り返すドライバーが存在するからだと言われております。今、仮釈放後、飲酒運転防止プログラムを受講させ、再

発防止に取り組んでいると聞いていますが、本県における飲酒運転根絶対策についてお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 本県におきます飲酒運転根絶対策でございますけれども、まず、新聞、テレビ、ラジオ等を通じての広報啓発活動、それから、各種講習会におきまして事故の実例等を交えた身に迫る講話、こういったことを行っておりますほか、年間を通しまして、昼夜を問わない取り締まりを行いますとともに、飲酒運転取締月間を定めるなどしておりますけれども、運転者のみならず、同乗者、それから車両等の提供者に対する責任の追及にも努めております。昨年1年間で飲酒運転を助長した者といたしまして、同乗者10人を含む18人を検挙しております。検挙ばかりではということでございますけれども、平成25年をめどに、飲酒運転で免許を取り消された再取得希望者に対する新たな講習というものが全国で導入をされる予定であります。本県におきましても、現在その具体的な準備を進めていかなければならないということで考えているところでございます。飲酒運転の根絶は、警察に負託された最重点課題の一つであるというふうにとらえておりまして、関係機関と連携の上、取り組みを一層強化してまいりたいと思っております。

○河野哲也議員 ぜひ、新たな講習というのが一日でも前倒しして始まるよう努力をしていただきたいと思います。

全国で交通事故全体の発生件数は、警察本部等の努力で減少傾向にあるものの、全事故に占める自転車関連の事故の割合は増加傾向にあり、07年からは全体の2割を超えているという調査結果が出ております。特に、自転車が加害者となる自転車対歩行者の事故が急増していま

す。警察庁の調べによれば、97年に発生した自転車と歩行者の事故は633件だったのが、2000年から増加。06年以降は2,700から3,000件の間を推移しております。自転車は、道路交通法上では軽車両に位置づけられ、車道を走ることが原則ですが、現実はそうっておらず、歩行者との事故が相次いでいるとのこと。そこで、県内では、7月下旬から自転車取り締まりが強化されたとお聞きしました。県内の自転車事故の発生状況と取り締まり強化について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 自転車が関与いたします交通事故は、昨年1年間で1,575件発生をいたしまして、死者が6人、負傷者は1,558人という厳しい状況でございます。また、自転車交通の交通事故防止、それから自転車利用者の交通ルールの確立を図るということで、平成18年から、イエローカードを使用した現場警告によります自転車利用者への警告を行っておりますが、その警告件数も年々増加をしております、昨年は過去最多の9,370件となっております、県民の皆様からも、自転車利用者の交通マナーの悪さを指摘する意見も数多く寄せられているところでございます。このように事故が減らず、また批判が増加しているということがございまして、重大な交通事故につながったり、取り締まり要望の多い違反であります酒酔い、信号無視、携帯電話使用等の違反を重点違反といたしまして、こういった違反を犯したことによって交通の危険・迷惑が生じた場合、それから、警察官の指示に従わずに違反行為を継続するような悪質な者への取り締まりを強化することとしたものであります。今後とも、関係機関・団体との連携を深めまして、交通事故防止と規範意識の向上に努めてまいりたいという

ふうに考えております。

○河野哲也議員 実は、私は、朝、街頭のあいさつ運動をさせていただいているんですけど、延岡工業生とウルスラ生は非常にあいさつが元気よくて、こちらからあいさつすると向こうもあいさつしなきゃいけないので、自転車をびしっと運転しているといえますか、そういうのも効果的なのかなということで、こちらからあいさつを今もさせていただいていますが、自転車事故の防止に向け、国交省と警察庁は08年1月、全国98地区を自転車通行環境整備モデル地区に指定して、歩道や車道と分離した自転車専用道路の整備を進めてきました。その結果、さくなどによって歩道、車道と分離された自転車道や、カラー塗装されるなどして区別した自転車レーンでは、整備前に比べ交通事故が大きく減少したと、そういう報告があります。7月21日に発表した国交省の調査結果によれば、自転車道が整備された区間で1年間に発生した交通事故の件数が26%も減少、自転車レーンでは1年間で36%も減少したと報告を受けております。本県での自転車レーンの整備について、県土整備部長、お伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今、議員おっしゃいましたとおり、全国98カ所のモデル地区を指定しまして、整備課題の把握あるいは対応策の検討を行ったところでありますが、本県におきましては、宮崎市と日向市の2地区が指定を受けまして、一部の路線で自転車通行部分のカラー化あるいは自転車レーンの設置に取り組んだところでございます。議員のお話にありましたように、本年7月にこのモデル地区の整備について国のほうで調査結果を公表されました。今後は、その調査結果の評価・検証を行った上で、自転車通行環境整備のガイドラインを



平成23年9月8日(木)

取りまとめ、各自治体へ周知する予定と聞いておるところでございます。県としましては、引き続きこのガイドラインを参考に、道路の現況あるいは交通実態も踏まえながら、自転車レーン設置も含めまして、よりよい走行環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 以上で質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします

午後4時2分散会

9月9日（金）

# 平成 23 年 9 月 9 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

- |      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | ( 郷 中 の 会 )                   |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦   | ( 自 民 党 つ く し の 会 )           |
| 3 番  | 重 松 幸 次 郎 | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 4 番  | 渡 辺 創     | ( 新 み や ざ き )                 |
| 5 番  | 西 村 賢     | ( 同 )                         |
| 6 番  | 黒 木 正 一   | ( 自 由 民 主 党 )                 |
| 7 番  | 松 村 悟 郎   | ( 同 )                         |
| 8 番  | 内 村 仁 子   | ( 同 )                         |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )                         |
| 10 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                         |
| 11 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                         |
| 12 番 | 清 山 知 憲   | ( 同 )                         |
| 13 番 | 外 山 三 博   | ( 同 )                         |
| 14 番 | 関 師 博 規   | ( 日 日 新 )                     |
| 15 番 | 河 野 哲 也   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 16 番 | 高 橋 透     | ( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )       |
| 17 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                         |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | ( 新 み や ざ き )                 |
| 19 番 | 星 原 透     | ( 自 由 民 主 党 )                 |
| 20 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                         |
| 21 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                         |
| 22 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                         |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )                         |
| 24 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                         |
| 25 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )                         |
| 26 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                         |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二   | ( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )       |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 新 み や ざ き )                 |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                         |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | ( 自 由 民 主 党 )                 |
| 33 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                         |
| 34 番 | 中 野 一 則   | ( 同 )                         |
| 35 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )                         |
| 36 番 | 福 田 作 弥   | ( 同 )                         |
| 37 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )                         |
| 38 番 | 中 村 幸 一   | ( 同 )                         |
| 39 番 | 十 屋 幸 平   | ( 同 )                         |

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長           | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長           | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長             | 渡 辺 義 人   |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |
| 代 表 監 査 委 員       | 宮 本 尊     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝     |

## 事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     |
| 総 務 課 長     | 山 之 内 稔   |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

---

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。後藤哲朗でございます。平成23年9月9日午前10時過ぎ、初めての登壇であります。地域経済の発展と安全・安心な住みよい県土づくり等への目標、目的を明確にしまして、議会人としての使命をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、御指導、御厚情をよろしくお願い申し上げます。

さて、来年のオリンピック、ロンドン大会に金メダルの期待がかかる競泳の松田丈志選手、そしてこの秋場所で定年を迎えます大相撲立行司・木村庄之助氏、お二人とも努力と精進、ひたむきなチャレンジャー精神で、県民に感動と元気、勇気を与え続けております。どうか引き続き、なでしこジャパンと同様に御声援、御支援を心からお願い申し上げます。

それでは、提言を含め質問をしてまいります。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災は、我が国に未曾有の苦難を与え、半年たった今になっても、いまだに復興の見通しがつかない状

況にあります。しかし、千年に一度と言われる大災害の中にあって、混乱に陥ることなく整然と行動する日本人の姿に、世界の人々は改めて、日本人の行動規範や倫理・道徳観の高さに驚嘆したのであります。日本という風土文化、そしてそこに生きる日本人に根づいている、いわば精神の美しさに感銘を受けたのであります。

さて、国においては、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」を平成22年6月に閣議決定しており、その中で、「我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である」と位置づけました。このような観点から、文化庁は本年度から「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を、県や市町村などの実行委員会等を対象として実施しております。この事業は、日本各地の宝である多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事や伝統芸能の公開、後継者育成、重要文化財建造物等の公開活用など、文化振興、さらには観光振興や地域経済の活性化を推進すると説明されております。一見、まことに耳当たりのよい言葉で、費用対効果にも配慮した地域おこしに有効な発想であると思いますが、私はこの事業は、政府の行政刷新会議の事業仕分けにより廃止された伝統文化こども教室助成事業を一部引き継いでいるものと理解しております。伝統文化こども教室助成事業は、平成15年度から22年度まで8年間にわたり、本県において多くの団体・保存会の皆様方の御尽力で、次世代を担う子供たちにかげがえのない地域文化を純粋な気持ちで伝承しようと取り組まれたものであり、経済性を重視した、先ほどの「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」と異質なものと感じていると

ころであります。

事業仕分けを受け、文化庁は文化の伝承に関して大きくかじを切り、大きな方針転換をされましたが、不安と心配、割り切れないものを抱えているのは私だけではないと思います。東日本大震災の映像の中で感じ、感銘を受けた、苦境の中でも揺るぐことのない日本人のバックボーンは、費用対効果とは無関係な打算のない純粋な気持ちで、長い歴史の中で伝統文化を脈々と引き継いできた風土の中に生きる日本でこそ培われたものと確信をいたしております。そこで、大変大きな命題であります。聡明なる知事に、日本の文化をどのようにとらえておられるのか。またその視点から、地域文化に対する認識と伝統文化の保存・伝承に対する基本姿勢をお伺いいたします。

次に、知事部局7部の政策課題研究についてお伺いいたします。

今、本県をめぐる状況は大変厳しいと言わざるを得ません。地域医療、中山間地域の問題、災害への備え、雇用の確保・創出などさまざまな課題が山積していますが、その一方で、長引く景気低迷により県の財政はますます厳しくなっております。また市町村も同様であります。そのことを認識した上で山積する課題に対応していかなければならないわけですから、みんなの知恵を集めることは非常に大切であると私は思います。また、市町村や経済界、さらには県民との対話と協働という考え方が総合計画の中でもうたわれていますが、まさにそのとおりだと思います。問題は、どのように実行していくのかであり、一口に知恵を集めると言っても、それが有効に機能するためには、知恵を出し合う仕組みや全体をリードしていく人が必要であります。そのような中、県では現在、各部

次長をリーダーとする政策課題研究を実施しているところでございます。各部の次長がリーダーとなり、関係する部署の職員が一緒になってその対策を検討するとのことで、職員の知恵を集めるということ、職員の能力を高めるということの2つの点で大変意義ある取り組みであると受けとめております。そこで、この政策課題研究の取り組みとその結果をどのように県政に生かしていられるのか、県民政策部長にお伺いいたします。

次に、新たな広域連携の取り組みであります宮崎縣市町村間連携支援基金設置事業についてお伺いいたします。

本年6月に、持続可能な地域づくりを進めることを目的として宮崎縣市町村間連携支援基金条例が制定されました。今後は、この基金を活用し、県内における市町村間連携のあり方に関する検討や、地域ごとの市町村間連携推進計画の策定、及びその計画に沿った市町村間連携の取り組みを支援されると伺っております。一方県内では、県北地域において、延岡市を中心市として県北9市町村で構成する圏域や、日向市を中心市として日向市、東臼杵の5市町村で構成する圏域、そして都城市を中心市として都城市、三股町、鹿児島県曾於市、志布志市の4市町で構成する圏域において、総務省の進める定住自立圏構想に取り組んでおり、医療や産業振興等の生活機能の強化を初めさまざまな取り組みが進められております。県の進める基金設置事業や定住自立圏構想は、基本的には新たな広域施策の展開を後押しするものであり、これまでのような各自治体に生活機能を満遍なく整備するのではなく、圏域の市町村において連携しながら、蓄積された資源の効率的な活用や充実を図り、圏域全体の生活機能を維持・向上させ

ていこうというものであると考えられます。そこで、市町村間連携支援基金設置事業の目的と内容はどのようなものか。また、定住自立圏構想の取り組みを支援するものと位置づけてよいのか、県民政策部長にお伺いいたします。

次に、安心・安全のまちづくり、セーフコミュニティについてお伺いいたします。

セーフコミュニティとは、事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、すべての人たちが安心して安全に暮らすことができるまちづくりを進めるものです。これは、WHO（世界保健機関）が「世界じゅうの人を健康に」という取り組みを進める中で、日々の生活において安全が健康に大きな影響を与えることに着目したのが始まりです。そこで、地域の人たちが協働で安全な環境づくりに取り組んでいたスウェーデンの小さな町の試みをモデルとして、地域のだれもがいつまでも安全に暮らせるまちをつくらうという取り組みになったのがセーフコミュニティです。人々が平穏に暮らせるようにするため、事故や暴力、その結果としての外傷や死亡を、協働で科学的に評価可能な手法により予防しようと取り組む地域を、WHOセーフコミュニティ協働センターがセーフコミュニティとして認証しています。このセンターでは認証のための6つの指標を定め、この指標を満たしているかを申請書と現地調査により確認を行い、認証を行います。認証は、事故やけがが減少したかどうかを見るのではなく、地域住民、行政、企業などさまざまな主体が連携・協働し安全な地域づくりに取り組む状態になっていることに与えられます。このセーフコミュニティ事業を研究・検討課題として前向きに取り組んでいただけないか、県民政

策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、現在、国が検討を進めている子ども・子育て新システムについてお伺いいたします。

県は、本年3月に策定した「未来みやぎき創造プラン」の中で、子育て支援の充実のための施策の基本的方向性として、地域全体での子育て支援による不安や負担の軽減を位置づけ、乳幼児から放課後児童まで成長段階に応じた多様な保育サービスの充実や、地域における子育て支援の体制づくりに努めるなどとして、子供と子育て家庭をみんなで支え、安心と喜びが広がる社会を目指そうとしております。その県の方向性を受け、保育所や幼稚園では、地域の宝である子供たちの教育、発達援助にかかわる、心身の健康、人間関係、環境、言葉、そしてさまざまな体験を通して豊かな感性や表現力の醸成に多大なる御尽力、御貢献をいただいているところでございます。子育て日本一の県を目指す背景、素地には、これまでの関係各位の御努力と成果があつてこそだと思えます。

そのような中、財源と明確な方向性を棚上げにしながら進められる税と社会保障の一体改革、その中で浮上しています子ども・子育て新システムに断固として反対の立場で質問をいたします。私は、この新システムには多くの問題点があると考えているところですが、時間の都合上、一部のみを指摘したいと思います。最も大きな問題点は、現在の児童福祉法第24条に定められている市町村の保育義務、就学前児童の擁護と教育を撤廃することを前提に制度設計がなされようとしていることであります。具体的には、1つ目は、保育の実施は市町村から指定業者にかわり、保育スペース、職員配置等の最低基準が守られなくなり、指定業者の参入と撤退が容易になること。2つ目は、所得に応じた

負担から利用量に応じた負担にかわり、低所得者の負担が増大すること。3つ目は、契約は市町村から営利事業者にかわり、利益追求型となっていく、子供や保育士さんへの処遇の悪化が懸念され、子育ての市場化や格差が始まること。この新システムについては、保育の質の低下への懸念などさまざまな課題が指摘されておりますが、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

次に、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」の中から2点についてお伺いいたします。

1点目は、環境・新エネルギー先進県を目指した取り組みについてお伺いいたします。本県には、太陽光のほかにも豊かな木質バイオマス資源があります。林業関係者の御努力により、全国に誇れる林業県として揺るぎない地歩を築いてまいりました。これまでは森林は木材としての利用に主眼が置かれていましたが、これからは燃料としての活用においても全国に誇れるような宮崎方式の確立を急ぐ必要があると考えます。今、県北では、中核企業が木質バイオマスによる大型発電所を計画しており、この燃料として五ヶ瀬川流域の間伐材や林地残材を初めとする多くの木質バイオマスが利用されると聞いております。まさにエネルギーの地産地消であり、第2期の薪炭林の時代が到来しようとしております。そうなりますと間伐が進み、次世代に引き継ぐ宮崎の美林が形成され、中山間地域の振興はもとより、水源の涵養や洪水時の流木による漁業被害の低減、二酸化炭素の排出削減などが期待できます。その効果は、県民はもとより国民全体に及び、はかり知れないものがあります。そこで、安価な化石燃料とコストのかかるバイオマス燃料の価格差を縮めることが

重要であるが、木質バイオマスの新たな利用の取り組みについて助成、支援はできないか、環境森林部長にお伺いいたします。

2点目は、東九州メディカルバレー構想の推進についてであります。この構想は昨年10月に策定されましたが、今年度は構想推進のスタートになる重要な年であると考えております。県は、本年5月に開催されました企業立地推進本部において、この構想の推進による医療機器関連産業のさらなる集積を図ることが打ち出されておりますが、県内の産業界からも着実な推進を望む声が上がっているところであります。また、去る6月議会においては、本構想の推進に欠かせないと考えられる総合特区制度の指定について、「指定を目指して国との事前協議を進めつつ、提案内容に関して、大分県やメーカー、大学などとの磨き上げを図っていく」との答弁があったところであります。総合特区の第1次の申請受け付けは今月末日までと伺っておりますが、現在の進捗状況や今後の見通しについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

最後に、この構想推進における産学官の連携についてお伺いいたします。本構想のそもそものスタートは、県北地域における医療機器関連産業の集積を最大限に活用するという発想であると認識をいたしております。延岡市においても全く同様の発想から延岡市メディカルタウン構想を策定して地域の活性化を図ろうとしていたところでありますが、この構想の最大のポイントは、延岡を初めとする県北地域において東九州メディカルバレー構想の取り組みが展開されることを目指して、県を初めとする関係機関との緊密な連携を図ることを主眼に置いているところであります。こうした延岡市の考え方が

あったからこそ、県と延岡市との協力体制が構築され、宮崎大学医学部の寄附講座の開設につながったものと理解しております。延岡市としては今年度より商工観光部内にメディカルタウン推進室を設置し、タウン構想の推進はバレー構想の推進そのものであるという考え方に基づいて、積極的に県との連携を図ろうという姿勢を示しているところではありますが、こうしたやる気のある市町村との連携のあり方について、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、質問席からの再質問もさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

文化についてであります。「文化」というのは幅広い言葉でありまして、生活文化、芸術文化というふうに使われることもあれば、企業文化というように社会や組織において共有される価値観のような使われ方もございます。御質問にありましたような地域文化、伝統文化という文脈の中では、この文化というものは、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性をはぐくむなど、人間が人間らしく生きていくための糧となるものでありまして、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かすことのできないものであると考えております。また、地域の生活や歴史の中で受け継がれてきました神楽などの民俗芸能、祭りや伝統行事などの地域の伝統文化は、郷土に対する誇りや愛着を深めるものとして、県民の心のよりどころとなっているものでもあります。

私は以前、総務省に勤務しておりましたとき

に、地域伝統芸能の保存・継承を通じた地域づくりという仕事に取り組んでまいりました。哲学者の梅原猛先生の御指導のもとに「地域伝統芸能まつり」というイベントも担当しておったわけですが、NHKホールに全国各地から地域伝統芸能を呼んで支援をしたイベントであります。本県からも、高千穂の夜神楽、ひえつき節、銀鏡神楽に出演をしていただいたと思います。そういう事業に取り組む中で痛感しましたことは、こういった伝統芸能や祭りというものが、単に季節ごとに行われるだけではなく、地域のきずなを強め、世代を超えた交流を促すなど、地域づくりの営みそのものであるということでありまして、その保存や継承は大変重要なことと認識をしております。また、特にこういった祭りや伝統芸能の根底には、自然など人間の力ではいかんともしがたいものに対する畏敬の念でありますとか鎮魂の念というものが流れておりまして、今回の東日本大震災を経験した後、またその意義というものは高まっているものを感じておるところでございます。

現在、高齢化や過疎化の進行によりまして地域の伝統文化の継承が困難となっている地域もでございます。県といたしましては、市町村や関係団体との連携を図りながら、学校や地域において伝統文化を学ぶ機会を提供したり、後継者の育成に努めるなど、地域伝統文化の保存・継承に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○県民政策部長(渡邊亮一君) [登壇] お答えします。

まず、政策課題研究についてでございます。厳しい財政状況が続く一方で県民ニーズが複雑・多様化しております。そういう中で県政が抱える課題を解決していくためには、組織の力や



職員の知恵を結集して県庁総力戦で対応していくことが必要でございます。このため県では、各部の次長をリーダーとするワーキンググループを設置し、関係する分野の職員が一体となり現状分析や解決方法について研究を行ってまいりまして、今年度は、「災害時における行政機能の維持」や「地域経済循環システムの構築」など各部が直面します7つのテーマを設定したところでございます。研究結果につきましては、それぞれ直接知事に報告を行うとともに、十分な効果が期待できるものにつきましては事業化に向けてさらに検討を進めることとしてまいりまして、このような取り組みを通じまして、県政が抱える課題解決だけでなく、職員の意識啓発や組織の活性化にもつながることを期待しているところでございます。

次に、市町村間連携支援基金設置事業についてでございます。この基金は、人口減少、少子高齢化等によりまして地域を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増している中で、持続可能な地域づくりのために市町村が連携して行う取り組みを支援することを目的として設置いたしました。事業の内容としましては、今年度は、「市町村間連携の在り方に関する検討会」を設置しまして、持続可能な地域づくりとは何か、どのような連携の手法があるのかなどについて検討していくこととしております。また、県内各地域におきましては、市町村において地域の課題や方向性を記載した市町村間連携推進計画を策定していただくこととしてまいりまして、次年度以降、この計画に沿った取り組みを支援することとしております。お尋ねの定住自立圏構想につきましても、市町村間連携の有効な手法の一つであることから、その構想も含め、連携の取り組みが一層推進されるよう基金を活用してい

ただければと考えているところでございます。

次に、セーフコミュニティについてでございます。セーフコミュニティは、地域住民やNPO等との協働によりまして生活の安全と健康の質を高めるまちづくり活動でございます。この新しい取り組みは、子供や高齢者が被害者となる事故や犯罪、虐待、災害等が起こる背景には、人間関係の希薄化や人々の孤立化などの問題があることから、人と人とのつながりや地域のきずなといった地域力の向上が何よりも重要であるとの考え方に基づいております。このセーフコミュニティには、その活動に取り組む市町村を対象にWHOが認証する制度がありまして、県といたしましてもアクションプランに位置づけました地域有縁システムと方向性を同じくするものと考えております。したがって、認証を受けた先進的な自治体の取り組み事例などを参考にしながら、セーフコミュニティにつきましても今後研究してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕  
**○福祉保健部長（土持正弘君）**〔登壇〕 お答えいたします。

子ども・子育て新システムについてでございます。子ども・子育て新システムにつきましては、本年7月に中間取りまとめがなされまして、その中で幼保一体化につきましては、総合施設の創設や国の給付の一元化、株式会社やNPO法人を含めた多様な事業主体の参入などの内容が盛り込まれているところでございまして、今後、国は具体的な制度設計を行っていくこととでございます。新システムへの移行につきましても不安や懸念を抱いておられる方々の声も伺っておりますので、県といたしましては、今後の国の動向を注視いたしますとともに、子供の立場や地域の実情を踏まえた制度と

なるよう、市町村や保育所、幼稚園関係者の御意見を伺いながら、全国知事会等の場を通じまして国への要望を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（加藤裕彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

木質バイオマス利用への支援についてであります。木質バイオマスのうち、未利用間伐材などの林地残材につきましては、収集・運搬コストがかさみ採算が合わないことなどから、ほとんど利用されてこなかったところであります。このため県では、林地残材の利用を促進するため、平成21年度から市町村、森林組合等と連携してモデル的な実証事業に取り組み、低コストな収集・運搬方法について検討しているところであります。また、エネルギー分野など木質バイオマスの新たな利用を促進するため、国の基金事業である森林整備加速化・林業再生事業を活用し、木質チップやペレットなど燃料加工施設の整備に加え、燃料用間伐材等の購入経費も支援しております。しかしながら、この基金事業は今年度で終了することから、来年度以降の事業継続・拡充につきまして、国に対し強く要望しているところであります。今後とも、木質バイオマスのより一層の利用促進を図るため、これまで取り組んできた実証事業を踏まえ、さらなるコストの削減や安定供給体制の整備に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、東九州メディカルバレー構想の進捗状況についてであります。構想の推進につきましては、本年3月に宮崎・大分両県の構想推進会議を、5月には本県の構想推進会議を設置するなど、体制の整備を図ったところあります。

構想に掲げる拠点づくりの推進につきましては、本年度、議員のお話にありましたように、県と延岡市が共同で産学官の研究開発拠点となる寄附講座を宮崎大学に開設することとしているほか、地場企業の医療機器産業への参入を支援するため、4月には医療機器に関する豊富な経験を有する連携コーディネーターを九州保健福祉大学内に配置するとともに、10月には、仮称であります。医療機器産業研究会を設立することとしております。さらに、人材育成に関しましては、九州保健福祉大学におきまして4月から、海外の医療技術者に対する医療機器のトレーニングを開始したところあります。また、構想の取り組みを促進するため総合特区の活用を検討しておりますが、指定を受けるためには、我が国の成長に資する先駆的な取り組みであること、地域での必然性があること、国の規制、制度改革の提案があることなどの要件をクリアする必要があります。このため、現在、第1回の指定申請に向けて、大分県や医療機器メーカー、大学などと詳細な協議を行っているところあります。今後とも、産学官が連携して各拠点づくりに着実に取り組みますとともに、構想推進会議で全体を調整しながら構想を推進してまいりたいと考えております。

次に、延岡市との連携についてであります。延岡市は、本年2月に延岡市メディカルタウン構想を策定し、また4月には、先ほど議員のお話にありましたように推進室を設けて、延岡市の言葉をそのままおかりしますと、「東九州メディカルバレー構想のメインステージを目指した取り組み」を進めておられるところあります。血液や血管に関する医療機器産業の多くが集積している延岡市が、東九州メディカルバレー構想に呼応した取り組みを意欲的に実施さ

れることは、大変心強く考えているところでございます。現在、延岡市には構想推進会議の委員として参画いただくとともに、産学官の研究開発拠点となる寄附講座の開設など共同して進める事業もありますので、今後とも緊密な連携を十分図りながら構想の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁、ありがとうございますございました。

再質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、知事に、文化の振興への御所見を再度お伺いいたします。2,000年続いてきた男系皇位継承の維持は、日本の民族的な礎であり、国柄でもあります。そして日本には長い歴史と固有の伝統文化があります。それらが国の土台なのですから、現代を生きる者としてしっかりと守っていく責任というか義務があるのではないか、そのように思っている次第です。未来みやざき創造プランのアクション編では、重点施策に「知の環境・スポーツ・文化の充実」があります。実施内容として、「郷土に対する誇りと愛着を高め、地域の絆を深められるよう、県内各地に残された神話・伝承、伝統芸能・祭りなどの特色ある文化財・文化資源を保護、継承するとともに、地域づくりや情報発信など様々な分野での活用に取り組みます」、そのようにあります。地域のきずな、地域づくりには文化の振興は欠かせないものがあると思います。未来を築く新しい豊かさへの挑戦だけには終わらず、しっかりと形として取り組んでいただきたいと思いますのですが、再度御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 地域文化、伝統芸能、

祭りなどの保存・継承の重要性、必要性につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりであります。県はことし3月に、文化振興に関する基本的な方向性を取りまとめまして「みやざき文化振興ビジョン」を策定しております。このビジョンは、キャッチフレーズとして「文化でつくる みやざきの新しい「ゆたかさ」」というものを掲げております。文化の振興による心豊かな暮らしの環境づくりにこれからも取り組んでまいりたいと考えております。その際、地域に密着した文化振興につきましては、まず地元の市町村が取り組み、それを県、国がサポートしていくというふうには、それぞれ役割分担があると考えております。繰り返しになりますが、地域文化、伝統芸能等の保存・継承というのは大変重要であるという認識のもとに、郷土に対する誇りと愛着を高め、地域のきずなを深めるという観点から、積極的にさまざまな文化振興施策に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

続きまして、宮崎縣市町村間連携支援基金事業についてであります。この事業は、県内を宮崎と東諸県、南那珂、北諸県、西諸県、西都と児湯、日向と東臼杵、延岡、そして西臼杵の8つの地域に区分し、基本的にはその地域ごとに機能の集約、役割分担、ネットワークの強化を行うこととしております。県北においては、これまでの地域における取り組みを踏まえ、県北定住自立圏の市町村で今後の連携事業を行うことができないか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 市町村間連携事業につきましては、地域の自主性に応じまして自由に連携の相手を決定できる仕組みとなっ

ております。県北地域におきましても、これまでの地域における取り組みを踏まえまして、市町村間で合意していただければ、県北定住自立圏を構成する市町村での連携に取り組むことも可能でございます。いずれにしましても、連携対象につきましては、県があらかじめ枠組みを定めるものではなく、地域の生活や交流の実情を踏まえまして、各市町村が連携について自主的、主体的に相手方を選択していただきまして持続可能な地域をつくっていくことを期待しているところでございます。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

続きまして、セーフコミュニティについてであります。先ほど主質問の中で6つの認証基準があることをお話ししました。その中で最も重要なものが安全にかかわる分野の横断的な推進体制、ネットワークを構築しまして住民との協働に基づく活動基盤を持つことであると思いません。

実は私、資料やホームページ等では認証に向けたきっかけ、経緯等がわからなかったもので、国内で最初の認証を受けました京都府の亀岡市に行ってみりました。最初のきっかけは阪神・淡路大震災、被害者の治療に当たった京都府立医科大学のドクターが、けが等の中に、日常から注意しておけば軽減できたのではないかと、いう予防学の見地と、防災・減災意識から始められたそうです。この医師が暗中模索してたどり着いたのがこのセーフコミュニティであり、京都府の支援が始まり、府の働きかけで亀岡市が事業に着手したようであります。なぜ亀岡市なのか。市長が、安全・安心なまちづくりと市民との協働をマニフェストに掲げていたようで、このセーフコミュニティ事業に着眼をし、認証への取り組みを開始されたとのこと。

その後、各自治体で広がりが始まり、青森県十和田市では、自殺予防など保健的な側面を重視して健康推進課が担当し、ボランティア団体による積極的な市民活動が展開されているとのこと。神奈川県厚木市では、街頭犯罪の抑止、防犯、交通安全強化など警察との強い連携が特徴であり、生活安全課が担当されているとのこと。九州では、福岡県久留米市、鹿児島県は鹿児島市が認証への導入準備を開始しているとのこと。各行政の各部局の指導型、県民との協働型、警察本部主導型といろいろなケースがあるとのことであり。特に亀岡市では、3・11以降、問い合わせ、視察の申し入れが殺到しているとのこと、このセーフコミュニティ事業、この活動は安全・安心へのきずな、連携づくりにも効果は高いものがあるのではないかと、そのように思っている次第です。

ところで、このセーフコミュニティ事業、例えば消防団活動、自主防災組織、防災・減災等についての効果があるということで総務部、高齢者対策、災害時要援護者対策等、保健所、児童虐待、民生委員さんとの連携等で福祉保健部、バリアフリー化、急傾斜地の崩壊対策事業の県土整備部、医師、医師会等で病院局、子供の見守り、PTA関係で教育委員会、防犯ネットワーク、SOSネットワーク、自転車の安全対策等で県警本部と、横断的な推進体制が重要なため、各部長に順次お聞きしたいところでしたが、県民政策部が取りまとめ役を担われるということ、右に倣えではありませんが、部長発言に大変重みがあるということでありまして、視察とか研修のための職員派遣等スピーディーな対応、各部局の取りまとめも行わないといけない、かなめの県民政策部長に切に要望しまして、この点は終わります。よろしくお願

いします。

続きまして、子ども・子育て新システムについて、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。「財源なくして政策なし」という言葉があります。財源なくして政策なし。今回のこのシステム導入には約1兆円かかると。その1兆円はどこにあるのかというのが第1点なのですが、保育という就学前児童の養護と教育には国が全責任を負うべきじゃないか、そのように思っています。幼児期の養護と教育の充実は、その後の小中高校、大学教育の基礎になるという認識に立ってなぜ考えないのか、残念でなりません。指定制度の導入によって株式会社やNPO法人の参入を認めると言っておりますが、これはまさに保育の産業化であります。私は絶対に保育の産業化は認めてはならない、そのように思っているところであります。そこで、この新システムでは多様な事業主体の参入が可能となり、保育の質の低下を招くおそれがあると考えますが、県のお考えを再度お伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本年7月の子ども・子育て新システムの間取りまとめによりますと、総合施設を含めましたこども園（仮称）につきましては、安定的、継続的な運営を担保する観点から、撤退規制等の条件を設けた上で、株式会社やNPOなどを含めた多様な事業者の参入を認める方向となっております。県といたしましては、今後の国の動向を注視いたしますとともに、新システムが、保育サービスの質の低下を招くことなく、子供がよりよい環境の中すくすくと成長していける制度となりますように、市町村や保育所、幼稚園関係者の御意見を伺いながら国へ要望してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 部長、実はもう9月です。冒頭9月9日と言いましたけど、来年の4月導入を目指そうとしているんですね。いろんな面で明確性が打ち出されないために、非常に私は冒険的ではないかと思えます。特に保育現場での無用な混乱、不安に陥ることで一番かわいそうなのは子供と保護者だと、そのように思っているところがございます。ですから、御答弁にありましたように、現場で子供たちのために一生懸命頑張っておられる関係者の方々の御意見、現場主義、現場の声が一番だと思いますので、いろんな声を収集しまして、ぜひとも現場の声の把握、地方の実情・実態を政府にしっかりと届けていただきたい、そのように思いません。

さて、地域主権改革一括法の成立によりまして、保育所の職員配置基準や施設の面積等の基準については、今後県が条例を制定していくこととなりますが、条例制定に向けた基本的な考えをお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 地域主権改革一括法の成立を受けまして、現在、国では、県が条例を制定する上で基準となります政省令の改正に向けた取り組みが進められているところでございます。今後、県といたしましては、国の進捗状況を見ながら具体的な検討を行ってまいりますけれども、保育所の設備や職員配置などを定めました現在の国の最低基準を基本としながら、関係者の皆さんの御意見も十分に踏まえた上で条例の制定を行ってまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

続きまして、環境森林部長にお伺いいたします。主質問で、エネルギーの地産地消、第2期

の薪炭林、まき、炭の林の時代という表現を使わせていただきました。県北の耳川以北には——明治期に小林乾一郎という有名な方がいらっしゃるんですが、小林乾一郎翁の活躍により多くの民有林が残っており、かつては薪炭林として利用され、木炭は関西地区に送られ貴重な収入源となり、中山間地域には現在の2倍強の人々が居住し活況を呈していたところであり、しかしながら、エネルギーの革命や拡大造林の終息とともに就労の場は少なくなり、高齢化や林業従事者の減少により森林は荒廃し、昔日の面影はありません。木質バイオへの期待感が高いものがありますが、木質バイオマスを資源化するためにはコストの削減が最重要課題であります。そこで、効率的な森林施業や人材育成が必要であると考えますが、その取り組みについて御所見をお聞かせください。お願いします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 木質バイオマスをさらに活用していくためには、御指摘のとおり徹底したコスト削減が重要であると考えております。現在、県では、コスト削減を図るため、効率的な伐採、搬出が可能となる列状での間伐や林内路網の整備、高性能林業機械の活用などを進めております。また、人材育成の面においても、効率的な林内路網を作設できる現場技能者や、搬出作業を低コストで行えるオペレーターの養成などに取り組んでいるところでありまして、これらのことは木質バイオマスのさらなる活用にも資するものであると考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

続きまして、東九州メディカルバレー構想の推進について、商工観光労働部長にお伺いいた

します。構想に掲げる4つの拠点づくりの取り組みを具体化するため、推進会議のほかに分科会や研究会的な実行組織の設置が必要と思いますが、御所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** お話のとおり、構想に掲げる4つの拠点づくりを進めるためには、それぞれにテーマごとの取り組みを具体的に検討し実行していく体制が必要であると考えております。このため、「研究開発の拠点づくり」につきましては、産学官の研究開発拠点となる宮崎大学の寄附講座を中心とした研究開発グループが、また、「医療機器産業の拠点づくり」につきましては、この分野に参入する企業や支援機関で構成する医療機器産業研究会を10月に発足させることとしており、これらがその役割を果たすものと考えております。

「人材育成の拠点づくり」及び「血液・血管に関する医療拠点づくり」につきましても、どのような体制が必要になるのか、今後、産学官の関係者と意見交換しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 最後となります。同じく東九州メディカルバレー構想についてですが、本年度は、研究開発、人材育成等の体制の検討や整備に本当に御努力をいただいていると思いますが、昨年度開催されました医療機器産業セミナーや企業立地セミナー等のPR効果や今後の見通しについて、再度、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 昨年10月の構想策定以降、構想をPRし理解していただくための取り組みとして、11月には、延岡市で関係者や一般県民など約450人を対象とした構想推進大会を開催し、また本年2月には、東京と大阪で県外企業を対象とした企業立地セミ

ナー、それから延岡市で県内企業を対象とした医療機器産業セミナーを開催したところでございます。そのほかにも、各種展示会への出展や関係学会への出席などを通じて構想のPRに努めてきたところであり、県内外で構想の認知度が向上するなど一定の効果があったものと考えております。今後も、セミナーの開催や展示会への出展など、あらゆる機会をとらえて構想の周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○後藤哲朗議員** 皆様方には、初めての登壇で、ふなれといえますか、要望、お願いが多くて申しわけありません。今回はしっかりと勉強して質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

**○外山三博議長** 次は、右松隆央議員。

**○右松隆央議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党、右松隆央でございます。多くの方々に傍聴いただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、今、宮崎県は、県が始まって以来の最大の危機を迎えている、そのように認識をいたしております。昨年の口蹄疫では、29万7,808頭の家畜の命が失われました。そして、経済損失は2,350億円という試算をされているわけでありまして。そして、知事就任当日に鳥インフルエンザが発生しました。そして、新燃岳の断続的な噴火がいまだに続いているわけでありまして。私は、宮崎の現状には極めて厳しいものがある、そのように認識をいたしているわけでありまして。

私は今、宮崎は第2の創県の時期だと、そのように認識をいたしております。第1の創県の時期は、明治維新が起こって廃藩置県が行われ

ました。そして、明治6年に初めて宮崎県が誕生したわけでありまして。そして、そのわずか3年後、西南戦争の前に、宮崎県は鹿児島県に吸収合併されたわけでありまして。宮崎の父と言われる川越進翁は、今の清武町に生まれました。旧飫肥藩士の家で生まれたわけでありましてけれども、川越進翁は、西南戦争で西郷軍に従事をいたしております。西南戦争が終わって、宮崎郡選出の鹿児島県議会議員として当選をされ、鹿児島県議会の議長まで務められたわけでありまして。当時、宮崎県、何としてでも鹿児島県から分離独立をしなければいけない、再設置しなければいけないという、大きな分権運動が起こったわけでありまして。その分権運動の中心にいたのが川越進翁でありました。4年間にわたって、さまざまな苦難を乗り越え、みずからの人脈を駆使し、そしてみずから私財を投じて、明治16年、ついに宮崎県は鹿児島県から分離独立、再設置になったわけでありまして。私は、今、この川越進翁に匹敵するほどの人物がこの宮崎に出てこなければ、宮崎の再生・再建は非常に難しい、そのように強く認識をいたしているものであります。

これからのまさに4年間、数年間、宮崎の再生・再建ができるかどうか、私はこの数年間にかかっているというふうに思っております。この数年間、まさしく河野知事をトップリーダーとして、私たち県議の一举手一投足が将来の宮崎を左右してくる、そのように私は強く認識をいたしております。

河野知事の人柄はすばらしいものがあります。そして、事務能力も卓越したものがあるわけでありまして。ただ、これだけの厳しい難局を乗り越えるためには、人柄や、あるいは事務能力だけでは到底乗り越えられないわけでありま

す。私は、強いリーダーシップが必要だと、そのように認識をいたしております。まさに、厳しいこの県政運営の中で、かつてない県政改革を河野知事に行ってもらわなければ、宮崎の再生・再建は難しい、そのように強く認識いたしているわけであります。職員を束ねて全庁挙げて、かつてない改革に取り組んでいただきたい、そのように強く申し上げたいわけであります。

宮崎は今、本当に大きな課題をたくさん抱えています。破綻寸前の財政問題、あるいは経済も、口蹄疫からなかなか復興できないでおります。長引く景気低迷で、今、本当に民間企業は大変な思いをしております。そして、県民の皆さんはどうでしょうか。自殺率は全国でワースト2位です。九州圏内ではワースト1位です。そして自己破産率、いろいろと問題になっていきます。この自己破産率は全国でワースト1位です。県民の皆さんの生活の状況、この厳しさというのは想像を絶するものがある、そのように強く申し上げたいわけであります。

そういった中で、私は財政の問題に目を向けていきたいというふうに思っております。宮崎の今の財政、長期債務残高、いわゆる借金でありますけれども、これは1兆580億円であります。それに対して基金の分、これは貯蓄に当たります。財政調整積立2基金、こちらはわずか386億円です。毎年のように負債、借金が大きくなり、そしてまた積み立て、貯蓄の部分が少なくなっているわけであります。このまま財政が推移をすれば、平成26年、3年後にはマイナス332億円。今、宮崎の財政規模からして、財政再生団体に転落する一つの目安として、基金のマイナス164億円が言われております。まさに、このまま何もしなければ、3年後には宮崎県は

財政再生団体に転落するわけであります。当然これではいけないということで、行政が一生懸命動かれて、行財政改革プランが見直しをされました。この行財政改革プランをそのまま進めていった場合でも、3年後は99億円の基金しか残らないわけであります。そして、翌年度はまさに基金が破綻をする。そして平成28年、5年後にはマイナス180億円。財政改革プラン、今の行財政改革を進めたとしても、5年後には財政破綻をしてしまう、そういう状況にあるわけであります。

財政再生団体に転落をすればどうなるか。まさにそれは、かつて財政再生団体に転落をしたところの、その後の自治体の経緯を見れば明らかであります。夕張市は、住民税個人均等割3,000円から3,500円に値上がりになっています。それから固定資産税も0.05%引き上げになっています。それから軽自動車税は5割増しになっています。それから上下水道も8割値上がりになっています。子育てにも極めて大きな影響が出ています。毎年のように保育料が値上がりになったわけであります。そしてわずか2年の間に人口が1割減少したわけであります。財政再生団体に転落して政府の管理下に置かれれば、まさしく宮崎県もそのような状況になるわけであります。もうそうなるからでは手おくれであります。そうなる前に、当然、私たち政治家はこれを回避しなければならないわけでございます。

そこで、知事に質問させていただきたいと思っております。行財政改革プランを着実に進めたとしても、近い将来に財政破綻するかもしれない、そのような状況もあります。そして経済情勢も極めて厳しい中にあります。またさらには、県民生活も大変な状況にある。まずは、行



財政改革プランを進めた中での今の財政の現状、そして宮崎県全体の現状認識、そしてもう一つは宮崎の再生・再建に何が必要なのか、トップリーダーとしての心構えを伺いたいと思います。

後は質問者席にて質問を行いたいと思います。ありがとうございます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

本県の置かれている状況認識ということでございます。議員御指摘のとおり、本県には口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火が相次ぎまして、また県外では東日本大震災が発生するなど、想定し得ないような危機が次から次へと発生し、またそれに直面し、これまで以上に暮らしの安全・安心に対する不安が高まっている状況でございます。同時に、こうした危機事象が本県の地域経済に与えている影響、さらには本県の財政運営に与えている影響というものが甚大であります。したがって、まずは停滞している経済活動及び雇用の回復を早急に図ることが重要であると考え、「みやざき元気プロジェクト」などさまざまな経済対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、暮らしの面では、東日本大震災等の教訓を踏まえた危機対応の強化でありますとか、地域医療の再生、中山間地域対策など、現在の厳しい状況を直視し、しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。また、県の財政運営に関しましては、自主財源に乏しく、依存財源の占める割合が多い本県におきまして、持続可能な財政運営を図るためには、歳入歳出両面にわたって見直す財政改革に着実に取り組んでいく必要があろうかと考えているところでございます。

県政運営を担う者として、私は、こうした県

政に対する考えを県民の皆様にはわかりやすく訴えてまいりますとともに、市町村、民間、そして県民の皆様への御理解、御協力をいただきながら先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○右松隆央議員 県債残高が1兆580億円、そしてこれをいかに圧縮していくか。地方交付税が三位一体改革の影響で大幅に減少いたしております。現在でも従前の水準を下回っている状況であります。そういった中で、現金での交付が限界を迎え、臨時財政対策債を大幅に増額して賄っているわけでありまして。この臨財債は県債でありますから、私は借金には変わりないというふうに認識をいたしております。普通債の部分を幾ら下げたとしても、私はやはり、その分がこの臨財債に大幅に回ってしまっただけでは財政健全化とは決して言えない、そのような認識であるわけでありまして。そこで、財政再生団体へ危機意識を持たざるを得ない中、県債残高压縮と、財政調整積立2基金の残高増へのように取り組んでいくのでしょうか、総務部長にお願い申し上げます。

○総務部長(稲用博美君) 本県では、平成15年度に作成いたしました第1期の財政改革推進計画からこれまで財政健全化のための取り組みを進めてまいりましたが、長引く景気低迷による税収の伸び悩みと社会保障関係費の増嵩等によりまして、今後も極めて厳しい財政状況が続く見通しでありまして、議員御指摘のとおり、県債残高の圧縮、そして基金残高の確保を図り、より健全性の高い財政構造に転換していくことが大きな課題だと思っております。このために、6月に策定をいたしました第3期の財政改革推進計画によりまして、具体的には、総人件費の抑制、投資的経費の縮減・重点化、ゼロ

ベースからの事務事業の見直し、そして広告収入の拡大等の積極的な歳入確保対策など、歳入歳出両面からの徹底した見直しを行いまして、臨時財政対策債など特例的な県債を除く県債残高の圧縮、そして財政調整のための2基金につきまして一定の残高の確保を図ることとしていくところでありまして、これまでの取り組みに加えましてさらなる見直しを行うというものであります。毎年度収支不足を圧縮し、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営を目標に、職員の意識改革を図りながら全部局一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 歳入を増大させていく、歳入をふやしていくということは、やはり人口減少であったりとか、あるいは少子高齢化など社会のあり方から考えるに、そしてまた宮崎の地域経済の現状を考えますと、極めて難しいというふうに私は認識をいたしております。やはり、歳出をいかに抑えていくか。その抑え方も地域経済にマイナスにならないような、マイナスの影響を与えないような、むしろ民間の仕事をふやす方向性で歳出を抑えていかなければならない、そのように考えております。そのことは後ほど、3番目の行財政改革のところでも質問をしてまいりたいと思います。

また、財政調整2基金についても、シミュレーションでも数年後にまた危険水域に入るといふようなことはわかっているわけでありまして、今後、景気変動もあるわけでありまして、それによって税収の急激な減も考えていかなければなりません。また、不測の事態が起こらないとも言えないわけでありまして、それに備えるためにも、やはり基金は一定程度残高を保持しておかなければならない、私はそのように考え

ております。私は、基金造成を目指していく中で、一定の目標額を設定するなど、さらなるハードルをこの基金には設けていくべきだ、そのように考えております。いま一度、総務部長にお伺いしたいと思います。財政調整積立2基金の新たな積み立て目標額を設定するお考えはありますでしょうか。

**○総務部長(稲用博美君)** 6月に策定いたしました、先ほど述べました第3期財政改革推進計画であります。これは、単年度ごとの基金残高の目標というものは設定しておりませんが、計画期間であります平成23年度から平成26年度の間におきまして、歳入歳出両面にわたりました徹底した見直しを行い収支不足額を圧縮することによりまして、平成27年度の当初予算編成時における財政関係2基金の残高として99億円確保することを見込んでおります。なお、この残高につきましては、達成すべき最低限の目標として設定した数字でありまして、先ほどお答えいたしました具体的な対策を一体的・集中的に実施することによりまして——あくまでも先ほどの最低ですので——できるだけ多額の基金残高の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 臨財債についてですが、これは借金であることには変わりないと申し上げました。御承知のとおり、臨時財政対策債は、国から地方自治体に現金で交付する地方交付税の原資が足りなくなったため、その不足分の一部をとりあえず臨時財政対策債として地方自治体に借金をさせて窮状をしのご、借金の返済時に地方交付税として地方自治体に返すという趣旨で、平成13年度に設置されたものであります。この臨財債、私は当然、地方自治体の責任で行う借金であるというふうに認識いたしていま

す。名前のとおり、臨時的な措置でありながら、3年間の時限措置としていたにもかかわらず、その後も継続をされて現在に至っているわけであり。先ほど申し上げましたが、この臨時債、地方自治体の責任において行う借金である、すなわち自己責任が問われるわけだというふうに思っております。

臨時債の発行可能額でありますけれども、平成23年度560億1,410万円であります。これは全額発行いたしております。そして、今年度の発行額は419億7,681万1,000円あります。これも全額発行する予定になっております。しかし、この臨時財政対策債は、発行が可能であって、発行しなければならないというわけではないわけであり。あくまでも各自治体の責任と判断で発行するわけであり。実際、愛知県や岐阜県はそれぞれ78%、85%の発行割合になっております。宮崎県として、今後もこの制度が続く限り、この臨時債の割当額は全額発行する考えかどうか、まずは伺いたいと思います。あわせて、臨時債の見方、考え方、見解を伺いたいと思います。総務部長にお願いします。

**○総務部長（稲用博美君）** 臨時財政対策債につきましては、地方財政計画の策定上見込まれます財源不足額を補てんするために、本来、地方交付税として算定される額の一部について、先ほど言われましたように、特例的な地方債に振りかえられた、いわば地方交付税の代替財源でありますので、今年度におきましても、発行可能額約420億円全額を発行する予定でございます。

地方交付税制度は、地方団体間の財政力の格差を解消し、本県のように自主財源の乏しい団体にあっても標準的な行政サービスの提供に支障が生じることのないように、財源調整等の機

能を果たしているところでありますが、今後とも、国全体の税収が伸び悩み、地方交付税財源総額の確保が困難な状況におきましては、臨時財政対策債は地方交付税制度の一部として必要な役割を果たしていくものと考えております。また、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、地方財政法におきまして、普通交付税の算定基礎となります基準財政需要額に全額が算入されることとなっておりますが、今後とも、臨時財政対策債の元利償還金の取り扱いにつきましては、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** この臨時債をどの程度発行するかは、あくまでも地方自治体の裁量であるということを申し上げます。したがって、財政秩序を確立するという観点から、私は適切な処理が望まれるというふうに考えています。

また、国が、後年、地方交付税として補てんをするから安心だという考え方は、私は、今の国家財政をかんがみれば極めて危険な発想だというふうに認識いたしております。この臨時債は、国の仕分けでも、22年度末で34兆円を超えており、隠れ借金だというふうな大きな問題にもなっているわけであり。国家財政をみずから圧迫させる最悪の借金だと、私自身はそうように認識をいたしているわけであり。そもそも、3年の時限的な措置でありながら10年も借り入れを続けさせているわけであり。

この地方交付税の原資は、所得税であったり、あるいは法人税、消費税、あるいは酒税、たばこ税の一定割合が割り当てられるものであります。この地方交付税が足りなくなったので、臨時財政対策債という県債を発行して借り入れてくださいということは、要するに将来の

世代の方々が納めていただく税金を今の世代が使っている、そのように私は認識しているわけであり、「子供に借金を残す政治は、詐欺と同じだ」、この言葉を残したのは、アメリカの第3代大統領だったトーマス・ジェファーソンであります。まさにこの臨時財政対策債は、本来、子供が使うべき財源を先取り、横取りするのは泥棒と同じだ、そのように言えるものではないでしょうか。このようなことがいつまでも続けられるはずがない、私はそのように考えております。いつか財政運営が破綻する、もしくは大幅増税として県民の皆様にさらなる負担増としてはね返ってくることは自明の理だ、そのように認識をいたしております。国が補てんするから使えるものはどんどん使っていこうという発想は、結果的には国家の財政破綻に加担することにほかならない、そのように考えています。回り回って県民の負担増にみずから手をかすことになっていく、そのように認識をいたしているわけであります。

知事にお伺いしたいと思います。それでもなお臨時財政対策債を発行し続けることが問題ないとお考えでしょうか。そして、「この制度は本来、国が果たすべき責任を果たさずに、地方に借金を重ねて、いわばその場しのぎで、将来に必ず禍根を残す制度だ。早急に制度を廃止して本来の地方交付税に戻すべきある」と、地方自治体の首長の責任として国へ要望する考えはないのでしょうか。私は、それこそが先を見通した賢明なリーダーシップのあり方だというふうに認識いたしております。知事お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 臨時財政対策債についてのお尋ねであります。先ほど総務部長がお答えしましたとおり、これは地方交付税の代替財

源ということで、その元利償還金は後年度、全額交付税措置されることが法定をされている、償還財源は確保される、制度的にはそのような担保がなされておるわけでございます。ただ、御指摘がありましたように、「臨時」という言葉がついておりますとおり、本来、地方交付税の財源不足額につきましては、地方交付税の法定率の見直しなどにより対応すべきものと考えておりますが、国全体として税収の大幅な増が期待できず、地方交付税財源総額の確保は極めて困難が見込まれる中でのこの制度でございます。

13年度以降に導入された臨財債ではありますが、12年度以前は、交付税特別会計が地方全体として借金をして、それを交付税として配っておったわけであります。地方の負担が生じるということについては、交付税特会全体での借入れも、この臨時財政対策債も変わらないわけであります。ただ、交付税特会で借り入れると、地方全体の借金が積み重なっているにもかかわらず、個々の団体は負担感を感じない、財政規律が働かない。それは、臨財債を行うことによって、今ここで議論しているように、個々の自治体でしっかりと財政規律を働かせていくべきではないか。ただ、もともとは、言いましたように、国がしっかりと財源を確保して交付税率を高めるとというのが本当でございますが、今、残念ながら、国も地方も大変な貧乏な状況でございます。そういう中での方策であったということでございまして、臨財債をやることによって地方の新たな負担が生じたということではない、以前も見えない形で交付税特会に地方全体の借金が積み重なっておったんだ、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

その上で、本県といたしましては、臨時財政対策債の元利償還金の扱いはもちろんのこと、法定率の見直しを初め、地方交付税総額が安定して確保される制度への改革につきまして、国に対し、これまでも求めておりますが、今後とも強く求めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** この臨財債については、これからもしっかりと私も研究してまいりたいというふうに思っております。またいろいろと話をさせていただきたいというふうに思っております。いずれにしても私は、やはり大局的な見地から、知事にはこの臨財債をとらえていただきたい、そういう趣旨で御質問させていただいたところでございます。

続きまして、行財政改革について伺いたいと思います。

まずは知事に伺いたいと思います。行財政改革は何のために行うのか、目的は何なのか。もちろん宮崎県を再生・再建していくために財政を健全化していくことが一つの目的になるわけですが、私はやはり、もう一つの目的があるというふうに思っております。それはやはり、今、宮崎県は地域経済が大変疲弊をしております。民間企業が大変苦しんでいるということは、申し上げたとおりであります。この民間企業を救うためには、当然、仕事をふやしていかなければならないわけでありまして、そのために行財政改革を行うという方向性、一方でそういうふうな考え方があってもよいのかなというふうに考えております。歳出を抑える手だてとして、特に民間活用という観点に絞って、知事の考え方を伺わせていただければありがたいです。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほどの議論にもございましたように、県の財政状況が大変厳しい中

で、従来のように行政だけで効果の高い行政サービスを提供することは大変困難になっているところでございます。そのようなことから本県では、みやざき行財政改革プランの中でも、県が実施するよりも民間などで行うほうがより効果的、効率的であると判断されるような業務につきまして、積極的にアウトソーシングに取り組むこととしておるところでございます。例えば、公の施設に指定管理者制度を導入したことなどによりまして年間4億円程度の県費削減効果が得られるなど、財政支出を抑制する観点から、また多様化、複雑化する県民ニーズに対応する観点から、民間活用というものは有効な手法の一つであると認識しております。

**○右松隆央議員** 御答弁にもありましたように、民間活用という観点で一つはアウトソーシングがあるわけでありまして。今、県では、アウトソーシングの推進ということで、公の施設について指定管理者制度を活用して民間事業者が施設の管理を代行させ、行政コストの削減を図っているわけでありまして。現在80施設、これを4年後には100施設にするという目標設定をしております。もちろんこれはこれでしっかり取り組んでいくことは大切なことだというふうに思っております。

と同時に、私は一方で、事業そのもの、県では今、事務事業が、平成22年度には知事部局で4,127事業あり、今年度も3,860事業あるわけですが、そういった事業そのものを民間に委託できるものは民間に委託をしていく、あるいは将来的に民間で行ってもらう方向で、当面は県実施で予算をつけていくという、事業そのもののアウトソーシング、民間実施を全力で進めていくことが、行財政改革の面でも、そして民間の活力を引き出していくという観点からも、非

常に重要だというふうに私は認識をいたしております。いかに民間を積極的に活用していくか、民間を元気にしていくかという観点で、総務部長に、現在の民間委託の取り組み状況を伺いたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） アウトソーシングにつきましては、民間など外部の有します資源を県行政の運営に積極的に活用することにより、行政サービスの向上や行政コストの削減等を図ることを目的といたしております。例えば、県が設置しております公の施設につきましては、NPOや企業を初めとする民間事業者に県にかかわって管理をしていただく、先ほど言われました指定管理者制度導入を積極的に進めております。お話にありましたように、現在80施設というふうになっております。また、県が管理いたしております道路の巡視業務でありますとか、県立病院の医事業務などにつきまして、順次民間への委託を進めてきたところでございます。今後も県の業務について随時見直しを進め、民間活力の活用をするほうが良いというものにつきましては、そういうことを図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 そこで、4年前に行われた事業仕分けについて、再度、総務部長にお伺いしたいと思います。この事業仕分けの是非についてはいろいろあるかと思えます。ただ、行政の視点とは異なった形で、特に民間の感覚、住民の感覚で事業を点検するということは、決して不毛なことではないというふうに考えております。加えて私は、そこに議員がかかわって事業の点検作業をしていくことも、一つの手法として一考する値はあるというふうに考えております。4年前に事業の仕分けを実施して随分時間が経過しましたが、その後の経過報告と、ど

のように内部評価をしているのか、検証結果を総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 4年前の平成19年度に行いました事業仕分けにつきましては、5カ月にわたりまして延べ21回の作業部会等の検討・協議が行われ取りまとめられました多岐にわたる提言につきましては、以後の予算編成や事業運営に最大限生かしていく旨、結論づけられたところでございます。その後、本県では毎年度、当初予算編成の前に行います事務事業の見直し作業におきまして、事業仕分けの成果や手法等を踏まえ、すべての事業を対象にゼロベースからの徹底した見直しを繰り返し実施しております。23年度予算編成に当たりましては54億円の財源を捻出するなど、実績、成果を上げてきているというふうに思っております。事業仕分けにつきましては、担当される委員の権限のあり方でありますとか、その結論の拘束性などにつきましてさまざまな御意見もありますが、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、民間との役割分担はもとより、国や市町村との関係につきまして改めて見直すことができる契機となったものと評価しております。当時としては必要な取り組みであったというふうに考えております。

○右松隆央議員 私が特に注目しているのは、4年前の仕分けの中で、その結果、対象198事業のうち、民間で本来行うべきと判断された事業が32事業あったということであります。現実的な対応として、すぐには民間では実施できない。県の改善などに移りまして、最終的には3事業に大幅に減っております。ただ、そういった事業が16.2%あったということは、私はやはり重要なことだというふうに考えているわけであります。民間の視点で、あるいは議員の視点

で事務事業を総点検していく意義というものは、私は大きなものがあるというふうに認識いたしております。歳出をあくまでも抑えるという手だて、そして民間を積極的に活用していくという手だてとしても、民間、そして議員が事務事業の総点検、事業の仕分けをもう一度実施したらどうかということについて、知事の見解をお伺いしたいというふうに思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県では19年度に実施したわけですが、このときは民間から選ばれた委員によりまして行ったわけでありませう。その事業仕分けの成果、手法というものを、現在は、予算編成の第1段階として実施しております「事務事業の見直し作業」に反映をさせまして、一つ一つの事業について、その必要性、緊急性について十分に検証するとともに、本来、県が行う事業であるかどうかというものを、ゼロベースからの徹底した見直し——これはあくまで県庁内部の作業であります——を行っているところでございます。一方で、行革推進会議ということで民間の有識者の行革の御指摘をいただく会議もありまして、そこから民間の視点というものをいただいておりますし、まさにこういう議会の場で、議員の先生方からのいろんな形での行革に向けたいろんな御指摘、提案をいただいております。それぞれの役割分担というものを、19年度の仕分けの成果も生かしながら取り組んでいるところでございまして、大規模な事業仕分け実施後の事業見直しの方策としては、当面、現行方式が適切ではないかと考えているところであります。

**○右松隆央議員** さまざまな考えがあると思うんですが、仕分け委員会を仮に設置するとすれば、議員をそこにいれるとか、あるいは予算委

員会の再設置が負担であるということならば、常任委員会において次年度の事業及び予算を点検していくとか、工夫すればいろいろ知恵は出てくるというふうに思っております。いずれにしても、歳出を削減しながら、なおかつ民間活用は積極的に進め、地域経済を活性化していくことの重要性を私は強く考える次第であります。ぜひ、事務事業の総点検についてさらに踏み込んだ手だてを考えていただければありがたいというふうに思っております。

時間が大分過ぎてきましたが、続きまして、危機管理の1つ目、地震・津波の防災対策について伺ってまいりたいというふうに思っております。

私は、危機管理こそ政治が一番力を発揮しなければならぬ分野だと強く認識いたしております。何よりも県民の生命・安全を守ることが政治の要諦であることは申し上げるまでもないわけでありませう。そしてあわせて、危機管理こそ自助の考え方が一番求められているものだと考えます。これは地方自治体でも同じことでもあります。国に助けを求めることも当然必要ではありますけれども、まずはやはり郷土をみずから守るという前提に立った考え方が自治体にも求められているのだと考えております。宮崎を危機から守る、その最高責任者、司令塔が知事になるわけでありませう。まずは知事にお伺いしたいと思います。危機が発生したとき、あるいは危機管理能力という観点において何が大切なのかをお伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** トップに求められるものは、危機発生時のリーダーシップであるというふうに考えております。そして、リーダーとして留意すべきポイント、3点ほどあろうかと考えておりますが、1つ目としましては、まず

は最悪の事態を想定して、それを前提にその最悪の事態の回避に全力を挙げることでありたいと思います。2つ目としましては、可能な限り起こっていることの情報というものを収集・集約した上で、具体的な対応方針を明確かつわかりやすく示していくこと。さらには3つ目としましては、迅速かつ最大限に組織力——県庁、国、市町村、団体等の連携ということもあるかと思っております——そういう力を発揮していくことであると考えております。また、そういったリーダーシップ以外にも、将来的な事態の推移を見通す洞察力でありますとか、それらを踏まえた対処方針を構築する戦略性、さらにはその方策を実行する決断力、こういったものが求められると考えております。

○右松隆央議員 ありがとうございます。

考えられないことを考えていく、考えたくないことを考える、これが危機管理の本質だというふうに考えております。知事もおっしゃいましたように、最悪の事態を想定して、未然に、かつスピーディーに手を打っていくということが、危機管理において必ず、必須な必要な能力だと私は認識いたしております。未曾有の被害を我が国にもたらし、現代日本における防災の歴史は変わったと言っても過言ではない3・11東日本大震災が起きまして、はや半年になるわけです。3・11の前と後では防災対策の考え方が大きく変わったものだと私は認識いたしております。

そのような中、本県の地震のリスク及び防災対策の現状について考えていきたいというふうに思っております。日向灘地震の発生する確率は、M7.1前後が10年以内で30～40%、30年以内には70～80%、そして50年以内に至っては80～90%という極めて高い発生確率になっていま

す。ここまで来れば、日向灘地震は近い将来必ず発生するということを前提に防災対策を講じなければならないというふうに考えております。なおかつ、東南海・南海地震もいつ起こるかわからない状況であります。ましてや日向灘地震、そして東南海・南海地震が連動して起こる可能性も強く指摘をされております。そうなれば、東日本大震災クラスの地震がこの宮崎で発生しても全くおかしくない状況になるわけです。もう想定外という言葉は使えないというふうに認識いたしております。そこで、日向灘及び東南海・南海地震における宮崎県の被害想定について質問させていただきたいというふうに思っております。今現在、県の被害想定は、東南海・南海地震で最大震度が6弱、津波の高さが6メートル、そして日向灘地震の最大震度は6強、さらには津波の高さが5メートルというふうになっております。当然この被害想定は大きく見直さなければならない。この県の地震・津波の被害想定の見直しの進捗状況を、まずは知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 東日本大震災の後、地震・津波に対する県民の不安が大変高まっている状況の中で、早急に防災力の向上に努めていく必要があると考えております。日向灘地震でありますとか東南海・南海地震に対する被害想定の見直しにつきましては、今年度から来年度にかけて宮崎県地震防災戦略策定事業の中で実施することとして、この作業に着手しておるわけでございますが、7月には、今回の見直しの基本的な方向性につきまして、専門家の意見等を集めるための宮崎県防災会議地震専門部会を開催したところであります。この会議での意見をもとに、想定を見直す上での課題を整理し、必要な調査、資料作成の作業に取り組ん



でいるところであります。これら地震・津波による被害想定の見直しを行う中では、国の中央防災会議が進めております東南海・南海地震などの連動によります大規模地震に関する科学的、専門的な知見に基づき検討結果を踏まえる必要があると考えておりますので、一定の時間を要することとなりますが、今回の見直しは、地震・津波の防災対策を県、市町村がそれぞれ行う上での基本となる内容でありますことから、可能な限り早く結果を出せるように努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 本県でもいろいろ取り組みが進んでいるということはわかりましたけれども、やはり、東日本大震災を受けて今、全国で防災計画、津波対策の見直しが加速度的に進められております。中央防災会議の見直しを待つと、場合によっては来年になってしまうわけがあります。ですから各自治体が、もう指をくわえて待つわけにはいかない、待っていてはだめだということで、できることから着手するという考えで、専門家あるいは地元の過去の文献等を活用して、独自に見直しを進めていっているわけでありまして。住民を守るために早期対応が迫られております。それにこたえるということは、住民を守るその最前線にいる地方自治体の責務でもあると、私は強く認識をいたしております。

兵庫県は、想定する津波の高さを暫定的に現在の2倍に引き上げるシミュレーション作業を始めております。あわせて今月中には、県が暫定的に浸水被害の予想図を公表する手だてになっています。大阪府も、津波の高さを暫定的に2倍に引き上げ、その際の浸水域を想定し避難対策準備を進めているわけでありまして。隣県の大分県もそうであります。いまだこのような

方針を明確に打ち出せない本県の危機管理体制に、私は、正直申し上げて疑問を感じているわけでありまして。さらには、県として県内各市町村にどのような津波対策、防災指導をされているのかも、正直申し上げて疑問を感じているところであります。つい先日は、宮崎市の戸敷市長が「地震・津波の被害想定の見直しを求める要望書」を知事に手渡しをされているわけでありまして。被害想定の見直しは中央防災会議での結論を反映させて最終決定するとしても、なぜ暫定的にでも津波の高さを引き上げる方針を打ち出せないのでしょうか。来年の秋まで、それまでひたすら待つわけでしょうか。もし仮にそれまでに大規模地震が発生をしたらどうなるのでしょうか。確率からして、いつ起こっても不思議ではないわけでありまして。県内の自治体も動きが早いところが出てきております。延岡市は、津波避難場所の見直しとして、高さを最低11.5メートルに引き上げています。

危機管理は、まさにトップリーダーの首長の判断一つで大きく動いていく、そのように感じております。トップの危機管理能力が今こそ問われていると認識いたしておりますし、県の危機管理能力も今問われているんだ、そういうふうに認識いたしております。知事に再度質問いたします。津波の高さというのは避難経路や避難所を決める際の一つの大事な目安になってくるわけでありまして。暫定的にでも県独自で津波の高さを設定するなどのお考えはないのでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 被害想定の見直しの中で、津波の高さについての御指摘でございます。これはえいやで、例えば15メートルなり10メートルに設定するということもあるかと思いますが、この被害想定の設定に基づきまして、

その後のハード、ソフトのさまざまな対策を講じていき、県民の皆様にも理解なり備えを求めていくこととなりますので、この想定をする上では確かな科学的な知見をもとに設定をする、具体的に設定をしていくことがかぎで、高さを置いていくという、より大変重要なことであるというふうに考えております。

ただ、御理解をいただきたいのは、あくまで被害想定の見直しに関しましては国の中央防災会議等の検討を踏まえて順次やっていくということでございますが、今、県内市町村と議論をしておりますのは、短期、中期、長期ということで、できることから取り組んでいこうと考えております。被害想定の見直しは専門家の意見を踏まえて取り組むわけでございますが、まずできることとしては、現在の避難経路のあり方、避難場所の問題、それから沿岸地域における、場合によっては避難タワー、避難ビルのようなものを見通しをつける、そういった作業というものを、今できることというものはあるのではないかとということで、それぞれ市町村で取り組んでいただいておりますし、それぞれの地域の標高を示す表示板というのを統一のデザインにして、わかりやすく県民の皆さんに訴えていこう、さらには沿岸地域を初めとして自主防災組織率を高めるといったような、今できること、当面できることというものがございます。こういった短期、中期、長期でできることを組み合わせながら、本県の防災力の向上に努めてまいりたい、そのように考えております。

**○右松隆央議員** 県民の命を守る最終責任は知事にあるということをおわかりになっていらっしゃるかと思います。先ほど知事がおっしゃいましたけれども、津波避難ビルを指定し住民の逃げ場を少しでも多く確保することなど、やる

べきことはたくさんあるわけでありまして。迅速な対応と強いリーダーシップを心から望む次第であります。

次に、先ほど知事のほうからお話がありましたように、自主防災組織についてであります。この自主防災組織の組織率については、アクションプランの重点指標の一つに位置づけられております。宮崎県地震減災計画における自主防災組織の組織率の直近の数値も含めて、現状と今後の取り組みの見通しについて、総務部長にお伺いします。

**○総務部長(稲用博美君)** 平成23年4月1日現在の組織率であります。これは速報値になりますが、約73.6%でありまして、昨年の4月1日現在の63.5%から10.1ポイント増加しております。4年前の19年4月1日現在は57.9%でございましたので、それからしますと15.7ポイントの増ということで、年々増加してきております。特に最近の増加率が大きくなっております。アクションプランにおきましては、平成26年度末で組織率を70%としておりますので、この分については、速報値ではありますが、これはクリアしたということであります。ただ、地震減災計画、27年度末の目標値を80%というふうに設定をしておりますので、これにはまだ到達していないということで、今後県で実施いたします防災士の養成研修でありますとか、自主防災組織の資機材の整備に対する補助なんかもあります。それから、市町村の巡回指導などを行いまして、目標達成できるように努めていきたいと考えております。

**○右松隆央議員** いろいろと資料も用意したんですが、今回、時間もありませんから——いきなり前年度から自主防災組織の組織率が上がっています。そのあたりも含めて細かいところに

関しては、防災対策特別委員会でいろいろとお話を伺いたいというふうに思っております。

この自主防災組織は中身も大変大事であります。防災対策特別委員会の県内調査で、宮崎市木花の島山地区、そして延岡市の別府町の自主防災組織の方々と意見交換を行いました。2つの地域とも大変参考になる自主防災組織をつくっておられました。情報班、消火班、あるいは救出・救護班、避難・誘導班、給食・給水班と組織を構築されております。かつ島山地区では要援護者のリストも地域で作成をされておって、だれが要援護者を助けに行くか、誘導するのもしっかりとシミュレーションされている、非常に参考になる事例でございました。自主防災組織の組織率向上とともに、組織の中身も充実したものにしていけるようお願い申し上げます。

それでは最後に、口蹄疫についてお話を伺いたいと思っております。

口蹄疫からの復興、防疫体制について伺います。昨年の口蹄疫は、本県を未曾有の危機に陥れました。私たちはそこから何としてでも再び立ち上がっていかねばならないわけであり、しかしながら、代表質問でもありましたように、畜産農家の経営再開状況は、農家数で57%にとどまっております。まずは、畜産農家の経営再開が57%にとどまっている理由及び今後の見通しについて、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 口蹄疫により家畜を処分された農家のうち、8月末までに畜産経営を再開された農家の割合は、御指摘のとおり57%となっております。再開されていない農家の中で今後どの程度の方が経営を再開されるかなどの詳細については、現在分析中ではござ

いますが、経営再開を迷っている主な理由といたしましては、高齢や健康上の不安、また後継者がいないこと、景気低迷や東日本大震災に伴う枝肉価格の低迷や飼料価格の高騰、また、韓国や台湾など隣国での口蹄疫の発生による再発への懸念、さらには、畜産経営をやめて畑作等へ転換するなどがございます。県としましては、できるだけ多くの方に再開していただくことはもとよりですが、再開された農家の経営安定、あるいは円滑に畑作へ転換できるよう、各地域の市町村やJA等と県で構成いたします畜産産地再生推進会議地域本部の現地指導班を中心に支援してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 経営再開が思うほど進まない理由を伺いましたが、高齢化や後継者問題、あるいは飼料高騰の問題、さらには資金難の問題等いろいろあるかと思えます。そういった中で再開が思うほど進まない理由の一つに、県の防疫体制及び県の再発防止策に全幅の信頼を置けずに、経営再開をちゅうちょする畜産農家もおられるやに伺っております。代表質問でもありましたように、韓国、台湾など周辺諸国で口蹄疫が頻発しております。そして副知事から、昨年の口蹄疫の感染源としてアジア地域の口蹄疫発生国から人あるいは物を介して本県に侵入してきたとの推定もされておられるというふうな答弁がありました。しかし、これはあくまでも推定の域を超えていないわけであり、いまだに感染源あるいは感染ルートの解明には至っていないと言わざるを得ないわけであり、そこで、知事にお伺いいたします。口蹄疫の感染源及び感染ルートについて、もうこれ以上解明作業は必要ないと考えておられるでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 感染源、感染経路の特

定が十分なされていない、難しいというところが、畜産の再生・復興に向けて農家の皆さんに大変な不安を与えているというふうな認識でおるところでございます。この究明につきましては、これまでもさまざまな形で取り組んでございます。今御指摘がありましたように、国の疫学調査チーム——これは県のメンバーも加わったのチームであります——の昨年11月の中間取りまとめにおきましては、「アジア地域の口蹄疫発生国から人あるいは物を介して我が国に侵入したと推定される」、そこまでの指摘にとどまっているわけでありまして、県におきましても、独自に設けました検証委員会において、さまざま聞き取り調査を行いました。私も副知事在职当時に、短い期間ではありましたが、委員として加わり、現地で農家の方のヒアリングなども行ったところがございますが、感染経路の特定には至っていないところがございます。口蹄疫で家畜を処分されました畜産農家が安心して再開するためにも、また今後の防疫を強化するためにも、感染経路等の究明は大変重要であると考えておりまして、国においては現在も疫学調査を継続し、児湯地域での感染拡大の要因などについて——これは県も協力しながらということではありますが——聞き取り調査を行っているところでありまして、今後これらの調査結果などを踏まえた最終報告がなされるものと聞いております。

また、ことし10月に宮崎大学に設置予定の産業動物防疫リサーチセンターにおきましては、本県での口蹄疫につきましてさらに詳細な疫学分析を実施いたしまして、感染拡大の要因分析や発生シミュレーションなどの研究を行うと伺っておるところでございます。県としましては、その研究に協力しますとともに、宮崎大学

と連携して適切な防疫対策を講じてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 畜産農家の思い、声に最後までこたえていただくのが知事の役割だというふうに認識いたしております。近い将来、感染経路が解明されることを心から願う次第であります。

最後に、ことし4月に作成された宮崎県口蹄疫防疫マニュアルについて伺いたいと思っております。口蹄疫が万一また発生したとき、昨年の厳しい経験からも、迅速な初動でウイルスを封じ込めることが極めて重要になってくるわけでありまして。その初期段階でウイルスを封じ込める対策として、このたび作成された口蹄疫防疫マニュアルが十分なものであるのかどうか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長(岡村 巖君) 昨年の口蹄疫発生時における防疫対応の経験を踏まえまして、ことし4月に改定いたしました県の口蹄疫防疫マニュアルにつきましては、まず、発生前の、空港や港湾における、いわゆる水際防疫や、農家の衛生指導、早期発見・早期通報体制。次に、万一の発生に備えた動員体制や備蓄資材、重機の手配。また、発生時における防疫措置や消毒ポイントの設置から記者発表時の情報提供のあり方など、発生を経験したからこそ記載できる詳細な内容になったと考えております。また、現在、本マニュアルを踏まえた支庁・振興局ごとの防疫マニュアル、また市町村マニュアルの策定も行っているところがございます。一方、本年4月には、マニュアルに基づきました実働演習を実施し検証を行ったところであり、11月にも全市町村を対象とした防疫演習を行うこととしております。その検証結果や地域からの御意見等も踏まえまして、必要に応じ

てマニュアルの見直しを行うとともに周知徹底を図りながら、迅速かつ的確な防疫措置が図られる体制づくりを、今後とも一生懸命進めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 昨年の口蹄疫での初動体制での問題点としてたくさん挙げられたわけですが、その中で、一つは道路封鎖のおくれもありました。県道沿いで発生をして、さらにすぐさま県道の交通どめができなかった。あるいは消毒ポイントの態勢が不十分だというふうな指摘も挙げられました。畜産関係車両の交通が多い農道に消毒ポイントが設けられなかったという声も伺っているわけでありまして。さらには、情報の共有化がしっかりされていなかったという問題点もあるわけでありまして。この防疫マニュアルを、今後もしっかり改良に改良を重ねて万全なものに仕上げさせていただきたいと願っております。

ひたすら宮崎のために、私もやはり身を粉にして、これから一生懸命頑張ったいと思います。どうかこれからもよろしく願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。(拍手)

**○外山三博議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後1時0分開議

**○十屋幸平副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

**○徳重忠夫議員**〔登壇〕(拍手) それでは、

午後のトップバッターとして登壇をさせていただきます。

まず、台風12号によります紀伊半島の豪雨災害で被災されました皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

ことし1月に河野県政がスタートして、はや8カ月が経過をいたしました。知事は、就任早々からいろんな出来事や情勢の変化に直面されました。実に200年ぶりとなる新燃岳の大噴火は県民のだれも予想していなかった事態であり、また時期を同じくして発生した高病原性鳥インフルエンザなどにより、県民生活や県内経済は大きな被害を受けました。そして、3月11日には東日本大震災が発生いたしました。県外での出来事とはいえ、想像をはるかに超えた余りに大規模な災害に対し、私たちは大きな衝撃を受けたのであり、加えて、被災地の復旧・復興がなかなか進まず、多くの被災者の方々は今もって厳しい生活を強いられております。知事就任前には予想できなかったであろうこのような事態が次々と起こっておりまして、知事はその対応に懸命に取り組んでこられたことと思えます。直面する新しい局面に対応していくことは県政のリーダーとして当然の役割であります。一方で、知事は選挙の際に政策提案を示されました。県民はその考えに賛同し、知事に一票を投じたわけでありまして、いろいろな情勢の変化があるにしても、公約の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。これまで、新たな総合計画を策定し、また6月には知事の考えに基づいた肉付け予算も成立したとこ

ろであり、現在、公約実現に向けて取り組んでおられるところだと思っております。そこでまず、政策提案に示された4つの基本政策についてどのようなものを目指しておられるのか、またその実現に向けてこの8カ月間どのように取り組んでこられたのか、知事にお尋ねをいたします。

後の質問については質問者席からさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

私の基本政策などについてであります。私が選挙時の政策提案に示しました4つの項目につきましては、アクションプランの施策目標としてそれぞれ掲げたところでございます。まず、1つ目、「危機事象への対応と再生・復興」につきましては、危機への備えと口蹄疫等からの再生・復興を図ることとしております。2つ目の「産業・雇用づくり」では、落ち込んだ県内の経済活動や雇用を回復させるとともに、「食の王国みやざきづくり」を初め、地域の強みを生かした新たな成長産業を育成することとしておりまして、新規企業立地100社、あるいは農業産出額3,300億円などの数値目標を設定しております。また、「人財づくり」では、「日本一の子育て・子育て立県」を初め、県民が連携・協働し、地域経営に参画する環境づくりを、さらに「くらしづくり」では、豊かな自然や安全・安心な生活環境に恵まれた豊かさを実感できる暮らしの実現を目指すこととしております。

次に、この8カ月の取り組みについてであります。知事に就任した当初は、高病原性鳥インフルエンザ、また新燃岳など危機事象への対応に取り組んでまいりました。しばらくの間、防災服を着っ放しであったということをお

ります。その後、就任50日目に当たる日に東日本大震災が発生をいたしまして、大きな被害が生じたことから、「みやざき感謝プロジェクト」として復旧支援にもさまざまな形で取り組んでまいり、また一方で本県の防災力の向上にも、市町村、関係団体と連携しながら、取り組んできたところでございます。

一方で、本県の経済は昨年の口蹄疫以来大変厳しい状況が続いておりますことから、先般、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」を取りまとめまして、県内の経済活動の回復や雇用対策に取り組んでいるところであります。このほか、医師確保に向けた組織体制の強化や、宮崎大学、医師会及び市町村と連携した地域医療支援機構の設立に向けた取り組みでありますとか、「未来みやざき子育て県民運動」の開始、さらに「オールみやざき営業チーム」による官民挙げての県外プロモーション活動などに取り組んできたところであります。まさにこの8カ月間、無我夢中で駆け抜けてきたところでございますが、今後とも、具体的な取り組みをさらに加速化しながら、県政の推進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○徳重忠夫議員 ぜひ、目標に向かって頑張ってくださいようお願いをしておきたいと思っております。

次に、口蹄疫からの再生・復興についてお尋ねをしてみたいと思っております。

知事は、政策提案としまして示された4つの基本政策の中でも、口蹄疫からの再生・復興を最大の政策課題として取り組まれる決意であると言っておられます。しかしながら、1月の知事就任以来、高病原性鳥インフルエンザの発生など相次ぐ危機事象に見舞われまして、口蹄疫

復興対策に加え、これらの危機事象の対応に精力的に当たってこられたわけでありまして、こうした中、去る8月27日で口蹄疫の終息宣言から1年が経過をいたしました。昨年4月に発生しました口蹄疫は、1,200戸余りの農家から家族の一員と言うべき家畜を奪いまして、農家にとっては大変大きなダメージであったわけでありまして、心を痛めたところでもあります。また、口蹄疫の防疫では、畜産農家の懸命な消毒作業を初め、市町村や関係団体を含め、全国から防疫作業に多くの支援をいただき、およそ3カ月後の7月27日に県内移動制限が解除されまして、その後の8月27日には終息宣言が出されました。

この間、畜産はもとより、県内のあらゆる産業、経済に大きな影響が出たことも御承知のとおりであります。発生から1年半、終息から1年がたっても、口蹄疫の影響はまだ続いておりまして、今後も畜産を含めて県内経済が元気を取り戻すためには相当な時間が必要だ、このように思っております。畜産農家の再開状況でいえば、終息宣言から1年を経過した8月末での経営再開状況は、私としては決して順調とは言えないと考えておるところであります。知事は口蹄疫発生時は副知事として、途中で農政水産部長兼務として口蹄疫の防疫に対応されたわけでありまして、現在の復興状況について知事はどう考えておられますか、またいつまでにどの程度の復興をする目標にしていられるのか、お尋ねをしてみたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 口蹄疫からの復興状況についてであります。まず、畜産経営の再開は、農家ベースで57%、頭数ベースで47%となっているところでございます。県内経済全般について見てみましても、東日本大震災等も含

めたさまざまな要因もございまして、回復の基調にあるという状況ではない、大変厳しいものと認識をしております。県としましては、昨年8月に再生・復興方針を、ことし5月にはその工程表を作成いたしまして、これに沿って各地域での意見交換など、現場での意見を踏まえながら、再生・復興に向けた取り組みを進めてきたところでありまして、情勢の厳しさを踏まえますと、まだまだこれからやらなければならないことがたくさんあると考えておるところでございます。

復興の目標につきましては、県内の経済全般及び県民生活におきましては、できるだけ早く口蹄疫前の状態に戻すことが必要であると考えておりまして、口蹄疫復興対策運用型ファンドでありますとか、中小企業応援ファンドなどを活用して迅速に対策を推進してまいりたいと考えております。観光面、宿泊客数などは何とか前の状況に戻りつつあるという傾向も見られるところでございます。

一方、畜産におきましては、工程表の中で西都・児湯地域における経営再開を農家ベースで7～8割程度、頭数ベースで9割程度というふうに想定しておるところでございますが、現在の状況を考えますと、相当の努力、またそれなりの時間がかかるものと考えております。したがって、畜産農家の再開や経営安定の支援を行うとともに、耕種への転換や畜産を核としました6次産業化の取り組み、農商工連携などを鋭意進めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。どうぞ前向きにお取り組みをいただきたいと思っております。

終息宣言から1年が経過した8月末での経営再開状況は、おおむね半数ということでありま

す。再開が進まない理由としては、畜産の先行き不安や、韓国での口蹄疫の発生など、農家の経営再開をちゅうちょせざるを得ない状況も考えられるわけであります。そのような中、経営を再開される畜産農家の方々が安心して経営ができるよう、県としてしっかりと取り組んでいただきたい。お願いをしておきたいと思いません。

一方で、畜産経営の再開を断念された農家が300戸以上いらっしゃるということでございます。これらの農家が再開されない理由について実態調査などを行っているのかどうか、農政水産部長にお伺いしておきたいと思いません。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫により家畜を処分された農家に対しましては、経営の再開状況等について聞き取り調査を実施しております。詳細につきましては、現在、分析中でございますが、8月末現在で経営を再開されていない農家は全体の43%となっております。畜産経営を断念する、あるいは再開を迷っている主な理由といたしましては、先ほど議員のほうからもありましたが、まずは高齢や健康上の不安、また後継者がいないこと、景気低迷や東日本大震災に伴う枝肉価格の低迷や飼料価格の高騰、さらには韓国や台湾など隣国での口蹄疫の発生による再発への懸念、また畜産経営をやめて畑作等へ転換するなどとなっております。

○徳重忠夫議員 今、300戸以上、40%の方が再開できていないということでございますが、畜産経営を維持していた方々が再開しないということになりますと、いろいろ課題が生じるのではないかと懸念するところであります。畜産経営を中止する農家は、農業そのものを中止したり、その他の作目へ転向したりすることになると思いますが、口蹄疫から再開しない農家に対

してはどのような対応をしていこうとされているのか、お伺いをしてみたいと思いません。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫により家畜を処分された農家に対しては、各地域の市町村やJA等と県で構成いたします畜産産地再生推進会議地域本部の現地指導班を中心に、個別の巡回等を行っているところでございます。畜産経営を中止される農家の中には、高齢等の理由から農業そのものを中止される方もおられますが、一方で畜産から他の作目への転換を希望する農家もありますので、現地指導班を中心に、導入品目や栽培技術などについて、助言・指導等を行うこととしております。県といたしましては、畜産経営を再開される農家はもとより、他品目に転換される農家につきましても、その意向等を踏まえ、関係機関と一体となって支援をしてみたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

それから、口蹄疫から再開しない農家には、相当な面積の土地があるわけであります。300戸といえますと、2町平均にしますと600ヘクタールというような大きな農地があると思いません。再開しない、あるいは他の作物に転向しようとなったとき、農地をどのように活用するのか、そのことが大きな問題であろうと私は考えております。そこで、畜産経営を断念された300戸の農家の経営転換と農地の有効利用を図るため、児湯地区に畑作野菜の大規模な実験圃場をつくって、具体的に農家の目に見える形で示して、指導することが大事であると私は考えます。畜産から耕種農業へと大変厳しい条件かと思いますが、百聞は一見にしかず、目で見せなければわからない、こう思いますときに、県が率先してそういう試験農場をつくる考えはない



のか、お尋ねをしておきたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 口蹄疫からの復興と畑作農業の振興を図るため、大規模な実証圃を設置するというお話ですが、それは、新たに野菜栽培を開始する農家の不安解消、また栽培技術を定着させる上で大変有効な手段であると認識しております。このため県では、昨年度、児湯地区を中心に8カ所、約15ヘクタールの大規模実証圃を設置しまして、ハウレンソウや里芋等の機械化一貫体系や品種に関する検討を行いますとともに、現地研修会や実績検討会を開催し、その成果を生産者や関係者に広く周知したところでございます。本年度も引き続き、5カ所、約13ヘクタールの実証圃を設置することとしておりまして、今後も、大規模実証圃を最大限に活用しながら、農地の有効利用や耕種への転換を支援し、畜産と耕種のバランスのとれた産地の確立に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ、そういう方向で頑張ってくださいますようお願いを申し上げます。

続いて、環境森林部長にお尋ねをしてみたいと思います。浄化槽の法定検査についてであります。

県では昨年度から、浄化槽管理者に対し、法律で義務づけられている年1回の法定検査を受けるよう指導されておられますが、保守点検・清掃と法定検査との違いがわかりにくいとの声が県民の間からたくさん聞こえてきております。また、法定検査をさらに受けることによって浄化槽管理者の負担が多くなります。そこでまず、浄化槽管理者に義務づけられている保守点検・清掃と法定検査の違いは何か、またこれらにかかる費用は幾らになるのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） まず、保守点検・清掃と法定検査の違いについてであります。保守点検はポンプの点検や消毒剤の補充などを行うもので、清掃は不要な汚泥の除去などを行うものであります。そして、法定検査は、これらの保守点検と清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が十分発揮されているかどうかを水質検査などにより確認するものです。

次に、費用につきましては、浄化槽の使用状況や維持管理を行う業者にもよりますが、最も多く設置されている5人槽の場合、年額3万から4万5,000円程度となっております。このうち法定検査の料金は3,800円で、九州では最も低くなっております。

○徳重忠夫議員 浄化槽管理者の方からは、これまで維持管理はしっかりしてきたんだと、大体2カ月に1遍、清掃公社等が回ってきてちゃんとしてきたんだと、突然、法定検査を受けるような指導があったことについて、今さら何だろうという不満の声が多く聞かれるわけでありまして。法定検査はいつから義務づけられているのか、また浄化槽管理者に対する法定検査の指導の経緯と受検率の推移について部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 法定検査は、昭和60年の浄化槽法施行当初から年1回の受検が義務づけられております。県におきましては、テレビや新聞などによる広報活動のほか、浄化槽を設置する際には事前の講習を受けていただくなどして、法定検査の受検を促してまいりましたが、受検率は伸び悩んでおりました。また、全国的にも低迷が続いていたため、平成17年に浄化槽法の改正が行われ、都道府県知事の浄化槽管理者等への監督権限の強化が図られたところです。県では、平成22年度から法定

検査の未受検者全員に対し、文書や電話による受検指導を行っており、平成22年度には県内に設置されている約14万8,000基のうち、3万3,000基程度が受検し、受検率は平成21年度の14.2%から22.4%に向上しております。

○徳重忠夫議員 続いてお尋ねしていきます。全国的に法定検査の受検率が低いという状況にあるようであります。県によっては受検率が高いところもあるんです。改正指導があつてから5年たっているということもありまして、高いところもあります。私は、法定検査が法的義務であるならば、受検している人としていない人との不公平感を解消するためにも、このような他県の例を参考にするなどして受検率100%を目指すべきだ、こう考えております。そこで、法定検査の受検率の向上のために今後どのような指導をしていかれるのか、部長にお伺いをおきたいと思ひます。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 法定検査につきましては、浄化槽法において受検が義務づけられておりますので、本来すべての浄化槽管理者が受けるべきものでございます。しかしながら、現在のところ、保守点検との区別がわかりにくいといったことや、新たな費用負担につながるといったことなどから、受検率は低い状況にあります。このため県といたしましては、今後、さらに市町村等と連携して指導啓発に努めるとともに、指定検査機関や保守点検業者等との連携による検査を受けやすい新たな仕組みづくりに努めるなど、すべての浄化槽管理者に法定検査を受けていただくよう積極的に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 電話やチラシ等で法定検査を受けるといふことで、積極的に努力するといふことでございますが、現在、この法定検査

を行っているところは財団法人宮崎県環境科学協会1社となっております。検査効率などを考えますときに、県内を3つのブロックぐらいに分けて検査所をつくっていく考えはないのか。他県では指定検査機関を複数設定しているところがあるようでありまして、5社あるところもあれば、3社あるところもある、2社あるところもある、そういった状況であります。本県で複数指定についてどのように考えておられるのか、環境森林部長にお尋ねをしておきます。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 指定検査機関の指定につきましては、浄化槽法において検査業務を公正、適正かつ確実に実施するためのさまざまな要件が定められております。検査機関指定についての相談があつた場合には、これらの要件に適合しているかを確認するとともに、現在の検査体制などさまざまな状況を勘案し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から適切に対応していきたいと考えております。

○徳重忠夫議員 部長のほうでは精いっぱい努力をしていく、しているんだ、こうおっしゃいました。どうも私は納得できませんので、これからの質問については知事にお答えをいただきたい、このように思ひます。法定検査の受検率向上に関しまして御答弁をいただきましたが、法律で受けなければならないと決まっているこの法定検査を受けない方に対する指導監督の責任者はだれなのか、知事にお伺いしておきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 平成17年に改正された浄化槽法12条の2の規定によりまして、指導監督するのは都道府県知事とされております。

○徳重忠夫議員 それではまた、知事にお尋ねいたします。岩手県では保守点検・清掃を行っている業者と連携しまして、全国で一番高いん

だそうではありますが、88%を超しているという受検率になっているようでもあります。また、私たちは隣の鹿児島県のお話をよく聞くわけですが、私は鹿児島県に直接電話して聞いてみました。受けなきゃならない人は、27万戸あるんだそうです。5年間に1回だけですけれども、全部受けているんです。聞いてみましたら5年に1回、次からは4年に1回します。みんな平等でなければいけないということで、これを5年間で27万戸全部やったということでもあります。不公平感を生じないよう配慮しているということで、精いっぱい努力をされているようでもあります。岩手県や鹿児島県における取り組みについて知事はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 法定検査の受検率が高い県におきましては、全国で見ますと、5%を切るところから、御指摘のような88%というところまであるわけですが、そういう高いところにおきましては、さまざまな工夫や努力がなされているというふうに思いますので、私ども、しっかりそういったところを勉強させていただきながら、今後、受検率の向上に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ところで、21年、昨年から22年度にかけての受検率を見てみますと、宮崎県環境科学協会のほうにお願いして、伸び率が10%のようでもあります。10%といいますと、1割です。この状態でいきますと、10年かかるということになります。さらに、御案内のとおり、県はこの協会のほうに22年から23年度にかけて1年間に9,000万円という委託料を払って、勧誘されているわけです。9,000万円ですよ。そして、1万2,000軒ぐらいしか勧誘されていないんです。1軒当たり7,000～8,000円の計算にな

ろうかと思います。それだけ金が出されているわけでもあります。これを10年使ったら1億円近くの金がかかるんだという私の概算であります。法定検査を受ける人、10年間も受けなくて受けませんと言っている人、これを考えますと、10年間、3,800円——一番安いとおっしゃいますが、4万円ぐらいのお金を払う人と払わない人と出てくるわけです。私は、これはいかがかなと、こう思っています。地域の中で法定検査を受けている人とそうでない人が実際にいることは、またそのことによって地域のコミュニティーが壊れるんですよ。あの人は払っている、私は払っていない、それでもいいんですよということになったら、地域のコミュニティーが壊れて、あれは納めない、こういうことになる。私は、これが一番恐ろしいような気がしてならないのであります。

知事は、総務部長、副知事、そして知事として、今から10年間トップにいらっしゃって指導されるわけでもあります。私は、法定検査を受検している人としていない人との不公平感を早期に解消するためにも、知事の任期中にこれを解消していくためにも、管理者に法定検査をさせていくべく取り組むべきだ、こう思っておりますので、知事のそれに対する決意をお聞きしておきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県のこのような受検率の状況、大変低い状況にございまして、これまでの指導啓発については必ずしも十分ではなかったと深く反省をしておるところでございます。その反省を踏まえて、本県のきれいな川や海を次の世代に引き継いでいくためには、一人一人が生活排水の適正処理に取り組んでいくことが大切であると考えておりますし、法律で年1回と定められたものにつきまして、なるべく

多くの皆様に御協力をいただくように、受検率の向上に向けて、できるだけ早く全員の皆様に受けていただくような努力をしてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 知事、ぜひあなたの任期中に——あと3年しかありません。ぜひ3年間でやり遂げるぞという気持ちで頑張ってくださいますようお願いをしておきたいと思います。

それでは、新燃岳の噴火に伴う対策についてお尋ねをしてみたいと思います。

新燃岳の今回の噴火において、最初に爆発的噴火を観測したのはことしの1月27日のことであります。あれ以来、小康状態を思わせる期間もありましたが、現在も噴煙を上げております。いまだ終息に至ったとは考えられません。また、初期段階の爆発的噴火などにより降り積もった火山灰による土石流の危険性も声高に叫ばれておりますが、幸いにして、これまでに大規模な土石流の発生は観測されていないものの、雲仙普賢岳の例を見るまでもなく、安心できる状態にはほど遠いのではないかと危惧しているところであります。

このような中、都城市においては、2月以降、幾度となく避難準備情報や避難勧告が出されております。しかしながら、実際に避難した方々は0.9%から5.8%にとどまっております。もちろん、このほかにも親戚や知人の家に避難されておられる方々もおるとは思いますが、それにしても低い数値と言わざるを得ません。先ほど私が申し上げましたように、新燃岳の噴火災害は現在も継続、進行しているのであります。この低い避難率の解消を図らなくては、人的被害を完全に防ぐことはできないと考えておりますが、避難率の向上のために県としてはどのようなことを考えておられるのか、まず知事

にお伺いしておきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の新燃岳の噴火におきましては、高原町では1月30日に火砕流に対応するために避難勧告を発令しまして、約50%の住民が避難をされておるところであります。一方、都城市におきましては、避難計画を作成するとともに、土石流に対応するために、2月以降、基準を超える降雨が予測されるたびに避難準備情報や避難勧告を発令して、住民の生命の安全を図っているというところでございますが、住民の避難率は、議員御指摘のとおり、低い状況でございまして、実際に大規模な土石流が発生した場合に被害が発生するということをお大変危惧、心配しておるところでございます。

避難の指示・勧告につきましては、災害対策基本法において、住民に最も身近な市町村長が行うこととされているところでございます。県といたしましては、气象台や国土交通省などと連携を密にしまして、気象の情報などを迅速的確に市町に伝達しますとともに、日ごろ、関係市町と連携をしまして、火山や土砂災害などの専門家を招いて防災講演会を開催するなど、住民の皆さんに避難の重要性というものを改めて認識していただく、そのような啓発活動に取り組んでまいりたい——これまでも行っておりますし、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

それでは、総務部長にお伺いをしておきたいと思います。さて、私自身が噴火災害の中で最もおそれを抱いているのが火砕流であります。雲仙普賢岳において多くの犠牲者を出しました火砕流が、今後、新燃岳において発生する可能性はあるのか、専門家の意見を踏まえていろいろ

る勉強されていると思いますが、総務部長にお答えいただきたいと思います。

**○総務部長（稲用博美君）** 新燃岳が1月に噴火してから今日まで、規模の大きな火砕流は観測をされていない状況であります。しかしながら、火山噴火予知連絡会の検討結果によりますと、新燃岳のマグマだまりへのマグマの供給は続いておりますので、1月下旬から2月上旬の噴火に匹敵する活動が起こることも考えられます。さらに活発化した場合には、火砕流の発生も懸念されるところでございます。

**○徳重忠夫議員** 大変心配するところでございます。やはり危険性は残っているとのことでございますが、今後も警戒を怠ってはいけない、このように考えております。新燃岳の噴火に伴う火山灰の堆積によりまして、土石流の発生が懸念されております。これまでに、国及び県においてどのような緊急対策工事が行われたのか、その内容と金額について県土整備部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 緊急対策の工事ではありますが、国土交通省と連携を図りながら、都城市及び高原町の土石流被害が想定される区域におきまして、ことしの2月から実施してきたところであります。国土交通省では、15カ所におきまして、約11万9,000立方メートルの土砂除去工事や、コンクリートブロックによる仮設導流堤工事のほか、監視カメラやワイヤーセンサー等の設置を行っております。総工事費は約10億円と伺っております。また、県では、22カ所で約3万6,000立方メートルの土砂除去工事や土のう積み導流堤の工事等を行っております。総工事費は約1億5,000万円となっております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

それでは、次に進めてまいります。さきの台風12号では、和歌山県や奈良県を中心に、多くのとうとい命が奪われるなど、大きな被害が発生しております。この被害の中には、集落の対岸にある山で土砂崩れが発生して、その土砂が川をせきとめたために、川の流れが変化して集落を襲ったという想定外と言うべきものもありました。

私は、御池小学校から都城市の吉之元のほうにかけて国道223号をよく車で通るわけでありまして。周辺の形状や土地の状況についてもよく理解していると思っておりますが、仮に国道の上流域で土石流が発生した場合、土砂や石などが木々をなぎ倒し、それらが谷を埋塞することによって、本来の流れとは異なる方向に土石流が流れ込み、被害を拡大させるのではないかと心配しているところであります。このような可能性についてどのように考えておられるのか、県土整備部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 議員が御指摘されたとおりでございまして、土石流の発生規模によりましては、土石や倒木が谷を埋塞することによりまして、被害が拡大する可能性も想定されるところであります。また、先ほどお答えいたしました緊急対策工事でございますが、これは、土石流被害の軽減や避難時間の確保を目的とした、あくまでも緊急的な措置であります。今後、国におきましては、さらに安全性を高めるため、砂防堰堤の新設工事などを計画的に実施していく方針と伺っておりますが、その整備には相当の期間を要するものと思われまゝです。したがって、関係する住民の皆様におかれましては、気象情報や各市町から出される避難に関する情報に引き続き注意をしていただ

くとともに、早目の避難を心がけていただくことが大変重要であると考えております。

**○徳重忠夫議員** 避難が最も大事なことだというところでございますので、ぜひそういった方向で、地元にも周知徹底をお願いしたいと思いません。

次に、都城志布志道路についてお尋ねをいたします。

私もライフワーク的な気持ちの中で今日まで質問をしてまいりました。県の施行区間である五十町インターチェンジから梅北インターチェンジまでの約3キロメートルについては、平成13年度に事業着手して、本年4月に宮崎県区間では初めて開通となったところであります。私たち地元の者としても、喜びもひとしおであります。国の直轄事業区間においても、平塚インターチェンジから五十町インターチェンジの間1.9キロが、今年度中に供用予定と聞いておりますが、まだまだ全線開通までには長い時間がかかると思われます。私も地元の皆さんから、いつ完成するのか、いつ用地買収に入るのかなどとよく聞かれます。そこで、都城志布志道路の整備に対する知事の考えをお聞きしておきたいと思いません。

**○知事（河野俊嗣君）** 都城志布志道路でございますが、都城インターチェンジと志布志港を直結し、物流の効率化に資することはもちろんですが、広域救急医療の整備充実などを掲げました都城広域定住自立圏構想を実現するためにも、大変重要な幹線道路であると認識をしておるところでございます。国と県で重点的に整備を進めておりまして、今御指摘のありましたように、ことし4月に五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間の約3.2キロが完成供用し、大きな一歩を踏み出すことができたわけ

でございます。今年度中には、国施行区間の平塚インターチェンジから五十町インターチェンジの1.9キロメートルも供用が予定されているところでございます。大変厳しい公共事業を取り巻く状況でございますが、県としましては、今後とも、国や鹿児島などと連携しまして、整備促進に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。これまでもいろんな場面でお話しておりますように、都城志布志道路は、日本の食料基地である都城・曾於地域と国際バルク戦略港湾であります志布志港を直結する道路であります。沿線の地域に大きな経済効果が期待されるものであります。しかし、道路はつながらなければその効果を発揮することはできません。本路線では、ほとんどの区間において事業が展開されているところでありますが、唯一、宮崎、鹿児島県の県境区間だけが整備着手していない状況にあります。しかし、鹿児島県は、この県境区間に早期に事業を着手できるよう県単独で3,000万の調査費を計上したと、私はじかに行って聞いてまいりました。県境区間は一日も早い事業着手が必要と考えますが、都城志布志道路の県境区間の取り組みについて、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思いません。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 現在、整備を進めております梅北工区に続きます諏訪山インターチェンジから、今、議員からお話がありました、県境までの区間、県内が約2.5キロメートルでございますが、この区間につきましては、本県も昨年度から事業化に向けた調査を行っておりまして、本年度も引き続き、1,500万円の補助調査費で道路環境調査を進めているところであります。なお、鹿児島県側、約2キロメートルも事業未着手となっておりますことから、県

境区間の整備につきましては、今後とも、鹿児島県と連携を図りながら、事業着手に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。全区間着手された、このように理解いたしております、ぜひ頑張ってください、このように思います。

宮崎県内の区間の事業費は、今年度の予算を見てみますと、約12億円と落ち込んでおります。今後の整備が心配されるところであります。一方、鹿児島県においては、整備に必要な予算が確保されていると聞いておるところでありまして、鹿児島県の当初予算24億円に対して宮崎県は半分でございます。少ないと思えます。国の区間も含め、道路の整備は計画どおり進むのか、県土整備部長にお伺いをしておきます。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 本年度の都城志布志道路の当初予算でございますが、今、議員からお話がありましたとおり、鹿児島県側は23億6,000万、それから宮崎県側は国と県合わせまして12億1,000万となっております。しかしながら、両県におきますこれまでの総投資額は、ほぼ同額程度となっております。県施行区間では本年4月に五十町から梅北間が完成供用したところでありまして、現在、それに続く梅北から諏訪山間、約2.5キロメートルにおきまして、調査設計、測量などを行っております。また、国の施行区間では、先ほど知事も答弁いたしましたように、平塚から五十町間が本年度中の供用予定となっております。公共事業を取り巻く環境は大変厳しくなっておりますが、県といたしましては、今後とも、本路線の計画的な整備促進に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。志布志道路につきましては、ぜひとも隣県の鹿児島県と力を合わせて同時開通を目指していただきたい。心から強く要望を申し上げておきたいと思っております。

国道221号の歩道整備についてお尋ねをいたします。

都城市高崎町新田地区は、旧高崎町の中心市街地として商店街や住宅街を形成し、古くからの町並みが続いておりますが、地区の真ん中を貫く国道221号沿いの歩道整備が遅々として進んでおりません。買い物や通学時に日常的に利用する高齢者や小中学生にとりましては、交通事故等の危険性が高い状況にあります。このため、地区中央部の約650メートル区間につきましては、現在施行中の新田土地区画整理事業により、幅の広いゆとりのある自転車道や歩道が両側に整備されておまして、地区民が大変感謝し、喜んでいる状況であります。しかしながら、新田土地区画整理事業以外の区域については、都城市が新たな土地区画整理事業を行う予定でありましたが、諸般の事情により、土地区画整理事業が困難とされました。そのため、接続する前後の区間は、車道側溝部を利用した簡易な構造で、不規則な段差やわずかな幅員のため、高齢者や小中学生の安全な通行の障害となっております。危険かつ不便で、早急な整備が必要な区間と言わざるを得ません。そこで、国道221号高崎新田地区における土地区画整理事業の前後区間の歩道整備を県で取り組めないか、県土整備部長にお伺いをしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 御質問の区間につきましては、交通量が多く、通学路にも指定されておりますことから、歩道整備が必要で

あると認識をしております。しかしながら、現在は、土地区画整理事業による住環境の改善まで視野に入れたゆとりある歩道として計画されております。今後、この区間を県が交通安全の観点から歩道整備に取り組むためには、経済性あるいは利用者の安全確保を考慮した歩道幅員等の見直しが必要でございます。このため、まちづくりの主体であります都城市において、地元の合意形成を図っていただいた上で、都市計画変更の手続を進めていくこととなります。県といたしましては、今後、都城市と十分連携を図りながら、事業化に向けて検討してまいりたいと存じます。

**○徳重忠夫議員** どうぞ前向きによろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

最後になりましたが、中学校における武道の必修化について、教育長にお尋ねをしたいと思います。

私は、今の子供たちに対し、武道の精神、いわゆる相手を尊重する心や自律の精神などを学ばせることは、とても意味のあることだと考えております。3月の東日本大震災において、被災者が水や衣服などの必要物資を配給される際にきちんと並んで受け取る姿や、避難所での様子を見て、外国のメディアが絶賛しておりました。太平洋戦争後の日本の飛躍的な発展も、この日本人の心があったからだと思っております。そこで、教育長に、平成24年4月から中学校において武道が必修となりますが、その背景や目的を伺っておきたいと思っております。

**○教育長（渡辺義人君）** 武道必修化の背景であります。平成18年の教育基本法の改正を受けまして、中学校の保健体育科では、平成20年の中央教育審議会答申におきまして、「武道の指導を充実し、我が国固有の伝統と文化に、よ

り一層触れることができるよう指導のあり方を改善する」ことと示されたところであります。これを受けまして、改訂されました学習指導要領では、1つには、基本動作や基本となるわざができるようになること、2つ目には、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとする態度を養うこと、3つ目には、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方などについて理解することなどが、武道の授業におけるねらいとされたところであります。以上です。

**○徳重忠夫議員** 武道のねらいについて今、教育長からお話があったとおりに思います。そのねらいを達成するためには、指導者の役割が大切であると私は考えております。そこで、武道のねらいを達成するために、教員の資質向上にどのように取り組んでいかれようとしているのか——武道の先生がそんなにたくさんいらっしゃるものか、ちょっと私にはわかりませんが、お答えをいただきたいと思っております。

**○教育長（渡辺義人君）** 県教育委員会では武道の必修化に対応するために、平成21年度から3年計画で、すべての保健体育科教員を対象に、武道に関する講習会等を開催し、指導方法や指導計画作成上の留意点等につきまして、指導を行ってきているところであります。さらに、本年度からは、関係団体の協力を得ながら、希望する中学校に武道の専門家を派遣し、基本となるわざや伝統的な行動の仕方などを指導していただくことにしておりますので、教員の指導力向上にもつながるものと考えております。今後とも、市町村教育委員会と連携しながら、各学校の武道の授業の充実が図られるように、教員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○徳重忠夫議員** ぜひ、立派な先生方、指導者



をお招きいただきたい、このように思います。武道につきましては、4月から必修化されますが、現在、中学校において選択で行われている、このように聞いております。柔道や剣道が行われているようではありますが、中学校における武道の実施状況はどのようになっているのか、また24年度、来年度からの必修化に伴いまして、各中学校は今後どのような種目に取り組もうとしておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 平成22年度に調査した結果によりますと、県内すべての国公立中学校並びに中等教育学校147校のうち、その78%に当たります115校で武道を実施しております。複数種目を実施している学校もございますので、種目ごとに学校数を申し上げますと、柔道が86校、剣道が34校、相撲が3校、空手道が2校となっております。また、同じく平成22年度の調査結果では、武道が必修となります平成24年度につきましては、柔道が114校、剣道が38校、相撲2校、空手道2校、弓道1校の実施予定となっております。以上です。

○徳重忠夫議員 柔道が多くて剣道が少ないという状況でございます。これにはそれなりの理由があるのか、こうも思うところではありますが、実は、剣道は防具も高い、そしてそれなりの準備も必要だと。いろんなこともあろうかと思っております。ところが、やはり剣道の基本は木刀だということを聞いております。形をするとき、あるいは昇段試験では必ず木刀を使っているんだと、こう聞いておりました、全日本剣道連盟の武安会長がホームページでこういうことを書いておられます。木刀を活用して、「剣道基本技稽古法」を行うことを奨励しておられるようであります。このことによって教育効果が

非常に高まる、こう言われております。そこで、剣道の授業において教育効果を上げるためにも、県産品であります木刀を活用した授業が考えられないか、教育長にお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 中学校第1・第2学年の剣道の授業では、新学習指導要領の技能の指導内容として、基本動作や基本となるわざを学ばせることとなりますが、相手との攻防を通して技能を習得することが重視されておりますので、竹刀や防具を使用することが基本となります。しかしながら、木刀を、剣道指導の最初の段階、あるいは各授業の初めの時間等で取り入れることにより、正しい握りや構えといった基本動作を習得させる上で効果的な指導につながることも考えられるところでもあります。県教育委員会といたしましては、剣道の授業における木刀の活用につきまして、文部科学省や関係団体からの情報の収集に努めますとともに、県主催の講習会等で、活用方法の紹介などを行ってまいりたいと考えます。以上です。

○徳重忠夫議員 ぜひ、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

1分少々残っておりますので、知事に要望を申し上げてみたいと思っております。と申しますのも、都城志布志道路のことでございます。22年度の当初予算が11億5,800万円しかついておりませんでした。ところが、国の経済緊急対策で9月27日、都城志布志道路に8億円つきました。そして、22年度補正予算、ことしの1月に、年度末に11億5,000万つきました。総計31億800万ついたわけでありまして。考えますときに、ことしは鹿児島県の半分しかついておりません。ぜひとも補正予算なり、そういった関係省庁に、去年はこれだけつけたじゃないか、ぜひやってく

れということをお願いしていただきたい、これを強く要望しておきたい、このように思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。傍聴席ゼロですが、しっかりとした答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、通告に従ひ質問をさせていただきますが、時間の関係もありまして、道路問題については、次回に回させていただきたいと思っております。これまでの代表質問、一般質問と重複している部分もありますが、私なりに質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

今回の民主党新代表選挙において野田氏が選出され、8月30日の衆参本会議において第95代内閣総理大臣に選出されました。代表選挙においては5名の方が立候補され、1回目の投票の結果は、野田氏が102票に対して、海江田氏が143票とトップとなりましたが、過半数に達していないということから、1、2位の決選投票となり、野田氏215票、海江田氏177票で、野田氏が新代表に就任されています。しかし、当初の世論調査では前原氏に対する期待が最も高かったわけですが、結果は、外国人からの違法献金などの問題もあり、1回目の投票で3位となり、決選投票へと進めませんでした。国民の支持は前原氏に最も期待、民主党としては海江田氏に最も期待という結果でありましたが、結果は野田氏が代表に、そして首相に選出されています。人柄については、低姿勢で、下

積み積み、泥臭い人のようであります。9月2日、3日に共同通信が行った世論調査では、62%という高い支持率であります。支持の理由は、「首相を信頼する」「ほかに適当な人がいない」「低姿勢で挙党一致態勢や野党との対話を訴える首相の姿勢に国民の期待があらわれた」などとなっております。そこで、今回の民主党代表選挙、1回目の結果、2回目の結果と、民主党代表選挙における世論調査の結果について、知事はどのような感想を持っておられるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

次に、国内的には、東日本大震災からの早期復興、東京電力福島原発問題、米軍普天間飛行場移設問題、TPP問題や財源確保のための増税問題など、どの問題をとりましても、首相の首が飛ぶような難問だらけであります。本県においても、口蹄疫からの復興を初め、さまざまな問題を抱えておりますが、知事は野田新首相に何を最も期待されておりますか。

次に、観光についてお伺いをいたします。河野知事体制になって半年が過ぎ、東国原前知事の影も薄くなり、県庁前広場からバスが消え、県庁観光客も大幅な減少傾向、さらに県内の観光客も減少し、物産館の売り上げも減少となっております。県庁が前知事就任前の状況に戻ったと考えれば何てことはないわけですが、このような県庁を初めとする県内への観光入り込みの状況と今後についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、本県で発生した口蹄疫や東日本大震災での原発問題もあり、宮崎牛の消費も伸び悩み、このごろ、みやざき地頭鶏も余り話題に上がらなくなり、さらには東国原前知事が最も売り込んでいたマンゴーも景気悪化等から、価格がピーク時からキロ単価2,000円以上の値下がり

と聞きます。さらには、林業・漁業界についても、県産材のPR、魚のブランド化など、積極的に取り組んでいただいておりますが、価格面等で厳しい局面を迎えております。このように、これまで築いてきた宮崎全体の地域ブランド力に陰りが感じられると考えますが、今後の宮崎の地域ブランドの売り込みについて、知事のお考えをお聞かせください。

次に、本県は、県民所得が全国下より3位、新規学卒者の就職についても県内に企業が少ないことから厳しく、国民健康保険税の収納率も90%がやっとという状況、国民年金の納付率についても平成21年度分が63.2%から平成22年度分が60.7%と、どちらも年々減少傾向にあり、各種税金等の滞納も年々増加傾向であります。高齢者になっても年金もなく、生活保護世帯が今後大幅に増加する心配であります。こうした状況から、県の財政も扶助費が毎年大幅に増加しているようではありますが、知事はこの現状をどのように考えておられますか、お聞かせください。

次に、県職員の諸問題についてお伺いいたします。先日の押川議員の代表質問等とも重複する点もありますが、大事な点ですので、再度質問をさせていただきます。

地方において、一般職員、教員、警察官、病院局、企業局等の県職員に採用されたとなれば、だれもがうらやましがる職場であります。県職員に求められる資質は、責任感、協調性、県民の手本となる行動であると思います。今回、知事の提案説明の冒頭に、県職員による横領事件、盗撮事件など複数発生しているとして謝罪をされました。職員の服務規律の保持について、日ごろより指導、コンプライアンス意識の徹底、金銭物品管理についても適正な事務処

理、チェック体制の徹底を図り、再発防止に全力で取り組むとされております。知事の言われていることは、公務員としてでなく、人間として当たり前のことであります。事件を起こした職員だけ処分されて済む問題ではなく、その家庭も崩壊してしまう危険性もあります。県の信頼を失うこととなり、県の業務に大きく影響すると考えられます。そこで、知事は再発防止策としてどのようなことを具体的に考えておられるのか、お聞かせください。

次に、本県の財政が悪化して、数年前より県では行財政改革を進めております。改革を進めるに当たっては、職員の削減もかなり進んでおり、各担当課においては少ない職員で効率よく業務をこなしていただいておりますが、メンタル面での休職職員がかなりの数いらっしゃるようではありますが、どのような点が問題で休職されていると分析をされているのか、さらには職員がメンタル面でダウンしないための予防策と、ダウンした職員に対する早期復帰の対策はどのようになされているのか、総務部長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長、それぞれお聞かせください。さらに、職場で複数の職員がダウンされた場合の業務上の対応はどうされているのか、それぞれお聞かせください。

次に、職員の異動についてお伺いをいたします。職員の異動については、喜ぶ方、泣く方、いらっしゃると思います。異動により家族全体が一緒の生活ができなくなる家庭や、希望しての部署への異動の方、希望と反する場所への移動であったりと、さまざまであると思いますが、職員の異動についての仕組み——年数を含みまして——と基本的な考え、また職場に向き不向きがあると考えますが、どうしても向かな

かった場合の対応をお聞かせください。総務部長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長、それぞれお伺いをいたします。

これから先につきましては、自席で質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、民主党の代表選挙についてであります。今回の民主党代表選挙は、党の選挙ルールに基づきまして、党所属の国会議員の皆様の御判断により選ばれたところでございます。国難と言える状況の中で、党の代表でもあります。実質的に我が国のリーダーを選ぶ選挙でもありましたので、時間に限りがあったとはいえ、もっと国民に見える形での政策論争、例えば東日本大震災からの復旧・復興、それからエネルギー政策のあり方、円高対策の問題、さまざまな政策課題がございます。政策論争が行われてもよかったのではないかと、そのような思いがいたしておるところでございます。

世論調査に反映されます総理への期待というところがございますが、挙党態勢の部分でありますとか、さまざまな分野での丁寧な対応というものを今、心がけておられます。ドジョウというような言葉でみずからのイメージを語っておられます。私も何か自分のことを例えていけば、影が薄いとかわれなくて、イメージを与えることができたのではないかと、いうふうに思っておるところでございます。以前、ピッチャーが急にいなくなって、それをリリーフするキャッチャーに例えたことがあったわけでございますが、いろんなことを考えているところでございます。

次に、野田総理への期待についてであります。国内外に課題が山積してございます。まさ

に国難という状況でございます。我が国のリーダーとして、何よりもこの国難を乗り越えるための具体的な方針、政策を明確にさせていただき、それを断固実行していただきたいというふうに思っておりますし、政権内部における意思決定のシステム、内閣と党の関係、党の内部の決定のシステム、そういったところを整理して取り組んでいただきたいという思いがございます。そして、何よりも、宮崎から申しますと、口蹄疫からの再生・復興、新燃岳、さまざまな課題を抱えて厳しい状況にある本県を初め、千葉出身ということでございますが、地方の現状、地方のつらさ、大変さというところにも理解をいただき、共感をいただけるような政策運営というものを期待したいと考えておるところでございます。

次に、本県への観光入り込みの状況と今後についてであります。新燃岳の噴火、大震災等によりまして、2月から4月にかけては大きな影響を受けたところでございます。県としましては、国内外に向けての観光プロモーションや旅行会社に対する旅行商品化などの働きかけに取り組ましまして、私も7月にJR西日本を訪問、8月には韓国でのプロモーションや、JR九州と連携したイベントに参加するなど、国内外でのトップセールスに努めてきたところでございます。

最近の主要ホテル・旅館宿泊者数の動向を見ますと、7月は回復傾向を見せております。対前年度比で120%程度と、前年は口蹄疫の影響もございましたので、対前々年度と比べても99.6%というところがございます。またさらに、8月も、宿泊施設や旅行会社等の関係者に伺いますと、本県出身で人気の川越達也シェフを招いたイベント「みやざきグルメとランタンナイト」

など、これは10万人のお客様があったということでございますが、にぎわいが戻りつつあるということでございます。先ほどのホテル宿泊者数の数字で申しましても、8月は前年度比で119%、前々年度と比べても105%程度というところで、徐々に回復傾向にあるのではないかとということでございます。今後とも、プロモーションの展開、旅行会社への旅行商品造成支援に取り組みますとともに、10月からのJRグループ等と連携したデスティネーションキャンペーンでありますとか、集客力の高いイベントを実施することによりまして、さらなる観光誘客に取り組み、観光振興につなげていきたいと考えております。

次に、宮崎の地域ブランド力についてであります。ここ数年の宮崎ブームの定着・定番化と、口蹄疫被害等からの復興やイメージ回復をさらに推進することが重要であると考えております。このため、例えば農業分野におきましては、安全・安心の確保を徹底しながら、消費者のニーズに即した農畜産物の生産、販売を推進しますとともに、林業分野では、行政と民間が一体となって県産材を大口需要者に売り込みます「チームみやざきスギ」などの取り組みを行っているところであります。こうした各分野ごとの取り組みに加えまして、本県のさまざまな魅力を束にして、分野の垣根や、行政、民間などの枠を超えまして、一丸となって情報発信や販売促進活動を展開いたします「オールみやざき営業チーム」の取り組みをスタートさせたところであります。その第1弾としまして、去る7月に実施いたしましたイオン九州におけるプロモーション活動では、私も福岡の会場に赴きまして、関係企業や団体の皆さんと一緒に、宮崎の魅力、さまざまな魅力の面をア

ピールしたところでございます。今後とも、市町村、企業、団体はもとより、県外企業、マスコミ、みやざき大使、県人会などの口コミの力をおかりしながら、さまざまな機会を通じて、またさまざまな皆様の総力を結集して宮崎を売り込んでまいりたいと考えております。

次に、本県を取り巻く経済等の現状についてであります。雇用情勢や生活保護の状況などを見ましても、本県の現状は大変厳しく、低迷している本県の経済情勢を反映しているものと考えております。中長期的にも、少子高齢化の進展に伴いまして、社会保障関係費などがさらに増大していくと見込まれておりまして、しっかりとした行財政運営が必要だと考えております。このため、本年6月に策定しましたアクションプランにおきまして、食品加工産業などの振興を図るフードビジネスの展開でありますとか、新エネルギー・医療機器関連産業など、本県経済のエンジンとなる産業の育成など、さまざまな経済振興策を掲げますとともに、生涯を通じた健康づくりや、若者が県内に定住できる環境づくりなどを推進することとしたところであります。また、落ち込んでいる県内の経済・雇用情勢の早急な回復を図るため、先般、「みやざき元気プロジェクト」を取りまとめたところでありまして、これらを総合的に推進することによりまして、本県経済の一日も早い回復に全力で取り組んでまいりたいと考えております。さらに、先般まとめました「みやざき行財政改革プラン」を着実に推進することによりまして、効率的な行財政運営と県民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、不祥事の再発防止策についてであります。職員の服務規律の保持につきましては、日ごろから厳しく指導してきたところでござい

ますが、今回の一連の不祥事の発生を受け、コンプライアンス推進委員会委員長である副知事から全職員に対して通知を出し、改めて強く指導を行ったところであります。公務員倫理の確立には不断の意識づけが必要でありますので、今後とも、粘り強く職員の指導に取り組んでまいりたいと考えております。また、職員が非行の原因となるストレスや悩みを抱えることのないよう、風通しのよい職場環境の整備にも努める必要があるものと考えております。さらに、再発防止につきましては、個々の事務処理方法につきましても、不正が発生する可能性をさまざまに検証して必要な見直しを行う、具体的な仕組みづくりを行うということで、例えば以前の準公金等の取り扱いの問題に関しましては、一人だけで扱うんじゃないしに、さまざまな視点でダブルチェックを行う、さまざまなチェックを行うということによりまして、そういう非行防止の仕組みづくりに取り組んだわけでございます。これからも、そのような実効性の高い再発防止策を講じてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、休職職員についてであります。メンタルダウンの原因としましては、仕事上のストレス、家庭生活など仕事外の要因など、さまざまな原因があるものと考えております。

職員に対する予防や早期復帰対策についてであります。まず、1次予防といたしまして、精神疾患についての理解を深めるため、職員を対象として啓発や研修を行っております。次に、2次予防といたしまして、精神科医や臨床心理士を配置しまして、精神疾患を早期に発見し治療に結びつけるための相談体制を整えてお

ります。早期復帰対策につきましては、休職中の療養相談や、職員本人、専門医、保健師、今年度新たに配置いたしました復職コーディネーター等によりまして復職支援会議をもとに、試し出勤を行うなどの復職に向けた支援を行っております。

次に、休職に伴います業務の対応についてあります。職員が病気休職等により不在となる場合には、業務の割り振りの見直しや、所属内での配置がえ、あるいは臨時・非常勤職員の任用などにより対応しているところであります。また、職員不在の期間が長期間にわたり、業務に著しい支障が生じる場合は、人事異動によって補充の職員を配置するなど、業務執行体制を確保しているところであります。

次に、職員の異動についてであります。人事異動は、公平公正、適材適所を原則として、本人の能力と適性を踏まえ、職員が最も力を発揮できる配置を念頭に行っているところであります。その期間につきましては、3年間を基本としつつ、本人の意向や業務体制上の必要性なども考慮の上、弾力的に対応しているところであります。また、若手職員など能力を伸ばす段階にある職員につきましては、多様な業務を経験させることはもとより、あえて苦手とするような業務分野も経験させるなど、計画的なローテーションを行うことによって中長期的な人材育成を図ることが重要であるというふうに考えております。したがって、人事配置後は、まずはその職場において業務習熟に努め、職員としての能力を高めていただくことが第一と考えておりますが、職務によりまして精神的、肉体的な負荷によって体調を壊すなど、やむを得ない場合は、本人の要望や職場の業務体制を踏まえ、配置がえなどを行って柔軟に対応し

ているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○企業局長（瀨砂公一君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、職員のメンタルヘルス対策等についてであります。企業局におきましては、現在のところ、精神疾患による休職者はおりませんけれども、メンタルヘルス対策につきましては、まずはそのような職員を出さないように日ごろから努めるということが大変重要と考えております。したがって、企業局におきましては、特に予防対策に重点を置きまして、知事部局と連携した各種研修や相談事業に加えまして、企業局独自のメンタルヘルス研修を実施しているところでございます。また、所属長に対しまして、何でも相談できる風通しのよい職場づくり、あるいは職員の日ごろの勤務状況について目配りを怠らずに、必要に応じて声かけや相談など、早目早目の対応を行うことなどに努めるように指示しているところでございます。

次に、職員の異動についてでございます。企業局におきましては、現在、局独自の職員採用は行っておりませんので、知事部局との交流により人事異動を行っております。異動の基本的な考え方につきましては、先ほどの総務部長答弁と大体同様でありますけれども、職員の能力と適性を踏まえまして、本人の希望や家庭環境等を考慮しながら、適材適所を基本に行っているところでございます。また、異動後につきましては、各所属において当該職員が早期に職務に適應できるように努めておりますけれども、職務に起因して精神的あるいは身体的な不調を来しまして、やむを得ない場合は、本人の希望や職場の業務体制を踏まえまして、必要に応じて業務分担の見直しあるいは配置がえを行うな

ど、柔軟な対応を行っているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、メンタルによる休職の原因と予防、早期復帰対策についてであります。休職の原因としましては、家庭内の問題や個人の生活に起因するもの、職場でのストレスなど、さまざまな要因があるものと考えております。また、予防対策として、病院局独自の研修を実施しているほか、知事部局開催のメンタルヘルス研修会への参加、精神科医等の専門相談員による相談窓口の活用などによりまして、予防、早期発見に努めているところでもあります。休職中の職員につきましては、それぞれの状況に応じた試し出勤プログラムを作成し、その内容を実施することによりまして、円滑な職場復帰と再発防止を図っているところでもあります。

次に、職員がメンタルダウンした場合の対応についてであります。職員が休職した場合には、業務に支障が出ないように、臨時または非常勤職員を任用することにより対応することとしております。

最後に、職員の異動についてであります。病院局におきましては、職場の活性化と医療水準の向上を図るため、適材適所を基本に人事異動を行っております。人事異動に際しては、その職員の能力、適性、希望や家庭環境等を十分に勘案し、配置しているところではありますが、人事配置後に、職務により精神的、身体的な変調を来した場合は、本人の状況を十分把握した上で、必要に応じ、業務の見直しや配置がえを行うなど、柔軟に対応しているところでもあります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 答えいた

します。

まず、メンタル面での休職の原因とその予防や早期復帰対策についてであります。教職員の精神性疾患による休職につきましては、本人やその家族に深刻な影響があるばかりでなく、児童生徒への指導に支障が生じるなど、学校現場における大きな課題の一つであると認識をいたしておりますが、その原因につきましては、職場でのストレスや家庭内の問題など、さまざまな要因が複雑に関係しているものと考えております。県教育委員会といたしましては、公立学校共済組合と連携をしながら、予防対策として、一般教職員や管理職を対象とした研修会の開催や保健指導員の派遣等を行っております。また、早期発見・早期対応のために、専門の教職員相談員を配置したり、4つの相談医療機関を指定するなど、相談体制を整えております。さらに、休職中の教職員につきましては、円滑な職場復帰と再発防止を目的として、徐々に職場になれるための職場復帰トレーニングを平成17年度から実施しているところであります。

次に、複数の職員がメンタルダウンした場合の対応についてであります。教職員につきましては、授業等に支障が生じることのないように、休職者が出た場合には、その都度速やかに臨時講師等を任用することにより対応しているところであります。

最後に、職員の異動であります。教職員の人事異動につきましては、学校の活性化を図り、本県教育水準を維持向上させるため、全県的な適正配置を基本方針として実施しております。具体的には、教員は原則として同一校勤続5年以上の者を、また事務職員は同じく3年以上の者を対象に、市町村教育委員会や校長と十分協議しながら、適材適所の異動を行っております。

す。また、異動後の担当業務により、精神的、身体的に不調の見られる教職員につきましては、まずは各学校におきまして、本人の状況を十分に把握した上で、業務分担の見直しなどを行っております。それでもなお困難な状況がある場合には、本人や校長の意向を踏まえながら、必要に応じ、異動の措置を講じるなど、柔軟に対応しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（鶴見雅男君）〔登壇〕 お答えします。

まず、メンタル面によります県警職員の休職の原因であります。健康状態、家庭の問題、異動に伴う職場環境の変化等によるストレスが関係しているものと考えております。予防対策につきましては、幹部に対する研修や、全職員に対しまして、メンタルヘルスに関する正しい知識を持たせるためのハンドブックを配付するなどの啓発活動を行っておりますほか、専門相談員や臨床心理士による相談窓口の設置等により、早期発見・早期対応に努めているところであります。また、早期復帰対策につきましては、本部厚生課、関係所属の健康管理担当者、保健師等を構成員といたします病状審査委員会を開催いたしまして、職場復帰トレーニングを行うなど、組織的な支援体制を構築し、円滑な職場復帰と再発の防止を図っております。

次に、職場内で複数の職員がメンタルダウンした場合の対応についてであります。そのような場合は、担当業務を他の職員で再配分したり、必要であれば新たな職員を配置するなどの対応をとることとしております。

最後に、人事異動についてであります。県警におきましては、県民の皆様の安全と安心を確保する精強な第一線警察を構築するために、適



材適所を基本に人事異動を行っております。人事異動に際しましては、職員の能力、適性、希望及び家庭の事情等を十分に勘案し、配置しております。また、人事異動後、早期に所属長等による個別の面接を行っております。担当業務の適応状況を聴取し、職員のケア等に努めているところであります。なお、業務にうまく対応できないというような場合、その原因を究明いたしまして、必要に応じて業務の見直しや配置がえなどを行っているところであります。以上であります。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。知事の政治姿勢ということで、それぞれお伺いをさせていただきました。本県は、これまで観光宮崎として売り出してきたわけですが、高速道路、鉄道網の整備のおくれや、景気の悪化、口蹄疫の関係、新燃岳の噴火と、観光面、各種のみやざきブランドにも大きな影響を受けております。こうした影響が県民所得にも大きく影響していると考えております。厳しい時代であると思いますが、知恵を絞っていただき、知事を先頭に全力で取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

職員の不祥事につきましては、先日も答弁がありましたけれども、綱紀肅正に努めていただいて、県職員全体で取り組んでいかないといけないと思ひますので、再発防止に向けて全力で取り組んでいただきますよう、重ねて要望しておきたいというふうに思ひます。

職員のメンタル面につきましては、各部局長にそれぞれ答弁をいただきましたが、任命権者が違うということですが、答弁に大きな差はありませんが、今回、大変重要な問題であるところから一括して質問をさせていただいたところで

あります。メンタル面については、各部署の状況をそれぞれ私も聞き取りで調査させていただきました。各部署にダウンしている方が大変たくさんいらっしゃるということがわかったところでもあります。労働の対価として給与が支払われているわけでもあります。ダウンされた穴埋めを、先ほど答弁ありましたように、臨時であったり、非常勤職員、臨時講師の任用で対応されているということではありますが、一般企業であれば退職となっている状況であろうと思ひますけれども、県職員というのは県民のために働いてもらわなければなりません。ダウンされた職員の給与とその穴埋めのための費用を単純に計算すると、数億単位の金額になるようでもあります。大変大きな金額が県民のために活用されていないということになります。そしてまた、ダウンされた方の仕事がたまってしまうと、今度は協力し、加勢した人がまたダウンするというような状況があつては困るというふうに思ひますので、気をつけていただきたいと思ひます。病気休職や妊娠出産での休職という方もたくさんいらっしゃるわけですから、そういうことを考えると、大変多くの金額が県民のために活用されていないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。県職員がダウンすることなく伸び伸びと県民のために働ける環境を、しっかり整備していただきたいというふうに要望しておきたいと思ひます。

職員の異動については、答弁にありました年数等で異動することとなりますが、その年数でせつかく築いた貴重な人脈であつたり、そういったものが異動で切れてしまうということになりますので、人脈づくりも、個人の人脈から組織としての人脈づくりにつなげていただきたいというふうに思ひしております。適所適材をも

とに県勢発展のために、人脈が、せっかくつくったものが切れなような対策もとっていただきますよう、よろしく願い申し上げておきたいと思えます。

それでは次に、質問をさせていただきますが、県職員の諸問題の中でさせていただきたいと思えます。優秀な職員というのは、コンプライアンスを遵守し、いろいろなことに積極的に取り組み、県の立場に立って上司の意見に口答えをせず忠実に従う、こういった職員かなと考えますが、コンプライアンスの遵守は当然であります、間違ったことであれば上司と意見を言い合える人材であったり、さらには県民とひざをつき合わせ意見を聞ける人材、こういった職員が、今、県民が何を望んでいるのかを一番理解し、そして各種施策に結びつけることができるのではないかと考えております。県職員も積極的に各種の会合に出席していただき、県民との意見交換をされております。そうした総会や会議の後に意見交換を含めた懇親会が開催される場合が多いわけですが、ほとんどの県職員の方は、地方での会合におきましては、アルコールを拒否されます。宮崎市や延岡・都城方面での会合になると、多分飲まれるんだろうと思うんです。なぜなのかということ进行分析しますと、大体住まいが宮崎市内にありますので、鉄道の便利がよかったり、自宅に帰れるということが原因かなというふうに思っております。地方では酒を酌み交わすことで信頼関係が増すというふうに言われておまして、物事をスムーズに行うために地元の声をしっかりと聞くためには、意見交換は大変重要と考えますが、そのような場合に県職員が各種会合で県内に宿泊することは認められていないのか、総務部長にお伺いをしたいと思います。

○総務部長（稲用博美君） 職員の宿泊につきましては、勤務時間外に業務に従事したり、あるいは今お尋ねにありましたような行事で公務に位置づけられたものに参加するような場合に、所属長が、用務の内容でありますとか、時間、場所、公共交通機関の運行状況などを考慮した上で、宿泊が必要であると判断した場合には、県内外にかかわらず認められる取り扱いになっております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。答弁としては認められるということになりますが、事前に所属長が、用務の内容や時間、場所、交通機関の状況などを考慮——調べちゃかないかんということになると思いますので、用地の担当であったりすると、交渉がうまくいったから、きょう飲みなさいよと言われて、きょう飲めませんと言ったら、もう御破算でいいという話も出てくる状況があるわけですよ。そういうことを考えると、やっぱりある程度は、飲み過ぎろとは言いませんが、多少は個人で判断がきく、大人ですから多少の判断はきくんじゃないかなと思いますので、そのあたりについてはちょっと検討していただけるとありがたいなというふうに思っております。積極的な姿勢のある職員の行動であります、職場や車の中で一夜を明かすということも耳にするんですが、そのような状況があるということを知事はどのように考えておられますか。

○知事（河野俊嗣君） 私は、そのような実態があるということをおぼしめし十分把握しておらなかったわけですが、そういう職場や車での宿泊は、健康管理上また庁舎の管理上からも好ましくないものというふうに考えております。日本の社会では、「飲みニケーション」という言葉もありますように、お酒を一緒に飲

みながら語り合うことが、親交を深めたり、人間関係を円滑にしたり、また重要な意見交換をしたりすることができて大変貴重な機会であるということ、私自身の経験も踏まえて感じているところがございます。お尋ねのケースでも、職員はそういう思いで懇親会に参加したのでありましょうし、地元の皆様の理解を得ながら職務を進めようというその姿勢は、大変評価できるものだと考えております。その取り扱いというのは大変難しゅうございますが、あらかじめ宿泊施設を確保するなり、だれかがハンドルキーパーとして対応するなり、場合によっては飲酒せずに懇親会に参加するとか、そういう工夫をしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。知事から言われましたように、「飲みニケーション」という言葉があるぐらいですが、ハンドルキーパーをちゃんと準備もしなさいということでもありますけれども、あなたも飲みなさいと言われたときには、にっちもさっちもいかん状況でありますので、認められない、なかなか厳しいのであれば、各部署に、セキュリティーの問題もあるんでしょうけれども、各所属される部署に仮眠をとれるぐらいの、宿泊できるぐらいの簡単なスペースがあってもいいんじゃないかなど。車に寝るというのはやっぱり異常かなと思いますので、検討方をお願いしておきたいというふうに思います。

これまで職員の諸問題ということでいろいろと質問をさせていただきましたが、私たち議員が執行部と各種の意見交換や勉強会をする際に、部局をまたがるような質問をしますと、なかなかうまく調整がいかないのが県庁という職場の悪いところであるというふうに思います。

知事がいつも言われる、県民総力戦と言われる割には、まじめな職員の方々が多いわけでありますから、他の部署に少しでも関連することになるとしり込みをされる傾向があります。縦のつながりが強く横のつながりが弱いということがよくわかるというふうに思っておりますので、横の連携がとれる職場であってほしいなと思います。一般の方が県の職員を見ると、バッジがついているだけで県の職員に県に関することを頼むとすべてわかってもらえるというふうに思うんですけども、それぞれ所属が違うから、そこは私じゃないとも言えないので、私たち議員もいろんな質問を受けるんですけども、いろんな相談も受けますが、知らんと言えないんです。県の職員も一緒だと思いますので、そのあたりについては、県職員としてという部分では、縦じゃなくて横のつながりも十分とってやっていただけるとありがたいなというふうに思います。先ほどの、任命権者が違うということでしたけれども、5つの担当の方にそれぞれ人数などを聞かせてもらうのに、複数またがると、なかなか苦勞するんです。そういうことがありますので、十分御配慮をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

次に、地下水問題についてお伺いをいたします。

これまで自動販売機の中の中心は、炭酸飲料の時代からウーロン茶、それから緑茶の時代へ、そして近年、ミネラルウォーターの利用が非常に増加しております。小林市には、出の山湧水というのがありまして、多くの湧水があります。上水道や農業用水に活用されておりますが、小林市の一番高いところが分岐点になっておりまして、西側に流れると川内川に、東側に行くと大淀川へと流れているところでありま

す。標高が高いということで当然、水がきれいということになります。近年、多くの井戸が掘られ、ミネラルウォーターとして出荷をされているようであり。そこで、ミネラルウォーターを製造している事業所は県内に幾つあるのか、また市町村ごとの事業所数はどうなっているのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** ミネラルウォーターを製造している事業所は、工業統計調査によりますと、従業者数が4人以上の事業所で平成21年12月31日現在、県全体で7事業所となっております。また、市町村別では、小林市が3事業所、えびの市が2事業所、延岡市と美郷町がそれぞれ1事業所となっております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。延岡も町の中じゃないだろうと思いますので、大体、標高の高いところがそういう状況で井戸を掘るなりされて、ミネラルウォーターとなっているんだろうというふうに想像がつかます。

次に、限りある水資源を守る意味で、小林市において小林市水資源保全条例が10月1日より施行されることになっております。そうした中で、小林市内では駆け込み的に井戸を掘る状況があるというふうにも聞きます。県外ナンバーが3台ぐらいとまっていたので、あるとき見ていたんですけども、既に井戸を掘っているんです。そういう状況があるようであり。市内の企業進出予定地には、進出企業に対して反対の意見もある状況があります。法的規制や県条例での規制もない状況でありますし、黒木正一議員だったと思いますが、山林を外国資本が買収するということが懸念されるという質問も県議会のほうで出ておりますので、水源を外国資本が押さえるともこのごろ言われております

ので、製造したミネラルウォーターは国外へ出荷されるというふうにも言われているようであり。企業が進出するという事は、雇用の場の確保という観点からすれば歓迎すべきことであると思いますが、水資源を守るべきという声もありますし、今後の対応を含めて県はどのように考えておられるのか、県民政策部長にお伺いをしたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 本県は、豊かな森林を背景としまして、全国的に見ても水資源が豊富であります。地下水等の水資源は、一たん失われますとその再生には長い年月を要しますことから、企業立地などの経済活動への影響も勘案しつつ、適切な保全を図ることは重要な課題であると認識しているところでございます。このため、今議会に審議をお願いしております宮崎県中山間地域振興計画（案）におきまして、水資源の保全を掲げておりまして、市町村と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努めることとしており、今後とも、水資源の適切な利用に留意してまいりたいと考えております。また、現在、国会におきまして、特に地下水の利用規制が必要な地域を指定しまして、地下水の採取に対しまして、届け出義務を課すとともに、地下水採取の禁止、制限などを規定する「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」が審議されているところでございまして、このような国の動向にも注視してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 先ほど言いましたように、山を外国資本が押さえる——水源は一緒だというふうに思っておりますので、十分そのあたりには気をつけておいていただきたいと思っております。部長が一番最初に言われたように、地下水等の水資源は一たん失われますとその再生には長い

時間を要します。一たん人の手に渡ってしまうと取り返しができないという部分もありますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

次に、農業問題についてお伺いをいたします。

口蹄疫の終息宣言から1年が経過したわけですが、牛、豚を処分された1,238戸のうち704戸が畜産を再開され、頭数ベースで47%となっているようですが、農家の現状は、資金面を初め、畜種によってもさまざまな問題を抱えているようであり、知事として経営の安定化に向けて全力で支援するとされておりますが、現在の再開状況については、畜種ごとについてはどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 8月末時点での再開戸数は全体で57%であり、肉用牛は57%、酪農は85%、養豚は47%で、酪農と比較して肉用牛と養豚の再開割合が低くなっております。頭数では全体で47%であり、肉用牛で44%、酪農で69%、養豚で52%となっており、肉用牛の導入頭数の割合が低くなっております。再開農家は、導入家畜の更新や安定的な出荷等を考慮いたしまして、計画的な導入を行っており、それぞれの経営において飼育頭数が戻るまでにはしばらく期間が必要だと考えております。

なお、再開していない農家等の状況を含め、詳細については、最新の意向調査結果をもとに現在分析中ではありますが、肉用牛、養豚ともに規模の小さい農家や高齢農家の経営中止の割合が高くなっているようでございます。県といたしましては、今後とも、個別農家の意向等を踏まえながら、経営再開や経営の安定化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

**○宮原義久議員** 次に、畜産の廃業は、発生し処分された地域だけの問題ではなくて、私の地域でも小規模の畜産農家は高齢化が進み、そして生きがいの部分もあったんですが、そういう位置づけもありましたけれども、農家の方の高齢化、体力的な限界、さらには口蹄疫の発生をきっかけにやめる方が増加しておるようであり、県の畜産の今後の目標については、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」において、基準年の平成21年と目標年の平成27年において、厳しい状況ではありますが、現在の頭数を維持または微減という状況で目標を設定されているようであり、口蹄疫により多くの家畜を今回失うこととなりました。処分された畜産農家の再開の状況を考えた場合、見直しもやらなければならない状況じゃないかとも考えますが、今後の考え方について農政水産部長、お示しをいただきたいと思っております。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 畜産を取り巻く状況につきましては、担い手の減少、また高齢化の進展を初め、さまざまな課題が山積しておりますし、現在の再開状況等を踏まえ、長期計画の目標頭数を達成することは容易ではないと認識しております。しかしながら、畜産を取り巻く多くの関連産業の活性化を含め、本県経済の安定的な発展を図る観点からも、頭数を一定の水準に維持することは大変重要であると考えております。本県におきましては、口蹄疫からの再生・復興を契機とし、家畜防疫体制の強化や生産構造の再構築を図り、全国に誇れるモデル的な畜産県を目指しているところでありますので、繁殖性の改善や事故率の低減など、生産性の向上等を図ることで目標頭数の達成に努めてまいりたいと考えておりま

す。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

それでは次に、今回の補正予算でも口蹄疫の再発防止に向けてさまざまな対策がとられているようではありますが、一般農家においても現在でも消毒については徹底されているようであります。県内の幹線道路に常設の消毒設備の設置の要望も過去にあったように記憶をしておりますが、鹿児島県湧水町には国道268号沿いに常設の消毒槽を設置されているようであります。本県においても、畜産関係車両を中心に消毒する常設の消毒施設も必要と考えますが、県及び県内市町村においてそうした動きはないのかお伺いするとともに、常設消毒施設についての県の考えを、農政水産部長にお伺いいたしたいと思っております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 地域における常設消毒施設の設置につきましては、これまで市町村や関係団体等からさまざまな御意見をいただいているところでございます。口蹄疫等の発生予防、蔓延防止のためには、徹底した農場防疫に加えまして、飼料運搬車や家畜運搬車等の畜産関係車両の所有者等において、みずからの車両が病原体の伝播の原因とならないよう、しっかりと消毒を行っていただく必要があると考えております。その上で、常設消毒施設の設置につきましては、どのような車両を対象とするのかや、ウイルス等を地域に入れなないための効率的な設置場所の選定、また継続的に活用するための運営主体のあり方などのさまざまな点を検討する必要があると考えております。したがって、今後、市町村や関係団体等と十分意見交換をさせていただきまして、検討してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。口蹄

疫の発生が宮崎県を想定して鹿児島県は宮崎県との県境につくっているような状況があるわけですから、宮崎が今度、別のところから入ったときにどうするかということも考えておかなければならないと思います。なかなか難しい問題だろうと思いますが、そういう意見が過去にあった経緯があるわけですから、十分な検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、これは何人かの方から質問が出ておりますけれども、口蹄疫発生に伴う人工授精業務の自粛対策についてお伺いをいたしたいと思っております。本県では4月23日に県内全域で人工授精を自粛する要請がなされております。その結果、人工授精ができなかった関係もありまして、5月以降に分娩が集中しているわけでありまして、そうしたことから、本年12月、来年1月の競りの上場頭数が激減ということでありまして、来年3月期は分娩が集中し、子牛が集中的に出てくるということになっております。つまり、本年12月、来年1月の競り市では出荷頭数が少なく、購買者の減少が予測され、価格の下落が心配される。逆に、3月以降は通常より出荷頭数が増頭するということが価格の下落が心配されるということで、JAや畜連等から子牛の価格の安定化を図るために、早期出荷で競り市の出荷頭数を平準化するということが価格の下落をとめてほしいという要望を受けているわけでありまして、こうした要望を受けて、私ども自由民主党も8月26日に知事に対して三役で申し入れをさせていただいております。JAや畜連においては、競り市の開催予定や出荷頭数の調整を図らなくてはならない時期でありますので、農家側とすれば、早期出荷の経験がなく不安があるわけでありまして、早期出荷の要請が

あったとしても、今の状況ではなかなか理解が得にくい状況なのかなというふうに思っておりますが、まずはJAや畜連、生産者団体から、早期出荷に対する対策の要望はあったのかなかったのか、農政水産部長にお伺いをいたしたいと思えます。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 子牛市場への出荷頭数が大きく増減することによりまして、価格の下落を招くのではないかな等の懸念から、昨年度、さらに今年度に入りまして、生産者団体等から県に対し、早期出荷に対する奨励策や価格安定対策等の要望が提出されております。さらに、JA等各関係機関の会議においても、同様の要望、提案等が行われているところでございます。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。今、答弁にありましたように、JA、畜連、生産者団体等から早期出荷に対する対策の要望があったということでもあります。対策についての質問を予定しておりましたが、押川議員初めほかの方から質問がありましたように、農畜産業振興機構に設置されている口蹄疫畜産再生基金の活用ということを国と調整されているという答弁がこれまでありましたので、やっぱりぎりぎりのところだというふうに思っているんです。だから、県としては、なるべく早く調整が図れないと、問題を先送りの状況にすると、どんどんリスクが大きくなるというふうに思っておりますので、大変だということは十分承知をしておりますけれども、そういう農家なり畜産関係者の声に耳を傾けていただいて、部長だけではなくて、知事を含めて、副知事にも努力いただきたいと思っております。どうかよろしくお伺いをしたいと思えます。

次に、東京電力福島原発問題から牛枝肉価格

の下落が続いております。和牛去勢A5のピークの年の平成18年にキロ単価で2,472円であったものが、本年7月には、セシウム問題もありましてキロ単価1,928円、544円の下落になっております。和牛去勢A4で736円の下落、A3で810円の下落と、大変厳しい状況のようではありますが、本県にとっても枝肉の下落というのは、口蹄疫からの復興、肥育農家の再開にも大きく影響する問題であります。現在の肥育農家の経営状況についてお伺いをしたいと思えます。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県の肉用牛肥育経営につきましては、昨年の口蹄疫の影響に加え、配合飼料価格の長期にわたる高どまりの中で、東日本大震災や原発事故に起因する牛肉の流通問題や消費低迷等に伴う枝肉価格の低迷等により、大変厳しい状況にあると認識しております。このような中、肥育経営のセーフティネットとも言うべき肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる新マル緊事業につきましては、国に対し、地域の実態を踏まえた運用の改善を要望しておりましたが、地域の相対取引データの採用や、7月からの毎月算定等の改善が図られまして、肉専用種では1頭当たり第1・四半期では3万3,200円が交付され、また7月分では7万4,200円が交付されることとなっております。県といたしましては、新マル緊事業への加入を促進するために生産者積立金の一部助成を行ってきたところでありまして、より地域の実態を踏まえた制度の運用がなされるよう、引き続き国へ要望を行うとともに、牛肉の消費拡大対策等にも取り組みながら、肥育経営の安定に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。肥育経営農家の経営状況によっては、今後の子牛価

格に大きく影響してまいりますので、資金面を含めた経営指導、営農指導にそれぞれ当たっていただき、しっかりとした対策が打てるように、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

最後になりますが、西諸畑地かんがい事業についてお伺いをさせていただきます。これまで、早期整備について何回となく質問をさせていただいておりますが、西諸畑地かんがい事業は、小林市、えびの市、高原町の4,150ヘクタールの整備を進めております。平成22年までにダムの堤体コンクリート打設も完了しており、整備が形となって見えてきたところでありますが、西諸1期工事の平成22年度の事業費が54億6,000万円に対して、平成23年度が22億3,000万円、そして2期工事が、平成22年度事業費の17億1,000万円に対して、平成23年度事業費が当初予算で6億1,700万円の予算でありましたが、東日本大震災の影響から2期工事の2億円がさらに減額となっております、国は農業農村整備事業予算を大幅に削減しており、その影響から西諸畑地かんがい事業も大きく影響を受けることとなりました。西諸畑地かんがい事業における国営事業の今後の整備の見通しと予算確保に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いをしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 国営かんがい排水事業西諸地区につきましては、1期地区の浜ノ瀬ダムの工事は、今後、取水施設や管理施設の整備、また試験湛水などを行い、平成27年度には水の利用が可能になると聞いております。しかしながら、2期地区のパイプラインや貯水施設、いわゆるファームポンド等の工事につきましては、予算が縮減され、完成時期のおくれが懸念されているところでございます。こ

のようなことから、県としましては、関係市町、農業委員会、JA等で構成します西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会と連携して、予算確保に向け、国等への要望活動を行っているところでございます。今後とも、引き続き関係機関と一体となって、国営事業の早期完成に向け、必要な予算の確保を強く国へ要望してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、関連しまして、県営畑地帯総合整備事業など残り43地区の関連事業が畑地かんがい事業の整備とともに残っております。今後、こういうふうには予算がかなり削られてくるわけですが、どのように推進していく考えがあるのか、あわせて農政水産部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 関連事業の推進につきましては、畑地かんがいの効果の早期発現が重要でございますので、地域の実情に応じた事業計画づくりに向け、早い段階から地域での話し合い活動を実施するなど、計画的に取り組んでいるところでございます。また、事業推進のためには、水を有効に活用した畑かん営農の啓発普及が重要であると考えており、県、市町、JAなどの関係機関が一体となって組織する西諸地区畑作営農改善推進協議会を中心に、実証圃場の成果を踏まえた水利用の効果を農家の方々に丁寧に説明するなど、積極的に取り組んでいるところでございます。県としましては、関連事業の計画的な推進を図るため、今後とも、関係機関と連携し、事業予算の確保と畑かん営農の啓発普及に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。国営の1期工事が68.6%、2期が62.9%という進捗率でありまして、もうダムも見えてきて、いよ



いよというときに予算が3分の1ということでは、水が通らないということになりますので、このあたりにつきましても、畑地帯の整備とともに、予算確保には御努力をいただきますようお願い申し上げます。質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 ここで休憩をいたします。

午後2時59分休憩

---

午後3時9分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) きょう最後の質問者になりました。私は、串間市選出、自民党つくしの会の岩下斌彦でございます。

このたびの台風12号でお亡くなりになりました方々、並びに被災者の皆様方に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、私の青年時代、1984年、昭和59年当時であります。宮崎県では、県民運動として「なんでも挑戦・みんなが参加」の標語のもと、新ひむかづくり運動が提唱されました。「人づくり・物づくり・心づくり・街づくり」、これが呼びかけられました。このことは、県民はもとより、私も大きな感動をいただきました。この呼びかけをきっかけに、やればできるという思いになり、希望と勇気がわいてまいりました。

私は、青年会議所運動を通して仲間と地域の皆様方とともに、いろいろな地域おこし運動を展開してまいりました。2～3、例を挙げますと、当時は大きな市内の祭りであるのに太鼓の音も聞こえませんでした。市民の皆様方に日本人の心を取り戻そうと呼びかけをさせていた

きまして、継続的に収益事業を行うことにより和太鼓一式を購入して、名前も「新ひむか太鼓」と名づけ、祭りでは打ち鳴らし、盛大に盛り上げました。

また、都井岬でございますが、その地形を生かしまして、「新ひむかジョギング都井岬」を開催いたしました。多いときには1,800人を超える参加者が市外から見えました。後に続く仲間たちが通算19年間、実施、継続してくれました。

昭和60年には筑波万博が開催されましたので、県内各地に呼びかけをさせていただきまして、小学生、中学生、500名以上の参加をいただきまして、科学の粋を集めた万博を見に行こうということで、4泊5日の「ちびっこ新ひむか丸の旅」というのを実施いたしまして、日向港から出港いたしました。

これらの取り組みが結果的には、「人づくり・物づくり・心づくり・街づくり」につながったのではないかと思います。いろいろ行事をしまして、自宅に帰って疲れをいやしておりますと、電話が鳴りました。「もしもし、松形です」。なじみがないものですから、「えっ、どなたですか」「県知事の松形です。きょうは御苦労さんでした。大変だったでしょう。御苦労さまでした」という声の電話をいただきました。そのときは本当にびっくりいたしましたけれども、疲れも吹っ飛びました。今では懐かしい思い出ではありますが、県内各地でさまざまな県民運動が実施され、地域活性化が図られたものでした。

河野知事におかれましては、対話ときずなを掲げられ、積極的に県内各地に出向かれていると伺っております。今後とも、宮崎県のトップリーダーとして御指導のほどよろしく願いを

いたします。私の地元の方々から、「今度の知事はどうですか。どんな方ですか」と聞かれます。私は次のように答えます。「東国原前知事を、総務部長として、また副知事として支えてきた方であるし、誠実で県民の話をよく聞かれる方で、これからが楽しみですよ。宮崎県、串間はよくなりますよ」というぐあいに答えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本題に移ります。私は4月の選挙では、串間の声、県民の声を県政に生かすと訴えさせていただきまして、当選させていただきました。これから地域の声、県民の声に沿って質問をさせていただきます。

それでは、県南地域の経済浮揚についてお伺いいたします。

県南、特に串間市は、自然に恵まれ、海、山に囲まれ、生活するには最高の場所だと言われておりますが、課題があります。雇用の場がなく、少子高齢化、過疎化が進み、人口減少に歯どめがきかない状況で、今や串間市の人口は、市でありながら、2万67人という状況でございます。そこで、河野知事に、県南地域の経済浮揚を図るため、県としてどう対応していかれるのか、お伺いをいたします。

次に、商工観光労働部長にお伺いします。厳しい経済状況にある県南地域であります。九州新幹線の開通、イルカランドのオープンなど、観光面では明るい話題もあり、追い風も感じております。そこで、県南地域、中でも串間地域の観光振興に県はどう取り組まれるのか、お聞かせください。

以下の質問につきましては、質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

県南地域の経済浮揚についてであります。県南地域には、温暖な気候を生かしたカンショやスイートピーのほか、漁獲量日本一を誇るカツオやマグロ、餌肥杉など、魅力ある農林水産資源が豊富にあります。また、日南海岸国定公園や都井岬、マリンスポーツ環境や森林セラピー基地など、多彩な観光資源もあります。また、私も以前、何度か参加させていただきましたビーチバレーの大会とか、スポーツイベントもございますし、火祭り、そういうお祭りイベントもございます。さらに、このたび、イルカランドがオープンしたところがございます。九州新幹線鹿児島ルートの開通を追い風としまして、観光客の誘致に弾みがつくものと大いに期待をしているところでございます。地元の皆様の頑張りとおまわって、串間は必ずよくなると確信をしておるところでございます。

県としましては、県南地域の豊富で多彩な農林水産資源を生かした農商工連携や6次産業化、あるいは食や健康など、新たな切り口による観光資源の磨き上げや情報発信の強化に取り組みますとともに、今年度新たに設置いたしました市町村間連携支援基金を活用した地域づくり支援など、県南地域の活性化に積極的に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長(米原隆夫君)〔登壇〕

お答えいたします。

県南地域の観光振興についてであります。県南地域は、日南海岸国定公園を初めとする豊かな自然、温泉、歴史・文化、マリンスポーツのポイント、さらには豊富な海の幸、山の幸など、多くの観光資源に恵まれております。このような中、日南市南郷町のジャカラダの森、餌肥地区の「食べあるき・町あるき」などは、

その個性を生かしたユニークな取り組みにより県内外から多くの観光客が訪れております。また、串間市に本年7月にオープンしました、先ほどお話のありましたイルカランドにつきましては、事業者の想定を大きく上回る入場者数と伺っておりまして、県南地域の新しい観光の核として大いに期待しているところでございます。さらに、串間市におきましては、本県の代表的観光地の一つであります都井岬について、都井岬再興プランを策定し、これに基づく都井岬の魅力向上や岬の駅の運営などに取り組まれており、県としても支援を行っているところでございます。今後とも、県南地域につきましては、新たな観光資源の発掘、磨き上げや、サーフィンや森林セラピーなどの体験・滞在型観光の推進、他地域と連携した広域的な観光ルートの開発など、地域に根差した観光振興の取り組みを支援してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○岩下斌彦議員** どうもありがとうございます。このたびは志布志湾大黒イルカランドがランドオープンして、イルカとの触れ合い、あるいはいやし効果も相まって大盛況でございます。さらに、将来、東九州自動車道の県南ルートが完成すれば、鹿児島、桜島、志布志、都井、日南、宮崎と、九州新幹線効果を呼び込む魅力的なルートができ、串間が宮崎県の南の玄関口となる明るい兆しが見えてくるようでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、関連で県民政策部長にお伺いをいたします。このたび、地域創造計画第3号の串間市の認定、まことにありがとうございます。地域創造計画第3号認定の「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」の内容についてお

伺いをいたします。また、県はどう支援していただけるのか、お伺いしたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 串間市の今回の計画案は、市を取り巻く現状と課題を踏まえまして、地域住民と一体となって5つのプロジェクトに取り組むこととしております。主な柱としましては、物産館や宿泊施設など都井岬観光の拠点整備等を行う「観光リーディングプロジェクト」、町なかにあります古い民家等の活用や案内看板の設置等を行う「まちなかクロスプロジェクト」など、串間市の豊富な地域資源を最大限に活用しまして、新たな魅力を創出することによりまして、地域の活性化に向けた大きな効果が期待できるものとなっております。県としましては、去る9月1日にこの計画を地域創造計画として認定を行ったところでございますが、今後も、串間市や関係部局と連携を図りながら、計画に記載された事業のさらなる練り上げと具体化を進め、県や国の補助事業等の集中投入の検討を行うなど、計画を積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。市民の大きく期待がかかる事業でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。1号の日之影、あるいは2号のえびの、成果をいろいろ上げておられるということでございます。串間市も一丸となって取り組む、その決意でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、県立福島高等学校の存続について教育長にお伺いをいたします。

福島高等学校は、女学校がもとでございまして、80有余年の歴史を持ち、これまで多くの人材を輩出してまいりました。串間市民は、県立福島高校が廃止されるのではないかと心配をい

たしております。地元串間市では、串間市長（野辺市長）が会長となり、31団体、そして市当局が参加をいたしまして、「県立福島高等学校を育てる会」が昨年発足をいたしまして、いろいろ協議を重ねております。私も参加をさせていただきました。そういった意味におきまして、まず高等学校再編について検討がなされ、今年度中に結論が出ると伺っております。検討状況について伺いをいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 平成25年度以降の県立高等学校の教育整備計画につきましては、現在、教育庁内に策定委員会を設置し、検討しているところであります。この計画につきましては、学識経験者等から構成されます学校教育改革推進協議会からことし2月にいただきました報告を踏まえ、高等学校の各学科の特色づくりや高校入学者選抜制度の改善、さらには小規模の学校のあり方など、今後の本県高等学校教育の姿を総合的に示す計画として策定することとしております。今後、いかにして生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供できるかという視点で、平成25年度以降の本県高等学校のあり方について本年度中の公表を目途に検討していくこととしております。以上です。

**○岩下斌彦議員** 串間の地域現状、いろいろ話をさせていただいておりますけれども、生活、経済状況、大変厳しい状況があります。その中で、それではほかの学校に行けばと、簡単には言えない状況でございます。串間市民、心配をしておりますので、どうぞよろしく御検討のほどお願い申し上げます。

そこで、私は、福島高等学校の件で、廃止ありきで検討するのではなく、宮崎県が設置者でございますので、県教委が設置者でございますので、設置者として福島高等学校の振興策に努

めるべきではないかと考えております。教育長にお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 平成25年度以降の県立高等学校教育整備計画を策定するに当たりましては、廃止ありきの議論ではなくて、まずはいかにして生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供できるかという視点に立って検討しているところであります。県教育委員会といたしましては、福島高校の活性化について、これまでさまざまな取り組みを行ってきております。

例として申し上げさせていただきますが、まず1つ目には、進学と就職の両面から、それぞれの生徒の幅広い進路希望を実現するために、普通科ではありますが、複数の商業の教員を配置しまして、2年次から進学コースと商業系の情報ビジネスコースを設置するなど、体制を整えております。その結果として、就職率100%や難関大学合格を達成するなどの成果を上げているところであります。2つ目に、平成22年度から、普通科高校におけるキャリア教育推進校3校のうちの1校に指定をいたしまして、生徒みずからが企画するインターンシップや外部からの講師を招いての講演会など、将来のあり方、生き方を考える進路指導の充実も図っているところであります。3つ目でございますが、宮崎県高等学校競技力強化推進校に平成23年度も指定をいたしまして、学校全体の部活動のさらなる活性化を推進しており、さまざまな部活動の生徒が各種大会やコンクールにおきまして上位入賞を果たすなど、成果を上げているところであります。4つ目に、小・中・高一貫教育におきましては、指導主事を指導助言等で派遣するなど、串間市との連携も深めながら、地域全体の学力向上を図りますとともに、人材の育成に取

り組んでいるところであります。例示としていろいろ申し上げましたけれども、県教育委員会といたしましては、引き続き、地元である串間市の関係者の皆様方の御理解、御協力をいただきながら、特色ある学校づくりに努めてまいります。以上です。

**○岩下斌彦議員** 教育長から話をお伺いいたしまして、ほっとしたといえますか、廃止ありきではないんだなというのを聞かせていただきまして、大変安堵をいたしております。串間におきましても、地元の福島高校を育てるという意味、あるいは母校を大事にという思いは強いものがありますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして、県立芸術劇場について県民政策部長にお伺いをいたします。

アイザック・スターンとか、テレビなんかでも前、流れていたのを思い出しますけれども、県立劇場、いろんな催しをされておられます。宮崎県の芸術文化の殿堂としてその評価は高いものがありますが、平成21年度と平成22年度の催しの数と入場者数をお願いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 県立芸術劇場のホールの利用状況についてお答えしますが、平成21年度は、主催事業として、宮崎国際音楽祭、あるいはライブツィヒ・ゲヴァントハウス管弦楽団の演奏会、あるいは文楽公演など、72の公演を実施していきまして、2万7,444人の入場者がありました。また、貸し館事業では309公演が実施されまして、入場者数は11万8,409人でありまして、合計の入場者数は14万5,853人でありました。また、平成22年度は、主催事業として、音楽祭やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の演奏会、松竹大歌舞伎など、68公演を実施していきまして、入場者数は2万7,185人、貸し館事

業では284公演が実施され、入場者数は13万626人で、合計の入場者数は15万7,811人となりました。以上でございます。

**○岩下斌彦議員** 宮崎県の皆様方の文化に対する関心は高いというふうに思っておりますし、お聞かせいただいております。

そこで、関連して質問をいたします。市民の声でございます。私は先月、串間市の文化協会に所属されている方から途中で呼びとめられました。そこで話を伺いましたら、県の芸術劇場をよく利用していると言われましたけれども、駐車場がいつもいっぱいだと車がとめられないとのことでした。県民政策部長に伺います。このように、コンサートやイベント時に駐車場が不足して困る、何とかしてほしいという要望がかなり以前からあったと聞いておりますが、駐車場不足に対しどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** ただいま議員がおっしゃいました串間市など遠方から来られる方々のそういうお声があるということは十分承知しております。県立芸術劇場の駐車場につきましては、美術館、図書館、県民広場等、各施設の共用施設として総合文化公園内に531台分のスペースを確保しております。また、総合文化公園北側に、催しの重なる休日などに利用するための駐車場150台程度を平成18年に整備したところでございます。しかしながら、公園利用者すべての駐車スペースの確保が困難な場合もあります。そのため、芸術劇場利用者に対しまして、公共交通機関の利用をお願いするとともに、宮崎国際音楽祭や芸術劇場の主催事業等の場合には、臨時に近隣の駐車場等を確保するなどの対策もあわせて講じているところでございます。今後とも、芸術劇場利用者にはできる限

り公共交通機関を利用していただくなどの御協力をお願いするとともに、臨時駐車場の確保や適切な誘導等によりまして、利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** どうぞ、利用者が気持ちよくできますよう御配慮をお願いいたしたいと思っております。

それでは、就学前教育について福祉保健部長にお伺いをいたします。

国では、認定こども園の普及を呼びかけ、総合施設として幼児の教育と保育の一体化をさせたこども園構想を掲げ、2,000園をめどに推進いたしております。国は、認定こども園の認定に際し、最終的には幼保連携型を目指すことというふうにしておりますけれども、宮崎県では幼保連携型の認定が進んでおりません。昨年11月の定例会でも要望をいたしております。議事録の一部を読み上げさせていただきます。「福祉保健部長には幼稚園の県内の状況をつぶさに見ていただきまして、将来を担う子供たちのために、教育と保育の充実を目指す認定こども園の幼保連携型の認可等、ぜひとも検討いただきますように要望いたしまして」、途中を飛ばしますが、「幼児教育は大事だということで一生懸命頑張っている団体でございます。ぜひとも今後、宮崎の子供たちのために幼保連携型ということを御検討いただきますよう要望いたしまして」というふうに発言をいたしておりました。福祉保健部長にお伺いをいたします。幼保連携型認定こども園の認定が進んでいない理由を伺いたいと思っております。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 現在、県内では認定こども園が22カ所ございまして、このうち幼保連携型につきましては、2カ所となっております。お話のとおり、全国的に見ましても、少ないほうだというふうに思っております。

本県で幼保連携型認定こども園が増加しない要因といたしましては、幼稚園が幼保連携型を目指す場合には、保育所の待機児童が存在しないことから保育所の認可が困難であるということ、また保育所が幼保連携型を目指す場合は、幼稚園の多くが定員割れをしております、幼稚園の認可が困難であることなどの状況が考えられます。また、同一の経営者が幼稚園、保育所双方の運営を行っていても、経営者の理念といたしますか、お考えによりまして、認定こども園を志向しない場合や、幼稚園、保育所の距離的な問題——一日のうちで子供を寄せる必要があるわけでございますけれども、その子供たちの移動時の安全確保への懸念などがあるというふうに伺っております。

**○岩下斌彦議員** 今お答えをいただきましたように、宮崎県では待機児童がいない、存在しないというふうに表現をされておりますけれども、待機児童というその表現の中に、それに該当するのは、保育園に入園を希望して入園できない乳幼児を対象として待機児童がいないというふうに解釈をされているのではないかと思います。幼稚園に在籍している幼児の約半数以上でございますが、共働きでございます。その子供たちは、保育園と同じように、親の都合によりまして預かり保育を実施いたして、受け入れをしている状況でございます。どうか宮崎県内の子供たちの幸せのために、健やかな成長のために、ぜひとも専門家を交えて前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

ここで、幼稚園教育のことについて、けさも後藤さんのほうからも中身について話がありました。幼稚園の教育は、ただ自由奔放に遊ばせているわけではないのでございます。幼稚園の教育は、発達段階を踏まえて、意図的、計画的

に遊びを通して心身の健康に関する健康の領域、あるいは人とのかかわり合いに関する人間関係の領域、身近な環境とのかかわりに関する領域として環境、言葉を獲得するのに関する言葉、及び感性と表現に関する領域の表現という、5つの領域を考慮しながら保育教育をやっているところでございます。福祉保健部長にお伺いいたします。人間形成の大事な幼児教育に携わっている学校法人立幼稚園に、今後、支援策を強化していく必要があると考えますが、県の考えをお願いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県内の幼稚園に現在、約9,800人の園児がおりまして、そのうち9割を超える約9,200人が私立幼稚園に在籍しております。このため私立幼稚園は、本県の幼児教育や子育て支援の重要な役割を担っていただいているところでございます。県といたしましては、これまで、厳しい財政状況の中、私立幼稚園振興費補助金や預かり保育推進事業の拡充、さらに障がいのある幼児への教育を実施している園への県単補助事業の実施や、幼稚園教諭を対象にした各種研修の充実などに取り組んできたところでございます。私立幼稚園を取り巻く状況は、少子化の進行などに伴いまして、大変厳しい環境にあるものと認識しております。県全体の幼稚園の状況でございますけれども、現在、在園されている園児が定員の6割という状況でございますので、大変厳しい経営環境にあるということは十分認識をいたしております。引き続き、県といたしましても、関係者の方々と意見交換を行いながら、可能な限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○岩下斌彦議員** 総務課文教から、幼稚園の担当としてこども政策課、福祉保健部のほうに担

当の方が異動されて今、取り組みをされております。幼稚園と保育園のそういった状況をしつかりつかんでいただいて、状況がわかる皆さん方でございます。「鉄は熱いうちに打て」と申します。いかに幼児期が大事か、またさらに御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、県南地域の企業誘致について商工観光労働部長にお伺いをいたします。

企業誘致は、経済発展にかかわる雇用の場をつくる上で重要な案件でございます。過去10年間の県南地域の企業誘致の実績をお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 平成13年度から平成22年度までの10年間で、県南地域におきましては12社が立地し、従業員数は、正社員やその他の従業員等を合わせて現在、約600名となっております。

**○岩下斌彦議員** 商工観光労働部長にお伺いいたします。企業立地に積極的に取り組まれているのは承知をしておりますが、串間におきましては、男子の雇用の場がなく、疲弊をいたしております。一極集中ではなく、県全体でバランスがとれた企業誘致をお願いしたいと願っておりますが、県としてどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 企業立地は、雇用の拡大と地域経済の活性化に大きな効果が期待できますことから、県内の各地域で立地が進むことが望ましいと考えております。このため県としましては、用地や人材の確保など、企業のニーズを的確に把握するとともに、各地域の特性や立地環境を生かした立地活動に努めているところでございます。一方、市町村における受け入れ環境の整備等も不可欠でございますので、今後とも、市町村と十分連携を図

りながら、各地域への立地につなげてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** ありがとうございます。

続いて、また商工観光労働部長にお伺いします。近年の経済状況から、今後、容易には企業誘致は進まないというふうにも思いますが、雇用を確保するためには、今まで誘致した企業をしっかりとフォローする必要があるのではないかと考えます。その企業で1人でも2人でもまたさらに雇用が生まれるとありがたいなというふうに思いますが、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 立地企業へのフォローアップにつきましては、平成20年度から専任職員を配置するとともに、市町村や県外事務所、総務商工センター等とも連携をして、立地企業の県内事業所はもとより、県外の本社、親会社などを訪問しているところであります。昨年度は337事業所を訪問いたしまして、企業からの取引先拡大や地元での人材確保等の御要望、御相談に対して、関係機関と連携して対応したところでございます。今後とも、立地企業のフォローアップに積極的に取り組むことによりまして、立地企業の地元定着と、おっしゃいますような事業の拡大等を促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○岩下斌彦議員** それでは、続きまして、県土整備部長にお尋ねいたしますが、まずもってこの場でお礼を申し上げたいと思います。県土整備部の関係の皆様方あるいは串間土木事務所の方々にはいたしましても、市民の声を伝えますが、そういった中で時間調整をしていただいて、現場に来ていただいて説明をされます。「これは県の仕事でありませぬ。これは市がするものです。市のほうではこの方、こういった

担当がされておりますので、その方と連絡をとり合ってもらいたいという感じですね」というぐあいには、本当に親切にかかわりを持っていただいております。この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

続きまして、港湾・漁港の整備についてお伺いをいたします。

まず、福島港の整備計画について県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 福島港につきましては、串間市の地域振興の拠点として昭和58年度から岸壁3バースを備えた埠頭の整備を進めまして、平成14年度に完成したところであります。現在は、木材チップや砂利等が取り扱われ、地域産業の活性化に寄与しているところでありますが、さらに漁業者の水揚げや漁具積みおろし作業の効率化を図るため、昨年度から港整備交付金事業によりまして、延長25メートルの浮き棧橋の整備を進めているところであります。また、埠頭用地におきましては、港湾利用者の利便性の向上を図るため、県単独事業によりまして、野積み場の舗装を行ったところであります。今後とも、地元と一体となりまして、福島港の利用促進と機能充実に努めてまいりたいと存じます。

**○岩下斌彦議員** 私も福島港に行ってきましたけれども、県産材を製材した資材が今、福島港に積んであります。どうにか港らしくなってきたなという感じがいたします。これから福島港の活用にもぜひどうぞPR方お願いをいたしまして、何とか中国・韓国ルートができますように、またお力添えもお願いしたいと思います。

次に、都井漁港では、40海里だったでしょうか、その場所に魚礁があります。また、20海里的の地点に魚礁を設置していただきまして、漁師



の皆さんは大変喜んでおります。まだ魚はそこにはついておりませんが、将来楽しみだというぐあいに皆さん言われております。今、都井漁港あるいは市木漁港のほうでは定置網が盛んでございますし、またイセエビ漁で都井漁港は活気づいております。そこで、都井漁港、市木漁港の整備について農政水産部長にお尋ねをいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 都井漁港と市木漁港につきましては、港内の静穏度を確保するために防波堤を設置することとし、平成22年度から調査設計を進めてきたところでございます。本年度、都井漁港では、立宇津地区の工事に着手するとともに、毛久保地区の調査設計を進めているところであります。同様に、市木漁港におきましても、舩地区の工事に着手し、築島地区の調査設計を進めているところでございます。今後とも、予算確保を図りながら、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** どうもありがとうございます。都井漁港、市木漁港に所属されておられる漁業従事者の方々は意欲を持って取り組まれておりますので、どうぞ御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

ここで要望があります。福島港並びに都井・市木港の施工の関係にいたしましては、できるだけ地元の業者が受注できますよう、御配慮いただきましたらありがたく思います。よろしくお願いたします。

次に、太陽光発電補助金について環境森林部長にお伺いをいたします。

東日本大震災により一段と自然エネルギーへの関心が高まっているように思いますが、県の住宅用太陽光発電システム補助金について、宮崎市、都城市、延岡市と、その他の市町村に分

けて平成22年度の交付件数の実績をお伺いします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 平成22年度の住宅用太陽光発電システム補助金の交付件数は、全体で2,535件でした。その内訳ですが、宮崎市が912件、都城市が381件、延岡市が331件、その他の市町村が合計で911件となっております。なお、市町村ごとの交付件数は、おおむね人口割合に比例したものとなっております。

**○岩下斌彦議員** 関連して質問をさせていただきます。この補助金の目的は太陽光発電の普及にあると考えますが、補助金の額は、1キロワット当たり3万円で、上限額8万円が基本とのことでございます。県内産パネルの製品設置者については、補助金の上限額が2万円引き上げられると聞いております。県内で太陽光パネルを製造するのはソーラーフロンティア社のみでありますので、実質的にはソーラーフロンティア社に対する優遇措置であります。ソーラーフロンティア社に対しては、さきの6月議会で企業立地補助金として30億円の予算が成立いたしておりますが、県民の声として、また他社の製品を扱う方々から、30億円の補助金を出すのに、さらに住宅用太陽光発電の補助金でも他社の製品に比較して上限を2万円引き上げるとは、余りにも不公平ではないかという批判の声が聞かれております。そこで、環境森林部長に伺います。太陽光発電は、メーカーの三菱、シャープ、京セラ、三洋、パナソニック、その他でのぎを削ってすぐれた製品があるのに、なぜソーラーフロンティア社を優遇する必要があるのか、お尋ねいたします。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 県では、製造、発電、活用、この三拍子そろった太陽光発電の拠点づくりを基本理念とした「みやざき

ソーラーフロンティア構想」を推進しているところです。今回の措置は、この構想の基本理念のうち、県内での太陽光パネルの製造に着目した措置でありまして、県内雇用の確保、県内経済への波及効果が期待できることなどから、平成23年度に新たに設けたものでございます。

○岩下斌彦議員 今年度は既に受け付けも始まっているそうでございますので、制度の変更は難しいと思いますが、来年度以降の補助金について検討する際には、県民の中にはこのような意見があることを十分認識していただきまして、優遇策について再検討をお願いしたいと思います。

次に、猿害対策について農政水産部長に伺います。

県南、特に串間の海岸線の農地は、耕作放棄地が目立っております。理由を聞きますと、高齢化に加えまして、猿の被害に遭っている、意欲が減退しているということでございます。そこで、県内における野生猿による農産物被害の状況をお聞かせください。また、野生猿による農作物被害対策にどのように取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 平成21年度の野生鳥獣による農作物被害額は、約2億4,000万円であります。これは全県ということなんです。このうち野生猿によるものは約3,200万円となっております。猿は、ほかの鳥獣に比べ、学習能力や運動能力が高いため、防護さく等を設置しても田畑に侵入されやすい状況にあり、その対策には特有の難しさがございます。このため県といたしましては、「鳥獣被害対策緊急プロジェクト」の中で、集落ぐるみでの追い払いや野生猿に侵入されにくい猿用ネットさくの設置など、地域が一体となった総合的な被害防止

対策に取り組んでいるところでございます。

○岩下斌彦議員 再度、農政水産部長にお尋ねいたします。野生猿の農作物被害対策として、モデル的に技術実証展示圃を設置している綾町の例を常任委員会で視察してまいりました。大変すばらしい取り組みであると思います。あの取り組みを県全体に積極的に普及させるべきではないかと思いますが、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 猿害対策のモデル的な取り組みとして、今お話ございました綾町割付地区におきましては、集落全体の日向夏果樹園を対象として、問題点を洗い出す点検を行い、その結果に基づきまして、侵入経路の特定のための監視カメラや、猿が登りにくく、安価で、高齢者でも容易に組み立てられる侵入防止さくの設置、集落住民による一斉追い払い研修会の実施などの集落ぐるみの活動を行っております。その結果、当該地区では被害が低減され、住民からも高い評価を得ているということでございます。現在、このような取り組みを県下7地域の地域鳥獣被害対策特命チームが設置するモデル集落で推進するとともに、鳥獣被害対策マイスターの育成研修などでそのような事例を紹介するなど、全県に普及できるよう取り組んでいるところでございます。

○岩下斌彦議員 どうもありがとうございました。なかなか話を聞いていても実際にはその様子がわかりにくいのではないかなと思いますが、グラスファイバーを使って猿が登りにくい網がしてあるということで、大変すばらしい装置でございますので、ぜひ力を入れて普及していただきたいというぐあいに思います。

さて、通告いたしました質問は以上で終わりますが、要望としてお聞きください。災害の関

係につきまして、防災はどうだ、あるいは災害に遭って、水が来たときには何メートルとか、いろんな話題が出ました。ただ、宮崎県に、私は調べておりませんが、避難住宅はあるのかなと。例を聞きますと、40分あるいは50分で2～3人が住める仮設住宅というのも工夫されてあるようでございます。そういった意味では、仮設住宅を在庫としてとっていただいて、いざというときに5軒なり10軒なり、そういったものを保管しておかれると、緊急の場合に役に立つのではないかなというぐあいに思います。

もう一つでございます。郡部のほうに住んでいますと、なかなか県の方々にお会いする機会というのはないのでございます。まして、部長さん方に串間の市民の皆さん方が会う機会があるかという、ほとんどないのではないかなというぐあいに思います。各部長さん、なかなかお忙しくて難しいでしょうけれども、出前講座ということではなくて、ぜひ県のいろんな考え方なり、そういったことを、何か講演会みたいなものを、構えるのではなくて、交流を図っていただいて、宮崎県ではこう考えているんですよ、一緒にやりましょうやと各部長さんにお話をいただくと、県と県民の間が本当に近くなるような気がいたします。今現在は串間市民含めて郡部のほうでは、偉い方だものですから、部長さんたちとなかなか話もできない状況でございます。機会がありましたら、ぜひ郡部のほうにも足を延ばしていただいて、相対話していただくと、さらにその方々も勇気が出るのではないかなと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。  
ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時2分散会

9月12日（月）

# 平成 23 年 9 月 12 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕 次郎 (同)
- 23 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

- |                   |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   | 野 元 幸 司   |
| 副 知 事             | 牧 元 邊 亮 一 | 俊 幸 司     |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 用 博 美 | 野 元 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長           | 稲 持 正 弘   | 俊 幸 司     |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 裕 彦   | 野 元 邊 亮 一 |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 隆 夫   | 俊 幸 司     |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 村 巖   | 野 元 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 玉 宏 紀 | 俊 幸 司     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 島 美 敏 一 | 野 元 邊 亮 一 |
| 会 計 管 理 者         | 豊 濱 砂 公 一 | 俊 幸 司     |
| 企 業 局 長           | 甲 斐 景 早 文 | 野 元 邊 亮 一 |
| 病 院 局 長           | 日 隈 俊 郎   | 俊 幸 司     |
| 財 政 課 長           | 近 藤 好 子   | 野 元 邊 亮 一 |
| 教 育 委 員 長         | 近 渡 辺 義 雅 | 俊 幸 司     |
| 教 育 長             | 鶴 見 本 尊   | 野 元 邊 亮 一 |
| 警 察 本 部 長         | 宮 本 孝     | 俊 幸 司     |
| 代 表 監 査 委 員       |           |           |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 |           |           |

事務局職員出席者

- |             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   | 勝 弘       |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修 稔   | 日 高 勝 弘   |
| 総 務 課 長     | 山 之 内 宗 仁 | 成 合 修 稔   |
| 議 事 課 長     | 武 田 幸 徳   | 山 之 内 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 浩 太 郎 | 武 田 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広   | 福 嶋 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 谷 幸 二 | 谷 口 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 陽 一   | 伊 豆 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査   | 前 田       | 関 谷 陽 一   |

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。ただいまから一般質問に入ります。まず、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。先月、高橋議員とようやく、東北の宮城県山元町、石巻市、そしてあの大川小学校の悲惨な事故があった現場、さらには気仙沼市、陸前高田市に行ってみまして、その被害のすごさといいますか、本当に圧倒される感じでした。また質問の中でも申し上げますけれども、この一連のことから多くのものを私たちは学ばなければならないなというふうに思っているところでございます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてでございます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。巨大地震と大津波は東北地方に壊滅的な被害をもたらしました。さらに、東京電力福島原子力発電所では、国や電力会社が想定することさえ不要とした全交流電源喪失や冷却材喪失事故によりまして、原発は暴走し、放射能を国内はもちろん、全世界にまき散らしました。半年が経過した今日でも事故は収束せず、原発は今でも放射能を環境中に放出させているのであります。住民は、地震、津波、原発事故により、ふるさとを追われるなど、復旧の見込みさえ立っていないのであります。巨大地震・大津波という大震災を乗り越え、必死で復興を図ろうとする住民を絶望のふ

ちに追いやろうとしているのが、原発事故であります。これまで悲惨な事故が起きることが指摘されてきたにもかかわらず、それを防ぐことができなかったことに、地方政治家の一人として責任も感じるわけでございます。東電福島原発の過酷事故は、なれ合いとも言える政治的、経済的、社会的な政策決定が招いたものであります。これからは、このようななれ合いとも言える政策決定は決して許されない時代に入った。そういうことを私たちに示しています。国がこう言うから大丈夫だ、大多数の学者が、マスコミが安全だと言うから、国に従っておけばよいという選択は許されないのであります。知事は、県民の暮らしと命にかかわることはすべて関与し、最善と思うことを県民に発信し、先頭に立って行動すべきと思いますので、お尋ねをいたします。

後は質問者席からお尋ねいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

政策決定のあり方につきまして、本県では、口蹄疫からの再生・復興を初め、社会資本の整備、中山間地域対策、地域医療の再生など、さまざまな行政課題を抱えております。極めて重要な課題を抱えている現在、知事といたしましては、宮崎の現実というものをしっかりと踏まえた上で、将来を見据えて、宮崎の立場で明確な方針、政策を示し、先頭に立って断固実行していくことが求められているというふうに認識をしております。行政内部におきましては、国、県、市町村の連携を図る中でさまざまな仕事をしていくわけでございまして、そういう意味での連携、調整というものは必要でございますが、国と議論していく際に、やはり一番強み

となるのは、地方の現場の実態を踏まえた議論ができるというところにあるものと考えております。これからも、県の実態を踏まえた県の立場というものをしっかりと国に伝える中で、政策決定に取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 今から順次質問してまいりますが、私は、本会議前に答弁書はいただかないことにいたしております、再質問をしなくて済むように明確なお答えをいただきますように、よろしくお祈りを申し上げます。

次にまいります。口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火と続き、本県の経済は危機的状況にあります。このような状況を打開するために、宮崎県総合計画アクションプランにある地域経済循環システムは、本県経済に欠かせないと思うのであります。私の思いでもある地域経済循環システムは、今般発表された経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」にもうたわれていますが、要は今後具体的にどう展開をするかであります。どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） この地域経済循環システムであります、県内各地域の消費需要というものを喚起・拡大させ、資金でありますとか価値を県内で円滑に循環させることによりまして、県内経済の活性化を図ろうというものであります。具体的な展開としましては、農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品の購入、さらには企業活動における原材料などの県内調達など、こうした広い意味での地産地消の取り組みでありますとか、100万泊県民運動などにつきまして、行政、民間、県民などが連携・協働して取り組んでまいりたいというふうに考えております。これらの取り組みは、市町村や経済

界、県民の皆様を初め、県全体で取り組んでいくことが必要であると考えております。市町村、経済界に協力をお願いしますとともに、さまざまな機会を通じて県民の皆様にもその協力をお願いしたい、PRをしてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 私の思いと通じるところがありまして、よくできているなど、よく書いていただいたなど思っております、ぜひ頑張りたいというふうに思います。

そこで、民間の皆様にとのお話もございましたが、駅前にK I T E N（きてん）という大きなビルが建っておりますけれども、1次請けの会社は、全国的に通用しているゼネコンというふうに聞いておりますので、県内で事業はできなかつたのかなど思ったりもいたします。ぜひ、県だけでなく、民間の皆さん方にもお願いをしていただきたいというふうに思っております。

それから、副知事2人制に関連しまして2月の代表質問でお尋ねをいたしました。お二人とも県外の出身者ということでございます。それはそれで、そういう選択をされたわけですから、私は知事を選択を尊重するというので、副知事選任にも同意をいたしました。その際に知事は、副知事に県民政策部長、総務部長を加えた四役体制で政策を進めたいというふうなお話でございましたけれども、四役体制がどのように機能しているのか、実施状況についてお尋ねをしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 四役体制ということで御説明をいたしました、これは従来の出納長も含めた三役という体制から二役になったということ、そして、2人とも県外出身者であるというようなことを現実問題としてどのように

補っていくかというところから、県民政策部長、総務部長を含めた体制でということですが、これは両部長を特別な位置づけにしたというよりは、これまでも御説明しておりますが、予算、さらには議会对応など重要な政策案件を決定する際に、担当部長に加えて両部長が必ず同席して協議をしている、そのような実態を踏まえて御説明を申し上げたところでございます。これまでも、東日本大震災の支援を行う「みやざき感謝プロジェクト」でありますとか、今御質問のありましたような経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」、そのような重要案件を議論する際には、担当部長とあわせて、この四役ということ議論をしてまいったところでもあります。

**○鳥飼謙二議員** 関係部長のところにも両部長が同席をするというふうなお話で、機能を果たしたいということですが、やはり部長は部長なんですよね。同格ですから、それを指示するなり判断するなりということはなかなか困難だというふうに思っております。その弱点をどう補っていくかということですから、そこはやはり私が指摘をしました、地元出身の暫定的な副知事2人制ということについて考えていかないと、同列のところでは話ができないということが現実ですから、そこは押さえていただきたいというふうに思っています。

次に、2番と3番の順番を変えさせていただきますが、原子力発電とエネルギー問題についてお尋ねをさせていただきます。

関東を中心に本県に避難してきておられる方々、150人から200人おられるということなんですけれども、実は、きのう、15世帯の家族の皆さん方とお話し合いをする機会がございました。非常につらい胸の内を語っておられまし

た。ちょっと御紹介をしたいと思います。これは「ウミガメのたまご」というグループをつくられておるんですけれども、余りに敏感過ぎるんじゃないかということで、避難することに批判をされるとか、いろんな悩み、苦しみがあります。ちょっと最初のところだけ読ませていただきます。

「3・11以降の政府の対応、東電の発表の二転三転。人命よりも経済を重視する政府に対して既に信頼を失っています。子供の命を守れるのは母親だけだという思いから避難をしています。原発が爆発してから各先生方が、メルトダウンが起こったらまずいが、命は今大丈夫だとおっしゃっていました。後にこれは既に起こっていたことが明らかになりました。このことが将来、子供たちの健康にどのように影響するのでしょうか。だれが責任をとれますか。母親たちが政府を信じ、福島近くで生活をしていたら、将来後悔することは絶対ないですか。私の子供は今2歳です。この子が社会人になり、今の先生方と同じ年になったとき、この先生方は既に責任をとれる立場にいらっしゃらないでしょう。将来健康被害が出たとき、ただ子供だけが、その家族が苦しまなくてはいけないのです。私はこの子をお腹に宿したときから、この子の人生に責任を持ちたいと。それが親になることだと信じてきました」

後は省略をいたしますが、そういうような非常につらい胸の内を語っておられました。

いろんな見方が原発についてはあるわけですが、やはり小さい子供さん、発達がどんどん進んでいる、細胞分裂といいますか、どんどん進んでいる子供たちには影響がかなり大きいということで、チェルノブイリの事故も教え



ております。彼ら、彼女らが避難をする権利というものも私どもは保障していかななくてはならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ県においてもさまざまな支援をお願い申し上げたいというふうに思います。きのうは集会とデモ行進もありまして、かなり疲れましたけれども、やはりこういう意思表示を今後していく必要があるんだなというふうな思いを深くしたところでございます。

まず最初に、汚染がれきの処理についてでございます。東日本大震災で発生した畳や家具、家電製品等の廃棄物は、岩手県で449万トン、宮城県で1,581万トン、福島県228万トン、3県で2,258万トンと環境省は推定しているようでございます。これまでに1,100万トンが仮置き場に搬入され、今後焼却処分が本格化するわけですが、がれきの処理は復興に向けた大きな課題の一つでございます。京都名物の大文字焼きではいろんな騒動がございました。非常に悲しい出来事でもあったわけですが、放射能に汚染されたがれきが大量に含まれているというのが問題であるわけです。そこで、環境省は、全国で広域処理するとして、近藤昭一副大臣名で地方自治体に協力要請を行っていますが、まず経過についてお尋ねをしたいと思います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** ことし4月から5月にかけて環境省から県に対し、災害廃棄物の広域処理受け入れに関する調査依頼がありまして、県内市町村や一部事務組合等に照会を行いました。その結果、5つの市から、処理余力として焼却処理が1万1,360トン、破碎処理が3,610トン、埋め立て処分が6,162トン、合計2万1,132トンあるとの回答がありました。国への回答に際しては、市町村からの回答は各施設

の処理余力であり、受け入れの意思を表明したものではありません。調査結果につきましては、既に国から被災市町村に対して情報提供が行われておりますが、これまでのところ、本県に対し受け入れ要請はなされてお

りません。  
**○鳥飼謙二議員** このがれきの問題、何とかして私どもも引き受けなくてはならないという思いがある一方、やはり放射能に汚染されたがれきというもの、これを拡散してはならないというのが大事ではないかなというふうに思いますので、そういうチェックといいますか、搬出をする際にしっかりしていただかないといけないんじゃないかというふうに思っております。私が聞いているところでは、既に宮崎市とえびの市は、汚染がれきは受け付けないということが公表されているようでございますので、しっかりとした対応をお願いしたいというふうに思っております。

いろんな動きが被災地でも出ておりまして、日本製紙の石巻工場はボイラーの燃料にするとか、いろんな対応もされているようでございますけれども、いろんな知恵を今後出していかなくてはならないのではないかなというふうに思っております。

それから、次に行きますけれども、これまでの答弁で、水力を主とした本県の電力の自給状況は、平成22年度で自給率は34.7%、不足分約65%を県外からの送受電に頼っているという答弁がございました。エネルギーの地産地消の観点からも、不足分を可能な限り県内で発電することが求められています。太陽光や風力発電等を推進する新エネルギービジョンは定められておりますけれども、新エネルギーのほかに、水力や火力、さらには省エネ、節電、これらを

含めた本県独自のエネルギー計画を定めて、さらにエネルギーの地産地消を図るべきではないかというふうに思っております。そして、県長期計画の改定に合わせて新エネルギービジョンを改定すべきだったのではないかなというふうな思いがございますけれども、これらの問題について知事はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** まず、エネルギーに関する政策についてであります。エネルギー政策基本法におきまして、国がエネルギー需給に関する責務を有して、地方公共団体は、国に準じてその地域の実情に応じた施策を行うべきものというふうにされておるところでございます。これを受けて、本県では、御指摘のありましたような新エネルギービジョンやソーラーフロンティア構想などを策定して、本県の特性を生かしたエネルギーに関する施策を推進しているというところであります。東日本大震災以降、電力の確保が大きな課題となっておりますので、本県としましては、新エネルギーの見直し、また、省エネルギーのあり方など、県としての基本的な考え方を整理して、今後明らかにしていくというふうに考えておるところでございます。

この新エネルギービジョンは、平成25年度を目標年度としまして、平成16年の3月に策定しております。国におきましては、エネルギー基本計画の見直しについても議論をされておるところでございます。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入する法律が成立しましたが、来年7月からの制度開始に向けて、今後、買い取り価格や買い取り期間が決定されるということになっております。新エネルギービジョンの改定につきましては、このような

状況を十分に踏まえながら今後検討してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** エネルギー計画については国に準じてというようなこととございますけれども、本県として、先ほど申し上げた65%を頼っているという、これを少しでも変えていくという努力を、県の目標を定めていくべきではないか。国がこう決めたからこうでよろしいですよということは、冒頭申し上げたように、それはもう許されない時代に入っているというふうに思っておりますので、ぜひそれらも含めて十分検討をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次にまいります。3月の福島原発の深刻な事故を受けまして、6月に行われました九州電力の株主総会で、原発の順次廃止等を求める株主提案が行われました。宮崎県は九電の株式を380万株保有する大株主ですが、この株主提案に対して宮崎県はどのような理由でどのように対応してきたのか、お尋ねをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御質問のありました株主提案は、九州電力が保有する原子力発電所を、古いものから順次、停止・廃炉することなどを内容とする、定款の一部変更を求めるものであります。これに対し、九州電力のほうでは、一つには、今回の福島第一原子力発電所の事故を踏まえた国の指示に基づき、緊急安全対策を既に講じたこと。さらには、今後、国のエネルギー政策の見直しが行われる場合には、その方向性に沿って対応を検討する考え方であることなどを理由として、この提案にありました定款の一部変更は必要ないという意見でありました。これを受けて県としてはということとございますが、今後の原子力政策につきましては、国民の安全を守るという視点から、幅広い

議論を経て、国の責任において決定されるべきものというふうに考えておりました。九州電力においても、国の方針に沿って対応するという考え方が明確にされましたことから、県といたしましては、この定款の一部変更については必要ないものと判断して、株主提案には反対をしたところであります。

○鳥飼謙二議員 国の原子力政策に基づいてといますか、そんな御発言でございましたけれども、それは今もう許されない時代に入ったというふうに思うんです。東電の福島原発、30年以上経過をした、40年近いマークⅠ型の原発が動いていて、津波のせいだと言われておりますけれども、何百とある配管が、あのマグニチュード9という地震の中で破断をしないということは考えられないことですね。破断をしていると考えるのが妥当ではないかというふうに思っていけば、当初は30年としておった原発を、40年、今、60年にしようというふうにして、原子力村といますか、国とか電力会社は言ってきたわけですが、やはりこの判断が間違っていたということが突きつけられたわけですから、そこは知事として判断をすべきではないかなと私は思っております。だからといって、こうなさい、こうできますということではないわけですよね。

そこで、原子力発電についてですけれども、日本は地震列島と言われております。太平洋沿岸といますか、南半球も含めて地震が多発をしていると。日本は世界の中で0.3%の国土しかない。しかし、10%、1割の地震が発生をしているという地震大国。その活断層の上に、浜岡原発にしても玄海原発にしても、伊方原発にしても建っているという現実を見たときに、今度起きたら、私はもう日本の破滅だというふうに

思っております。知事はこの原子力発電について、確かに国の事項ではありますが、知事として判断をして、知事としての考え方を県民に発信していく、そのことが求められていると思いますので、お尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の福島第一原子力発電所の事故によりまして、これまでの基準や考え方では安全性が確保されないということが示されたわけでありまして、原子力発電に対する国民の不安は非常に強くなっているものと考えております。一方で、これまでの原子力政策というものが、安全性の確保というものを前提にその割合を高めてきた結果、東日本大震災が発生する前は電力の3割を原子力が占めるに至っております。短期間でかわりの電源を確保するのは非常に難しい状況にあるものと考えております。原子力政策につきましては、国が決定する事項であります。最も大切なのは国民の安全を守ることであるというふうに考えておるところでございます。コストや技術面など解決すべき課題もあるものの、中長期的には再生可能エネルギーの割合を高めていく必要があるものと私は考えております。

○鳥飼謙二議員 知事の答弁を聞いてみると、にじみ出る感じはするんですけれども、はっきりそれは言うべきだというふうに思っております。高橋議員の答弁に、地域防災計画、何らかの記載をすべきだというようなこともありますし、右松議員の答弁でも、危機管理では最悪の事態を想定して対処することが重要だというふうに言っておりますし、6月議会では横田議員が原発について、川内原発で事故の起きた時の影響を言っておりますけれども、判断を言っていくということが、そのことが知事の姿勢を、県庁職員ももちろんそうです、県民も見る

わけですよ。それを受けて、この知事は信頼できる知事だなというふうに思っていくわけですから、ぜひそのところは決断をすべきではないか。だからといって知事ができるというわけじゃないですよ。ないけれども、老朽化した原発は廃炉にすべきだとか、それらのことは発言をしていくべきではないかなというふうに思っております。

次に、TPPについてお尋ねをいたします。

菅前総理が2010年、去年の11月、突如として第三の開国だと持ち出してきましたTPPについては、3・11の大震災等で議論がストップしておりましたけれども、新しい政権もスタートしまして再度推進されていくだろう。9月の日米首脳会談、11月のAPECが山場になるのではないかなというふうに言われております。本県議会でも、主として農業問題が議論をされてまいりました。意見書も採択をいたしました。そこで、例外なき即時関税化を図るというTPPが突如として出されてきた背景とTPPに対する認識について、知事にお尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** TPPであります。WTOにおきます多国間の貿易自由化交渉が行き詰まっているということを経験として、特定の地域や二国間におきまして、貿易の自由化や経済連携を進める流れ、この中の一つとして始まったものでございます。国際的な経済連携というものは拡大する傾向にあるところであります。関税の撤廃でありますとか、各分野における規制緩和が実施されますと、市場が拡大すると同時に、国際的な地域間競争の激化が予想されますために、参加することのメリット、デメリットにつきまして、しっかりとした分析・検証が必要なのではないかというふうに

考えておるところであります。TPPにつきましては、御指摘のあった農業分野も含めてでございますが、参加した場合の影響や対策について、十分な検証や議論がなされていないというふうに考えておりますので、現段階での参加を認めることはできないものと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 参加して、議論したら、それから決めるといっても遅いんです。参加して撤退をすることは考えられません。今の日米関係の力関係上、それはほとんどできない。100%近くできないと思っておりますので、やはりここはTPPには参加をしないということが大事ではないかなと。国際経済学者の宇沢弘文さんが、TPPは社会的共通資本を破壊すると。山や川などの自然環境とか、道路・橋などの社会的インフラとか、教育、医療、金融などの制度資本とか、こういうものを言われているようにございます。このTPP——1990年代、20年前にMAI（多国間投資協定）というのがあったそうですけれども、これが世界のNGOの力で中断をすることになりました——これに通底をするというふうに宇沢先生はおっしゃっております。

TPP域内のGDP95%がアメリカと日本なんです。ですから、日本が入らないTPPはアメリカにとっては意味がないというふうに思うわけです。そこで、いろんな分野に影響が出るとは思いますけれども、ここでは、医療分野、労働分野、入札制度への影響について知事にお尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** TPPは、関税だけでなく、非関税障壁なども撤廃をしまして、サービス貿易、政府調達、知的財産、人の移動などのさらなる自由化を進めるものということがあります。このため、TPPへ参加し、各分野へ

の規制改革が実施された場合に、例えば、医療事業への企業参入や外国人労働者の拡大、そして公共事業の国際入札の拡大など、農林水産業以外でもさまざまな分野で市場化が急速に進み、国際競争にさらされるということになるわけであり。その結果、十分な対策・検証というものがなされないままであり、医療の質や労働・雇用環境の面においてさまざまな影響が生じるのではないかと懸念しておるところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 認知症の母親を突然介護することとなったサラリーマンの息子の家族と外国人のホームヘルパーとのかかわりを描いた、くさかり樹さんの「ヘルプマン!」、突然知事に渡しましたが、お読みいただけたのでしょうか。感想があればあわせてお尋ねします。

**○知事(河野俊嗣君)** まずは、この「ヘルプマン!」という漫画を紹介いただきましたが、本当にありがとうございます。大変感銘を受け、心を打たれたところであります。介護という重いテーマを扱って漫画として成立しているというのが、漫画文化自体、捨てたものじゃないというか、すばらしいというふうに思いましたし、この第8巻で取り上げられておりましたのが、今御指摘ありましたように、まさに介護とは何か、家族とは何かという重いテーマであります。それをフィリピンからの介護士というものを通して、今申し上げました介護のあり方、家族のあり方というものをあぶり出したすばらしい作品ではないかというふうに思っております。現場の大変厳しい実態というものがございまして、これに対して我が国全体としてどのように向かい合うか、非常に重要な課題であり、今後検討を深めるべきものだとお感じのところでございます。

**○鳥飼謙二議員** お忙しい中、お読みいただきましてありがとうございました。実は私の尊敬する長野県の佐久総合病院のドクターの紹介を受けて私も読んだんですけども、よくTPPの意味がわかるよと、それから、介護、高齢化の問題もわかるよということでございました。どうもありがとうございました。

そこで、以下、関係部長にお尋ねをしてみたいと思いますが、財政赤字、それから国保の滞納・未納、無保険者の増加、医療ツーリズム等のグローバル化等、非常に危機的状況にあると思っております。TPP加入により自由診療が拡大し、国民皆保険制度が崩壊するのではないかと懸念しておりますので、福祉保健部長にお尋ねをしたいと思います。

**○福祉保健部長(土持正弘君)** 我が国の国民皆保険制度でございますけれども、これはすべての国民が、平等に安心して医療を受けられる、世界に誇れる制度であり、国民皆保険制度を堅持していくことは極めて重要であるというふうに考えております。このため、TPPへの参加に関しましては、国における検討の状況をしっかり注視していく必要があるというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** 注視するだけじゃだめなんです。注視するだけじゃだめですからね。よろしいですか。

それから、関連して、国民健康保険の状況についてお尋ねをしたいと思います。21年度、本県は、加入世帯が20万2,601世帯、被保険者数が36万2,281人、そのうち3万6,580世帯、約18%が滞納になっておまして、特に宮崎市の場合はその数が多くなっておます。滞納の現状と原因、財政運営への影響と対策についてお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ただいま議員のほうからお話がありましたけれども、直近のデータであります。これは昨年6月1日現在の数字でございますが、市町村国民健康保険税の滞納世帯が3万6,580世帯、滞納世帯の割合が18.1%となっているところでございます。滞納の原因でございますけれども、これにつきましては、それぞれの世帯によりさまざまな状況があるものというふうに考えられますが、厳しい雇用・経済情勢の影響もその一因というふうに考えております。なお、国民健康保険税は、その運営に要する費用のうち、保険料として賦課すべき総額を定め、被保険者に案分する総額案分方式で算定することとされております。したがって、滞納の増加は、その運営を不安定にし、国民健康保険税の引き上げや一般会計からの繰り入れが必要になることなど、財政上の影響が考えられるところでございます。このため、滞納対策として、市町村においては、コンビニ収納や口座振替により納税者の利便性を図りますとともに、テレビ、ポスター、広報紙等による納税意識の向上や納税相談等が実施されているところでございます。また、県においては、市町村に対し、助言等を行いますとともに、担当職員を対象に、収納率向上に向けた研修会を開催しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 今でも、滞納者がこれだけでも黒字財政というふうになっておりまして、保険料を上げなくて済むわけですから、その対策をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、労働の影響についてですけれども、国内の例えばホームヘルパーさんなどの福祉労働者、それから工場労働者が、人件費の安い外国人労働者に置きかわることが予想されるわけですが、商工観光労働部長の認識に

ついてお尋ねします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） T P P 参加によりまして、海外からの労働者の移動制限が緩和された場合の影響につきましては、国においても特に試算等は示されていないところでありますが、お話にありましたように、労働・雇用環境面においてさまざまな影響が生じることが懸念されます。したがって、どのような影響が生じることになるかを含め、今後とも情報収集に努めますとともに、国の動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 今から備えておくということをご希望申し上げます。

国際調達の関係なんですけれども、入札制度は、今、総合評価落札制度を全面適用しておりますけれども、これは非公正要件とされるおそれもありまして、県が努力をしてきたことがそういうふうになるおそれがございます。県土整備部長の認識についてお尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 建設工事の総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図る観点から、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価しまして、落札者を決定する方法でございます。この価格以外の要素としましては、企業の技術力や企業の地域社会貢献度及び配置予定技術者の能力を評価項目としているところであります。T P P に参加した場合、対象金額がW T O の基準から引き下げられることが想定され、その適用対象となる工事につきましては、県内における本店の有無や災害時の協力体制などを評価する企業の地域社会貢献度が設定できなくなる可能性が高く、県発注工事におきます県内企業の受注機会を確保する観点からは、影響が懸念されるところであります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。今の点に絞りましたが、T P Pの与える影響というのは本県にもかなり大きいものがございますので、国が決めるということではなくて、ぜひ県において十分な備えといたしますか、検討をする、そして声を出していくことをお願いしておきたいと思えます。

次に、児童の社会的養護、社会的な子育てについてでございます。

小泉構造改革によりまして、日本社会は連帯ときずなが分断され、所得や社会的格差、中央と地方の格差などにより、日本社会は閉塞感に覆われています。さらに、価値観の多様化や少子高齢化、離婚の増大と相まって、児童の置かれている状況は、ネグレクトや暴行などによる虐待の増加など、極めて厳しいものがございます。今般、厚生労働省において、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」が設置され、その中で、社会的養護の将来像というものが示されましたことは御存じのことと思えます。そこでお尋ねをいたします。児童相談所の業務概要によりますと、21年度の児童虐待件数は365件、2年前の3倍増、22年度でも451件と急増していますが、その背景をどのように認識しておられるのか、お尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 児童虐待の背景ということでございます。その背景につきましては、経済的な事情、虐待者の心身の状況、子育て世帯の孤立感など、さまざまな要因があるものと考えておりますけれども、相談件数が増加しておりますのは、平成16年度の児童福祉法の改正によりまして、虐待の疑いがある場合も通告範囲に含まれたことや、テレビや新聞などの報道で児童虐待事件が取り上げられるようになったことで、社会的な関心が高まったこと

も影響しているものというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 実際、ネグレクトなど今まで虐待とされてこなかったことについても、虐待と規定をしていったこともあるかと思えますけれども、やはり社会の動きの反映ということですから、しっかりと対応することが求められていると思えます。

そこで、子供たちを保護するために、児童相談所や市町村などの関係機関の連携強化を図るということで、要保護児童対策地域協議会が設置されています。その運営状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 市町村の要保護児童対策地域協議会でございますが、これにつきましては、県内すべての市町村に設置されて、保護を要する児童等に関する情報交換、支援内容についての協議を行うなど、当該児童等の支援や保護を図るネットワークとして重要な役割を担っているところでございます。その運営状況につきましては、これは各市町村ごとに協議会の開催回数や内容において、おっしゃったとおり差があるという状況でございます。このことから、県といたしましては、協議会に児童相談所の職員が参加し、助言を行ったり、協議会の構成機関職員を対象とした研修の実施などを行っておりまして、今後とも、協議会が適切に機能を発揮できるよう支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 市町村間でかなり格差があるということですよ。ですから、市町村においても問題意識をもっと持ってもらって、先ほど出たように、児童の問題は児童相談所に任せておけばいいわというような感覚がまだ残っているということではないかというふうに思ってお

ります。ぜひ丁寧な指導をお願い申し上げます。

次に、発達障がい児の対応についてお尋ねいたします。例えば21年度、3,524件受け付け相談がございましたけれども、152名施設入所の措置がとられております。おおむね10%程度というふうに想定をいたしますと、14~15人ということになるわけですが、養護施設の対応が非常に困難をきわめて、運営そのものにも影響を来しているというふうに聞いております。発達障がい児に対する対応、これは児童相談所も含めて、市町村も含めてですけれども、しっかりとした対応が必要であるというふうに思っておりますけれども、どのように認識しておられるのか、お尋ねします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 発達障がいを有する児童の相談につきましては、学校や保育所などと連携を図りながら、家族や本人に対する助言・指導を行いますとともに、必要に応じて、発達障害者支援センターや医療機関などの専門機関の紹介を行っているところでございます。また、虐待などのさまざまな理由で在宅での養育が困難な児童につきましては、児童養護施設等への入所措置を行っておりますけれども、特別な支援が必要な発達障がいを有する児童等の増加によりまして、一人一人の児童に対するきめ細やかな支援ができにくくなっているというふうに認識をしております。このため、児童相談所の職員を対象とした発達障がいに関する研修を実施いたしますとともに、今年度から、発達障がい児等の処遇困難な児童への行動療法等や、施設職員に対する専門的な研修を実施することによりまして、児童の問題行動の軽減と施設職員の処遇技術の向上に努めているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** なかなか不十分でありますよね、非常勤の人が対応しているとか。それでも少しはよくなったんですけれども、それは否定いたしません。ただ、大きな問題であるということはしっかり受けとめていただきたいと思います。

そこで、発達障がい児等を受け入れて指導する情緒障害児短期治療施設、これは本県にないわけなんですけれども、今回示された国のプランによりまして、各都道府県に1つということですが、それぞれ設置をされてきている状況もありますけれども、本県の状況についてお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 情緒障害児短期治療施設でございますけれども、これは、児童養護施設等では対応が困難な発達障がい児などを受け入れることが可能となりますことから、今後検討しなければならない施設の一つであるというふうに考えております。このため、現在、他県の状況調査、それから、関係いたします児童福祉施設協議会との意見交換などを行っている状況でございます。

**○鳥飼謙二議員** 児童家庭支援センターについては割愛いたします。

次に、全国で虐待例が絶えないわけですが、虐待死亡例、先ほども申し上げましたけれども、頻繁に起こっています。本県でも平成21年に発生した延岡市での虐待死亡例、里親の里子への虐待事例が起きています。原因と虐待防止策についてお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 平成21年度に発生いたしました児童虐待による死亡事例につきましては、社会福祉審議会に設置いたします措置・検証部会の報告において、専門機関としての児童相談所の機能が十分に発揮できず、当



該家庭におけるハイリスク要因を適切に把握できなかったことや、市町村など関係機関との連携が円滑でなかったことなどが指摘されておりまして、再発防止策についての提言もなされております。このため、県といたしましては、同部会の提言を受けまして、児童相談所の機能強化や関係機関との連携、啓発活動などに取り組んできたところでございます。具体的には、児童相談所の機能強化につきましては、職員配置と体制の見直しを行い、研修体制の充実を図るなど、体制強化と専門性の向上に取り組んでいるところでございます。また、関係機関との連携強化につきましては、全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員も参加して、情報交換や問題解決のための支援を行っているところでございます。今後とも、児童虐待への対応につきましては、児童相談所、市町村や関係機関との連携を図りますとともに、児童虐待防止の啓発活動についてもさらに努力してまいりたいというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** 社会福祉審議会の中でも検証されて検証報告書が出ております。保健師の配置とかいうことで配置もされておりますけれども、児童相談所の技能をしっかりと高めていくことが大事だと思っているんです。今、教育委員会から学校の先生が派遣をされている状況がございまして、3年で出ていくと。そうすると技能が蓄積されないんですね。これではやはり不十分だというふうに思っておりまして、児童福祉司の処遇も含めてですけれども、しっかりとした養成を図っていくべきではないかなというふうに思っております。宮崎県は児童相談所の機能が弱いんです。とりわけ一時保護所の機能が弱いというのを指摘されております。

2月の議会で、保育士の非常勤化を見直してくださいということで知事に申しあげましたけれども、それも踏まえて、そういうことがあるんですね。ですから、児童相談所の機能強化、職員の育成というものをしっかりと果たしていくべきだというふうに思っております。今申されましたので、もうお聞きしませんけれども、しっかりと児童相談所の機能強化を図っていただきたいというふうに思っております。総務部長にも後ほどお聞きしますが、行財政改革プランでこういう方針があって人を減らしますからということで、どうも福祉保健部はねじ伏せられていると。もうちょっと頑張ってもらわなきゃ困ると私は思っているんです。しっかりした方針がない。どうやって児童相談所を強化していくか、福祉事務所をどうするかということをやっぱりやらなくちゃいかんというふうに思っております。ここはもうお聞きをいたしませんけれども、ぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、行財政改革と職員処遇について。

代表質問、一般質問で出ました職員の不祥事の問題について、知事が陳謝をされました。原因をどのように受けとめるのかということで、答弁もきのう、インターネットを起こしてみたんですけれども、「指導を徹底しているにもかかわらず、このような不祥事が発生したことは痛恨のきわみだ。コンプライアンス推進委員会を開催し、委員長の副知事からメールを出した。全力で取り組む」というようなことがあったんです。これは原因を分析していないと思っています。再度お尋ねしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 職員によるこうした不祥事の原因につきましては、まずは、公務員としての倫理意識、コンプライアンス意識がいま

だ職員一人一人まで徹底されていないということにあるものと考えております。また、このような不祥事が発生する背景の一つには、職員が公務内外でさまざまなストレスや悩みを抱えていることや、個々の事務処理を行う中に非違行為を行うことのできる機会が残されている。それを防ぐことの仕組みづくりができていないということにあるものと考えております。このため、今後とも、職員の公務員倫理の確立に粘り強く取り組みますとともに、職員同士が活発に議論し、互いに気遣う、ケアし合うことのできる風通しのよい職場環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。また、事務処理の内容を再点検し、さまざまな面から不正の起こる可能性を検証した上で、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** コンプライアンス意識の欠如、それを指摘しておっても解決をしないんです。勤務場所とか労働条件、私は、職員処遇の面からも変えていくべきではないかなというふうに思っております。本年4月の定期人事異動についての基本的な考え方と特徴についてお尋ねします。

**○総務部長(稲用博美君)** 本年4月の定期人事異動に当たりましては、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳噴火による影響からの再生・復興を初め、安全・安心な暮らしづくりの確保、医療・福祉の充実、産業づくりなど、県政のさまざまな課題に対応するため、適材適所、公正・公平を基本に、職員一人一人が、高い意欲と気概を持って能力を最大限に発揮できるというような考えのもとに人事配置を行ったところがあります。また、引き続き、若手管理職あるいは女性職員の登用を積極的に行いましたほか、人材育成ということにも心掛けまして、国や市

町村との連携の観点からも、国や民間企業への職員派遣、そして、他県や県内市町村との人事交流を積極的に行ったところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 適材適所、そうだろうと思いますが、しかし、それだけでは解決しないんですね。やはり私は、人事異動、人事そのものに問題があるんじゃないかと。例えば本庁と出先機関の交流人事、これが少ないんじゃないかなというふうに思っております。今回の事件でも、20年とは言いませんけれども、それに近い出先機関の勤務になっている。本庁に合っている人、出先が合っている人、それぞれあるとは思いますが、出先機関の職員も県庁の職員ですから、その意欲をどうやって引き出していくのかというのが大事だと思います。私は、大卒の職員が不満を持っているのを何人からも聞いてきました。しかし、これまで申し上げませんでした。こういう中で、知事にこういう質問をするのも申しわけないなと思っているんです。補佐する人がしっかりやってもらいたいというふうに思っているんですけれども、家庭の事情等やむを得ない場合を除いて、本庁と出先機関の交流を積極的に行うべきではないかというふうに思いますので、お尋ねします。

**○総務部長(稲用博美君)** 人事異動につきましては、質の高い県民サービスの提供、重要施策の推進という観点から、先ほども申し上げましたが、適材適所、公平・公正ということを基本に実施しております。また、人材育成という観点もありますので、採用後早い段階で本庁と出先機関の双方を経験させまして、能力の伸長はもとより、自己の職務適正に応じたキャリアデザインの形成を促すということを行っております。また、その後も個々の職員の職務や勤務地に関します希望、能力、適性等に十分配慮し

た上で、本庁・出先機関への人事配置に努めているところでございます。今後とも、御指摘のような本庁と出先機関との交流という点に十分配慮しながら、県庁総力戦となるような形の体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

**○鳥飼謙二議員** なかなか難しい問題であるということは私も承知をしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、山元町に行ったときに――担当の宮崎県職員ですね、一たん本庁におりましたけれども、それからずっとこの10数年、出先なんです。物すごく情熱的に仕事をしておられるというのもよくわかります。やっぱり、そういう人たちも含めて交流をしないといけないと。彼はそんな不満を全然言っておられませんでしたけれども、出先機関を歩いてみるとそういうのがありますので、ぜひよろしくお願ひしたい。

それから、仕事が忙し過ぎるというのも大きな問題ではないかなと。新行財政改革プラン、人員を減らすわけですけれども、削減の根拠、よくわからないので、お尋ねをいたします。

**○総務部長（稲用博美君）** 職員数につきましては、大変厳しい財政状況の中で、今後とも、組織のスリム化を図りまして人員の削減に取り組んでいく必要があるということで、さきの6月定例県議会におきまして議決いただきましたみやざき行財政改革プランにおきましても、今後の新たな数値目標を設定したところであります。これまで、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」、いわゆる行革推進法、あるいは本県の財政状況等を総合的に勘案して策定いたしました行財政改革大綱2007におきまして、総定員数の削減を行ってまいりました。1,133人というような削減数で

あります。今後さらに、職員の公社等への派遣の削減でありますとか事務事業の見直し、あるいは市町村への権限の移譲、あるいは業務の民間へのアウトソーシングということに取り組む必要があると思っておりますので、そういうようなことの中で、法の起点であります17年度との対比で、27年度当初までに知事部局の職員数についての1割程度の削減ということを目指して掲げたものでございます。

**○鳥飼謙二議員** やはり根拠についてよくわかりませんでした。本庁で疲れてメンタルダウンして、そして出先に行くという。出先機関にはそういう人たちがたくさんいることを知っております。非常に人を減らしてきている。例えば中央福祉こどもセンター、職員数と非常勤の関係の数をお尋ねします。

**○総務部長（稲用博美君）** 中央福祉こどもセンターには、現在、81名の職員がおりますが、このうちの44名が非常勤職員となっております。具体的には、児童指導や保育、心理判定などの資格や経験を要します業務のほかに、電話相談あるいは給食調理、寮母といった、断続的あるいは一定の時間帯で対応が必要となります業務に従事いただいております。

**○鳥飼謙二議員** いろいろとお尋ねしました。もう時間がないので、もう一つ、経済団体へ新規高校卒業者などの採用拡大を要請しています。宮崎県はこれだけ人を減らしておいて、民間は正規でお願いしますというのはちょっとおかしいと思うんですけれども、知事の考え方、お尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** 大変厳しい経済状況の中で、県民の真に求める行政サービスというものを提供していくためには、組織の簡素・効率化や少数精鋭による組織運営に努めるととも

に、県民との連携協働による民間活力の積極的な活用に取り組んでいく必要があるものと、これが基本的な考え方であります。県のさまざまな業務を推進する中で、一定の資格や能力を持った外部の人材活用というものも有効な手法でありまして、所属によっては、比較的多くの非常勤の方に働いていただく場合もあるというふうに考えておるところであります。

**○鳥飼謙二議員** 以上で終わりますけれども、民間にお願いをするときに、非正規でいいですよということをお願いしていないと思うんです。じゃ、自分のところはどうなんだということになるわけですから、ぜひそこら辺はしっかり押さえていただきたいのと、やはり3・11以後は、国の模様を見るとかそういうことは許されない時代に入ったというふうに、知事自身も思っておられるだろうと思いますけど、それを発信していくということが大事です。まだ半年ちょっと過ぎたぐらいですから、余り多くを要求するのも申しわけないなと思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。どうもありがとうございます。終わります。(拍手)

**○外山三博議長** 次は、井本英雄議員。

**○井本英雄議員**〔登壇〕(拍手) 2年ぶりに戻ってまいりまして、久しぶりに一般質問させていただきます。私としては、いまだ初心者のつもりでありますけれども、ベテラン議員とか言われると何か面映ゆい気持ちであります。頭のほうだけはベテラン議員になってしまいましたけれども、精神的にはまだまだ未熟な者であります。どうぞ、これから4年間、議員各位におかれましても、また知事部局におかれましても、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、ワークシェアリングについてお聞きいたしたいと思ひます。

日本は今、後進国から追いつけられて、後進国から仕事を取り上げられておりますが、こういう状況は、私たちの先を行くヨーロッパ、アメリカでは、20～30年前に既に経験したことであったわけでありまして。そのとき、ヨーロッパはどうしたか、アメリカはどうしたかということでありまして、アメリカはそのとき、相変わらず自由化、規制緩和によって経済規模を拡大して、そして成長させて、それで労働力の需要を生み出していくというやり方でいったわけでありまして、ヨーロッパは違う方法をとった。これがワークシェアリングであります。ともかく仕事を分かち合おうと、共有しようということでありまして、これは20世紀に生まれた生存権、福祉主義を基礎とした分かち合いの思想から出てきたものであります。

ヨーロッパはみんなワークシェアリングを取り入れておりますけれども、その中で最も成功した例としましてはオランダがあります。オランダの奇跡とさえも言われております。皆さん御存じかもしれません。オランダは、かつては12%ほどの失業率であったわけですが、今は1%台の失業率で推移しております。オランダのワークシェアリングの特徴は、フルタイム労働者とパートタイム労働者が同一労働、同一賃金ということでありまして。全く同じようにどちらも正規雇用者であって、全く同一の労働条件であります。そういうことでありまして、そこでは、お巡りさんの中でも3分の2がパート労働者、あるいは先生もパート労働者、いろんな職業の中にパート労働者が入っているわけでありまして。そして、2人で1.5人分で我慢しようという。共働きで働いて1.5人分で我慢しようという

のが大きな流れであるようであります。そして、残った時間を趣味のためにあるいは家族のために使おうというのが流れであるようであります。今、「世界一幸せなオランダの子供たち」ということさえも言われているそうであります。どうしてそういうことができたかといいますと、政府と企業と労働者が「三方一両損」という発想で、みんながお互い譲り合う形で実現できたものだそうであります。

日本もそうありたいものだと思いますが、日本はなぜかアメリカの後追いをしております。アメリカと日本ほど本当に違う国はないと言われるほど、日本とアメリカは真逆の国民性をしているんですね。日本は大体単一民族だと言われていますが、アメリカの場合は多種多様な人種が入り込んでおります。また、アメリカは大陸であります。日本は島国であります。また、日本は伝統と文化が長い歴史を持っていますが、アメリカは生まれて250年にもならない国であります。そして考え方も、日本の場合、集団主義というか、これが特徴であります。向こうは非常に個人主義が発達しております。そんなことでことごとく日本とアメリカは違う国であります。それなのに何でか知らないですけど、日本はアメリカの後追いをしているところであります。私は、アメリカという国は、経済的には豊かかもしれんけど、あの国は実際のことを言って後進国じゃないのかといつも思っているわけです。というのも、例えばあそこはピストルを持っていい国であります。ああいうのは日本で言えば廃刀令がまだ終わっていない国であります。あんな国のまねを何でせにやいかんのか、私はいつもいつも思っているわけであります。

戦後60年、日本は、ともかく自由競争を基本

とした経済至上主義で走ってまいりました。そして、その結果、3万人以上の自殺者。去年はNHKでは無縁死というのを取り上げておりました。無縁死というのは、身元がわからんわけじゃないんですね。身元はわかるんです。持っていくと、「いや、私とは何十年も交流がありません。引き取れません」、こうやる。それが3万人以上おるというんですね。毎年ですよ。日本は本当に寂しい国になりつつあると私は思っております。

また、少子化、少子化と言うけど、実は、安い給料で結婚できない若者がたくさんいるんです。私は、本当にこの日本をどうにかせにやいかんという気持ちであります。日本人は今、心が不安定であります。あすの生活がどうなるかわからない、そういう状況であります。今、日本は少子高齢化。右肩上がりの経済成長を望める状況ではありません。この状況はヨーロッパによく似ております。私は、日本は、アメリカのような自由競争主義社会ではなくて、ヨーロッパ型の福祉主義の社会を目指すべきであると思っております。今、日本は中福祉・中負担と言われておりますが、これは中途半端である。私は、ヨーロッパのように高福祉・高負担を目指してもいいんじゃないかと思っております。アメリカのような小さな政府じゃなくて、大きな政府で結構であると思っております。政治は、国民の生活を安定させる義務があると私は思います。そのためにはお互いが助け合う制度をつくるべきであると思っております。相田みつをさんが言っております。「うばい合えば足りぬ。分け合えばあまる」。日本にも何度かワークシェアリングを導入する試みがなされました。しかし、なかなか中途半端でうまくいっていません。今、東日本大震災の後で共助の機

運が高まっているときであります。今こそ本気でワークシェアリングを導入すべきときじゃないかと思えます。ただ、これは国家的なことでもありますので、私が一人わあわあ言ってもしょうがない。しかし、また、知事がわあわあ言ってもしょうがないというところもありますけれども、ひとつ知事あたりに本当に意識を変えていただいて、国に対しても、ワークシェアリングをやるべきじゃないのか、そういうときじゃないのかということのを要請していただけないのかと思うのであります。まずはこの県庁から始めてはどうかと思うのであります。知事の御見解をお聞かせください。

次に、TPPについてであります。

TPPについて、今、鳥飼議員が言われましたから、まあ、あれでいいかなという気はしますけれども、私は私でちょっと違った切り口でやりたいと思います。

私がこのTPPに反対する理由は、大きく分けて2つであります。1つは、これは新手の構造改革であるということが1つです。もう1つは、今、日本で進んでいるデフレを逆に助長してしまう、推進してしまうということから、このTPPはやるべきじゃないというのが私の考えであります。

構造改革であるということはどういうことであるかというのと、このTPPは農業部門だけの話じゃないと。まさに今、鳥飼議員も言っておられました。そのとおりであります。24部門にわたって検討に入るということではあります。今さっき言われましたように、とにかく建設から医療からあらゆる部門にわたっておりまして、日本ががらがらになる可能性がある。私はそう思います。前原前外相、蔵相だったですか、わずかGDP1.5%の農業のために98.5%の

かなりの部門が犠牲になっているということと言われました。ここに、TPPは農業だけの問題だというふうに特化してしまっておりますけど、私はこれは悪意があるという気がしますね。これはアメリカの策略じゃないのかと。実際TPPでもうけるというか、利益があるのはアメリカしかない。TPPに入っていくって日本は本当に痛い目に遭うだけだと思いますので、マスコミまでも何でTPP賛成というのか。マスコミの方たちがおるが、日本の将来に責任を皆さんたちは本当に持てるのかどうか、これは真剣に考えていただきたい。

今さっき、わずか1.5%と言いましたけど、フランスは1.8%、イギリスが0.9%、ドイツは0.8%、特別日本が低いわけではないわけでありませう。アメリカから日本に対する年次改革要望書に従って、日本は幾つもの部門が自由化、規制緩和を強いられてまいりました。郵政民営化もその一つでありました。その自由化、規制緩和によって、弱い者は塗炭の苦しみを今味わっております。小泉改革によって、日本は世界で2番目に格差のある、貧困率の高い国になってしまいました。TPPはこれにもっと拍車をかけることになってしまいます。

それから、もう一つ、デフレを推進するという話であります。デフレというのは、供給過剰で需要不足ということではあります。1930年の世界大恐慌も実はデフレであったわけでありませう。あのときも、バブルがはじけて、そしてその後の処置を間違った。世界各国が緊縮財政に走ったためにデフレになったわけでありませう。経済というのは、基本的に、少しずつ成長していくときには、ほんの少しインフレというのが正常な姿であるそうではあります。このデフレというのは逆に縮小していくということであり

まして、経済の病気だと言われております。その世界大恐慌のときにとられた政策が、かの有名な経済学者ケインズのニューディール政策であります。実際は第2次世界大戦のために需要が喚起されてうまくいったんだという話もあります。一昨年起きましたリーマンショックであります。これもバブルがはじけた事件でありました。これも処置を誤れば実はデフレになる可能性があるわけでありまして。それでヨーロッパ、アメリカは、とにかく金融緩和、それから税金を安くするという需要喚起、供給をとめるというか、そういう政策で一生懸命やっているというのが状況でありまして、はっきり言ってデフレになる可能性も今からでもまだあるわけでありまして。

日本はどういうことかといいますと、日本の場合は、バブルがはじけた後、処置に失敗してしまったわけでありまして。橋本内閣が緊縮財政をとってしまった。その後、小泉さんが今度は逆に自由化政策をとってしまった。そのために需要不足、供給過剰となってデフレを推進してしまったということでありまして。

そこにもってきてまた今度TPPをやれば、結局、自由化、規制緩和ですから、供給を刺激するということになります。それでデフレをもっともっと悪化させてしまうのではないかと私は思うのであります。今は需要を喚起する政策が必要であります。それを民間に望むことは本当は難しい。それがゆえにアメリカなんかはああいうニューディール政策をとったわけでありまして、日本も今は、はっきり言って公共投資が必要なときであります。確かに財政赤字で大変なときではあるけど、しかし、このまま待っていても決して財政がうまくなるということはないわけでありまして、今はむしろ公共

投資、これをやらにゃいかんときであります。知事としては、県も思い切って、国も思い切って公共投資を考えなきゃいかんと思いますが、お考えをお聞かせください。

財界はともかく、マスコミまでもTPP賛成論をとっておりますが、その中に、ともかく開国だ、開国だと言う、今さっき言われるように、本当にそういう人たちが多いのであります。しかし、日本の平均関税率は、アメリカや韓国よりも低いのであります。何をもって鎖国状態と言うのかわかりません。アメリカと比較してみますと、農産品だけは日本が高く、アメリカが4.7%、日本が21%です。あと、非農産品がアメリカ3.3%、日本が2.5%、電気機器がアメリカ1.7%、日本が0.2%、輸送機器と自動車はアメリカ3.0%、日本が0%、乗用車がアメリカ2.5%、日本0%、化学品がアメリカ2.8%、日本2.2%、繊維がアメリカ8.0%、日本5.5%、非電気製品がアメリカ1.2%、日本0%であります。日本は十分開国しているのであります。ほかにもまだ言いたいことはありますけれども、ともかく私は、今度のTPPは新手の構造改革である。そしてデフレをますます悪化させると。その2点で私はTPPに反対するものであります。知事のTPPに対するお考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

壇上よりの質問をこれで終わります。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、ワークシェアリングについてであります。御指摘のあったワークシェアリング、ヨーロッパ、とりわけオランダにおきましては、1980年代前半の高い失業率を背景として、雇用創出のための労働時間の短縮と賃金抑

制についての労使双方の理解と合意があり、その後、国の手厚い社会保障制度のもとで、多様な就業に対応したタイプのワークシェアリングが進んだものというふうと考えております。我が国におきましては、リーマンショック以降の雇用情勢の悪化に伴いまして、平成21年3月に政労使が合意をしました残業の削減、休業、教育訓練、出向などにより従業員の雇用維持を図るという、いわゆる日本型のワークシェアリングの取り組みを促進するために、国において、従業員を解雇しない場合の雇用調整助成金の支給率の上乗せがなされたところであります。本県におきましても、この助成金を活用し、多くの企業で従業員の雇用維持が図られているところであります。こういったワークシェアリングは、雇用の維持・創出とともに、仕事と家庭の両立を図りながら、多様な価値観を持ってゆとりある生活をはぐくむ観点からも、有効な手法の一つと考えておるところでありますが、いろいろなタイプのワークシェアリングがある中で、導入に当たりましては、賃金体系や社会保障制度などさまざまな仕組みの見直しが必要となること、また、労使双方の理解と合意が不可欠であるということから、さらには労使双方さまざまな意見もあるといった課題があるところがございます。県庁における導入につきましても、こういったさまざまな仕組みの見直しが必要になるなどの課題がありますので、国や民間における検討や取り組みなども参考にしながら、今後県としてどのような取り組みが考えられるのか、研究をしてみたいと考えております。

デフレの進行に伴う経済対策についてであります。本県におきましては、デフレの進行などに伴う景気の低迷に加えまして、口蹄疫の発生

や新燃岳の噴火などによりまして、経済活動に深刻な影響が生じているものと認識をしております。このため、経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」といたしまして、当初の骨格予算や6月の肉付け予算、さらには口蹄疫復興対策ファンド事業や9月補正予算なども含めて、現時点で総額1,122億円になる事業というものを準備し、展開をしてみたいと考えておるところであります。

この中で、公共事業の取り組みとしましては、6月の肉付け予算におきまして、県単公共事業を中心に28億円を追加的に措置いたしまして、肉づけ後の公共事業予算全体では対前年度比の7.5%を確保するなど、積極的な対策を講じたところであります。こうした道路の改良や港湾の整備を初めとする公共投資につきましては、地域経済に一定の波及効果をもたらすことが期待できるものと認識をしておりますので、極めて厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも県債残高の抑制など財政改革の取り組みを推進しながら、選択と集中の考え方に基づいて適切に対処をしてみたいと考えております。

最後に、TPPについてであります。TPPは、関税だけでなく、非関税障壁も撤廃し、サービス貿易、政府調達、知的財産、人の移動などのさらなる自由化を進めるものでありまして、御質問のとおり、我が国の社会や経済への影響が予想される所でございます。例えば、規制の撤廃が行われますと、政府調達や医療分野におきまして、企業間競争やサービスの質の面への影響というものが、そして、外国人労働者の拡大により雇用環境等への影響が生じることも考えられます。また、関税の撤廃により、安い輸入製品が大量に入ってくると、デフレが



加速し、国内経済への影響が懸念されるという見方もあるところでもあります。このようなところから、まずは、これらの問題等につきましてもきちんとした検証や議論がなされるべきでありまして、現段階ではT P Pへの参加を認めることはできないものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、高校教育について教育長にお聞きいたします。

教育委員会の今年度の「活用する力」を高める授業力強化事業というのは、小中学校生がO E C DのP I S Aの試験に対応するものでありますが、一方、高等学校確かな学力強化推進事業というのは、高校生が大学受験に対応するものであります。これは、つまり、小中学校においては、P I S A型リテラシー（応用力）を重視した教育でありながら、高校では、大学受験のための知識重視の詰め込み教育が行われているということでもあります。今、世界の教育の主流は、私は、P I S A型リテラシーを重視する教育であると思います。21世紀は、自分で考えて自分で困難を切り開いていく、そういうたくましい人間をつくらなければならないからであります。しかし、ほとんどの大学受験は知識を試す受験が主流であります。したがって、高校の教育は、暗記中心の知識重視の詰め込み教育がなされることとなります。教育委員会としては、リテラシー重視の教育か、はたまた知識重視の詰め込み教育か、股裂き状態にあるであろうと私は思うところでもあります。教育委員会としては、今後どのように対応していかれるつもりなのか、お聞かせください。

また、大学受験が知識重視型の試験である限り、高校教育は詰め込み教育にならざるを得ま

せん。私は、大学等に対して、リテラシーを重視するような受験を行うよう働きかけるべきであると思いますが、教育長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 国際化、情報化、少子高齢化など変化の激しい社会の中で、生徒がみずから課題を見つけて主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を身につけることは、ますます重要になってきていると思っております。このような状況の中で、高校教育におきましても、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させることを基盤としながら、情報活用能力や表現力、コミュニケーション能力を総合的に育成することを目的とする課題解決型の学習活動を重視する方向へと大きく変容してきております。県教育委員会といたしましては、基礎・基本の定着とそれらを活用した課題解決型の学習活動を車の両輪として大切にしながら、今後も高校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

御提言のありました大学入試の関係でありますけれども、大学入試におきましても、P I S A型リテラシーを問うような問題が重視されるように、徐々にではあります、変わってきているととらえております。御提言のありました大学への働きかけにつきましては、全国高等学校長会と国立大学協会等との意見交換の場などで、大学入試のあり方についても要望できないか検討してまいりたいと考えております。以上です。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、東日本大震災ボランティア修学旅行についてお聞きします。この大震災は1000年に一度のことです。私も被災地に行っていましたけれども、本当にこの世とも思えんよ

うな悲惨な状況でありました。私は、若い人たち、心がまだやわらかい感受性の豊かなときに、ああいうものを現場で一回見る。もちろんテレビなんかで見られるんだけど、やっぱり現場で見るということは、昔から「百聞は一見にしかず」という言葉がありますけれども、現場で見せるということが、将来その若者たちの成長にとって大きな影響を与えるものではないかなと思うわけでありまして。そういうことで、修学旅行を、ついでにあそこでボランティアをして帰ってくる、そういう企画を立ててみたらどうかという提案であります。教育長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 高校生がボランティア活動などに取り組みますことは、社会における自己の役割を自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを実感する上で大きな教育的意義があると考えております。本県では、過去の台風や新燃岳噴火による災害の際に、各高校におきましてボランティア活動を生徒に呼びかけ、実際に多くの高校生が活動に参加して、県民から感謝をされますとともに、生徒自身の成長にもつながっているところであります。

被災地を訪れ、ボランティア活動を行ってはどうかとの御提言であります。修学旅行につきましては、1年前からそれぞれの学校で目的を定め、生徒、保護者にも説明を行いながら、目的地や見学先、研修内容を決定し、宿泊施設や交通機関等の予約をしておりますので、今年度の修学旅行の計画を変更することについては困難ではないかと考えております。一方で、ことしは、東北地方で全国高校総体、そして全国高等学校総合文化祭が開催されました。本県からも数多くの高校生が参加をいたしまして、現地の高校生との交流を通して多くの大切なも

のを学び、感じ取ることができたのではないかなというふうに思います。このたびの震災や被災地の状況等から学ぶべきものは多くありまして、これらを学ぶ方法につきましても、ボランティアを含めさまざまな形があるのではないかなと思います。来年度以降の修学旅行につきましては、保護者等の御理解もいただきながら、各学校が適切に判断をしていくということになりますけれども、私といたしましては、高校生が復興・復旧に努める被災地を訪問し、その状況を実際に自分の五感を通じて体感することや、現地のさまざまな方々と交流することには大きな意義があるというふうに考えております。

先ほど、全国高校総体あるいは全国高総文祭で本県の高校生がたくさん参加したというふうに申し上げましたが、ある生徒の感想では、現地に訪れることによって、現地の人から、よく来てくれたと、普通にこうやって来てくれることがありがたいんだと。そういう勉強もさせていただきましたというような発言がございましたので、御紹介をさせていただきたいと思っております。以上です。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。

教育長にもう一問、延岡高校、私の母校でありますけれども、新しく設置されたメディカル・サイエンスコース、これはどのような特色があるのか、そのための予算はどのくらいついているのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○教育長（渡辺義人君）** 延岡高校のメディカル・サイエンス科につきましては、医師確保という地域の課題や、東九州屈指の工業集積地に位置しているという状況等を踏まえまして、地域の医療や先端技術産業の将来を担う人材育成を図るために、これまでの理数科をメディカル

・サイエンス科に学科改編したものであります。

特色といたしましては、学科の中にメディカルコースとサイエンスコースを設定いたしまして、理科、数学、英語での少人数指導を行ったり、課題を設定した探求的な学習をし、その発表を行わせるなど、質の高い学びを提供することとしております。また、病院、地域最先端企業への職場見学やインターンシップ、大学や企業関係者による出前授業、地域医療担当医師や最先端企業技術者を招いての講演会などの取り組みを行い、高い志を持って社会に貢献する人材の育成を目指しているところであります。

なお、すべての高等学校に対して、キャリア教育推進のための予算措置を行っているところでありますが、特に延岡高校を含む3つのモデルとなる学校につきましては、研究費として年間60万円を重点配分しているところであります。以上です。

○井本英雄議員 ありがとうございます。60万円が高いか少ないか私もちょっとわかりませんが、ひとつ効果的に使っていただけたらと思います。

次に、新エネルギーについてお聞きします。

まず、宮崎県内で新エネルギーについて、先ほども鳥飼議員が聞かれましたけれども、どのように進んでいるのか、具体的に環境森林部長にお聞きしたいと思います。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 県では、新エネルギーを積極的に導入するため、その指針となる「宮崎県新エネルギービジョン」を平成16年3月に策定し、その推進を図っているところです。太陽光やバイオマスを活用した新エネルギーの具体的な導入状況といたしましては、平成21年度末において、太陽光発電の発電能力は

約5万4,000キロワットで、この5年間でおよそ2倍の伸び、それからバイオマス発電については約13万9,000キロワットで、この5年間でおよそ5倍の伸びとなっております。例えば太陽光発電の5万4,000キロワットは、平均家庭約1万世帯分の電気を賄えるものであります。太陽光やバイオマス発電などの導入が拡大している中、東日本大震災もあり、新エネルギーへの関心はますます高まっているものと考えています。

○井本英雄議員 新エネルギーに関する関心は高まっておりますが、その中で、オーランチオキトリウムという藻ですけど、この名前をお聞きになったことがありますでしょうか。これは、筑波大の渡辺教授が昨年12月に沖縄で発見した藻であります。2～3年前に、石油をつくることで一躍注目を浴びたボトリオコッカスというのがありましたけれども、その10倍以上の生産力があるということで、今、俄然注目を浴びております。どのくらいすごいかと申しますと、1メートルの深さの池で2万ヘクタールあれば、今の日本の石油すべて賄えるというものであります。2万ヘクタールとはどのくらいかということですが、琵琶湖の大体3分の1ぐらいの広さがあれば、日本の今の石油すべてを賄えるということでもあります。

今、日本の耕作放棄地が38万ヘクタールでありますから、その一部を使えば可能だということになります。これは本当にびっくりするような話であります。今、アメリカでは、バイオ燃料の原料としてトウモロコシを使っておりますが、面積だけの比較ですけれども、トウモロコシの5万倍の効率があるということでもあります。日本が一躍産油国になるという夢のような話ではありますが、しかもまた、生活雑排水を食

べてくれるということで、一石二鳥の藻であります。

ただ、このオーランチオキトリウムというのも、実は沖縄で発見されただけにちょっとしたネックがあります。それは暖かいところを好むと。30度ぐらいが一番繁殖するそうでありまして、沖縄でやるのが一番効率がいいのかもしれませんが、沖縄は土地が狭いのですので、そういう場所がなかなかないので、私は、沖縄の次に暖かいこの宮崎県でやったらどうかなと。宮崎こそ手を挙げるべきではないかなと思った次第であります。

渡辺教授によりますと、1,000億円ほど投資すれば大体5年から10年で実現可能だと、実用化可能だという話であります。一つの産業にもこれはなり得るわけでありますので、我が宮崎県としてはひとつ注目してもらえんかなという提言であります。環境森林部長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 今、議員御紹介のオーランチオキトリウム利用によるオイル生産の研究は、大変興味深い話だと思います。このオーランチオキトリウムに関しましては、筑波大学の研究チームによって、議員おっしゃいましたように、昨年12月の学会で発表されて以来、石油代替燃料への利用が大いに期待される藻類として、新聞やテレビ等で紹介されております。実用化に当たっては、最適な量産方法や、この藻類によってつくられた油を効率よく抽出する方法などの技術開発が必要であるとも聞いておりますが、東日本大震災以降、新エネルギーへの関心も高まっておりますので、今後、バイオ燃料生産技術の一つとしてさらに注視してまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。この

オーランチオキトリウムは、渡辺教授のところに外国からいろんなオファーが今来ているんですけれども、私は日本のためにこれを使いたいんだということで、みんな断っているそうでありまして、日本がもしかするとという気がします。そして、石油は、昔は我々、動物の死骸から出てきたんだということを習いましたけれども、渡辺教授によると、実は藻から石油がつけられたんだという説を言っています。そっちのほうが正しいんじゃないかということでありまして、この藻を今後注目していただきたいと思っています。

それから、次の質問であります。障がい者用トイレについてであります。

私は、延岡の障がい者の方たちから、ともかく国道沿いにトイレをつくってほしいという要請を受けまして、国道沿いといえはまず国土交通省だろうということで、早速、国土交通省に行きましたが、だめと。えっということで県土木にも行きましたけど、まただめ。小回りのきく市だったらどうだろうかということで行きましたら、市もだめということでありました。何でだめなのかというと、要するに障がい者用トイレというのは単独の事業がないというんですね。何かの事業の一環としてあると。一環としてしかつけれないというわけです。例えば公園をつくる場合、公園事業の一つとしてトイレをつくる。あるいは道の駅をつくる。その道の駅の事業の一つとしてトイレをつくることはあっても、トイレだけをつくるという事業はありませんということでありました。私は、へえと驚いたのでありますけれども、私たち健常者は、便意を催せば、たくさんあるコンビニエンスストアでも駆け込むことができますが、障がい者の方たちは、一々出かける前にどこにトイ

レがあるかということ調べて、それから出かけるそうであります。我々も、健常者であるけれども、いつまた、それこそ障がい者になるかもしれないわけでありますから、せめてトイレぐらいは不自由をしないようにしていただきたいものだなと思います。障がい者用トイレを道路わきにつくれるような事業を立ち上げてもらえないかと思うのでありますが、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 障がい者用の公衆トイレの整備についてでございます。県では、人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づきまして、福祉保健施設や文化施設を初めとする公共施設について、障がい者用トイレの設置促進に努めるなど、バリアフリーの施設づくりに取り組んできたところでございます。また、これら公共施設のバリアフリー化の情報につきましては、ホームページで提供しております。地図からの検索で障がい者用トイレの有無などの情報が入手できるようにいたしまして、障がいのある方々の外出を支援しているところでございます。御質問にありました公衆トイレにつきましては、その設置及び維持管理は、法令上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）というものがございまして、これにおいて市町村の役割とされておりますことから、障がい者用の公衆トイレの設置を計画する市町村があった場合には、その相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

**○井本英雄議員** 市町村のほうでそういうのをやろうとするなら相談に乗ろうという話でありますけど、県として独自にそういう予算をまずはつくってもらえないかという気がしております。

次に、鹿児島一宮崎間に「ゆふいの森号」

と同じような上品な列車を走らせたかどうかという提案であります。我々は、日豊本線の高速化のために、決起大会をやったり、あるいはJR九州に陳情に行ったり、国土交通省に行ったり、毎年のようにやっておりますけれども、しかし、私が県議会議員になる前からやっておるんでしょうけど、もうらちがあかないと。これは私が思うに、死んだ卵をかえすようなものじゃないのかという気がしております。私は、これはもうここで覚悟を決めて、のろい列車ならのろい列車で、そのかわり魅力ある列車を走らせたかどうかという提案であります。

大分一久留米間に「ゆふいの森号」という列車が走っております。私も一度乗ってみました。上品なしょうしゃな列車でありました。私と一緒に乗った友人が、おりるときには、「もうこれで終わりか。もっと乗っておきたかったね」と言うぐらい気持ちがよかったんだろうと思います。今、時あたかも鹿児島まで新幹線が来まして、去年に比べると大体1.6倍ぐらいの乗客が鹿児島中央駅におり立っているわけですが、これを何とか宮崎に引っ張ってくる方法を考えなきゃいけません。そのために、私は、宮崎一鹿児島間に、あの「ゆふいの森号」のような上品な列車を走らせてもらって、列車の旅そのものを楽しんでもらう、そういう企画を立ててみたらどうかと思うのでありますが、知事の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、JR九州の中には、日南線を走る「海幸山幸」を初めとしまして、今御指摘のありました「ゆふいの森号」、また、「あそぼーい!」「SL人吉」「いさぶろう・しんぺい」「はやとの風」「指宿のたまたま箱」など、全国のJRグループの中

でも最も多くの観光列車が運行しているということのようであります。また、2013年の春には、スイートルームとかレストラン、ラウンジなどを備えて、2泊3日で九州をめぐる「九州一周豪華寝台列車」の運行というのも予定をされているというところがございます。基本的に、新幹線で九州を訪れた観光客に、そこから先はゆっくりとゆとりを持って九州各地の在来線の旅を味わっていただくということで、九州各地の観光地へ送客することを目的としているというふうに伺っております。今御指摘のありましたように、九州新幹線を利用して来られた観光客をいかに本県に呼び込むかというものが大変重要な課題となっております。宮崎―鹿児島中央間におきましては、ことし3月のダイヤ改正で、「リレーつばめ」車両が数多く導入されまして、利便性、快適性の向上が図られたところでありますが、御提案のような乗ること自体が楽しみな豪華列車での旅行というのも、大変趣のあるいいものでありますので、本県のPRにもつながるといふふうに考えられます。御提案の趣旨をJR九州にもお伝えして要望してまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。ともかく急ぐ急ぐ、そういう時代じゃなくて、スローライフとかスローフードという言葉がありますけど、ゆっくりと時を楽しむ、そういう列車があってもいいのではないかと考えております。

最後に、SOHOについてお聞きいたします。

SOHOは、7～8年前に非常に話題になりました。1人、2人で立ち上げられ、ベンチャービジネスを育てるインキュベーターシステムとして話題を呼んだわけでありましたが、この

SOHOを底辺として、そこからいろんな産業が育っていくわけでありますので、底辺が大きければ大きいほど、広ければ広いほど立派な産業が育っていくということが言えると思います。その後、宮崎のSOHOの取り組みはどうなったのか、現状はどうなのか、大きく育った企業はあるのか、商工観光労働部長にお聞きしたいと思います。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** ITを活用して自宅や小規模事業所等で仕事を行う、いわゆるSOHOにつきましては、宮崎県産業支援財団におきまして、仕事のマッチングのために現在105事業者が登録され、21年度の73事業者と比べますと32事業者ふえております。成功事例といたしましては、3社ほど御紹介申し上げますと、スマートフォン向けに開発したアプリケーションが大手の携帯電話企業に公式に認定された企業や、創業・新事業挑戦支援ファンドから投資を受けて、ネットショッピングサイトの構築サービスによって、従業員が2人から50人を超えるところまで成長した企業、さらには、高度なレーザー特殊加工による偽造困難なセキュリティラベルを製造販売し、本年6月には、九州ニュービジネス奨励賞を受賞した企業などがございます。今後とも、このようなベンチャー企業の支援は、新たな産業を創出する上で重要であると考えておりますので、情報提供、創業に関する相談対応、ファンドによる投資、インキュベーション機能を有する貸しオフィスを提供すること等により、支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○井本英雄議員** どうぞひとつよろしくお願ひしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

---

午後1時0分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問をいたします。通告していましたが、宮崎市加江田地区の諸問題につきましては、月日と時間をかけて調べてまいりましたが、まだ十分とは言えず、残念ですが、今回取り下げをいたします。

さて、グローバル化の新成長戦略のかぎは、地域に、地方にあると私は考えます。また、2011年は、その幕あけの年と言う学者もいます。そうであれば、これまでの中央集権的な高度成長モデルではなく、低成長時代ならではの分権型・ボトムアップ型の成長モデルを考えていく必要があります。地方からの改革の重要なポイントは、現場感覚で政策イノベーションを起こし、魅力的な政策モデルをつくり、それを全国に波及させていくことであり、さらに地域間での政策競争を促す仕組みをつくることだと思います。例えば、B級グルメグランプリ等地域活性化に、地域から生まれたアイデアが起爆剤として全国に広がっていることは御存じのとおりです。成長戦略の観点からも、地域の創意工夫は非常に重要であり、地方からの改革において問題があるとすれば、みずからの地域のことだけを考え、日本全体への責任が希薄になってしまうことではないでしょうか。

今、東日本大震災において、各県・各地で

きることを精いっぱい支援していこうと動き出したことは、地域間競争だけでなく、各地域の努力、工夫や取り組みがつながり、きずなどなることの大切さが認識されているからだと思います。宮崎県は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火と災害に見舞われましたが、宮崎県の再生・復興の取り組みは、現場の視点を重視した地域間政策競争の政策論を巻き起こしていくものとなり得ると私は期待をしています。そのことを具体的に言えば、政策の地域間競争は、政策選択における検証は欠かせず、首長と議会は大きな責任を課せられることとなります。特に首長は、一定の評価が出るまでは、実施した行政官として責任を放棄するべきではないと考えています。

期待を込めて、知事に質問をいたします。今議会における知事から報告のありました経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」の展開についてですが、説明によりますと、「これまでの事業展開に加え、今後、必要に応じた補正予算や来年度当初予算をも視野に入れつつ、行政や民間団体、県民が連携し、広義の地産地消など県内需要の拡大等を通じ、経済活性化に取り組もうとするものであり、同時に、県民の皆さんへの御理解と御協力の呼びかけでもあります」となっており、インパクトのある内容です。まず、広義の地産地消は、どのように解釈すべきことで、また、どのように取り組んでいられるのかお尋ねをいたします。

次からの質問は、質問者席にて行います。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

「広い意味での地産地消」についてであります。一般的に「地産地消」といいますと、「そ

の地域で生産されました農林水産物などの食材をその地域で消費すること」という意味で使われるわけではありますが、ここで「広い意味での地産地消」といたしたのは、県内産の農林水産物の直接的な消費にとどまらず、食料品や工業製品における原材料の県内調達でありますとか、県産木材などの県産品の利用・購入促進、また太陽光やバイオマスなどの再生可能な地域資源を利用した新エネルギーの利用拡大など、さまざまなものを考えているところであります。このように、原材料や製品をできるだけ県内で調達するといったような幅広い取り組みを進めることによりまして、本県経済の需要拡大と県内消費が促され、県内経済の活性化が図られるものと考えております。また、この「広い意味での地産地消」を推進するに当たりましては、市町村や経済界、県民の皆様を含め、県全体で取り組んでいくことが大変重要と考えておりますので、市町村や経済界に協力をお願いいたしますとともに、さまざまな機会を通じまして、その重要性、またその取り組みへの参加というものを県民の皆様へPRして訴えてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○井上紀代子議員** 県内の観光地からのにぎわいが消えていると言われております。それで、観光庁が7月半ばに発表した統計——対象は国内主要旅行社59社——によりますと、日本人による5月の国内旅行の取扱額は、前年同月比16.9%減り、外国人の訪日旅行取扱額は、同60.4%と大幅に減ったとなっております。国内旅行取扱額は、ことし2月までの5カ月連続、外国人の訪日旅行取扱額は、同14カ月連続で前年同月を上回っていたんですけれども、ともに震災のあったことし3月に大幅な減少に転じて、その

後も下落傾向が続いているとされています。もちろんいろいろな理由はあったと思いますが、日本経済新聞社で6月に調査を実施して、観光客に直接向き合う旅行会社、対象は83社なんですけれども、行政に求める観光振興策を複数回答で上げてもらったところ、その結果は、最も多くの回答を集めたのは、震災や原発問題などに対する情報発信、安全性のアピールだと言われています。全体の56.6%に当たる47社が上げた、「原発事故の終息が長引く中、風評被害が拡大している。行政に求めるのは安全性のアピールに尽きる」と、その声が大きいことを強調しています。安全性のアピールに工夫を重ねて成果を上げている自治体も現にあります。その例として、栃木県の日光市が挙げられているわけなんですけれども、やはり日本が今どんなふうな状況にあるかということをつぶさに連絡して、そして現地へ赴いて、そのことをしっかりとお伝えして、その自治体の長が改めてその地域の皆さんに声をかけていただく、そういうことによって現実に旅行がふえてきたという状況になっています。私は、ここでも言われておりますが、首長の海外訪問は、ただ行くだけでは本当に不十分だと思っています。現地のメディアに取り上げてもらって、インターネットや口コミ情報などにうまく乗せることが重要で、そのためには、各自治体が持つ海外人脈をフルに活用すべきことというのを、この日光市の市長さんのされたこと、日光市の取り組みというのがそういうふうに評価されています。

今、私どもは、常に情報がいっぱいの中で暮らしています。私は今回、食の安心・安全というのがどのように担保されているのかということのを再三にわたってやりとりをしようと思っておりましたが、なかなかこれは非常に難しい。



地域間のいろいろな温度差もあり、そして今現在、苦しんでおられる東北地方の皆さんのことを考えると、なかなかそこについて言いづらい面もあるというふうに思っています。ただ、私どもが東北地方をただ見守っているだけではだめで、各地域の中でしっかりした経済活動をしなない限りは日本全体の復興がありませんので、それによってでしか、各地域が元気になることでしか、本当の意味での東北の支援にならないのではないかとこのように思っています。そのためには、やはり消費者と言われる方、そして行動する多くの方々に対して、どうきちんとした情報を伝えるかということが大事なんですね。そこをしっかりと伝えていただきたい。そのツールが本当にあるのかどうかというのを非常に疑問視しています。先日、本当にお気の毒でしたけれども、ながの屋さんの瀬頭店が、本来はそうではない情報が入って、そのことによって非常に迷惑をこうむられたという事情がありました。だから、今出される情報というのは、本当に正確であるかどうかというのをどう——事実の読み方ですね。だから、マスコミで書かれていることも、それから私どもが発信することも、すべてですけれども、どうやって事実を読み込んでいけるのか、読み取ることができるのかということが、今、非常に問われているというふうに思っています。ですから、私は中部地区の出先の皆さんとの意見交換会をしたときに、衛生環境研究センターが63年のチェルノブイリ事故以来、ずっとセシウムについても測定をしてきたという事実をそのとき教えていただいて、大変うれしく思いましたし、そのことがもっと一般の皆さんにもしっかりと伝わる必要があるというふうに思っておりますが、そのことについて、まずちょっとお聞きしてお

きたいと思います。現在の状況を教えてください。

○環境森林部長(加藤裕彦君) 県では、昭和63年度から文部科学省の委託を受け、毎年、空気中の放射線量や雨などの降下物、土壌、茶、牛乳等について、放射能の調査を行っております。福島原発事故以降、これまで降下物、土壌及び茶で、ごく微量の放射性物質が検出されましたが、いずれも健康への影響のない極めて低い値でありました。また、空気中の放射線の量は、事故前と同じレベルでありました。調査結果につきましては、結果がわかり次第、速やかに記者発表を行っておりますし、報道機関には積極的に報道していただいているところであります。また、同時に県のホームページに掲載するとともに、市町村にもお知らせしております。今後は、市町村広報誌にも掲載していただくなど、より多くの方にお知らせしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は今回、知事の県政報告のありようというか中身については大変評価をしております。これをぜひ、政策イノベーションの高さというのをアピールしていただきたいというふうに思っています。ですから、政策の地域間競争に耐え得る内容だというふうに思っています。だから、100万泊県民運動とかおもしろいと思うんですね。ああいうものも含めてそうですけれども、宮崎県がする今からの政策イノベーションというのは、本当に丁寧に丁寧に発信する必要があると思うんですね。先ほど、セシウムのあれも非常に低い値であるということは、私どももそうやって聞くと、うれしいと思っています。それで、それがどうみんなが納得する形で、そこがどう伝わってくるかが問題なんですね。一応新聞社にも言ってい

る、市町村にもこうしている、でも届かないということに対する焦りみたいなものが私自身の中にはちょっと残っていることを言っておきたいと思うんですけども、農政水産部長にちょっとお尋ねしますが、例えば、牛肉の消費拡大を図ると、この中にも書かれているんですね、知事の報告、「元気プロジェクト」の中にもあるわけですが、具体的にどういふことをしようと思っておられるのか、そこを聞かせてください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 具体的には、JAグループ等とも連携を図りながら、消費のためのパック販売が一つと、あとプレミアム商品券がありますけれども、再生・復興のための牛肉のプレミアム商品券を発行したいと考えております。

**○井上紀代子議員** 今インターネット上では、もう日本の牛肉はだめだから外国のものを食べたほうがいいのかというのを、まことしやかに流している情報とかもあります。だから、だれがどのような情報をとっていくのかというのは、これはわからないことではあるんですね。ただ、少なくとも、九州で栽培しているものも含めて、非常に安心・安全な食べ物であるということは、現実に私どもが感覚的にもわかる内容なんですね。ですから、そこは外国の皆さんも含めてそうですし、県内の皆さんも確信を持ってそこはちゃんと認識する必要というのがあるのではないかというふうに思います。原子力発電所の問題とはまた別問題として、やはり自分の地域の問題と、それから事実的なものは事実的なものとしてきちんと受けとめて、そこから打って出るという必要はあるのではないかというふうに私は思っています。広報の伝え方といいますか届かせ方というのは、もう少し工

夫をしていただけるといいのかなというふうに思っております。これは答弁は要りませんので、それでは、次の質問に移りたいと思っております。

まず、本県の障がい者雇用率の現状について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県の障がい者の雇用率でございます。宮崎労働局の調査によりますと、平成22年6月1日現在でございますが、法定雇用率1.8%が適用されます県内企業549社のうち、法定雇用率を達成した企業の割合が69.4%でございます。都道府県別で1位、また、障がい者実雇用率は2.03%で、都道府県別で8位という状況となっております。

**○井上紀代子議員** やっぱり数字だけにとらわれるだけではだめだと思うんですよね。だから、これをまだもっともっと宮崎はいいほうですよという話で取り入れるのか、それとももっと努力をするというほうに取り上げるのかでちょっと違うと思うんですけども、障がい者雇用制度には、トライアル雇用とか精神障害者等ステップアップ雇用というのがありますが、その活用状況について、また部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** お話のありましたトライアル雇用及び精神障害者等ステップアップ雇用につきましては、いずれも宮崎労働局で実施している事業でございます。まず、トライアル雇用でございますが、企業が一定期間、障がい者を試行的に雇用いたしまして、本格的な雇用につなげる制度であり、平成22年度の実績は、終了者数が131人、そのうち常用雇用に移行できた方が113人となっております。次に、精神障害者等ステップアップ雇用につきましては、精神障がい者及び発達障がい者を対象

に、一定程度の時間をかけまして、障がい者の職場への適応状況に合わせて、就業時間を徐々に延長していくことができる制度でございまして、平成22年度の実績は、終了者数8人となっているところでございます。なお、県におきましても、地域の企業、民間教育機関等に職業訓練を依頼いたしまして、地域の障がい者雇用ニーズに対応しながら、就職に必要な知識や技能を習得する委託訓練事業を実施いたしております。実績といたしましては、平成22年度で受講者が60人、そのうち常用雇用に移行できた方が34人となっているところでございます。

**○井上紀代子議員** 今、現状とそれから対策について、しっかり受けとめさせていただいたんですが、障がい者雇用の制度というのは、企業にもっと丁寧に周知されるべきではないかなと思うんですけども、そのことについて、県はどのような取り組みを行っているのかを最後にお聞かせいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長(土持正弘君)** 企業等への障がい者雇用制度の周知でございまして、県を初めといたします関係機関では、毎年この9月の障がい者雇用支援月間を中心にいたしまして、障がい者雇用について、県民を対象に広く新聞やテレビ等で啓発を図りますとともに、多くの企業を対象に障がい者雇用促進のためのセミナー等を開催いたしまして、企業が利用できる諸制度や雇用事例の紹介等に努めているところでございます。また、宮崎労働局を初め、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携いたしまして、企業等を直接訪問しながら、その職種に応じたきめ細やかな障がい者雇用についての改善・提案を行いますとともに、利活用できる制度の説明等も行っております。さらに、県庁が率先いたしまし

て、知的障がい者並びに精神障がい者を対象に、臨時職員としての任用や職場実習を行うことによりまして、県民・企業に対する障がい者雇用への理解促進にも努めているところでございます。県といたしましては、今後とも、関係機関と一層の連携を図りながら、障がい者雇用制度や活用事例等の周知を積極的に推進いたしまして、さらなる障がい者雇用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ積極的な推進に取り組んでいただきたいと思っております。それで、他県では、それを番組化して、企業も含めてそうすけれども、全体的に流しているという例もあります。できるだけ多くの皆さんに知っていただくということが、まずここも必要なのではないかというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、クリティカルパスについて、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。今、私は医療問題のところの特別委員会に所属しております。今回この委員会では、がん条例をつくるための努力をさせていただいています。たまたま私の身内に、若いんですけども、がんの患者となった者がおりまして、そのこともあって、ちょっと強く受けとめたせいもあるんですけども、このクリティカルパスについて、各県をちょっと調べてみました。やはりこれについては本当に必要性もあるし、ぜひ早期に取り組んでいただきたいというふうに思っています。つまりクリティカルパスというのは、医療の内容を評価・改善して、質の高い医療を患者さんに提供することを目的として、入院から退院までの計画を立てたもので、患者さんには、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつごろ、どのような状態になれば退

院できるかなどを一覧表にして説明することになります。ただ、すべての病気がクリティカルパスを用いて医療を行うことがいいというわけではないのですけれども、がんには特にいいと言われています。そして、もう一つメリットとして、広域の患者を効率的に適切に診療ができますし、細かな診療情報を共有でき、医療機関に変更があっても継続的な治療が可能で、患者さんに大きな安心感が生まれると言われていています。また、がん診療の地域格差を埋める効果が期待できるというふうにも言われています。一応宮崎県もクリティカルパスの導入に努めるというふうにはしておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 地域連携クリティカルパスでございますが、これは今議員のほうからお話ございましたように、手術などの専門的治療を行う病院とかかりつけ医が、共通の診療計画を用いまして、患者に診療内容や医療機関の役割分担を提示・説明することにより、患者が安心して継続した医療を受けることができるようにする仕組みでございます。がんに関する県内共通の地域連携クリティカルパスにつきましては、都道府県がん診療連携拠点病院であります宮崎大学医学部附属病院に設置されました宮崎県がん診療連携協議会において、5大がんであります肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がんについて、運用の準備が進められておりまして、本年10月から開始されることとなっております。以上でございます。

**○井上紀代子議員** 素早い取り組みをよろしく願いしておきます。

それでは、次に、児童虐待の問題についてお尋ねをいたします。厚生労働省の調査で、2010年度、児童虐待の児童相談所が対応した件数が

5万5,152件になって、前年度比28.1%増加したことが報道されました。震災の影響で、宮城、福島、仙台市の分が含まれていませんが、前年よりも1万2,090件多くなっています。まず、本県の児童虐待の現状と、県内3カ所あります児童相談所ごとの相談処理件数についてお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 昨年度、本県の児童相談所に対応いたしました児童虐待の相談処理件数は451件でございまして、10年前の平成12年度の193件と比べて2.3倍に増加し、全国同様、過去最多となっております。虐待の種別といたしましては、ネグレクトが172件と最も多く、次いで身体的虐待が160件、心理的虐待が97件、性的虐待が22件となっております。また、県内3カ所の児童相談所ごとの相談処理件数につきましては、中央児童相談所が253件、都城児童相談所が126件、延岡児童相談所が72件となっております。

**○井上紀代子議員** 虐待対応件数は、10年度までの11年間で4.7倍になる一方で、児童福祉司の増加は2.1倍にとどまっています。国と地方の財政難が背景にあって、児童福祉司の配置基準見直しは厳しいと言われていています。昨年夏の総務省調査で、受け持つ件数が多くて、児童福祉司の6割が虐待対応の負担が非常に大きいと感じていることが明らかになっています。また、残念なことに、関係機関の連携のなさから、最悪の事態に至ったケースもあることが発表されています。増加する児童虐待に対応した児童相談所の体制強化と、市町村との連携はいかがなんでしょうかお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** お話ございましたとおり、増加する児童虐待に適切かつ迅速に対応するためには、専門機関であります児

童相談所の機能強化はもとよりでございますが、住民に身近な市町村を中心に、地域の関係機関が広く連携することが重要であるというふうに考えております。このため、児童相談所におきましては、児童福祉司の配置についてでございますが、平成12年度には10名であったものを、順次増員いたしまして、現在23名といたしますとともに、今年度は、相談支援活動を円滑に遂行するため、組織の見直しを行い、相談支援担当を2担当制にするなど、体制の強化を図ってきたところでございます。また、市町村との連携についてでございますが、現在、全市町村に設置されております要保護児童対策地域協議会の活動を通じまして、市町村、保育所、警察、学校、民生児童委員等の関係機関との情報交換や役割分担を図りますことで、地域全体で児童虐待の早期発見と適切な対応がなされるよう、連携の強化に努めているところでございます。

**○井上紀代子議員** 次に、重ねて、児童虐待につきましては、先ほどもちょっと部長からもありましたが、地域の力が本当に大切ですが、その取り組みについてお尋ねをしておきます。

**○福祉保健部長(土持正弘君)** ただいまも申し上げましたが、地域における児童虐待の防止につきましては、市町村や要保護児童対策地域協議会を中心に対応しておりますけれども、さらに保健事業等を活用した取り組みも行っているところでございます。具体的には、保健師や母子保健推進員、それから民生児童委員等を活用いたしました乳児家庭全戸訪問事業や育児支援訪問事業を実施しておりますほか、病気や仕事などにより一時的に育児困難となったときに児童を預かる子育て短期支援事業や、子育て支援センターを利用した育児相談などを行って

るところでございます。児童虐待の防止につきましては、地域における子育て支援も重要な役割を担っておりますので、さまざまな社会資源や人材の活用を図りながら、「未来みやぎ子育て県民運動」の一環として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** 震災以降、今まで、小さな子供さんをお持ちのお母さんに、子供と自分との関係というものについてアンケートをされているんです。それが震災後は非常に大きな変化があって、子供のそばにいて、子供が不安もあるかと思うし、お母さんも落ち着いていないせいもあると思うんですけれども、この関係についていららするという方が、お母さん方のパーセントで70%を超しているという例がデータとして発表されています。ということは、自分のいららがどこかに向かっていくということが起こり得るということだと思っています。それで、民生児童委員の皆さん方は、大分負担が重たいことではあるかと思いますが、いろんな意味で——自宅に子供と2人でいるとか、子供とお母さんだけである家庭というのは結構あると思うんですよね。だから、どこかに出てきてくださって、どこかでそんなことも含めて発散していただければいいけれども、そうじゃなくて家庭内にいらっしゃる方たちのところには、やはり訪問して行って声をかけて、少なからずだれか聞いてあげられる人がいるんですよということはお伝えする必要というのがあると思うんですね。他県でも、児童委員の方が自宅に訪問して行って、「何か困ったことはないですか」と言って声をかけてくださっているという例はありますので、このあたりの強化についてもぜひやっていただきたいと思います。地域の中にある力というのが、ただ決められた行政だ

けのネットワークだけではなくて、民間の方も、それから地域にいらっしゃる高齢者の皆さんのところにも広がっていくようにしなければ、なかなか本当によその人の家庭の中のことを言いづらいというのは、皆さんお持ちだと思うんですね。だから、お一人でも助かるためには、そのことをしっかりとやっていただければと思っておりますので、そのことを要望しておきたいというふうに思います。

次に、教育問題について、教育長にお尋ねをいたします。

何度も何度も申し上げて恐縮ではあるんですけども、延岡しろやま支援学校の開校に向けた準備の中で、新聞等によりますと、保護者や教職員が、なかなか情報が伝わってこないとか、本当に間に合うのかという不安を持っているというような報道等もありましたけれども、現実に今、教育委員会のほうとしては、保護者や教職員の方たちにどのような説明と情報提供を行っているのかお伺いしておきます。

**○教育長（渡辺義人君）** 今議会に議案として上程されております延岡しろやま支援学校の開校に向けましては、保護者など関係の方々への説明を十分に行いながら、ともに新しい学校づくりを目指していくことが重要であると考えております。このため、昨年度は、計14回の保護者説明会を実施したり、新設校の理念や方針、運営方法に関する説明小冊子を配付するなど、情報提供や説明に努めますとともに、いただいた御意見につきましては、例えば保護者送迎用の屋根つき駐車場の拡張など、可能な限り整備計画に反映したところでもあります。今年度におきましても、学校の運営方法等について、保護者の代表や3つの学校の教職員が参加する検討会をこれまでに延べ200回以上実施し、協議を

行っているところであります。また、検討会の協議内容や準備の進捗状況につきましては、保護者向けの定期的な会報でお知らせしますとともに、保護者説明会や完成した施設の見学会を開催し、御意見を伺うなど、新しい学校づくりのための説明や意見交換に努めているところであります。

**○井上紀代子議員** この延岡しろやま支援学校というのは、いろいろこれに似たような学校がほかに全国的にあるのかどうかちょっと調べてみましたら、本当にないんですね。これはまさに全国的にもまれな学校であるというふうに言わないといけないと思います。ですから、私はこの基本構想の概要というのをいただいておりますが、設置理念のところ、「地域とともに子供たちの自立する心と力を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」、そして基本方針としては、多様な教育的ニーズに対応した専門性の高い教育、ライフステージに応じた支援、医療・福祉・保健・労働と連携した地域支援を行うと。この構想そのものは、本当に評価すべき内容だというふうに思っていますが、理念や基本方針どおりに開校準備というのが進められているのかどうか、そこについて教育長にお尋ねしておきます。

**○教育長（渡辺義人君）** 延岡しろやま支援学校の基本構想につきましては、今、議員から御紹介ございましたように、「地域とともに子供たちの自立する心と力を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」を設置理念としているところであります。また、基本方針につきましても、3点、今、議員から御紹介のあったとおりであります。また、これまでの学校にはない新たな機能といたしまして、4つの付加機能を基本構想に掲げているところであ

ります。1つ目には子育て支援機能、2つ目に自立支援機能、3つ目に研修・啓発機能、4つ目に地域交流機能であります。この基本構想に従いまして、例えば、仮称ではありますが、子育て支援機能のための地域教育支援センターや自立支援機能のための自立支援センターを設置することにいたしております。これらはそれぞれ、障がいのある子供のワンストップ相談窓口や、卒業後も含めて自立に向けた就労や生活に関する相談を行うセンターとなるものであります。その運営内容について、延岡市を初めとする地域の医療、福祉、労働等の関係機関や保護者の代表が参加する場におきまして、調整を進めているところであります。今後とも、保護者を初め関係者の皆様との連携を深めながら、設置理念にふさわしい、全国に誇れる専門性の高い総合的な特別支援学校を目指してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 期待をしておりますので、その理念どおりに進んでいかれることをお願いしておきたいと思っております。

そこで、先日、私も教育振興大会の中で教育長のところにお伺いをさせていただいたんですが、そのときにちょっと保護者の皆さんから心配が出たのは、人員配置を含めて、開校準備というのは本当に大丈夫なのかということをおっしゃってございました。というのは、例えば3校が1つになってくれば、そこで人員が減っていくわけですが、その減り方が、何が減っていくのかということが非常に問題だと思っております。ですから、障がいや違う3つの学校が統合されるわけですから、やはり養護教諭の先生の数が減るといったのは非常に問題もありますし、そういう人的配置とか開校準備というのはどのように進められているのか、教育長にお尋ねしておき

ます。

**○教育長(渡辺義人君)** 来年4月の開校に向けた準備状況ということでお答えをさせていただきませんが、まず、施設設備の工事進捗状況につきましては、運動場と駐車場の一部は、開校年度の平成24年度に整備する予定であります。今年度に整備を予定しているものにつきましては、当初の計画どおり、順調に工事が進んでいるところであります。なお、管理棟、聴覚障がい教育棟、相談棟につきましては、既に完成いたしております。また、学校運営につきましては、今年度、専任の教職員を配置した新設県立特別支援学校開設準備委員会を設置し、統合する3つの特別支援学校のすべての職員が、組織運営ですとか地域支援など、そういったテーマ別に設定いたしました12の小委員会のいずれかに所属いたしまして、学校運営上のさまざまな事柄について細部にわたり検討し、万全の準備を進めているところであります。なお、お尋ねの教職員の人員配置につきましては、学校の規模や児童生徒の実態に配慮した指導体制、さらには子育て支援機能や自立支援機能の充実など、現在、検討を行っております学校運営内容の全体像を踏まえながら、適切な人員配置を検討してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 延岡しろやま支援学校は、西高跡地に建てられているということもありますので、やはりこれからも特別支援学校が地域の学校となるための努力というのが大変必要だと思っております。そのために、延岡市、そしてまた地域の関係機関との連携、住民の協力、これはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

**○教育長(渡辺義人君)** 延岡しろやま支援学校の設置理念には、地域とともに自立する心と

力をはぐくむことを掲げておきまして、地元の延岡市には、基本構想策定の段階から協議に参画していただいております。その協議を踏まえまして、現在、子育て支援機能の充実を図るために新たに設置します教育相談棟におきまして、福祉事業による支援や就学相談を実施するなど、市とのさまざまな連携・支援体制のあり方について、詰めの作業を行っているところであります。また、巡回療育支援を行っている「こども療育センター」や、福祉相談を行っている延岡の「そうだんサポートセンター」、それから地域支援運営に係る助言をいただいております「九州保健福祉大学」など、医療、福祉等の関係機関や、NPO団体との連携・協力体制についても、調整を進めているところであります。さらには、地域住民との協力関係を築くためには、まず何よりも、子供たちや学校が地域に愛され、地域の方々から親しみを持たれる学校となることが重要であります。このため、気軽に訪れることができる開かれた学校を目指して、体育館、運動場等の地域への開放、障がい理解やボランティア活動に関するセミナーなどの開催、それから災害時の避難場所としての活用などを計画しているところであります。地域とともに歩む学校となるように開校準備を進めているところであります。

**○井上紀代子議員** この延岡しろやま支援学校は、ほかの県からも、将来的な状況とかをかかんがみて視察に来られる可能性というのは非常に高い学校だと思います。そういう意味では、大変御負担も重いかもわかりませんが、ぜひいい学校になるような開校をよろしく願いしておきたいというふうに思っています。

次に、防災教育のことについて、教育長にまたお願いをしたいと思っております。文部科学省の有

識者会議が7日に、東日本大震災を受けて、公立学校の児童生徒が災害時に自分で危険を回避する能力を育成することや、ボランティア活動の理解を深めるため、防災教育の充実を必要とするという提言をまとめています。確かに、災害が起こった場合、何か危機管理の場合のときに、どういうふうに分たちがしていくのかというのは、これは一番大事な点だと思うんですけども、地震・津波による被害が想定される各学校の——これだけではないんですが——危機管理マニュアルの見直しと避難訓練の実施状況について、教育長にお尋ねをいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 地震による津波や土砂崩れなどによる被害が想定される各学校におきましては、東日本大震災後に緊急に危機管理マニュアルの点検・見直しを行っております。さらに、児童生徒の登下校時や部活動中、あるいは在宅時などの発生を想定した視点を加えるなど、随時、点検と見直しを進めているところであります。また、避難訓練につきましては、被害が想定されるすべての学校におきまして、危機感を持った実践的な取り組みがなされておきまして、中には、避難場所をより高いところへ変えて再度訓練を行ったり、あるいは幼稚園と小学校が合同で訓練を行ったりするなどの独自の工夫を凝らした取り組みを行っている学校もございます。なお、災害発生時の児童生徒の安全確保は、学校だけではなくて、保護者や地域にもつながる課題でもありますために、例えば地域住民と児童生徒が地域における避難場所を一緒に確認したり、地域が実施する自主防災訓練に子供たちも参加するなど、学校と地域が連携した取り組みも重要であると考えております。

**○井上紀代子議員** 子供たちが防災訓練のとき



に避難をするときに、頭を守るために、上のほうに教科書だったりランドセルだとか頭に載せたりしながら、自分を守ろうとしているというのがニュースなんかで出てくるんですね。少なくとも、防災ずきんて昔の話だと思っていましたけれども、あれって本当に有効なんだというのの一つ思いました。でないと、両手が使えないということもありますので、できたら、そういうことも今後、私たちも考えていかないと——地域で何かができるとすれば、そういうボランティア活動、それをつくってさしあげるとかいうボランティアも必要のかなというふうに思った次第でした。今後、私がちょっと心配しておりますのは、会派で宮城に行きましたときに、津波てんでんこ——さっきどなたかも紹介されましたが、私は今回の釜石の奇跡というのを、私ども宮崎県の子供たちにしっかりと認識してもらいたい。どう体の中にしみ込ませていくかということが大変重要だと思うんですね。釜石の子供たちは、想定を信じない、自分の命を守ることは周りの命を救うことになる、この一点においてずっと訓練を受けてきて、そしてあの釜石の奇跡と言われる、だれ一人死亡者を出さなかった、中学生がちっちゃなちっちゃな小学生の子供たちを守りながら全員が救われたという例がありました。これは私は本当に学ぶべき内容だというふうに思っています。ですから、危機管理マニュアルがどんなふうにつくられようと、マニュアルどおりにいかない場合に、自分が命を守っていくことができるかということ、どう防災教育の中でしっかりと植えつけるかということが、私どもに求められているのではないかというふうに思っています。そういう子供たちを育てることについて、教育長の見解をお伺いしておきたいと思いま

す。

**○教育長（渡辺義人君）** 今、釜石の奇跡について御紹介がありましたけれども、災害発生時の適切な判断や行動選択ができる児童生徒の育成が喫緊の課題であるにとらえております。そのために、これからの防災教育におきましては、今回の震災の教訓や過去のあらゆる災害から、さまざまな危険を予測することの大切さを伝え、どのように対処すべきかを考えさせるなど、児童生徒みずからが状況に応じて臨機応変に対応できる力を育成することが大切であるとと考えております。県教育委員会といたしましては、先進県の取り組みも参考にしながら、学校の教育活動全体を通して、児童生徒一人一人に「自分の命は自分で守る」という強い意志を持たせる防災教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** よろしくお願ひいたします。

次に、高等学校「確かな学力」強化推進事業の中身なんですけれども、サマーセミナーを実際に、私は田口議員、渡辺議員と一緒に西高に行き、本当に驚くほど先生と生徒たちが生き生きとした授業を展開しているというのを目の当たりにしました。そして、我が県の先生も本当にこんな方もいらっしゃるのかと思うほど、非常に情熱的な授業をしておられて、子供たちもまたそれを本当に吸収していく、大きな力で受けとめているというのを、実際、目の当たりにしました。そして、私はこの性格ですので、一々学校の先生、見学に来られた先生、それから生徒さんたちとかにも質問してみたんですけども、なかなか本当に評判がよく、本当に次のステップに向かっているというふうに思っておりますが、この成果といいますか、それをどの

ように教育長は評価されておるのか聞かせてください。

**○教育長（渡辺義人君）** 普通科高校サマーセミナーは、平成17年度から高校3年生の夏の合同学習会として開始されたものでありまして、ことしで7年目となります。対象生徒は、県内の県立・私立高校の3年生のうち、国公私立大学を志望している生徒でありまして、生徒の志望に合わせまして、難関大学レベルから基礎・基本のレベルまで、全部で8コース、計18クラスを開設いたしまして、約700名が受講しております。また、授業を担当する教科指導力向上支援教員は、すぐれた指導力のある教員として各高等学校長から推薦され、県教育委員会が任命しているものであります。このセミナーは、全県下の志を同じくする高校生が一堂に会して、すぐれた指導力のある教員の授業を受けて、他校の生徒と机を並べて切磋琢磨し合い、その後の学習に向けて、意欲を高めることを目的としております。ことしの生徒のアンケートの結果を見てみますと、「先生の講義は理解できた」と答えた生徒が95%、「参加してよかった」と答えた生徒は97%でありまして、例年と同様に大変高い満足度でありました。また、生徒の感想にも、「他校の生徒からよい刺激を受けた」というものや「いつもと違う先生から新しい考え方や新しい学習法を学んだ」などの声が、例年、数多く寄せられているところであります。このようなことから、普通科高校サマーセミナーの所期の目的は達成できているのではないかなというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** そこでなんですけれども、その生徒さんたちというのは、大体宮崎県の高校生の15%ぐらいだと言われています。それで、参加できる生徒が限られているので、そう

いうすぐれた指導や授業、これは県全体にどういうふうにして広めていかれるのか、教育長に改めてお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** サマーセミナーは、教員への授業公開も兼ねておりまして、普通科高校に限らず、すべての県立高校や私立高校にも参観を呼びかけ、例年100名以上の教員が授業を参観しておりまして、その後、その成果を各学校に持ち帰って、生徒の指導に生かしております。また、サマーセミナーは、支援教員の数や会場の事情等によりまして、生徒の参加人数に一定の制約がありますけれども、各学校では、学校の代表として参加するよう呼びかけておりまして、大半の生徒はそのような自覚で参加いたしておりますので、参加した生徒が3日間の学習の成果や体験を学校に持ち帰り語ることで、各学校の生徒に大きな刺激をもたらしているものと考えております。それから、57名の支援教員につきましては、県内各地域、各学校のすぐれた指導力を持つ教員を任命しております。それぞれの学校で教科指導のリーダーとなっているところであります。また、支援教員は、セミナー後の9月から12月までの間に、それぞれの学校を会場として授業を公開する研修会を行っておりまして、毎年150名前後の教員がこの研修会に参加いたしておりますので、その効果が県全体に広がっているところであります。サマーセミナーは、本県高校生の学力向上と教員の指導力向上に取り組む事業の柱として、今後とも実施してまいりたいと考えております。以上です。

**○井上紀代子議員** 今回、中山間地域振興計画というのが議会にかかっています。これの中で私が一番気になるのは——教育部門のところがすっぽりと抜けてしまうのではないかという心

配をしています。地域に学校がなくなると、これが一番問題なんですね。岩下議員のほうからは、串間の福島高校のお話が出ました。そして、えびのの飯野高校は、市長さんが中心になって、また教育委員会のほうにも存続をお願いされています。そしてもう一つ、宮崎県の海洋高校、これはまた誇り得る高校だと私は思うんですね。ところが、そういうところを絞ったりなくしたりしてしまうと、大変損失ではないかなと思うんです。逆にそれを磨き上げていく、そして、例えば飯野は飯野のよさをどう発揮させるのか、福島は福島のよさをどう発揮させるのかということが大事だと思うんですけれども、高校再編の問題について、今後、教育長はどのようにお考えなのか、その見解をお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 平成25年度以降の本県高等学校のあり方につきましては、現在、教育庁内に高等学校教育整備検討委員会を設置し、本年度中を目途に「宮崎県立高等学校教育整備計画」として公表する予定にいたしております。この計画につきましては、学識経験者等から構成されます学校教育改革推進協議会から、ことしの2月にいただきました報告を踏まえまして、高等学校の各学科の特色づくりや高校入学者選抜制度の改善、さらには小規模の学校のあり方など、今後の本県高等学校教育の姿を総合的に示す計画として策定することにいたしております。この計画の検討を進めていく上では、今お話にありました点も含めまして、廃止ありきという議論ではなくて、まずは、いかにして生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供できるか、そういう視点に立って取り組んでいるところであります。以上です。

**○井上紀代子議員** それでは、県民政策部長に

お伺いしたいと思います。この中山間地域振興計画の策定に当たって、学校再編について教育庁とは議論をされたのでしょうか。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 今回の中山間地域振興計画（案）につきましては、庁内の関係部局と十分な協議を重ねた上で、今議会に上程いたしました。したがって、教育委員会とも中山間地域における教育の課題等につきまして議論した上で、計画案を取りまとめております。

**○井上紀代子議員** ぜひ教育のところはしっかりと押さえないと、本当に地域から学校がなくなるといことは、逆にもっともっと寂しい地域になるのではないかとこのように思います。

もう一つ、中山間地域の活性化のためには、特に人が交流すること、そして子供が交流することが必要だと私は思っているんですけれども、そのことについて、県民政策部長はどのようにお考えなのでしょうか。「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」は、この本会議に提案されている内容ですので、このことを踏まえた上で、どう教育委員会も含めて動かしていくのか、県民政策部長にお尋ねします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 今回の計画案では、「持続可能な中山間地域づくり」を目標として掲げておりまして、県民一人一人が中山間地域のよさを認識し、支えていくこととしております。中山間地域の持つ魅力について認識を深め、愛着を持ってもらうためには、子供ころから中山間地域を訪れ、さまざまな交流・体験をすることが大変重要でありまして、そのことが将来にわたって中山間地域づくりにつながっていくものと考えております。このため、「子ども農山漁村交流プロジェクト」あるいはグリーンツーリズムの取り組み等について、国

や市町村あるいは関係部局、さらには教育委員会、さまざまな部局等と連携しながら促進してまいりたいと考えております。また、計画案においては、「中山間地域をみんなで支える県民運動」を進めることとしておりまして、その中で、関係部局と連携しながら「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」等にも取り組み、子供を含む県民のさらなる交流を進めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ成功させてください。

最後に、宮崎海岸のことについてお尋ねをいたします。

私も市民談義所等も含めて参加をさせていただきましたが、これまでの取り組みと今後の対応について、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長(児玉宏紀君)** 宮崎海岸の侵食対策につきましては、平成20年度に国の直轄事業として採択され、これまで、国と県が設置しました宮崎市民談義所におきまして、多くの方々からいただいた幅広い意見や、国が行った試験養浜等の調査結果をもとに、対策案を取りまとめ、先月開かれた宮崎海岸侵食対策検討委員会に諮った上で、工法を決定したところであります。その内容は、土砂流出を抑制するための突堤の設置、失われた砂浜を回復するための養浜の実施、そして浜がけの急激な後退を抑制するための護岸整備の3つから成っております。県としましては、宮崎海岸の侵食状況は著しく、早急な対策が必要であると考えておりますので、引き続き、国と連携して、詳細な構造等の検討を進めますとともに、関係者との合意形成に努めながら、本格的な侵食対策工事の早期着手を目指してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** それぞれに御答弁をいただき、本当にありがとうございました。世界が変わったと言われる10年前の9・11、そして日本は3・11、日本はどう変わるのでしょうか。2007年以降の地震によって、石川県の志賀原子力発電所、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所でトラブルが発生しています。東日本大震災では、青森県、福島県、宮城県、茨城県の原子力発電所でふぐあいが生じています。日本にある原子力発電所54基の8割は、現在、稼働していません。関西電力、四国電力はストレステストを終了していますが、しかしながら、今後の稼働見込みは定かではありません。産業活動や生活において電力に依存し、その電力の多くを原子力発電所に依存していることは否定できませんが、福島原子力発電所事故から受けた不安はなかなか解消されず、原子力発電所がある地域の皆さんが稼働に賛成できる状況は低いと思います。今、原子力発電所問題についての学習会が多く持たれています。会場に行きますと、参加される方が多く、関心の高さを実感します。センセーショナルな情報は、特に中断なく入ってきます。特に引用されるチェルノブイリの大事故は、衝撃的に伝わってきます。インターネット上の情報も、事実の読み方を間違えることがあることは否定できません。

東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故を受けて、日本は原子力発電所をめぐる状況の転換点にはなると私は実感しています。メディアの論調や住民の意識は変わりました。95年の阪神・淡路大震災後では、高齢被災者の多さが注目されただけでなく、神戸の重工業を初め産業が衰退し、国際競争に敗れました。概して災害は、それまでの変化で弱っていた部分に打撃を与えて、衰退を加速し、その結果、社会の変

化が加速します。つまり、日本社会で進行していた地方の衰退と過疎化・高齢化が露呈されたということです。東日本大震災においても、日本の地方がグローバル化と構造改革以後の時代において、どれだけ弱体化していたかが再認識されることになりました。しかし、ここでとどまるわけにはいかないのですから、壇上で申し上げましたとおり、今後の新成長戦略のかぎは地域・地方にあると重ねて申し上げたいと思います。宮崎県が口蹄疫からの再生・復興に取り組む政策が、日本全体の政策競争において注目を集めることを期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、・原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) 代表質問もございましたので、取り上げる項目がごく身近なことになりますが、お許し願いたいと思います。

今回も家内が手書きで書いてくれました。読みたいと思います。先般、「働かないアリに意義がある」という本を読みました。著者は進化生物学者の長谷川英祐氏であります。虫ながら女王を中心に集団生活を営むアリやミツバチなど真社会性生物と呼ばれる彼らの営みは、そのまま我々人間社会の縮図を見るようで大変興味深いものでありました。ミツバチは、巣箱の温度を調節するために羽ばたきをしますが、羽ばたきを開始する温度にはそれぞれ個体差があり、温度の上昇に従って羽ばたきをする数はふえていくそうであります。この温度などの変化や刺激に対して行動を起こすのに必要な刺激量の限界値、いわゆる行動のハードルを反応閾値と呼び、人に例えるならば、きれい好きとそうでない人の違いも、汚れに対する反応閾値の違

いだそうであります。余談ながら、危機に対する反応閾値も、人によってかなり違うものなのかもしれません。このミツバチの途中一瞬の行動を見れば、ミツバチの一部はまるで遊んでいるかのように見えますが、意外や意外、実はこれは、さらに温度が上昇したときの余力として存在していたというわけであります。

一方、アリについては、「間違える個体による効率的ルートの発見」という実験結果が述べられております。要約すれば、えさまでの曲がりくねったフェロモンの道を正確に追うアリに対し、間違えるうっかりアリさんは、近道を発見することがあり、結果、えさが効率的に運搬されるというのであります。お利口な個体ばかりいるより、ある程度ばかな個体がいるほうが組織としてうまくいくということだと述べてあり、さらには、人間社会に当てはめて、効率ばかりを追い求める組織も、実は非効率であったりするかもしれないとも述べております。似たような例え話に車のハンドルがあります。もしハンドルに遊びがなければ、とても車の運転はできるものではありません。また、ギアには、お互いの歯と歯の間にすき間があります。もしこのすき間がなければ、ギアはぎしぎしとかみ合い、うまく動力を伝えることはできません。これも一種の遊びであり、同じ意味で、自転車のチェーンには下部にたわみが設けてあります。ここで言う遊びとは、すなわち余裕、余裕なくして余力は生まれず、余裕のない社会に発展は望めないのではないかと、そんな気がいたします。便利で豊かにはなったものの、ぎすぎすとして大らかさが失われつつある今の現実を見るにつけ、ミツバチの遊びに見えて実は余力を蓄えている姿などに、とても心ひかれた次第であります。自殺者の増加や心を病む人の増加

も、こういう大らかさのなさが背景にあるように思えてなりません。

さて、質問に入りますが、お互い目指すべきは宮崎県の発展であります。時には厳しいことを言うかもしれませんが、知事を初め執行部の皆さん、心静かに大らかな気持ちでお答えください。壇上からは1点だけお尋ねいたします。知事にとって政治とは何かお答えください。

後は自席から質問をいたします。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

政治とは何かという大変ストレートな幅広いテーマでございます。キーワードでお答えするとしますと、情熱、決断、責任、その3点かというふうに思っております。ただひたすらにこの愛する宮崎をよくしようというその熱い思いというものを、制度的、財政的、また経済情勢なり、さまざまな制約の中で最善の選択を行う決断、そして大切なことは、その結果に対する責任をしっかりと負う、重みを背負うということであるというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 知事の政治姿勢につきまして、いろいろ聞きたいところでありましたが、これまでにダブったところもございますので、その分については割愛しながら進めてまいります。元検事総長の但木敬一氏は、政治主導について、新聞のコラムで次のように述べております。「我が国の危機を深めたのは、無意味なスローガンによって官僚機能を破壊してしまったことである。憲法上も法律上も、行政権は内閣に属しており、各省の権限は大臣に集中している。政治主導は我が国の基本的システムであり、これを殊さらに提唱することは、みずから

の統治能力のなさを独白するに等しい」。さて、知事は、県政運営に当たり、職員との距離をどのように考えて県政運営を進めていかれるのか、お聞かせいただきたいと存じます。

○知事(河野俊嗣君) 県職員というものが、それぞれの行政の現場、最先端において、まさに実務を担っておるわけでありまして、まさに県庁にとって財産であるというふうに考えております。ふだんから、組織のトップとしまして、県職員と密にさまざまな形でコミュニケーションを図り、施策の企画・立案・実行に当たりましては、私の考えをしっかりと伝える一方、職員の意見や考えを十分に酌み取るように努めているところでございます。

○蓬原正三議員 次に、財政再建のことについてお尋ねしたいと思っております。デフォルトという言葉が聞かれるようになりました。国家債務不履行のことではありますが、あのアメリカに対してさえ、その懸念が報道されておりました。また、本県については、財政再建団体転落の危機さえささやかれるようになっております。さて、財政再建を推し進めているところではありますが、地方は独自の増税策もままならず、歳入にはおのずと限界がございます。残るは歳出面での思い切った対策しか私どもには思い浮かびませんが、何か秘策があるのか、見通しはあるのか、知事の所見を伺いたいと存じます。

○知事(河野俊嗣君) 長引く景気の低迷、税收の伸び悩み、社会保障関係費の増高等が考えられる中で、本県におきましては、今後とも多額の収支不足が見込まれていると、大変厳しい状況にあるものと認識しております。そのため、6月に第3期の財政改革推進計画を策定したところでありまして、この計画に基づきまして、歳入歳出両面にわたりまして、全般的に見

直しというものを一体的・集中的に進めてまいりたい、そのように考えております。御指摘の歳出面につきましては、総人件費の抑制はもとよりであります。投資的経費の見直しでありますとか重点化、またゼロベースからの事務事業の見直しなど、聖域を設けることなく、あらゆる分野を対象に徹底した見直しを進めて、選択と集中のもとに、真に必要な事業への重点化を図ってまいりたい、そのように考えております。

○蓬原正三議員 次に、県央への一極集中ということについてであります。県央への県有施設の集中立地には、県央以外の地域では強い批判もあるところであります。また、今後の宮崎市への一極集中も、人口も含めてであります。懸念されております。県土の均衡ある発展を図るべきと思いますが、知事の所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 我が国全体で見ましても東京都への集中、九州全体でも福岡県への集中、県内で見ますと、御指摘のありましたような宮崎市への集中といったような構造があるわけですが、本県の発展のためには、県全体の底上げというものが不可欠であるというふうに考えております。県内各地には、豊富な農林水産資源でありますとか観光資源、特色ある工業集積など、それぞれすばらしい資源、また技術というものがございます。こういった地域特性を生かしながら、バランスのとれた県土の維持・発展を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 地方分権についてお尋ねいたします。高橋議員からも似たような質問がございましたが、九州広域行政機構や道州制の論議がございましたが、新幹線の開通などによって九州はまさしく西高東低、本県はますます陸の孤

島化しつつあります。本県が埋没することへの懸念、また、県内にあっては市町村との関係について、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 地方分権を推進する過程の中で、新たな広域自治制度としまして、道州制でありますとか九州広域行政機構構想などが議論されておるわけですが、九州全体のことを考えますと、先ほどの県内における議論と同様、ああいうバランスのとれた発展というものが、議論のまずは前提になるものというふうに考えておるところでございます。また、県内におきましても、県と市町村が適切な役割分担のもとに、権限移譲などによりまして、市町村の基盤・機能を強化していく、さらに県と市町村の連携を強化していく、そのような姿が望ましいものと考えております。

○蓬原正三議員 次に、危機管理について4点ほど伺います。知事の政策提案に、知事直属の危機対応チームというものがございました。昔の戦国時代でいいますと、大将の周りには近衛兵がいたり、ほろ武者と呼ばれる者がいたり、馬廻組というものがいたり、あるいは御近習衆というのがいて、全体の動きとはまた別に、全体の戦いの動きを見ながら、その直属で動いていく、そういうイメージかなというふうにもとったところではありますが、イメージをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 地震・津波などの自然災害や口蹄疫を初めとする家畜伝染病といった危機事象でございますが、あらかじめ私を本部長とする対策本部を設置することとなっております。しかしながら、去年の口蹄疫のときの経験を思い起こしてみましても、また、東日本大震災のような大規模な災害等を

想定いたしますと、既定の組織・職員が現場との連絡調整など直面する事態の処理に忙殺されるということになるわけでありまして、全体的な情報収集や分析、それに基づく対処方針の立案、国などの関係機関との連絡調整などが、余り十分に機能しないというような状況に陥りやすいと考えております。そこで、このような事態を避けるためにということで、直轄のチームというものを考えてはどうかというのが、この政策提案の中でのアイデアでございます。直轄とは申しまして、対策本部とは切り離して別個に設置するというよりも、今、御指摘のありましたように、本部長である私と対策の実務を担う既定の組織——そういう対策本部ですね——をつなぐ位置づけ、あるいは既定の組織の一部機能を拡充する、そういったようなものを想定しているところであります。

**○蓬原正三議員** それから、ダムについてであります。今回、想定外という言葉がかなりはやりましたが、県が管理しているダムの大規模地震に対する安全性はどうか。これが想定外で壊れると、大変な被害を下流部にこうむることになります。確認をしておきたいと思えます。県土整備部長、お願いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 県は、企業局管理の3つのダムを含めまして、16のダムを管理しておりますが、ダムは大規模かつ重要な構造物でありますことから、地震に対しましても十分な安全性が確保できるよう、国が定めた設計基準により建設をしているところであります。国土交通省によりますと、今回の東日本大震災発生後、東北地方などのダムにつきまして、管理者が行った臨時点検の結果、ダムの安全性に直ちに影響するような被害は発生していないと報告されております。県管理ダムにつき

ましても、同じ設計基準でつくられておりますので、東日本大震災規模の地震に対しまして、ダムの安全性は確保されているものと考えております。

**○蓬原正三議員** 本県の県が管理するダムについては安全だと、想定外はないというふうに理解をします。

それから、河川についてであります。過去の経験を超える異常降雨というのが——今回もそうではありますが——ございます。各地で大規模な災害が発生しております。河川整備の計画規模、専門的には計画規模という言い方をするんだそうですが、過去の何年確率雨量とかありますけれども、そういうデータが使えない状況になっているので、そういう計画規模を見直すべき時期に来ているのではないかと、そういう気持ちを持つわけではありますが、県土整備部長の御見解をお聞かせください。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 河川の整備計画につきましては、河川の重要度、過去の洪水による被害の実態、それから経済効果等を総合的に考慮して定めておりまして、この計画規模に基づき、段階的に治水安全度を高めるべく、整備を進めているところであります。計画規模を上回る大雨により被害が発生した場合には、必要に応じ計画の見直しを行っておりますが、すべての河川で一律に計画を見直し、整備を行うには、多額の予算と相当の期間を要することとなります。このため、河川整備とあわせまして、関係機関と連携しながら、雨量・水位などの河川情報の提供や洪水ハザードマップの周知等を行い、住民が迅速に避難できるよう、ソフト対策にも努めているところでございます。

**○蓬原正三議員** 見直すべきという御意見というふうに受け取りました。



それから、総合防災訓練についてであります。これが実施されたと聞いておりますが、この防災訓練において、いろんな問題点も見えてきたのではないかというふうに思っております。地震・津波訓練の状況、問題点等がございましたらお聞かせいただきたいと思います。知事、お願いします。

○知事(河野俊嗣君) ことし5月に実施しました県の総合防災訓練では、新燃岳の火山災害を想定した訓練とともに、東日本大震災を受けて、沿岸すべての市町、10市町における津波に対する避難訓練も実施したところであります。津波に係る訓練では、沿岸10市町において、64機関、約1万6,000名の県民の皆さんに参加していただきました。この訓練を通して、例えば高齢者等災害時要援護者の具体的な避難支援体制の整備のおくれでありますとか、身近で安全な避難場所・避難経路が不足している、さらには防災行政無線が聞こえないなどの事態に即した問題点というものが出てきたところでもあります。このような課題に対しまして、各市町において検討を行い、対策を講じているところではありますが、県といたしましても、沿岸市町連絡会議の開催や担当職員によります沿岸部の各首長さんとの意見交換などを通じまして、市町と連携しつつ減災に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、知事の政策提案、「スポーツ日本一」についてであります。高校野球日本一を掲げておられました。大変高いハードルだと思いますが、なぜ競技スポーツの振興なのかという基本的なところと、高校野球日本一達成に向けて、何か特別な勝利の方程式を胸に秘めておられるのか、持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 競技スポーツであります。選手のひたむきな姿や活躍というものが、県民のスポーツへの関心を高め、県民に夢や感動を与えるなど、活力ある社会の形成に大いに貢献するものでありますことから、競技スポーツの強化というものを政策提案に掲げまして、これを「未来みやざき創造プラン」のアクションプランにも位置づけて積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。その中で、一つのシンボルとしまして、これは決して容易なことではないわけではありますが、甲子園での優勝という目標を、九州一周駅伝の優勝とあわせて掲げたところであります。駅伝については、幸い去年、優勝したところではありますが、甲子園での優勝を目指して、最初の取り組みとしましては、ことし夏の甲子園大会の県の予選で、知事としては23年ぶりだということでございますが、始球式の投手を務め、キャッチャーを教育長に務めていただいたところでもあります。また、開会式、閉会式や県庁訪問をされた際、選手の皆さんには激励をするとともに、私の「どうしても優勝したいんだ」という熱い思いを伝えたところでもあります。現在、県高等学校野球連盟では、指導者の資質向上を図るために、各学校の指導者を県外の有力校や甲子園大会へ派遣し、指導方法でありますとか戦術、野球に取り組む姿勢などを学ばせるとともに、県内6地区におきまして、中学生に基本的な技術指導を行うなど、競技力向上のための取り組み、底上げにつながるようなさまざまな取り組みを進めていただいております。私といたしましても、言霊、言葉に発することにより現実化するという、その力というもの信じながら、今後とも、甲子園優勝という高い目標を掲げ続けて、県民の皆様と願い・夢

というものを共有して、実現に向けて機運を盛り上げるとともに、一步でもその目標に近づけますように、県高野連等と一体となって、さらなる強化策につきましても検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 言霊もいいことですが、掲げたからには、ぜひ何かの政策を掲げて、達成に向けて頑張っていたいただきたいものだと、私どもも応援をいたしたいと思えます。

これまた知事の政策提案でございますが、中小企業振興条例の制定に向けた取り組みについてお聞かせください。このことについては、中小企業団体中央会からの強い要望が以前からあると聞いております。お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 中小企業振興条例につきましては、先般策定しました県の総合計画「アクションプラン」に、県・事業者の責務等を定めた条例の制定というものを掲げて盛り込んだところであります。この条例は、グローバル化の進展や円高・デフレなど、経済情勢の変動によりまして、本県産業を取り巻く状況が大変厳しさを増しているという認識のもとに、地域経済や雇用を支える、本県の大半を占める地場の中小企業というもののさらなる振興を図り、本県産業の足腰を強くしていく、これを目的としているところであります。現在、既に制定されています他県の同様の条例の内容ですとか効果などについて、調査・研究を行っているところでありまして、今後、経済団体の御意見なども十分伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 質問の数を多く設定しておりますので、次に移りたいと思えます。国際化についてであります。

先月、都城高専の大气と水の学術調査団に

——後ろにいらっしゃいます緒嶋議員も一緒でありましたが——同行して、モンゴル国を訪問いたしました。日本大使館の城所全権大使やJICAの事務所、あるいはウランバートル市の教育庁、モンゴル科学技術大学等を訪問し、いろいろなお話を伺ったところであります。3回目、個人的には7年ぶりの訪問でありましたけれども、経済成長率8%、その発展ぶりはすさまじいものがあり、車は急増、人口116万人の首都ウランバートルはビルの建設ラッシュで、まさしくバブルの真っ最中でありました。そのウランバートル市と都城市が姉妹・友好都市を締結して10年になります。そもそもモンゴルとの交流は、鹿児島大学に留学した学生が山田町にホームステイしたときに、「ゲルに住む人々に明かりが欲しい」と訴え、それを受けて、都城高専が自転車のダイナモを改造した風力発電機を送ったのが始まりであります。以来、風力発電機がかけ橋となって、モンゴル科学技術大学との風力・水・大気などの環境を中心とした学術交流がスタートし、それがさらなるきっかけとなって姉妹・友好都市の締結に結びついております。県内に数ある友好・姉妹都市交流の中でも、一国の首都との交流というのは大変珍しいのではないかと思います。しかもモンゴルは、石炭や金・銀・銅・ウランはもちろん、今を時めくレアアースなどの産出資源大国でありまして、かてて加えて、かの大国ロシアと中国との間にあって、ベルリンの壁崩壊以来、自由化を強力に推進する親日的な国であります。そこで、以下5点ほど質問いたしますが、1点目は、国際化推進プランが今回できました。県民アンケートによると、「国際化は進んでいるとは思わない」との評価が77.1%であります。今後の推進の方策について、県民政策部長の御見

解をお聞かせください。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 今回のプランでは、「国際感覚豊かな人づくりの推進」「多文化共生社会づくりの推進」「多様で身近な国際交流・国際協力の促進」、そして「アジアとの経済・観光交流の拡大」の4つの柱を掲げておりまして、本県の国際化施策に関する基本的な方向性を示したところがございます。今後は、この4つの柱に基づきまして、市町村や関係団体、さらには県民の皆さんとの連携・協働を図りながら、具体的な施策の実施に取り組みまして、本県における一層の国際化の推進に努めてまいりたいと考えております。

○**蓬原正三議員** 具体的に国際化を進める上で、姉妹・友好都市の締結というのは、非常に意味のあることだというふうに思っております。県内の活動状況についてお聞かせください。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 県内では、都城市を初め8市町におきまして、アメリカ、中国、韓国など6カ国の14都市との間で、姉妹・友好都市の締結がなされております。活動の状況につきましては、児童生徒の相互の受け入れ、官民一体となった相互訪問、あるいは文化団体の交流などにより、それぞれの地域の特徴を生かしながら、交流が行われているところがございます。

○**蓬原正三議員** 都城市の姉妹・友好都市の話に変わりますが、首都との交流という意味で特筆すべきことであると考えます。モンゴル・ウランバートル市との地道な国際交流が、やがて将来、本県がアジア経済戦略を展開する上で、予想外のおもしろい展開がありそうに思えます。そこで、姉妹・友好都市交流を進めていく上で、県としても姉妹・友好都市に何らかの

かわりを持っていないのか、県民政策部長の御見解をお聞かせください。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** 県では、都城市とウランバートルとの友好交流10周年式典あるいは民俗芸能の受け入れに際しまして、国等の助成に関する情報提供を行ったほか、モンゴルからの国際交流員の受け入れについても支援をさせていただいたところがございます。これまでの都城市とウランバートルとの多彩な姉妹・友好都市交流の積み重ねがさらなる交流拡大につながるよう、これは都城市だけでなく、県全体との交流拡大につながるよう、今後とも、できるだけ協力していきたい、そういうふうにご考えております。

○**蓬原正三議員** 次に、モンゴル科学技術大学との交流についてであります。学術交流開始以来、県の海外技術研修員制度で、研修員を同大学から3年前まで過去10年以上の間、受け入れておりました。海外からの研修生はなぜ必要なのかと申しますと、それは日本、我々の場合は宮崎ということになりますが、宮崎をよく知るリーダーを外国にふやし、宮崎を取り巻く海外ネットワークのかなめとして——先ほども似たような意見ございましたが——活躍してもらうところに将来的に意味があるというふうに考えます。モンゴルからの研修生受け入れ再開の考えはないのか、県民政策部長の御見解をお尋ねいたします。

○**県民政策部長（渡邊亮一君）** モンゴルからの海外技術研修員の受け入れにつきましては、モンゴル科学技術大学の研究者を、平成8年度から平成20年度にかけて計11名を受け入れておりまして、都城高専で、電気工学などさまざまな分野で研修をさせていただいたところがございます。今後、教育機関等から、モンゴルか

らの海外技術研修員の受け入れの希望が出てきた場合には、所定の手続に沿って、受け入れを積極的に検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 多分希望があるのではないかというふうに思っておりますが、最後に留学生支援についてであります。知事の政策提案「みやぎの新生」には、「産業・雇用づくり」の「東アジアの大市場の積極的な開拓」という項で、海外との経済交流を担うグローバルな人材を育成するため、海外留学への支援に取り組むというふうにございます。最近の日本の学生は、内向きでなかなか留学したがるらないとの評価がありますが、大変時宜を得た発想かというふうに考えます。知事はどういうふうにござられるのかお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 日本人学生の海外への留学が年々減少してきているということで、グローバルに活躍する我が国の人材の育成が危惧されている、御指摘のとおりであります。私もかつてアメリカのハーバード・ロー・スクールに留学した経験がございますが、ハーバードも、だんだん中国、インドなどアジアの諸国がふえているものの、日本人学生はどんどん減っているという大変残念な状況で、心配をしておったところございます。アメリカで勉強した経験からしますと、教室で学んだことというよりも、異なる文化の中で、外国人の若者と一緒に切磋琢磨しながら学び生活した経験そのものが、その後の私の人生にとって大きな糧になっているというふうにござるところであります。将来を担う若者の皆さんにも、ぜひ海外に目を向けていただき、留学を含めて、海外に出向いてさまざまな経験をさせていただきたいと、そのように思っております。県としまして

も、今後とも、国際化に対応した教育を推進するなど、グローバルな視野を持った人材の育成を図りまして、学生等の海外留学にもつながるよう努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、技術の地産地消、今はやりの言葉を使つてのタイトルとさせていただきます。

今回、10年ぶりに宮崎県産業科学技術振興指針が策定されました。読む限り、確かに抜かりなく、よくできた指針ではあります。絵にかいたもちにならないよう、技術振興ということについて7点ほど伺います。まず1番目ですが、上位計画の総合計画で「「地域発」産業創出・雇用確保プログラム」が位置づけられております。「地域発」というのは、ここではどのような意味に使つておられるのか、県民政策部長にお願いいたします。

○県民政策部長(渡邊亮一君) このプログラムで掲げます「地域発」とは、経済のグローバル化が進み、地域の産業も競争力の強化が求められている中で、例えば県西地域の食料関連産業など、地域の強みや特徴を生かした産業づくりを進め、地域から、技術も含めまして、新しい事業、産業を生み出していく取り組みを意味しているところでございます。

○蓬原正三議員 新しく生み出していくということだというふうに理解しますが、前回、平成13年度につくつておられます指針をもとに、これまでの宮崎生まれの技術や産業化されたものは実績として何があるのか、その状況も含めてお聞かせください。商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 本県において開発された代表的なものとしましては、工業技術センターのSPG(シラス多孔質ガラ

ス) 技術や、食品開発センターの焼酎酵母「平成宮崎酵母」の開発、産学官で取り組みましたブルーベリーの葉っぱですが、この機能性を生かした商品開発などが挙げられます。SPG技術につきましても、抗がん剤や化粧品の乳化技術への活用、世界最小クラスのハンダ粒子の製造、1ミクロン以下のナノバブルの生成技術に活用するとともに、新たな応用技術についても研究を重ねているところであります。また、平成宮崎酵母につきましても、近年の消費者の嗜好の多様化にこたえるため、新酵母の開発に取り組む、平成22年度から県内の焼酎メーカー等への分譲を開始し、既に新たな商品がつくられております。さらに、ブルーベリーの葉につきましても、機能性を生かしましたお茶の商品開発をしており、本年1月には、宮崎大学発のベンチャー企業が立ち上がったところであります。

○蓬原正三議員 「昔の名前で出ています」という言葉が御承知であるかないか、よく聞きなれた言葉が出ておりますが、何か新しいものを生み出す努力をしていただきたいものだなというふうに、我々も協力しますが、そう思います。

宮崎大学にロボット関連学科が新設予定というふうに聞いております。どのような状況なのか、商工観光労働部長、お聞かせください。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) お話のとおり、宮崎大学は来年度、工学部に定員49名の環境ロボティクス学科の新設を予定しており、現在、文部科学省に申請を行っていると伺っております。宮崎大学によりますと、我が国が直面している環境破壊、エネルギー不足、高齢化などの大きな社会問題への対応として、今後は、職場、家庭などで活用できる機器、ロ

ボットの開発などが進んでいく中で、機械・電気電子・化学及びコンピューターについて、横断的で実践的な知識・技術などを身につけた人材が必要となっており、この学科は、その人材育成を目指すものとのこととございます。

○蓬原正三議員 先般、かつて私が若いころ在籍した、とある電機メーカーのロボット製造工場を見学してまいりました。車の溶接ロボットをつくる工場でありましたが、今さらながら、改めて技術の進歩にびっくりの連続でございました。極端な言い方をすれば、ロボットがロボットをつくっております。ボルト締め作業や仕上げ塗装などもロボットの仕事であります。また、別なインバーターをつくっている工場では、部品調達あるいは運搬はロボットが行っております。作業者が必要な部品名をロボットに指令すると、ロボットが倉庫から部品を運搬してまいります。あるいは、電子部品基板裏のテープを張る作業等も、見事なロボットの作業ぶりでありました。また、工場を出てショールームに行きますと、100円でロボットがソフトクリームをつくってくれました。今やそういうふうに、ロボット技術はかなり汎用的な技術となってきた感がございます。今後、ロボット技術は、製造工場のみならず、農林漁業や福祉分野あるいは災害現場などに、無人化・省力化を目的に大いにその応用が期待される技術であります。例えば、田植えだって理論的には無人化でできるわけですね。過去、工業技術センターでは、ロボット・メカトロニクス分野を重点分野として研究してこられた時期がありましたが、近年、力が入っていないというふうに聞きました。折よく宮崎大学にロボット関連学科が創設されることになりました。改めて、宮崎大学と連携して、積極的にロボット技術の研究、

技術移転・導入に取り組むべきと思いますが、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。汎用的な技術になろうとする技術であればこそ、ベーシックな技術として、他県におくれをとらないように技術の移転・導入を急ぐべきと考えます。お願いします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 製造業の生産工程やサービス業の作業工程における一層の自動化が求められる中、高度な産業機械や福祉機械などを開発・生産するロボット産業は、新たな可能性を有するものであると考えております。工業技術センターでは、介護や福祉関係の機器の研究など、県内企業の機械電子技術向上のための支援を行っておりますが、議員からお話がありましたとおり、ロボットに関する研究は十分でないのが現状でございます。このため、環境ロボティクス学科が新設されることを契機とした宮崎大学との連携のあり方につきまして、今後、研究してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 大いに研究を進めていただきたいと思っております。

あと1件、宮崎発ということで、都城高専のモンゴル式風力発電機も宮崎発の技術の一つではあります。現在、モンゴルに風力発電機製造工場建設も進行中ではありますが、何か宮崎県で産業に生かせないのか。難しいとは聞いておりますけれども、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 都城高専が開発した風力発電機につきましては、モンゴルの風土や電力事情、生活スタイルにマッチした、低価格かつ小型で移動させやすいといった特徴があるようでございますが、我が国において事業化する場合には、安定した風力の確保や

採算性の観点等から、課題が多いと考えております。なお、高専に伺いますと、この風力発電機に関しまして、宮崎に事業所のある企業とモンゴル企業との合弁会社を設立する準備が進められ、お話にありましたように、現地生産に向けた取り組みが行われているとのことでありませう。

**○蓬原正三議員** 次に進みます。今年度、三鷹光器株式会社の協力を得て、ビームダウン式集光装置を宮崎大学に設置して、水素製造と太陽光発電に関する研究開発を進めようとしております。すぐれた技術を持つ企業と共同研究を行い、技術の導入を図ることは、とても大切なことであり、本県の技術力を高める早道でもございます。今後さらに拡大・発展して、他の企業との共同研究も大いに推進すべきと思いますが、商工観光労働部長の御所見をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** すぐれた技術を有する企業と県内企業、大学、工業技術センター等が共同研究を行うことは、本県の技術水準の向上が図られるとともに、新商品、新製品を開発する上でも大変有効な手段だと考えております。本県におきましても、ハンダの製造に関しトップレベルの技術を持つ民間企業と工業技術センターとの共同研究により、SPG技術を応用した、より微細なハンダ粒子の新製品を開発し事業化された例や、お話のありました企業とは別の企業になりますが、集光型の太陽光発電に関してノウハウを持つ民間企業と宮崎大学との共同研究により、太陽光発電システムの効率化に取り組んでいる例もあります。今後とも、すぐれた技術を有する企業との共同研究を推進し、新産業・新事業の創出に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 あと1件、技術の導入・移転ということですが、私は団塊世代でありますけれども、非常に数の多いときであります。団塊に老後はないなどと冗談を言いながら友達とよく飲んでおりますが、その活用ということについてお話ししたいんですけども、かつては企業戦士として働いて、最先端の技術やノウハウを持つ人たちの活用という観点からであります。一つの例ですけれども、私の友達の一人に、ある大企業を退職して、週に1回、韓国に行く人がおりました。韓国のメーカーに顧問として技術の指導に行くのだそうであります。ただ、技術革新のスピードが速く、歓迎されるのは2～3年だそうであります。まさに日本の技術の流失であり、もったいない話に聞こえて仕方ありませんでした。ほかにもこういう例はいっぱいございます。そこで、本県に必要な技術を持つ人と、先ほどの企業との共同研究もそうですが、例えば工業技術センターも含めて共同研究を行うなど、何か活用の方策は考えられないのかというふうに考えます。商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 先端技術を習得された技術者が、退職後に県内企業等でその技術や経験を生かしていくことは、新技術開発や技術改善等を行う上で、大きな戦力になるものと考えております。本県におきましても、退職された技術者が中小企業支援機関のコーディネーター等に就任され、県内中小企業の指導などに携わっていただいている例がありますが、直接企業が受け入れる場合には、受け入れ企業の存在、技術者と受け入れ企業相互のマッチング方法など課題もございますので、今後、他県の状況や受け入れニーズの動向等を調査し、研究してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に移ります。集落の機能維持ということについてであります。

昔から、集落で争いがあるとすれば、大きくは2つ、それは水争いと境界争いでありました。ところが、時代は変わりまして、高齢化によって、今やその水を引き込む水路そのものの保全が危ぶまれる時代になりました。明治から大正のころ、一大事業によって、5～6キロの上流から川のがけ沿いにつくられた水路が各地に存在しております。境界についても、耕す面積が狭まっていいなどと、最近はそういう自虐的な冗談まで、お互いの耕作をめぐってかつては争い、今はかえって狭くなったほうがいいなどという、そういう話が、冗談まで聞かれるほどであります。水が引けなくなることによって、耕作放棄地のさらなる増加が懸念されます。このような状況に対して、どのような対策が考えられるのか。大切なことです。源の話ですから。農政水産部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長(岡村 巖君) 御指摘のとおり、高齢化や担い手の減少等により、農家のみでは用水路等の保全管理を行うことが困難な集落がふえているものと認識しております。このため、県といたしましては、平成19年度から、農地・水・環境保全向上対策により、自治会や消防団などの非農家も含めた地域住民による水路の泥上げや農道の草刈りなどの共同活動を支援しており、地元からも高い評価をいただいているところでございます。なお、本対策では、住民による共同活動が基本であります。危険が伴う急傾斜地の水路の管理などについては、地元の建設業者等に外注している事例もあるなど、地域の状況に応じて柔軟に対応しているところでございます。さらに、高齢化が著しい中

山間地域においては、中山間地域等直接支払制度による農地・農業用施設の保全管理等が取り組まれております。今後とも、これらの制度を有効に活用し、用水路等の適正な保全管理を進めるとともに、集落営農組織等の担い手育成や確保対策に努め、耕作放棄地の発生防止を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○蓬原正三議員** あと1件ございます。中山間地域のみならず、農村集落というのは、高齢化によって集落機能の低下が懸念されております。これは全国的な傾向だろうというふうに思っています。過去、農地法の制約によって、農家の子供が家を建てたくても自分の土地に家を建てられず、やむなく都市部に家を建設した例は数多く見られます。もう今がタイムリミットだというふうに思っています。将来、それが兼業だったにせよ、田んぼを耕すその担い手となる若者の住宅を建てていかないと、ますます今申し上げたような集落の機能というのはなくなってしまう。集落機能の維持という観点から、若者の住宅を農地に建設できる、何かそういう緩和はできないのか、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

**○農政水産部長(岡村 巖君)** お話にございましたように、集落活性化の観点から、集落における担い手確保を図ることは、大変重要な課題であると認識しております。住宅建設を目的とする農地利用につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用区域域内においては、区域からの除外手続、また農地法に基づく転用については、許可や届け出が必要となっております。これらの法律においては、優良農地の確保と土地の適正利用との調整を図る観点から、農地の活用が制限されております

が、集落に接続しているなど、地域の農業振興を図る上で支障がなく、一定の要件を満たせば、農地を転用し、住宅を建設することが可能となる場合もございます。県といたしましては、今後とも、市町村や農業委員会等と十分連携し、各事案等には適切に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 一般質問ですから、基本的なことしかお尋ねしませんが、また細かいところは、農振地域の除外の話とか見直しのこととか実際いろいろありますが、今、方針だけ伺いましたので、いろんなところで議論をしていきたいというふうに思っています。

話は変わりますが、若者が定住できる環境づくりについて。

アクションプランの2、脱少子化・若者活躍プログラムの重点項目に「若者が定住できる環境づくり」が掲げてあります。今のように、若者に仕事がなく、夢や希望、志が持てない社会というのは異常だと思います。将来の発展も望めません。重点的に取り組むべき施策だというふうに考えます。そこで、7点ほどお尋ねするつもりでしたが、時間も迫っておりますので、1番と2番と3番をまとめて、はしょってまいります。商工観光労働部長にお願いします。まとめるのは3つ、平成22年度の新卒者の就職状況、2番目が新規学卒者及びU・J・Iターン希望者等の若年者に対する就職支援等、3番目がふるさと人材バンク及び県内外就職説明会の平成22年度における実績についてであります。よろしくお願いします。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** まず、新卒者の就職状況についてであります。宮崎労働局によりますと、本年3月の新規学校卒業者の就職決定率は、大学は91.3%と、前年の87.1%



を4.2ポイント上回っており、県内就職者の割合は41.4%と、前年の37.1%を4.3ポイント上回っております。また、高等学校のほうでございますが、就職決定率は97.1%と、前年の94.4%を2.7ポイント上回っており、県内就職者の割合は58.8%と、前年の59%とほぼ同程度となったところであります。

次に、若年者に対する就職支援についてでございますが、新規学卒者の求人枠の確保・拡大について、教育委員会及び宮崎労働局と共同で、経済団体に対する要請を行いますとともに、事業主へは、新聞広告やポスター、チラシ等により、求人をお願いをしたところであります。また、ふるさと宮崎人材バンクを活用した県外からの就職希望者と人材を求める県内企業とのマッチングや、県内外での就職説明会の開催を通じた県内企業との出会いの場の提供に取り組んでいるところであります。

最後に、ふるさと宮崎人材バンク等の実績についてであります。まず、人材バンクにつきましては、平成22年度の登録者は1,499人で、就職決定者は41人となっております。また、就職説明会につきましては、県内6会場、県外3会場で開催しており、合わせまして、参加企業277社、参加者1,775人、就職決定者81人となっております。若年者等の県内就職の促進を図ることは、本県産業の発展を図る上で大変重要でありますので、今後とも、宮崎労働局等と連携しながら、就職支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○蓬原正三議員** 大学生の6割、高校生の4割が県外ということですか。若いときによそに出てということもあるでしょうけれども、しかし実際、その後のUターン等がどうかとなりますと、なかなか今の人材バンクの状況を見ると厳

しい、なかなか帰ってこれないということのようですから、若者の定住できる環境づくりという意味では、やはり宮崎県の場合は大変厳しいと。宮崎県の将来を考える上で、若者が元気を持って活躍できる、そういう社会づくりが必要だと思いますので、知事、このことについては、全面的に力を入れてやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思いますが、要は、その帰りにくいということは、受け皿がないということだろうというふうに思います。若者が定住できる環境づくりを図る上で、景気対策と産業振興における基本政策としてはどのようなものがあるのか、これは知事に聞いたほうがよさそうですが、知事、お聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 若者の定住を促進するためには、雇用の場の確保というものが大変重要であります。そのための産業振興につきまして、アクションプランの中におきましても、さまざまな施策というものを盛り込んでいるところでございます。まず、戦略的な企業立地や中小企業の競争力の強化、産業人材の育成に取り組みますとともに、農林水産業を核とした総合的な食料供給産業の展開を図るほか、アジア市場に目を向けた輸出の促進や、海外・県外からの観光誘客対策にも取り組んでいくこととしております。さらに、先般、停滞しております県内経済活動の回復などを柱とする「みやざき元気プロジェクト」を取りまとめたところであります。若年者の就職支援など、雇用の維持・回復にも努めていくこととしております。

**○蓬原正三議員** 実は私もUターンであります。見渡したところ、この中にも何人かUターンの方がいらっしゃるようですが、すねかじり時代にこっちで育って、よその大企業に行って、帰ってきたときにこっちの現実を知っ

て、そのときに感じたUターンショックみたいなものがありまして、その都会と地方の格差の大きさみたいなものを痛感したことがございます。ですから、そういう受け皿づくりというのは非常に必要なことだと思いますので、力を入れていただきたいと思います。

1件だけお尋ねします。ちょっと話が変わりますが、景気対策という意味で聞きますけれども、県内の預貯金残高はどれぐらいあるものでしょうか、県民政策部長、お願いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 県内にある銀行や農業協同組合などの金融機関全体の預貯金残高でございますが、日本銀行及びゆうちょ銀行のデータによりますと、本年3月末現在で約4兆8,774億円となっております。

**○蓬原正三議員** 約5兆円貯金があると。普通、金融資産というときには、株とか証券とか保険も入れるそうですが、現金だけで約5兆円あるということです。1人頭に換算すると大体431万円、赤ちゃんも含めて、大変みんなお金持ちでいらっしゃるんだなというふうに感じますけれども、県内GDPは3兆7,000億円ですから、国が550兆、それで1,400兆と言われます。単純な計算ですが、これでいくと、県内に10兆円ぐらいの金融資産があるのかなというふうに思いながら質問をするわけですが、全国で1,400兆円ある中の1,000兆円は、報道によりますと、高齢化による人口構造が、上は高齢者が多いということもあると思いますが、1,000兆円は高齢者の方々の保有だというふうに聞きました。先ほど言いましたように、県内の預貯金が約5兆円ということは、10兆円ぐらいの金融資産があるのかなと思いますけれども、将来の年金制度が不安だから、お金を使わない、使えないという心理が作用しているのも事実でしょうが、今

の高齢者の方々は大変元気です。さらに、もっと大いに社会に参加していただいて、消費活動を活性化できないものかというふうに考えますが、県民政策部長の御見解をお聞かせください。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 今、議員からお話がありましたように、近年、健康で時間的・経済的なゆとりのある高齢者がふえております。地域の経済振興に高齢者の需要を取り込んでいくことは、大変重要な視点であると考えております。県では、県民の皆さんの県産品の消費拡大など、できるだけ県内にお金が落ちるようにする地域経済循環システムの構築に取り組んでいるわけですが、高齢者においては、例えば地元産の農水産物の消費、あるいは近場であります県内の行楽地での観光消費——これにつきましては100万泊県民運動にもつながっていきませんが——などの面におきまして、大いに消費拡大が期待できますので、市町村とも連携しまして、高齢者を含め県民の皆さんに、この取り組みの趣旨をしっかりとPRしまして、具体的な消費行動につながるよう努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 県民政策部長には、その方面の誘引策について、ぜひ知恵を絞って、いい政策をまた新たに出していただくとありがたいというふうに思います。

最後に、少し小さくなりますが、地域の経済活性化策の一つだというふうに思っておりますが、都城焼き肉三昧炭火定食というのが開発され、売り出されました。この状況についてお聞かせいただきたいと思います。ほかにもいろいろあるようでございますが、そのことについては、この後、外山議員が詳しく行うことになっておりますので、私はこの都城焼き肉三昧炭火

定食についてお尋ねいたします。

○**商工観光労働部長(米原隆夫君)** 都城焼き肉三昧炭火定食は、鶏肉、豚肉、牛肉の産出額日本一を誇る「肉の都・都城」の新たな御当地グルメとして、飲食店の方々や商工団体など、関係者が協議会を立ち上げ、開発されたものであり、県としても支援を行っているところであります。現在、市内8つの店舗、飲食店において提供されておりますが、6月30日のデビューからきのうまでの2カ月余りで販売実績は約4,000食と伺っており、今後、都城を代表する御当地グルメとして定着していくことを期待しているところでございます。

○**蓬原正三議員** 今の焼き肉三昧については、霧島工業クラブも大いにかかわっております。もっとPRして、もっと売れ行きがよくなるように、ひとつ側面から応援していただきたいものだと思います。

最後になります。学校耐震化について2点ほどお尋ねいたします。

学校耐震化については、先日も質問がございましたが、喫緊の重要な課題でございますので、改めて教育長にお尋ねいたしたいと思っております。公立学校の耐震化の状況と、耐震化100%に向けてどのように推進していくのかお聞かせください。

○**教育長(渡辺義人君)** 学校施設は、教育活動の場であるとともに、地震等の災害発生時には、地域住民の避難場所としての役割も担っておりますことから、その安全性の確保は極めて重要でありまして、耐震化を早急に図ることは喫緊の課題であると考えております。公立学校施設の耐震化につきましては、平成27年度末の完了を目標に進めておりますが、平成23年4月1日現在の耐震化率は、県立学校で91.6%、市

町村立小中学校で82.3%となっております。県立学校の耐震化につきましては、必要となる事業費の確保に努め、可能な限り早い時期に完了するよう努めてまいりたいと考えております。また、市町村立小中学校につきましても、国の補助制度の周知や補強方法に関する情報提供に努めるなど、耐震化が早期に完了するよう働きかけてまいりたいと考えております。

○**蓬原正三議員** 最後に1点であります。実はここをお尋ねしたかったのであります。非構造部材の耐震化についてであります。非構造部材とは、天井材や照明器具、設備機器、窓ガラスなどを指しておりまして、耐震化された建物自体は被害が小さくても、非構造部材の落下や損壊によって、人的被害のおそれがあると言われております。実際、東日本大震災でも、体育館に避難した生徒が、天井材の落下によってけがを負っております。全国の耐震化実施率は45.4%と聞いております。本県の状況と今後の取り組みについてお聞かせください。教育長、お願いします。

○**教育長(渡辺義人君)** 今回の震災におきましては、多くの学校施設で非構造部材の被害が発生いたしまして、県教育委員会といたしましても、公立学校の非構造部材の耐震化の重要性を再認識したところであります。県立学校につきましては、専門技術者による定期点検や教職員による日常の点検によりまして、補強や改修の必要箇所の把握に努め、そのような箇所が判明した場合には、速やかに対応しているところでありまして、今後とも、安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。それから、市町村立小中学校につきましても、市町村において点検等が実施されているところでありまして、今後とも、なお一層の耐震化が促進される

よう働きかけてまいりたいと考えております。  
なお、点検率といいたまいますか、実施率といいたまいますか、これは県立学校については100%ととらえておりますが、市町村立につきましても、まだ課題があるというふうにとらえておられます。以上です。

○蓬原正三議員 ちょうど3時になりましたので、終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○十屋幸平副議長 ここで休憩いたします。

午後3時0分休憩

---

午後3時10分開議

○十屋幸平副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 何か世の中に閉塞感が漂い、社会がせつな主義的な様相に陥っているような感じがいたします。東日本大震災、政治への不信、経済の低迷といったことも要因の一つかもしれませんが、私は、国のありよう、国家観の欠落、国民一人一人の意識の持ちように起因しているのだと考えます。野田総理も同じようなニュアンスで語られたように感じております。野田総理といえば、ドジョウが金魚のまねをしてもしようがない、ドジョウのように泥臭く国民のために汗をかきたいと力を込めたドジョウ演説を思い出します。ドジョウはウナギに劣らない滋養豊富さで、しかも安価であったため、江戸時代には庶民に好まれていましたが、今やその数も減少し、高ねの花となりつつあります。時の流れとともに、価値観は変化をいたします。ドジョウとして泥に潜ってしまうことなく、しっかりと庶民の食卓を潤してほしいと願うものであります。今こそ真剣

に取り組み、議論をし、将来を語らなければ、私どもの子供、そして孫たちが生きていく日本が、民族的にも経済的にも壊れてしまいかねない状況にさらされていると思わざるを得ません。あすのことはわかり得ないのでありますが、国難とも言える状況を見据えながら、充実した日々を過ごさねばと思いを強くしているところであります。

それでは、質問に移ります。

壇上から1点、知事はリーダーの条件というものをどのように考えておられるかをお伺いいたします。以下の質問は自席から行います。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

リーダーの条件についてであります。私は県政運営を担う者といいたしまして、この宮崎の発展のためにみずから先頭に立ち、また部下である職員との意思疎通を図りながら、将来を見据えた明確なビジョンと戦略を持つとともに、緊急時の危機管理も念頭に置きつつ、県政運営に取り組んでいるところであります。大変厳しい状況下において、それこそがリーダーに求められているものではないかと認識をしているところであります。さらに、そういう認識のもとに、県民の皆様はもちろんのこと、県議会や市町村、関係団体の皆様との対話を心がけて、県民本位の県政運営に努めているところであります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 リーダーの条件は、信頼をして任せる勇気といいたまいますか、また責任がとれることが重要と考えます。また、泥をかぶる覚悟なども求められると思います。押川議員も言っておられましたけれども、知事の情報発信について、記者会見等、そつがない受け答えで問題

はございません。ただ、ややインパクトに欠けるような気がします。時に味わい深い広島弁などを駆使されてはと思いますが、これは聞きおいてください。

1点伺います。にわかには、たばこを700円になどという話がマスコミをにぎわわせておりました。大震災からの復興もままならず、また台風による災害も発生しているときに、何とものうてんきな印象を受けましたが、知事はどのように感じられたかをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) その前に、私の言葉に対するインパクトということがございましたが、やはり政治家たる者、言葉の大切さというのは大変痛感するところがございます。言葉というものは人を勇気づけ、元気づける一方で、簡単に傷つけ、また元気をなくす、そういうこともあるわけでありまして。そういう言葉の大切さというものを痛感しながら、自分としては政治家としてインパクトのある発信をしてまいりたいというふうに考えておりますし、方針を打ち出す際には、しっかりとしたその理由を国民に対して説明するべきであるものと考えております。

〔「たばこは」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議員 結構です。

今こそ、人間同士のきずなを大事にする社会が求められていると考えます。家庭や地域、学校や職場等においてお互いに助け合いながら生きていく、そんな風土をつくっていくべきと考えますが、知事はみずからの政治理念の中で、きずなを大切にする宮崎をつくりたいと言われていますが、就任から半年以上が経過した今、改めてその所信を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私たち県民というものは、口蹄疫などの難局に立ち向かいますとともに、

東日本大震災への県民を挙げた支援を通して、人と人との結びつきの大切さ、とうとさというものを改めて認識して、きずなはより強まったものと考えております。私は、この強いきずなこそが本県のある意味、強みでもあると考えております。また、将来に向けて大きな可能性を生み出すものと考えておりました。長期ビジョンやアクションプランの中にも、強いきずなを生かした施策を展開すると掲げたところであります。県民一人一人が地域や将来のことを考え、助け合い、そして力を結集する。まさに「みやざき感謝プロジェクト」や「みやざき元気プロジェクト」、また「未来みやざき子育て県民運動」に込めた思いであるわけがございます。そのような思いでこのきずなを生かして新しい宮崎づくりに取り組めば、必ず希望に満ちた宮崎の未来が開けるものと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、風通しのよい職場環境づくりを進めるとのことですが、役所は元来おかたいところであって、どちらかといえば風が通りにくい環境にあるものと思っておりますが、そんな中で知事はどんな風を県庁に吹かせたいとお考えかを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 風通しのよい職場環境をつくるということは、県庁組織というものを十分に活性化し、フル回転させていくためには、重要な課題であると考えております。具体的には、これまで庁内会議でなるべく意見を出してもらおうような進め方をするとか、そういう活性化に取り組むとか、職員間の意思疎通の強化などにも取り組むこととしておりますが、私も庁内のLANの中で頻繁に職員に対してメッセージを送るとか、部局長とのフリートーキング、また出先に出かけたときには出先機関にお

ける職員とのランチミーティングのようなものなど、いろんな機会を通して職員との意見交換に努めているところでございます。

私も宮崎県に来て6年半になるところであります。県職員の多くは非常にまじめで優秀だというふうを考えているところでございますが、一方で、失敗を恐れず課題に積極的にチャレンジしていこう、えいやというような気迫というものがあるのではないかとこの思いがいたしておるところでございます。私も同じ役所出身ということではございますが、総務省なり他の都道府県、また市町村、市での勤務経験というものがございますので、そういう外から本県を見る視点というものも生かしながら、違った視点での新しい風を吹かせていきたい、また職員からのいろんな提案というのを受けとめる幅、度量というものを持ち合わせたいというふう考えておるところでございます。職員の政策提案でありますとか事務改善などに取り組む「かえるのたまご」という制度もございますが、そういったようなところから出てくる職員の意欲なり新しい施策の芽というものをしっかり育ててまいりたい、そのように考えております。

**○外山 衛議員** もう一点伺います。部長以下、幹部に対しまして、ある一定の権限と申しますか、裁量の枠と申しますか、その拡大などの手法も取り入れられてはと思っておりますが、知事の所見を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県におきましては、事務委任規則ですとか事務決裁規程によりまして、部局長や出先機関の長などに一定の決裁権というものをおろしている、既に取り組んでいるところであります。御指摘のように、職員に権限や裁量の枠を拡大するということは、自主

性の向上でありますとか、能率的な仕事をやる上で大変重要なポイントであるというふうに考えておりますので、先ほどの答弁でもありましたようなきずな、県職員とのきずなというものを生かしながら、任せるべきところは任せながら、円滑な県政運営に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** ありがとうございます。

次に、県民政策部長に伺います。宮崎県総合計画についてであります。それぞれの項目の中で県民の主な役割が記載をされています。しかし、まだまだ理解している県民は少ないのが実情ではないでしょうか。今後、どう周知と理解を図り、実効性を高めていくのかを県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長(渡邊亮一君)** 新たな総合計画「アクションプラン」に掲げました目標を達成し、目指すべき県の姿を実現するためには、行政だけでなく、県民の皆様を初め、民間との連携・協働を進めていくことが不可欠でございます。このため、今回のアクションプランでは、県がこれから実施する取り組み内容だけでなく、県民の皆様にご期待する取り組みの例示をいたしまして、県民の主な役割を盛り込んだところでございます。したがって、県民の皆様にご趣旨を理解していただきまして、実践していただくことが何よりも重要でございますので、これまでも、ホームページあるいはテレビの県政番組等を通じまして啓発に努めておりますけれども、今後も、広報紙を初め、新聞、ラジオ、テレビなどを効果的に活用しますとともに、県内各地での出前講座、あるいは大学での講義等、さまざまな場面で意見交換しながら、周知と理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 また、今回初めて議会でもって議決をした総合計画でありますから、推進に当たりましては、議会や議員としての取り組みも必要と考えます。そこで、議会に求めたいことがあれば聞かせていただきたいと思います。県民政策部長のお気持ちで結構ですから、お伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 貴重な御意見、ありがとうございます。御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど申し上げましたように、アクションプランにつきましては、県民の皆様への周知と理解促進が当面の課題と認識しているわけではあります。議員の皆様におかれましても、地元で県政報告会等があるかと思ひます。そのあたりを通じまして、地元の皆様といろいろ意見交換をされる機会もあるかと思ひますので、その際に、アクションプランの内容、あるいはそこに掲げております県民の主な役割などにつきまして周知していただくなど、県民の皆様のお理解の一助となるようお手伝ひいただければと思ひております。また、企業誘致あるいはコンベンションの誘致、あるいは医師等の人材確保の面におきましても、議員の皆様のお幅広い人脈等を生かした情報提供などをぜひお願ひしたいと思ひております。

なお、今議会では、「いきいき集落」の偏在のお質問もありました。日南市でこの事業のPRをぜひともお願ひしたいと思ひますし、さらにまた100万泊県民運動を進めていかなければなりません。例えば日南市の地元の方が県北の中山間地域である諸塚村に行つていただく、そういう取り組みをしていただきますと、逆にまた諸塚村から日南市にカツオ炙り重を食べに来ていただく、そういう取り組みも出てくるのではないかと思ひております。ぜひとも御協力をよ

ろしくお願ひします。

いずれにしましても、本計画は毎年、評価・検証を行つておりますので、地元の皆様から寄せられたさまざまな御意見、御提案について御教示いただきまして、議員の皆様と一緒に、よりよい県政の構築に取り組んでまいりたいと思ひております。以上でございます。

○外山 衛議員 努力いたします。

次に、商工観光労働部長に伺ひます。1点目ですが、「魅力ある観光地づくり総合支援事業」、この事業についてどのような取り組みであるかをお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） この事業は、本県への観光客増を図るため、今ごさいます観光資源の磨き上げや新たな観光資源の開発に取り組む、地域外からの誘客を目指す市町村等を支援するものであります。具体的には、観光地づくりのための計画策定や、ソフト・ハード事業の展開、観光ガイドの養成などの観光客受け入れ体制の強化などといった取り組みに対し補助を行いますとともに、観光地づくりに取り組む地域への専門家派遣を行つております。本年度は、串間市都井岬の小松ヶ丘展望広場の整備や日之影町の森林セラピーロード整備など、5つの市町の取り組みに対し補助を行いますとともに、体験・滞在型観光「ゆっ旅宮崎」を推進する取り組み等に対しましても、支援を行つていくところであります。

○外山 衛議員 続きまして、観光客の誘客対策についてであります。知事も東アジア市場に関心を寄せておられる旨のコメントを新聞紙上で目にいたしました。そこで、県として、国外向けの取り組みに対しどのような方向性を示されているのかを、商工観光労働部長に伺ひます。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 海外向けの観光誘客対策につきましては、韓国、台湾、中国、香港の東アジア市場を中心に、本県の知名度向上対策や旅行会社や航空会社が行う旅行商品の企画、造成への支援などに取り組んでおります。特に、定期便が就航し、本県への観光客が多い韓国、台湾については、知事、副知事のトップセールスを含む、切れ目のない現地でのプロモーション活動を展開しております。また、中国についても、個人観光客へのビザ発給要件が大幅に緩和され、訪日観光客の増加が見込まれますことから、8月には副知事を団長とする訪問団が北京を訪れ、中国政府や北京市、旅行関係者等に観光リゾート地としての高いポテンシャルを売り込んだところでございます。今後とも、東アジア市場における本県の知名度向上に努め、現地の旅行会社や航空会社との連携強化を図ることで、新たな観光需要を掘り起こし、海外からの観光客増加につなげていきたいと考えております。

○外山 衛議員 県職員の皆さんが現地へ行って——海外ですね——肌で感じてくることも大事であります。見て触れることによって感性が養われ、何かを見出して、新たな展開、斬新なアイデアが生まれることもあるのではと思いますが、商工観光労働部長の見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 海外に出かけ、その国の文化や習慣、国民性等に触れる経験を持つことは、議員のお話にありましており、見聞を広め、また見識を深めることにつながり、新たな発想や斬新なアイデアを持つ職員として大きく成長するものと考えております。これまでも、韓国、台湾、香港、中国など東アジア地域を中心に、観光プロモーション活

動や物産展等へ職員を派遣してきたところであり、その後、政策立案やPR、販売促進活動等において大いに力を発揮してもらっているところでございます。今後とも、海外、特に成長著しい東アジア地域の業務出張においては、可能な限り若手職員に経験を積ませるなど、十分に意を払ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 できるだけ機会あるごとに派遣をお願いしたいと思います。我々議員もやっぱりたまに行かんといかんですね。

観光に限らない県産品の販路拡大の施策でもって「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」なるものが展開されていますが、同じく内容について商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 平成20年度に策定をいたしました「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」では、成長著しい東アジアでの販路拡大を図るため、香港、シンガポール、中国など、重点的に取り組むべき輸出相手国と輸出品目を定めるとともに、県産品の定番・定着化、県内企業の輸出力強化と輸出環境の整備、そして輸出拡大の支援という3つの柱を掲げまして、官民一体の取り組みを行っているところであります。具体的には、現地での物産フェアの開催や海外見本市への参加、海外からのバイヤー招聘、上海市でのチャレンジショップの開設などに取り組むとともに、輸出コーディネーターや輸出促進相談員の配置などにより、県内企業に対する支援を行っております。これらの取り組みによりまして、台湾や香港において、カンショ、牛肉、漬物、焼酎などの定番・定着化が図られますとともに、輸出に取り組む県内企業が、平成20年度の52社から平成22年度には63社に増加するなど、着実に成果が出てきているところであります。円高の進行など



厳しい情勢もございますが、引き続き、東アジアにおける定番・定着化や輸出環境の整備に戦略的に取り組み、県産品の一層の輸出促進に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 全国的な自粛ムードによりまして、さらに経済が冷え込むことが懸念をされます。そこで、消費マインドを刺激する施策が必要と思われまます。経済活性化のために、飲食や旅行など、県民に小さなぜいたくを推奨してはと考えますが、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 地域の経済を活性化する方策の一つとしまして、県内の観光・消費需要を喚起し、その拡大を図ることも重要なことであります。このため、県といたしましては、これまでも、各地域におけるプレミアム商品券の発行やイベントの開催に対する支援等の対策を実施してきてところでありますが、100万泊県民運動といった新たな視点も取り入れながら、議員御提案のように、県民の皆様には財布のひもを少し緩めていただき、小さなぜいたくをしていただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

**○外山 衛議員** 部長、済みません。ちょっと質問が前後しましたので、1点戻りますね。海外に目を向けつつ、国内観光の拡大も重要課題であります。県の施策で「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」というのがありますが、現在どのように動いているか、具体的な取り組みと今後の展開方策を商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 100万泊県民運動につきましては、県民の方々に、知りたい、行きたい、泊まりたい、そしてまた行きたいというようなことを思っただくことが、まずは必要だと思っております。このため、市

町村や観光協会等と連携し、観光情報サイトや各種広報媒体を通じて、観光地やイベント開催等のしゅんの情報を県民の方々に幅広く発信しているところであります。また、受け皿となります観光地の魅力向上も重要でありますことから、観光資源の磨き上げや、新たな観光資源の開発、体験・滞在型観光の充実などに取り組む市町村等に対し、先ほどお話し申し上げました「魅力ある観光地づくり総合支援事業」等により支援を行っているところであります。商工観光労働部といたしましては、100万泊県民運動は、県内観光の活性化にとどまらず、中長期的には国内外からの観光誘客につなげていくべきものにとらえておりまして、このような観点に立って、これまでの取り組みをさらに充実しますとともに、市町村や観光協会等と連携しながら、新たな取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 商工観光労働部長にもう一点伺います。食を楽しむ仕掛けは重要であります。日南におきましてはカツオ炙り重、延岡ではチキン南蛮、都城におきましては、先ほど・原議員が紹介されました焼き肉三昧——肉が3枚じゃないですね。三昧ですね。それぞれ評価されつつあるようではありますが、宮崎の庶民的なグルメとして大いにPRをしていただきたいと思います。ついては、どう対応されるのか、また新たな展開についての取り組みを商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 詳細にお答え申し上げたいと思います。本県ならではの食は有効な観光資源であり、県内外からの誘客につながるものと考えております。そのため、今お話がありましたような「日南一本釣りカツオ炙り重」や「都城焼き肉三昧炭火定食」を初

め、地元ならではの食の情報につきまして、本県の情報誌「Jaja」や「旬ナビ」、旅行会社向けの商談会など、さまざまな機会をとらえて情報提供に努めているところであります。また、「東児湯鍋合戦」や、先月開催されました「みやざきグルメとランタンナイト」など、食をテーマにしたイベント開催への支援も行っております。さらに、このようなイベントを旅行商品に組み込んでいただくよう、セールス活動も展開しているところであります。今後とも、地域と連携しながら、メディア活用などによる情報発信を行うとともに、地域の素材を生かした新たなメニューの共同開発や食のルートづくりなど、食を生かした観光振興の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。

続きまして、農政水産部長に伺います。中野明議員の代表質問との重複となりますが、農林水産業の6次産業化を進めているとのことですが、具体的な取り組み、現時点での成果や課題等、お伺いしたいと思います。また、目指すところは、「儲かる農業の実現」という理解でよろしいか、あわせて農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 6次産業化は、農林漁業者みずからが、生産を起点として加工や販売の分野にも事業展開しまして、新たな付加価値を経営に取り込むことにより、農林漁業者の所得向上を図ろうとするものでございます。県におきましては、地域ごとに推進体制を整備し、6次産業化に取り組む農業者等の掘り起こしを行いますとともに、県農業振興公社に加工や販売分野の専門家を配置し、具体的な支援を行っているところでございます。これらの取り組みの結果、国の6次産業化計画の第1

回認定におきまして、養豚経営の法人が新たに自社でハンバーガーやハムなどの加工及び移動販売を行う取り組みなど、本県から7件が認定されたところであります。今後は、これらの計画実現に向けた事業者へのフォローアップを行いますとともに、意欲的な事業者の育成や企業等との連携につながるマッチングの機会の確保に努めることにより、「儲かる農業の実現」につながる6次産業化の成功事例をさらに積み上げてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、水産業振興について伺います。近年の漁業経営は、燃油や資材の高騰による漁業経費の増加や景気後退後の魚価低迷、水産資源の減少など、厳しい状況が続いております。本県の漁業が将来にわたって継続していくためには、長期計画にも示されているように、早急な資源の回復とともに、漁業所得の向上を図ることが必要と考えますが、県はこのような課題にどのように取り組まれるかを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県におきましては、ことし6月に策定しました「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」に基づき、「儲かる水産業の実現」を目指して、水産資源の回復と漁業所得の向上を進めていくこととしております。水産資源の回復につきましては、資源の状況に応じた漁業管理が重要でありますことから、今年度、漁業・資源管理室を設置し、漁業と資源の一体的な管理を進めているところでございます。また、資源評価に基づく適切な資源管理を継続して行うことを基本とし、種苗の放流や育成の場づくりなどにも積極的に取り組みながら、着実な回復に努めてまいりたいと考えております。漁業所得の向上につきましては、県及び関係団体で構成する「儲かる水産業実現

プロジェクト」を設置し、農商工連携や6次産業化など、収益性の高い漁業経営体の育成や、競争力のある生産・流通体制の構築に向けた具体的な取り組みを今後進めていくこととしております。以上です。

**○外山 衛議員** 財政の厳しさと国策に倣う施策によりまして、公共投資額は減少の一途であります。宮崎における経済基盤に目を向けますと、建設業界の趨勢は、県勢の発展には必要不可欠であると考えます。そこで、近年の建設業界の実情についてどのように分析、認識されているのかを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 本県では、建設投資額がピーク時に比べ半減していることに加え、一般競争入札の拡大に伴う競争性の高まりなどによりまして、建設産業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況であると認識をしております。そのような中でも、地域の建設業者の皆様には、口蹄疫や鳥インフルエンザ発生の際の埋却処分や消毒作業、それからまた新燃岳噴火に伴う火山灰処理など、現場の最前線で地域を守る担い手として使命感を持って対応いただいているところであります。このように建設産業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応はもとより、中山間地域を初めとする地域の経済と雇用を支える重要な産業であると考えておりますので、県といたしましても、技術と経営にすぐれ、地域に貢献していただいております建設業者の皆様が伸びていける環境づくりに、一層努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 一昨年でしたか、県の指導といたしますか、提案という形でもって盛んに説明会等を開催され、建設業者の他業種、異業種への進出促進に熱心であったように記憶しておりますが、現状とあわせて成功事例等、示してい

ただきたいと思っております。同時に、この取り組みの今後についても、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 県では、建設業に軸足を置きながら新分野への進出を図る建設業者に対しまして、必要な経費の一部を補助する「建設産業経営基盤強化支援事業」を平成19年度から実施してございまして、平成22年度までに、農業や小売業、サービス業などへの進出を図る、延べ98の建設業者に支援を行ったところであります。これらの企業の中には、例えばパンの製造販売、レストラン事業に進出しまして、現在3店舗を展開している企業や、あるいは約5,000羽のみやぎ地頭鶏を飼育するとともに、鶏ふんの堆肥化の研究も進めている企業など、積極的に新事業の展開を図っている事例も見られるところでございます。新分野への進出に当たりましては、補助金を活用した企業の方から、販路開拓や、品質の向上、均一化などが課題との意見を伺っておりますので、新分野進出後のフォローアップ強化など、今後とも、県産業支援財団などの支援機関との連携を図りながら、支援に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 続きまして、教育委員長にお伺いいたします。今回の東日本大震災を教訓として、学校における防災対策や防災教育等の見直しが行われているようでありますが、子供たちの心の健康についても目を向ける必要があると思っております。学校現場における災害への備えとして、物的な防災対策だけでなく、児童生徒の心のケアのあり方について検討するべきと考えます。そこで、教育委員長は実際に被災地の様子を目にされたとも聞いております。また、臨床心理士としての専門的な経験を踏まえて、災

害後の教育現場における児童生徒の心のケアについての見解をお伺いいたします。

**○教育委員長（近藤好子君）** 私は、この8月、宮城県山元町に参りまして、現地の教育関係者の方々からお話を伺い、実際に被災地の状況もつぶさに拝見させていただきました。私自身が自分の目で見、心で受けとめたことを踏まえて、お答えさせていただきます。

人は本来、困難な状況を乗り越えていく力を持っていますが、強いストレスを受けると、当然、心や体に大きな変化を生じ、回復がおくれます。そのために、回復を支援する心のケアが重要になります。心のケアを適切に進めるためには必要なものがあります。それは「安心」と「きずな」と「表現」です。安全な環境で、安心できるつながりを実感し、自分の思いを言葉や体で安心して表現する場を確保することが重要となります。

特に、災害後の教育現場における心のケアで忘れてはならないことがあります。それは、児童生徒の心のケアに当たる学校関係者もまた被災しているということです。つまり、学校全体をケアする視点が必要となります。そのためには、被災地域外の専門機関や専門家の支援が必要です。今回の震災後の児童生徒の心のケアに関しましては、被災県以外の臨床心理士などの専門家が被災地域と連携し、学校の依頼に沿った支援を続けられています。災害は、将来だれもが必ず出会う、避けることができないものです。今、必要なことは、心のケアに関しての正しい知識を持つことです。正しい知識を持って当たらなければ、さらに回復をおくらせることにもなりかねません。そして、その知識をもとに適切に支援依頼ができるよう、専門機関等の情報を把握しておくことも重要だと考えます。

私が今回、山元町の方々のお話を聞きながら心に残ったことは、山元町の教育関係者の皆様方が、一つでも少しでも多く宮崎に伝えたいという思いを強く持っておられたことです。山元町との縁を大切に、これからも多くのことを学び、本県の防災教育に生かしていきたいと考えております。

**○外山 衛議員** もう一点伺います。県内の各学校では、避難訓練等の防災教育に取り組んでおられますが、東日本大震災におきましては、まさに学校にとっても先生にとっても、経験をしたことのない対応に迫られていた状況であったと思います。そこで、今後の防災教育ではどのようなことが求められるか、教育委員長の見解をお伺いいたします。

**○教育委員長（近藤好子君）** 防災教育には、「みずから考え、判断し、行動する力」に加えて、「あきらめない心」を育てるということが求められていると考えております。災害には、学校以外の場でも当然出会います。つまり、子供たちが一人のときでも自分の命を守ることができる防災教育が必要であると考えます。そのためには、過去の歴史や基本的な知識、より多くの具体例などを学び、危機の際に想定する力やイメージする力をはぐくむ防災教育が求められていると考えます。また、それは子供の発達段階や年齢に合ったものでなければならないと考えます。

例えば、人が歩けないほどの揺れは震度6強以上と想定されます。その場合、10分以内に6メートル以上のところへ避難するようと言われていますが、果たして子供たちに6メートルということが理解できているかということが、私には大変気になります。6メートルの高さを学ぶ一例として、道路に設置されています信号

機が通常5.5メートルほどですから、それよりさらに高い建物へ避難するなど、具体的で理解しやすい知識が必要となります。

新聞の記事ですが、岩手県宮古市の小学校の校長先生が、「自分や友達を守る力は、ふだんの遊びや学習の積み上げである」と話されております。防災教育に限らず、教育という場の日々の取り組みが、子供たちのこれからの生きる力につながっていくと、改めて感じるところであり、教育委員会といたしましても、このような教育の実践にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

**○外山 衛議員** ありがとうございます。

続いて教育長にお伺いいたします。宮城県山元町の小中学校に本県の先生方を派遣する事業が行われました。この支援事業におきましては、被災した子供への対応だけでなく、避難場所としての学校の姿や、復旧の様子を目の当たりにされ、これらの経験は貴重なものであったと思います。そこで、夏休み学校サポート活動の成果と、今後どのように本県教育に生かしていくのかを教育長にお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 山元町における夏休み学校サポート活動につきましては、宮城県山元町の小中学校4校へ、県内すべての市町村から推薦されました教員等36名を派遣いたしまして、学校教育の面から被災地の復興支援を行ったものであります。この活動におきましては、学習指導、図書室の整備、支援物資の仕分けなど、各学校からのさまざまな支援要請に対する積極的な取り組みにより、子供たちの学習進度のおくれを初めとする被災地が抱える教育的課題の解決に尽力し、現地の教育長や校長から感謝いただいたところでありまして、また、派遣された教員等は、被災地の視察や校長から被災体

験を聞く機会を通して、災害発生時における児童生徒の安全確保や、避難所となった学校における対応など、学校の防災体制や防災教育のあり方について認識を新たにしたところでありまして。

県教育委員会におきましては、このサポート活動で得られましたさまざまな成果や教訓を本県の教育に生かすために、市町村教育長等の参加のもと、活動報告会をこの9月2日に開催したところでありまして。また、これに加えまして、先ほど教育委員長からもお話がありましたけれども、現地の教育関係者は、宮崎で自分たちの経験を何らかの形でお使いいただければありがたいというようなことをおっしゃっておりますので、その御厚意に甘えまして、10月31日には、山元町の被災した学校の校長を講師に招いて、教育関係者等を対象といたしました防災研修会を開催することといたしております。今後は、派遣された教員が、それぞれの市町村においても、その成果を広く伝えていただくことはもとより、防災研修会の開催や防災マニュアルの見直しなど、学校における防災教育の中核的な役割を担っていただけるものと期待いたしております。以上です。

**○外山 衛議員** 体力の向上、精神面の鍛錬などの意味合いからの取り組みと理解をしますが、武道の必修化についてであります。24年度から実施されるようではありますが、現状等を教育長にお伺いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 武道の授業における取り扱いではありますが、今回、学習指導要領が改訂をされまして、すべての生徒が、中学校1年生から2年生の2年間で、柔道、剣道、相撲の中から少なくとも1種目を履修することになっております。なお、この3つの種目に限ら

ず、地域や学校の実態に応じまして、なぎなたなど、その他の武道についても、学校長の裁量で履修させることができることとなっております。県教育委員会ではこれまで、指導者の資質向上を図りますために、保健体育科担当教員を対象に、武道に関する講習会を開催しているところでありますが、本年度は、柔道、剣道、相撲に加えまして、空手道につきましても、実技講習を実施しますとともに、関係団体の協力を得ながら、武道の授業に専門家を派遣する取り組みを行うこととしております。また、一昨年度から、必修化に備えまして、武道における指導方法や指導計画作成上の留意点並びに安全指導の徹底等につきまして、指導を行ってきているところであります。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携しながら、今後とも、各中学校におきまして、武道の必修化が円滑に進められますとともに、授業の充実が図られるように支援に努めてまいります。以上です。

**○外山 衛議員** ことしの高校総体において、男子バスケットやハンドボールが全国優勝を果たすなど、選手たちの活躍に心から敬意を表したいと思います。優秀な成績をおさめたことの分析を含め、大会の総括を教育長にお願いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 本年度の全国高等学校総合体育大会は、7月から8月にかけて北東北4県で開催され、本県からは28の競技に出場をいたしました。その結果、34種目の入賞がありました。中でも、男子バスケットボールが3年ぶりの優勝、男子ハンドボール、女子カヌー総合の初優勝を初め、団体、個人合わせまして7種目の優勝を果たすなど、県民に元気と感動を与えた大会となりました。このこと

は、競技力推進校の指定や、ジュニア期からの優秀選手の発掘・育成、中学生と高校生による合同練習の実施など、小・中・高一貫指導体制による取り組みが着実に実を結んできているのではないかと、そういうふうな受けとめをいたしているところであります。また、昨年度から全国の強豪校を招聘しまして、本県のトップチームが挑戦する「みやぎきチャレンジマッチ事業」を実施しておりますが、その実施競技でありましたバスケットボールとハンドボールで全国優勝につながったことは、大変感慨深いものがございます。

なお、全国高校総体の開会式にありますが、本県の選手団が、昨年度の口蹄疫等での支援に対するお礼の気持ちを込めた、「がんばろう東北 がんばろう日本」と書かれた横断幕を持って元気よく行進し、被災した方々へエールを送る姿にも、私、直接触れまして、深い感銘を受けたところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会や関係団体と連携しながら、少年競技力の向上に積極的に取り組んでまいります。以上です。

**○外山 衛議員** 文化面におきましても、福島県を中心に開催されました全国高校総合文化祭で本県の高校生が活躍する姿が報道されてきました。昨年、口蹄疫終息後に開催した本県から、原発事故で苦悩する福島県へのバトンタッチということで、一層意義深いものがあったと思いますが、ことしの全国高校総合文化祭についても、総括を教育長にお願いいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 全国高等学校総合文化祭福島大会は、震災の影響から、残念ながら一部開催を見送る部門もございましたが、総合開会式及び全19部門に全国から約1万2,000人の

高校生の参加があり、大きな感動とともに終了いたしました。本県からは、作品出品を含め、出場権のある部門、総合開会式等に236名が参加をし、その結果、書道部門で2名が入賞をいたしました。本県の高校生は、福島大会を支援するために、開催前からメッセージボードを届けるとともに、義援金を送ったり、開催が見送りとなった吹奏楽部門の現地公開収録会に、県の合同吹奏楽チームとして全国で唯一、参加したりするなど、昨年、口蹄疫禍にあった宮崎大会の開催に際し、全国から多くの元気や勇気をいただいたことへの感謝の気持ちと、復興を願う強い気持ちを伝えようと、熱い思いを持って取り組んでくれました。福島県の高校生からは、昨年の困難を乗り越えて開催された宮崎大会の成功、感動が大きな励みになったという声も聞かれておりました。私も、近藤教育委員長とともに総合開会式に参加をいたしました。本県の高校生は、前年度開催県として、しっかりとバトンを引き継いだだけでなく、笑顔と感動を届け、復興への力強いエールを送ることができたと思います。また、さまざまな困難を乗り越え、明るい笑顔で大会を成功させた福島県の高校生の姿から、決してくじけない心や、人と人とのきずなの大切さを、昨年に引き続き、生徒たちは改めて実感できたのではないかと、そのような受けとめをいたしております。以上です。

**○外山 衛議員** 教育長、もう2点お伺いします。学習面ではありますが、授業がわからない、おもしろくないといった声を耳にすることがあります。スーパーティーチャーなど上手な先生もいらっしゃいますが、教師にやる気や工夫が足りないために、授業内容が理解できない子供たちがいるのも事実であります。いわば教育の不公平とも言えるわけでありまして、学校にこ

のような現実があることをどうとらえ、対処されるのかを教育長に伺います。

**○教育長(渡辺義人君)** わかる授業や生徒の知的好奇心を高める授業を展開することは、教師に求められる最も重要な使命の一つではありますが、教師の経験年数等によって指導力に差が生じるという状況もございます。また、教科内容が専門化、高度化する中で、授業が理解しづらいついて感じている生徒もいるようでもあります。このため、県教育委員会におきましては、教員の資質・教科指導力向上に向けまして、初任者研修や10年経過研修、長期研修など、各種研修の充実を図りますとともに、各教科の指導主事が授業を見て助言指導を行う学校訪問を実施するなど、さまざまな支援を積極的に行っているところであります。また、それぞれの教科の中核を担う教師を養成するための「宮崎授業力リーダー養成塾」事業を推進したり、教科指導力向上支援教員による授業公開を実施したりしております。さらに、高校生活をスタートした生徒が、初期の段階で苦手教科をつくらないようにするための取り組みといたしまして、高校1学年の教科担任を対象にいたしました基礎学力定着指導研究会を本年度から開始したところであります。また、各学校におきましても、効果的な指導がなされるよう、校長の指導のもとで、それぞれの教師がみずからの授業の創意工夫を重ねたり、さまざまな校内研修等を行い、授業力向上に努めております。今回策定をいたしました「第二次宮崎県教育振興基本計画」でも、教職員の資質向上を重要施策として盛り込んでおりますので、今後、授業がわかる、おもしろいという生徒がふえていくように、積極的な施策の推進に取り組んでまいります。以上です。

○外山 衛議員 続きまして、教師の評価につきましては、子供たちの声を尊重すべきと考えます。授業がわかる先生、指導者としてふさわしい先生など、教師の真の評価は、当事者の子供たちが一番よくわかっているわけでありますから、それらのことを加味しながら勤務評価的なことがなされ、給与等の待遇に反映させるといったことができるのであれば、教師のやる気も喚起できるのではと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会におきましては、教職員の資質向上を図ることを目的といたします教職員評価制度を設けているところであります。この評価制度は、教職員の自己評価をもとに、管理職が教職員と面談の上、評価を行うものでありまして、面談に当たりましては、授業に対する児童生徒のアンケート結果も参考にしているところであります。この評価結果につきましては、授業力向上等の教職員の能力開発に積極的に活用しますとともに、管理職や主幹教諭、指導教諭への昇任にも生かすことによりまして、教職員のやる気の向上を図っているところであります。今後とも、教職員評価制度を活用し、教職員の意欲の喚起を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○外山 衛議員 最後に、県警本部長に伺います。犯罪の低年齢化、そして多様化、また専門的知識を要する事案に対応するためには、頭脳といいますが、考える力、応用力は必然であります。体力、気力の充実がその前提となるのではと考えます。そこで、警察官の採用に当たり、そういったことが反映されているものかどうかを県警本部長に伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察官には、凶悪事件や大規模災害発生時の救助活動を初め、

あらゆる事態に的確に対処する精強な職務執行力が求められます。そのため、体力にすぐれた警察官を採用するということが大変重要であります。警察官採用試験におきましては、従来から、敏捷性、持久力、そして柔軟性等、警察官として必要な体力についての検査を実施してきたところであります。また、平成21年度からありますけれども、体力検査の点数配分を引き上げるということで、より体力を重視する観点での改善を行ってまいりました。その結果、体力のある受験生がより多く合格するということになりまして、知力、体力ともにバランスのとれた警察官が確保できているというふうに考えております。なお、採用後でありますけれども、警察学校、それから配置をされました警察署等におきまして、柔道、剣道、逮捕術等の術科訓練にも積極的に参加をさせるということで、気力、体力の充実に努めさせているところであります。

○外山 衛議員 今回、項目が多かったために少しはしよりました。自分の時間は残ったんですが、トータルの時間が参りましたので、質問を終わります。どうもお疲れさまでした。（拍手）

○十屋幸平副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時5分散会



9月13日（火）

# 平成 23 年 9 月 13 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	岩 下 斌 彦	(自 民 党 つ く し の 会)
3 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自 由 民 主 党)
7 番	松 村 悟 郎	( 同 )
8 番	内 村 仁 子	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	岡 師 博 規	(日 日 新)
15 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
17 番	太 田 清 海	( 同 )
18 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
23 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
24 番	外 山 衛	( 同 )
25 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	横 田 照 夫	( 同 )
34 番	中 野 一 則	( 同 )
35 番	中 野 廣 明	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	十 屋 幸 平	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
県 民 政 策 部 長	渡 邊 亮 一
総 務 部 長	稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	加 藤 裕 彦
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	甲 斐 景 早 文
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	渡 辺 義 人
警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	四 本 孝

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 高 勝 弘
事 務 局 次 長	成 合 修
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	武 田 宗 仁
政 策 調 査 課 長	福 嶋 幸 徳
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	前 田 陽 一

◎ 一般質問

○十屋幸平副議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。質問に入ります前に、さきの台風で犠牲となられました方々の御冥福を心からお祈りいたしまして、そして被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、知事の政治姿勢に関する問題から順次伺ってまいります。

知事は、施政に際しての基本理念として、「対話と協働に基づく県民総力戦」を標語とされました。つまり、県民の声に十分耳を傾け、官と民とが互いに理解し合い、その上でそれぞれがその役割を果たし合いながら、一体となって県政を発展させていこうということであろうと存じます。河野知事は、直接宮崎県にかかわられたのは、総務部長及び副知事として本県に在籍された6年間のみであり、あえて対話の姿勢をモットーとされたのは、県民の信頼感や親近感につなげたいとの強い思いもあつてのことかと拝察をいたすところであります。そこで、知事にお尋ねをいたしますが、知事のみならず、副知事までもが中央省庁の御出身であるがゆえ、県民には、今、県政に対し、大きな期待と同時に幾ばくかの懸念もあるようであります。具体的に申し上げますと、国とのパイプの大きさ、これに対する期待も大きいものがある

わけでありますが、すなわち中央への影響力の大きな期待であります。そしてまた一方では、地元の人じゃないから、本気で宮崎のために力してくれるのだろうかとの払拭し切れぬ不安であります。知事は、これら県民の思いをどう受けとめ、どう対応していかれるのか、施政に際しての基本的な考え方をお願いいたします。

後は自席から質問をいたします。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

県民の皆様のおいについてであります。県民の皆様からの期待と不安という御指摘でございました。期待につきましては、ありがたく受けとめて、それを胸に頑張るまいりたいというふうに考えております。不安という面でございますが、副知事も含めてともに中央省庁出身ではないか、どれだけ本気でこの宮崎のためという御指摘でございしますが、私は宮崎県民となりまして7年目を迎えるわけでございますが、今、御紹介いただきましたように、県民の皆様との対話、そして現場主義を基本といたしまして、可能な限り県内各地に赴きまして、県民の皆様を初め市町村、関係団体の皆様と、きめ細かく丁寧な対話を心がけることによりまして、宮崎県に軸足を置いた県民本意の県政運営に努めているところであります。副知事の選任に関しましては、これまでも御説明しましたとおり、口蹄疫を初めとするさまざまな農政を中心とした課題に対して、しっかりと知識、経験、また国とのパイプというものを生かしてまいりたいということで、牧元副知事に就任していただいたわけでございますが、結果的に、知事、副知事が省庁出身になったということでございます。国との関係、さまざまな課題がござ

いますので、予算、また制度改正の要望など、あらゆる機会を通じまして、私や副知事が持つパイプというものを十分に生かしつつ、大変厳しい宮崎の実情・実態が反映されるよう、強く国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。これからも宮崎に軸足を置いて、この宮崎の発展のために全身全霊で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○坂口博美議員** どうもありがとうございます。やはり地元のことを一生懸命やっていたけるということで、安心できたんじゃないかなと思っております。また、県民が寄せておる大きな期待という、具体的に言ったら、やっぱり国からお見えになったお二人だから、本県のためにたくさん予算を獲得してくれるんじゃないかという具体的な露骨な期待が大きいようであります。なかなか難しいんですけども、例えば昨年、本県は口蹄疫に遭いました。知事が副知事を辞任されたのが、たしか10月13日だったと記憶しています。当然、それまで一生懸命やっていただいたんです。そのとき、口蹄疫に関する県費を相当出しておりました。100億余り。第1回目の特交が交付される直前でありました。隣の中村さんが議長のとときだったんですけども、東国原前知事と国とがちょっとぎくしゃくした関係で、あんまり激しくやってくれらるなど、次の予算が心配だというような状況の中で、しかも知事が副知事をおやめになった後だったものですから、これは100億以上出費していて、60～70億もらえればいいほうかなというのが率直な感想だったんですけども、結果的には年末に、口蹄疫関連が109億円、それから一般、特交が19億円、合計128億円交付されました。その後、1月21日に知事就任式、その後は

3月の2回目の特交だったんですけども、このときにも14億ぐらいだったですか、通常分30数億がしっかり確保できたということで安堵したわけですが、あのとき、もし河野知事が既にここにいられたらどうだったろうかと、「もし」はないわけですけども、そういうことを考えながらのきょうの質問でありました。今お答えいただきましたように、この交付税等いろんな財政に絡む制度の改革も含めてということなんですけれども、これまでも幾度か議論してまいりましたが、やはり地方交付税に係る基準財政需要額算定ですね。きょうは副知事もお見えですけども、我が県は農業県であります。農業なら、農業経費の基準財政のあり方というのが、戸数、人口、面積となっているものから、本当に家庭菜園というようなところでもたくさん農家があれば、宮崎とほぼ同じぐらいの財政需要額になるんですね。ところが、これを出荷額で見えますと、本県は全国平均の2倍、カロリーベースでいっても、60%ぐらい生産している県なんです。それが10%、3%の県と一緒にするのはおかしい。ここらへんは変えていただかないといけない。ぜひこういった制度についても、今度は知事として頑張っていただきたいし、特交については、もちろんであります。これは要望をいたしておきたいと思いません。

そこで、財政問題について、知事に具体的にお伺いしたいと思います。

長引く景気低迷の中で、申し上げましたように、口蹄疫がありまして、せんだっての一般質問でも出ましたけれども、28億円ほどの県単公共事業などを中心に、地域の経済対策を一生懸命やっていただきました。しかしながら、依然として、まだ景気・経済を取り巻く環境という

のは、全国的になかなか厳しいわけでありませう。さらに、東日本大震災ということで、相当大的なダメージを受けました。円高や株安も激しく進んでおります。こういった依然として厳しい状況ですが、そんな中で野田総理大臣が誕生いたしまして、もともと財務大臣でありました。そのときから、財政再建というものを前面に出して、厳しい姿勢で臨まれていたんです。その野田総理ですけれども、財務大臣当時に、予算のあり方として、長期的に見ていこうということで、中期財政フレームというのをまず設定して、その中で翌年度の財政を組んでいこうということで、去年が初めてでありました。ですから、ことが初めての改訂になります。中間で見直すんだという、それをもとに来年度の予算を組んでいくということで、その改訂というのが8月にずれ込んで、ついこの前、終わったばかりです。だから、特例で今度、概算要求の締め切りを9月末にしてしまったんですね。一日も早く来年の予算がどうなるのかということを知りたい本県にとりましては、このおくれというのが今後どう響いていくのか。ややもすると、来年度の予算編成に間に合わないぐらい響くんじゃないかという心配も持っていますけれども、そこらの見通しというのを教えていただきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘にありましたように、24年度の国の予算につきましては、例年と異なりまして、財務省が8月23日に各省庁へ「概算要求に向けての作業手順」を示しまして、9月末の要求締め切りに向けて、実務上の作業が1カ月おくれて進められているというふうに伺っております。また、国において検討が進められております社会保障と税の一体改革の問題、さらには東日本大震災の復興財源の取り

扱いなど、大きな制度改革等が検討されておるところでございまして、来年度以降の地方の税財政制度に影響が生じることも考えられるところでございます。私どもとしましては、そういうところに大変不安を持っておるところでございますが、県庁内部の作業というものは粛々と進めながら、一方で、今後、国の動きに対しましては、しっかり情報収集を行うなど、国の動きというものを十分注視しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、知事に、この数年間、経済対策ということで造成されてきた基金についてお尋ねしたいんですが、麻生政権、自民政権のときでありました。さまざまな基金を造成して、それで事業をやっているということで、福祉、雇用、子育て、さまざまな事業をその基金をもとにやってきたんですけれども、平成20年、21年にかけてつくられた基金のほとんどは、今年度が最終年度になっておるわけです。しかしながら、どの事業も大変ありがたい事業で、また、これが今打ち切られると、即座に、具体的に暮らしにかかわるようなものばかりであります。今後とも、ぜひこれは継続していくべきなんですけれども、この見通しについて、知事にお伺いをしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘にありました国の経済対策などによりまして、造成した基金につきましては、これまで雇用対策を初め、福祉、医療、環境対策、さらには公共事業など、さまざまな分野の事業において活用がなされ、財政的にも一息ついたというところがあるところでございますが、これらの基金の多くは、23年度までが活用の期限となっております。社会

福祉施設等の改修ですとか公共投資のための基金など、これまでの期間によりまして一定の目的を果たしたものもありますが、一方では、民間の自主的な取り組みなどを支援するための事業ですとか、県民の医療、雇用の維持などを図る事業など、期限到来後も一定の取り組みが求められるものもございます。緊急雇用創出事業臨時特例基金につきまして、設置期限が延長される動きなどもあるわけではありますが、いずれにしても財政状況が非常に厳しい中、こうした基金にかわる新たな財源が確保できない場合は、事業の継続は困難となる見込みでありますので、基金の設置期限の延長ですとか新たな財源の確保などにつきまして、引き続き、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** どうぞよろしく申し上げます。我々も意見書なんかも考えなければいけないかなとも思っております。

続けて、知事にお伺いをします。地方交付税についてなんですけれども、先ほど申し上げました中期財政フレーム、これを通過しまして、今度は基礎的財政収支対象経費を71兆円、ですから、国債費と調整繰入金を引いた分が71兆円で来年度も予算が組まれるということです。社会保障費の自然増というのが当然あるわけですから、これらが地方交付税に響いてくるんじゃないかな、削減されるんじゃないかなという懸念を大きく持っているんですけれども、その見通しについて、知事にお伺いをいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 国が示しました「概算要求に向けた作業手順」によりますと、来年度の地方交付税につきましては、「中期財政フレームとの整合性に留意しつつ要求する」というふうにされておまして、ほかの裁量的経費な

どのように、一律10%削減の対象とはなっておりませんが、その総額につきましては、今後、年末の地方財政対策などを経て決定されるものと考えております。今、御指摘がありましたように、社会保障経費の自然増などが1兆円以上見込まれているところございまして、全体をこの71兆円にはめ込む、そのつじつまを合わせるには、地方交付税も含めた最大限の節減努力が必要ではないかということが見込まれているところでございます。いずれにいたしましても、県税等の自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤にある本県といたしましては、ふえ続ける社会保障関係費への対応を含め、必要な地方交付税総額の確保につきまして、年末のそういう地方財政に向けた議論などに、全国知事会等と一体となりながら、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 特に力のない、財政基盤の弱い県にとっては深刻な問題だと思います。今の説明のようなことなんですけれども、具体的に10%削減で、義務的経費を除いた政策的経費が大体1兆2,000億円ぐらい出る。その中の自然増が1兆1,600億円ですね。ほとんど残らない。とにかく71兆円という枠の中で泳ぐわけですから、減らした分はどこかに行くのは間違いのない。それを国費分だけでやってくれるのなら安心ですけれども、昨年も同じ手法をとりまして、ことしで2年目です。昨年は、地方交付税が入り口で7,000億円減らされました。公共事業が8,000億円減らされました。たまたま税収があったから、後の追加で、結果として出口では5,000億円ふえて出たんですけれども、ことしはそうはいかないわけでありまして。地方交付税ですけれども、これについては、政府も何かそ

れは触らずにそのまま確保するんだと言われて  
いるんですけれども、問題は、その調整され  
るという基準財政需要額を幾らに設定するかだ  
と思うんです。ここをしっかりと持たなければい  
けないと思うんですけれども、この本当の実態  
を、標準的な行政サービスにこれだけ必要だとい  
う、ここをしっかりと反映させていかなければ  
いけないと思うんですけれども、これら地財計  
画を含めた財政需要額の設定についての考え方  
を知事にお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 地方交付税の算定基礎  
となる基準財政需要額であります。地方公共  
団体の行政運営に必要な財源を保障するため  
に、地方財政計画の歳出見積りに基づきまし  
て、各団体において標準的な行政サービスを提  
供するために必要な経費が算入されているとい  
うものでございます。地方財政計画の歳出につ  
きましては、国と歩調を合わせまして、給与関  
係経費や投資的経費など、近年、抑制が図られ  
ている部分もありますが、一方で、医療、介護  
などの社会保障関係費の増額や、地域活性化・  
雇用等対策費の加算などの措置も講じられてき  
ておりまして、これらが毎年の基準財政需要額  
に反映されているというものであります。御指  
摘にありましたように、地方交付税総額の確保  
を図るためには、地方において必要な経費とい  
うものが適切に基準財政需要額に算入される  
ということが大変重要でありますので、特に財政  
力の弱い本県といたしましては、今後とも、国  
に対し、地方交付税の持つ財源保障機能の充実  
強化につきまして、強く求めてまいりたいと考  
えております。

○坂口博美議員 次に、臨財債についてお尋ね  
したいと思うんですけれども、これは最初は3  
年くらいと言っていたような気がするんですけ

れども、恒常化した感があります。この臨財  
債、せんだってから、この議会でもいろいろ問  
題になったわけですが、本県の場合、臨財債の  
果たす役割とか臨財債に対する認識といいま  
すか、そこらのところを、基本的なところでい  
いんですけれども、説明をいただきたいと思いま  
す。

○知事(河野俊嗣君) 臨時財政対策債につ  
きましては、地方財政計画上、見込まれます財  
源不足額を補てんするために、本来、地方交付  
税として算定される額の一部につきまして、特  
例的な地方債に振りかえられた、いわば地方交  
付税の代替財源であるものと認識しております。  
本来、地方交付税の財源不足額につきまして  
は、地方交付税の法定率の見直しなどにより  
まして対応がなされるべきものであります。国  
全体として税収の大幅な増が見込まれず、地  
方交付税財源総額の確保が困難と見込まれる  
現状におきまして、臨時財政対策債は、地方  
交付税制度の一部として必要な役割を担っ  
ているものと考えております。財政の健全性を  
確保する観点から、臨時財政対策債の発行につ  
きましてはさまざまな御意見もございませ  
が、その償還財源は、後年度に全額が地方交  
付税により措置されることが地方財政法によ  
りまして明確に規定されておりますので、例  
えば交付税措置がないものですか、あるいは  
少ない一般的な地方債というものは抑制しな  
がらも、こういった制度的に償還財源が担保  
されております臨時財政対策債につきまして  
は、自主財源に乏しい本県におきまして、  
県民への行政サービス水準を維持していく  
ために、活用していくべき財政措置である  
ものと考えております。

○坂口博美議員 私もそう思います。目い  
っぱいこれは執行していくべきたぐいの財  
源である

なと思っています。せんだって、このことについて、我が党の右松議員もお触れになりました。厳しいスタンスからだったんですけれども、それで僕も愛知県の執行枠残についてちょっと調べてみたんですけれども、どうしても見つけることができませんでした。岐阜県、これは残していたんですね。平成20年度、この年は246億円の臨財債を出しています。12億3,000万円を使っていないんですね。それから、平成22年度は700億円出して、118億残している。何かと、これは不交付団体でもないのになど。一方では、通常の県債、これは1,220億ぐらい出しているんですよ。元金も何も手持ち資金が要らないものを発行せずに、なぜそういうものを発行したのか、これはどうやってもわからないんですけれども、これはよその県の話でありまして、時間がもったいないですから次に移ります。

知事、副知事にちょっとお聞きいただきたいんですけれども、「我が宮崎の地たるや史跡豊潤にして人民すこぶる少なく、固有の天産に富むと言えども、これを收拾するの力足らず。捨てて塵芥となるもの、その幾ばくなるを知らず。日に月に困迫に傾き、まさになすべきの義に耐えざらんとするものは何ぞや。けだし人民の知力に乏しく資本の足らざるによる」、128年前、再置県のときの第1回の県議会の建議書にあるということがものの本に書かれておりました。県令田辺輝実、議長川越進。早速学校をたくさん整備し、道路をつくり、そして殖産、サトウキビの工場をつくって、砂糖で売るよりサトウキビだということで、6次産業化であります。今も同じ課題を、たくさんニーズが県政に対して寄せられております。加えて、防災、安心・安全、福祉、教育、環境、ますます増大

してきております。言いますならば、我々のニーズというのは日々とどまるところを知らない。だから発展があるのかもわかりませんが、こういったことに対して、行政は的確に対応しながら生活を守らなければならないと思うわけでありまして。ですから、財源はあらゆる手だてを講じて確保していくことが必要である。もちろん健全化は大前提であります。ですから、そういう意味で、私は臨財債というのは大いに活用すべきだと思うんです。ただし、県民の借金ではないけれども、国の借金には変わらない、国民の借金には変わらない。ここらのところが将来長く見たときのちょっと不安材料かなという気もしないでもありません。ですから、今後なんですけれども、やはり臨財債というのはあくまでも交付税ですから、代替、代替と言っていないで、とりわけ我が県のように財政力の弱いところ——先ほどの愛知県、県税だけで1兆円あります。留保金だけで2,500億円へそくれるんですね。我が県は800億円で、25%だから200億円しかへそくれない。そんなところと対等に配分されたんじゃ、なかなか難しい。ですから、自主財源の率でも何でもいいですよ。そこに応じて、逆に臨財債のパーセントは低くして、現金でもらえるような交付のあり方というものも、今後、改善していくことを求めていくべきじゃないかなと思うんですけれども、所見をお聞かせいただきたいと存じます。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のありましたように、財政力の強い・弱いにかかわらず、それぞれの地方はさまざまな行政課題を抱えておられるわけございまして、それをいかに財政面で調整するかというのが地方財政制度の大変重要な課題でありまして、地方交付税というものは、そうした地方団体間の財政力の格差を調整しま



して、財源の均衡化を図ることが大きな目的でありますので、その算定に当たりましては、本県のように財政力の弱い団体につきましては、財政力の強い団体よりも、臨時財政対策債への振りかえではなく、地方交付税そのものとして配分される割合を高くする必要があるものと考えております。このため、国におきましては、臨時財政対策債発行可能額の算定をするに当たりまして、これまで人口を基礎に一律に算定しておりました方式というものを見直しております。平成25年度からは、財源不足額に財政力を加味して算定する方式に改めることとされております。現在、移行措置がとられております。本県の場合、他県に比べて、相対的に臨時財政対策債が減少いたしまして、地方交付税の割合が増加する傾向にあるところであります。県としましては、今後とも、安定的な財政運営の確保のために、地方交付税の財源調整機能の強化などにつきまして、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 どうぞよろしく申し上げます。期待をいたしております。

次に、農政水産部長にお尋ねをいたします。

6月の議会で議決したばかりなんですけれども、第七次農業・農村振興長期計画、県はこれに「儲かる農業」を目指すんだということで推進の目標に立てておるわけですが、資材や機材あるいはあらゆる関連するものの値上がり、そして逆に産物の価格は下がっていくという大変厳しい中にあるわけなんですけれども、そんな中で、またTPPに対する心配すら出てきたわけですが、このような中であって「儲かる農業」、つまり生産コストにプラスアルファの出る農業、これをどのようにして現実のものにされようとしているのか、具体的な考え方をお聞

かせください。

○農政水産部長(岡村 巖君) 「儲かる農業の実現」につきましては、所得構成要因である生産量、また生産コスト、販売価格の3つの視点からの施策対応が必要であると考えております。生産量につきましては、新品種や栽培技術の開発、生産コストでは、省力・機械化技術の開発、物流の効率化、販売価格では、ブランド力や価格交渉力の強化など、多様なニーズにこたえる攻めの生産・流通・販売対策を講じることが重要であると考えております。また、本県農業の特徴である畜産や園芸などの集約型農業に加えて、加工・業務用に向けた土地利用型農業の展開を進めるとともに、6次産業化や農商工連携などの取り組みを通して、素材供給型産地から高付加価値型産地への構造転換を進めていくことが大変重要な課題であると考えております。さらに、地域における担い手を明確化し、農地など経営資源の円滑な継承を促進するとともに、他産業が有する人材、技術、資金などの経営資源等を農業・農村に結びつける連携と参入を促進することによりまして、経営資源の担い手への集中化を進めていく必要があると考えております。以上のような生産から販売にわたる総合的な取り組みを進め、消費者の御理解もいただきながら、農業者を初め市町村、関係団体等と一体となりまして、「儲かる農業の実現」に向けて一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 よく聞いていると、ことごとくこれまでやってきたことなんです。私はこの際、宮崎ならではの優位性を前面に出した農業の展開、これをしていくべきだと考えております。何か。宮崎の農産物は健康にいいということ売りをするということでもあります。どう

ということかという、植物というのは、御案内のように、光合成によって炭水化物、その他さまざまな化学物質を蓄積していくわけですけれども、ビタミン、精油、アミノ酸、ホルモン、さまざまあります。今、植物にどれぐらいそういう成分があるかという、約10万種ぐらいこういった化学物質が確認されているんです。NHKで、6月中ごろだと思いますが、これはたくさんの方が記憶にあるんじゃないかと思うんですけれども、「あなたの寿命は延ばせる」というタイトルのテレビ番組がありました。どんなことかという、私たちの体の中には、御案内のように、細胞の中にミトコンドリアがある。エネルギー生産工場と言われる。しかし、これは老化していくと活性酸素を発生してしまっていて、周りのものをことごとくやっつけてしまう。細胞を傷つける。がん細胞になる。それから免疫細胞、これもみんな持っています。これは老化していくと、今度はコントロールがきかなくなって、本来なら病原菌だけをやってあげればいいのに、あたり構わずやっつけて血管を傷めてしまう。で、老化とか細胞が死んでしまうことにつながる。ここで、あることが起こると、こういったことが起こらなくなるんだということです。あることとは何かといったら、これがカロリー制限だと言っていました。25%カロリーを制限すると、サーチュインという眠っていた遺伝子が動き始めて、サーチュイン酵素という酵素を出す。これがまず活性酸素を中和してフリーラジカル、それから、黙っとれ、暴れるんじゃないよということで、免疫細胞をおとなしくしてしまおう。だから細胞が若々しく保てて、長寿につながるんですよという番組でした。

そしてもう一つ、おまけがありました。アメリカの女性だったんですけれども、なぜそうい

うサーチュインが出るかという、カロリーを25%、これは話しましたね。「私はとてもじゃないけどカロリー制限できない。だからサプリメントを飲んでいるんですよ」「何というサプリメントですか」と言ったら、レスベラトロールというサプリメント。レスベラトロールというのは、宮崎にもたくさんあるんですね。赤ブドウの皮の中にたくさん入っている機能性成分であります。これはアルコールにしても役割は変わらない。どういう役割を持っているかという、さっきのように、まずレスベラトロールという成分、節食しなくてもサーチュイン機能を起こしてくれるというのと同時に、イタリア人はワインをたくさん飲みますよね。肉もたくさん食べますよね。ところが、北欧と比べると、心臓病で亡くなる人が極端に少ない。これは、レスベラトロールという成分には、まず心臓の機能とか、そういうものをよくしてくれる、そういう働きも持っているということでもあります。そのほかにたくさんあります。例えば、イチロー選手は朝夕、毎日カレーを食べる。これは何だろうかと思うと、これは想像です。カレーは香辛料があります。カルダモンという香辛料があるんですけれども、これはヌートカトンという機能性成分を持っています。神経を物すごく集中させてくれるんですね。だから、ホームランにつながるんじゃないかなと思います。

それで、時間がないからこれを続けます。しゃべり過ぎた。昔から、僕らの世代以上だと、女性の方がお産をしたら、コイのみそ汁を食べたら、鯉こくを食べたら、おっぱいがたくさん出るというんです。コイに何があるんだろうかと調べると、コイの脂にはセロトニンという機能性成分があり、ほかのものと比べると圧

倒的に多く含まれているんですね。これは神経を物すごくいやしてくれる機能を持っている成分なんですね。だから、想像ですよ。封建的な時代に女性が嫁いでいく、お産をする、子供は育てなきゃならない、家事はしなきゃならない、普通だったら、今でいう、うつになりますよ。でも、そういったものを食べることで精神がうまくコントロールできたんじゃないかな、結果として、おっぱいがたくさん出たんじゃないかなという気がいたします。ほかにもたくさんあるんですけども、時間がないからやめませんが、そういった機能性成分、申しあげましたように光合成の副産物なんですね。でん粉をつくったついでにできるものです。本県は、残留農薬の判定と同時に、こういったものも今、手がけておられるんですよ。これをどのくらい含んでいるということがわかるわけです。光合成というと日照時間です。全国で圧倒的に多い。だから、必ずや宮崎の野菜あるいはそういったものをえさにしている動物、水産物もですけども、その含有率は高いと思うんです。じゃ、堂々と、健康にいいんですよ、理由はこうですよ、宮崎のものなんですよということを前面に出した売り、これを展開すべきと思うんですが、部長の見解をお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 今、御指摘の健康に着目した新戦略の取り組みということだと思います。これまでピーマンなどの一部の品目におきまして、ビタミンCなどの栄養・機能性成分の含有量が全国平均を上回っていることを表示した販売を試行的に実施してきたところでございます。このような取り組みによりまして、健康に対する消費者の関心は極めて高く、栄養・機能性成分に関する情報が消費者の購買判断を大きく左右するものであることが

確認されております。栄養・機能性成分が豊富な農産物の生産は、気候条件に恵まれた「宮崎県ならでは」の、他産地にはまねのしにくい取り組みになるということですので、今後も、宮崎県農産物全体の評価を高める新戦略として、各種データの蓄積や、より効果的な販売方法等の検討に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** これは県が今持っているメーカーのリスト。102あるんですけども、この中に機能性成分じゃないものが1つあるんです。ジャスモン酸というのがあります。これは植物ホルモンなんですよ。これがなぜ1つだけここに列記されているのか。どういう目的でこれを研究対象にされたのかお聞かせください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** ジャスモン酸は植物ホルモンの一種でございまして、植物が、外敵による食害や病原菌の感染、また水の欠乏などのストレスを受けたときにつくられ、この成分により植物の抵抗力が増すと言われております。したがって、ジャスモン酸は、狭義の栄養・機能性成分には該当いたしません。本成分の生成メカニズムなどを明らかにできれば、今後、農薬の使用低減につながる可能性もございまして、このように、本成分の研究は、消費者ニーズをより反映した農産物の生産、さらには健康に着目した新戦略を進める上でも重要な切り口と考えられますことから、分析技術を開発したところでございます。

**○坂口博美議員** 1つだったから、そういう目的を持ってのことだとは思ったんですけども、じゃそうすると、アブシジン酸という、全くジャスモン酸とは反対の作用、芽を眠らせたり、あるいは葉っぱを落っことしたり、実を落っことしたりする、冬に入る準備をする植物

ホルモンもあります。それからエチレンは、果物を熟れさせて落下させたりとか。そういったものがたくさんあるから、現に球根を貯蔵するときとか、芽を出さなくするときとか、わき芽を防ぐとか、有機栽培の入り口で研究されているんですね。ソバのルチンとかセイタカアワダチソウのシスデヒドロマトリカリアエステルは発芽抑制とか、これは徹底して研究していくべきじゃないかなと。それから、トリプトファンというのもここに載っていますけれども、これは必須アミノ酸で、体で絶対できない8種類の中の1つなんです。こういったものを徹底して今からデータを集められて、新戦略としてこれを宮崎に有利に、そしてもうけていくという、そこらについての戦略的な考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県では、総合農業試験場におきまして、平成16年度から栄養・機能性成分の分析技術の開発に取り組んでおりまして、現在、ポリフェノール類やビタミン類などに分類される102の成分の分析が可能となっております。この分析技術を用いて、平成17年度以降、ピーマンや日向夏などの商品ブランドを中心とした本県農産物33品目について、各種データの蓄積に取り組んでいるところでございます。今後とも、新たな成分の分析技術の開発等を通じまして、さらなるデータの蓄積に努め、本県農産物の高付加価値化につなげてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、防災問題について、これは総務部長に、関連で1問だけなんですけれども、この議会で、対策本部となるべく県庁の耐震補強はしっかりしているのかとか、大丈夫なのかとい

う質問が出たんですけれども、仮にここをどんなにしっかりしても、この宮崎市の平野というのは、加江田川から北側は、大体海岸から5キロの範囲、液状化が強く起こることが想定される地域なんですよ。液状化というのは、地震の揺れの強さだけでなく、時間とか、砂のかみ合わせですから、連続して蓄積時間も関係してくる。だから、液状化の心配がたくさんあるんですよ。そこで、エコクリーンプラザみたいな基礎にしっかり打ちつけられているかという民間の建物の問題、どこか道路が落ちたり倒れたりしたら、ここに来られないんですね。出られないんですね。1日の3分の1しかここにいないわけですから。だから、こういう機能をここ以外のところに僕は整備すべきだと。ただ、お金の問題があるから、ここをまず使いながらも、万が一のときはということで、知事公舎、あそこにはある程度のものが整備されていますよね。ここらを考えるべきじゃないかと思うんですけれども、部長の見解をお聞かせください。

**○総務部長（稲用博美君）** 今回の東日本大震災のような大規模災害を踏まえますと、県の本庁庁舎が大きな被害を受けまして、災害対策本部が県庁内に設置できない、議員が御指摘のような最悪の事態に至る可能性は否定することができないというふうに考えております。その場合の代替的な機能をどのように確保するのか、このことにつきまして、現在、検討を行っているところであります。お話のありました知事公舎、これにつきましては、震度7に耐え得るような耐震性を持っております。また、一定の通信機能も確保されておりますことから、一時的な代替機能を担うことは可能であるというふうに考えられます。知事公舎を含めましたさ

まざまな可能性につきまして、シミュレーションも交えながら、今後さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

**○坂口博美議員** 輸送道路も含めて、液状化というものを想定すべきだと思います。

次に、農政水産部長に家畜改良についてお伺いするんですけれども、ことしは家畜改良増殖計画の見直しの年だったと思うんですが、計画の中に疾病に強い牛とかいうようなものはちゃんと明示されているのかどうか教えてください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県の家畜・鶏改良増殖計画は、繁殖性や産肉性の高い家畜集団を形成するために、遺伝的能力の改良並びに産肉能力等に関する目標等を定めるものでございまして、本県におきましては、現在、改訂作業中でございます。一方、御指摘の疾病に強い和牛の改良につきましては、大学等の専門研究機関において、抗ウイルス活性の高い遺伝子の探索が開始されておりますが、現時点では、実用化レベルに達しているものはないとお聞きしております。しかしながら、昨年の口蹄疫等の経験を踏まえますと、疾病に強いという点も大変重要でございます。このため、本計画においては、和牛の多様な遺伝資源の確保という観点から、遺伝的に特徴のある系統の掘り起こしを進め、計画的な利用を図ることによりまして、発育性や強健性、また抗病性の改善など、将来の改良ニーズに対応していくことにしたいと考えております。

**○坂口博美議員** 続けて畜産問題なんですけれども、鳥インフルエンザとか口蹄疫の感染状況というのを見てみますと、同じ目とか科の中にいる同種の動物でありながらも、野生のものというの、こういった病気が入る、その最悪の

事態を回避して生きてきているんですね。一方、家畜の場合は、これでことごとく全滅していく。極めて深刻な事態に追いやられる。この違いというのは、どこから来るものなんですか。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** インフルエンザウイルスは、抗原性の違いによりまして、144種類の亜型がありますが、この抗原性の違いによって、感染する動物の種類が決まっております。また、鳥インフルエンザウイルスについては、自然の宿主であるカモ類に対しては、ほとんど病原性を示さないということが知られております。御質問の野鳥と家禽等の家畜での違いでございますが、野鳥はふだんから病原体にさらされており、自然淘汰的に病気に対して感受性の低いものが生き残った可能性が考えられる一方で、家畜ではそのような状況にないなど、飼育環境が野鳥と全く異なることが、罹患した場合に深刻な事態に至る一つの要因であるとの意見もございます。しかしながら、現在のところ、科学的な根拠については解明されておられません。

**○坂口博美議員** いずれにしても、病気に打ちかって生存し続けるということは、生き物として極めて重要な価値ある遺伝資源であると思います。病気に対する遺伝的な抵抗力を知って、野生生物の生活様式に家畜の飼養管理のあり方というのを学ぶ。家畜改良の中では、こういったことが自然淘汰でなくて人為的に排除されていくんですね。目指すところ、逆のほうに行っているのかもわからない。ですから、改良に際しては、そういった遺伝子というのをたくさんプールしておくべきじゃないかなと僕は思うんです。これが肝要であると思いますが、部長の見解をお聞かせいただきたいと思います。存じ

ます。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 家畜の育種改良は、発育性や乳量、また肉質などの経済的形質について選抜を繰り返し、望ましい遺伝子の割合を高めるものでありますことから、そのもととなる家畜集団が多様な遺伝子を有することが必要でございます。例えば、和牛においては、特に牛肉輸入自由化以降、外国産牛肉との差別化を図るため、肉質に重点を置いた育種改良が進められました結果、特定の系統の種雄牛が多数利用され、肉質の向上は図られたものの、一方では、和牛の遺伝的多様性が減少していると言われております。今後の家畜育種の方向性として、疾病に対する抵抗性を付与するということが大変重要でございます。現時点では、大学等の専門研究機関において、遺伝子特定の研究中でありますことから、そのような成果を踏まえ、特徴ある品種や系統を確保しながら、さまざまな遺伝資源をプールしていくことは、大変意義のあることと考えております。

**○坂口博美議員** 一昨日でしたか、議会の答弁にもあったんですけれども、宮大内にセンターができて、いろいろせんだっての口蹄疫についての解明、シミュレーションを進めていくんだということでありました。宮大のそういった感染に関しての調査というのは、我々が一番知りたい、実際どこからどうやってまず日本に入って宮崎に来たのかというところをたどっていつてくれるのかなと思って聞いていたんですけれども、ニュースを見ると、どうもそうじゃなくて、まず入ってきてからどうやって広がっていったのかということ徹底して解明して、行き着くところは、宮崎県内における感染の広がり方とかさまざまな、とにかく地域内におけることが主になっていくような感じが報道なんか

でなされるんですけれども、ここのところはどうなっているんですか。どういうところを目指そうとした研究所なんですか。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 口蹄疫の疫学調査につきましては、国におきまして、県も協力しながら、ことし5月に、児湯地域の未発生農場における防疫措置のあり方など、感染拡大の要因等について追加調査を行いまして、最終報告の取りまとめに向けて、現在、分析を進めているところでございます。御質問にありました宮崎大学の取り組みにつきましては、県として、これまでも意見交換や情報提供を行っているところでありますし、その成果についても十分お聞きしたいと考えております。また、本年10月に宮崎大学に設置予定でございます「産業動物防疫リサーチセンター」においては、本県での口蹄疫について、さらに詳細な疫学分析を実施し、感染拡大の要因分析や発生シミュレーション等の研究を行うと伺っておりますので、県といたしましても、その研究に協力いたしますとともに、連携を図りまして、適切な防疫対策を構築してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** リサーチセンターというんですね。今の部長の答弁を聞くと、どうもそこで今後やっていくというのは、前回、後手に回った——ワクチンも後手だったとかいう批判とか反省があったんですけれども——そういったことを踏まえて、今後は早い時点でワクチンならワクチンをばんと打っていこう、それも本来のワクチンの目的のようにリングをつくっていこう、それをいつどういったところにどうやるかというような、そういうことを探っていくという可能性が高いのかなと思います。しかしながら、ワクチンを打ってあれだけ大量な殺生

というのは避けなければ、二度と入れてはいけない。だから、水際なんかもまだまだ心もとない部分はあるんですけども、国と県、農家任せじゃなくてしっかりしてほしいと思います。それから、韓国ですけれども、ここはワクチン接種清浄国を目指そうとしているという話でもありました。しかし、ワクチン接種清浄国となりますと、これは現在の国際ルールで、貿易——輸出入の貿易なんですけれども、ここで一つにはハンディになってしまう、不利益になってしまう。さらに、現在のワクチンによる感染の防止、100%期待というのはやっぱり難しい。前回3種混合だったですか、うまくいったほうだと思います。それから、抗体がワクチンに由来する抗体なのか、野外に由来する抗体なのかの判別がなかなか難しいとも伺っているんですね。だから、今後は、こういったものを100%完璧に対応できるようなワクチンの開発、それから即座に判断できるようなキットの開発、こういったものを全力で目指すべきじゃないのか。これが成功した暁には、今の国際ルールのワクチンを使ったら清浄国じゃありませんよというこのルール、これを見直すことが僕は可能だと思うんですね、オーエスキーみたいに。これはやっぱり求めるべき、選択すべき道だと思うんです。何百万頭も、どの国も悩んでいると思います。ここらのところをどうしても実現すべきだと僕は思うんですけども、そういった観点から、ワクチンの開発等に関する研究とか実態はどうなっているのか教えていただきたいと存じます。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 口蹄疫ウイルスは種類が多く、今回、本県で発生いたしましたO型を初め、7種類の血清型がございます。また、多様な抗原性を示し、同一血清型でも抗

原性に差があることから、感染の広がった国では、ワクチンによる口蹄疫の清浄化は難しく、ワクチンによって口蹄疫を制圧し、ワクチン接種清浄国となっておりますのは、世界でも南米ウルグアイの1国のみとなっております。ワクチンの開発につきましては、抗原性が多様なことから、流行しているウイルスを培養する方法がとられており、我が国では製造を行っておらず、東南アジアで頻発しているO型を主体に、海外で製造されたワクチンを備蓄しております。また、オーエスキー病ワクチンのような、いわゆるマーカーワクチンは開発されていないことから、韓国等のワクチン接種国で現在行われている感染抗体かワクチン抗体かの識別方法は、完全な手法ではないと伺っております。このようなことから、口蹄疫ワクチンについては、今回改正される口蹄疫防疫指針において、「韓国の事例も踏まえ、さらに研究・検討を進める」とされたところでございます。以上でございます。

**○坂口博美議員** 豚のオーエスキーにはマーカーワクチンがあるんですね。100%の信頼度なんですよね。じゃ、これが牛となると、なぜできないのか。これはどういう理由、どういった事情からなんですか。どういう困難さがあるのか教えていただきたいと存じます。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 豚オーエスキー病ワクチンは、ワクチンを製造する過程で、ウイルスの増殖に関与しない遺伝子の一部を除去することで、野外ウイルスと識別できるマーカーワクチンを製造しております。一方、口蹄疫ウイルスは、オーエスキー病ウイルスと異なり、遺伝子の一部を除去しますと、ウイルスが増殖できなくなることから、ワクチンそのものを製造することができません。このような理由

から、現時点では、口蹄疫のマーカーククチンは開発できないと聞いております。

○坂口博美議員 真核生物との違い、一部をカットするというのは、遺伝子の一部なんですか。テロメアとかそういうものじゃなくて、たんぱく物質とかじゃなくて、遺伝子の一部をカットするわけですか。

○農政水産部長(岡村 巖君) ワクチンの製造過程で除去される物質というのは、今、御指摘ありましたテロメアではないということでございます。

○坂口博美議員 わかりました。ただ、それだけが理由で開発できないということはないと思うんですね。東大の名誉教授、山内先生を、副知事はよく御存じじゃないかなと思うんですね、消費・安全局におられて、いろんな指針なんかもやられて。この方は、無駄なことをやったんじゃないのか、マーカーククチンがあるんだから——広い意味でのマーカーククチンと思うんですね——と言われているから、今後、僕は全力を挙げていけば不可能ということじゃないと思うんですね。ただ、ウイルスですから、普通の細菌みたいでなくて、単体では確かに生存できないというところの難しさもあるのかもわからないですけども、あの殺生だけは避ける、避けるためには総力を挙げるべきだと思います。

時間が参りましたので、質問を終わります。

(拍手)

○十屋幸平副議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 今期初の一般質問であります。知事を初めとして、関係各部長、教育長及び警察本部長には、前期同様、前向きな答弁をお願いいたします。なお、通告しておりました地域連携保全活動については、

やや時期尚早、次回取り上げたいと思います。

さて、去る9月1日、東日本大震災のつめ跡が今なお生々しく残る中で迎えた「防災の日」でありました。報道によれば、県内の自治体や小学校では、この日、巨大地震や津波を想定した防災訓練が実施されたとのこと。大災害に対する危機意識が高まる中、本番さながらの緊張感に包まれての訓練が実施されたとありました。昭和35年に制定された「防災の日」、1年に1回めぐりくる記念日ではありますが、全国の多くの方々が、それぞれの思いの中で、ことしのこの日を迎えられることと思います。宮崎県行政のトップとして、知事はことしの「防災の日」をどのような思いで迎えられるか、まずは伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

この「防災の日」は、政府、地方公共団体など関係諸機関を初め、広く国民が台風高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために、関東大震災にちなんで9月1日とされたものでございます。本県独自の「防災の日」は、梅雨や台風シーズンを前にした5月の第4日曜ということにしておりまして、本県におきましては、年に2回、防災に関する思いを新たにする日を設けているところでございます。この9月1日、災害について思いを寄せる一日ではありますが、ことしの場合、本県におきましても新燃岳の噴火災害もありました。また、東日本大震災もございました。防災に対する意識というものが例年以上に高まっている中での「防災の日」でございましたので、例年と比べると特別な思いが



いたさない、すなわち、それほど防災に対する意識というものが高まっている状況というものを、改めて身をもって感じたところがございます。また、その後、台風12号による甚大な被害も発生したところがございます。「防災の日」を迎え、改めて自然災害の恐ろしさとともに、災害は、どこにあっても発生し、だれにでも被害が及ぶ可能性があるということを強く感じたところでもあります。地震、津波はもちろんですが、今も相次いで発生しております台風などの風水害、さらには活動を続けております新燃岳の火山災害など、さまざまな災害への警戒というものを怠りなく継続し、一人の犠牲者も出さないよう県民一丸となった防災対策に取り組んでまいりたいと、決意を新たにしているところがございます。以上であります。〔降壇〕

**○新見昌安議員** ことしの9月1日、まさに「新たな防災の日」とでも位置づけて、災害への心構えを新たにした日ではなかったかと思えます。台風はともかく、大地震や大津波は、何となくどこか遠くにあるものというような感じが今までしてありましたけれども、そうではなく、今ここにあるものだということを思い知らされたと思っております。昔見た映画のタイトル風に言えば、「今ここにある危機」であります。防災意識を高めるための第一歩、それは災害への恐怖心に対して素直であること、正直であるところから始まるとも言われております。地震、津波、台風、集中豪雨、日本は災害多発列島であるということを改めてしっかりと認識し、不断の防災対策に取り組んでいかなければならないというふうに思ったところでありました。

それでは、以下、通告に従い、順次わかりや

すい質問をしていきたいと思えます。まず、防災対策について何点か伺ってきたいと思えます。我が公明党宮崎県本部では、先月、党員力強化のために、県内各地で党員研修を行ってきました。認知症サポーター養成講座、救命救急、防災対策等々、研修の一環として、さまざまな取り組みもしてきました。私も幾つか参加をしたところですが、その中で一つ気になったことがあったので、今回取り上げてみたいと思えます。AEDを使用して心肺蘇生を図る講習であります。倒れている人を発見、肩をたたきながら声をかけ反応を見る、大声で人を呼び、119番通報とAED手配を依頼、間髪入れず気道の確保、呼吸の有無を確認、呼吸がなければ心肺蘇生法を開始というふうに流れていくわけですけれども、119番通報とAED手配を依頼するとき、集まってきた人たちにただお願いしてもだれも動かない、だから明確に指示をしてくださいということでした。「あなたは119番通報を」「あなたはAEDを持ってきてください」というふうにてあります。119番通報を依頼された人はそんなに難しくはないと思えますが、問題はAEDのほうであります。「私に言われても」「どこにあるんだ」というふうになってくるんじゃないかと思えます。設置場所が明確になっていること、それが重要だと思います。そこでまずは、県内のAEDの設置場所及び設置台数はどのような状況なのか、福祉保健部長に伺いたいと思えます。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきましては、薬事法に規定する高度管理医療機器に指定されておりますけれども、設置場所の届け出が義務づけられていないことから、正確な設置場所や設置台数は把握できていないというのが実態でござ

います。なお、財団法人日本救急医療財団におきまして、任意登録による検索システムを設けておりますが、県内では、公共施設を初め、学校・保育施設、医療施設、会社・事業所、介護・福祉施設などに846台が登録されております。また、AEDの製造販売業者等を通じまして今回調べたところでございますが、県内への販売台数は、約5,000台となっているところでございます。

**○新見昌安議員** AEDについては、21年2月定例県議会でも質問しました。当時の宮本福祉保健部長の答弁では、販売代理店で把握している台数は、約2,000台ということでした。台数としてはかなりふえている感じがしますが、正確な設置場所の把握については、依然として難しいようであります。「AEDはあそこに行けば必ずある」、すなわち、だれでも知っている場所に、まずは設置を進めていくべきではないかと考えます。地域でだれでも知っている場所、その一つが地域の安全・安心を守る拠点でもある交番・駐在所ではないかと思えます。警察署、交番・駐在所などにおけるAEDの設置状況はどうなっているのか、警察本部長に伺いたいと思えます。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** 警察施設におきましては、県下13警察署すべてにAEDを設置しておりますほか、警察本部、宮崎免許センター、高速隊、機動隊、警察学校に合わせて20台設置しております。なお、交番・駐在所には設置しておりません。

**○新見昌安議員** 県内の交番等施設数、これは172施設あるというふうに聞いておりますが、そこに1台も設置していないのは、いかがなものかという思いであります。先ほど述べたように、交番・駐在所、これは地域の安全・安心の

拠点、地域の灯台でもあります。一遍に全施設設置は予算的に厳しいものがあるかもしれませんが、できることから設置を進めていくべきではないかと考えます。警察本部長の見解を伺いたいと思えます。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** AEDの効果につきましては、十分理解をしております。交番・駐在所へのAEDの設置につきましては、県の関係部局とも協議してまいりたいというふうに考えております。

**○新見昌安議員** 何か高くて強固な障壁があるような感じがいたしますが、十分に協議していただいて、まずは駐在所からじゃないかと思えます。よろしく願いしておきたいと思えます。

地域でだれでも知っている場所、ほかにもあると思えます。先週金曜日の宮崎日日新聞でも取り上げていましたけれども、コンビニもそうじゃないかと思えます。県内には現時点で、セブンイレブンが142店舗、ローソンが76店舗、ファミリーマートが85店舗のほか、九州地場のコンビニがあります。また、金融機関も多くの支店を展開しております。これらは民間ですけれども、今、CSR（Corporate Social Responsibility）、すなわち企業の社会的責任ということが言われております。利用してくれるお客に対して、安全・安心を提供することで、地域社会へ貢献していこうという考えは、それぞれ持っているんじゃないかと思えます。民間に対するAED設置への働きかけ、知事そのリーダーシップをとっていけば、必ず対応してくれるんじゃないかと確信しておりますが、知事、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** AEDであります。心肺停止に陥った患者に対しまして、救急隊が到

着する前の応急措置を行うための医療機器として、大変重要な役割を果たすものだと考えております。先日も、サッカーの元日本代表の松田選手が急性心筋梗塞で亡くなりましたが、競技施設にも、それからチームにもAEDを持っていなかったということで、もしAEDがあればどうだったんだろうかという思いを強くしたところでもあります。県内でも、公共施設だけでなく、民間の施設へも拡大し、また、一般の方々に正しく使用していただくための講習会も各地で開催されるようになってきております。私も1回受講したことがあるわけではありますが、AEDが県内のできるだけ多くの場所に設置され、救命率の向上につながっていくことが大変重要な課題だと思っておりますので、今、CSRというような御指摘もございましたが、さまざまな機会をとらえまして、関係者の方々に設置のお願いをしてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきたいと思えます。

だれでも知っている場所への設置が進んでも、先ほどの答弁であった日本救急医療財団が開設している検索システムの登録台数は、販売台数に比べると、少な過ぎるという感じがいたします。登録をするかしないか、これは購入者次第ということも一因ですけれども、さきの宮崎日日新聞では、スマートフォンでも検索できる全国AEDマップのアプリを紹介しておりました。有料版と無料版があるということで、私も200円払って有料版を買って使ってみました。地図上にAEDのマークが表示されて、それをタップすると住所も出てくるということで、それなりに使えるアプリじゃないかと思えます。ただ、地図に表示されないAEDもたく

さんあるのかなと思うと、やはり私は、県独自で県内のAEDの設置場所を検索するシステムをつくるべきだと、そして、それに積極的に登録してくれるように推進していくことも重要じゃないかと思いますが、福祉保健部長の見解を伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** AED設置場所の検索システムということでございます。先ほども申し上げましたところでございますが、AEDの設置場所等に関する情報につきましては、日本救急医療財団において、任意登録による検索システムを設けておまして、施設名や所在地、設置台数がホームページに表示されております。このシステムにつきましては、厚生労働省がAEDの設置者に対し登録を要請し、情報の充実が図られているところでございます。この登録について本県では、先ほど申し上げましたが、販売台数約5,000台に対して846台ということで、約17%にとどまっておりますことから、県といたしましては、まずはこの登録件数が拡大するよう、AED販売業者等を通じて、設置者に働きかけてまいりたいというふうに考えております。また、今後の情報提供のあり方につきましては、関係機関と十分連携を図りながら、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○新見昌安議員** これもネットでいろいろ調べたら、埼玉県では、平成19年8月から県独自の検索システムをスタートさせているようです。これは検索方法も簡単で、スタートしたときは2,649台の登録台数だったそうですけれども、ことし3月末現在では8,751台となっているようです。埼玉県以外にも、同じような対応をしているところもあるんじゃないかと思えます。それらも研究していただいて、独自の検索

システムも前向きに取り組んでいただければというふうに要望しておきたいと思えます。

次ですが、県では現在、防犯・防災メールサービスを実施されております。私も登録しているわけですが、まずはこのサービスの利用状況について伺っていきたく思います。続けて2点目ですが、NTTドコモが平成19年12月からエリアメールというものを開始しております。これは、気象庁が配信する緊急地震速報、あるいは国・地方公共団体が配信する災害・避難情報、これらを回線の混雑の影響を受けずに受信することができるということで、ドコモ携帯電話向けのサービスであります。対象エリアにいるドコモの携帯所持者は、使用料・通信料一切なしで、無料で利用できるというサービスです。ただ、無料で利用できるのは利用者だけであって、配信する側の国あるいは地方公共団体は、初期の費用、また月額利用料等々、有料でした。これがことしの7月1日以降に無料になったということで、県内の市や町でも導入する動きがあるようであります。このエリアメールは、NTTドコモのCSRの一環じゃないかとも思いますが、何しろただであります。県としても、このエリアメール、ぜひとも導入すべきじゃないかと考えますが、以上2点について、総務部長に伺います。

**○総務部長（稲用博美君）** 県の防犯・防災情報のメールサービスにつきましては、住民に対し、気象警報や防災・防犯に関する情報を直接提供するサービスとして、平成18年8月にスタートいたしました。その年度末の登録者数は約5,500人であったわけですが、ことしの9月2日時点では、登録者数は約2万3,000人ということで、順調にふえてきているというふうに思っております。エリアメールにつきましては、防

犯・防災メールサービスのような登録制ではなく、情報を発信した県や市町村の区域内にある受信可能なすべての携帯電話——今、御指摘ありましたように、今の場合はドコモになっていますが——そこに情報が配信されるものでありまして、避難勧告など特定の地域の住民が一斉に緊急的な対応が必要となる場合の情報提供に有効に活用できるというふうに考えております。東日本大震災以降、サービス運用上の費用も、おっしゃったように無料化されておりますことから、県としましても、エリアメールの導入を考えております。現在、具体的な運用等の検討を行っておるところであります。

**○新見昌安議員** 前向きに取り組まれるということで評価したいと思います。県が配信する情報、そしてこれから利用がふえてくるであろう市町村の情報、これらが県民に有効に活用されるよう期待したいと思います。ただ、エリアメールは、何度も言っておりますけれども、NTTドコモの携帯を持っている人しかその恩恵をこうむることはできません。KDDIが来春から同じようなサービスを開始するというふうにも聞いておりますけれども、県の防犯・防災情報メールサービスの登録推進もあわせて、しっかりと継続していただきたいというふうに思います。

ところで、今回の東日本大震災を契機にして、自然災害に関する言い伝えがマスコミで取り上げられていました。「高き住居は児孫の和楽 想へ惨禍の大津浪」、これは岩手県宮古市の重茂半島東端の姉吉地区にある石碑ですが、昭和8年の昭和三陸大津波の後、海拔60メートルのところに建てられたそうです。そして、「ここより下には家を建てるな」というふうにも戒めてあるそうです。この言い伝えを忠実に

守った結果、すべての家屋がここでは被害を免れたというふうにありました。また、1854年の安政南海地震の津波被害を伝える大阪市大正区にある石碑には、その末尾に「願わくば心あらん人、年々文字よみ安きよう墨を入れ給ふべし」、つまり、この石碑の意義を理解してくれる人がいたら、この石碑の文字をいつまでも人々が読みやすいように、どうぞ毎年、墨を入れてほしいと彫ってあって、そのとおりこの石碑には、今も黒々と墨が入っているそうであります。この石碑を建立した家の子孫が、今でも毎年、墨を入れ続けているそうであります。全国のこのような自然災害に関する多くの言い伝えと同様、本県にも自然災害の被害にかかわる伝承がたくさんあるんじゃないかと思えます。それらを今後の防災対策に生かすためにも、県民に普及啓発を図るべきじゃないかと思えますが、これも総務部長に伺います。

**○総務部長（稲用博美君）** 地震や風水害、火山など、本県ではさまざまな災害を経験しております。これらの言い伝えや記録などの情報は、平成18年に「宮崎県における災害文化の伝承」という冊子に取りまとめまして、県のホームページにも掲載しているところでございます。さまざまな自然災害などに対しまして、被害を最小限にするためには、住民それぞれが「自分たちの地域は自分たちで守る」、つまり自助・共助という意識が必要でありまして、そのためには、このような災害に関する伝承等を県民にも広く広報し、防災に対する意識を高めていくことが重要であるというふうに認識しております。県といたしましては、今後とも引き続き、防災講座や研修など、さまざまな機会をとらえまして、過去の災害の伝承等も含めた防災に関する知識の普及と啓発に努めてまいりた

いというふうに考えております。

**○新見昌安議員** 釜石の奇跡、これは全国に大きな感動を呼び起こしたわけですがけれども、助かった女子中学生の言葉が大変示唆に富んでいますので、紹介したいと思えます。「何か起こったら自分の命は自分で守る、これが地元の言い伝え。それを学んで育ったから」、また、ある別の子は「助かったのは奇跡じゃない。言い伝えを守って訓練を重ねた結果です」と言ったそうです。いにしえ人の被災体験が継承された、命を守る大事な言い伝えが、宮崎にもたくさん残っているようであります。しっかり学んでいきたいというふうに思っております。

さて、私たち公明党では、先般、女性議員を中心にして女性防災会議というものを立ち上げました。女性は男性に比べて、地域に人脈もある、地域をよく知っている、そして子育てや介護といった具体的な経験を通して、子供や高齢者、また生活者の視点を持っている。こういった女性たちが、災害時の担い手として、その力を発揮できるような仕組みをつくっていかうというのが、この女性防災会議を立ち上げた背景であります。今回の東日本大震災での避難所でも、女性の人権にかかわるいろんな問題が相次いだというふうに言われております。既存の災害・防災対策に、相変わらず女性の視点が欠けていたんじゃないかというふうに思っております。この女性の視点を今後の防災対策に取り入れることが重要になってくるんじゃないかと思えますが、同じく総務部長に見解をお願いしたいと思います。

**○総務部長（稲用博美君）** 防災対策に女性の視点を取り入れる必要性につきましては、平成7年の阪神淡路大震災、それから平成16年の中越地震での経験を通じて課題とされてきたもの

でありまして、災害対策基本法におきましては、男女双方の視点に配慮した防災を進める旨の改正がなされているところでもあります。また、この改正では、地方公共団体が行う避難所運営におきまして、プライバシーの確保や男女双方の視点などに配慮するよう求められておりまして、これらの考え方を受けまして、本県の地域防災計画におきましても、市町村が行います避難所運営の中で配慮すべき事項として記載しているところでもあります。しかしながら、今回の東日本大震災に伴う避難所運営におきましても、依然として問題が生じております。内閣府からは、各地方自治体に対しまして、男女共同参画の視点を踏まえた対応を講ずるよう、改めて要請があったところでございます。県といたしましては、今後、地域防災計画の見直しの中で、関係機関の意見も十分伺いながら、この問題に対応してまいりたいというふうに考えております。

**○新見昌安議員** 党のほうも近いうちにメンバーが聞き取りに来るかもしれませんので、そのときは対応方よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、省エネルギー対策について伺っていきたいと思っております。

ことしの夏は、全国的にいやが上にも節電意識が高まった夏になったんじゃないかと思っております。先週、気象情報会社のウェザーニューズが、節電に関する生活スタイルを全国アンケート調査した結果が報道されておりました。これによると、県内の家庭におけるエアコン設定温度は27.5度、全国で4番目に高かったそうでもあります。稼働時間は4.5時間で、最長だった大阪府より3時間以上短く、設定温度は全国平均より0.5度高かったということで、回答数そのもの

は少なかつたわけですけれども、県内の節電意識の広がりやうかがわせたというふうに記載してありました。こういった中で、県庁では本年、ピークカット大作戦なるものに取り組んでおられるようではありますが、その取り組みの背景と現状及び今後の省エネに対する考え方について、環境森林部長に伺いたいと思っております。

**○環境森林部長（加藤裕彦君）** 「真夏の県庁ピークカット大作戦2011」は、地球温暖化問題や大震災に伴う夏場のエネルギー需給の逼迫に対応するため、県庁みずから節電に取り組むとともに、この取り組みを通じて、県民の皆様の自主的な取り組みを促そうとするものであります。具体的には、ことし7月から9月までの3カ月間、午前11時から午後3時までの時間帯において、使用最大電力を昨年度比で15%削減することを目標として、エレベーターの一部運転停止、執務室内の照明の15%以上消灯などに取り組んでいるところです。その成果として、県庁本館と1号館の使用最大電力を前年同月と比較すると、7月は21.6%、8月は21.4%削減されたところであり、効果があったものと考えております。「県庁ピークカット大作戦」は9月末で終了しますが、10月以降も引き続き、それぞれの職員ができる範囲内で省エネの率先行動に取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 省エネや地球温暖化防止を目的とした全国展開の「昼も夜もライトダウン2011」では、事業者に対してキャンペーン参加を呼びかけられております。ことしのピークカット大作戦は、県庁内の取り組みでしたけれども、来年以降は広く県内事業者へも取り組みを呼びかけていただければというふうに要望しておきます。

次に、県庁舎における照明に関して伺いたい

と思います。CO<sub>2</sub>を大幅に削減でき、環境に優しい、電気料金も蛍光灯の半分以下、おまけに長寿命ということで、いいことづくめのLED照明でありますけれども、まだまだ高い。大量に導入すれば相当の電力を削減できる反面、初期費用は相当な額に上ります。何とかならないかという多くの事業所の思いが通じたのか、某大手家電量販店がこの4月から、事業所向けのLED照明レンタルサービスをスタートさせたようであります。ネットで調べてみると、同様の取り組み、結構多いようであります。それだけの需要があるということじゃないでしょうか。省エネのために、本県でも庁舎内の照明をLED照明に変え、なおかつ経費節減の観点から、それをリース方式で導入してはどうかというふうに考えますが、これは総務部長の見解を伺いたいと思います。

**○総務部長（稲用博美君）** 県庁舎の照明器具につきましては、省エネのため、平成22年度から、本庁舎の廊下やエレベーターホール等のいわゆるダウンライトにつきましては、従来の照明器具と余り価格差がなく、消費電力の少ないLEDに順次切りかえてきております。また、執務室内の照明につきましては、昨年度、性能が向上しました省エネ型の蛍光灯に更新しておりますが、これは蛍光灯タイプの直管型LED照明器具の価格が、現段階では、省エネ型蛍光灯に比べてかなり高額なためであります。しかしながら、昨年10月、業界におきまして、直管型LED照明器具の統一規格ができたことによりまして、今後、メーカーの増産も見込まれ、低価格化も進むものというふうに予想されます。このため、LED照明器具の導入につきましては、市場価格の動向も見ながら、費用の平準化が図られるリース方式を含めて、今後、検討し

てまいりたいというふうに考えております。

**○新見昌安議員** しっかり検討していただきたいと思います。

省エネ対策の最後になりますけれども、電気自動車に関してであります。ガソリン車やディーゼル車と異なり、二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない電気自動車、地球環境に優しい車と言われているゆえんですけれども、現段階での課題は、航続距離がまだまだ短い、そして価格が高いということじゃないかと思います。しかし、今後、電池の改良とともに、航続距離は延びてくるでしょうし、価格も徐々に下がってくるのが期待されます。まさしく目の前に電気自動車時代が来ているんじゃないかと思いますが、本県における電気自動車に係る取り組みはどうなっているのか、また、今後の普及を図る上での支援策について、県民政策部長に伺いたいと思います。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 県内における電気自動車の販売台数でございますが、本年8月末現在で51台となっております。また、充電器につきましては、同じく本年8月末現在で、急速充電器が3基、普通充電用コンセントが53基設置されているところでございます。これまでの県の取り組みとしましては、平成22年度に企業局で電気自動車を1台導入し、県庁本館前に急速充電器を1基、それから、企業局と出先機関に普通充電用コンセントを設置しているところでございます。また、本年1月には、連携協定に基づきまして、日産自動車と合同で、県民向けの普及啓発のイベントを行ったところでございます。電気自動車の普及につきましては、本県における低炭素社会の実現を図るために非常に重要であると考えておりますので、県といたしましては、今後、電気自動車や充電器

に係る国の助成制度をPRいたしますとともに、自動車メーカー等と連携しまして、普及啓発活動、あるいは充電インフラ整備についての検討等を進め、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次は、文書センターについてであります。

外来者第1駐車場の南側、企業局庁舎西側に、レンガづくりで重厚なたたずまいの建物があります。私にとっては、当時、都市銀行と言っていた第一勧業銀行の宮崎支店のイメージのほうが強いわけでありませけれども、現在は県庁の5号館、県文書センターであります。申しわけない限りですけれども、私もほとんどこの文書センター、足を踏み入れたことがございません。再確認の意味で、まずは文書センターの設置目的、人員体制及び業務内容について、総務部長に伺います。

○総務部長（稲用博美君） 文書センターにつきましては、明治から現代までの宮崎県の公文書や宮崎県史編さんの過程で収集しました資料の保存を行いますとともに、これらを県民の皆様にご利用してもらうことを目的に、平成14年7月に設置しております。人員体制につきましては、現在、センター長1名、非常勤職員11名、臨時職員2名の計14名であります。業務内容としましては、歴史的な価値のある公文書等の選別収集や保存管理、閲覧サービス、資料の展示、そのほか歴史文書解説講座の実施などを行っております。

○新見昌安議員 今の答弁で、公文書の保存とか選別収集等々の言葉がありました。県には、おびただしい量の公文書が存在していることは容易に想像できます。そこで次に、公文書は現

在、どのようなルールにのっとって取り扱われているのか、同じく総務部長に伺います。

○総務部長（稲用博美君） 県の公文書につきましては、「文書取扱規程」において、公文書の作成方法、保存、廃棄等の基準を定め、取り扱うこととしております。また、保存期間が経過した文書のうち、歴史資料としての価値を有するものにつきましては、「歴史資料文書管理規程」に基づきまして、文書センターで管理しております。

○新見昌安議員 「文書取扱規程」「歴史資料文書管理規程」、この2つがあるということでした。本題に入りますけれども、ことしの4月1日に、公文書等の管理に関する法律、通称公文書管理法が施行されております。この背景には、平成19年4月に起こった年金記録問題など、ずさんな公文書の管理が明らかになったことなどがあるようですけれども、この内容は、先進国でも例を見ない厳格なものになっているということでもあります。文書管理が抜本的に変わっていくことが期待できるわけです。そこで伺いたいと思いますが、同法第34条においては、地方公共団体に、法の趣旨にのっとって、その保有する文書の適切な管理に関して、必要な施策を策定し、実施する努力を求めています。法律用語で「努めなければならない」というのは、やらなくてもいいということにもなるかもしれませんが、法律は基本的に不都合があるからつくる、国が不都合を認識したから、この法律も制定されたんじゃないかと思えます。同じことは地方でも言えるんじゃないかと思えます。県においても、もしも何か同様の不都合があったら、条例という形でそれをなくしていくための方策を練っていくべきじゃないか。隣の熊本県あるいは島根県では、条例の制



定に向けての取り組みを開始しているようであり、本県においても、公文書管理条例を制定すべきじゃないかと考えます。あわせて、文書センターも公文書館という位置づけができれば、以上、総務部長に伺います。

**○総務部長（稲用博美君）** まず、公文書管理条例の制定であります。県の公文書につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、「文書取扱規程」などの統一的な基準を定めまして、適正な管理を行っているところであります。公文書管理条例の制定につきましては、その必要性も含めまして、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。文書センターの公文書館への移行についてであります。公文書館では、歴史的価値の高い公文書の閲覧に加えまして、専門職員を配置しての調査研究を行うこととされており、文書センターが公文書館に移行するためには、専門職員の配置、調査研究や公文書の保管・修復等のためのスペースの確保等の検討すべき課題がございます。公文書館の設置につきましては、新たな施設整備ということも必要になりますので、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

続いて、有機農業の推進についてであります。

有機農業を取り巻く状況は、その生産性の低さ、安定的に供給できる生産体制の不十分さ、販路確保の難しさなど、極めて厳しいものがあるんじゃないかというふうに認識はしております。その一方で、安全で安心だ、健康によいといった消費者の思いとの間には隔たりもあります。有機農業を推進するに当たっては、解決すべき多くの課題もあるのではないかというふう

に思っております。有機農業に関して有名なのは、民主党参議院議員のツルネン・マルティ氏でありますけれども、彼が事務局長を務める有機農業推進議員連盟が議員立法で国会に提出して、平成18年の衆参両院本会議で可決・成立、同年12月に施行されたのが「有機農業の推進に関する法律」であります。本日は、この翌年の平成19年4月に農林水産省が策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」に示された、平成23年度までに有機農業の推進計画を策定し推進を行うこととなっている、この取り組み状況について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 環境への負荷軽減や食の安全・安心への消費者ニーズが高まる中で、有機農業を含む環境保全型農業の推進は大変重要でございます。現在、県におきましては、総合的作物管理技術の開発・普及や農業生産の工程管理、いわゆるGAPなど環境に配慮した農産物の生産体制の強化を内容とします「環境保全型農業推進の基本方針」を策定中であり、この中で有機農業への取り組みについても位置づけてまいりたいと考えております。なお、本県では現在91戸の農業者が有機JAS認証を受けておられますが、本県のように病害虫が発生しやすい気象条件下では、化学肥料や化学合成農薬を全く使わない有機農業は、品質や収量の低下が起りやすいといった課題もあり、なかなか取り組みが進まない現状でございます。このため、基本方針の策定に当たっては、本県の有機農業の実態を踏まえまして、推進上の課題や解決策などを整理しながら進めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 次に、農作業事故防止についてであります。

「トラクターを運転中に誤って農道から転落

し、下敷きになって死亡」、こういった事故のニュースが時々新聞の社会面に載ることがあります。新聞に載らない事故はどれほどあるかわかりません。批判を恐れずに言えば、亡くなった方は女性や高齢者が多いように思われます。機械になれていない、あるいは運動能力の低下などが指摘されるかもしれませんが、いずれにしろ痛ましく、事故を未然に防ぐ手だてを講じなければならないというふうに思います。本県の農作業事故の現状と事故防止のためにどのような対策を講じておられるのか、同じく農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県における農作業事故につきましては、毎年300数十件発生し、そのうち、死亡事故で10数名の方がお亡くなりになるなど、大変痛ましい状況でございます。農作業事故の多くが、高齢者や女性による農業機械作業中の事故であり、機械別で見ますと、農業用トラック、草刈り機、乗用型トラクターの順に多くなっております。このため、県では、毎年3月から5月、9月から10月の計5カ月間を「農作業安全運動期間」として設定し、県内各地で農作業事故防止に向けた研修会やポスター等での啓発活動を行い、農作業事故ゼロに向けた取り組みを展開しているところでございます。特に今年度は、女性リーダーや技術指導者を対象とした研修会の開催や、オペレーター等を対象に実技も含めた研修などに、重点的に取り組んでいるところでございます。今後とも、関係機関と連携し、農作業事故防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** ぜひともよろしく願いしておきます。

次に、生活弱者対策についてです。

まず、音声コードの普及促進について伺っていきたいと思います。本年2月議会も含め、4度目の質問であります。2月議会では、音声コードが読み取れる携帯電話が製品化目指して開発が進んでいるということ述べましたけれども、これは4月22日にリリースされております。これを機に、携帯電話対応の音声コードが一気に普及するでしょうし、また、普及させていかなきゃならないというふうに思っております。多くの文字情報が携帯電話で簡単に聞き取れるということは、視覚障がい者のみならず、文字が読みづらいと感じる高齢者にとっても朗報であります。何度もお願いしている県の刊行物への音声コード添付、まずは県民にとって身近な県広報にぜひともつけていただきたいと思います。県民政策部長、よろしく願いします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 県の広報紙「広報みやざき」でございますけれども、現在、約36万部、年6回発行しているわけでございますが、この「広報みやざき」につきましては、視覚障がい者の方々向けに、昭和47年から点字版を発行し、さらに、平成元年から音声版の配布を行っているところでございます。御提案のありました県広報紙への音声コードの添付につきましては、紙面をふやす必要があります。制作コストが大幅に増加するなどの問題があります。しかしながら、県政の動きを広く周知しまして、対話と協働による県政を推進するためには、視覚障がい者の方々を初め、県民の皆様から親しまれる広報紙づくりに常に努めていく必要があると考えております。したがって、御提案の内容につきましては、まずは、現状の紙面内で一音声コードの添付が可能でありますので、例えば「知事コラム」への導入な

どを検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。内容的には不十分ですけれども、一步前に進んでいただいたというふうに思います。なお、全国の広報紙をいろいろ調べてみたところ、長野県千曲市の市広報、30数ページあるわけですけれども、すべてのページに音声コードがついておりますので、参考になるんじゃないかと思いません。

次は、出張理容についてであります。介護老人福祉施設などに入居のため、みずから理容所に出向くことのできない方々がおられます。その方たちのために、理容師がそこに出向いて行う、いわゆる出張理容という制度があります。高齢化の進展により、ニーズは高まっているのではないかと思います。本県の出張理容の状況はどうなっているか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 理容業務は、理容師法におきまして、原則として理容所で行うものとされております。ただし、出張理容は、その特例といたしまして、疾病や事故などにより寝たきりの方や、社会福祉施設その他の入所施設の入所者など、やむを得ない理由によりまして理容所に来ることができない方に対して、理容師が出張して、民家や入所施設で業務を行うことが認められているものでございます。出張理容を行おうとする理容師は、業務地を所管する保健所へ届け出る必要がありますが、近年の届け出件数でございますけれども、平成20年度が166件、21年度が162件、22年度が149件となっているところでございます。

○新見昌安議員 結構需要は多いようでありませう。ところで、出張理容を行う場合の保健所への届け出は、本県では3カ月ごとに行う必要が

あります。これは結構面倒という声もあります。調べてみたところ、1年ごとの届け出でオーケーとしている県もたくさんございます。何の支障もないようでありますので、本県でも届け出有効期間の延長をすべきであると考えますけれども、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 出張理容の届け出につきましては、県において出張業務取扱要領を定めておりまして、届け出の際に、衛生面を確保する観点から、携行する器具の確認などを行っており、届け出の有効期間は3カ月としているところでございます。御指摘のありました有効期間の延長につきましては、保健所における実務の状況や、お話のございました他県の状況等も踏まえまして、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。早目の対応をお願いしておきます。

次に、教育行政についてであります。

まず、ICT教育の推進に関して伺っていきたいと思います。教育のICT化は、文部科学省はもちろんのこと、総務省、経済産業省でも推進を図っております。宮崎の未来を担う子供たちに対して、きちんとした情報教育を施していく、非常に重要じゃないかと思います。ところで、文部科学省は、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を毎年実施しておりますけれども、先月、平成22年度の調査結果が公表されております。まずは、本県の教育現場におけるICT環境の整備状況について、教育長に伺います。

○教育長(渡辺義人君) 平成23年3月現在の調査によりますと、まず、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数であります。小学校が7.6人、中学校が5.5人、高校が6.1人であり

ます。次に、普通教室のLAN整備率につきましては、小学校が74.8%、中学校が66.4%、高校が22.1%であります。また、1学校当たりの電子黒板の整備台数につきましては、小学校が1.5台、中学校が1.0台、高校が0.3台となっております。

**○新見昌安議員** 調査項目は大きく2つありました。1つが、今答弁にあった「学校におけるICT環境の整備状況」、もう1つが「教員のICT活用指導力」であり、県別に多項目にわたって調査してあります。ところで、本県の教員のICTを活用した指導力状況、高校の状況がよくないようであります。「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」が全国で47位、「授業中にICTを活用して指導する能力」が46位、「児童・生徒のICT活用を指導する能力」が47位、「情報モラルなどを指導する能力」が、ちょっとよくて43位、「校務にICTを活用する能力」が47位というふうになっております。大変厳しい数字ではないかと思えます。この状況をどのようにとらえ、また、改善に向け今後どのような取り組みをしていくのか、同じく教育長に伺いたいと思えます。

**○教育長（渡辺義人君）** 先ほどと同じ調査によりますと、本県高校教員の授業中にICTを活用して指導する能力につきましては、「わりにはできる」もしくは「ややできる」と答えている教員は50.4%でありまして、全国平均の64.2%を下回っております。このような結果が生じているのは、高校の普通教室へのLAN整備率が低いこと、通常の授業でICTを活用し指導する環境が十分でないこと、それから、教員のICT活用に関する研修も必ずしも十分でないことが影響しているのではないかと考えておりま

す。ICTを活用した教育は、例えば、授業におきまして、黒板の板書だけでは理解しにくい内容を画像を使って解説するなど、わかりやすく深まりのある授業を実現できるとともに、生徒の情報活用能力も育成するなど、大変重要なものと認識いたしております。したがって、今後は、厳しい財政状況の中ではありますが、いろいろと工夫しながら、普通教室へのLAN整備や教員の研修のさらなる充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 先ほどの能力別順位、平成21年度はそれぞれ、46位、47位、47位、42位、40位でありました。手をこまねているとは決して思いませんが、このままでは大きく九州他県の後塵を拝することになるんじゃないかと心配しております。これが杞憂と終わるよう、何とぞよろしく願いしておきたいと思えます。

さて、本年6月17日、スポーツ基本法が成立しております。昭和39年の東京オリンピックを目前に控えた昭和36年、施設整備や学校体育を主眼に置いて制定されたのがスポーツ振興法でありますけれども、今回成立したスポーツ基本法は、この振興法を全面改正したものですから、実に半世紀ぶりであります。今後は、国がスポーツ基本計画を策定し、地方はこの基本計画の動向を参酌し、障がい者スポーツの推進も含めた地方スポーツ推進計画の策定というふうの流れで進んでいくようでありまして、新たに成立したスポーツ基本法を、アスリートでもある知事はどのように評価されているか伺いたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** このスポーツ基本法は、御指摘がありましたように、スポーツ振興法を50年ぶりに全部改正する形で制定されたわ

けであります。スポーツ振興というものを国家戦略として位置づけまして、すべての国民にスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利があるというふうなうたわれるなど、新しい時代におけるスポーツの基本理念が示されたところでもあります。私もスポーツが大好きでありますし、ほぼ毎日のようにウォーキングやスイミングをしておりますし、サッカー、トライアスロンに取り組んでいるところでございます。スポーツには、基本法の前文にも書かれておりますように、「心身の健康の保持増進」を初めとしまして、「次代を担う青少年の体力の向上や人格の形成」、さらには「地域の一体感と活力の醸成」など、さまざまな価値や重要な社会的役割というものがあるということを実感しておるところでございます。しかも、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、国民が一体となって元気を出していかななくてはならないというときに、大変時宜を得た法律の制定ではないかというふうに考えております。県としましても、「スポーツランドみやぎ」を掲げておるところでございます。この基本法の趣旨を踏まえ、だれもがスポーツに親しみ、参加できますような県民総参加型の生涯スポーツの推進や、県民に勇気や元気、感動を与える競技スポーツの強化など、スポーツの振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 頑張ってください。また、よろしく願いしておきます。

教育行政に関して最後の質問となりますけれども、中学校では、少子化によって、運動部活動の休部・廃部、部員不足により十分な活動ができていない部がふえている状況にあるというふうに聞いております。県としてはどのように対応しているのか、教育長に伺いたいと思いま

す。

**○教育長(渡辺義人君)** 本県の中学校の運動部活動加入者数は、本年度約2万3,900人でありまして、10年前の平成13年度約3万1,500人と比較しますと、人数にして7,600人、率にして24%の減となっております。そのため、学校によりましては、従来どおりの部活動運営ができなくなってございまして、生徒のニーズを初め、保護者や地域の方々の願い、指導者や施設設備の状況、さらには今後の生徒数の推移等を勘案しまして、やむなく部活動の取捨選択を進めております。中にはそれでも、少子化の影響を受けて、部員不足により十分な活動ができない状況も見られております。このような状況を踏まえまして、県中学校体育連盟では、単独校でのチーム編成ができない学校に対しまして、県中学校総合体育大会など主催する大会に、合同チームによる出場を可能とする措置を講じております。また、部活動がない場合でも、学校長の承認があれば、道場やスイミングクラブなど、学校外で活動している生徒の参加も認めているところであります。県教育委員会といたしましては、部活動の意義や生徒の活動する機会が保たれるように、各学校に対しまして、長期的な児童生徒数の推移も見きわめながら、今後とも、運営上の工夫を行うよう、さまざまな機会を通して指導・助言してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** スポーツ基本法には、青少年スポーツの一層の拡充に向け、学校、スポーツ団体、家庭、地域が相互に連携する重要性も盛り込んであります。あらゆる手だてを講じながら、しっかり取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、警察に係る課題等についてでありま

す。

チャイルドシートについてであります。7月22日の宮崎日日新聞に、チャイルドシートの県内使用率低迷、39%、全国44位との報道がなされていまして。ワースト4位であります。ちなみに、昨年9月8日の同じ宮崎日日新聞の報道では、使用率はことしと同じ39%でワースト3位とありました。ことしは一つ上がったとはいえ、依然として低位であります。その本質的な原因は何なのか。子供の命が大事じゃないかと、本当にわからなくなってきました。自発的に取り組んでくれないのであれば、警察として極めて厳格に取り組んでいくべきではないか。チャイルドシート使用率向上に向けての取り組みはどのようになされているのか、警察本部長に伺いたいと思います。

**○警察本部長（鶴見雅男君）** チャイルドシートの本県の使用率は、ただいま議員がおっしゃいましたように、大変低い状態でございます。最近の調査におきましても、全国ワースト4位ということでありまして。チャイルドシートを使用しない理由といたしまして、子供が嫌がるのか取りつけるのが面倒だと、そういった声がございまして、被害軽減のために有効であるということがございまして、幼稚園とか保育所、こういったところを訪問いたしまして、保護者の方々に対しまして、事故事例を挙げながら、その必要性について講習を行いましたり、また、昨年度から「チャイルドシート使用及びシートベルト着用啓発事業」として民間に業務委託いたしまして、乳幼児健診や母親教室におきまして、正しい取り付け方法について指導を行うなど、普及啓発に努めております。また、いわゆるチャイルドシート着用義務違反の指導、取り締まりも強化しておりまして、昨年は

1年間で2,915件を検挙しました。これは前年と比べまして、プラス1,398件、92.2%の増加であります。また、本年も7月末現在で1,929件を検挙しておりまして、これも前年同期比で、プラス393件、25.6%の増加となっております。子供たちの大切な命を守るために、今後とも、指導、取り締まりを強化いたしますとともに、関係機関等と連携した継続的な啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** あらゆる手段を駆使して、地道にやっていくしかないということじゃないかと思えます。大変でしょうけれども、よろしく願いしておきます。私も先月、3人目の孫が誕生いたしました。じいじの責任をしっかりと果たしていきたいと思えます。

時間が来ました。以上で質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○十屋幸平副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後1時0分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

**○中野一則議員〔登壇〕**（拍手）お疲れさまでございます。最終日で、しかも午後、残り3名となりました。代表質問、一般質問合わせて17名の方が既に質問をされました。私の質問とかなりの部分で重複いたしておりますので、私は単刀直入に端的に質問してまいりたいと思えます。

まずは知事の政治姿勢についてであります。

宮崎県における最大の公の場は、この本会議

場だというふうに認識をしているところでございます。その認識、皆さんと同じだというふうに思っておるところであります。それで、議会の会期や時間について確認の質問をしていきたいと思うんですが、地方自治法で、県議会招集権は確かに知事にあります。しかし、会期は、議会初日に我々で議決して決めます。会議時間は、規則によりまして午前10時から午後5時まで、もちろん会期の延長、時間の変更はできません。このことは、この本会議場にいる我々議員はもちろんのこと、執行部の皆さん方も含めて全員が認識されていることと思っておりますが、このことについて知事に確認の質問をさせていただき、後は質問者席から質問していきたいと思っております。〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

議会の会期日程、議会の開会時間等御指摘のあった件については、そのように認識をしておるところでございます。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 次に、職員の不祥事につきまして質問したいと思っておりますが、知事は開会日の冒頭に、不祥事につきまして謝罪のあいさつをされ、また再発防止についても触れられておりました。こういう不祥事はあってはならないことでありますが、この5年間にどのくらいの件数発生したか、その実態を御報告願いたいと思っております。総務部長よろしく申し上げます。

○総務部長（稲用博美君） 平成18年度以降では、公金、準公金等の横領が5件、談合事件や不適正な事務処理など職務上の違法行為等が5件、このほか交通法令違反が28件、その他公務外非行6件を含めまして、合計44件の不祥事が発生しております。

○中野一則議員 今のは知事部局の話だと思うんですが、教育委員会、警察等と合わせるとかなりの事案が多発しているなど、そう思っているところでもあります。しかし、こういうのは厳正に処分をしなければならないことはもちろんでありますけれども、処分に不公平さがあるとはならないと、こう思っております。どうも懲戒処分に統一性がないのではないかと、こういう気がしてなりません。知事部局と教育委員会、あるいは警察等と比べてももちろんありますが、知事部局内においても公平さがないんじゃないかという気がいたします。それで、懲戒処分の基準を総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 懲戒処分につきましては、各任命権者がそれぞれ決めました基準に従いまして、非違行為の態様や過去の処分例も参考にしながら行うことになっております。知事部局の懲戒処分の基準は、国の指針や他県の状況、本県での過去の処分例を参考に、外部委員会の意見もお伺いした上で、平成17年12月に教育委員会と共同で策定したものでございます。具体的には、戒告から最も重い免職までの4段階の処分の中で、例えば、わいせつ行為の場合ですと免職、停職または減給とするなど、非違行為の類型ごとに標準的な処分の量定を定めております。実際の処分に当たりましては、この基準をもとに、本人の故意や過失の程度など個別具体的に勘案して処分内容を決定することとしております。

○中野一則議員 それから、懲戒免職処分等においては公表をされるわけですがけれども、その氏名の公表についても統一性がないんじゃないかという気がいたします。それで、昨年発生している横領事件で、すべて懲戒免職処分になった件であります。昨年の2月に発生した

準公金横領、これは処分と同時に氏名を公表された。刑事告発も検討している。それから昨年5月に発生した準公金の横領事件、これは氏名の公表がありませんでした。また刑事告発もしない、こういうことであります。そして今回発生した、9月1日に公表がありました。これにつきましては処分以前に、まだ処分がされていないのに氏名が公表された。刑事告発も検討中と。この3件については、同じ懲戒処分で、しかも横領事件にかわりはないわけですけれども、処分、氏名の公表を含めて差があるんじゃないか、こう思っているところですが、氏名公表の基準について、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 懲戒処分を行いました場合は、原則としまして、所属部局名、職位、年齢、処分内容を公表することとしておりますが、重大な法令違反や非行の場合で社会的な影響が著しい事案で、しかも免職としたときには、所属、職、氏名を公表することにしております。例示がありました準公金の横領の中でも、いわゆる原資がもともと公金であるもの、あるいは親和会という職員の積み立ての場合等で、その公表に氏名等若干違いを設けた例がございます。なお、今回の場合ですが、発生いたしましたものが公用郵便切手横領事案ということでありまして、懲戒処分前ではありましたが、事情聴取におきまして本人が横領を行ったということを認めております。また、公物の横領という社会的影響の著しい事案であることから、この公表基準に準じまして、所属、氏名、職名を公表したものでございます。

○中野一則議員 とにかく公平な扱いをしていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、人事異動についてお尋ねしますが、人事異動は適材適所、これは決まり文句であります。そのようにされております。県民に最高のサービスを、あるいは職員のやる気、士気高揚のために、あるいはそのほかの理由で異動はされていると思ひますが、人事の昇級とか昇進にどうも偏りがあるんじゃないか、そういう気がしてなりません。端的に言ひまして、一般行政職の皆さん方は優遇され、現場職、技術職、研究職、そういう専門職、この方たちは冷遇をされているんじゃないか、不安の声を聞かなくてもいいということでございます。それで、典型的な例を申し上げたいと思ひます。本人を前にして申しわけないわけですけれども、実は4年前にも同じことを指摘したところであります。ここにおられる部長さんが7名、それから部長級といういろんな事務局長をされている方が5名、合わせて12名いらっしゃいますが、この12名のうち1人だけが今から言うのに当てはまらずに、11人は、次長の時代あるいは課長の時代、そのいずれか、あるいは双方に、県民政策部ないし総務部に所属された経験のある方ばかりなんです。いわゆる課長か次長時代に県民政策部か総務部を経験しない人は部長にはなれないと。例外的に1人だけ、県土整備部長がなっていると、こういうことでございます。これからの人事異動は、教育委員会、企業局、病院局等も含めてであります。生え抜きの人、現場、専門技術、こういうことを冷遇せずに、どんどん登用する人事をぜひしてほしい、そのことを知事にお尋ねしたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 人事異動につきまして、基本的なスタンスとしましては、効率的、効果的な県政運営を図るために、能力主義、適材適所というものを基本といたしまして、職員



の希望や人材育成にも配慮しながら行っているところでもあります。特に幹部人事につきましては、県政の直面します課題解決に向けて中心的な役割を担うこととなりますので、従来から、それぞれのポストに求められる経験、能力、判断力などを備えているかを総合的に判断して、それにふさわしい人材の登用に努めてきたところでございます。御指摘の点につきましては、事務方で課長職以上のポストというものが県民政策部、総務部の2部で全体の約4割を占めているという状況もございますが、今申し上げましたような基本的な考え方に基づきまして適材を配置した結果であるというふうに考えております。

**○中野一則議員** 出先を含めて優秀な職員の方がたくさんいらっしゃいますから、全体に目を配って人事異動をしていただくようお願いいたしたいと思っております。

次に、入札制度の見直しについてでございますが、今月2日に我が党から知事に提言をいたしました。「県内の多くの建設産業が厳しい経営環境にあるため、予定価格が3,000万円未満の公共事業については、指名競争入札を復活させるとともに、地元建設産業が受注しやすいよう入札参加範囲の見直しを行うなど、入札・契約制度の改善を図ること」というのも入っております。これが入札制度をぜひ見直してほしいというご提言でございます。知事は自分の政策提案の中で、「入札制度については、地域における建設業の役割も考慮した上対応します」ということでしたが、就任時の記者会見では、「指名競争入札の復活は、今の段階では考えていない」ということでありました。就任されてもう8カ月になりました。すぐ1年が経過して、また新年度がすぐスタートすることになり

ますけれども、見直しをするのかしないのか含めてははっきりとしたことをぜひ早く御披瀝願って、するならば、いつからする。しないならばしないということを含めてほしい。我々としては本年度中に指名競争入札の復活をしてほしいということを含めての提言でございますから、そのことを含めてどう思われるかを知事にお尋ねいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 入札問題でございますが、本県におきましては、談合事件により失われました県民の県政に対する信頼を回復するために、一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組むとともに、幅広く意見を伺いながら必要な見直しというものを随時行ってまいりました。中でも総合評価落札方式につきましては、工事の品質確保を図り、地域の建設業者の育成や技術力向上にもつながる制度であると考えておりました。地元の建設業者が受注しやすい地域企業育成型の活用を含めて、その適用を拡大してきたところでございます。入札・契約制度につきましては、これまでの改革を踏まえつつ、基本的には一般競争入札の枠組みの中で引き続き総合評価落札方式を活用してまいりますとともに、地域要件の見直しも含めまして、今後とも幅広く意見を伺いながら、制度の検証、必要な見直し、改善を図ってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 次に、郷土の代表者という視点から2～3質問していきたいと思うんですが、まず、高校野球甲子園初優勝へということで、知事も政策提案の中で述べられております。きのうは・原議員の質問に対して、県民に夢や感動を与えるということで、ぜひ宮崎県からも甲子園初優勝へということで取り組む旨の

話をされました。知事も、開会式、それともう一回でしたか、2回行かれたように思いますけれども、非常に優勝というのが遠い存在であります……。

甲子園大会についてちょっと調べてみました。全国高校野球選手権大会、いわゆる甲子園の夏の大会ですが、これは大正4年に第1回が始まってことしで93回、それから選抜大会、春の大会ですが、大正13年にスタートしてことしで83回。ことしの優勝は、春が神奈川県代表の東海大相模高校、夏が西東京代表の日大三高でありました。それで優勝はどういうところかしているんだらうかと思って——私の数え方にミスがあるかもしれませんが、これは春夏合わせの数であります。過去優勝した回数が一番多いのは、愛知県と大阪府が18回同士で1位、第3位が兵庫県で13回、そして次に来るのが12回、ここは3都県ありまして、東京都と神奈川県、そしてもう1つの県は知事の御出身の広島県でありました。それから逆に優勝していないところが、全国に15県あります。九州・沖縄で優勝していないのは宮崎県、しかも準優勝もしていない。それから固まって優勝していない地域があるんですが、震災で苦しんでいる東北6県、ここはひとつも優勝しておりません。それから北陸3県も優勝の経験がありません。

知事は、甲子園初優勝へということで政策提案をされているわけですが、これは不可能じゃないと思うんです。そのためにはやはり優勝のための計画、スケジュールをきちっと立てて、目標年度もある程度決めて強化する政策を出さないと優勝は遠いと思うんです。ですから、知事の抱負を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 競技スポーツは、県民

のきずなを深めて、口蹄疫からの再生・復興を初め、「みやぎきの新生」に向けての原動力になるという思いから、中でも県民の皆さんの関心の高い、高校野球の甲子園での優勝という目標を掲げて、今取り組んでおるところでございます。その最初の取り組みとしまして、ことしの夏の予選におきましては、23年ぶりとなる、知事として開会式で始球式を務めますとともに、閉会式にも出まして、優勝した日南学園を激励したところであります。残念ながら、聖光学院という大変な強豪に当たりまして、延長さよならということで、大変残念、惜敗であったわけですが、あと一歩、そのあと一歩の遠さというものを改めてまた実感したところでございます。なかなか一朝一夕になし遂げられるものではない、大変難しい課題だと思っておりますが、県民の思い、夢というものを一つにして、そんな中で、関係者、高野連、それから高校野球に携わるさまざまな方々の思いを一つにして、その大きな目標に向かって進む。そのような一つの流れをつくりたいという思いでこの目標を掲げておるところでございます。具体的には、昨日も御答弁申し上げましたように、現在でも指導者の育成なり選手たちの技術レベルアップの取り組みというのを進めておりますが、今後どのようなさらなる強化策というのが可能なのか、関係者とともに検討して取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 日本を代表するような実績とか人物、こういうのは高校野球だけじゃないんです。宮崎県の後進性というか、いろいろと私なりに調べてきましたが、スポーツでも、甲子園は優勝も準優勝もしていないわけですが、国技である大相撲、行司の横綱の木村庄之助は宮崎県延岡出身でありますけれども、宮崎県から

まだ横綱、大関が全く誕生いたしておりません。江戸時代からさかのぼって調べましたが、おらない。それから政治の面ですが、総理大臣、九州では宮崎だけがまだ総理大臣が誕生いたしておりません。全国に18県あります。それから衆議院、参議院、昔の貴族院を含めての議長は、衆議院が今まで58人、参議院が19人いらっしゃいますが、宮崎県出身者はまだだれもおりません。ぜひこの中からも頑張ってもらいたいと思うんですが。それから芸術、学術、文化の面で言いますと、芥川賞は昭和10年からあるんですが、第1回は石川達三の「蒼氓」だったと思うんです。今まで150人受賞されている。宮崎県にかかわる人はだれもいません。直木賞、これも芥川賞と同時にスタートしたんです。170人受賞しているが、宮崎県出身者はおられません。ノーベル賞はもちろんいないわけですが、文化勲章これも宮崎県出身者がいないんです。ただ、文化功労者はおられるそうですが、文化勲章はいないと、こういうことです。国民栄誉賞、19回というから19人いるわけですが、これも全くいない。以上の分野で日本を代表するトップ、実績、そういうのがない宮崎県でありますけれども、こういう状態というか、こういう宮崎県を知事はどのように思われるか、御感想をお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、いろんな調査の結果というのを伺いまして、大変興味深く伺ったところでございます。宮崎県民はえてして控眼目で、我こそはというところが余りないというような言われ方をすることがあるわけでございます。ただ、今言われたような、大相撲でありますとか政治ですとか、そういう分野で頂点をきわめた方がいらっしゃらないという話ではご

ざいますが、そのほかにはたくさん、小村寿太郎さんですとか高木兼寛さん、安井息軒さん、それぞれの分野で日本を代表するような仕事をされた方はたくさんいらっしゃるわけでございます。日本を代表する、1番を目指していく、オンリーワンを目指していく気概というものは大変重要だろうと考えておりますので、これからの本県を担う、また我が国を担う若者たちが、ぜひ日本のトップを目指して、そういう高い志を持って頑張ってもらいたい、そのように考えております。

**○中野一則議員** それから、NHKに大河ドラマがあります。日曜日の8時からスタートするんですが、これは昭和38年に始まりました。第1回目が井伊直弼が主人公の「花の生涯」でありまして、ことしが「江～姫たちの戦国」ということではありますが、ちょうど50作目なんです。節目の回数なんです。ところが、宮崎県を舞台にした大河ドラマはないわけです。朝ドラは過去、「たまゆら」と「わかば」が2回ありました。しかし、お隣の鹿児島県は、平成2年の「翔ぶが如く」、そして20年の「篤姫」、昨年の「龍馬伝」も一部鹿児島でロケやらいろいろありましてフィーバーしたわけですが、この舞台になると非常に出身地がクローズアップされて、観光としても非常に寄与するところが多いわけです。宮崎県にNHKの大河ドラマを誘致したらどうだろうか、こういう気がいたします。10年ぐらい前に神話を題材にしてそういう話もあって一部運動がありました。不発に終わりました。

今回は、先ほどくしくも知事が、いろいろな中で小村寿太郎を言われましたが、私は明治の外交官の小村寿太郎が最適任じゃないのかなと、宮崎県の郷土の先覚者の偉人もたくさんお

るわけですが、小村寿太郎が第一人者ではなからうかなというふうに思います。それがあから知事も小村寿太郎ということが先に浮かんだのだと思います。

私から簡潔に理由を申し上げますと、寿太郎は、少年・青年期、非常に勉学に頑張られて、その生き方が青少年に非常にいいんじゃないか、ためになるんじゃないかと思うし、それから日英同盟の締結、ポーツマス条約の調印、不平等条約の改正など非常に数多くの功績があります。今は国際情勢が非常に厳しい中ではありますが、恐らく彼の明治時代が放映されたら今日に大きな参考になるんじゃないか。彼の生き方なり姿勢なり、手腕、業績は大いに参考になる。また、国民そのものにも感銘を与えるのではないかというふうに思います。また、中学校の歴史教科書を見ましたが、1社だけが載っていないんですが、ほかは全部、小村寿太郎という名前は出ておりました。小学校の指導要領の中に人物42名が挙げてあるんですが、その中にもちゃんと小村寿太郎が書いてありました。今までそういう人物の小村寿太郎がなかったのが不思議であるわけですが。

ところが、NHKのこのドラマは2年先まで決まっているんです。それで小村寿太郎が没してちょうどことしが100年でしたから、本当はことし放映すれば一番よかったんですけども、これが一つの節目として運動するのもいいんじゃないかな。4年後は寿太郎の一つの節目である生誕160年になります。ですから、明治の外交官小村寿太郎でNHK大河ドラマ誘致ということを提案するとともに、県民運動に仕立てて、知事を先頭に大運動をやったらどうだろうか。そのことが、知事のカラーが云々ということもいろいろありましたけれども、きょうはま

たすばらしいワイシャツで来られておりますが、こういう運動で知事の指導力発揮ということをされたらどうだろうか、ぜひこのことを提案方々お願いしたいと思いますが、知事の取り組みの姿勢をお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のあった小村寿太郎侯でございますが、NHKでは、昭和56年の「ポーツマスの旗」で主人公として、最近では、平成21年から足かけ3年にわたって放送されております「坂の上の雲」でも大変存在感のある登場人物の一人として取り上げられているところでございますが、郷土ゆかりの偉人が主人公となるこういう大河ドラマの中では、宮崎を全国にPRという意味では最適の人物の一人ではないかと思っております。私個人としましても、以前、外交官を志しておりましたし、東京大学でもハーバードでも先輩に当たる。また、実際に取り組みされた仕事の立派さという意味でも、大変尊敬をして見ておる小村さんでございます。

これまで本県では、大河ドラマや連続テレビ小説などの誘致につきまして、県民挙げた運動、要望を行ってございまして、平成16年の「わかば」に結びついたような実績もあるところでございます。先日、県職員の提案制度「かえるのたまご」の中でも、別の人物、島津義弘公でございましたが、ぜひ大河ドラマを誘致したらどうかというふうな提案もありまして、大変興味深く受けとめたところでございます。今のような御指摘を踏まえて、本県では官民共同で設立しております宮崎フィルム・コミッションが中心となりまして、制作会社などに対しましてドラマや映画などのロケ誘致活動を行っているところでございますが、NHKにも今後、大河ドラマなどを含めて誘致について働きかけてま

いりたいと考えております。

○中野一則議員 何か運動体として組織をつくってぜひやってほしいと思うんです。今、知事も言われたとおり、知事の学校の先輩ですから——東大前身の学校を出ているし、それからアメリカのハーバードも出ている先輩ですから——知事になった機会に、ぜひ先輩を大運動に取り上げてほしいと思います。よろしく願いいたします。

それから郷土の先覚者の中で——いろいろとおられるんですが——上原勇作元帥の肖像画についてちょっと触れてみたいと思います。上原勇作元帥といっても知らん人が多いと思いますが、ちょっと紹介いたしますと、安政3年(1856年)都城の生まれ。経歴は、陸軍大將元帥、陸軍大臣、教育総監、参謀総長、議定官、都城に上原文庫設立、郷土を非常に愛し、青少年の教育に尽くしたと紹介されております。

そして昭和58年10月に、宮崎県置県100年記念に「郷土の先覚者展」というのがあって、このときにも上原元帥は大きく紹介されました。それから58年から59年に、置県100年事業でいろいろ取り組まれて、肖像画を県の総合博物館が画家に依頼して購入された。その総額が405万円。そして10人というのは、今言った小村寿太郎、安井息軒、石井十次、伊東マンショ、若山牧水、川越進、高木兼寛、僧古月、三好退蔵、そして上原勇作であります。総合博物館で購入したわけですが、平成元年7月にはむかばき青少年自然の家がこの肖像画は全部所管がえがされました。そして自然の家で展示をした。今も展示されております。そして平成3年3月にはその複製画、写真であります。本館の1階の県民室で展示をされている。ところが、自然の家の上原勇作のみがいつごろからか展示さ

れなくなっただけです。そしてまた県民室での複製画も上原勇作が展示されておられません。非常に不可解な現象ではありますが、その経過なり理由を、教育長、それから県民政策部長にお尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) まず、私のほうからお答えさせていただきますが、むかばき青少年自然の家にあります郷土先覚者の肖像画は、昭和58年の置県100年記念として制作され、平成元年から展示されているものであります。今回、上原勇作氏の肖像画の件につきまして調査いたしましたところ、平成7年ごろに外部の方から青少年自然の家に対し、「青少年教育施設に軍服姿の肖像画や「日清戦争・日露戦争で功績があった」と記載された解説文を展示することは好ましくない」という御意見があり、関係者が協議した結果、取り外すという判断をしたようであります。当時は、軍服姿、さらには戦争での功績が記述されたということで判断をされたのではないかと推測いたしております。

なお、先ほど議員の御質問の中でも触れられましたけれども、上原勇作氏は、郷土の青少年育成のため、都城市で自身の蔵書を中心とした図書館であります上原文庫の設立に尽力されたほか、現在の都城泉ヶ丘高校の前身であります旧制都城中学校の充実にも貢献されておりました。都城市の小学校社会科副読本「都城の歴史と人物」において「郷土を築いた人々」の一人として取り上げられているところであります。

○県民政策部長(渡邊亮一君) 県民室にある肖像画、これは写真でございますけれども、むかばき青少年自然の家にある原画を写したものでございまして、平成3年から展示されておりました。上原勇作元帥の肖像画につきましては、教育長の答弁と同様の理由により取り外された

模様でございます。

**○中野一則議員** 旧軍人であっても、その生き方なり、あるいは功績というのは、青少年教育とか、郷土を愛するとか、あるいは、さっき言ったように都城には文庫もあるんです。非常に貴重な文庫を保存もされております。非常に影響のあるというか、郷土のために尽くされた方でありますから、何も青少年自然の家に飾ってふさわしくないということはないというふうに思いますし、そうであれば別なところに展示すればいいんです。なぜあの10名がむかばき青少年自然の家だけにずっと置かれているのかということも不思議なんです。展示する場所を変えるべきだ、このことも御提案しておきたいと、思いますし、それが理由であれば県民室でなぜ張らないのかということも、これがまた不思議な話でありますから、ぜひ検討してください。その後出版された書物とかパンフレット、県のそういうものからは全部、上原勇作は、いろいろと調べましたが外されております。ぜひほかの9人の先覚者と同じ扱いをするように、これは県民政策部長にお願いいたしますが、御答弁をよろしく。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 上原勇作元帥につきましては、今、議員から御紹介がありましたように、宮崎県の唯一の元帥、当時の陸軍元帥、陸軍大臣、あるいは教育総監、あるいは参謀総長、そういう経歴の大変立派な——当時、陸軍にとっては宮崎県から初めて元帥が出たということ——そういう歴史的な人物であるということはよく承知しております。ただ今回、先ほど答弁しましたような経緯で取り外されているということを確認できましたので、そのあたりの経緯も含めまして、今後の対応について検討していきたいと思っております。

**○中野一則議員** ぜひ前向きに検討してください。

次に、教育行政についてお尋ねいたしたいと思います。来年度から使用される中学校の社会科の教科書選択についてであります。日本教育再生機構のメンバーが執筆した歴史と公民の教科書が、来年度からは全国の公立中学校400校以上で使用されることになった。これは前回と比べて歴史が6倍、公民が11倍の伸びで、特に神奈川県では全体の43%で使用されるとの新聞報道がある中で、我が宮崎県はすべての市町村教育委員会が前回までと同じ出版社の社会科の教科書を採択しましたが、このような結果を教育長はどのように評価されておられるかを、まずはお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 御質問にありました、中学校社会科の歴史的分野・公民的分野の教科書の採択が、議員の御質問にありましたようにふえている都道府県もでございます。このことにつきましては、各採択地区協議会や各市町村教育委員会、また各都道府県教育委員会におきましてそれぞれの地域や生徒の実態を考慮して教科書の選定・採択がなされ、その結果として議員が御指摘されたような状況になったと考えております。一方で、県内の市町村立中学校の教科書採択につきましては、県内の7つの採択地区におきましてすべての教科書について研究が行われ、それぞれの地域や生徒の実態を考慮し、適正に教科書採択が行われたものと考えております。その結果、今回採択されました社会科の教科書につきましては、どの採択地区におきましても前回採択された出版社の教科書となり、また結果として、すべての地区が同じ出版社によるものとなったと受けとめております。

○中野一則議員 次に、県教育委員会の教科書研究資料の出版社ごとの概評は全く区別がつかないほどほぼ同じであります。地区専門委員からの順位づけや絞り込みは絶対ないとする中で、県下7つあるすべての教科用図書採択地区協議会は、社会科3科目すべてを前回までと同じ、また小学校の社会科も同じ出版社の教科書を今回も採択していますが、これは、採択地区協議会の協議時間から考えても必然性を欠く結果とも判断されますが、教育長はこの実態をどう思われるかお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会は、市町村の教育委員会が行う採択に関する指導・助言、援助の一つとして、法令に基づきまして研究資料の作成及び提供を行っております。この研究資料は、教科書を十分に研究しますとともに、出版社の趣意書等を参考にしてそれぞれの教科書の特徴を示したものであります。それぞれの採択地区協議会では、教科書の専門的事項を調査研究する専門員が任命され、県教育委員会より提供されました研究資料等を参考にしながら、それぞれの教科書の特徴をさらに研究しまして、教科書採択に必要な資料を作成いたします。その後、各教科の専門員の代表が、採択地区協議会においてそれぞれの教科書の特徴について調査研究した結果を説明いたします。採択地区協議会では、その説明や質疑応答をもとにし、ましてすべての教科書を吟味した上で、それぞれの地域や生徒の実態を考慮し、どの教科書が最も適しているかが慎重に審議され決定されたものと考えております。

○中野一則議員 「教科書採択の在り方の改善について」という文書が、平成2年3月20日付で文部省から県教育長あてに通知されています。この中の調査研究協力者会議の報告は、

「採択は採択権者が自らの権限と責任において、適正かつ公平に行う必要がある」、また、教職員の投票によって採択教科書が決定される等採択権者の責任が不明確にならないよう採択手続の適正化を図ることも重要との内容であります。これは具体的な改善方策を求めた通知であります。県教育委員会は、このことを県下の市町村教育委員会に周知徹底し指導されておられるか。また、各教育委員会は、このことを遵守されているかを、教育長に御確認いたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成2年3月20日付で文部省より、「教科書採択の在り方の改善について」に関する通知が出されております。この通知には、1つには、採択地区において調査研究の体制の充実を図ること。2つには、採択は採択権者がみずからの権限と責任において適正かつ公正に行う必要があること。3つ目に、採択に保護者等の意見を取り入れていくことなどが、採択手続の適正化を図る上での留意事項として示されております。さらに平成14年には、平成2年の文部省通知と同様の趣旨の新たな通知が出されたことから、この通知の趣旨徹底を、その後も毎年、市町村教育委員会に対して文書で周知しますとともに、市町村教育委員会や教育事務所の教科書担当者を集めた会議を実施するなどして、適切な教科書採択事務がなされるよう指導・助言を行っております。市町村教育委員会におきましては、このことを受けまして、通知を遵守し、適正な採択事務が行われているものと認識をいたしております。

○中野一則議員 沖縄県八重山地区での今回の教科書採択事案は、教科書無償措置法の形骸化と、現在の教科書採択制度が崩壊しかねないと、私は危惧するものであります。それで、先ほども言われましたが、平成14年8月30日付の

文部科学省から県教育長あての教科書制度の改善についての文書は、教科書採択の判断が分かれたときのために、事前に採択手続のルールを定めておくべきと内容であると思いますが、この文書を市町村教育長に通知、指導し、既にルールが定められているかをお尋ねしますとともに、まだ策定されていなければ、八重山地区のような混乱が発生しないようルールを急いで定めるよう、県の教育委員会は市町村教育委員会を指導すべきと思いますが、教育長のお考えをあわせてお聞きいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 先ほどお答えいたしました平成14年の文部科学省通知に、市町村教育委員会と採択地区との関係につきまして、1つには、協議が1度で調わないことも想定し、再協議が可能なスケジュールで採択事務を進めること。2つ目に、再協議の場合の手続を定めておくことなどが、採択手続を明確にするための取り組みの例として示されております。この通知を受けまして県教育委員会といたしましては、毎年、市町村教育委員会に対し文書で周知しますとともに、市町村教育委員会や教育事務所の教科書担当者を集めた会議を実施するなどして、適切な教科書採択事務がなされるように指導・助言を行ってきております。これまで本県におきましては採択地区内において協議が調わない事例はございませんでしたが、ただいま御紹介がありましたように、一部の地区で混乱が見られるという実態もございますので、今後、文部科学省の指導や他県での事例を参考にしながら、明文化されたルールづくりについて検討を進め、市町村教育委員会に対して指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 混乱があつてからでは遅いので、ぜひそういう御指導をしてください。

次に、スポーツ施設の整備についてお尋ねいたしたいと思いますが、県総合運動公園にあるスポーツ施設、調べてみましたが、運動場、それから軟式野球場——これは昭和46年に建設されて既に40年が経過いたしました。それから陸上競技場も40年近くになっております。公式競技はもちろんのことではありますが、使用上いろいろな支障があつてはならないと思うんです。用具等も含めて総点検をする時期に来ていると思いますが、競技力向上とあわせて施設用具の整備をすべきだと思いますので、教育長のお考えをお尋ねいたします。

**○教育長（渡辺義人君）** 県総合運動公園のスポーツ施設は、置県80年を記念し「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合体育施設でありまして、各種全国レベルの大会や国際大会など競技スポーツの拠点であるとともに、県民の皆様の生涯スポーツの拠点として、また、プロスポーツキャンプなどスポーツランドみやぎの中核施設として多くの皆様に親しんでいただいている施設でございます。御指摘のありましたように、その多くの施設が昭和54年の宮崎国体前に建設をされたものでありまして、30年以上経過しておりますことから老朽化が見られる状況でございます。そのため、県総合運動公園を所管しております県土整備部等と連携しながら定期的な改修や維持補修を行っているところでありますが、大規模な施設整備につきましては、大変厳しい財政状況の中でありまして難しい状況でございます。したがって、県教育委員会といたしましては、今後とも県土整備部など関係部局と連携いたしまして計画的な改修や維持補修に努め、利用環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 次に、人工授精自粛対策の件



についてお尋ねいたしたいと思いますが、この件につきましては、今議会に対策案が提出されなかったことから、8月26日に我々自民党として知事に申し入れいたしました。また、代表質問では押川議員が、一般質問では宮原議員が既に質問いたしました。しかし、その答弁は、ただ、国と協議中、あるいは調整ということで、私とすればつれない答弁でありました。対策案を11月に提出では、対策の実効性が全く上がらないわけですから、国あるいは政府との調整中ということであれば、県はその対策内容を承知して、あるいはまた県でつくって取り組んだはずでありますから、子牛価格対策、あるいは購買者対策、この内容、制度をもっと踏み込んだ形で御答弁をすべきだ、そのことが生産者、関係者の安心になるんだと、こう思いますから、ぜひ踏み込んだ御答弁を農政水産部長にお願いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 人工授精自粛の市場上場頭数への影響を踏まえまして、子牛出荷頭数の平準化を促し、肉用繁殖経営の安定を図ることを目的といたしまして、農畜産業振興機構の口蹄疫畜産再生基金を活用した事業の実施について国と調整をしているところでございます。その内容といたしましては、人工授精自粛の影響により出荷頭数が大きく増減する期間につきまして、本県の平均子牛価格が一定価格を下回った場合の価格安定対策、及び多くの方に市場へ来ていただけるようにするための子牛の購買者に対する輸送費の支援でございます。現在、事業の詳細について大詰めの協議を行っているところでございまして、引き続き事業の早期実施に向けまして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 以前の2人の答弁からすると

かなり踏み込んだ御答弁であったと思います。子牛価格がある一定額から下回った場合にそれをどう支えるか、あるいはまた購買者に対しても具体的に輸送費を助成するんだと、こういう御答弁でありました。恐らく国との調整も進捗しているなという判断をしたところでありませう。それで、これが正式に公表になったとき、本来ならばこの議会に早くかけてほしいんですけども、生産者、購買者、関係者にその内容を一日も早く公表すべきだと思いますから、そのことを部長にお願いしたいと思います。そのようにされますか。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 円滑に対策が講じられ子牛出荷頭数の平準化が図られますよう、事業の詳細について、国からの了解が得られた段階で、その内容について速やかに生産者及び関係団体に対し説明をさせていただきたいと思います。

**○中野一則議員** 今、えびの周辺では、肥薩線の世界遺産登録、あるいは霧島のジオパークの世界への登録、一生懸命世界レベルの話が進んでおります。夢のあるロマンのある話ですから、県もこのことにぜひ一緒になって取り組んでほしいということを要望して、終わりたいと思います。（拍手）

**○外山三博議長** 次は、函師博規議員。

**○函師博規議員〔登壇〕**（拍手）先般通告しておりました項目につきまして、順次質問させていただきます。

まず初めに、我が県の高齢者保健福祉施策の実態についてお伺いいたします。日本は既に世界に類を見ない高齢化社会に突入しております。それは周知のとおりです。本県におきましても既に高齢化率は25%を突破し、2030年には36.2%となり、今までよりも10%多くなり、

実に県民の3分の1以上が65歳以上になることとなります。この実態を踏まえ、世界でも範を示すべく、この宮崎県は高齢者福祉施策に取り組んでいかななくてはいけないと思いますが、果たして実態はどうなっているのか、その内容を伺ってまいります。

まず初めに、お配りの資料をごらんください。これは我が県の高齢者保健福祉計画であります。3年に1度改定されるわけですが、この内容によって本県また市町村は高齢者施策を展開しているわけです。見ていただきたいのは、平成21年から23年の施設・居住系サービス入所定員総数の中身です。注目していただきたいのは各圏域ごとの合計数です。宮崎東諸県圏域以外はほぼ横ばいで、日向入郷圏域では3年間で14床の増、西諸圏域でも11床の増、延岡、西臼杵圏域ではそれぞれ1けたの伸びにとどまっております。日南串間圏域においては3年間そのままの数字が横並びです。これは整備が停滞していることを意味します。この数字から判断すると、高齢化率の上昇と施設整備状況が連動しておらず、とても地域の実態に即しているとは言えません。高齢者保健福祉計画は市町村の計画が積算根拠となっていることは理解しています。つまり、県が主導して計画を策定し、市町村が実施主体となるといった性格のものではありません。しかし、県内には、施設への入居を希望されながら利用できない方々が約3,500人いらっしゃいます。この実態は県当局も把握されているはずですが、その実態を知りながら、県は市町村からの数字を足し算して資料にまとめるだけで、施設整備の展開は市町村任せでは、余りにも県の福祉行政の存在感がなさ過ぎます。

資料の中では、介護保険適用事業所である認

知症の対応型共同生活介護、いわゆるグループホームです。このグループホームが各圏域で微量ながら増床していることは確認できます。しかし、この高齢者保健福祉計画の中でカウントされていない有料老人ホームや宅老所が、最近では各地域で建設ラッシュとなっています。特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設、いわゆる介護保険3施設と呼ばれているこの施設以外の有料老人ホーム等の整備がどの圏域でどの程度進んでいるのか、県当局は把握されているのでしょうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○福祉保健部長(土持正弘君) [登壇] 答えいたします。

本県の有料老人ホームの整備状況についてでございます。本県の有料老人ホーム数は年々増加しておりまして、平成20年度55施設、1,893床であったものが、平成23年9月1日現在でございますが、155施設の4,834床となっております。圏域ごとに申し上げますと、宮崎東諸県圏域が82施設、2,232床、日南串間圏域が6施設、222床、都城北諸県圏域が13施設、652床、西諸圏域7施設、129床、西都児湯圏域11施設、314床、日向入郷圏域12施設、362床、延岡圏域23施設、887床、西臼杵圏域1施設、36床となっております。以上でございます。[降壇]

○図師博規議員 細かな数字の御答弁がありました。何と155施設、4,834床の有料老人ホームが建設されているということです。これらの数字はこの保健福祉計画に落とし込まれていないんです。では、それらの有料老人ホームの施設職員の配置状況や衛生管理の実態は把握されているのでしょうか。再度、福祉保健部長にお伺

いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、届け出に基づきまして職員配置状況等を把握いたしますとともに、届け出後においては、県の設置運営指導指針に基づきまして、サービスの内容に応じた設備や必要な職員の配置、施設における衛生管理や感染症の予防など、施設の管理、運営等について指導・助言を行っております。さらに、昨年度から、県内すべての有料老人ホーム等を対象に合同研修会を開催いたしまして、施設におけるコンプライアンスや感染症対策等についての理解の促進を図ったところでございます。

○図師博規議員 では続けます。施設のスプリンクラーの設置や防災体制または防災計画がそれぞれの施設のほうで整備されているか、県は把握されていますでしょうか。福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 防災体制につきましては、届け出があった際に、図面や消防用設備等検査済証などによりまして必要なチェックを行っております。また、平成19年6月の消防法施行令の一部改正によりまして、延べ面積が275平米以上の有料老人ホームにつきましてはスプリンクラーの設置が義務づけられたことから、スプリンクラーの設置補助など県として必要な支援を行ってきたところでございまして、今年度末までには未設置施設は解消されるものと考えております。さらに、先ほど申し上げましたように、昨年度から有料老人ホーム等を対象として合同研修会を開催しまして防災対策等についての理解の促進を図ったところでございます。県といたしましては今後とも、適切な防火体制等について指導してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 一定の指導がされているということは理解できました。ただ、この有料老人ホームは介護保険の適用外のところが多いため、介護保険3施設のような人員配置の基準や防災体制に関する明確な定めがありません。がゆえに、ここで働いている方々がたとえ無資格であっても、そこでどのような食事が提供されていようとも、県は指導はできてもペナルティーは科せられない。県の強制力がそこに及ばないがゆえに、施設間でのサービスの格差が大きくなっているというのは、県のほうでも実態把握されているはずですが、私は、この有料老人ホームの運営が介護保険3施設よりも劣っていると断言しているわけではありません。事実、宮崎市内には、共同生活介護では困難なホスピスケアまで実践されている施設があり、住みなれた地域でのみとりを実践されている宅老所もあります。

介護保険は、保険者は市町村です。市町村は、できる限り保険料を上げずに保険運用をしたいと、介護保険の適用事業所の建設申請があったとしても、保険料が上がることにつながるために、その認可を容易におろせない実態があり、住民の居宅施設へ入りたい、そういうようなニーズがあってもこたえ切れていないというのが現状です。その介護保険の運用と利用者のニーズが乖離しているところを埋めるがごとく有料老人ホームが建設され、利用料が高い、割高のところが多いです。それにもかかわらず入所を希望されている方々がまだまだいらっしゃいます。何より、155施設、5,000床近くの有料老人ホームの整備が進んでいるのに、そのサービスを利用する方は、介護保険の適用事業所でも有料老人ホームでも同じ高齢者なのに、この県が示す保健福祉計画にはそれが反映

されない。宮崎の福祉の将来像に反映されていないということが、私は問題であると思います。県として有料老人ホームや宅老所の整備内容、サービス内容をより把握していただき——来年度がこの計画の見直しの年になります。ここにはその内容も織り込んでもらい、県民への適切な情報提供に努めていただきたいと考えております。

それでは、ここからは施設のほうから在宅のほうに目を転じて質問をさせていただきます。介護保険サービスの利用者のうち約7割から8割の方々は、本当は住みなれた地域で、自宅で介護を受けたいという希望を持たれています。アンケートをとられてもその結果は出ています。それでも在宅福祉サービスの手薄な地域では施設系サービスを利用せざるを得ないとなっています。このように地域で暮らし続けたいという県民の思いと、実際提供されている高齢者の福祉サービスとはどんどんかけ離れていっているという実態もあります。何とか在宅介護がかなったとしても、昼間はまだしも、夜間の介護を担うのはほとんどが家族です。

その実態を如実にあらわすのが、お配りした資料の裏面をごらんください。これは地域密着型サービスの必要量を年度ごとに示しているものですが、見ていただきたいのは、圏域ごとの一番上の項目になっている夜間対応型訪問介護の数字です。この計画書では夜間訪問の介護は宮崎東諸県圏域以外には数字がありません。3年間ゼロが並んでいるんです。また、西諸圏域では認知症の通所介護サービスも3年間ゼロ、西諸圏域につきましてはグループホームの提供、設置数すらもゼロ、ゼロ、ゼロです。つまり、地域での暮らしを希望されても使えるサービスがないんです。私が古賀総合病院に勤務し

ていたときにはつくづくそれを感じていました。宮崎は、住む地域や市町村によって受けられるサービス、選択できるサービスがこんなにも違うのかと。医療の格差や医師の偏在も今の宮崎にとっては大変な問題ですが、実はこの福祉サービスの地域間格差というのも早急に対応すべき状況なんです。ここで伺います。福祉保健部長、何で夜間訪問介護が展開されていないのか、現場の実態はどうなっているのでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） まず、地域密着型サービスについて御説明いたしますと、この議場のほうには配付されておりませんが、高齢者保健福祉計画のほうでは記載しておるわけでございます。介護支援事業計画は、施設居住に係る計画と市町村が所管いたします今の地域密着型のサービス、それから県のほうで指定いたします居住サービスの実施がございまして、ですから、居住サービスの必要量で賄える分につきましては、市町村は独自に地域密着型ではサービス量を計上しないということがございますので、市町村によって地域密着型についてはばらつきがあるという状況でございます。

お尋ねの夜間対応型の訪問介護でございますが、これは夜の22時から明け方の6時までを中心とした専門の夜間型の介護サービスの事業所でございます。平成23年の9月1日現在で指定訪問介護事業所が363カ所ございますが、このうちの45%に当たります約160カ所が——これは昼間もやるんですが——夜間も対応がオーケーですよという事業所でございます、この夜間対応サービスで県下全域をカバーしているものというふうに我々は考えております。

なお、夜間対応の訪問介護の体制は整えてありますものの、地域の実情とか家族の事情等も

ありまして、議員がおっしゃったように、夜間における利用の申し出が少ない状況にあるということについては理解をしているところでございます。

**○図師博規議員** 部長の詳細な答弁は理解できるところです。つまり、施設が先にあるから、そこをお願いしているから在宅のサービスが伸びていない。在宅の、特に夜間のサービスの提供できる事業所はあるけれども、ニーズがないから伸びていない。私は逆もあると思うんです。サービスがないからニーズがない。じゃ、夜間の介護がゼロでいいのか、そんなことはあり得ないですよ。鶏が先か卵が先かのような議論にもなりますが、私は常々、この夜間介護体制が整っていない、現場がゼロである、実態が機能していないということは、まずはサービスありきの体制が整っていないからであると。ただ、現場の事業所は体制は整っているという届け出はしているんです。それが機能していないというのは、理由は2つあります。やはり昼間のヘルパーさんたちに重きを置いていますから、夜間ヘルパーまでの人材確保ができないこと、そして夜間介護ヘルパーを派遣したとしても事業所の採算が合わない。これは明らかに介護保険の不備であり欠陥です。ただ、国の改正を待っていたのでは、いつまでたっても地域に日が当たることはありません。ですから、県の政策を待っている県民は多いんです。

私ごとであります。ことしに入り、半年の間に祖父と祖母の葬式を出しました。祖父は10年間寝たきりで、そのうち8年は施設にお願いしました。「博規よ、家に連れて帰ってくれんか」ということは、認知症が入るまでしきりに言われていましたが、連れて帰れませんでした。それは家で祖母を介護していたからです。

祖母の介護も大変でした。私と両親が交代で寝泊まりをし、食事介助をし、おむつをかえ、朝食を食べさせて、そして仕事に行くという生活の中で、やはり家族ではどんどんストレスがたまるんです。祖母はそういう家族を気遣ってか、半年寝たきりになってから永眠をしました。ただ、あれ以上介護期間が長かったときに、果たして家族は健全な心身が保てたかどうか、それは自信がないところもあります。

そこでお伺いしたいことがあります。その介護の期間、一度もケアマネージャーから、「図師さん、夜間の介護を利用されたらどうですか」というアドバイスはありませんでした。つまり、体制があっても、そこに実態が伴っていないからです。では、県内にも似たような介護でストレスを、介護でつらい思いをされている方々はたくさんいらっしゃると思います。平成18年度に高齢者虐待防止法という法律ができました。この法律ができてからようやく、在宅介護、施設介護の虐待数がカウントされ始めたんですが、その県内の推移について把握されているかどうか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(土持正弘君)** 平成22年度において県内の市町村によって確認された高齢者虐待の件数が153件、虐待を受けた高齢者数は158人となっております。このうち家族など養護者によるものが149件、施設従事者等によるものが4件となっております。また、高齢者虐待防止法が施行された平成18年度以降の虐待件数の推移を見ますと、家族など養護者によるものが、18年度が112件、19年度が104件、20年度が114件、21年度が163件となっております。施設従事者等によるものは、18年度から20年度まではゼロ件、21年度が2件となるところでございます。

○**図師博規議員** 今の数字からしても、地域における介護実態からは多くの悲鳴が上がっていることが見てとれます。いじめも自殺も虐待も、顕在化しているのはほんの氷山の一角です。高齢者虐待については、潜在化している虐待者がたくさんいらっしゃると思います。ただ、これは高齢者だけが被害者ではなく、家族も被害者だと思います。その被害者を減らすために、やはりサービスを充実させていくことが必要だと思います。では、介護虐待、高齢者の虐待がどんどんまだ伸びていっている、その数字に対して県はどのような政策を打たれているのでしょうか。再び福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（土持正弘君）** 県といたしましては、高齢者の虐待防止に大きな役割を担っております市町村の体制整備に向けて、関係機関から成る宮崎県高齢者虐待防止連絡会議や、関係者を対象とした研修会を開催しているところでございます。また、高齢者総合支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センター、家族などからの相談に応じて助言等を行いますとともに、対処が困難な事例につきましては、市町村の求めに応じて、県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣するなど、必要な支援を行っているところでございます。今後とも、市町村等と十分に連携を図りながら、家族等による高齢者虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。

○**図師博規議員** ぜひそれらの対策のさらなる充実と、そしてその効果があらわれることを大いに期待するところでです。

今までの内容を踏まえまして、夜間介護の内容、通所介護がゼロが並ぶような今の保健福祉

計画ではなく、繰り返しになりますが、県主導で、県独自で地域密着型のサービスを拡充する必要があり、グループホームや小規模多機能型居住介護などが地域に偏在しているのではなくて、均衡ある介護サービスが受けられますよう、県としての事業展開をしていくことが急務だと考えます。ここでは、施設整備の内容、有料老人ホームの内容、また地域福祉の実態の内容を踏まえた上で、今後の県の高齢者保健福祉施策の展望をどのようにお持ちか、知事にお伺いいたします。

○**知事（河野俊嗣君）** 本県におきましては、いわゆる団塊の世代が75歳を迎えようとする2025年には、県民の3人に1人が高齢者となると見込まれておるわけであります。したがって、県民の皆様の幸せな暮らしを実現していく上で、こうした高齢者保健福祉に関する取り組みを着実に進めていくことは、大変重要な課題だというふうに認識しております。今の高齢者の方々にはお元気でパワーに満ちあふれた方々も多いんですが、そういう方には地域や人の豊かなきずなの中で生涯現役で御活躍いただけるような地域社会を築いてまいりたいと考えております。一方で、介護を必要とされる方々もふえてこられます。今、さまざまな実態につきまして御指摘をいただいたところでございますが、大事なのはやはり、現場の実態を踏まえて、県、市町村、民間がそれぞれの役割分担を図りながらさまざまなサービスを組み合わせ提供していくことかというふうに考えております。県としましては今後とも、各種介護基盤の整備、さらには福祉に携わる人材の育成・確保にも引き続き取り組んで、各界各層、県民一人一人との連携を図りながら充実した福祉社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

○**図師博規議員** 先日は、訪問看護ステーションのほうの視察を特別委員会でさせていただきました。そこも、ステーションは1カ所で東児湯5町全域をフォローされているようなところで、少ない職員で24時間態勢を組まれていて、かなりの激務であることは、話を聞くだけで十二分にわかりました。ステーションも不足しているんです。そのときの職員さんが言われていたことは、「私たちは病院勤務のときよりも安い給料ですが、地域が好きで、誇りに思っています。私たちに情熱があります」、生き生きと話されていました。ただ、私はその姿が痛々しくも映ったんです。現場の声があきらめのため息に変わる前に、家族や職員の方が燃え尽きてしまう前に、ぜひ、福祉の先進県となるような県の取り組みを大いに期待するものであります。

それでは、次の質問に移ります。ブランド農産品の取り扱いについて、農政水産部長にお伺いするものであります。

まず、口蹄疫の復興を期する宮崎牛についてであります。現在、県内種雄牛5頭からの精液ストロー供給が滞らないよう、生産者からの要望に応じ、北海道からは国牽白清が、岩手県からは菊福秀を一定量購入し、一般の繁殖農家に販売が始められました。今まで家畜改良事業団を中心にして取り組んできた宮崎牛ブランドの構築の流れとは変わってきてはいます。現在、種牛の待機牛19頭が、平成25年度中には11頭ほどが正規の種牛となり、ストロー販売が始まる見通しが立ったとはお聞きしました。ただ、その授精でできる牛が市場に出て、その市場で評価されるまでにはまだ3年から4年の時間を要します。今後、県として県外ストローをどのように取り扱っていくのか、農政水産部長お答え

ください。

○**農政水産部長(岡村 巖君)** 本県では、基本的には挙県一致の体制で種雄牛造成を行い、その精液を広く県内で利用しながら肉用牛の改良と増殖を進めておりますが、県外精液については、本県肉用牛の改良に必要な遺伝因子を確保するため、種雄牛造成用に限って導入することを原則としております。しかしながら、現存種雄牛が5頭になったことで、生産現場から、「繁殖雌牛との血縁関係を考慮すると、県外精液の導入が必要である」との声が高まってきたことから、県、関係機関・団体等から成る組織の中で十分検討いたしました結果、今回、繁殖農家の生産用として、一定の期限つきで3頭の県外種雄牛の精液を導入することとしたところでございます。平成25年度以降は次世代の種雄牛が順次誕生いたしますので、これらと現存の5頭を活用して県内繁殖農家に精液を供給してまいります。種雄牛造成用としては、従来どおり県外精液の導入も実施してまいりますし、県外からの導入が必要になる場合には今回と同様な検討を行うこととなります。

○**図師博規議員** 県外精液ストローの取り扱いについては、密に生産者との連携をとって対応していただきたいと思っております。

それでは、口蹄疫復興対策基金運用についてであります。これは先輩の質問と重複いたしますので割愛させていただきます。

次に、水産物ブランド品についてお伺いたします。ブランド確立水産協議会が認証を行うことによって、県水産ブランド魚の消費拡大と消費者の信頼を高めることを目的とし、カンパチ、北浦灘アジ、門川金鱧など7魚種と2つの加工品が認証されています。これらの品目が実際、ブランド認証を受けてどのような販売効果

があったのか、消費拡大の効果があったのかを農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県の水産物のブランドにつきましても、関係機関・団体で構成いたします「いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会」におきまして、北浦灘アジ、みやざき金ふぐなどこれまでに9品目が認証されております。これらブランド認証によりまして、例えば北浦灘アジでは、品質が評価され販路拡大や魚価の向上、またひむか本サバでは、各種イベント等でのPR効果による取引注文の増加など、魚価の向上や需要の安定などの効果が得られてきております。

**○凶師博規議員** 効果が徐々にあらわれているということ、さらなる効果拡大に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に、ブランド魚種である金ふぐについてお伺いいたします。現在、県では、ふぐ取扱条例の見直しを検討されているようで、その内容は、今までふぐ処理師免許を取得すればフグ処理ができていた内容が、鮮魚店や飲食店ごとにフグ処理施設の認定が義務づけられることになるようです。つまり、人だけではなくて建物までの認定が必要となる内容のようです。このことは、消費者にとっては安心・安全な流通を確保し、フグによる健康被害の未然防止となり得ることは理解できますが、果たして漁業関係者にどのような影響があるのか。そもそも県は、このブランド認証に際し、金ふぐ、いわゆるシロサバフグの毒性の有無について、毒がどの程度あるのかないのかについて、検査データ、検証データを持たれていたのか。これは福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** フグの衛生確保につきましても、従来から国においてフグの

種類別に食べられる部位を示しておきまして、それ以外の部位については、食品衛生法第6条第2号に基づきまして販売等が禁止されており、シロサバフグについては筋肉、皮、精巣が認められているところでございます。現在検討していますふぐ取扱条例の一部改正でございしますが、ふぐ取り扱いに関する事件・事故が発生していること等を踏まえまして、より一層宮崎県産フグの安全・安心な流通を確保する観点から行うものでございまして、シロサバフグの毒性に関して改めて県独自の調査は行っていないところでございます。

**○凶師博規議員** 県独自の検査データは持ち得ていない、その上で認証されたという答弁でした。長崎県では、地元で日常的に肝まで食されているこの同じシロサバフグ。このシロサバフグを肝まで提供できる特区を目指して、県独自で検査データを取得され、厚生労働省と交渉された経緯があります。結果、特区までは至らなかったものの、その可能性をこじあげようとする行政の取り組みは、漁業関係者からは理解を得られたとのこと。金ふぐは宮崎県が認証したブランド魚種です。私は県独自の検査データを持つべきであったと考えます。先日、川南漁協のほうで開催されたこの条例説明会では、この条例改正が金ふぐの販売促進に本当につながるのか疑問の声が多く聞かれ、また、「店舗を持たない漁師はだれも資格が取れなくなるじゃないか」というような意見が出されました。これらの意見を考慮した上での条例改正となるのか、内容がどのように検討されているのか。再度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 現在検討しておりますふぐ取扱条例の一部改正の主な内容といたしましては、現行のふぐ処理師制度を設け



ていることに加えまして、フグを処理し食品として販売する営業者に対しても、施設ごとに知事の認証を受けることを義務づけるものでございます。この認証制度の導入によりまして、フグによる健康被害の未然防止を図り、ひいては宮崎県産フグの安全・安心な流通を確保いたしますことで、みやざき金ふぐのブランド力の向上にもつながるものと考えております。また、制度の普及・定着を図りますため、ふぐ処理師試験について、試験の回数をふやすことや、受験資格を魚介類を取り扱う製造業に従事する者にも広げることにより、漁業関係者を含めより多くの方が受験できるようにしたいと考えております。

○**図師博規議員** あくまでも安全面を全面に出すことで消費拡大を図るということが示されました。その説明会では、漁業関係者からは、「規制を強化するなら、加工や販売を強化する具体的な支援策も同時に持ってきてくれ」というような切実な訴えも続きました。これらの声を受け、県として、あのトラフグで有名な大分県の臼杵のようなフグの加工施設や直売所、または販路拡大、消費拡大のためのフグのイベント、フグを食するイベントなどを打つような計画があるのかどうか。これについては農政水産部長にお伺いします。

○**農政水産部長（岡村 巖君）** 水産物の加工による付加価値向上、また直売による販売ルートの多様化は、漁業経営の安定を図る上で大変重要な取り組みでありますことから、県といたしましても漁業者等に対しこれらの取り組みを促進させていただいているところでございます。したがって、地元漁業者等の皆様からこれらの施設の整備等に関する御要望があった場合は、国庫補助事業の活用など必要な支援

を行ってまいりたいと考えております。

○**図師博規議員** 県のブランド認証、認定が、単なる看板を上げるだけではなく、生産者の所得増につながる販売戦略、その展開を積極的にしていただくことを期待いたします。

それでは次に移ります。高等学校、中学校の進学時における生徒の動向についてお伺いいたします。

宮崎県立高等学校再編整備計画には、1学年で4学級以下の高等学校について、さらに1学級削減を行うことが余儀なくされる場合に統廃合を検討する旨が記されています。地域から学校がなくなることは、地域住民にとって大きな喪失感を伴います。たとえ小規模校となっても存続を訴える声は、この統廃合が語られるときには必ず上がってきます。一方、宮崎市の普通科は、宮崎北高校を除くすべての普通科が10クラスを超えるという大変大きな学年となり、生徒の偏在が顕著になってしまいました。これは、3年前に県立高校普通科の校区撤廃が行われたことが起因となっていることは明らかで、郡部の普通科は推薦枠ですら定員割れをする高校が出てきています。実際どれほどの数の生徒が流動しているのか、またこの状況をどう認識されているのか、教育長にお伺いします。

○**教育長（渡辺義人君）** 本県におきましては、平成20年度の高校入試から普通科の通学区域を撤廃いたしました。この制度変更による旧通学区域以外からの合格者数は100名から160名程度でありまして、これは普通科合格者全体の3%から5%程度となっております。また、入試志願倍率におきましても特定の高校に集中するなどの状況にはなく、各高校の受験者数の大きな動きは認められておりません。通学区域撤廃の大きなねらいは、中学生が行きたい学校

を主体的に選択できるようにすることであり  
ます。現在、中学生は、各高校の特色を十分理  
解した上で、通学距離等の条件も考慮しながら、  
個性や能力、適性に合った学校を適切に選択し  
ているものと考えております。

**○図師博規議員** 私の母校、高鍋高校では、O  
B会が中心となって独自の奨学金制度をつくる  
ということが、さきのOB会総会で承認されま  
した。その内容は、高鍋高校を卒業し進学した  
生徒の中から、1年間に1人ずつ、月2万円の  
返還義務のない奨学金をその生徒に支給する  
というものです。また西都市では、妻高校、西都  
商業高校の魅力を高め進学率アップを目指す  
県立高校活性化研究協議会が立ち上がり、えび  
の市では「飯野高校を守り育てる市民の会」が  
高校存続の署名を集められ、また福島高校につ  
きましては、先日、岩下議員が取り上げられ  
た内容のとおりです。このように県立高校を  
抱える市郡は生徒確保のために一生懸命汗を  
かいています。県教委としても、わざわざ長  
時間かけて宮崎市内の高校に通わなくとも、  
郡部の高校に進学してもらえ、学力向上、  
スポーツ力向上のさらなる取り組みをして  
いただきたいと思います。教育長、お考え  
をお聞かせください。

**○教育長（渡辺義人君）** 先ほど申し  
ました通学区域撤廃のねらいのもう一つの  
大きなねらいは、高校の特色づくりで  
あります。各学校におきましては、通学  
区域撤廃以降、多様な進路に対応でき  
る教育課程の編成ですとか、部活動の  
活性化、魅力ある学校行事の実施など、  
特色ある学校づくりに関する取組みが  
それまで以上に積極的に進められて  
おります。また、中学生やその保護者  
への学校説明会等の充実ですとか、  
高校の教員による中学校への訪問回  
数がふえるなど、高校と中学校との  
連携がより一層図

られており、高校の特徴やよさを積  
極的にPRしているところでありま  
す。それぞれの高校では、入学して  
きた生徒一人一人に対して個に応  
じた指導を行いまして、その個性  
や能力をいかに伸ばすことが  
できたかによって、その高校の  
よさというものが判断される  
ものであると考えておりま  
して、そのことを含めま  
して、特色あるオンリー  
ワンの学校づくりに努  
めているところであり  
ます。

県教育委員会といたしましては、  
県立高校に対しまして、例えば、  
県立高等学校キャリア教育  
総合推進事業によるインター  
ンシップ等の取り組みへの  
支援を初めといたしま  
して、少人数学級編制  
などの各学校独自の  
教育課程を弾力的に  
編成できます研究  
実践推進校の指定、  
それから学校経営  
や授業改善のため  
の学校訪問、さら  
には少人数指導等  
を行うための教員  
の加配措置など、  
各高校が特色を  
出しやすくする  
ための支援や  
指導・助言を行  
っているところ  
でありまして、  
今後とも必要  
に応じて支援  
を行ってまい  
りたいと  
考えて  
おりま  
す。

**○図師博規議員** この状況、状態は  
少子化も相まってのことで  
すので、一概に言えない  
内容もあるんですが、  
私は、県立高等学校の  
生徒の流動もさること  
ながら、今回、さらに  
驚かされる事象を目  
の当たりにしました。  
それは、小学校から  
中学校に進学する際  
に、住所地以外の中  
学校に進学する生徒  
がふえているという  
ことです。私の地元  
木城町には木城小  
学校と石河内小  
学校の2校しか  
ないんですが、この  
2校合せても1学  
年が43人しか  
いません。もち  
ろん中学校は1  
つしかないので  
すが、その43  
人の生徒のうち、  
今年度木城中  
学校に進学した  
生徒は34人  
でした。実に9  
人、割合にして  
20%以上の  
生徒が町外  
中学校に転校  
をしていって  
しまいまし

た。理由は幾つかあります。1つは、中学校から学力レベルの高い附属中学校に進学したり、中学校の部活動で、特に団体競技——野球やサッカーといった団体競技——のレベルの高い近隣自治体の中学校に転校するといったような状況です。自宅から長時間かけて通学している生徒もいますし、学校近くに母親と引っ越すというような生徒もいます。県内の中学校進学状況で類似する状況がどれほどあるのか調べてみました。すると、小規模校の多い町村立の小学校から地元以外の、例えば私立中学校などの特進クラスや選抜クラスに進学した生徒だけでも70人ほどいました。この数字には、市から市へ、例えば西都市から宮崎市への進学数は含まれていませんし、残念ながら宮崎大学の附属中学校の数も調べがつかせませんでした。それで、1学年で70人として3学年にすると200人です。200人以上もの生徒が地元以外の中学校に進学しているということが推測できます。さらに、先ほど言いました、高校に行けば、高校の普通科校区撤廃の数字が加わってくるわけです。この状況をどうとらえればいいのか。生徒減少を危惧する地域がふえる一方、生徒の可能性を最大限引き出すための選択肢は確保する必要があるというような、非常にジレンマが襲ってきます。

県としても宮崎西高校と都城泉ヶ丘高校に附属中学を開設されました。ここにも宮崎市や都城市以外の市町村から今年度だけでも21人の生徒が進学してきています。この県立高校の附属中学校設置に当たり、郡部や周辺の中学校にはどのような配慮がされていたのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（渡辺義人君）** 宮崎西高等学校附属中学校の定員につきましては、進学する高等学

校理数科の定員を踏まえますとともに、周辺の公立中学校への影響にも配慮いたしまして、1学年80名としたところであります。また、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の定員につきましては、都城地区の小学校6年生の児童数は宮崎地区の同児童数の半分以下であることや、宮崎西高等学校附属中学校と同様に周辺の公立中学校にも配慮いたしまして、1学年定員40名としたところであります。

**○凶師博規議員** 言うまでもありません。通学に時間がかかれば、家庭や地域で過ごす時間が少なくなり、家族の負担も大きくなると思います。それでも転校する生徒が多いということは、地域の子供は地域で学び育つといったことが、これからはもう風化していつてしまうのか。とは言っても、やはり県として、市町村と連携して中学校の学力向上策や団体スポーツの競技力向上に取り組む必要は間違いなくあります。団体スポーツの競技力向上には、県としても総合型地域スポーツクラブの育成に取り組んでおられ、中・高、小学校も加え、一貫したレベルの高い指導が効果を出しつつあるとも聞きます。ここでは、その内容も踏まえ、今後、県としてどのような対策を講じていくお考えか、教育長にお伺いします。

**○教育長（渡辺義人君）** 本県では現在、13市町で22の総合型地域スポーツクラブが設立をされておりまして、2つの町村でクラブ設立に向けた準備が進んでおります。活動中のクラブでは、各種のスポーツ教室の開催などスポーツを通じたコミュニティー活動に積極的に取り組まれております。その運営につきましては、会員からの会費を基本といたしまして、スポーツ振興くじ助成金や地元自治体からの補助金、さらには体育施設管理の受託や物品販売などによる

財源確保を図りながら、会員が知恵や力を出し合い、自立した運営に向けて努力をされております。

一方で、現在のところは設立の動きのない町村につきましては、県教育委員会といたしましては、県体育協会のクラブ育成アドバイザーと連携を図りまして、計画的に訪問してクラブの意義や期待される効果等について説明を行い、クラブ設立への働きかけを行っているところであります。また、市町村の体育指導委員やスポーツ関係者に対しまして、生涯スポーツコーディネーターフォローアップ講習会等の各種の研修会を通じてクラブ設立の啓発にも努めているところであります。総合型地域スポーツクラブは、地域スポーツ推進の核となる組織でありますので、県教育委員会といたしましては、市町村、県体育協会等とのさらなる連携を図りながら、県内すべての市町村でクラブの設立を目指しますとともに、設立されたクラブの自主的かつ円滑な運営が図られるように適切な助言を今後とも行ってまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** やはり地域の子供が地域で育つ、そのための手だてというのは積極的に行っていただきたい。この総合型地域スポーツクラブの育成は、子供たちにその機会を与える大きな施策でもありますので、さらなる支援継続をしていただきたいと思います。そして中学校も、高等学校においても、さらなる学力の向上、スポーツ力の向上につながるような政策を打っていただきたいと思います。要は、地域の子供がふえることが生徒の流動を防ぐことにもつながりますので、私みずから少子化問題対策をしっかりと実践することをお約束いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

(拍手)

**○外山三博議長** ここで休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後3時10分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、星原透議員。

**○星原透議員**〔登壇〕(拍手) 本定例会最後の質問となりました。代表質問から一般質問まで、今議会でも多くの県政の課題が議論されました。20人目となりますと重なる質問も多く苦勞いたしました。角度を変えて質問をさせていただきます。なお、社会資本整備については割愛させていただきます。

私たちの子供のころの思い出は、山や川、野原など自然と、身の回りにすんでいる生き物たちが相手でありました。夏休みには、NHKのラジオ体操に始まり、「夏休みの友」を勉強して、その後はクワガタやカブトムシ、セミやトンボ、チョウチョなどの昆虫採集や植物採集、コイやフナ、ウナギやドジョウなどの魚や、カエルやザリガニなどあらゆる生き物をとったり、澄み切った川で泳いだり、釣りをして遊んだものでした。また、友達と山に行ってカズラにぶら下がってターザンのまねや、木刀をつくってチャンバラ遊びなどをしたことを、久しぶりに懐かしく思い出したところであります。今は、私の周辺の自然環境も子供のころとは大きくさま変わりしてきております。私たちが子供のころに自然を相手にした遊びを孫たちにも体験させてやりたい気もしております。今、振り返って考えてみますと、子供時代に自然と触れ合いながら遊び、体験をしたことが、たくましさや創造力、いろいろな知恵を身につけるなど、自然力から生きる力を教えられた気がしま

す。今、自然のありがたさ、偉大さと、また恐ろしさを知る日々でもあります。

ところで、東日本大震災や原発事故で被災された皆さんは、半年過ぎた今でも精神的に不安定な状態で、落ちついた生活も送れず、厳しい環境が続く中で暑い夏を過ごされたことと思います。家族や友達、家や田畑、働く場所や貴重な財産、そして山や川、海などの美しい自然や楽しい思い出までも失われたのであります。被災された皆さんの地域が一日も早く復旧・復興がなされ、安心・安全な暮らしと明るい笑顔で生活できる日が早く訪れることを祈るのみであります。

河野知事が誕生してから早くも8カ月目になりましたが、知事が就任された1月21日の夜に鳥インフルエンザが発生し、26日には新燃岳が大噴火をし、また3月11日には東日本大震災が発生し、地震と津波により大災害が発生いたしました。福島県では原発事故も発生し、いまだ収束せず、放射能汚染問題は先行き不透明で不安な毎日であります。また、先日の台風12号による大雨で大災害が発生し、多くの死者や行方不明者、貴重な財産等が失われてしまいました。衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このような未曾有の大災害が発生したときこそ、政治家としての決断力や判断力、行動力や責任感、信頼性などの資質、能力が問われることとなります。ところで、一般的にリーダーシップとは、組織において指導的な地位にある人物の行動や傾向、人格の特性により生じる現象として理解されております。ある学者は、政治的リーダーシップを理解する一つの方法として、政治的指導者の特性を3種類に分類しております。1、消極的な立場に立って部下の自発

性を引き出す自由放任型、2、主導的な立場に立って相互に協調しようとする交流型、3、前面に出ることなく部下を動機づけようとする変形型リーダーシップに区分しております。そこで知事は、政治的指導者の特性の3種類の中から選ぶとすればどれでしょうか。また、トップリーダーとして日ごろから心がけている基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、知事は政治家として、県民が平和で安心・安全な暮らしや、生命と財産、そして県土を守るためにいろいろな施策を実行していかれるわけですが、厳しい財政状況の中で、元気な宮崎を創造し、宮崎の未来に向けての基本的な考え方と、また、宮崎の貴重な宝、財産は何だと思われませんか、お伺いいたします。

次に、国と地方は対等だと言われだして随分年月が経過しておりますが、昨年の口蹄疫、ことしの鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、東日本大震災等の災害時の対応などを見ておみると、国と地方が本当に対等な関係なのか疑問に思っているところであります。私は対等ということはありませんと考えておりますが、また、県と市町村との関係は対等なのか、あわせて知事にお伺いいたします。

次に、前東国原知事は職員との人間関係が少し希薄だったと聞いておりましたが、県勢発展のためには有能な県職員との人間関係をうまく機能させて使うことが大前提だと考えます。河野知事は職員にどのようなスタンスで対応していかれるのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、リーダーシップについてであります。

政治的指導者の特性につきましてはさまざまな考え方があると思いますが、議員が示された3種類、なかなか頭の中でのわかに整理しにくいこの3種類であります。この中から選ぶとすれば、2番目の「主導的な立場に立って相互に協調しようとする交流型」が、自分の目指すところに近いのではないかと考えております。また、リーダーとしての心がけにつきましては、県政を預かる者として、常に危機管理のことを念頭に置きつつ、国、地方ともに課題が山積する状況を十分踏まえ、県民の皆様に見据えた明確なビジョンを示した上で、みずから先頭に立ち、職員、そして県民の皆様と一丸となって施策を着実に実行していくことが大切であると考えております。そして「対話と協働」を掲げておりますので、県民の皆様との双方向のコミュニケーション——しっかりと意見をお聞きしながら、県の考え、また私の考えというものをわかりやすく伝えていく、この双方向のコミュニケーションを大切にしていきたいと思います。

次に、未来に向けての基本的な考え方についてであります。私は、この宮崎県を、夢や希望が持てる社会、そして安心して暮らせる社会にしたいと考えております。その実現のためには、まずは働く場所と生活の安定が必要であります。また、地域の中での人のつながりや助け合い、医療や福祉、教育などが確保されることが大切であります。このため、まず「産業・雇用づくり」では、農林水産業の振興はもとより、宮崎の特性を生かした新産業の創出や、地域課題にこたえるソーシャルビジネスの構築などに取り組み、雇用の確保・拡大を図ってまいりたいと考えております。また「人財づくり」では、将来世代の育成や若者が定住できる環境

づくりに努めますとともに、「くらしづくり」におきましては、地域医療の再生や中山間地域の活性化、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。このような未来の宮崎を築いていくためには、宮崎の強みやよさを伸ばすことが大切であり、そしてそれを実現していくのは人であると考えております。先ほども、これまでの宮崎を築かれた先覚者の議論があったわけですが、私は、宮崎の未来を築いていくための貴重な財産は、何よりも人や地域のきずなであり、豊富な農林水産資源、そして温暖で緑豊かな自然環境であると考えておるところであります。

次に、国や市町村との関係についてであります。例えば、口蹄疫や東日本大震災などの大規模な災害への対応に当たりましては、法令に基づき国、県、市町村がそれぞれの業務を担っているところではありますが、国と地方が対等ではないと受け取られるのは、権限や責任の所在がわかりにくいということがあられるのではないかと考えております。このため、複雑化・多様化する諸問題に迅速かつ的確に対応するには、まずは国と地方の役割をより明確にする必要があります。基本的には、国は、外交、防衛、危機管理、資源・エネルギー政策など国家の存立や国家戦略に係るものを中心的に担い、地方は、住民生活や地域づくりに直接かかわる分野につきまして幅広く担うべきであると考えております。このような観点から国、県、市町村の役割分担を見直し、権限、財源の移譲を行った上で、対等な関係で相互の連携を強化していく必要があるものと考えております。

最後に、職員に対するスタンスについてであります。私は、みずからのリーダーシップはもちろんであります。職員の皆さんとの組織的

な連携を図りながら県政運営を進めていくことが、大変重要であると考えております。行政のそれぞれの現場で実務を担っているのは職員であります。県にとっての財産と言えるものでありますので、知事である私の考えを職員に十分に理解していただくとともに、私も職員の意見や考えを十分に酌み取り、共通認識のもとに施策を進めていきたいと考えておるところであります。このため、ふだんからさまざまな機会をとらえて、本庁、出先機関、また役職を問わず職員とさまざまな形でコミュニケーションを図っているところでもあります。私のほうからも積極的に情報発信など努めているところでもあります。こういったコミュニケーションという観点も含めまして、このたび、8年ぶりになるということでございますが、職員と家族と一緒にあった運動会を、休みの日ではありますが、行うことといたしました。そういう中で上下左右の円滑なコミュニケーションを図りながら、県として組織力を高める、また元気を出す、そういう取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議員 それぞれ答弁をいただき、ありがとうございます。県民が期待しておるわけですから、しっかりと県政運営をお願いしたいと思っております。

次に、中山間地域振興計画（案）について伺います。

本県の中山間地域の人口は、本県人口の約4割を占め、面積は約9割を占める重要な地域であります。過疎化による人口減少や高齢化が進み、基幹産業である農林水産業の低迷等により、地域力が落ち込み、活力が失われてきている現状にあります。中山間地域の産業である農業は、過疎化が進み耕作放棄地や鳥獣被害の増

加等で危機的な状況にあり、林業は、木材価格が安いために採算がとれず、商工業等の地場産業は、経営規模が零細で資金力や販売力が弱く、また観光についても、豊かな自然や伝統文化等の地域資源には恵まれていますが、その魅力を生かした取り組みは不十分であります。全体としてどの産業分野も担い手不足等により厳しい経営状態に追い込まれているのが現状であります。また、中山間地域は人口減少により集落の維持さえ難しい状況であり、児童生徒の減少から小中学校の統廃合も行われております。そして地理的条件から、医療機関がない地域や、買い物客や利用客の減少による商店の閉店やバス路線の廃止により、買い物や通学、通院に不便となるなど多くの問題が発生し、交通弱者にとっては日常生活が日々困難になってきております。

このような現状をとらえて、今回、「宮崎県中山間地域振興計画（案）～持続可能な中山間地域づくりを目指して～」が提案され、ことしから4年間の計画で取り組まれることとなります。この計画の目標や施策の中身を拝見してお尋ねをいたします。本県の中山間地域が、人口減少や高齢化に対応した地域として全国的なモデルとなることを目指すとありますが、どんな対応、対策を考えておられるのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 中山間地域でございますけど、議員の御質問にありましたように、まことに厳しい状況にあります。まさに待ったなしの状況だと考えております。一方では、この中山間地域は、国土保全や水源の涵養など公益的機能を有する非常に大切な地域でございます。このようなことから、計画案では、特に中山間地域における特徴的な課題に対応し

た施策としまして、地域資源を活用した多様な業種の産業おこしの推進などによります「産業の振興」、自主的な活力の向上や都市からの支援と交流による「集落の活性化」、そして医療や生活交通の確保等による「日常生活の維持・充実」を重点施策としましてその推進を図ることとしております。さらに、中山間地域の振興に関する施策の中で、広く県民の皆様の理解と協力を得ながら県民総力で取り組む必要があるものにつきましては、「中山間地域をみんなで支える県民運動」として展開していくこととしております。こうした施策の展開によりまして、人口減少や急速な高齢化という厳しい状況の中にあっても、活力を失わない「持続可能な中山間地域づくり」を目指してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、中山間地域の問題として、少子高齢化と過疎化の影響で、児童生徒の減少により小中学校の統廃合が行われています。私の住んでいる高城町でも小中学校の2校が廃校になりました。中山間地域にとって学校は地域のシンボリック存在のため、廃校になることで地域から元気や活力がなくなり、地域力が失われることとなります。そこで、過去10年間に小中学校が廃校になった数と、小規模校を維持する方法としてどのような取り組みをしておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましても、少子化の影響を受けまして学校の小規模化や統廃合等が進んでおまして、過去10年に小中学校において51校が廃止となっております。現在の少子化の状況をかんがみますと、今後も学校の小規模化や統廃合はあり得るのではないかと考えております。このため市町村教育委員会によりましては、当該市町村以外から児童生

徒を受け入れる山村留学制度を設けたり、特定の学校について、通学区域に関係なく当該市町村内の小規模校へ就学を認める小規模特認校制度を設けたりしております。また、近隣の学校の児童生徒を1カ所に集め、それぞれの学校の教師の協力によって学習を進めていく集合学習など、地域の実情に応じた工夫を行っております。県教育委員会といたしましては、各市町村教育委員会の意向も踏まえながら、情報提供等必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、重点施策の展開として、特に中山間地域における重要かつ特徴的な課題に対応した施策として、「産業の振興」「集落の活性化」及び「日常生活の維持・充実」の推進を図っていくとあります。その中の産業の振興について、中山間地域への定住を図るためには、産業の振興による安定した雇用・所得を確保することが最優先課題とし、産業の振興に当たっては、地域の創意と工夫を基本に、産業振興のための生産基盤の整備、流通対策の強化、担い手の育成・確保を図り、多様な産業をおこすとあります。そこで伺いますが、現実に人口減少や高齢化が進む中山間地域に定住を図るためには、担い手の育成・確保や若い人が結婚しやすい環境、家族を守り食べていけるだけの安定した所得を得るための働く場所が必要であります。これまでも企業誘致に取り組んでこられたわけですが、今の景気や経済の状況を考えますと、これまで以上に厳しい条件になってくると思います。そこで、具体的にどんな業種の企業を何社ぐらい誘致するつもりなのか。また、どれぐらいの雇用を考えておられるのか、目標を掲げて取り組むべきだと思いますが、商工観光労働部長にお伺いをいたします。



○商工観光労働部長（米原隆夫君） 中山間地域における企業立地につきましては、平成18年度から22年度までの5年間で、県全体の立地件数の約4割に当たる49件の立地があり、最終雇用予定者数は2,106名となっております。業種別で見ますと、食料品・飲料等製造業がこの約4割と最も多くなっております。県といたしましては、用地や人材などについての企業側のニーズや各地域の立地環境等もありますので、具体的な目標は掲げておりませんが、豊富な農林水産資源を活用できる食品関連産業などを重点に、地域の特性や立地環境に応じた立地活動を展開することにより、1件でも多くの企業立地につなげてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 持続可能な中山間地づくりを目指すということであれば、企業誘致あるいは地場企業の育成が大変大事になってくると思います。積極的に誘致、そして育成を図っていただきますようお願いいたします。

次に、耕作放棄地等がふえていく中で、産業振興のために中山間地域総合整備事業や農村災害対策整備事業等を活用して農業用排水路の整備や農道の整備、維持管理にかかる労力やコストの節減、農業生産活動の維持増進を図っていくということですが、中山間地域における農業生産基盤整備への取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の中山間地域は、農地面積や農業産出額の約6割を占めるなど、食料生産の重要な部分を担いますとともに、県土・環境の保全や水源の涵養などの多面的機能を有する重要な地域であると認識しております。このため、圃場や水路、農道などの生産基盤の整備を進め、生産性の向上や維持管理労力等の軽減により、農業の持続的発展を図

ることが重要であると考えております。しかしながら、中山間地域は工事にかかる経費が大きく、まとまった農地の確保が困難であることなど、地理的条件による不利性がありますことから、県では、補助率のかさ上げや面積要件の緩和など、中山間地域に配慮したきめ細かな基盤整備を実施してきたところであります。今後とも、中山間地域における農業振興の重要性を踏まえ予算の確保に努めますとともに、生産基盤の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 今、地域の建設業、土木業者の人たちは仕事がないわけでありまして。予算を確保するというものでありましてから、ぜひ予算の確保をしていただいて、中山間地に元気を出させていただきたい、そのようお願いをいたしておきます。

次に、集落の活性化に当たっては、集落の現状と課題をしっかりと見つめ直し、市町村や地域住民等との連携による集落点検を実施するとともに、都市部との交流や次世代の育成、地域文化の保存・継承等を促進するとありますが、集落の活性化のための対策として具体的にどのように取り組まれるのか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） 計画案では「集落の活性化」を重点施策の一つとして位置づけておりまして、各般の施策を推進することにしております。具体的には、まず住民みずから集落点検を実施しまして、集落の課題あるいは将来像の整理を行った上で、地域に応じた対策を図るよう促進したいと考えております。また、元気な集落づくりに取り組んでいるいきいき集落の全県的な拡大など、自主的な活力の向上に努めるとともに、中山間盛り上げ隊

等の外部人材による集落活動への支援、あるいは中山間地域の魅力を生かした体験・交流事業等による交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。さらに、地域の特色を生かした教育の推進や、子育て支援体制の充実を図りまして、中山間地域を担う次世代の育成に努めるとともに、伝統文化を学ぶ機会の充実等を図ることによりまして、重要な地域文化の保存・継承等の推進に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 中山間地域は子供が少ないわけでありますから、子供支援等にはぜひ力を入れてほしいと思います。

次に、日常生活の維持・充実については、医療、福祉、交通、災害対策など多様な分野における施策をきめ細やかに講じ、都市部にはない豊かさを持った居住の場として魅力を一層高める施策を推進するというふうにあります。具体的にどんな取り組みを考えておられるのか。私は、生活を守るための所得、収入の確保が裏づけされないと若い人が住む条件にはならないと思います。そこで、若い人が中山間地域に定住できるためには安定した所得が必要であると考えますが、農業や林業において今後どのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長と農政水産部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（加藤裕彦君） 木材価格が長期低迷する中で、林業所得を向上させるためには、これまで以上に徹底した生産コストの削減が必要です。このため、植栽の省力化が図られるコンテナ苗の導入や、林内路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト素材生産などに取り組んでおります。また、中山間地域の貴重な換金作物であるシイタケなど、特用林産物を取り入れた複合経営による安定的な収入確保

にも努めているところであります。今後とも、これらの取り組みに加え、木材の加工・流通に至るコスト削減や県産材の需要拡大を図るとともに、林地残材など未利用資源のバイオマス燃料への新たな活用による山元への所得還元にも取り組み、若者にも魅力ある安定的な林業経営を確立し、中山間地域の定住促進につなげてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（岡村 巖君） 若者の中山間地域への定住を図るためには、まずは産業の振興による安定した雇用・所得の確保を図ることが大変重要であると考えております。とりわけ中山間地域の基幹産業であります農林業の振興は重要であり、農業については、夏場の冷涼な気象条件を生かした収益性の高い園芸作物の生産拡大や、中山間地域の特産物であるユズ、クリ等の振興、さらには放牧による肉用牛の低コスト生産など、地域の特性を生かした付加価値の高い農業の推進に取り組んでいるところでございます。また、中山間地域においては、地域の持つ美しい景観や伝統文化など、都市部にはない魅力や豊かさを生かして都市住民にゆとりや安らぎを提供するグリーン・ツーリズムなどの取り組みも行われております。県といたしましては今後とも、地域の創意と工夫を基本としながら、中山間地域の特色ある地域資源を生かして付加価値を高める6次産業化や農商工連携の取り組みなど、ソフト、ハードの両面から支援し、雇用機会の創出と安定した所得の確保を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 今回、この計画案を見せていただきながらいろいろ考えたのでありますが、中身的にはこれまでと同じ流れがかなりあります。県土の9割が中山間地域でありますから、我が宮崎県にとっては、中山間地域に光が当た

るか、中山間地域が本当に生活していける場所になるかどうか、これからの県政の方向を占うんじゃないか、そのように思っております。私から見ると、予算も組んでいただかないと、なかなか守れないんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのような形で努力をよろしく願いいたしておきます。

次に、本県の財産である農林水産物の食品加工研究施設を設置することを提案させていただきます。

私は、食料供給県として日本一の食品加工研究施設と日本一の研究スタッフをそろえ、農畜産物、林産物、水産物等の加工と各種素材の分析、料理の研究と調味料やたれの研究、健康食品の研究開発等によりしっかり取り組むべきであると考えます。また、生産物は生鮮物でありますから冷凍保存の研究が命題になります。そして生産から加工、製品にして販売する、最後に販売方法や販売先の開拓まで取り組む必要があると考えております。これまで県は、農林水産物の生産と生産技術に対しては大きく力を注いできました。今後は、加工と加工技術の研究開発に力を発揮しながら、宮崎で生産されたすべての素材を1次加工、2次加工など6次産業化して安心・安全な食品にして販売する。このことにより農家等の所得をふやしてもうかる農林水産業にすれば、私は、黙っていても担い手や後継者は育つと思っています。

そこで、儲かる農林水産業の実現を図ることこそ、持続可能な中山間地域づくりを目指すための方策だと思います。そのためには、他県よりすぐれた食品加工研究施設を新しく設置し、生産県として資源を持っている強みを生かすべきだと考えます。私は、県内各地に食品加工場をふやすことで雇用の場もふえることになり、

5年後、10年後に元気で明るい中山間地域に生まれ変わるのではないかと考えています。財政状況が厳しいことは十分承知しておりますが、「儲かる農業の実現」を図るための食品加工研究施設を設置することについて、知事に考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 県内におきます農畜産物加工の取り組みにつきましては、従来の素材供給型の産地から、6次産業化や農商工連携により高付加価値型産地への転換を通しまして、「儲かる農業の実現」と地域産業の活性化を図る上で大変重要な取り組みであると考えております。また、県内でも新たな野菜加工施設の整備が進んでいる今日、冷凍や乾燥などにより規格外品の活用や、長期保存などにより周年供給体制というものを強化するとともに、調理食品などの高次加工によりましてさらに付加価値をつけるということは、県内の食品加工機能の向上を図る観点からも大変重要な視点であると考えております。

これまで本県は、食品開発センターにおきまして、総合農業試験場との連携を図りながら、焼酎原料カンショの新品種を活用した商品の研究開発などに取り組まますとともに、地域の食品加工グループの規格外マンゴーピューレ加工や、地場食品企業の干したくあんを原料としたドレッシング開発など、加工技術向上と商品開発に関する取り組みを支援してきたところであります。県といたしましては、6次産業化や農商工連携を支援するために、新商品の開発や販路開拓、需要に即した生産・供給体制の確立などにつきましてスピード感を持って対処する必要がありますことから、人材、技術、資金、経験などの経営資源を有する民間企業や大学との連携・参入を促進しますとともに、御指摘の趣

旨も踏まえて、さまざまな試験研究機関のさらなる連携強化を初めとした機能強化などにつきまして、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 施設を設置することがなかなか厳しい状況であれば、これまで生産、つくるという面では、県の中でも、あるいは出先の振興局や改良普及センター、市町村の役場、JAにもいろんな技術者はいっぱいいるわけです。しかし、それに比べれば加工する技術においての専門職の人たちが少ない。ですから、施設が無理であれば、専門的な研究員あたりのスタッフだけはせめて充実していただきたい、そのようにお願いをいたしておきます。

次に、観光問題、国際交流。国際定期便が就航している韓国と台湾についてお伺いいたします。

2001年に宮崎とソウルを結ぶアジアナ航空の国際定期便が就航してから、ことしの4月で10周年を迎えました。これまで海外から宮崎を訪れる観光客で最も多いのが韓国人で、冬場でも楽しめるゴルフを中心に、日南市北郷町の森林セラピーや霧島山系の韓国岳登山も、トレッキングブームに沸く韓国人には人気があるようです。しかしながら、ことしに入って、新燃岳の噴火や東日本大震災による福島第一原発の放射能漏れ事故の影響で、韓国から宮崎を訪れる観光客が激減していると聞いております。一方、台湾とは、宮崎と台北間に平成20年6月からエバー航空が就航しておりましたが、平成21年10月に休止になり、昨年1月からチャイナエアラインが週2便運航しております。そこで、韓国と台湾の利用者と搭乗率など国際定期便の状況について、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** まず、ソウル線でございますが、ことしの4月に就航10周年を迎えることができました、これまでの利用者数は約33万5,000人、平均搭乗率は61.6%となっております。最近の状況につきましては、今、議員からもお話がありましたように、新燃岳噴火や東日本大震災の影響もありまして、一時利用者が激減しました。しかし、7月から8月の搭乗率は70%を超えておりまして、回復している状況にあるのではないかと考えています。

次に、台北線でございますけど、御承知のとおり、平成20年6月にエバー航空が就航し、現在はチャイナエアラインが運航しております。就航後の搭乗率でございますが、70～80%程度と好調に推移してきたところでございます。しかしながら、本年に入り、ソウル線同様一時利用者が落ち込みまして厳しい時期もありました。しかし、現在は持ち直している状況でございます。

本県の国際定期便、利用者のほとんどが観光目的でありますことから、経済の動向や感染症あるいは自然災害などの外的要因の影響を非常に受けやすく、好・不調の波はございますが、全体としておおむね順調に運航されているものと考えているところでございます。

**○星原 透議員** 次に、これまでの成果と交流の取り組みをどのように評価し、そして今後の取り組み状況について、県民政策部長と商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 国際定期便の就航によりまして、県民の利便性の向上や海外からの観光客誘致による経済効果のほか、文化・芸術、スポーツなど幅広い分野において交流が図られておりまして、本県の国際化の進展に寄与しているものと考えております。今後とも

関係部局と連携しながら、海外からの観光客誘致の強化や県民利用の促進はもちろんでございますが、特に修学旅行や学校・民間団体間での文化・芸術、スポーツ交流など幅広い分野での交流を促進しまして、長期的で安定的な路線の維持・充実に努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 私のほうからは、本県の海外観光客の誘致対策ということでお答えさせていただきたいと思っております。定期便が就航し、観光客が多い韓国、台湾を中心に、これまで、本県の知名度向上対策や、旅行会社や航空会社が行う旅行商品の企画、造成への支援などに取り組んでおります。韓国からの観光客につきましてはゴルフ客が、また台湾からは南九州を周遊する観光客が中心となっております。平成21年は新型インフルエンザの影響で減少するなど、年によって変動はありますが、一定の需要を確保してきていると考えております。こういう中で、ことしに入り、新燃岳の噴火や東日本大震災等の影響によりまして海外観光客は大幅に落ち込みましたが、知事、副知事のトップセールスを含みます現地での切れ目のないプロモーション活動に取り組んだところであり、現在は持ち直し、回復傾向にあります。今後の取り組みにつきましては、韓国、台湾とも、冬のゴルフの定番化に続きまして、春、秋はトレッキング、夏はマリンスポーツという季節に合った本県の観光の新たな魅力を提案することなどによりまして、引き続き観光客の誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 次に、利用者について、男性と女性の割合、年代別や職業、観光やビジネス、団体や家族、スポーツ・文化など、どのよ

うに分析しておられるのか、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 国際定期便の利用者につきましては、航空会社や旅行会社などへの聞き取り、さらには国が毎年実施しております調査によりまして、まず、日本人につきましてはほとんどの方が本県居住者でありまして、中高年の会社員や主婦の割合が高い、団体による観光旅行が多い状況となっております。次に、外国人でございますけど、韓国からはゴルフや家族旅行で本県を訪れる方が多い状況でございますが、最近では個人旅行もふえております。また、台湾からは家族旅行が主流となっております。また、本県だけでなく、鹿児島県を含めて旅行される方が多いと聞いております。

**○星原 透議員** 次に、両路線の安定化を図っていくためには、観光客の誘致だけではなく、本県からの送客を進めていくことが重要ではないかと考えております。そこで、県民等の送客をふやすための対策、取り組みについて、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 路線の安定化を図るためには、今、議員から御指摘がありましたように、双方向の交流を促進する必要がありますので、海外からの観光客の誘致だけでなく、本県からの送客をふやすことも非常に重要であると考えております。県におきましては、市町村や関係団体と連携し、6名以上の団体に対して補助を行う団体利用促進補助や、修学旅行等の交流事業に対する助成、あるいは居住地と宮崎空港間のバス等のチャーター経費に対する助成を行っているところでございます。これらの助成制度を含め、国際定期便の利用につきましては宮崎空港振興協議会のホームページや県の広報等を通じまして広く周知を図りますと

ともに、航空会社や旅行会社に旅行商品の造成を働きかけるなど県民の利用促進に努めているところでございます。

○星原 透議員 次に、県内の中学校、高校の修学旅行の現状と、教育委員会としての対応について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、公立中学校であります。公立中学校につきましては、多くの学校が関西方面を修学旅行先としておりまして、海外への修学旅行につきましては今年度はございませんが、過去5年間で見てみますと、平成19年度、20年度にそれぞれ1校が韓国を旅行先としております。また、県立高等学校につきましては、今年度、11校が海外への修学旅行を計画しているところであります。修学旅行の旅行先につきましては、生徒や保護者に説明を十分に行いながら、それぞれの学校が主体的に判断し決定しているところでありますけれども、県教育委員会といたしましては今後とも、修学旅行のねらいや教育的な意義を踏まえた上で、安全性や保護者の経済的負担等にも配慮しながら、海外も含めた修学旅行が適切に実施されるよう学校を指導しますとともに、県の補助金制度等につきましても情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、本県における韓国、台湾との姉妹都市交流、民間交流、留学生の受け入れの現状と、交流促進のためのこれまでの取り組み状況、そして今後の取り組みについて、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（渡邊亮一君） まず、韓国との間では、宮崎市と美郷町が姉妹・友好都市を締結しているほか、民間団体では県内のロータリークラブなど12組が友好提携を結んでおりまして、青少年の相互派遣を初めとする交流が行

われております。また韓国からの留学生は、ことし5月現在、九州保健福祉大学などで計31名を受け入れております。次に、台湾との間でございますが、高千穂町が花蓮市と観光友好交流宣言書を交わしているほか、県内の4組の民間団体が友好提携を結んでおりまして、台湾からの留学生は、宮崎大学で6名を受け入れるなどの交流が行われております。県では、韓国との間で、児童生徒が相互にホームステイを行う「アンニョンハセヨ！ 少年少女国際交流事業」を行いますとともに、台湾とは東アジア民間交流促進事業に取り組んでいるところでございます。今後は、これらの交流活動を生かしながら県内の市町村や民間団体とも連携を図り、韓国、台湾と文化・芸術、スポーツなど幅広い分野での交流を促進してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 今、韓国、台湾との定期航空路線が就航して、それぞれ誘客対策、誘致対策にはいろいろ御努力いただいているというふうに思うんですが、実は今回、この質問するに当たって、姉妹都市の状況がどうかということと調査しましたので、読み上げさせていただきたいと思っております。日本と海外との最初の姉妹都市連携は、1955年12月に長崎県長崎市とアメリカ合衆国ミネソタ州セントポール市との間で提携されたようであります。姉妹都市の2008年度末現在の提携状況であります。全体で1,574件で、都道府県が127件、市区が1,161件、町村が286件、国別では、アメリカ合衆国435件、中国331件、韓国122件、オーストラリア108件などとなっております。また、日本と国交のない台湾との間でも、2010年7月末現在で17件が結ばれております。そこで、定期便が開設されているのに、韓国、台湾との本県の姉妹都市交流や

民間交流は他県におくれているのではないか、そのように思ったところでもあります。特に台湾とはゼロ件であります。

実は、地元のことで、都城市スポーツ少年団では先月、台湾の新竹県中山小学校の子供たちとの親善交流野球大会を行いました。歓迎会や送別会で子供同士が、言葉はしゃべれないはずなんです、30分もすると打ち解け合っていて、子供同士が本当にふだんの自分たちの仲間と同じような感じで接するのを見て、子供の感性というのはすごいなと、改めてそのようにも思ったところでもあります。12月には都城市から台湾を訪問する予定であります。子供たちを通じて親同士の交流まで拡大し、大人になっても継続できるような関係になればいいな、そのように考えております。小さい交流であります、知恵を出したり、やる気を出せば何か生まれてくると思います。そこで、県の各部局がもっと連携をとり、市町村や団体などにも積極的に情報提供などをして、さらなる交流拡大に取り組むべきではないか、そのように考えますが、県民政策部長にお伺いいたします。

**○県民政策部長（渡邊亮一君）** 議員の御指摘のとおり、本県との間で定期便が開設されているという交通利便性を生かしながら、韓国や台湾との間で幅広い分野においてさらに交流を促進していくことは大変重要であると認識しております。本県では現在、韓国との間で——先ほど答弁いたしました——県主催の少年少女国際交流事業、あるいは宮崎市における青少年の派遣事業、台湾との間では、宮崎市合唱協会によるジョイントコンサート、さらには、今、議員からも御紹介がありましたように、都城市スポーツ少年団による親善野球大会が行われております。今後、これらの交流の実績を参考にし

ながら、さらなる交流の掘り起こしが必要だと考えております。このあたりを市町村、関係団体とも連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますし、加えましてビジネス交流、産業部門における販路拡大などを図りながら、本県産品の海外に対する販路拡大、こういうものも含めまして今後とも定期便の利活用を図っていきたくて考えております。

**○星原 透議員** 友好交流を盛んにしてほしいと、今お願いはいたしました。しかし、地元では、畜産農家の皆さん方は、去年の4月の口蹄疫の関係で、「本当に行ったり来たりして大丈夫なのか」という話がよく出ます。ですから、これから3度目の口蹄疫の発生がないように、ぜひ防疫体制にもしっかりと取り組んでいただきながら、国際交流もさらに進めていただきたいというふうに思います。

次に、災害対策について伺います。

昨年7月、地元の都城市では、ゲリラ豪雨により山崩れや河川の堤防決壊などで大災害となりました。また、新燃岳の噴火災害、東日本大震災に見られる地震と津波、先日の台風12号がもたらした大雨による大災害等が連続して発生しております。今後は、常にこのような災害が起こる可能性が予測される状況にありますから、いろいろな準備と対応を考えて災害対策に取り組むべきだと考えております。

ところで、さきの東日本大震災で、福島県ではかんがい用ダムが決壊して下流集落で7人の死者が出る災害が発生しております。そこで、本県の農業用ダムやため池の数、その中で危険なため池の数、そして整備状況や管理、点検は、いつ、どのように実施されているのか。また、点検の方法や基準はどのようになっているのか。そして地元の市町村との連携はどうか

のか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** まず、農業用ダムにつきましては、国営事業で整備されました農業用ダムが4カ所あります。それについては、地元関係市町が国との管理委託契約に基づき関係土地改良区と連携の上管理を行っております。

次に、農業用ため池につきましては699カ所あり、土地改良区や水利組合が管理しておりますが、そのうち359カ所を危険ため池に指定し、緊急性の高いため池から改修を進め、現在までに162カ所の改修を完了したところであり、今後とも計画的な改修を鋭意進めることとしております。

なお、農業用ダムやため池につきましては、それぞれの管理者が、国の基準に基づき、梅雨や台風などの時期に備え、日ごろからの堤防などの点検や洪水時の水位調整、また、震度4以上の地震発生直後における漏水や堤防などの目視点検、異常発生時の落水など、日常的な管理や災害発生時の適切な対応を行いますとともに、その結果を県を通じ国に報告することとしております。県といたしましては、農業用ダムやため池の下流の住民等の安全確保を図るため、市町村など関係機関と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 今、危険なため池が359カ所あるということでありまして、そして改修をしたのが162カ所ということで、残り197カ所です。ですから、いつ、どのような災害が起こるかわかりません。特に今、地球温暖化のせいでゲリラ豪雨が——1時間に100ミリを超えるぐらいの雨も降るときもあります。そういうことから考えますと、財政的には厳しいんでしょうが、少しでも多くの改修をお願いしたいと

思います。

最後になりますが、ゲリラ豪雨や台風による大雨などの影響で土砂災害が発生した場合についてであります。土石流による県内の危険な溪流、また急傾斜地崩壊による危険な箇所、そして地すべりが発生するおそれのある危険区域の箇所数と、どのような対応、対策を講じておられるのか、取り組みと予算の状況等について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（児玉宏紀君）** 本県の土砂災害危険箇所ではありますが、土石流危険溪流が3,239カ所、地すべり危険箇所が273カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が8,314カ所の合計で1万1,826カ所です。このうち被害想定区域内に人家が5戸以上または公共施設があるなど整備対象となる箇所は4,366カ所で、平成23年3月末までに1,218カ所の整備が完了したところでありまして、整備率は27.9%となっております。

土砂災害防止対策につきましては、災害時要援護者施設や避難場所がある箇所など、緊急度の高いところから砂防設備等の整備を順次進めますとともに、住民の警戒避難態勢の整備を図るため、土砂災害警戒区域の指定や防災情報の提供を行うなど、総合的な対策を進めているところでありまして、土砂災害防止に関する本年度の6月補正後の予算は約43億8,000万円で、昨年度の当初予算とほぼ同額となっております。今後とも国や市町村との連携を図りながら、砂防設備等のハード対策はもとより、住民の防災意識を高めるための啓発活動や警戒避難体制の整備など、ソフト対策の推進に一層努めてまいりたいと存じます。

**○星原 透議員** ぜひ、ハード、ソフト両面で防災についてはしっかり取り組んでいただきたい



いというふうに思います。

それぞれ答弁いただきました。まだ消極的な答弁もあったなというふうにも思っておりますが、ぜひ、これから県民が安心できるすばらしい宮崎県になるように、知事のトップリーダーの判断でありますから、知事が先頭に立って我が宮崎県を引っ張っていただきますようお願いをいたしまして、私のすべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○外山三博議長 以上で一般質問は終わりました。

### ◎ 議案に対する質疑

○外山三博議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてでありますけれども、本日最後の質疑をさせていただきますと思います。今回の提出議案に対する質疑であります。

まず、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」について、今回の補正は一般会計で38億643万5,000円が計上されました。今回の補正予算が東日本大震災対策や口蹄疫・経済復興対策として有効活用され、また直接、県民の暮らしや福祉の向上につながるよう期待をするものです。

そこでまず、第1に、新規事業であります介護職員等によるたんの吸引等の研修事業1,031万7,000円について伺います。介護保険法が改定をされて、たんの吸引等について介護職員に研

修が義務づけられたことによる研修経費ということですが、本来、たんの吸引などは医療行為にかかわることであり、これまで、看護師不足を補うやむを得ない措置として特養ホームやALS患者の方に限定されていたものを、在宅サービスのヘルパーやほかの施設にも拡大をすることになるというものです。仮に事故が起きたときなどの対応措置への不安なども耳にいたします。そこで、今回、介護職員等によるたんの吸引等の研修事業を行うに至った背景について伺いたいと思います。

次に、障害者自立支援対策臨時特例基金事業3億5,303万2,000円について伺います。この事業は障害者自立支援対策臨時特例基金で行われますが、障害者自立支援法施行のもとで、新体系への移行に伴う必要な施設の改修、増築、備品の購入などへの助成の経費となっておりますが、新体系に移行するとはどういう内容なのか、事業を予定している施設数は幾つになるのか。また、障がい者にとってどのような利益につながるのか伺いたいと思います。

次に、新規事業の認定こども園整備事業8,841万9,000円について伺います。安心こども基金事業費による認定こども園整備事業ですが、新設予定及び改修予定の園はどれほどか、その整備内容についてお伺いをいたします。

次に、公共関与支援事業1億6,900万円について伺います。エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池補強工事に関する経費について、財団法人宮崎県環境整備公社に対して無利子貸し付けを行う経費となっておりますが、貸付金であれば将来において返還されるものと認識をいたしますが、どのような性格の支出であるのか伺います。

また、今後の県のかかわり方や責任はどうか

るのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

次に、議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について、同条例改正の中で、県立延岡ととろ聴覚支援学校、県立延岡わかあゆ支援学校及び県立延岡たいう支援学校の閉校と、県立延岡しろやま支援学校の新設を行うことでの条例改正について伺います。延岡にある特別支援学校3校を統合して来年4月から新体制でスタートする計画ですが、3校を統合するに至った背景や理由、経緯、そして子供たちにとってどのような利点があるのかについてお聞かせください。

新しくスタートする校舎は、もとの県立延岡西高校、私の母校でもありますが、この校舎を活用するという点で、子供たちの障がいに対応できるようにかなりの施設整備が必要になっているわけですが、新学期スタートまでに十分な施設整備、また体制が整えられるのか、その工程計画をお聞かせください。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、介護職員等によるたんの吸引等の研修事業についてでございます。たんの吸引等に関しましては、本年6月に「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が行われたことによりまして、平成27年4月以降に介護福祉士の資格を取得する者については、たんの吸引等の業務が可能とされたものであります。一方、現在、特別養護老人ホーム等において厚生労働省の通知に基づいてたんの吸引等を行っている介護職員等につきましては、平成24年4月1日以降、県の研修を受講することにより、引き続き、たんの吸引等の業務を行うことが認められたとこ

ろでございます。そのため、介護職員等に対する研修を実施いたしまして必要な知識・技能を身につけさせることによって、たんの吸引等にかかる入所者の安全確保を図ろうというものでございます。

次に、障害者自立支援対策臨時特例基金事業でございます。まず、新体系への移行でございますが、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴いまして、従来の身体、知的、精神といった障がい種別ごとの制度を一元化し、生活介護や就労支援などサービス機能別に分類した新しい制度への再編を図るもので、現在、施設ごとに順次移行が進められているものであります。

次に、今回の補正予算で整備等の対象となります障害福祉サービス事業所等の数でございますけれども、45カ所を予定しているところでございます。また、本事業により障がい者に対する処遇の改善や訓練環境の整備等が図られるなど、より質の高い支援サービスの提供が進みまして、障がい者の自立や社会参加の促進につながるものと考えております。

最後に、認定こども園事業についてでございます。この事業は、5カ所の認定こども園の整備費用の助成を行うものであります。このうち既に認定を受けている2カ所につきましては、保育室の新設または改修を行うものでございます。残り3カ所については、新たに認定を受ける予定の園でありまして、調理室の新設や保育室の改修を行うものでございます。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（加藤裕彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎県環境整備公社に対する貸付金についてであります。この貸付金は、補強工事に要する経費として県と関係市町村とが折半して貸し付

けるものですが、将来、最終的な負担割合が決まった時点で環境整備公社から返還されることとなります。最終的な負担割合につきましては、今後、施工業者等に対する損害賠償請求訴訟などの法的な手続を経て、県及び関係市町村間で協議の上決定することにしておりまして、それに基づいて改めて公社への支出が必要となつてまいります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、延岡地区の3つの特別支援学校につきましては、各校それぞれに台風等災害への脆弱さ、施設の老朽化や狭隘化など喫緊の課題を抱えております。また、平成19年度に3校のPTAや関係障がい者団体から、これらの課題解決や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携した新しいタイプの特別支援学校の設置を期待する旨の陳情をいただきました。このようなことから、延岡西高等学校跡地に3校の移転・統合を行うことといたしまして、平成20年度に、基本構想策定委員会におきまして、保護者や関係者の皆様の御要望や御意見を改めてお伺いしながら基本構想を策定したところであります。この構想に基づきまして3校の課題解決を図るとともに、子育て支援等の付加機能を備えることによりまして、地域とともに子供たちの自立する心と力をはぐくむ延岡しろやま支援学校の整備を行っているところであります。

次に、来年4月の開校に向けた施設設備の整備状況であります。既に管理棟、聴覚障がい教育棟、相談棟が完成するなど順調に工事が進んでおります。なお、運動場と駐車場の一部につきましては、現在行っております工事の資材置き場や搬入経路として使用する必要がありますことから、開校年度の平成24年度の整備を予

定いたしております。また、運動場等の工事中の対応につきましては、児童生徒の教育に支障を来さないように、授業計画等について、現在、開設準備委員会で詳細に検討を行っているところであります。以上であります。〔降壇〕  
○前屋敷恵美議員 それぞれお答えをいただきました。ありがとうございました。

1つ、特別支援学校のことで再質疑させていただきたいと思っております。新設のしろやま支援学校は、障がいを持つ子供たちの新たな学びの場、そして生活の場になるわけですから、新しい環境へスムーズに移行できるようにすることが最重要、そして安全を最大限保障することが大事だというふうに思います。今、教育長のお答えでは、そういった点でスムーズに進められていると、計画に沿って支障なく進められているということでしたけれども、子供たちの安全、そして体制、こういったものについて十分保障されている、問題ないというふうに理解をしてもいいのでしょうか。もう一度お答えさせていただきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 子供たちの安全・安心につきましては、現在、新設の特別支援学校の開設準備委員会を設けて詳細に検討を進めておりまして、保護者の皆さん方、あるいは関係者の教職員も含めまして御意見を伺いながら定めてきているところであります。今後とも十分意見を承りながら、子供たちの安心・安全、そして設置理念であります子供たちの心と力をはぐくむ特別支援学校になるように今後とも努力をしていきたい、このように考えております。

○前屋敷恵美議員 以上で質疑を終わらせていただきます。後は委員会その他で深めさせていただきます。ありがとうございました。

○外山三博議長 ほかに質疑の通告はありません。

ん。

以上で質疑は終了いたしました。

長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時25分散会

---

◎ 議案第22号及び第23号採決

○外山三博議長 次に、さきに提案のありました、教育委員会委員及び人事委員会委員の任命または選任の同意についての議案第22号及び第23号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第22号及び第23号について、一括してお諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第21号まで及び請願

委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議案第1号から第21号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす14日から21日までは、常任委員会及び特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、22日午前10時開会、常任委員

9月22日（木）

# 平成 23 年 9 月 22 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- |      |           |                             |
|------|-----------|-----------------------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (郷 中 の 会)                   |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦   | (自 民 党 つ く し の 会)           |
| 3 番  | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (新 み や ざ き)                 |
| 5 番  | 西 村 賢     | ( 同 )                       |
| 6 番  | 黒 木 正 一   | (自 由 民 主 党)                 |
| 7 番  | 松 村 悟 郎   | ( 同 )                       |
| 8 番  | 内 村 仁 子   | ( 同 )                       |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )                       |
| 10 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                       |
| 11 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                       |
| 12 番 | 清 山 知 憲   | ( 同 )                       |
| 13 番 | 外 山 三 博   | ( 同 )                       |
| 14 番 | 岡 師 博 規   | (日 日 新)                     |
| 15 番 | 河 野 哲 也   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 16 番 | 高 橋 透     | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)       |
| 17 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                       |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (新 み や ざ き)                 |
| 19 番 | 星 原 透     | (自 由 民 主 党)                 |
| 20 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                       |
| 21 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                       |
| 22 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                       |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )                       |
| 24 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                       |
| 25 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )                       |
| 26 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                       |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公 明 党 宮 崎 県 議 団)           |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二   | (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)       |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新 み や ざ き)                 |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                       |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (自 由 民 主 党)                 |
| 33 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                       |
| 34 番 | 中 野 一 則   | ( 同 )                       |
| 35 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )                       |
| 36 番 | 福 田 作 弥   | ( 同 )                       |
| 37 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )                       |
| 38 番 | 中 村 幸 一   | ( 同 )                       |
| 39 番 | 十 屋 幸 平   | ( 同 )                       |

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長     | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長         | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長     | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長     | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者       | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長         | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長         | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長           | 近 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 長       | 佐 藤 勇 夫   |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉     |
| 代 表 監 査 委 員     | 宮 本 尊     |

事務局職員出席者

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘     |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修 稔     |
| 総 務 課 長     | 山 之 内 仁     |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 徳     |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎   |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広     |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二     |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一     |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。

議案第1号から第21号まで、並びに請願第6号、及び継続審査中の請願第3号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第3号については賛成多数、その他の議案、請願については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、東日本大震災対策、口蹄疫・経済復興対策及びその他必要とする経費について措置することとしたものであり、38億600万円余の増額補正となっております。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、繰越金23億1,400万円余、繰入金12億1,000万円余が主なものとなっております。この結果、補正後の一般会計の予算の規模は5,843億5,600万円余となります。

このうち、県民政策部所管の予算につきましては、3,200万円余の増額補正であり、補正後の予算額は118億4,600万円余となります。また、総務部所管の予算につきましては、22億4,300万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,395億7,500万円余となります。

次に、議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、現在、すべて公募により行っている指定管理者の募集について、緊急時の場合等において速やかに指定管理候補者を選定することができるよう、非公募による候補者選定を可能とする規定を追加するものであります。

このことについて委員より、「本県の地域経済を循環させるため、指定管理候補者を県内事業者限定することはできないのか」との質疑があり、当局より、「県内事業者の育成も必要であるが、一方では競争性を確保することも必要であるので、双方のバランスをとることを念頭に置いて指定管理候補者の選定手続を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、議案第21号「宮崎県中山間地域振興計画の策定について」であります。

これは、持続可能な中山間地域づくりに取り組むため、中山間地域の振興に関する基本的な施策の展開方向を示すものであります。

このことについて委員より、「計画では、県、市町村、住民等の協働がうたわれている。県民に協働を求めるのであれば、事業の実施段階において具体的に何をどうすればよいのか、見えるようにしていただきたい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「集落の活性化に向けた次世代の育成という観点においては、教育が重要となってくるので、計画に掲げる施策の

具体的な推進に当たっては、学校の統廃合の進め方や通学区域のあり方についても十分な検討を行ってほしい」との要望がありました。

次に、「行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第6号に基づくものであります。行政書士制度は、昭和26年の行政書士法施行以来、複雑多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、国民と行政との橋渡し役として国民生活にも広く浸透しているところであります。

しかしながら、行政不服審査法については、行政書士は試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出題されるなど、不服審査手続に精通しているにもかかわらず、手続の代理権が付与されていないこともあり、行政不服審査法が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとは言えない状況にあります。

このようなことから、国に対して、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る行政不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望するものであります。

次に、「国の経済対策により造成した基金の設置期限の延長等必要な財政措置を求める意見書」についてであります。

国においては、長引く景気低迷の中、平成20年9月のリーマンショック以降、数次の経済対策を実施してきたところであり、各都道府県では、国の交付金を原資に地域経済の活性化等のための各種基金を造成しているところであります。

今回の予算議案に関連して委員より、これらの基金の設置状況について質疑があり、当局より、「本県においては、現在、20の基金を造成し、必要な事業を行っている。これらの基金のほとんどが平成23年度に、また残る基金についても26年度までに設置期限を迎えることとなっている」との答弁がありました。

これらの基金を原資とする事業の中には、地域における雇用の維持・創出、妊婦検診費用の助成、子宮頸がん予防ワクチン等の接種促進、私立高等学校の授業料減免、民間団体等が行う子育て対策等の支援など、地域経済の活性化や雇用対策はもとより、医療や福祉を初めとする県民の暮らしの維持に必要な不可欠な取り組みが多く見受けられます。

特に、自主財源が乏しく財政基盤の脆弱な本県においては、基金にかわる新たな財源が確保できない場合には、これらの事業の継続が困難となり、県民生活に大きな影響が生じることが懸念されるところであります。加えて、地域経済は依然として停滞を続けている中、最近の歴史的な円高や株安の進行によって厳しさが増しており、基金を原資として実施している事業については、さらに積極的に展開していくことが求められる状況となっております。

よって、国においては、これまでの国の経済対策で造成した基金の設置期限の延長や増額、基金にかわる新たな財源の確保など、必要な財政措置を講ずるよう強く要望するものであります。

次に、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書」についてであります。

政府は昨年11月、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、貿易自由化を柱とす



るTPPについて、関係国との協議を開始することを菅前内閣総理大臣が表明するとともに、本年1月の総理の施政方針演説において、6月を目途に交渉参加を判断するとされたところでもあります。その後、東日本大震災の発生もあり、本年5月に閣議決定された「政策推進指針」において、TPP交渉参加の判断時期については総合的に検討するとされており、新たな野田内閣において、今後、急速に議論が進められていくことが懸念されます。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しているため、将来、本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業と食が壊滅的な影響を受けることは明らかであります。また、無原則的に外国人医師や看護師の受け入れが加速し、国内の医師や看護師不足に拍車をかける可能性があるほか、外国人労働者の国内労働市場への流入による雇用の悪化、国民皆保険制度の崩壊など、幅広い分野でさまざまな影響が指摘されているところであります。

本県にとっても、基幹産業である農林水産業を初め、さまざまな分野で影響が懸念されるとともに、東日本大震災の被災地の復旧・復興にも支障を来すおそれがあります。

よって、国においては、農林水産業や医療、労働など、国民生活や経済全体に多大な影響を及ぼす可能性が高いTPP交渉に参加することがないよう強く要望するものであります。

以上、これら3件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する

調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、前回一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助の決定に伴うものや基金事業の実施に伴うもの等で、一般会計で10億4,800万円余の増額補正となっております。その結果、補正後の一般会計予算額は985億2,700万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は989億800万円余となります。

このうち、生活福祉資金貸付事業についてあります。

これは、県社会福祉協議会が実施する低所得世帯等の自立助長を目的とした生活福祉資金の貸し付けに要する事務費について補助を行うものであり、資金貸し付けや相談事務に従事する相談員の増員、及び東日本大震災被災地への職員派遣に伴う増額補正であります。

このことについて委員より、被災地への職員派遣の具体的内容について質疑があり、当局よ

り、「県社会福祉協議会等が、東日本大震災の被災地へ延べ23人の職員を派遣し、生活福祉資金の一つである緊急小口資金の貸付事務や、災害ボランティアセンターの活動を支援したものである」との答弁がありました。

次に、介護職員等によるたんの吸引等の研修事業についてであります。

これは、たんの吸引について研修を行うことにより、医師の指示のもとに適切に実施できる介護職員を養成し、たんの吸引等が必要な要介護高齢者等に対する介護サービスの向上を図るとともに、より安心・安全な介護サービスの提供を図るものであります。

このことについて委員より、研修の受講対象者について質疑があり、当局より、「介護福祉士やホームヘルパー以外の方も含めて、施設の介護職員すべてが対象になる」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「有料老人ホームの中には無届けの施設もあるが、どのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「有料老人ホームについては、設置運営指導指針に基づき指導しており、届け出のない施設についても実態調査をした上で指導をしている。また、法律上、届け出義務がない施設に対しては、届け出をし、指導に応じるよう通知を出している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後も、さらに調査、指導に力を入れてほしい」との要望がありました。

次に、認定こども園整備事業についてであります。

これは、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子供を安心して育てるこ

とができる体制整備を図るものであります。

これに関連して委員より、「現在、国では幼保一体化についての検討が行われているが、制度改革に当たっては、現場の意見を十分に踏まえ、子供に焦点を当てた検討を重ねるよう国へ要望してほしい」との意見がありました。

そのほか、今回の補正予算では、国の交付金を原資として造成されている各種基金を活用した事業がありますが、これら基金は平成23年度から平成26年度までに設置期限を迎えます。

当委員会といたしましては、必要不可欠な事業の原資となっている基金については、その設置期限の延長や増額等を国に対して働きかけることを要望いたします。

次に、病院局における県立延岡病院救命救急センターの整備についてであります。

これは、県北の第2次・第3次救急医療体制の中心的な役割を担っている県立延岡病院内の救命救急センターについて、県北地域の救急医療機能の充実を図るため、新たに救命救急センター棟を整備するものであります。

このことについて委員より、「センター棟の整備に伴い、人員体制についても充実が図られるのか」との質疑があり、当局より、「当面は現在の体制のまま対応することになるが、今後、専門医の確保に努めるなど充実を図りたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、早急にスタッフの拡充に努めることを要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、財団法人宮崎県産業支援財団の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「この財団は、中小企業等に対する総合相談窓口の設置や各種ファンド事業による支援など、宮崎県の産業振興にとって非常に有益な法人である。しかしながら、長期間継続している事業や、それらに係る職員の配置においては、さらなる改善の余地があるのではないか」との意見があり、当局より、「組織規模の適正化や事業の見直しについても、今後、必要に応じて検討を進めていく」との答弁がありました。

次に、県の施策により創出された雇用等についてであります。

このことについて複数の委員より、「平成22年度における新規雇用創出数は3,442人との報告があったが、これは実際の雇用者数ではなく、事業完了後に見込まれる雇用者数も含まれており、議論するに当たっては、実際の雇用者数が重要であるため、実態の把握に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第13号から第15号の「工事請負契約の締結について」であります。

このことに関連して委員より、「県と工事請負契約を締結した建設業者等が県内事業者を下請として活用していない事例があると聞いているが、現状について教えてほしい」との質疑があり、当局より、「最終的には、県と工事請負契約を締結した建設業者等の判断となるが、県としては、下請として県内事業者が活用されるよう文書などをお願いをしている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「技術力を必要とするなどの理由で無理な場合はあると思うが、できる限り県内事業者が活用されるよう努めていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県内事業者が下請として活用され、また建設資材等の県内調達ができるよう、幅広い意味での地産地消を進めていただくよう要望いたします。

次に、「社会資本整備予算の確保に関する意見書」についてであります。

本年3月に発生した東日本大震災は、広範な地域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であります。また、今月襲来した台風12号は、これまでの想定を上回る集中豪雨を伴い、各地に深い傷跡を残しました。豪雨や地震などの災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、どこで起こるか分からない次なる災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国土の強靱化を図ることは喫緊の課題であります。

こうした中、先般閣議決定された平成24年度予算の概算要求基準においては、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費は別枠とされていますが、他の裁量的経費などは、平成23年度当初予算に比べ、一律10%削減を求める内容となっております。これでは被災地を支えるべ

き他の地域の経済まで落ち込むこととなり、かえって復興の足かせとなるばかりでなく、次なる災害への備えにも重大な支障を来すことになります。

また、世界経済が混迷を深める中、日本経済も円高・デフレ等の問題に直面しており、大変厳しい財政運営の中にあっても、機動的かつ効果的に地域の経済対策や雇用対策を講じていくことが必要であります。

よって、国においては、平成24年度予算の概算要求に当たり、社会資本整備予算を確保するよう強く要望するものであります。

なお、この意見書提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

**○外山三博議長** 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

**○田口雄二議員**〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億2,800万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は254億3,800万円余となります。

このうち、森林再生のための森林情報精度向上事業についてであります。

これは、森林の情報を管理する森林地理情報システムに地籍調査等に基づく森林境界や所有者名などの情報を入力し、データの精度向上を図るものであります。

このことについて委員より、「今回の調査により蓄積されたデータについては、今後の森林経営計画の策定などに有効に活用してもらいたい」との要望がありました。また、別の委員より、「森林地理情報システムは、県、市町村、森林組合に配備されているとのことだが、システムの森林情報は広く民間業者にも提供できるようにすべきではないか」との意見があり、これに対して当局より、「国において民間事業者への情報提供の方向性が示されたので、今後、検討していきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県林業公社についてであります。

このことについて委員より、「林業公社改革研究会の議論は非公開で行ったとのことだが、今後は公開の場で議論を行ってほしい」との意見がありました。

また、複数の委員より、「林業公社改革研究会の意見では、公社を廃止するより存続したほうが県の負担額は小さいとされているが、公社存続を前提として試算されたものではないのか」との意見や、「県民にとって公社を存続させるのが本当に最良なのかを判断するために、公社が破産した場合の県の負担額や、公社を存

続した場合の県の負担を軽減する方策など、あらゆる角度から検討した資料を示してもらいたい」との要望がありました。

これらに対して当局より、「慎重に検討して、県としての方針を示したい」との答弁がありました。

次に、浄化槽の法定検査についてであります。

このことについて複数の委員より、「法定検査でありながら、受検率が23%弱と低迷しているが、文書での通知だけでなく、訪問等により直接説明することも必要であり、検査機関や保守点検業者等とも連携して受検率を上げるように努力してもらいたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億100万円余、特別会計で3,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は396億300万円余となります。

このうち、家畜防疫体制強化事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「昨年の口蹄疫蔓延の反省に立って、県が責任を持って防疫体制の強化を図ってもらいたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「口蹄疫が万一発生した場合に埋却地の確保ができなければ、県の責任となるのではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「埋却地については、農家における確保の指導及び公有地の確保が県の責務であり、市町村と連携して進めるこ

ととしている」との答弁がありました。

次に、宮崎県内水面振興センターについてあります。

このことについて複数の委員より、「内水面の秩序維持に重要な組織であるが、センターで供給しているウナギ稚魚の採捕量は、県内に供給される量の3.6%にとどまっている。また、センターの事業は限られた地域を対象としており、事業の見直しやセンターのあり方を検討していく時期に来ているのではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「センターの体制について関係業界とも協議してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、さきに述べました林業公社や内水面振興センターのほか、今回報告のあった農業振興公社などの法人につきましても、将来を見据えて、県民の負担が軽減され、かつ法人にとって最善となる経営や事業のあり方について、改めて真摯に検討されるよう強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案

・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の公益財団法人宮崎県暴力追放センターについてであります。

当センターは、暴力団対策法に基づき指定を受けており、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援や、犯罪被害防止の事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「センターの重点推進事業である暴力追放相談活動の事業実績と対応状況はどのようになっているか」との質疑があり、当局より、「22年度の相談受理件数は152件で、相談内容としては、暴力団等反社会的勢力に関する問い合わせの相談が最も多く、次に、金品等不当要求事案やヤミ金等の金銭トラブル、書籍等の不当購読・寄附金要求に関する相談、暴力団離脱関係の相談となっている。相談の多くはセンターで対応しているが、対応できないものは警察や弁護士に引き継ぎを行う等、適切に処理している」との答弁がありました。

次に、企業局における電気事業についてであります。

このことについて委員より、「東日本大震災による原子力発電所の事故の影響で、新エネルギーの研究等が注目されている。今の経済・産業活動や家庭生活の維持には電気は必要不可欠なものであることから、今後、企業局が最も力を入れるべきものは電気事業であると思うが、どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「電気事業は企業局の基幹事業であることから、電力の安定供給に努めることはもとより、今後は、ダムの維持流量や農業用水等を

活用した中小水力発電の検討を進めていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「公営企業として健全経営を維持することはもとより、本県の経済発展に大きく貢献されるよう電気事業のさらなる推進に努める等、強力な取り組みをしていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,200万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の一般会計予算額は1,117億5,700万円余となります。

このうち、高等学校等生徒修学支援基金積み立てについてであります。

この基金は、東日本大震災で被災し、本県に避難してきた世帯のうち、経済的な理由から就学等が困難となった幼児、児童または生徒の教育機会の確保に資するものであります。

このことについて委員より、「東日本大震災の影響の長期化が予想される中、国においてはこの基金は今年度までとなっているが、来年度以降の事業のあり方についてどのような考え方を持っているのか」との質疑があり、当局より、「今後も、児童または生徒等の家計の状況によっては修学が困難な状況が続くと考えられることから、当該基金事業の存続を望んでおり、全国教育長協議会を通じて国に要望している」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例議会に提案されました議案に対する討論を行います。

まず、議案第3号、第19号及び第20号について、反対の立場から討論いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案は、地方税法が改定されたことをもって県条例も改定を行うとするものですが、その一つに、不申告等に関する過料の引き上げ及び新設が提案をされております。過料とは、軽い行政罰、刑罰ではないと記されています。今回の改定は、この過料をこれまでの3万円以下から10万円以下に引き上げるというものですが、今、長引く景気低迷の中で、仕事のない人、まじめに働いても所得が少なく、税金がなかなか納められないといった人がふえている状況があります。こうした中で過料を大幅に引き上げるとすることに道理があるのでしょうか。今回の大幅引き上げには反対をするものです。

次に、議案第19号及び第20号については、国営都城土地改良事業、同じく綾川2期土地改良事業における市町村負担金徴収について、徴収

金額の変更を行うとするものですが、本来、国の直轄事業については国が責任を持って事業を執行することが当然であるとする基本的立場から、いずれの議案にも反対をするものです。

次に、議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案に反対するものではありませんが、ただ、条例改正の中で、現在、延岡にある特別支援学校3校を統合して新たな特別支援学校をスタートさせることに関して、一言言及したいと思います。

新たな特別支援学校の来年4月の開校に向けた準備が進められており、施設設備の整備状況などについては議案質疑の中でも伺ったところですが、学校現場の先生方や保護者の方々も、建設工事の進捗状況とともに、施設設備の不十分さ、また新たな体制整備についてのさまざまな不安を抱えておられる状況があります。

既に把握をしておられることと思いますが、例えば特別支援学校での食育において欠かせないランチルームがないことで懸念されるさまざまな課題、調理室など特別教室の不足から起こる授業への支障、スクールバスに希望する生徒が乗れるのか、またJR駅が遠くなって、電車やバスなど公共交通機関を利用する生徒への対応が図れるのか、子供たちの健康管理を担う養護教諭の配置はどうなっているのかなどなどです。

これから開校するこの学校は、障がいを抱える子供たちの新たな学びの場、生活の場となるわけですから、より万全な体制が求められるもので、こうしたさまざまな心配や要望には丁寧に十分にこたえていくことが必要であると思います。何より大事なことは、子供たちにとって

どうあるべきが最善なのかを考えることだと思います。ですから、今後、施設設備の建設が間に合わない事態が予想される場合は、生徒の安全を第一義的に考慮して、開校を延期するなどの措置を早目に、柔軟に検討することも必要なことではないでしょうか。医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して、多様な教育ニーズに対応した専門性の高い教育を目指すとする新しい特別支援学校です。子供たちにとって、安心・安全、そして健やかな学びの場になることを願っての討論としたいと思います。

次に、請願についてです。

前回に続いて継続審査との報告がありました請願第3号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」については、採択を求めるものです。

ことしの最低賃金の改定額が示されました。時給が全国平均で7円上がって737円です。宮崎県は全国平均に及ばず、4円の引き上げにとどまり、646円です。全国最下位が645円ですから、わずか1円の差で、依然として最下位クラスに位置することには変わりはありません。地域ごとの格差を見ても、最高と最低で時給192円もの差があります。昨年の最低生計費の調査で全国ほとんど差がないことが報告されておりますが、本来、全国一律の最低賃金制度が必要なことは言うまでもありません。最低賃金以下で働く労働者をなくすことや、全国でも最下位クラスに位置する本県の最低賃金の見直しを図ることは当然のことであり、喫緊の課題でもあります。最低賃金を引き上げることで消費購買力をふやし、県民の暮らしや地域経済を立て直すためにも、同請願の採択を強く求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第3号、第19号及び第20号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第3号、第19号及び第20号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号、第2号、第4号から第18号まで及び第21号採決

○外山三博議長 次に、議案第1号、第2号、第4号から第18号まで及び第21号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第6号採決

○外山三博議長 次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。



◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

---

平成23年9月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書

議員発議案第2号

専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書

議員発議案第3号

特定疾患治療研究事業の充実と財源確保を求める意見書

議員発議案第4号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の恒久法への見直しを求める意見書

議員発議案第5号

東九州自動車道の全線開通を求める意見書

議員発議案第6号

細島港臨海工業地帯の低レベル放射性廃棄物の早期処理を求める意見書

議員発議案第7号

公共交通機関の存続に向けJR九州等に係る経営支援継続を求める意見書

議員発議案第8号

30人以下学級実現・義務教育費国庫負担拡充等に係る意見書

議員発議案第9号

原子力発電・エネルギー政策に関する意見書

議員発議案第10号

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

議員発議案第11号

第11回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

---

平成23年9月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 総務政策常任委員長 山下 博三  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第12号

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査  
手続の代理権の付与を求める意見書

議員発議案第13号

国の経済対策により造成した基金の設置期  
限の延長等必要な財政措置を求める意見書

議員発議案第14号

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交  
渉への参加に反対する意見書

---

平成23年9月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 商工建設常任委員長 松村 悟郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第15号

社会資本整備予算の確保に関する意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第15号まで  
追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第15号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項

及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第15号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議案第24号から第28号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第24号から第28号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第24号「平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成22年度の一般会計と13の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,714億2,381万7,000円、歳出7,596億8,617万8,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支は23億1,474万1,000円となっております。

平成22年度の財政運営につきましては、雇用の確保と就業支援、地域医療の再生など、新みやざき創造戦略に基づく重点施策を積極的に推進するとともに、最終年度となった宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムの取り組みを着実に実行し、投資的経費の縮減・重点化や一般行政経費の徹底した見直し、さらには人件費の縮減等に努め、収支不足の圧縮を図ったところであります。

一方で、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等の危機的事象に対応するため、多額の財政措置を要することとなり、さらには景気の低迷が続く中、今後とも社会保障関係費の大幅な増加が見込まれるとともに、口蹄疫の発生等により疲弊した本県経済の再生・復興のための経費が必要となるなど、引き続き、本県財政は厳しい状況が続く見通しとなっております。今後も、選択と集中の理念を徹底し、本年6月に策定しました第3期財政改革推進計画に基づき、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営に転換できるよう、財政改革を進めていく必要があるものと考えております。

議案第25号から議案第28号までは、平成22年度の4つの公営企業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このほか、報告が1件ございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほ

どお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

次の本会議は、28日午前10時開会、決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時54分散会

9月28日（水）

# 平成 23 年 9 月 28 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (郷中の会)          |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦   | (自民党つくしの会)      |
| 3 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (新みやざき)         |
| 5 番  | 西 村 賢     | (同)             |
| 6 番  | 黒 木 正 一   | (自由民主党)         |
| 7 番  | 松 村 悟 郎   | (同)             |
| 8 番  | 内 村 仁 子   | (同)             |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗   | (同)             |
| 10 番 | 右 松 隆 央   | (同)             |
| 11 番 | 二 見 康 之   | (同)             |
| 12 番 | 清 山 知 憲   | (同)             |
| 13 番 | 外 山 三 博   | (同)             |
| 14 番 | 凶 師 博 規   | (日日新)           |
| 15 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 16 番 | 高 橋 透     | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 17 番 | 太 田 清 海   | (同)             |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (新みやざき)         |
| 19 番 | 星 原 透     | (自由民主党)         |
| 20 番 | 蓬 原 正 三   | (同)             |
| 21 番 | 井 本 英 雄   | (同)             |
| 22 番 | 丸 山 裕 次郎  | (同)             |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | (同)             |
| 24 番 | 外 山 衛     | (同)             |
| 25 番 | 宮 原 義 久   | (同)             |
| 26 番 | 山 下 博 三   | (同)             |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき)         |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫   | (同)             |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (自由民主党)         |
| 33 番 | 横 田 照 夫   | (同)             |
| 34 番 | 中 野 一 則   | (同)             |
| 35 番 | 中 野 廣 明   | (同)             |
| 36 番 | 福 田 作 弥   | (同)             |
| 37 番 | 坂 口 博 美   | (同)             |
| 38 番 | 中 村 幸 一   | (同)             |
| 39 番 | 十 屋 幸 平   | (同)             |

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長           | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長           | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長         | 近 藤 好 子   |
| 教 育 長             | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |
| 代 表 監 査 委 員       | 宮 本 尊     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝     |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修     |
| 総 務 課 長     | 山 之 内 稔   |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

◎ 議案第24号から第28号までに対する質疑

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第24号から第28号までに対する質疑及び決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

まず、議案第24号から第28号までに対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出をされました議案第24号から第28号の平成22年度における決算議案に対する質疑を行います。

まず、一般会計歳出における不用額についてお伺いいたします。

22年度の不用額が総額で62億444万円余と多額に及んでおります。特に民生費、衛生費で13億5,000万円余、農林水産業費で17億円余、教育費で6億6,000万円余となっておりますが、その内容、理由についてお聞かせください。

次に、監査意見書での指摘事項について伺います。

随意契約、委託契約についての留意点や財務会計事務について、依然として多くの事務処理の誤りが見受けられたとのことですが、その内容について伺います。

次に、各種施策・事業について伺います。

まず、保健・福祉の関連で、市町村国保における国保税の滞納状況、短期保険証や資格証明書の発行状況、保険証未交付世帯の状況につい

てお聞かせください。また、未交付世帯に対する県の対応について伺いたいと思います。また、生活保護世帯の状況について、その推移もお聞かせください。あわせて、特別養護老人ホームの入所待機者の状況、そして、どのような対策がなされてきたのかについて伺いたいと思います。

次に、雇用関連で伺います。まず、立地企業における平成22年度の雇用実績をお聞かせください。また、緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用基金事業による雇用実績をお伺いします。あわせて、平成22年度における企業倒産及びその従業員数についても伺います。

次に、農業関連でお伺いいたします。本県の農業就業の状況について、その推移もあわせてお聞かせください。また、新規事業で取り組んだみやざき担い手経営資源継承総合対策事業の内容と成果についてお伺いをいたします。

次に、教育関連でお伺いします。新規事業で取り組まれた中学校1年生少人数学級推進事業について、内容及び成果について、また、今後の方向性についても教育長にお伺いいたします。また、特別非常勤講師の活用事業についても、内容、成果についてあわせてお聞かせください。

次に、県立病院事業会計について伺います。平成22年度決算で、単年度の純損失が3億7,400万円余、累積欠損額273億6,600万円余と、厳しい経営状況が示されておりますが、単年度の純損失の圧縮などの努力が積み重ねられております。現状の分析と、公的な中核医療機関としての役割を踏まえた今後の改善をどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

以上で壇上からの質疑を終わり、後は自席から行います。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

大きくは4項目ございました。

初めに、民生費及び衛生費の不用額についてであります。民生費の不用額につきましては、生活保護の扶助費のほか、重度障がい者等への医療費助成や社会福祉施設の整備費補助等の事業において、必要額が見込みを下回ったこと、また、災害救助費において、幸いにも、新燃岳の噴火対策で土石流等の大きな災害が生じなかったことなどによるものでございます。衛生費の不用額につきましては、子宮頸がん等に係るワクチン接種、難病や肝炎に係る医療費助成の事業等において、必要額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、市町村国保に関する一連のお尋ねでございます。

まず、市町村国民健康保険税の滞納世帯は、平成22年6月1日現在で3万6,580世帯となっております。このうち、短期被保険者証を交付されている世帯数ですが、1万5,627世帯となっております。

次に、被保険者資格証明書を交付されている世帯数でございますが、3,130世帯となっております。

次に、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも持っていない、いわゆる未交付世帯でございますが、市町村への聞き取りを行ったところ、現時点で、22市町村、8,986世帯となっております。

次に、未交付世帯に対する対応につきましては、それぞれの事情に応じた適切な対応が図られるよう、市町村への助言等を行っているところでございます。

次に、生活保護についてであります。平成23

年3月の被保護世帯数は1万2,343世帯で、平成22年3月と比較しますと、818世帯、7.1%増加しており、厳しい雇用・経済情勢を反映して、依然として増加傾向が続いております。

最後に、特別養護老人ホームの入所待機者の現状と対策についてであります。特別養護老人ホームへの申込者数は、平成22年4月時点で3,425人となっております。申込者への対応につきましては、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホームの整備に努めますとともに、在宅での生活を支援するため、デイサービスや訪問介護等の利用促進にも努めているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、立地企業の雇用についてであります。平成22年度に認定した立地企業は32件でありますが、工場建設等の設備投資に時間を要しますことから、年度内に操業を開始した企業は15件で、企業の事業計画によりますと、操業当初の雇用者数は301人となっております。

次に、基金事業による雇用実績についてであります。平成22年度は、延べ人数で申し上げますと、緊急雇用基金事業で3,017人、ふるさと雇用基金事業で798人、計3,815人となっております。

最後に、県内企業の倒産状況等についてであります。民間調査会社によりますと、平成22年度の負債額1,000万円以上の倒産企業の件数は、58件となっており、その従業員数は449人となっております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、農林水産業費の不用額についてで

ございます。不用額の主な要因といたしましては、口蹄疫、鳥インフルエンザに係る殺処分や消毒ポイントの設置等の家畜防疫対策に要する諸経費の執行残、及びその影響を受けました農家に対する経営再開支援等の事業費確定に伴う執行残でございます。

次に、農業就業の状況とみやぎき担い手経営資源継承総合対策事業の成果についてであります。2010年農林業センサスによりますと、本県の販売農家数は3万958戸で、5年前から12%減少し、また、農業就業人口は5万7,076人で、14%減少するなど、農業従事者の減少が進んでおります。このような中、県では、新規就農者等の担い手の育成・確保を図るため、本事業におきまして、農地やハウス等の経営資源を円滑に継承する仕組みづくりや、研修会の開催等による農業法人等の育成に努めたところでございます。その結果、平成22年度は、9つの産地で経営資源継承計画が策定されますとともに、301名の新規就農者が確保されるなど、担い手の育成が図られたところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

県立病院事業の現状分析と今後の改善、展望についてであります。県立病院では、職員の経営参画意識の醸成を図りながら、収益の確保や徹底した経費削減の取り組みにより、大きく収支が改善したところでありますが、休診科の医師確保に確実な見通しが立たないなど、依然として厳しい状況にありますことから、引き続き、全県あるいは地域の中核病院としての役割を果たしながら、一層の経営改善に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、教育費の不用額についてであります。主なものは、県立学校耐震対策事業において、経費の縮減を図ったこと及び入札に伴う執行残によるものであります。また、教職員の人件費におきまして、職員に産休や育児休業等があった場合に補充しております臨時的任用講師等の雇用実績や、職員の時間外勤務手当等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、中学校1年生少人数学級推進事業についてであります。本事業につきましては、小学校から中学校に進学した際に生じるさまざまな課題の改善を図り、中学校3年間の落ちついた学校生活を送る基礎とするために、平成22年度から、中学校1年生に35人以下の少人数学級を実施したものであります。この事業によりまして、生徒一人一人へのきめ細かな指導が可能となり、個に応じた指導ができるようになった、生徒の人間関係を把握しやすく、トラブルを未然に防ぐことができるようになったなどの成果が見られたところであります。このようなことから、今後も引き続き、中学校1年生における少人数学級の継続を図っていく必要があると考えております。

最後に、特別非常勤講師の活用についてであります。この事業は、小中学校における教科や総合的な学習の時間の指導等の充実を図るため、書道や英語活動、農業、その他の専門的知識や技能を有する地域人材を特別非常勤講師として活用する事業であり、平成15年度から8年にわたって実施をいたしました。その成果といたしましては、特別非常勤講師の専門的な指導により、児童生徒の学習意欲の高まりや技能の向上等につながるとともに、地域人材を学校



の教育活動に生かすことで開かれた学校づくりの一助になったものと考えております。なお、このような取り組みによりまして、地域人材を活用した教育の推進につきましても、一定の成果を上げることができましたので、この事業につきましても、平成22年度で終了することにしたしましたが、今後とも、社会人等の地域人材の活用が図られるよう、各市町村教育委員会への情報提供などの支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○代表監査委員（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、随意契約等についてであります。物品購入等において複数業者による見積り合わせとすべきものを、一者随意契約としていたものや、保守点検業務委託等で、委託期間終了前に委託料を支払っていたものなどがありました。

次に、財務会計事務については、例えば窓口で収納した現金について、指定金融機関への払い込みがおくれていたものや、旅費について、バック旅行の計算誤りなどにより支給額を間違っていたもの、などが多数見受けられました。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれお答えをいただきましたが、今、代表監査委員から御説明もいただきましたけれども、財務会計事務における指摘について、県として、その受けとめと対応をどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○会計管理者（豊島美敏君） 財務会計事務につきましても、公正で適正な事務の執行が何よりも重要でありますので、今回の指摘事項を踏まえて、職員の財務会計事務の研修や出先機関に対する実地指導検査等の充実を図るなど、よ

り一層、職員の事務処理能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

最後になりますが、これから決算議案についてはさらに深めていきたいというふうに思いますが、最後に知事にお伺いをしたいというふうに思います。この平成22年度の決算、知事としてどのように総括されておられるかお伺いをし、終わりたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の財政状況であります。県税等の自主財源が少なく、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存する構造的な問題を抱えておられて、長引く景気低迷に加えまして、三位一体の改革により減少した地方交付税が回復をしない中、社会保障関係費の増嵩などもありまして、非常に厳しい状況に置かれているという認識がございます。

このような中、特に平成22年度におきましては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などに対応するために、延べ12回にわたりまして補正予算を計上し、これは過去最高の回数になるわけですが、それに伴い、多額の財政措置が必要となり、極めて厳しい財政運営を強いられたところであります。

このため、歳入面におきましては、特別交付税や口蹄疫対策転貸債などを初めとする必要な財源の確保に積極的に取り組んでおります。また、これは22年度の歳入になるわけではございませんが、この10月15日から発売されます口蹄疫復興宝くじ、そのような財源確保策などにもしっかり手を打ったところであります。

歳出面では、人件費や投資的経費の縮減・重点化及び事務事業の見直しのさらなる強化な

ど、徹底した行財政改革に取り組んだところ  
あります。このような取り組みの結果、財政調  
整のための基金の取り崩しの圧縮でありますと  
か、臨時財政対策債などの償還財源が確保され  
た特例的な県債を除く実質的な県債の発行の抑  
制を図るなど、全体としましては、厳しい財政  
状況に対応いたしまして、堅実かつ着実な財政  
運営を行うことができたのではないかと考えて  
おります。

○前屋敷恵美議員 それぞれありがとうございました。  
知事もありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○外山三博議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、  
議会運営委員会から議案の送付を受けまし  
たので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成23年9月28日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に  
より提出します

記

議員発議案第16号

決算特別委員会の設置について

---

#### ◎ 議員発議案第16号上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議  
員発議案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び  
第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の  
付託を省略して、直ちに審議することに御異議  
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

本案を、原案のとおり可決することに御異議  
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よっ  
て、議員発議案第16号は、原案のとおり可決さ  
れました。

---

#### ◎ 議案第24号から第28号まで

##### 決算特別委員会付託

○外山三博議長 次に、議案の委員会付託につ  
いてお諮りいたします。

議案第24号から第28号までの各号議案につ  
いては、ただいま設置が決定しました決算特別委  
員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等  
のため、暫時休憩いたします。

執行部は、ここで退席となります。

午前10時22分休憩

---

午前10時33分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長  
互選結果）

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

決算特別委員会	委員長	十屋	幸平
	副委員長	山下	博三

---

○外山三博議長 以上で報告は終わりました。

これからの日程をお知らせいたします。

本日午後から10月10日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月11日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

10月11日（火）

# 平成 23 年 10 月 11 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (39 名)

- |      |         |                 |
|------|---------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一 | (郷中の会)          |
| 2 番  | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会)      |
| 3 番  | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団)      |
| 4 番  | 渡 辺 創   | (新みやざき)         |
| 5 番  | 西 村 賢   | ( 同 )           |
| 6 番  | 黒 木 正 一 | (自由民主党)         |
| 7 番  | 松 村 悟 郎 | ( 同 )           |
| 8 番  | 内 村 仁 子 | ( 同 )           |
| 9 番  | 後 藤 哲 朗 | ( 同 )           |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | ( 同 )           |
| 11 番 | 二 見 康 之 | ( 同 )           |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | ( 同 )           |
| 13 番 | 外 山 三 博 | ( 同 )           |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新)         |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団)      |
| 16 番 | 高 橋 透   | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 17 番 | 太 田 清 海 | ( 同 )           |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき)         |
| 19 番 | 星 原 透   | (自由民主党)         |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | ( 同 )           |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | ( 同 )           |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | ( 同 )           |
| 24 番 | 外 山 衛   | ( 同 )           |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | ( 同 )           |
| 26 番 | 山 下 博 三 | ( 同 )           |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団)    |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき)         |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党)         |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | ( 同 )           |
| 34 番 | 中 野 一 則 | ( 同 )           |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | ( 同 )           |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | ( 同 )           |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | ( 同 )           |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | ( 同 )           |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | ( 同 )           |

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 牧 元 幸 司   |
| 県 民 政 策 部 長       | 渡 邊 亮 一   |
| 総 務 部 長           | 稲 用 博 美   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 土 持 正 弘   |
| 環 境 森 林 部 長       | 加 藤 裕 彦   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 米 原 隆 夫   |
| 農 政 水 産 部 長       | 岡 村 巖     |
| 県 土 整 備 部 長       | 児 玉 宏 紀   |
| 会 計 管 理 者         | 豊 島 美 敏   |
| 企 業 局 長           | 濱 砂 公 一   |
| 病 院 局 長           | 甲 斐 景 早   |
| 財 政 課 長           | 日 隈 俊 郎   |
| 教 育 委 員 長 職 務 代 理 | 柏 田 芳 徳   |
| 教 育 長             | 柏 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 長         | 佐 藤 勇 夫   |
| 警 察 本 部 長         | 鶴 見 雅 男   |
| 人 事 委 員 長         | 村 社 秀     |
| 代 表 監 査 委 員       | 宮 本 尊     |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   |
| 事 務 局 次 長   | 成 合 修 稔   |
| 総 務 課 長     | 山之内 稔     |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   |

## ◎ 決算特別委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第24号から第28号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第24号から第28号に係る「平成22年度決算の認定」について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入7,714億2,381万7,000円、歳出7,596億8,617万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が25.8%の増、歳出が25.3%の増と、口蹄疫の影響等により大きく増加しております。この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は117億3,763万9,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億1,474万1,000円となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が72億9,453万7,000円、歳出が49億7,391万6,000円で、差し引き残額は23億2,062万1,000円となっております。

次に、議案第25号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は46億6,317万9,000円、事業費用は41億4,725万1,000円で、当年度純利益は5億1,592万8,000円であります。供給電力量の目標達成率は、夏場以降、少雨傾向であった影響により94.5%となっており、電力料金収入の目標達成率も98.5%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は3億5,701万2,000円、事業費用は2億7,649万1,000円で、当年度純利益は8,052万1,000円であります。なお、給水量の目標達成率は112.9%となっております。

次に、議案第27号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は4,342万9,000円、事業費用は2,289万円で、当年度純利益は2,053万9,000円であります。なお、施設利用者数の目標達成率は97.6%となっております。

最後に、議案第28号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の収支状況は、事業収益が266億1,731万1,000円、事業費用が269億9,171万円で、当年度純損失は3億7,439万9,000円となり、第1期中期経営計画に掲げられていた単年度黒字化には及ばなかったものの、前年度と比較すると、純損失は7億5,430万6,000円減少しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、

議案第24号については賛成多数、議案第25号から第28号については全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項として、本県財政について、持続的に健全性が保たれるよう、自主財源の一層の確保に努めるなど、財政改革の着実な実行に取り組むことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、収入未済額の縮減について、効果的な滞納整理等による一層の取り組みを進めること。

1つ、移住促進について、他の振興施策を効果的に組み合わせるなど、地域の活性化につながるよう取り組むこと。

1つ、国際定期航空路線の維持・充実について、これまでの取り組みを十分検証した上で、将来にわたって安定的に利用者が確保できるよう、相互交流の促進などの取り組みを強化すること。

1つ、自殺ゼロプロジェクトについて、実態の分析等をさらに進めるなど、一層の自殺対策に取り組むこと。

1つ、児童虐待について、市町村との連携や子供を守るネットワークの充実など、児童虐待防止対策をより一層強化すること。

1つ、県立病院について、人事体制の見直し等により、経営ノウハウの蓄積を図るなど、さまざまな方策を検討し、経営改善により一層取り組むこと。

1つ、商工会等の支援について、十分な予算を確保すること。

1つ、東九州メディカルバレー構想について、大分県や旭化成などの関係団体等と十分に連携し、実現に向けて最大限の努力をすること。

1つ、都市計画等によるまちづくりについて、関係機関や市町村と連携し、商工業者等のニーズに合ったきめ細かい施策を展開することにより、中心市街地等の活性化を図ること。

1つ、口蹄疫からの再生・復興について、畜産農家の経営再開を支援する取り組みを積極的に行うとともに、防疫体制の一層の強化を図るほか、観光振興対策なども含めた地域経済の活性化につながる各種施策を積極的に講じること。

1つ、浄化槽の適正管理について、引き続き制度の啓発に努めるとともに、保守点検業者等とも連携して、法定受検率が向上する仕組みを講じること。

1つ、県産材の利用促進について、PRに努めるとともに、需要拡大のための施策を講じること。

1つ、元気な農家をつくる経営健康診断について、農家の経営改善の実態が把握できる事業内容に改善するとともに、より多くの農家が取り組めるよう努めること。

1つ、事業所における暴力団等の排除について、民間事業所はもとより、行政職員の意識の向上に資する取り組みに努めること。

1つ、県立高等学校のキャリア教育について、本県産業を担う人材を育成する取り組みとして、より積極的に推進すること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について、特段の改善と努力が図られるよう、重

ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長にお願いし、当委員会の審査の経過及び結果についての報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第24号「平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対を表明し、討論をいたします。

平成22年度は、4月20日に発生した口蹄疫の終息に向けた懸命な取り組みや、農家を初め地域経済に及んだ甚大な被害からの再生・復興が、畜産宮崎県政の重要かつ最大の課題となりました。同時に、この口蹄疫被害が、長引く景気低迷や雇用問題にも追い打ちをかけることにもなりました。また、国政でも、新政権にかわったものの、国の社会保障費削減路線が続く中で、ますます国民・県民の暮らしは厳しい状況に置かれてきました。こうした中で、県政が県民の願いにどれだけこたえ、県民福祉の増進という地方自治体本来の責務をどう果たしたかが大きく問われました。

決算状況は、地方交付税は前年度と比較して12.3%ふえたものの、地方交付税の代替財源

である臨時財政対策債は前年度を上回る560億1,400万円余とふえ、その結果、県債発行額は口蹄疫対策転貸債の発行などとも相まって2,146億5,100万円余、県債残高は1兆597億3,100万円余と膨大な額に達し、公債費は931億4,400万円余とさらに前年度を上回りました。こうした状況では、決して健全な財政運営は図られません。臨財債の償還が30年にも及ぶやり方は、地方財政にも大きな負担を負わせることは明らかであり、地方交付税のあり方をもとに戻すよう強く求めていくことが必要です。

また、自主財源の根幹をなす県税収入は、前年度に比べさらに減収、個人県民税が収入未済額の79.2%を占めるなど、厳しい県民の暮らしが浮き彫りになっています。さらに今、社会保障と税の一体改革と称して、国民にさらなる負担増が押しつけられようとしています。国民の暮らしが守られ安定してこそ、地域経済の活性化も図られ、税収に結びつくものです。国民への過度な負担増には、反対の態度を表明することが必要であることは言うまでもありません。

県政運営では、まず第1に、農業関連で冒頭述べましたが、口蹄疫被害からの再生・復興にどれだけ尽力したかです。まずは、県の職員の皆さんの日夜を分かたぬ献身的な御努力に敬意を表するものです。口蹄疫は、被害農家はもちろんのこと、関連産業や地域経済へ深刻な影響を及ぼし、復興への対策はまだまだこれからです。感染ルートの解明や防疫対策、畜産形態のあり方など、多くの問題、課題を残しました。今後さまざまな要望にこたえる復興支援を含め、課題解決の迅速な施策対応を求めたいと思います。

第2に、福祉の施策において、国民健康保険



では、国保税を納めたくても納められない滞納世帯に対する1カ月程度の短期保険証や医療窓口10割負担となる資格証明書の発行が、合わせて1万8,757世帯、また、いずれの保険証も交付されていない未交付世帯は、22市町村で8,986世帯に及んでおり、前年度を2,658世帯も上回るといふ深刻な事態が明らかになっています。事実上、医療を受けられない人がふえる、助かる命が守れない、こうした国民皆保険制度の崩壊につながりかねない事態をしっかりと直視して、「都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない」と国保法にうたわれているように、県民に責任を負う県の責務をしっかりと果たすことが求められていると思います。また、高い保険税となっている主な要因でもある、引き下げられている国庫負担をもとに戻すことを国に求めるのは当然のこと、国保は社会保障であるとの位置づけを明確にして、県も支援をすることが求められていると思います。また、3,000人を超える方々が特養ホームの入所を待っておられますが、一向に解消されてはおりません。対応のおくれを指摘し、早急な対策を求めるものです。

第3に、商工施策については、本県の経済を下支えしている地元中小零細企業の支援より、誘致企業への助成が大きいことです。誘致企業による雇用の創出等も必要ではありますが、自治体間の過度な条件競争に走ることは、自治体本来の姿ではなく、厳に改めることと思います。雇用対策は、地元企業の行う雇用拡大にも直接支援を行うなど、地元中小企業の支援をしっかりと位置づけることが必要だと思います。

第4に、市町村合併の問題では、44あった自治体は26自治体となりました。昨年度、合併し

た5つの市に、5億円余の合併支援交付金が交付されています。公共施設の建設や設備などのハード事業に充てられていますが、合併後の住民の暮らしがどのように変わったのか、本当に必要な合併だったのか、十分な検証が必要であり、行政の責任が求められていると思います。

第5に、国の直轄事業については国が責任を持って、県の直轄事業については県が責任を持って、事業を執行することが当然であるという立場を表明してきましたが、決算において、改めて県の支出や市町村からの徴収は見直すことを求めるものです。

最後に、宮崎県行政改革大綱2007に基づいて、行財政改革の名で、県職員の大幅削減とさまざまな県の管理運営を民間へ移す指定管理者への委託・民営化、そして国の人事院勧告に追随した職員給与の引き下げが行われてきました。このことは県内経済にも大きな影響を及ぼし、とりわけ大惨事となった東日本大震災からも、公務員の果たす役割が見直されることとなっています。改めて、過度な人員削減や給与のあり方についての再考を求めたいと思います。

以上、平成22年度決算について、幾つかの問題点を指摘し、決算についての反対討論といたします。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第24号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎ 議案第25号から第28号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第25号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成23年10月11日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第17号

葉たばこ農家の支援を求める意見書

---

◎ 議員発議案第17号追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第17号を日程に追加し、議題とするこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第17号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年9月定例県議会議会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

資

料

# 平成23年9月定例県議会日程

40日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 2	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
3	土		( 閉 庁 日 )	
4	日			
5	月	休 会	( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
6	火			一般質問通告締切 12:00
7	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
8	木			請願締切 12:00
9	金			一 般 質 問
10	土		( 閉 庁 日 )	
11	日			
12	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
13	火			一 般 質 問 議案・請願委員会付託
14	水	休 会	常 任 委 員 会	
15	木			
16	金			
17	土		( 閉 庁 日 )	
18	日			
19	月			
20	火	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
21	水		( 議 事 整 理 )	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 22	木	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
23	金		( 閉 庁 日 ) 秋分の日	
24	土		( 閉 庁 日 )	
25	日			
26	月	休 会	( 議 案 調 査 )	
27	火			
28	水	本会議	質疑 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算認定)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
29	木	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
30	金			
10. 1	土		( 閉 庁 日 )	
2	日			
3	月	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
4	火		( 議 事 整 理 )	
5	水			
6	木		決 算 特 別 委 員 会	
7	金		( 議 事 整 理 )	
8	土		( 閉 庁 日 )	
9	日			
10	月			( 閉 庁 日 ) 体育の日
11	火	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1200  
平成23年9月2日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



### 議案の送付について

平成23年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 議案第17号 工事請負契約の変更について
- 議案第18号 工事請負契約の変更について
- 議案第19号 国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第20号 国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第21号 宮崎県中山間地域振興計画の策定について

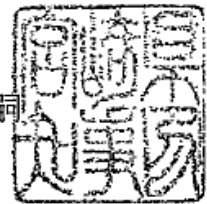
（文書取扱 財政課）

215-1216

平成23年9月7日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



### 議案の送付について

平成23年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第22号 教育委員会委員の任命の同意について

議案第23号 人事委員会委員の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1225  
平成23年9月22日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野 俊



### 議案の送付について

平成23年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第24号 平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第25号 平成22年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第26号 平成22年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第27号 平成22年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第28号 平成22年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)



平成23年9月定例会

## 代表質問時間割

9月7日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	中野 廣明	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	押川修一郎	13:00~15:00	

9月8日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	新みやざき	西村 賢	10:00~11:50	休憩
4	社会民主党	高橋 透	13:00~14:30	休憩
5	公明党	河野 哲也	14:40~16:10	

\* 会派別の質問時間

自由民主党 120分以内  
新みやざき 55分以内  
社会民主党 45分以内  
公明党 45分以内

## 一般質問時間割

### 9月9日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	後藤 哲朗	10:00～11:00	
2	自由民主党	右松 隆央	11:00～12:00	休憩
3	新みやぎ	徳重 忠夫	13:00～14:00	
4	自由民主党	宮原 義久	14:00～15:00	休憩
5	自民党つくしの会	岩下 斌彦	15:10～16:10	

### 9月12日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	社会民主党	鳥飼 謙二	10:00～11:00	
7	自由民主党	井本 英雄	11:00～12:00	休憩
8	新みやぎ	井上紀代子	13:00～14:00	
9	自由民主党	蓬原 正三	14:00～15:00	休憩
10	自由民主党	外山 衛	15:10～16:10	

### 9月13日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	自由民主党	坂口 博美	10:00～11:00	
12	公明党	新見 昌安	11:00～12:00	休憩
13	自由民主党	中野 一則	13:00～14:00	
14	日 日 新	図師 博規	14:00～15:00	休憩
15	自由民主党	星原 透	15:10～16:10	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

## 議案・請願 委員会審査結果表

## [議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例					可決
第6号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決			可決	
第7号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第8号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第9号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第10号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第11号	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例					可決
第12号	都市計画法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第13号	工事請負契約の締結について			可決		
第14号	工事請負契約の締結について			可決		
第15号	工事請負契約の締結について			可決		
第16号	工事請負契約の締結について					可決
第17号	工事請負契約の変更について			可決		
第18号	工事請負契約の変更について			可決		
第19号	国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第20号	国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第21号	宮崎県中山間地域振興計画の策定について	可決				

**[請 願]**

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 3 号	宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 6 号	行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権の付与を求める意見書についての請願	採択				

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成23年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第3号 宮崎地方最低賃金改正についての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

## 決算議案 委員会審査結果表

### [議案]

番号	件名	決算特別委員会
第24号	平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第25号	平成22年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	
第26号	平成22年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	
第27号	平成22年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	
第28号	平成22年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

# 決算特別委員会各分科会主査報告

## その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成22年度の一般会計の決算規模は、口蹄疫対策等の影響等により過去最大となっており、歳入が7,714億2,381万7,000円、歳出が7,596億8,617万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が25.8%、歳出が25.3%の増であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、117億3,763万9,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億1,474万1,000円の黒字となっております。

本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなど、財政基盤は脆弱な上に、社会保障関係費等の増加に伴い極めて厳しい状況となっております。

当局におかれては、持続的に健全性が確保されるよう、引き続き、財政改革の着実な実行に取り組まれることを要望いたします。

次に、県税の収入未済額の縮減についてであります。

平成22年度の県税の収入未済額は、個人県民税や自動車税を中心に26億7,000万円余で、依然として多額の未済額が発生しております。

このことについて当局より、「収入未済額の約8割を占める個人県民税については、平成19年度から開始した税務職員の併任人事交流等により、市町村と一体となった徴収対策に努めており、今年度からは給与所得者に係る特別徴収制度の適正化についても本格的な取組みを進めている。

今後とも市町村との連携を強化するなど税務行政の充実を図り、自主財源の確保に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当局におかれては、効果的な滞納整理等による収入未済額の縮減について、なお一層の取組みを要望するものであります。

次に、移住促進についてであります。

このことについて複数の委員より、「移住については、効果の測定が難しい面もあるが、他の振興施策を効果的に組み合わせるなどして、地域の活性化につながるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、国際定期航空路線の維持・充実についてであります。

このことについて複数の委員より、宮崎空港振興協議会を通じた団体利用者等に対する補助事業について質疑があり、当局より、「本県の国際定期便は、口蹄疫の発生や新燃岳の噴火などの影響を受けたところであり、また、九州各県においても新たな路線が開設されるなど競争も激しくなっている。今後も県民の利用率向上に向けた対策を継続していくことで路線の定着化を図ってまいりたい」との答弁がありました。



当局におかれては、これまでの取り組みを十分検証した上で、将来にわたって安定的に利用者を確保できるよう相互交流の促進などの取り組みを強化し、国際定期航空路線の維持・充実に取り組まれることを要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

## その2 厚生分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成22年度宮崎県歳入歳出決算及び宮崎県立病院事業会計決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、これを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、自殺ゼロプロジェクトの推進についてであります。

本県における平成22年の自殺者数は307人であり、年々減少傾向にあるものの、今なお高い数字となっております。

このことについて委員より、「自殺に至る大きな要因をどのようにとらえているか」との質疑があり、当局より、「健康、経済、家庭などのさまざまな要因が、複合的に絡み合っているものと考えている」との答弁がありました。当局におかれては、実態の分析等をさらに進めるなど、一層の自殺対策に取り組むよう要望いたします。

次に、児童虐待対策についてであります。

このことについて委員より、「児童虐待については、マスコミ等で報道されたり、死亡事件が起こるまで、児童相談所が把握していなかったケースが見受けられるが、もっと行政機関が積極的に介入して、最悪の状態にならないようにするべきではないか」との質疑があり、当局より、「虐待が疑われる通告があれば、児童相談所等は、48時間以内に安全確認をするようにしている。また、市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、情報共有や連携を図っている」との答弁がありました。

当局におかれては、市町村との連携や子どもを守る地域ネットワークの充実など、児童虐待防止対策をより一層強化するよう要望いたします。

次に、宮崎県立病院事業会計の決算の概要についてであります。

平成22年度の収支状況は、事業収益が266億1,731万1,000円、事業費用が269億9,171万円で、当年度純損失は3億7,439万9,000円となり、第一期の中期経営計画に掲げられていた単年度黒字化には及ばなかったものの、前年度と比較すると、純損失は7億5,430万6,000円減少しております。

これは、新たな施設基準の取得により、診療報酬の加算を得たことが大きな要因の一つであります。当分科会といたしましては、人事体制の見直し等により、経営ノウハウの蓄積を図るなど、さまざまな方策を検討し、経営改善により一層取り組んでいただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

### その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、商工会等への支援についてであります。

このことについて委員より、「商工会等への支援について、県としてどのような方針を持っているか」との質疑があり、当局より、「地域を支えていく上で、各商工会等の果たす役割が大きいことは認識している。商工会については、現在、県商工会連合会において、組織・体制のあり方についての検討が行われているので、県としても、必要に応じて助言等を行ってまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「会員数が少なくなっているなど、商工会等を取り巻く環境も厳しいと聞いている。県においては、行財政改革を推進している中ではあるが、商工会等は地域振興の核であるため、十分な予算を確保し支援していただきたい」との要望がありました。

次に、口蹄疫再生・復興支援についてであります。

このことについて委員より、「プレミアム商品券の発行など、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業を活用して商工業者等への支援を行っているが、今後はどのように支援するのか」との質疑があり、当局より、「今後ともプレミアム商品券の発行、地域活性化イベント事業への助成、観光振興の取り組みに対する支援などを行っていく」との答弁がありました。

これに対して委員より、「口蹄疫からの再生・復興は道半ばであることから、ファンド事業による商工業者等への支援のみならず、観光振興対策なども含めた地域経済の活性化につながる各種施策を引き続き積極的に講じていただきたい」との要望がありました。

次に、東九州連携医療関連産業集積促進事業についてであります。

このことについて委員より、「東九州メディカルバレー構想の今後の見通しはどうか」との質疑があり、当局より、「研究開発や人材育成、地場企業参入支援などについて、ここ1～2年で足場をつくり、10年後を目途に東九州地域が医療機器産業等の拠点として認知していただけるよう、産学官が知恵を出し合って構想の実現に努めていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「大分県や旭化成などの関連団体等と十分に連携して、構想の実現に向けて最大限の努力をしていただきたい」との要望がありました。

次に、都市空間づくりについてであります。

このことについて委員より、「都市空間づくりを推進するに当たっては、中心市街地の活性化は重要な課題の一つであるが、県土整備部としてはどのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「都市計画のマスタープランの見直しや準都市計画区域の指定等により、日常的な生活が機能的に行えるコンパクトなまちづくりを目指しているところである。バリアフリー化を進めるなど、ハード面から

商工業者等への支援ができるよう努めていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「都市計画等によるまちづくりにおいては、県土整備部のみで検討するのではなく、商工観光労働部門や各市町村との連携を図り、商工業者等のニーズに合ったきめ細かい施策を展開し、引き続き中心市街地等の活性化を図っていただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

#### その4 環境農林水産分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、浄化槽の適正管理強化についてであります。

このことについて当局より、「緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して雇用した啓発員により、法定検査未受検者に対して文書や電話での適正管理の周知、啓発を行ったところである」との説明がありました。

これに対して委員より、「法定検査の受検率向上に当たっては、浄化槽設置者に検査の必要性を十分に認識してもらうことが大切であるので、引き続き制度の啓発に努めるとともに、保守点検業者等とも連携して、法定検査の受検率が向上する仕組みを講じてもらいたい」との要望がありました。

次に、県産材の利用促進についてであります。

このことについて複数の委員より、「県産材のPRに努めるとともに、大都市圏での消費を伸ばすためにパワービルダーを活用するなど、需要拡大のための施策を講じてもらいたい」との要望がありました。

次に、元気な農家をつくる経営健康診断についてであります。

このことについて当局より、「本県農業の担い手の育成及び経営強化を図るため、専門のコーディネーターを配置して、経営改善意欲の高い農家に対し、経営革新プランの作成支援やプランに基づく経営健康診断、コンサルティング等の重点指導を実施した」との説明がありました。

これに対して委員より、「大事な事業であるが、効果が見えにくいので、農家の経営改善の実態が把握できるような事業内容に改善してもらいたい」との要望がありました。

また別の委員より、「儲かる農家の実現に向けて、より多くの農家が経営改善に取り組めるように事業を展開してもらいたい」との要望がありました。

最後に、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

平成22年4月に発生した口蹄疫は甚大な被害をもたらし、畜産業のみならず地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼしました。

当局においては、同年8月に策定した「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、各種施策を実施さ

れているところでありますが、被害を受けた畜産農家が安心して経営を再開し、安全・安心な農畜産物を供給していくために、畜産農家の経営再開を支援する取り組みを、より積極的に行うとともに、防疫体制の一層の強化を図り、口蹄疫からの再生・復興を確実なものとしていただくよう要望いたします。

当分科会としましては、以上の点について要望するものであります。

以上、当分科会の報告を終わります。

## その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成22年度宮崎県歳入歳出決算、宮崎県電気事業会計、宮崎県工業用水道事業会計及び宮崎県地域振興事業会計決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、事業所暴力団等排除責任者講習についてであります。

この事業は、各事業所で選任されている暴力団等への対応責任者に、暴力団等反社会的勢力による不当要求等の被害を防止する対応要領等を講義等を通じて習得してもらうものであります。

委員より、「行政の事務事業への暴力団の介入が、今後も問題となると思われることから、暴力団排除に関する行政担当者側の認識、知識をさらに広げる必要があるので、講習会の充実などにより、民間事業者はもとより、行政職員の意識の向上に資する取り組みにも努めてほしい」との要望がありました。

次に、県立高等学校キャリア教育総合推進についてであります。

この事業は、高校生が将来への夢を描き、目標を持って努力し、宮崎の産業を元気にできる人材へと成長できるようキャリア教育を充実・推進するものであります。

委員より、「この事業の実績内容の『宮崎ものづくり人材育成塾』において、どのような取り組みを行ってきたのか」との質疑があり、当局より、「工業高校の生徒代表約100名が、2泊3日の宿泊をしながら、県内企業の方々から講話をいただいたり、技能を直接学んだりする研修である。参加した生徒は、学校に帰ってからその研修内容を還元するという役割を担っている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「この事業は、子どもたちの将来の進路選択の幅が広がることになるほか、本県の人材育成における特徴的な取り組みにつながっていくなど、非常に評価すべき事業である。少ない予算ではあるが、大きな成果が期待できると思われるので、本県の産業を担う人材を育成する取り組みとして、より積極的に推進していただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県電気事業会計決算の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は46億6,317万9,000円、事業費用は41億4,725万1,000円で、当年度純利益は5億1,592万8,000円であります。供給電力量の目標達成率は、夏場以降、少雨傾向であった影響により94.5%となっており、また、電力料金収入の目標達成率も98.5%となっております。

次に、宮崎県工業用水道事業会計決算の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は3億5,701万2,000円、事業費用は2億7,649万1,000円で、当年度純利益は8,052万1,000円であります。なお、給水量の目標達成率は112.9%となっております。

最後に、宮崎県地域振興事業会計決算の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は4,342万9,000円、事業費用は2,289万円で、当年度純利益は2,053万9,000円あります。なお、施設利用者数の目標達成率は97.6%となっております。

以上で、当分科会の報告を終わります。

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	9月22日・可 決
〃 第2号	平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	都市計画法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第14号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第15号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第16号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第17号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第18号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第19号	国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第20号	国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第21号	宮崎県中山間地域振興計画の策定について	〃
〃 第22号	教育委員会委員の任命の同意について	9月13日・同 意
〃 第23号	人事委員会委員の選任の同意について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第24号	平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月11日・認定
〃 第25号	平成22年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	〃
〃 第26号	平成22年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
〃 第27号	平成22年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	〃
〃 第28号	平成22年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
議員発議案第1号	円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書	9月22日・可決
〃 第2号	専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書	〃
〃 第3号	特定疾患治療研究事業の充実と財源確保を求める意見書	〃
〃 第4号	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時特措法」の恒久法への見直しを求める意見書	〃
〃 第5号	東九州自動車道の全線開通を求める意見書	〃
〃 第6号	細島港臨海工業地帯の低レベル放射性廃棄物の早期処理を求める意見書	〃
〃 第7号	公共交通機関の存続に向けJR九州等に係る経営支援継続を求める意見書	〃
〃 第8号	30人以下学級実現・義務教育費国庫負担拡充等に係る意見書	〃
〃 第9号	原子力発電・エネルギー政策に関する意見書	〃
〃 第10号	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	〃
〃 第11号	第11回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃
〃 第12号	行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書	〃
〃 第13号	国の経済対策により造成した基金の設置期限の延長等必要な財源措置を求める意見書	〃
〃 第14号	環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書	〃



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第15号	社会資本整備予算の確保に関する意見書	9月22日・可決
〃 第16号	決算特別委員会の設置について	9月28日・可決
〃 第17号	葉たばこ農家の支援を求める意見書	10月11日・可決

意見書、その他

## 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書

欧州での経済危機や、米国の国債格下げ問題などを原因に円高が歴史的な水準で進行している中であって、我が国の経済は円高・デフレ傾向が長期化し、さらに東日本大震災による経済状況の悪化も懸念されている。

政府は、大震災からの復旧・復興に向けて、二度にわたる補正予算を編成したところであるが、本格的な予算編成とはなっておらず、景気回復に向けた好材料につながっていない。今後、電力需給の逼迫が長期化し、円高傾向も続くことになれば、企業が海外に生産拠点を移すことは明らかであり、雇用、産業空洞化が進行することとなる。

また、歴史的な水準の円高は、地域の製造業や観光業に大きな打撃を与えており、この状態を放置すると、地域経済は悪化の一途をたどることとなる。

今こそ政府は「日本経済全体の復興が被災地の復興につながる」との考え方のもと、抜本的な円高・デフレ対策に取り組む必要がある。

よって、下記の事項について早急に実現を図るよう強く要望する。

### 記

- 1 内需主導など経済全体を底上げするため、景気対策及び防災対策のための必要な公共事業の推進などを含めた大規模な補正予算を早急に編成、執行すること。
- 2 年末に向けた中小企業の万全な資金繰り対策の拡充など、円高の痛みを直接受ける輸出産業への影響を緩和する対策を講じること。
- 3 外国人観光客の減少による観光業への支援策を講じること。
- 4 地域の雇用維持・確保に活用できる臨時交付金等を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
経済産業大臣	枝野幸男様
総務大臣	川端達夫様
内閣官房長官	藤村修様

## 専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書

専修学校は、我が国の中核的な職業教育機関として進展を遂げ、多種多様な職業実践教育により、これまで多くの専門的な職業人の育成を図ってきたところであるが、近年、若年層の非正規雇用が増大する中で、ますます専修学校に対する社会的な要請が増大している。

本県においては、高校卒業生の17.1%が専修学校（専門課程）に進学しているが、その卒業生の大部分が県内企業に就職しており、県内経済の発展に寄与しているばかりでなく、人口の流出防止にも大きく貢献しているところである。

しかしながら、専修学校は学校教育法第1条に定める「学校」としての位置づけがなされていないため、学生が卒業資格や就職先企業の受験機会等において、社会的な不利益を受けている実態がある。

このような中、平成23年1月の中央教育審議会の最終答申において、「職業実践的な教育に特化した枠組み」の必要性が盛り込まれ、新たな学校種創設の道筋が明確に示されたところであり、今後、具体的な制度設計に向けて議論が本格化していくことが予想される。

よって、国においては、専修学校におけるより質の高い職業教育の実現を図るため、専修学校の1条校化に向けて、新たな学校種創設に対する法改正を早期に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
文部科学大臣	中川正春様
内閣官房長官	藤村修様

## 特定疾患治療研究事業の充実と財源確保を求める意見書

難治性疾患に苦しむ患者の医療費負担を軽減するとともに、疾患の原因究明、治療法の開発を促す目的で、特定疾患治療研究事業が実施されており、現在56疾患が対象疾患として認定されている。

その一方で、その他の難治性疾患についても希少性、原因不明、治療方法未確立、高額な医療費による生活面への支障等の要件を満たす疾患が認められているが、対象疾患特定のための諮問機関である特定疾患対策懇談会は、平成21年9月を最後に開催されていない状況である。

よって、国においては、特定疾患対策懇談会を早急に開催し、その意見を基に特定疾患治療研究事業の対象疾患拡大について検討を進めるよう強く求める。

あわせて、所要の予算を確保のうえ、適正な額の国庫補助金を特定疾患治療研究事業に対して交付し、同事業における都道府県の超過負担の解消に努めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
内閣官房長官	藤村修様

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の恒久法への見直しを求める意見書

国土の約15%を占め、本県の全域が地帯指定されている特殊土壤地帯の災害防除や農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、11回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきている。

しかし、近年、局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壤が広く分布している地域においては、治山・治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の重要性が高まっており、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壤の不利な点を補い、生産性の高い農業を効率的に展開していくための農用地整備など、農業生産力向上に向けた必要な事業も依然として残されている。

については、災害の多発や農業生産に不利な面があるなど、特殊土壤地帯の厳しい実情を十分に考慮し、平成23年度末で期限切れとなる「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の恒久的な法整備を強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
国土交通大臣	前田武志様
農林水産大臣	鹿野道彦様
内閣官房長官	藤村修様

## 東九州自動車道の全線開通を求める意見書

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県にとって、災害時や救急医療に必要な「命の道」として、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」として、さらに通勤や通学、買い物など暮らしに必要な「生活の道」として重要な社会基盤である。

特に、東日本大震災によって、高速道路が「命の道」として果たす役割が改めて認識されたところであるが、東九州地域は、東南海・南海地震が発生した場合には、甚大な被害が懸念されており、東九州自動車道のミッシングリンクの解消は急務となっている。

また、九州新幹線の全線開通によって、交通基盤の東西格差がますます拡大している状況を鑑みても、東九州自動車道の完成をこれ以上遅らせることは、とても容認できない。

よって、国においては、高速道路の整備に要する予算を安定的に確保し、九州を循環するネットワークの構築に向け、東九州自動車道・北九州～大分～宮崎～日南間を平成26年度までに完成させるとともに、日南～志布志間の早期整備を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住 淳様
国土交通大臣	前田武志様
内閣官房長官	藤村 修様

## 細島港臨海工業地帯の低レベル放射性廃棄物の早期処理を求める意見書

本県の細島港臨海工業地帯一区には、かつて民間企業が行ったウラン濃縮実験に伴う低レベル放射性廃棄物（低レベルのウラン含有固体と極低レベルのウラン汚染物）の貯蔵施設があり、放射線管理区域となっている。

この低レベル放射性廃棄物の処分については、国における基本方針（平成20年法律第51号）が決定し、さらにこの方針に基づき日本原子力研究開発機構が、埋設処分業務の実施に関する計画を策定し、国の認可を受け事業を実施することとなったところである。

しかしながら、この計画では、低レベル放射性廃棄物の埋設処分について、未だその埋設候補地さえ決定されていない状況となっている。

貯蔵施設のある細島一区は、国の重点港湾に指定された細島港に隣接し、本県ではこの港を核とした物流拠点づくりを目指しているところであるが、今後のグランドデザインを描く上で支障をきたすことが懸念されるとともに、東海・東南海・南海地震、さらには日向灘地震との連動による巨大地震も想定され、住民の不安が高まる中、地元自治体をはじめ、住民、放射性廃棄物を管理する企業からも可能な限り早期の処分を求める声が上がっている。

よって、国においては、放射性廃棄物の埋設処分事業の早期実現に向けて全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 様
文 部 科 学 大 臣	中 川 正 春 様



## 公共交通機関の存続に向け J R 九州等に係る経営支援継続を求める意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され J R 7社が誕生した。J R 東日本、J R 東海、J R 西日本の本州3社は、株式を上場して完全民営化を果たしている。

一方、J R 九州、J R 北海道、J R 四国及び J R 貨物の4社については、当初から経営困難が予測されたことから経営安定基金の設置や固定資産税等の軽減による支援策が講じられているが、発足25年の節目を迎える現在も、赤字額の減少は認められるものの、自立した経営に至っていない。

このような中で、本年度末にはこれら4社に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置特例が期限切れを迎える。

東日本大震災の教訓から地域鉄道の役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識されており、鉄道は地域の産業や県民生活を支える重要な交通機関として欠くことのできないものである。

支援の廃止は、J R 九州の経営をさらに圧迫し、採算性の悪い路線の切り捨てや運賃改定など、地域経済や住民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、平成24年度の税制改正において下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 J R 九州等への固定資産税、都市計画税を減免する特例措置、いわゆる「承継特例」と「三島特例」を今後も継続すること。
- 2 鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税の減免措置を今後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣	川 端 達 夫 様
財 務 大 臣	安 住 淳 様
国 土 交 通 大 臣	前 田 武 志 様

## 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担拡充等に係る意見書

昨年度、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務教育標準法が国会で成立した。これにより、30年ぶりに学級編成標準が引き下げられ、国レベルでの少人数学級の推進に向けた取組が始まったことになる。

日本は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多い現状があり、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、今後とも少人数学級の着実な推進が必要である。

また、日本のGDPに占める教育費公財政支出の割合がOECD加盟国の中で最下位であることや、三位一体改革による義務教育費国庫負担制度の国負担割合引き下げが地方自治体の財政を圧迫していることなどから、国庫負担の拡充が必要である。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は重要であり、未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、雇用・就業の拡大につなげる必要がある。このような観点から、国においては、平成24年度の政府の予算編成において下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。具体的な学級規模はOECD諸国並のゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	西 岡 武 夫 様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣	川 端 達 夫 様
文部科学大臣	中 川 正 春 様

## 原子力発電・エネルギー政策に関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方太平洋岸を中心に未曾有の被害をもたらした。被災した福島第一原子力発電所では、炉心のコントロールが失われ大量の放射性物質が環境中に放出されるなど、原子力の「安全神話」は完全に崩壊したところである。

この事故によって福島第一原発から半径20キロ圏内の「警戒区域」や20キロ以遠の「計画的避難区域」の住民は住み慣れた家を追われ、故郷に帰れる見通しもなく避難生活を余儀なくされている。

今回の事故を教訓に、また住民への危険や不安を解消するためにも、国のエネルギー政策を抜本的に見直すとともに、現在稼働中の原子力発電所の安全強化を図ることを強く求めるものである。また、国においては、事故の危険を繰り返さないために必要な措置を講ずるよう次の事項の実現について強く要望する。

### 記

- 1 エネルギー政策を抜本的に見直し、再生可能エネルギー等の促進のため一層の条件整備を進めること。
- 2 現在稼働中の原子力発電所の安全を確保するため、安全指針・基準等の抜本の見直しを行い、万全の対策を講ずるとともに、今後、原子力発電推進行動計画を見直すこと。
- 3 EPZ(防災対策を重点的に拡充すべき地域の範囲)は、今回の事故で影響が及んだ範囲、地形及び気象などの地域特性を踏まえて大幅に拡大すること。
- 4 放射能汚染の状況や、廃棄物の処理、原発の安全性等について、十分な情報公開を行い、住民や自治体の理解を得るよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
経 済 産 業 大 臣	枝 野 幸 男 様
国家戦略・経済財政担当大臣	古 川 元 久 様

## 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

大規模地震や豪雨等の非常災害時において被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。

この度の東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など、様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について、国として明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保にあたり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチ、教職員の派遣に係る費用負担のあり方等について、様々な問題が浮き彫りになっている。

こうした実態を踏まえ、先般、宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在、被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員派遣制度の構築を求める声が高まっている。

よって、政府においては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うため、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。
- 3 同制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣	川 端 達 夫 様
文 部 科 学 大 臣	中 川 正 春 様
復興対策・防災担当大臣	平 野 達 男 様

## 第11回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目的 災害と議会活動、議会の監視機能の強化及び議会の政策立案機能の強化などについての意見交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 期間 平成23年11月15日（火）から  
平成23年11月16日（水）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する10名以内

## 行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書

行政書士制度は、昭和26年の行政書士法施行以来、複雑・多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、国民と行政との橋渡し役として国民生活にも広く浸透しているところである。

平成20年7月には行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述代理を法定業務として行うこととなった。これにより行政書士がこれら代理を業とすることが可能となり、行政手続法の利用が一層図られる環境が整備されたところである。

しかしながら、行政不服審査法については、行政書士は試験科目に行政手続法、行政不服審査法などが出題されるなど不服審査手続に精通しているにもかかわらず、手続の代理権が付与されていないこともあり、行政不服審査法が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとは言いがたい。

よって、国においては、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る行政不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様

国の経済対策により造成した基金の設置期限の延長等必要な財政措置を  
求める意見書

国においては、長引く景気低迷の中、平成20年9月のリーマンショック以降、  
数次の経済対策を実施してきたところであり、各都道府県では、国の交付金を原  
資に、地域経済の活性化等のための各種基金を造成しているところである。

本県においては、現在、20の基金を造成し、必要な事業を行っているところ  
であるが、これらの基金のほとんどが平成23年度に、また、残る基金について  
も26年度までに、設置期限を迎えることとなっている。

これらの基金を原資とする事業の中には、地域における雇用の維持・創出、妊  
婦検診費用の助成、子宮頸がん予防ワクチン等の接種促進、私立高等学校の授業  
料減免、民間団体等が行う子育て対策等の支援など、地域経済の活性化や雇用対  
策はもとより、医療や福祉をはじめとする県民の暮らしの維持に必要な不可欠な取  
組が多く見受けられるところである。

特に、自主財源が乏しく財政基盤の脆弱な本県においては、基金に代わる新た  
な財源が確保できない場合には、これらの事業の継続が困難となり、県民生活に  
大きな影響が生じることが懸念されることである。

加えて、地域経済は依然として停滞を続けている中、最近の歴史的な円高や株  
安の進行により、基金を原資として実施している事業については、さらに積極的  
に展開していくことが求められる状況となってきた。

よって、国においては、これまでの国の経済対策で造成した基金の設置期限の  
延長や増額、基金に代わる新たな財源の確保など、必要な財政措置を講ずるよう  
強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	横	路	孝	弘	様	
参	議	院	議	長	西	岡	武	夫	様	
内	閣	総	理	大	野	田	佳	彦	様	
総	務	務	大	臣	川	端	達	夫	様	
財	務	務	大	臣	安	住		淳	様	
文	部	科	学	大	中	川	正	春	様	
厚	生	労	働	大	小	宮	山	洋	子	様
農	林	水	産	大	鹿	野	道	彦	様	
環	境		大	臣	細	野	豪	志	様	
内	閣	官	房	長	藤	村		修	様	
国家戦略・経済財政担当大臣				官	古	川	元	久	様	

## 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書

政府は、昨年１１月「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、貿易自由化を柱とする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、「関係国との協議を開始する」ことを菅・前内閣総理大臣が表明するとともに、本年１月の総理の施政方針演説において、「６月を目途に交渉参加を判断する」とされたところである。

その後、東日本大震災の発生もあり、本年５月に閣議決定された「政策推進指針」において、ＴＰＰ交渉参加の判断時期については、「総合的に検討する」とされており、新たな野田内閣において、今後、急速に議論が進められていく懸念がある。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しているため、将来本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業と食が壊滅的な影響を受けることは明らかである。また、無原則的に外国人医師や看護師の受け入れが加速し、国内の医師や看護師不足に拍車をかける可能性があるほか、外国人労働者の国内労働市場への流入による雇用の悪化、国民皆保険制度の崩壊など、幅広い分野で様々な影響が指摘されているところである。

本県にとっても、基幹産業である農林水産業をはじめ様々な分野で影響が懸念されるとともに、東日本大震災の被災地の復旧復興にも支障をきたす恐れがある。

よって、国においては、農林水産業や医療、労働など国民生活や経済全体に多大な影響を及ぼす可能性が高いＴＰＰ交渉に参加することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年９月２２日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
外 務 大 臣	玄 葉 光 一 郎 様
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 様
経 済 産 業 大 臣	枝 野 幸 男 様
厚 生 労 働 大 臣	小 宮 山 洋 子 様
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 様
国家戦略・経済財政担当大臣	古 川 元 久 様



## 社会資本整備予算の確保に関する意見書

本年3月に発生した東日本大震災は、広範な地域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害である。また、今月襲来した台風12号は、これまでの想定を上回る集中豪雨を伴い、各地に深い傷跡を残した。豪雨や地震などの災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、どこで起こるかわからない次なる災害に備えて、国民の生命・財産を守るために、国土の強靱化を図ることは喫緊の課題である。

こうした中、先般閣議決定された平成24年度予算の概算要求基準においては、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費は別枠とされているが、他の裁量的経費等は、平成23年度当初予算に比べ一律10%削減を求める内容となっている。これでは、被災地を支えるべき他の地域の経済まで落ち込むこととなり、却って復興の足かせとなるばかりでなく、次なる災害への備えにも重大な支障を来すことになる。

また、世界経済が混迷を深める中、日本経済も円高・デフレ等の問題に直面しており、大変厳しい財政運営のなかにあっても、機動的かつ効果的に、地域の経済対策や雇用対策を講じていくことが必要である。

よって、国においては、平成24年度予算の概算要求にあたり、以下の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 被災地以外の社会資本整備予算についても十分な総額を確保すること。
- 2 特に、高速道路等の国土ミッシングリンクの解消や、大規模災害に備えた防災・減災対策のための予算は、施設等の供用が遅れることのないよう、必要額を確保すること。
- 3 社会資本整備の一括交付金化において、年度間の事業規模の変動が大きい市町村事業にその対象を拡げることは、必要な防災・減災対策を重点的に進める妨げとなるため、拙速な導入は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
国土交通大臣	前田武志様
内閣官房長官	藤村修様

## 決算特別委員会の設置について

- |   |     |   |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会   |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査<br>・ 議案第 2 4 号「平成 2 2 年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」<br>・ 議案第 2 5 号「平成 2 2 年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」<br>・ 議案第 2 6 号「平成 2 2 年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」<br>・ 議案第 2 7 号「平成 2 2 年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」<br>・ 議案第 2 8 号「平成 2 2 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第 9 8 条の議会の権限を委任する。  |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある 3 名を除く議員全員  |

## 葉たばこ農家の支援を求める意見書

政府・与党は、9月27日、東日本大震災からの復興に向け、所得税、法人税、住民税、たばこ税を対象とする9.2兆円の臨時増税案を取りまとめた。

たばこは、平成22年10月にも1本あたり3.5円の増税がなされたばかりであり、既に国内の租税物品の中でも最高の税率になっているたばこという特定の商品にのみ、これ以上多大な税負担を強いることは、税の公平性の確保の観点から、大きな不公平感があると言わざるを得ない。

本県は、全国第2位の葉たばこの生産県であるが、近年の喫煙人口の減少や昨年10月の増税、東日本大震災などによって売り上げが減少しており、またここ数年、気象災害等の影響で不作が続いていることもあって、今回の日本たばこ産業株式会社（JT）による廃作募集に、本県の葉たばこ農家の約半数が希望をしている状況にある。

このような中での増税は、葉たばこ農家に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、地域経済や地域農業にも計り知れない影響を及ぼすことは明らかである。

よって、政府においては、たばこ税の引き上げありきではなく、現状を十分に考慮し、廃作する葉たばこ農家については、経営転換の支援や農地の有効活用を促進するとともに、栽培を継続する葉たばこ農家が、夢と希望を持って生産に取り組めるよう、特段の支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	枝野幸男様
内閣官房長官	藤村修様
国家戦略担当大臣	古川元久様

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	—	1	
厚生	—	—	—	
商工建設	—	1	1	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	1	1	2	

新規請願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第6号	受理年月日	平成23年9月2日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市旭2丁目2番32号 岡崎ビル2階 宮崎県行政書士会 会長 蓑原 行満		
請願の件名	<p>行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権の付与を求める意見書についての請願</p> <p>請願の趣旨</p> <p>平成20年7月1日、行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係わる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述代理を法定業務として行うこととなりました。これにより実体法に精通した行政書士がこれら代理を業とすることで行政手続法が多く国民に利用され、国民の権利が十分に擁護されるものと思われます。</p> <p>しかしながら、行政不服審査法における行政書士の活用も急務であり、依頼者である国民に手続の煩雑さや経済的な負担を強いる現状は憂慮すべきものがあります。既に、登用試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出題されていない弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士に一定の範囲で審査請求代理権が付与されているところ、登用試験科目に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されるなど、日々研修している我々行政書士に代理権がいまだに付与されていないことは甚だ遺憾なことであります。</p> <p>したがいまして、国会及び政府におかれては、国民の利便に寄与し、行政不服審査法の利用促進をはかるため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望するものであります。</p> <p>地方自治法第99条の規定による意見書を宮崎県議会として採択していただき、是非とも当該意見書を関係大臣に提出方を願ういたす次第です。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。</p>		
紹介議員	中野 一則 二見 康之 田口 雄二 井上紀代子 鳥飼 謙二 新見 昌安 岩下 斌彦 有岡 浩一 凶師 博規 前屋敷恵美		
摘要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	平成23年6月15日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市別府町3番9号 宮崎県労働福祉会館4階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山 節夫		
請願の件名	宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	田口 雄二 井上紀代子 西村 賢 徳重 忠夫 鳥飼 謙二 高橋 透 太田 清海 前屋敷恵美 有岡 浩一 函師 博規		
摘 要			

# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月2日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（右松隆央議員、鳥飼謙二議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第21号上程 知事提案理由説明
9月3日	土		
9月4日	日		
9月5日	月	休 会	(議案調査)
9月6日	火		
9月7日	水	本 会 議	議案第22号、第23号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・中野廣明議員、 自由民主党・押川修一郎議員）
9月8日	木		代表質問（新みやざき・西村 賢議員、 社会民主党宮崎県議団・高橋 透議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
9月9日	金		一般質問（後藤哲朗議員、右松隆央議員、徳重忠夫議員、 宮原義久議員、岩下斌彦議員）
9月10日	土		
9月11日	日		
9月12日	月	本 会 議	一般質問（鳥飼謙二議員、井本英雄議員、井上紀代子議員、 蓬原正三議員、外山 衛議員）
9月13日	火		一般質問（坂口博美議員、新見昌安議員、中野一則議員、 凶師博規議員、星原 透議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第22号、第23号）（同意） 議案・請願委員会付託
9月14日	水	休 会	常任委員会
9月15日	木		
9月16日	金		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月17日	土		
9月18日	日		
9月19日	月		
9月20日	火	休 会	特別委員会
9月21日	水		(議事整理)
9月22日	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第3号に反対、議案第7号に賛成、議案第19号、第20号に反対、請願第3号継続に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第3号、第19号、第20号）（可決） 採決（議案第1号、第2号、第4号～第18号、第21号）（可決） 採決（請願第6号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第15号追加上程、採決 議案第24号～第28号上程 知事提案理由説明
9月23日	金		
9月24日	土		
9月25日	日		
9月26日	月	休 会	(議案調査)
9月27日	火		
9月28日	水	本 会 議	議案第24号～第28号（決算認定）に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第16号上程、採決（可決） 議案第24号～第28号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） 決算特別委員会
9月29日	木	休 会	決算特別委員会
9月30日	金		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月1日	土		
10月2日	日		
10月3日	月	休 会	決算特別委員会
10月4日	火		(議事整理)
10月5日	水		
10月6日	木		決算特別委員会
10月7日	金		(議事整理)
10月8日	土		
10月9日	日		
10月10日	月		
10月11日	火	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第24号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第24号）（認定） 採決（議案第25号～第28号）（認定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第17号追加上程、採決 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 十 屋 幸 平

宮 崎 県 議 会 議 員 右 松 隆 央

宮 崎 県 議 会 議 員 鳥 飼 謙 二